

相模原市建築・設備に関する行政指導指針

相模原市消防局

平成8年4月1日施行
令和6年11月1日改正

目 次

第 1 章 総則

- 第 1 目的・・ 1-1-1
- 第 2 用語例・・ 1-1-1

第 2 章 消防同意事務処理

- 第 1 法第 7 条の規定に基づく建築物の確認に対する同意事務の取扱い 2-1-1
- 第 2 政令別表第 1 に掲げる防火対象物の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-2-1
- 第 3 消防用設備等の設置単位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-3-1
- 第 4 建築物の棟、床面積及び階の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-4-1
- 第 5 内装制限の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-5-1
- 第 6 無窓階の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-6-1
- 第 7 収容人員の算定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-7-1
- 第 8 令 8 条区画及び共住区画等の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-8-1
- 第 9 非常用の進入口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-9-1
- 第 1 0 カラオケ施設等に係る防火安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-10-1
- 第 1 1 社会福祉施設等に係る防火安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-11-1
- 第 1 2 百貨店等の避難管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-12-1
- 第 1 3 倉庫に係る防火安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-13-1
- 第 1 4 可燃性合成樹脂発泡体を断熱材等に用いた防火対象物に係る防火
安全対策・・ 2-14-1
- 第 1 5 地下駅舎等に係る防火安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-15-1
- 第 1 6 駐車場等の床面積及び消防用設備等の取扱い・・・・・・・・・・・・ 2-16-1
- 第 1 7 防災防火対象物、防災物品・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-17-1
- 第 1 8 防災センターの設置等の要件について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-18-1
- 第 1 9 平成 1 6 年消防本部告示第 1 号「ただし書」の運用について・・ 2-19-1
- 第 2 0 「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」
の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-20-1

第 3 章 火を使用する設備等の技術基準

- 第 1 条例第 3 条の規定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-1-1
- 第 2 防熱板の設置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-2-1
- 第 3 給湯湯沸設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-3-1
- 第 4 電気を熱源とする火気使用設備・器具の設置基準・・・・・・・・・・・・ 3-4-1
- 第 5 浴室に設ける天井組込み形衣類乾燥・暖房等用電気機器の設置基
準・・ 3-5-1

第 4 章 消防用設備等又は特殊消防用設備等の届出書等について

- 第 1 工事整備対象設備等着工届出書、消防用設備等工事計画書、消防
用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書、消防用設備等特例適

	用申請書の添付書類等……………	4-1-1
第 2	消防用設備等又は特殊消防用設備等の届出等に関する運用基準…	4-2-1
第 5 章 消防用設備等（特殊消防用設備等）の技術上の運用基準		
第 1	消火器……………	5-1-1
第 2	屋内消火栓設備……………	5-2-1
第 3	非常電源……………	5-3-1
第 4	スプリンクラー設備……………	5-4-1
第 5	水噴霧消火設備……………	5-5-1
第 6	泡消火設備……………	5-6-1
第 7	不活性ガス消火設備……………	5-7-1
第 8	ハロゲン化物消火設備……………	5-8-1
第 9	粉末消火設備……………	5-9-1
第 10	屋外消火栓設備……………	5-10-1
第 11	動力消防ポンプ設備……………	5-11-1
第 12	自動火災報知設備……………	5-12-1
第 13	ガス漏れ火災警報設備……………	5-13-1
第 14	漏電火災警報器……………	5-14-1
第 15	消防機関へ通報する火災報知設備……………	5-15-1
第 16	非常警報設備……………	5-16-1
第 17	避難器具……………	5-17-1
第 18	誘導灯及び誘導標識……………	5-18-1
第 19	消防用水……………	5-19-1
第 20	排煙設備……………	5-20-1
第 21	連結散水設備……………	5-21-1
第 22	連結送水管……………	5-22-1
第 23	非常コンセント設備……………	5-23-1
第 24	無線通信補助設備……………	5-24-1
第 25	フード等用簡易自動消火装置……………	5-25-1
第 26	パッケージ型消火設備……………	5-26-1
第 27	パッケージ型自動消火設備……………	5-27-1
第 6 章 特定共同住宅等		
第 1	特定共同住宅の取扱いについて……………	6-1-1
第 2	省令 40 号（特定共同住宅等）事前チェック表……………	6-1-1
第 3	共同住宅用自動火災報知設備の鳴動設定時間について……………	6-1-1
第 4	特例について……………	6-1-2
第 5	その他……………	6-1-2

法令基準と指導基準の区分けについて（統一事項）

1 法令基準と指導基準

【法令基準】

- ・法令に明記されているもの（消防庁告示を含む。）
- ・法令の解釈を述べているもの（消防庁からの通知、技術的助言及び質疑等で法令の解釈を述べているものを含む。）

【指導基準】

- ・上記以外のもの（消防庁からの通知、技術的助言及び質疑等を含む。）

2 記載方法

法令に明記されている又は法令の解釈を示しているものには、文末に[◆]をつけた。

(1) 記載例

1 加圧送水装置

二桁は半角（11）

(1) ポンプ方式

ポンプを用いる～は、次によること。◆

(1) が法令基準

ア 設置場所

(ア)

- a 屋内にポンプを設ける場合は、～専用の室に設けること。◆
ただし、～この限りでない。

(a)

I

甲

※①

㊦

前段が法令基準（ただし書以降は、指導基準）

(2)

- ア 避難器具用ハッチは、～。ただし、～とすること。◆

アが法令基準（ただし書以降を含む。）

なお、本文中の数字は1桁のみ全角とし、その他は半角とする。また、本文中の、表、図、別表、別図、別記はゴシックとする。

※この記載方法ができない場合は、これによらないこととする。

(2) 表、図、別表、別図、別記の記載例

- ア 表、題名、内容の全てゴシック

- (記載例) 第 1-3 表 上部に記載 (タイトルも含め)
 イ 図と題名、内容も全てゴシック
 (記載例) 第 1-3 図 下部に記載 (タイトルも含め)
 ウ 別表と別図、内容も全てゴシック 上部に記載
 (記載例) 別表 12-1、別図 12-1
 エ 別記と題名はゴシック 内容の表現は、(1) の記載例とする
 (記載例) 別記 1-1
 ※表や図中の数値は全て半角とする。

3 単位

本文中の単位は次に統一する。

※明朝体の例

μm , mm, cm, m, k, m, m^3 , m^2 , Ω , JIS, $^{\circ}\text{C}$, kg, %, sec, min, MPa, ℓ , m ℓ , lx (ルクス), Hz (ヘルツ), kHz, cd (カンデラ), mcd (ミリカンデラ), mil (ミル)

※ゴシック体の例

μm , mm, cm, m, km, m^3 , m^2 , Ω , JIS, $^{\circ}\text{C}$, kg, %, sec, min, MPa, ℓ , m ℓ , lx, Hz, kHz, cd, mcd, mil

4 その他

- (1) 用語の定義は、指針の中用語を定義しているものであるため法令、指導の区分けはないため、無印とする。
- (2) 本基準の適用にあたっては、行政手続法 (平成 5 年法律第 88 条) 及び相模原市行政手続条例 (平成 9 年相模原市条例第 13 号) に基づき、行政指導となる部分については十分な説明を行い、関係者の理解と協力のもとに安全対策を進めることを念頭において指導にあたるものとする。

第1章 総則

第1 目的

この指針は、消防法（昭和23年法律第186号）第7条、第8条の3、第9条及び第17条に基づく消防長が行う同意（以下「消防同意」という。）、防災規制、火を使用する設備等並びに消防用設備等の届出の審査、検査等に必要な事項を定めることを目的とする。

第2 用語例

- 1 法とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- 2 政令とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- 3 省令とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- 4 条例とは、相模原市火災予防条例（昭和48年相模原市条例第36号）をいう。
- 5 建基法とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- 6 建基政令とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- 7 建基省令とは、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）をいう。
- 8 J I Sとは、日本産業規格をいう。
- 9 耐火構造とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- 10 準耐火構造とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- 11 防火構造とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- 12 不燃材料とは、建基法第2条第9号に規定するものをいう。
- 13 準不燃材料とは、建基政令第1条第5号に規定するものをいう。
- 14 難燃材料とは、建基政令第1条第6号に規定するものをいう。
- 15 防火設備とは、建基法第2条第9号の2ロ及び第61条に規定するものをいう。
- 16 特定防火設備とは、建基政令第112条第1項に規定するものをいう。
- 17 防火戸とは、建基政令第109条第1項に規定するものをいう。
- 18 特定防火戸とは、防火戸のうち特定防火設備に適合するものをいう。
- 19 登録認定機関とは、省令第31条の5に規定する法人をいう。
- 20 不燃区画とは、不燃材料の壁、柱、天井（天井のない場合は、はり及び屋根。）、床で区画された部分をいう。

第2章 消防同意事務処理

第1 法第7条の規定に基づく建築物の確認に対する同意事務の取扱い

1 適用範囲について

消防同意のうち、建基法第6条第4項（同法の他の規定により準用される場合を含む。）の規定により建築主事が確認をする場合又は建基法第6条の2第1項の規定により指定確認検査機関が確認をする場合において、求められた同意について適用するものである。

2 消防同意の審査事項について

建築確認の際に求められる消防同意の審査事項のうち、建基法及び建基政令に関するものについては、**第1-1表**に掲げる建築物の用途の区分に応じ、同表に掲げる審査事項について、同表の審査事項の適用基準に基づき審査を行う。

なお、**第1-1表中**の必要に応じ審査を行うこととなっている事項については、次のいずれかに該当する場合に審査を行う。

- (1) 当該建築物の周囲の状況が木造密集市街地等であり、火災時等において周辺への極めて重大な被害の影響が懸念される場合
- (2) 大規模な建築物の安全性の確保が特に重要である場合
- (3) その他特に必要と認められる場合

第1-1表 建基法及び建基政令に係る審査事項の適用基準

○：審査が必要なもの △：必要に応じて審査を行うもの -：審査の必要のないもの

審査事項		参照条文 (主要なもの)	建築物の用途						
			特定 防火 対象	非特定防火対象物		長 屋	戸 住	建 宅	
				右 以	記 外				共同住宅等
					中高層	低層			
道 と 関 、 地 通	法35条(令128条) (敷地内の通路)(注1)	令123条 #125条	○	○	○	○	-	-	
	法35条(令128条の2) (大規模な木造等の建築物の敷地における通路)(注1)	令107条 #109条 #109条の2 #109条の3	○	○	○	○	-	-	
	法43条(敷地等と道路との関係) (注1)	令116条の2	○	○	○	○	○	-	
主 構 部 制	法21条1項及び2項 (大規模の建築物の主要構造部)	令46条 #107条 #107条の2 #109条 #109条の2 #109条の3 #109条の4 #115条の2 #115条の2の2 #129条の2の3	△	△	△	△	△	-	
	法27条 (耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物)	令107条 #107条の2 #109条 #109条の2 #109条の3 #115条の2の2 #115条の4 #116条	△	△	△	△			
	法35条の3(無窓の居室等の主要構造部)	令107条 #108条の2 #111条	○	○	-	-	-	-	
	法61条 (防火地域内の建築物)	令107条 #107条の2 #109条 #109条の2 #109条の3 #108条 #108条の2	○	○	○	○	○	○	○
	法62条 (準防火地域内の建築物)	同上 令136条の2	○	○	○	○	○	○	○
屋 根	法22条(屋根)	法24条の2 令109条の5	○	○	○	○	○	○	○
	法63条(屋根)	令136条の2の2	○	○	○	○	○	○	○

審査事項		参照条文 (主要なもの)	建築物の用途					
			特定 防火 対象	非特定防火対象物		長屋	戸建 住宅	
				右記 以外	共同住宅等			
				中高層	低層			
外壁等	法23条(外壁)		○	○	○	○	○	○
	法24条 (木造の特殊建築物の外壁等)	令108条	△	△	△	△	/	/
	法25条 (大規模の木造建築物の外壁等)	令108条 "109条の5	○	○	△	△	△	—
	法64条(開口部の防火戸)	令109条 "109条の2" "136条の2の3	○	○	○	○	○	○
	法65条 (隣地境界線に接する外壁)	令107条	○	○	○	○	○	○
防火区画	法26条 (防火壁)	令107条 "113条 "115条の2	○	○	○	△	△	—
	法36条(令112条) (防火区画(面積区画))	法21条 "27条 "62条 令107条 "107条の2 "108条 "108条の2 "109条 "109条の2 "109条の3 "115条の2の2 "115条の3	○	○	○	△	△	—
	法36条(令112条) (防火区画(堅穴区画))	令107条 "107条の2 "108条の2 "109条 "109条の2	○	○	○	△	—	—
	法36条(令112条) (防火区画(異種用途区画))	法24条 "27条 令107条 "107条の2 "108条 "108条の2 "109条 "109条の2 "115条の2の2	○	○	○	△	—	—
	法36条(令114条) (建築物の界壁、間仕切壁及び 隔壁)	令107条 "107条の2 "112条	○	○	○	△	△	—

審査事項		参照条文 (主要なもの)	建築物の用途					
			特定 防火 対象	非特定防火対象物			長屋	戸建 住宅
				右記 以外	共同住宅等			
					中高層	低層		
廊下	法35条(令119条) (廊下の幅)		○	○	○	△	-	-
階段	法35条(令120条) (直通階段の設置)	令107条 #107条の2 #108条の2 #116条の2	○	○	○	△	-	-
	法35条(令121条) (二以上の直通階段を設ける場合)	令107条 #107条の2 #108条の2 #123条	○	○	○	△	-	-
	法35条(令121条の2) (屋外階段の構造)	令107条の2	○	○	○	△	-	-
	法35条(令122条) (避難階段の設置)	令123条 #107条 #107条の2 #108条の2 #109条 #109条の2 #112条 #126条	○	○	○	△	-	-
	法35条(令124条) (物品販売業を営む店舗 における避難階段等の幅)	令123条 #126条	○	/	/	/	/	/
	法36条(令23条) (階段及びその踊り場の幅並びに階段 のけあげ及び踏面の寸法)	令120条 #121条	○	○	○	△	-	-
	法36条(令24条) (踊場の位置及び踏幅)		○	○	-	-	-	-
出入口	法35条(令118条) (客席からの出口の戸)		○	-	/	/	/	/
	法35条(令125条) (屋外の出口)	令120条 #124条	○	○	-	-	-	-
	法35条(令125条の2) (屋外の出口等の施設装置の構造等)	令123条	○	○	-	-	-	-

審査事項		参照条文 (主要なもの)	建築物の用途					
			特定 防火 対象	非特定防火対象物		長屋	戸住	建宅
				右記 以外	共同住宅等			
					中高層	低層		
屋上 広場	法35条(令126条) (屋上広場等)		○	○	○	—	—	—
内装 制限	法35条の2 (特殊建築物等の内装)	令128条の3の2 "128条の4 "129条	○	○	△	—	—	—
非常用 昇降機	法34条2項 (非常用の昇降機)	令129条の6 令129条の7 "129条の13の2 "129条の13の3	○	○	○	—	—	—
排煙 設備	法35条(令126条の2) (排煙設備の設置)	令126条の3 "107条 "107条の2 "108条の2 "109条 "109条の2 "112条 "115条 "116条の2 "129条の2の5	○	○	○	—	—	—
非常用 照明	法35条(令126条の4) (非常用の照明装置の設置)	令126条の5 "116条の2	○	○	○	—	—	—
非常用 進入口	法35条(令126条の6) (非常用の進入口の設置)	令126条の7 "129条の13の3	○	○	○	○	○	○
地下街	法35条(令128条の3) (地下街)	令23条 "108条の2 "109条 "109条の2 "112条 "126条の2 "126条の3 "126条の4 "126条の5 "129条の2の5	○					
簡易な 構造の 建築物	法84条の2 (簡易な 構造の建築物に対する制限)	令136条の9 "136条の10	△	△				
その他	法40条(条例付加)		(注2)					

- ※1 「特定防火対象物」とは、建築物であって法第17条の2の5第2項第4号に定める防火対象物をいう。
 - ※2 「非特定防火対象物」とは、建築物であって政令別表第1に掲げる防火対象物で、特定防火対象物以外のものをいう。
 - ※3 「共同住宅等」とは、建築物であって政令別表第1の(5)項口に掲げる防火対象物をいう。
 - ※4 共同住宅等のうち、「低層」のものとは、地階を除く階数が3以下のものをいう。
 - ※5 本表における「法」とは建築基準法をいい、「令」とは、建築基準法施行令をいう。
- (注1) 審査を実施する際に現地調査を併せて行うこと。
- (注2) 条例による規定のうち、必要なものについて審査を行う。

第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い◆

政令別表第1に掲げる防火対象物の項を決定するにあたっては、防火対象物の使用実態、社会通念、規制目的等を考慮して次により行う。

なお、項ごとの使用実態等を判断するにあたっては、**第2-2表**を参考とする。

1 各項に共通する事項

(1) 同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物（棟ごと）にその実態に応じて政令別表第1に掲げる用途を決定するものであること。ただし、各用途の性格に応じ、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあつては、主たる用途として取り扱うことができる。

(2) 政令第1条の2第2項後段に定める「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められる」部分とは、次のア又はイに該当するものをいう。

ア 政令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物（**第2-1表(A)欄**に掲げる防火対象物、以下「政令別表防火対象物」という。）の区分に応じ、**第2-1表(B)欄**に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下「主用途部分」という。）に機能的に従属していると認められる部分（これらに類するものを含む。以下「従属的な部分」という。）で次の(ア)から(ウ)までに該当するもの

(ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、当該用途の管理権原を有する者と同一であること。

※① 主用途部分とは、防火対象物各用途の目的を果たすために必要不可欠な部分であり、一般的に従属的な部分の面積より大きい部分をいうものであること。

② 管理権原を有する者が同一であるとは、固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気、ガス、給排水、空調等）等の設置、維持又は改修にあつて全般的に権限を行使できる者が同一であることをいう。

(イ) 当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一である、又は密接な関係を有すること。

※① 従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と同一であるとは、従属的な部分が主用途部分の勤務者の福利厚生及び利便を目的としたもの又は主用途部分の利用者の利便を目的としたもので、おおむね次の⑦及び⑧に該当し、かつ、**第2-1表(C)欄**の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であることをいう。

⑦ 従属的な部分は、主用途部分から通常の利用に便なる形態を有していること。

⑧ 従属的な部分は、道路等からのみ直接出入りする形態を有していないものであること。

② 従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と密接な関係を有するとは、従属的な部分が主用途部分と用途上不可欠な関係を有するもので、お

おむね①㉗及び①に該当し、かつ、第2-1表(D)欄の用途に供されるもの(これらに類するものを含む。)であること。

(ウ) 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。

※ 当該従属的な部分の利用時間が主用途部分の利用時間とほぼ同一であるとは、主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間(残務整理等のための延長時間を含む。)とほぼ同一であることをいう。

イ 主用途部分の床面積の合計(他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。)が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主用途部分以外の独立した用途(政令別表1(2)項ニ、(5)項イ又は(6)項イからハまでに掲げる防火対象物(同表(6)項イ又はハに掲げる防火対象物にあつては、利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)の用途に供される部分を除く。)に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途に供される部分

※ 共用される部分の床面積の按分は、次によること。

- ① 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。
- ② 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分する。
- ③ 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

(3) 政令別表第1に掲げる防火対象物の用途は、イ、ロ、ハ又はニの号ごとに決定するものであること。

※ 同一項内のイ、ロ、ハ又はニの用途が混在する場合は、複合用途防火対象物として取り扱うものであること。

(4) 昼又は夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって決定すること。

(5) 一般住宅(個人の住居の用に供されるもので寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。)の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うものであること。

ア 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積よりも小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡以下の場合は、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。

イ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合又は政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡を超える場合は、当該防火対象物は政令別表防火対象物又は複合用途防火対象物に該当するものであること。

ウ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途

に供される部分の床面積の合計と概ね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。

※① 一般住宅は、(2)アで定める従属的な部分に含まれないものであること。

② 一般住宅と政令別表防火対象物が長屋形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と政令別表防火対象物部分の床面積の合計とで用途を決定すること。

(6) 法第10条第1項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所は、その利用形態により、政令別表第1のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。

(7) 政令別表第1に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、政令第8条に定める区画の有無を考慮しないものであること。

2 項ごとの適用事項（複合用途防火対象物の取扱い）

(1) 1(2)又は(5)により、政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物となるもののうち、次のア及びイに該当するものは、政令別表第1の(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分（以下「特定用途部分」という。）が存するものであっても同表(16)項ロに掲げる防火対象物として取り扱うものであること。（政令別表第1(2)項ニ、(5)項イ又は(6)項イからハまでに掲げる防火対象物（同表(6)項イ又はハに掲げる防火対象物にあつては、利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分を除く。）この場合、当該特定用途部分は、消防用設備等の設置にあたって（政令第2章第3節を適用する場合に限る。以下同じ）、主用途部分と同一の用途に供されるものとして取り扱う。

ア 特定用途部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の10%未満であること。

イ 特定用途部分の床面積の合計が、300㎡未満であること。

(2) 政令第8条に規定する開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている複合用途防火対象物は、消防用設備等の設置にあたって、それぞれ区画された部分ごとに1(2)イ及び(1)を適用するものであること。

第2-1表

(A)	(B) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分		備考
		(C) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(D) 密接な関係を有する部分	
(1) 項イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場 出演者控室、大道具・小道具室、衣裳部屋 練習室、舞台装置及び営繕のための作業室	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、ラウンジ クローク	展示博物館、ブレイガイド、プロダ クション、観覧場の会議室及びホー ル	
(1) 項ロ	集会室、会議室、ホール、宴会場、その他 上欄を準用する。	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローク	展示博物館、図書室、浴室、遊戯室 体育室、遊技室、託児室、サロン、 診療室、談話室、結婚式場	
(2) 項イ	客席、ダンスフロアー、舞台部、調理室、 更衣室	託児室、専用駐車場、クローク		
(2) 項ロ	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待 合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフ ロアー、舞台部、客席	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、クローク 談話室、バー	サウナ室、体育館	
(2) 項ハ	客席、通信機械室、リネン室、物品庫、 更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売店、クローク		
(2) 項ニ	客席、客室、書棚コーナー、ピテオ欄コー ナー、事務室、倉庫	厨房、専用駐車場、シャワー室		
(3) 項イ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、結婚式場、売店、ロビー		
(3) 項ロ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、結婚式場、託児室	娯楽室、サウナ室、会議室	
(4) 項	売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務所	専用駐車場、託児室、写真室、遊技室、結婚 式場、美容室、理容室、診療室、集会室	娯楽室、サウナ室、会議室 催物場(展示博物館を含む)、貸衣 寮室、料理、美容等の生活教室、現金 自動支払機室	卸売問屋は、原則として本項に該当する。
(5) 項イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂 浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	娯楽室、バー、ビアガーデン、面替所、旅 行代理店、専用駐車場、美容室、理容室、診 療室、図書室、喫茶室	宴会場、会議室、結婚式場、売店 (連続形式のものを含む)、展望 施設、プール、遊技室、催物室、サ ウナ室	
(5) 項ロ	居室、寢室、厨房、食堂、教養室、休憩室 浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、物置 管理入室	売店、専用駐車場、ロビー、面会室		旅館業法の適用のない来客用宿泊室は、当該用途 に供するものとして扱う。
(6) 項イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局 事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究 室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室 医師等当直室、待合室、技工室、図書室	食堂、売店、専用駐車場、娯楽室、託児室 理容室、浴室、ティールーム	臨床研究室	病院と同一棟にある看護師宿舎又は看護学校の部分 は、(5)項ロ又は(7)項の用途に供するものとして扱う。
(6) 項ロ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂 厨房、診療室、作業室	売店、専用駐車場		
(6) 項ハ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂 厨房、診療室、作業室	売店、専用駐車場		
(6) 項ニ	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房 体育館、診療室、図書室	食堂、売店、専用駐車場	音楽教室、学習塾	
(7) 項	教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議 室、厨房、研究室、クラブ室、保健室	食堂、売店、喫茶室、談話室、専用駐車場	学生会館の集会室、合宿施設、学童 保育室、同窓会及びPTA事務室	同一敷地内の独立性の高い施設は、当該用途に供す るものとして扱う。

(A)	(B) 主用途部分	機能的に従属する用途に供される部分		備考
		(C) 勤務者、利用者の利便に供される部分	(D) 密接な関係を有する部分	
(8) 項	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室、映写室、鑑賞室	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場		
(9) 項イ	脱衣室、浴室、休憩室、体育室、待合室	食堂、売店、専用駐車場、喫茶室、娯楽室		
(9) 項ロ	マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室	託児室		
(9) 項ハ	脱衣室、浴室、休憩室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場、サウナ室（小規模な簡易サウナ）、娯楽室	有料洗濯室	
(10) 項	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室	食堂、売店、喫茶室、旅行案内所、専用駐車場	理容室、両替所	
(11) 項	本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会場、聖堂	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、図書室	宴会場、厨房、結婚式場、宿泊室（旅館業法の適用のあるものを除く。） 娯楽室	1 結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは本項に該当しない。 2 礼拝堂及び聖堂は、規模、形態に関わりなく本項に該当する。
(12) 項イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫、製品展示室、会議室、図書室	食堂、売店、専用駐車場、託児室、診療室		同一敷地内にある独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。
(12) 項ロ	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣裳室、休憩室、客席、ホール、リハーサル室	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、ラウンジ		客席、ホールで興行場法の適用のあるものは、原則として(1)項に該当する。
(13) 項イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	食堂、売店		
(13) 項ロ	格納庫、修理場、休憩室、更衣室	専用駐車場		
(14) 項	物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室、作業室（商品保管に関する作業を行うもの）	食堂、売店、専用駐車場、展示室		
(15) 項	事務所、休憩室、会議室、ホール、物品庫（商品倉庫を含む）	食堂、売店、喫茶室、娯楽室、体育室、理容室、専用駐車場、診療室	展示室、展望施設	1 会議室、ホールは規模形態（固定いす、舞台、映写室を有するオーデイトリウム形態のものを含む。）を問わず、事業所の主目的として使用するもので、興行場法の適用のないものは原則として本項の主たる用途に供するものとして扱う。なお、興行場法の適用のあるものは、原則として(1)項に該当する（以下、本項において同じ。）。 2 特定の会員組織で作られた談合等を行うクラブは、本項に該当する。
	新聞社	事務所、休憩室、会議室、ホール	旅行案内室、法律・健康等の相談室	
市民センター 文化センター 子供センター	事務所、集会室、談話室、図書室、ホール	食堂、売店、喫茶室、談話室、ロビー、診療室、図書室、専用駐車場	結婚式場、宴会場	老人、児童の収容施設を有するものは、本項に該当しない。
	事務所、教室、体育室	食堂、売店、診療室、喫茶室、談話室、娯楽室、専用駐車場		研修のための宿泊室は、(5)項口の用途に供するものとして扱う。
観覧席を有しない体育館	体育室、更衣室、控室、浴室	食堂、売店、診療室、喫茶室、専用駐車場	映写室、図書室、集会室、展示博物館	主として体育競技に使用されるもので、小規模な観覧席（選手控席的なもの）を有するものは、本項に該当する。

第2-2表

項	定	義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(1)項イ	<p>1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p> <p>2 映画館とは、主として映画を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p> <p>3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を鑑賞する目的で、公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p> <p>4 観覧場とは、スポーツ、見せ物等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p>	<p>1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p> <p>2 映画館とは、主として映画を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p> <p>3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を鑑賞する目的で、公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p> <p>4 観覧場とは、スポーツ、見せ物等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</p>	<p>客席を有する各種競技施設（野球場、相撲場、競馬場、競輪場、競艇場、体育館等）、寄席</p> <p>市民会館、福祉会館、音楽堂、貸ホール、貸講堂、公民館、斎場</p>	<p>1 本項の防火対象物は、だれでも当該防火対象物で映画、演劇、スポーツ等を観賞できるものであること。</p> <p>2 客席には、いす席、座り席、立席が含まれるものであること。</p> <p>3 小規模な選手控室のみを有する体育館は、本項に含まれないものであること。</p> <p>4 事業所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項の防火対象物として取り扱わないものであること。</p>
(1)項ロ	<p>1 公会堂とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを観賞し、これと並行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常又は地方公共団体が管理するものをいう。</p> <p>2 集会場とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと並行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常又は地方公共団体以外の者が管理するものをいう。</p>	<p>1 公会堂とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを観賞し、これと並行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常又は地方公共団体が管理するものをいう。</p> <p>2 集会場とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと並行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常又は地方公共団体以外の者が管理するものをいう。</p>	<p>市民会館、福祉会館、音楽堂、貸ホール、貸講堂、公民館、斎場</p>	<p>興行的なものとは、映画、演劇、演芸、音楽、見せ物、舞踊等娯楽的なものが反復継続されるものをいう。</p> <p>なお、反復継続とは、月5日以上行われるものをいう。</p>
(2)項イ	<p>1 キャバレーとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる施設をいう。</p> <p>2 カフェーとは、主として洋式の設備を設けて客に接待して客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。</p> <p>3 ナイトクラブとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、客に飲食をさせる施設をいう。</p>	<p>1 キャバレーとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる施設をいう。</p> <p>2 カフェーとは、主として洋式の設備を設けて客に接待して客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。</p> <p>3 ナイトクラブとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、客に飲食をさせる施設をいう。</p>	<p>クラブ、バー、サロン、ホストクラブ</p>	<p>1 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年1月11日国家公安委員会規則第1号）で定める洋式の設備は次によることとしている。</p> <p>(1) キャバレー又はナイトクラブの客席の面積は66㎡以上であり、キャバレー一又はナイトクラブの踊場の有効面積は客席の概ね5分の1以上であること。</p> <p>(2) カフェーの客席は16.5㎡以上であること。</p> <p>2 客を接待することは、客席において接待を行うもので、カウンタートップに接待を行うことを含まないものであること。</p>
(2)項ロ	<p>1 遊技場とは、設備を設けて客に囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、撞球、スマートボール、チェス、ビンゴ、ボーリングその他の遊技又は競技を行わせる施設をいう。</p> <p>2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。</p>	<p>1 遊技場とは、設備を設けて客に囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、撞球、スマートボール、チェス、ビンゴ、ボーリングその他の遊技又は競技を行わせる施設をいう。</p> <p>2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。</p>	<p>ボーリング場、パチンコ店、スマートボール場、撞球（ビリヤード）場、ビンゴ場、射的場、ゴーゴー喫茶、ディスコ、ダンス教室、カラオケ施設</p>	<p>1 遊技場で行う競技は、娯楽性のある競技であること。</p> <p>2 ダンス教室は、ダンスホールにも使用される教室をいうものであること。</p> <p>3 ディスコとは、大音響装置を設けてストロボ照明等の中で客にダンスを行わせるディスコホールを有するものをいう。</p> <p>4 カラオケ施設とは、設備を設けて客に歌を唄わせる営業を行う施設をいう。（個室においてサービスを提供するものを除く。）</p>
(2)項ハ	<p>1 本項の防火対象物は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2</p>	<p>1 本項の防火対象物は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2</p>	<p>ファシジョンヘルス、性感マッサージ、イメージクラブ、SMクラブ、</p>	<p>1 店舗型性風俗関連特殊営業のうち、ストリップ劇場（(1)項イ）、テレフォンクラブ及び個室アダルトビデオ（(2)項ニ）、アダルトシヨップ（(4)</p>

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
	<p>案第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗((1)項イ、(2)項二、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)及びその他これに類するものとして総務省令で定めるものをいう。</p> <p>2 性風俗関連特殊営業を営む店舗とは、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のことをいい、店舗形態を有しないものは含まれない。(原則的に店舗型性風俗特殊営業がこれにあたる。)</p> <p>3 その他これに類するものとして総務省令で定めるものは、電話以外の情報通信に関する機器(映像機器等)を用いて異性を紹介する営業を営む店舗及び異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗をいう。</p>	<p>のぞき部屋(興行場法の適用のないもの)、レンタルルーム(異性同伴)、アダルトビデオ、レンタルシヨップ、出会い系喫茶、セリクラ</p>	<p>項)。ラブホテル及びモーテル((5)項イ)、ソープランド((9)項イ)等、既に令別表第1(1)項から(14)項までに掲げる各用途に分類されているものについては、本項に含まれないものであること。</p> <p>2 店舗型性風俗特殊営業とは、次のいずれかに該当するものをいう。(風俗法第2条第6項)</p> <p>(1) 浴場業(公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する公衆浴場を業として営業することを用いる。)の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業(同項第1号)</p> <p>(2) 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業(前号に該当する営業を除く。)(同項第2号)</p> <p>(3) 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場(興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定するものをいう。)(として政令で定めるものを営業(同項3号)</p> <p>※ 風俗法第2条第6項第3号の政令で定める興行場は、次の①から③に掲げる興行場で、専らこれらの各号に規定する興行の用に供するものをいう。(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(以下「風俗令」という。)(第2条)</p> <p>① ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場</p> <p>※ 本項に該当するものは「姿態を見せる」ものに限定され、「映像を見せる」興行の用に供する興行場は、(2)項二に該当する。</p> <p>② のぞき劇場その他個室を設け、当該個室の隣室又はこれに類する施設において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場。</p> <p>③ ストリップ劇場その他客席及び舞台を設け、当該舞台において、客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその姿態及びその映像を見せる興行の用に供する興行場。</p> <p>(4) 専ら異性を同伴する客の宿泊(休憩を含む。以下この条に置いて同じ)の用に供する政令で定める施設(政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。)を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業(同項第4号)</p> <p>(5) 店舗を設けて、専ら、性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品で政令で定めるものを販売し、又は貸し付ける営業(同項第5号)</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、</p>

項	定	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(2)項二	<p>1 カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で定められる店鋪は、次の(1)～(3)に掲げるものをいう。</p> <p>2 総務省令で定められる店鋪は、次の(1)～(3)に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店鋪</p> <p>(2) 風営法第2条第9項に規定する店鋪型電話異性紹介営業を営む店鋪</p> <p>(3) 風営令第2条第1号に規定する興行場（客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供する興行場）</p>	<p>カラオケボックス、漫画喫茶、複合カフェ（個室（これに類する施設を含む。）を設けインターネット利用等のサービスの提供を行う店鋪）、テレフォンクラブ、個室ビデオ</p>	<p>善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として政令で定めるもの（同項第6号）</p> <p>3 省令第5条第1項第1号に規定する店鋪で電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店鋪とは、いわゆるセリクラ（店舗形態を有するものに限る。）のことをいう。</p> <p>1 一の防火対象物に、カラオケ等を行うための複数の個室を有するものをいい、一の防火対象物に当該個室が一かかないものは含まれない。</p> <p>2 カラオケボックスとは、カラオケのための設備を客に利用させる役務を提供する業務を営む店鋪をいう。</p> <p>3 店鋪型電話異性紹介営業とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性と一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申し込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことにより営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう。（風営法第2条第9項）</p> <p>4 本項では、興行場（ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第1号）のうち、映像を見せるものに限定している。</p> <p>5 本項に規定する個室については、壁等により完全に区画された部分だけではなく、間仕切り等による個室に準じた閉鎖的なスペース等も含むものであること。</p>
(3)項イ	<p>1 待合とは、主として和式の客席を設けて、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又はあつせんして客に遊興させる施設をいう。</p> <p>2 料理店とは、主として和式の客席を設けて、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとは、実態において待合や料理店と同視すべきものをいう。</p>	<p>茶屋、料亭、割烹</p>	
(3)項ロ	<p>飲食店とは、客席において客に専ら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。</p>	<p>喫茶店、スナック、結婚披露宴会場、食堂、そば屋、すし屋、レストラン、ビアホール、スタンドバー、ライブハウス</p>	<p>1 飲食物を提供する的方法には、セルフサービスを含むものであること。</p> <p>2 ライフハウスとは、客席（すべての席を立ち見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏等を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう</p>

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(4)項	<p>1 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。</p> <p>2 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の者に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。</p>	<p>魚店、肉店、米店、パン店、乾物店、衣料店、洋服店、家具店、電気器具店等の小売店舗、店頭において販売行為を行う問屋、卸売専門店、営業用給油取扱所、スーパーマーケット、展示を目的とする産業会館、博覧会場、見本市会場、調剤薬局、金券ショップ</p>	<p>1 物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、かつ、店構えが当該店舗内に大衆が自由に入出入りできる形態を有するものであること。</p> <p>2 店頭の物品の受渡しを行わないものは物品販売店舗には含まれないものであること。</p>
(5)項イ	<p>1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものを用いる。</p> <p>2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものを用いる。</p> <p>3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が複数で共用するように設けられているものをいう。</p> <p>4 「その他これらに類するもの」とは、主たる目的は宿泊以外のものであっても、副次的な目的として宿泊サービスを提供する施設であることをいう。</p>	<p>保養所、ユースホステル、山小屋、ロッジ、貸研修所の宿泊室、青年の家、モーター、ウィークリーマンション（旅館業法の適用のあるもの）、住宅宿泊事業を営む住宅</p>	<p>1 宿泊施設には、会員制度の宿泊施設、事業所の福利厚生を目的とした宿泊施設、特定の人を宿泊させる施設等であっても旅館業法の適用があるものが含まれるものであること。</p> <p>2 宿泊とは、宿泊が反復継続され、社会性を有するものであること。</p> <p>3 事業所専用の研修所で事業所の従業員だけを研修する目的で宿泊させる施設は、宿泊所に含まれないものであること。</p> <p>なお、この場合は、旅館業法の適用がないものであること。</p> <p>4 宿泊が可能であるかどうかは、次に掲げる条件を勘案すること。</p> <p>ア 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。</p> <p>イ ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。</p> <p>ウ 深夜営業、24時間営業等により夜間も客が施設に在ること。</p> <p>エ 施設利用に対して料金を徴収していること。</p> <p>5 旅館業法の適用対象となる施設（旅館業法第2条第5項に規定される下宿営業を除く。）又は住宅宿泊事業法の適用対象となる施設が本項に該当するものであること。ただし、人を宿泊させる間、事業者が不在とならないもので、宿泊室の床面積の合計が50㎡以下となる場合は、住宅（政令別表第1（5）項口に掲げる防火対象物の部分を含む。）として取り扱う。</p>
(5)項ロ	<p>1 寄宿舍とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。</p> <p>2 下宿とは、1か月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。</p> <p>3 共同住宅とは、住宅として用いられる2以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共有するもの（構造上の共有部分を含むもの）をいう。</p>	<p>寮、事業所専用の研修のための宿泊所、ゲストハウス（シェアハウス） 小規模居住型児童養育事業 共同生活援助のサテライト型同居 居宅生活訓練事業を行う居宅</p>	<p>1 共同住宅は、便所、浴室、台所等が各住戸ごとに存在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものであること。</p> <p>2 廊下、階段等の共用部分を有しない集合住宅は長屋であり、共同住宅として扱わないものであること。</p> <p>3 ゲストハウス（シェアハウス）とは、業者の運営する賃貸住宅で便所、浴室、台所等を共用するものをいう。</p> <p>4 小規模居住型児童養育事業のうち、専ら乳幼児の養育を常態とする場合は、6項ロ（3）又はハ（3）とすること。（平成22年消防予第158号）</p> <p>5 居宅生活訓練事業のうち、単身入居であり、かつ、入居形態が一般の共同住宅と変わらないものに限る。（平成26年消防予第118号）</p>
(6)項イ (1)	<p>病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものを除く）とは、医師が公衆又は特定多数人のた</p>		<p>1 保健所は、地域における公衆衛生の向上及び増進を目的とする行政機関であって、本項に含まれないものであること。</p>

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6) 項イ (2)	<p>め医療を行う場所であって、診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科のほか「歯科、皮膚科、泌尿器科、乳腺外科、肛門外科、形成外科、美容外科、産婦人科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、小児科、皮膚泌尿科、こう門科」以外のもの）を有し、患者20人以上の入院施設（療養病床又は一般病床に限る）を有するものをいう。</p> <p>診療所とは、医師が公衆又は特定多数人のため医療を行う場所であって、診療科名中に特定診療科名を有し、患者4人以上19人以下の入院施設を有するものをいう。ただし、一日平均入院患者数（1年間の入院患者のべ数を同期間の診療実日数で除した値をいう。）が1未満のものにあつては、「患者4人以上の入院施設を有する」に該当しないものとして取り扱う。</p>		<p>2 あん摩マッサージ指圧施術所、はり施術所、きゆう施術所、きゆう施術所、柔道整復施術所は本項に含まれない。</p> <p>3 介護医療院に係る取扱い (1) 介護医療院は、職員配置や夜勤を行う職員の勤務の実態等が、病院又は有床診療所とほぼ同様と想定されることから、火災危険性についても病院や診療所と類似していると考えられるため、政令別表第1(6) 項イに規定する病院又は診療所として取り扱う。 (2) 介護医療院が存する(6) 項イに掲げる防火対象物において、20人以上の患者（介護医療院の入院者を含む。以下同じ。）を入院（介護医療院にあつては入所という。以下同じ。）させるための施設を有する場合は病院として、19人以下の患者を入院させるための施設を有する場合は診療所として取り扱う。 (3) 介護医療院は、(6) 項イ(1) (i) 及び(6) 項イ(2) (i) に該当するものとして取り扱う。 (4) 療養床（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第3条第1号に規定するものをいう。）は、(6) 項イ(1) (ii) に規定する療養病床として取り扱う。</p>
(6) 項イ (3)	<p>1 病院（(6) 項イ(1)に掲げるものを除く。）とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医療又は歯科医療を行う場所であつて、患者20人以上の収容施設を有するものをいう。2 診療所（(6) 項イ(2)に掲げるものを除く。）とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医療又は歯科医療を行う場所であつて、患者1人以上3人以下の入院施設を有するものをいう。</p> <p>3 助産所とは助産師が公衆又は特定多数人のため助産業務（病院又は診療所で行うものを除く。）を行う場所であつて、妊婦又はじよく婦1人以上9人以下の入院施設を有するものをいう。</p>		
(6) 項イ (4)	<p>1 診療所（(6) 項イ(2) 及び(3) に掲げるものを除く。）とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医療又は歯科医療を行う場所であつて、患者の入院施設を有しないものをいう。</p> <p>2 助産所（(6) 項イ(3) に掲げるものを除く。）とは助産師が公衆又は特定多数人のため助産業務（病院又は診療所で行うものを除く。）を行う場所であつて、妊婦又はじよく婦の入院施設を有しないものをいう。</p>		
(6) 項イ (1)	<p>1 老人短期入所施設とは、65歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたもの等を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。（参考：老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の3）</p> <p>2 養護老人ホームとは、65歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。（参考：老人福祉法第20条の4）</p>		

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
3	<p>特別養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることが困難なものを入所させ、養護することを目的とする施設をいう。 (参考：老人福祉法第20条の5)</p>		
4	<p>軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る）とは、無料又は低額な料金を、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設のうち、要介護状態区分が3以上の者の割合が施設全体の定員の半数以上であるもので、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除くものをいう。 (参考：老人福祉法第20条の6)</p>	<p>1 軽費老人ホームA型 2 軽費老人ホームB型 3 ケアハウス</p>	<p>1 軽費老人ホームA型とは、軽費老人ホームのうち給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。 2 軽費老人ホームB型とは、軽費老人ホームのうち通常は利用者が自炊して生活し、必要に応じて相談を受け、病気の時の給食などの便宜を供与する施設をいう。 3 ケアハウスとは、軽費老人ホームのうち自炊できない程度の状態にあり、独立して生活するには不安が認められる人を対象に、給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。</p>
5	<p>有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る）とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む）をすることを主とする施設のうち、要介護状態区分が3以上の者の割合が施設全体の定員の半数以上であるものをいう。 (参考：老人福祉法第29条)</p>		<p>サービス付き高齢者向け住宅又は高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）のうち、当該施設を設置・運営している事業者又は当該事業者から委託、紹介又はあっせん等を受けた外部事業者により、食事の提供、介護サービス（状況把握サービス及び生活相談サービスを除く。）の提供、家事代行又は健康管理のいずれか1つでも行われているものについては（6）項に含まれる。</p>
6	<p>介護老人保健施設とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として、第94条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。 (参考：介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第27項)</p>	老人保健施設	<p>老人保健施設とは、疾病、負傷等により、寝たきりの状態にある老人又はこれに準ずる状態にある老人に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を行うとともに、その日常生活上の世話を行うことを目的とする施設をいう。 老人保健施設に係る老人保健法の規定は、介護保険法施行（平成9年12月17日法律第124号）により削除され、平成12年4月1日時点で現に存する老人保健施設は介護老人保健施設とみなされることとされた。</p>
7	<p>老人短期入所事業を行う施設とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居室において介護を受けることが一時的に困難になったもの等を、短期間入所させ、養護する事業を行うための施設をいう。 (参考：老人福祉法第5条の2第4項)</p>		

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
	<p>8 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの）とは、65歳以上の者であって、身体上または精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他日常生活に必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行うため、通所又は短期間宿泊させる施設のうち、宿泊サービスを利用する要介護状態区分が3以上の者の割合が宿泊サービス利用者の半数以上であるものをいう。</p> <p>（参考：老人福祉法第5条の2第5項、介護保険法第8条第2項）</p>		
	<p>9 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設とは、65歳以上の者であって、認知症であるために日常生活を営むのに支障があるもの等が、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業を行うための施設をいう。</p> <p>（参考：老人福祉法第5条の2第6項）</p>	<p>認知症高齢者グループホーム</p>	
	<p>10 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、次のいずれかのものをいう。</p> <p>(1) 避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として（報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の事業などの法外の福祉サービスを含む。）入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（（6）項イに掲げるものを除く。）のうち、要介護状態区分が3以上の者の割合が施設全体の定員の半数以上であるもの。</p> <p>(2) 避難が困難な要介護者を主として宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（（6）項イに掲げるものを除く。）のうち、宿泊サービスを利用する要介護状態区分が3以上の者の割合が宿泊サービス利用者の半数以上であるものをいう。</p>	<p>宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター</p> <p>宿泊サービスを提供する老人デイサービス事業を行う施設</p> <p>宿泊サービスを提供する複合型サービスを行う施設 （参考：介護保険法第8条第23項「訪問看護」+「小規模多機能居宅介護」）</p>	<p>居宅生活訓練事業を行う居宅のうち、単身入居であり、かつ、入居形態が一般の共同住宅と変わらないものは（5）項口として取り扱う。（平成26年消防予第118号）</p>
(6)項口(2)	<p>救護施設とは、生活保護を必要とする状態にある者で、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活営むことが困難な者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>（参考：生活保護法第38条第2項）</p>		
(6)項口(3)	<p>乳児院とは、乳児（健康上、その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね2歳未満の幼児を含む。）を入院させてこれを養育することを目的とする施設をいう。</p> <p>（参考：児童福祉法（昭和22年法律第164条）第37条）</p>		

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6)項口 (4)	<p>障害児入所施設とは、障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うことを目的とする施設をいう。 (参考：児童福祉法第42条第1項)</p>	<p>1 福祉型障害児入所施設 2 医療型障害児入所施設</p>	<p>1 福祉型障害児入所施設とは、障害児入所施設のうち保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うものをいう。 2 医療型障害児入所施設とは、障害児入所施設のうち保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うものをいう</p>
(6)項口 (5)	<p>1 障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る）とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練及び就労移行支援を行う施設（障害福祉サービス（障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設）のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）7条第1項に規定する児童福祉施設を除く）のうち、障害支援区分（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第5号から第7号までに定める「障害支援区分1」をいう。）4以上の者が入所者の8割を超えるものをいう。 (参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項)</p>		
	<p>2 短期入所を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る）とは、居室において介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の便宜を供与するための施設のうち、障害支援区分4以上の者が入所者の8割を超えるものをいう。 (参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項)</p> <p>3 共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設のうち、障害支援区分4以上の者が入所者の8割を超えるものをいう。 (参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項)</p>	<p>障害者グループホーム</p>	<p>共同生活援助のサテライト型住居は、(5) 項口として取り扱われるものであること。</p>

項	定	義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6)項ハ (1)	1 老人デイサービスセンターとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの（養護者を含む。）を問わず、入浴、食事の提供、機能訓練及び介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設をいう。 (参考：老人福祉法第20条の2の2)	1 老人デイサービスセンターとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの（養護者を含む。）を問わず、入浴、食事の提供、機能訓練及び介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設をいう。 (参考：老人福祉法第20条の2の2)	1 軽費老人ホームA型	1 生活相談のみを行うものは、本項に含まれない(15)項として取り扱う。) 2 宿泊サービスを伴うものは、(6)項口(1)又は(6)項ハ(1)のその他これらに類するものに含まれる。
	2 軽費老人ホーム((6)項口(1)に掲げるものを除く。)とは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設のうち、要介護状態区分が3以上の者の割合が施設全体の定員の半数未満で、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除くものをいう。 (参考：老人福祉法第20条の6)	2 軽費老人ホーム((6)項口(1)に掲げるものを除く。)とは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設のうち、要介護状態区分が3以上の者の割合が施設全体の定員の半数未満で、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除くものをいう。 (参考：老人福祉法第20条の6)	1 軽費老人ホームA型 2 軽費老人ホームB型 3 ケアハウス	1 軽費老人ホームA型とは、軽費老人ホームのうち給食その他日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。 2 軽費老人ホームB型とは、軽費老人ホームのうち通常は利用者が自炊して生活し、必要に応じて相談を受け、病気の時の給食などの便宜を供与する施設をいう。 3 ケアハウスとは、軽費老人ホームのうち自炊できない程度の状態にあり、独立して生活するには不安が認められる人を対象に、給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設をいう。
	3 老人福祉センターとは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。 (参考：老人福祉法第20条の7)	3 老人福祉センターとは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。 (参考：老人福祉法第20条の7)	1 老人福祉センター(A型) 例：老人福祉センター、福祉会館 2 老人福祉センター(B型) 例：シルバーセンター、いきいの家、老人館	1 老人福祉センター(A型)とは、無料又は低額な料金で、高齢者に関する各種の相談に応ずるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するものをいう。 2 老人福祉センター(B型)とは、老人福祉センター(A型)の機能を補完する小型の老人福祉センターをいう。 宿施設がなく、入浴介助、機能訓練、介護方法の指導等を行わないものは本項に含まれない((15)項として取り扱う。))。
	4 老人介護支援センターとは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その養護者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその他の老人の福祉を増進することを目的とする事業者を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業者を行う者等との連携調整その他の援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。 (参考：老人福祉法第20条の7の2)	4 老人介護支援センターとは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その養護者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその他の老人の福祉を増進することを目的とする事業者を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業者を行う者等との連携調整その他の援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。 (参考：老人福祉法第20条の7の2)	在宅介護支援センター	宿施設がなく、入浴介助、機能訓練、介護方法の指導等を行わないものは本項に含まれない((15)項として取り扱う。))。
	5 有料老人ホーム((6)項口(1)に掲げるものを除く。)とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活に必要な便宜の供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む)をする事業者を行う施設のうち、要介護状態区分が3以上の者の割合が施設全体の定員の半数未満であるものをいう。 (参考：老人福祉法第29条)	5 有料老人ホーム((6)項口(1)に掲げるものを除く。)とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活に必要な便宜の供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む)をする事業者を行う施設のうち、要介護状態区分が3以上の者の割合が施設全体の定員の半数未満であるものをいう。 (参考：老人福祉法第29条)		サービス付き高齢者向け住宅又は高齢者生活福祉センター(生活支援ハウスのうち、当該施設を設置・運営している事業者又は当該事業者から委託、紹介又はあっせん等を受けた外部事業者により、食事の提供、介護サービス(状況把握サービス及び生活相談サービスを除く。)の提供、家事代行又は健康管理のいずれか1つでも行われているものについては(6)項に含まれる。

項	定義	該当用途例	補足事項
	<p>6 老人デイサービス事業を行う施設とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者（その養護者を含む。）等につき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他必要な便宜を供与する事業を行うための施設をいう。 （参考：老人福祉法第5条の2第3項）</p> <p>7 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（（6）項口(1)に掲げるものを除く。）とは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者につき、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他日常生活に必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行うため、通所又は短期間宿泊させる施設のうち、宿泊サービスを利用する要介護状態区分が3以上の者の割合が宿泊サービス利用者全体の半数未満であるものをいう。 （参考：老人福祉法第5条の2第5項、介護保険法第8条第2項）</p>		<p>1 生活相談のみを行うものは、本項に含まれない（（15）項として取り扱う。）。</p> <p>2 宿泊サービスを伴うものは、（6）項口(1)又は（6）項ハ(1)のその他これらに類するものとして取り扱う。</p>
(6)項ハ(2)	<p>8 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、次のいずれかのものをいう。</p> <p>(1) 避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として（報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の事業などの法定外の福祉サービスを主事業として提供するものを含む。）入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（6）項イに掲げるものを除く。）のうち、要介護状態区分が3以上の者の割合が施設全体の定員の半数未満であるもの。</p> <p>(2) 避難が困難な要介護者を主として宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（（6）項イに掲げるものを除く。）のうち宿泊サービスを利用する要介護状態区分が3以上の者の割合が宿泊サービス利用者全体の半数未満であるものをいう。</p>	<p>宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター</p> <p>宿泊サービスを提供する老人デイサービス事業を行う施設</p> <p>宿泊サービスを提供する複合型サービスを行う施設 （参考：介護保険法第8条第23項「訪問看護」+「小規模多機能居宅介護」）</p>	
(6)項ハ(3)	<p>1 助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。 （参考：児童福祉法第36条）</p>		

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
	<p>2 保育所とは、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。 (参考：児童福祉法第39条)</p> <p>※ 託児所が保育場必要な施設（乳児室、保育室等）を一部分でも専用として有する場合は、認可の有無、乳幼児数、保母数に関わらず保育所に含まれる。なお、住居と兼用しているものは含まれない。</p>	<p>1 認可保育所</p> <p>2 認定保育室</p> <p>3 事業所内保育所</p> <p>4 院内保育所</p> <p>5 ベビーホテル</p> <p>6 認定こども園（保育園型）</p>	<p>1 保育所のうち、国及び市が設置するもの又は国及び市以外のものが児童福祉法第35条第4項による県知事の認可を得て設置するものを言う。</p> <p>2 認可を受けていない保育所のうち、市の設置の計画に基づき市の推薦を受け、相模原市認定保育事業実施要綱で定める要件を満たし、市長が認定した施設（以下「認定保育室」という。）をいう。</p> <p>3 事業所内に設置され、当該事業所の従業員の児童を対象として保育事業をおこなっているもの及び事業所外に設置され、専ら特定の事業所の従業員の児童を対象としているもの。</p> <p>4 事業所内保育所のうち、医療機関内に設置されているもの。</p> <p>5 次の条件のうち、いずれか1つ以上該当するもので、他の分類に含まれないもの。 (1) 午後7時以降の保育を行っているもの。 (2) 児童の宿泊を行う保育を行っているもの。 (3) 時間単位での児童の預かりを行っているもの。</p> <p>6 認定こども園とは、就学前の子どもを、保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、幼児教育・保育を一体的に提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、県知事の認定を受けた施設をいう。</p>
	<p>3 児童養護施設とは、乳児を除く保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入院させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう (参考：児童福祉法第41条)</p>	<p>虚弱児施設</p>	<p>虚弱児施設とは、身体の虚弱な児童に適正な環境を与えて、その健康増進を図ることを目的とする施設をいう。虚弱児施設に係る児童福祉法の規定は、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年6月11日法律第74号）により削除され、平成10年4月1日時点で現に存する虚弱児施設は、児童養護施設とみなされることとされた。</p>
	<p>4 児童自立支援施設とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上より生活指導等を要する児童を入院させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所したものについて相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。 (参考：児童福祉法第44条)</p> <p>5 児童家庭支援センターとは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整、訪問等のその他厚生省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。 (参考：児童福祉法第44条の2)</p>	<p>こども家庭支援センター</p>	<p>宿泊施設がない児童家庭支援センターは本項に含まれない（(15)項として取り扱う。）。</p>

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
	<p>6 一時預かり事業を行う施設とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。 (参考：児童福祉法第6条の3第7項)</p>		
	<p>7 家庭の保育事業を行う施設とは、乳児又は幼児についての、家庭的保育者（市長が適当と認めるもの）の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う施設をいう。 (参考：児童福祉法第6条の3第9項)</p>		
	<p>8 幼保連携型認定こども園とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とした施設をいう。 (参考：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項)</p>		
	<p>9 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものは、業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は乳児若しくは幼児に保育を提供する施設（6項口に掲げるものを除く。）</p>		
(6)項ハ (4)	<p>1 児童発達支援センターとは、障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立 自活に必要な知識技能の付与又は集団 生活への適応のための訓練及び治療を提供することを目的とする施設をいう。 (参考：児童福祉法第 43 条)</p> <p>2 児童心理治療施設とは、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するための必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。 (参考：児童福祉法第43条の2)</p> <p>3 児童発達支援を行う施設とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省で定める施設に連わせ、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適 応訓練その他の厚生労働省令で定める 便宜を供与するための施設をいう。 (参考：児童福祉法第6条の2の2第2項)</p>	<p>1 福祉型児童発達支援センター</p> <p>2 医療型児童発達支援センター</p>	<p>1 福祉型児童発達支援センターとは、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は 集団生活への適応のための訓練を行うものをいう。</p> <p>2 医療型児童発達支援センターとは、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は 集団生活への適応のための訓練及び治療を行うものをいう。</p>

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6)項ハ (5)	<p>4 放課後等デイサービスを行う施設とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に、児童発達支援センターその他の厚生労働省で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与するための施設で児童発達支援センターを除くものをいう。 （参考：児童福祉法第6条の2の2第4項）</p> <p>1 身体障害者福祉センターとは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。 （参考：身体障害者福祉法第31条）</p>		
	<p>2 障害者支援施設（（6）項口（5）に掲げるものを除く。）とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練及び就労移行支援を行う施設（のぞみの園及び児童福祉施設を除く。）のうち、障害支援区分4以上の者が入所者の8割以下のものをいう。 （参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項）</p>		
	<p>3 地域活動支援センターとは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を供与する施設をいう。 （参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第27項）</p>		
	<p>4 福祉ホームとは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。 （参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第28項）</p>	<p>1 身体障害者福祉ホーム 2 知的障害者福祉ホーム 3 精神障害者福祉ホーム</p>	
	<p>5 生活介護を行う施設とは、常時介護を必要とする障害者につき、主に昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動又は生産活動の機会の提供その他身体機能又は生活能力の向上のために必要な便宜を供与するための施設をいう。 （参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項）</p>		
	<p>6 短期入所（（6）項口（5）に掲げるものを除く。）を行う施設とは、居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の便宜を供与するための施設のうち、障害支援区分4以上の者</p>		

項	定義	該当用途例	補足事項
	<p>が入所者の8割以下のものをいう。 (参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第5条第8項)</p> <p>7 自立訓練を行う施設とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するための施設をいう。 (参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第5条第12項)</p> <p>8 就労移行支援事業を行う施設とは、就労を希望する65歳未満の障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な便宜を供与する施設をいう。 (参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第5条第13項)</p> <p>9 就労継続支援を行う施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な便宜を供与するための施設をいう。 (参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第5条第14項)</p> <p>10 共同生活援助を行う施設（(6)項口(5)に掲げるものを除く。）とは、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設のうち、障害支援区分4以上の者が入所者の8割以下のものをいう。 (参考：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第5条第17項)</p>	<p>1 自立訓練(機能訓練)事業所</p> <p>2 自立訓練(生活訓練)事業所</p> <p>1 就労継続支援(A型)事業所</p> <p>2 就労継続支援(B型)事業所</p> <p>障害者グループホーム</p>	<p>1 自立訓練(機能訓練)事業所とは、身体障害者が、日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うものをいう。</p> <p>2 自立訓練(生活訓練)事業所とは、知的障害者又は精神障害者に、日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持及び向上のために必要な訓練を行うものをいう。</p> <p>1 就労継続支援(A型)事業所とは、一般企業等での就労が困難な障害者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者について、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行うものをいう。</p> <p>2 就労継続支援(B型)事業所とは、一般企業等での就労が困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されること困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者等について、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行う。</p> <p>共同生活援助のサテライト型住居は、(5)項口として取り扱われるものであること。</p>

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(6)項二	<p>1 幼稚園とは、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。</p> <p>2 特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。</p> <p>（参考：学校教育法第72条）</p>		<p>幼稚園とは、地方公共団体の許可に関わりなく、その実態が幼児の保育を目的として設けられた施設で足りるものであること。</p>
(7)項	<p>1 小学校とは、心身の発達に応じて初等教育を施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>2 中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて中等教育を施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>3 義務教育学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>4 高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>5 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。</p> <p>6 中等学校教育とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育並びに高等普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>7 大学とは、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。</p> <p>8 専修学校とは、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上をはかることを目的とする学校をいう。</p> <p>9 各種学校とは、前1から7までに掲げる学校以外のもので学校教育に類する教育を行う学校をいう（他の法令で定めるものを除く。）。</p> <p>10 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。</p>	<p>消防学校、消防大学校、自治大学校、警察学校、理容学校、美容学校、洋裁学校、タイピスト学校、外語学校、料理学校、防衛大学校、防衛医科大学校、自衛隊学校、看護学校、看護助産学校、臨床検査技師学校、視能訓練学校、農業者大学校、水産大学校、海技大学校、海員学校、航空大学校、航空保安大学校、海上保安大学校、国土交通大学校</p>	<p>1 学校教育法では、専修学校は修業年限が1年以上であり、教育を受ける者が40名以上であり、校舎面積が130㎡以上とされている。</p> <p>2 学校教育法では、各種学校は修業年限が1年以上（簡易に修得することができる技術、芸芸等の課程にあつては3箇月以上1年未満）であり、校舎面積が原則として115.7㎡以上とされている。</p> <p>3 同一敷地内にあって教育の一環として使用される講堂、体育館、図書館は学校に含まれる。</p>
(8)項	<p>1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、又は保存して、一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。</p> <p>2 博物館及び美術館とは、歴史、美術、民俗、産業及び自然科学に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、又は展示して教育的配慮のもとに一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するための施設をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとは、博物館法で定める博物館又は図書館以外のもの、図書館及び博物館と同等のものをいう。</p>	<p>郷土館、記念館</p>	

項	定 義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
(9)項イ	<p>1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。</p> <p>2 熱気浴場とは、電熱器等を熱源として高温低温の空気を利用する公衆浴場をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとは、公衆浴場の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供するものをいう。</p>		<p>公衆浴場は、浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。</p>
(9)項ロ	(9)項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場をいう。	銭湯、鉱泉浴場、砂場、酵素風呂、岩盤浴	<p>1 (9)項イに同じ。</p> <p>2 本項の公衆浴場は、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して公衆を入浴させるものであること。</p>
(10)項	<p>1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎（プラットフォームを含む。）、バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。</p> <p>2 船舶又は航空機の発着場とは、船舶の発着するふ頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。</p>		
(11)項	神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教養をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。		
(12)項イ	<p>工場又は作業場とは、機械又は道具を使用して物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、仕立、破壊又は解体を行う施設をいう。</p> <p>1 工場とは、物の製造又は加工を主として行うところでの機械化が比較的高いものをいう。</p> <p>2 作業場とは、物の製造又は加工を主として行うところでの機械化が比較的低いものをいう。</p>	授産施設、宅配専門ピザ店、給食センター（学校と敷地を異にするもの。）	
(12)項ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ若しくはそれらのビデオテープを作成する施設をいう。		
(13)項イ	<p>1 自動車車庫とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項で定める自動車（原動機付自転車を除く。）を運行中以外の場合に専ら格納する施設をいう。</p> <p>2 駐車場とは、自動車を駐車させる、すなわち客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停車させる施設をいう。</p>		<p>1 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第2条の保管場所となっている防火対象物が含まれるものであること。</p> <p>2 自動車車庫又は駐車場は、営業用又は自家用を問わないものであること</p> <p>3 事業所の従属的な部分とみなされる駐車場及び自動車車庫は、本項に含まれないものであること。</p> <p>4 道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車とは、同法施行規則第1条で定める総排気量又は定格出力を有する原動機によるものをいう。（1）内燃機関を原動機とするものであって、二輪を有するもの（側車付のものを除く。）にあっては、その排気量は0.125 l以下、その他のもの（側車付のもの）にあっては、その排気量は0.050 l以下</p>

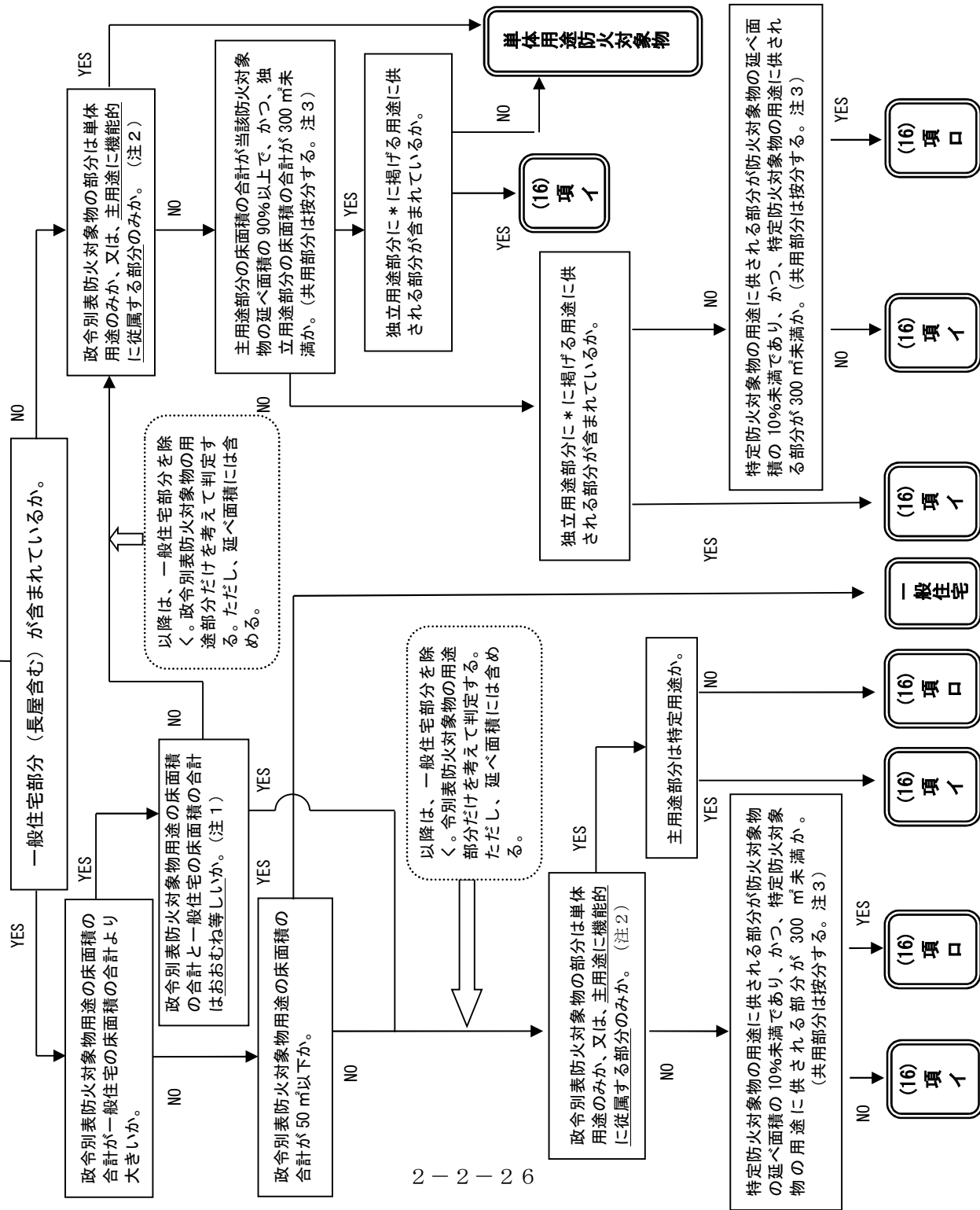
項	定	義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
				(2) 内燃機関以外のものを原動機とするものであって、二輪を有するもの(側車付のものを除く。)にあっては、その定格出力は、1.00k w以下、その他のものには0.60k w以下
(13) 項口		飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設を言う。		
(14) 項		倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。		
(15) 項		その他の事業場とは、(1)項から(14)項までに掲げる防火対象物以外の事業場をいい、営利的事業であること非営利的事業であることを問わず事業活動の専ら行われる一定の施設をいう。	官公署、銀行、事務所、取引所、理容室、美容室、ラジオスタジオ、発電所、変電所、ごみ処理場、火葬場、ゴルフ練習場、卸売市場、写真館、保健所、新聞社、電報電話局、郵便局、畜舎、研修所、クリーニング店(取次ぎ店に限る。)、職業訓練所、自動車教習所、納骨堂、温室、動物病院、新聞販売店、採血センター、場外馬券売場、モデル住宅、コミュニティセンター、体育館、レンタルルーム、水族館、レンタル業、学童保育クラブ、駐輪場、はり灸院、屋内ゲートボール場(観覧席がないもの)、ミニゴルフ場、車検場、子供センター、自治会館、コインランドリー、不動産屋、買取専門店、ダンススクール(指導者がダンス指導を行う施設)	1 事業とは、一定の目的と計画とに基づいて同種の行為を反復継続して行うことをいう。 2 住宅は、本項に含まれないものであること。 3 観覧席(小規模な選手控室を除く。)を有しない体育館は本項に該当するものであること。 4 異性同伴(休館のみのもの)、宿泊又は飲食店を伴わないレンタルルームは、本項に該当するものであること。 5 特定の企業の施設で、その企業の製品のみを展示陳列する防火対象物(シヨールーム、PRセンター等)は、本項に該当するものであること。
(16) 項イ		本項の防火対象物は、複合用途防火対象物のうち、その一部に特定防火対象物(16)項イ及び(1602)項を除く。)の用途を含むものをいう。		
(16) 項ロ		本項の防火対象物は、複合用途防火対象物のうち、その一部に特定防火対象物((16)項イ及び(1602)項を除く。)の用途を含まないものをいう。		

項	定義	該当用例	補足事項
(16の2) 項	法第8条の2第1項で定義されているため省略		<ol style="list-style-type: none"> 1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作物施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等を通じている駐車場は、地下街に含まれるものであること。 2 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離20m(20m未満の場合は当該距離)以内の部分の床面積に算入するものであること。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備がある場合は、当該特定防火設備の部分までとする。 3 地下街の同一階層の地下鉄道部分(出礼室、事務室等)は地下街に含まれないものであること。
(16の3) 項	政令別表第1で定義されているため省略		<p>準地下街の範囲は次のとおりとすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地下道の部分については、準地下街を構成する店舗、事務所等の各部分から歩行距離10m(10m未満の場合は、当該距離)以内の部分とすること。 (2) 建築物の地階については、準地下街となる地下道の面積範囲に接して建築物の地階等が面している場合、当該開口部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口部までの歩行距離20mを超える場合は、当該建築物の地階等は、含まないものであること。 (3) 建築物の地階が建基政令第123条第3項第1号に規定する附室を介してのみ地下道と接続している建築物の地階は含まないものであること。 (4) 準地下街を構成する建築物の地階等の部分が相互に政令第8条の床又は壁で区画されており、地下道に面して開口部を有していないものについては、それぞれ別の防火対象物として取り扱うものであること。 (5) 地下鉄道施設の部分については、鉄道の地下停車場の改札口内の区域及び改札口外であって、当該部分が耐火構造の壁又は常時閉鎖式若しくは煙感知運動閉鎖式(2段階下式のものを含む。)の特定防火設備で区画されている部分は、当該用途の「建築物」及び「地下道」としては取り扱わないものであること。
(17) 項	本項の防火対象物は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づくもの及び同法第182条第2項に基づく地方公共団体の定める文化財保護条例によって指定された建築物をいう。		<ol style="list-style-type: none"> 1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形(無形省略)の文化的遺産でわが国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。 2 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいがない国民の宝たるものとして文部大臣が指定したものをいう。 3 重要有形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家具その他の物件でわが国民の生活の推移のため欠くことのできないものとして文部科学大臣が指定したものをいう。 4 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、わが国にと

項	定	義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
				<p>つて歴史上又は学術上価値の高いものをいう。</p> <p>5 重要な文化財とは、重要文化財、重要民俗文化財及び史跡以外の文化財のうち重要なものとして、その所在する地方公共団体が指定したものをいう。</p> <p>6 本項の防火対象物は、建築物に限られるものでなく、建造物とは土地に定着する工作物一般を指し、建築物、独立した門塙等が含まれるものであること。</p>
(18)項	アークードとは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な構築物、工作物その他の施設をいう。			<p>1 夏季に仮設的に設けられる日よけは、本項に含まれないものであること。</p> <p>2 延長は屋根の中心線で測定するものであること。</p>
(19)項	本項は、市長の指定する山林をいう。			<p>山林とは、山岳山林に限らず森林、原野及び荒蕪地が含まれるものであること。</p>
(20)項	省令第5条で定義されているため省略			<p>1 船舶安全法第2条第1項の規定が適用されない船舶のうち、次のものが本項に含まれる。</p> <p>(1) 災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの。</p> <p>(2) 係船中の船舶</p> <p>(3) 告示(昭和49年運輸省告示第353号)で定める水域のみを航行する船舶</p> <p>2 船舶安全法第32条によって同法第2条第1項の規定の適用を受けない政令で定める総トン数20t未満の漁船は、専ら本邦の海岸から20海里(昭和55年4月1日から12海里)以内の海面又は内水面において従業するものであること。</p> <p>(船舶安全法第32条の漁船の範囲を定める政令(昭和49年政令第258号))</p> <p>3 鉄道営業法に基づく、鉄道運転規則(昭和62年運輸省令第15号)第51条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、機関車(蒸気機関車を除く。)、旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車であること。</p> <p>4 鉄道営業法に基づく、新幹線鉄道運転規則(昭和39年運輸省令第71号)第43条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、運転室及び旅客用の電車の客室又は通路であること。</p> <p>5 軌道法に基づく軌道運転規則(昭和29年運輸省令第22号)第37条に定める消火用具を備え付けなければならない場所は、車両(蒸気機関車を除く。)の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室であること。</p> <p>6 軌道法に基づく無軌条電車運転規則(昭和55年運輸省令第92号)第26条に定める消火器を設けなければならないものは、すべての車両であること。</p> <p>7 道路運送車両法に基づき、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第47条に定める消火器を備えなければならない自動車は、次のとおりである。</p> <p>(1) 火薬類(火薬にあっては5kg、猟銃雷管にあっては2,000箇、実砲、空砲、信管又は火管にあっては200箇をそれぞれ超えるものをいう。)を運送する自動車(被けん引自動車を除く。)</p>

項	定	義	該 当 用 途 例	補 足 事 項
				<p>(2) 消防法別表に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(3) 道路運送車両の保安基準別表第1に掲げる数量以上の可燃物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(4) 150 kg 以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(5) 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車</p> <p>(6) 放射性物質等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号）第3条に規定する放射性輸送物（L型輸送物を除く。）若しくは同第9条に規定する核分裂性移送物を運送する場合又は同第30条の規定により運送する場合に使用する自動車</p>

防火対象物フローチャート



* 政令別表第1 (2) 項二、(5) 項イ、(6) 項イ (1) ~ (3)、ロ及びハ (利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)

注1 おおむね等しいとは、次のことをいう。

一般住宅部分 $A \text{ m}^2$	政令別表用途部分 $B \text{ m}^2$
$\frac{A}{A+B}$	$\frac{B}{A+B} \leq 0.05$
$\frac{B}{A+B}$	$\frac{A}{A+B} \leq 0.05$

注2 主たる用途に機能的に從属する部分 (§50.4.15 消防予第41号・消防安第41号通知別表) とは、次の1から3までの全ての全てに適合するものをいう。

- 1 管理権原を有する者が同一であること。
 - 2 利用者が同一であるか又は密接な関係にあること。
 - 3 利用時間がほぼ同一であること。
- 注3 複合用途防火対象物の共用部分の按分は、次のとおり。

A用途 $A \text{ m}^2$	A・B共用廊下 $D \text{ m}^2$	B用途 $B \text{ m}^2$
A・B・C共用廊下 $E \text{ m}^2$		C用途 $C \text{ m}^2$

※ 共用部分とは便所、階段、電気室、機械室等をいう。

A用途の面積

$$A \text{ m}^2 + \frac{A \text{ m}^2}{A \text{ m}^2 + B \text{ m}^2} \times D \text{ m}^2 + \frac{A \text{ m}^2}{A \text{ m}^2 + B \text{ m}^2 + C \text{ m}^2} \times E \text{ m}^2$$

B用途の面積

$$B \text{ m}^2 + \frac{B \text{ m}^2}{A \text{ m}^2 + B \text{ m}^2} \times D \text{ m}^2 + \frac{B \text{ m}^2}{A \text{ m}^2 + B \text{ m}^2 + C \text{ m}^2} \times E \text{ m}^2$$

C用途の面積

$$C \text{ m}^2 + \frac{C \text{ m}^2}{A \text{ m}^2 + B \text{ m}^2 + C \text{ m}^2} \times E \text{ m}^2$$

第3 消防用設備等の設置単位◆

1 防火対象物に係る消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については特段の規定（政令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項及び第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。

- ※ ① 棟とは、原則として独立した一の建築物（屋根及び柱若しくは壁を有するもの）又は独立した一の建築物が相互に接続されて一体となったものをいう。
 なお、「相互に接続」とは、構造的に接続されているものであること。
- ② この基準に適合する場合は、原則として政令別表第1の適用にあたって別の防火対象物として扱うものであること。

2 政令第8条第2号について

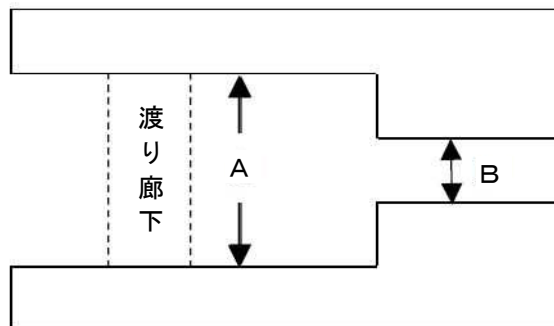
省令第5条の3第2項第1号の規定中「渡り廊下等の壁等」及び同項第2号の規定中「渡り廊下等の壁等に類するものとして消防庁長官が定める壁等」（以下「渡り廊下等の壁等」という。）により区画され、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の延べ面積の算定については、原則として渡り廊下等の床面積を別とみなされる防火対象物の延べ面積に応じて按分し、それぞれの防火対象物に帰属させること。

また、渡り廊下等における消防用設備等の設置については、原則として渡り廊下等が帰属する防火対象物のうち、延べ面積が大なる防火対象物に適用される消防用設備等の技術基準に適合させること。

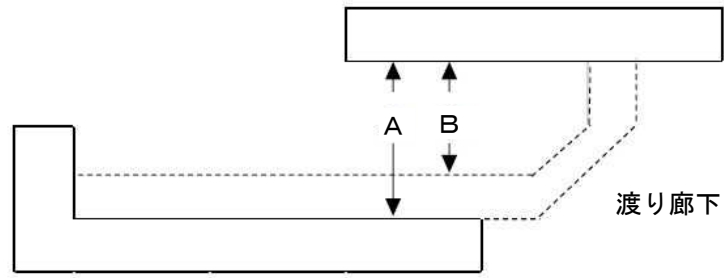
なお、別の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物の管理権原者が異なる場合等においては、実情に応じた取扱いとしても差し支えないこと。

(1) 防火上有効な措置が講じられた壁等の基準について

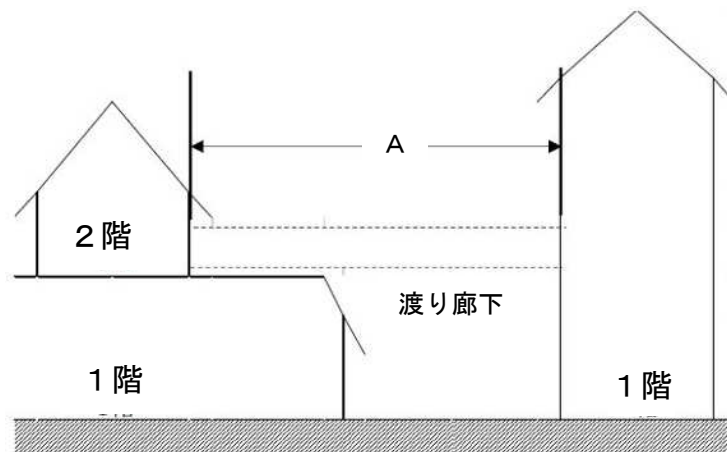
ア 「防火上有効な措置が講じられた壁等の基準」（令和6年消防庁告示第7号。以下「壁等基準」という。）第3第2号の規定における「渡り廊下で隔てられた防火対象物の部分相互間の距離」については、渡り廊下が設けられている防火対象物の部分相互間の距離であって、水平距離で測定するものであること。具体的には、**第3-1図**から**第3-3図**までの場合、Aの部分となること。また、1階と2階以上の階に渡り廊下が設けられている場合には、2階以上の階に渡り廊下が設けられている場合の取扱いとするものであること。



第3-1図

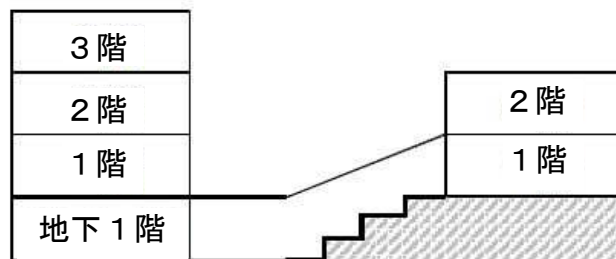


第3-2図



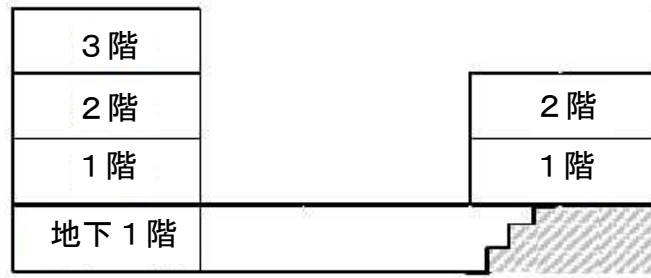
第3-3図

イ 壁等基準第2第2号に規定する地下連絡路の例は、第3-4図から第3-6図までとすること。



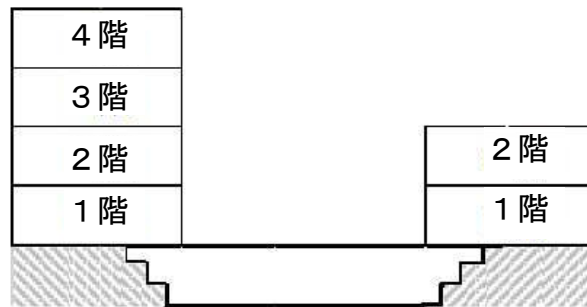
地下1階と接続する場合（地下連絡路の天井が途中から地上に露出する場合）

第3-4図



地下1階と1階部分を地下で接続する場合

第3-5図



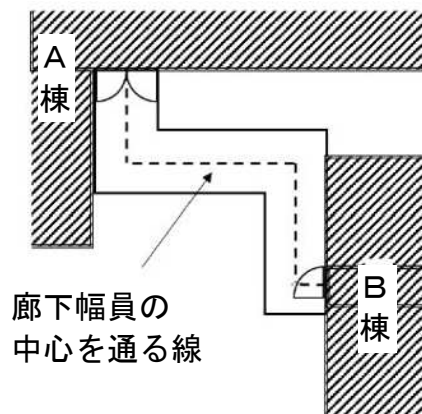
1階部分同士を地下連絡路で接続する場合

第3-6図

ウ 第3-4図の場合、当該地下連絡路のうち天井が地上に露出する部分が過半で、かつ、天井が地上に露出しない部分の長さが3m以内である場合の当該地下連絡路の排煙設備は、壁等基準第3第2号(3)ハ(ロ)の規定によることができること。

エ 壁等基準第3第2号(2)の規定における「開口部の面積が4㎡以内」については、階ごとに判定するものであること。

オ 壁等基準第3第2号(3)ハ(ロ)の規定における「渡り廊下の長さ」は、第3-7図のように廊下幅員の中心を通る線で判定するものであること。



第3-7図

カ 壁等基準第3第2号(3)ハの規定中「機械排煙設備」については、建基法の基準に基づき設置される排煙設備が想定されるものであること。なお、非常電源が附置されているものについては、第5章第2非常電源の基準の例によること。この場合、非常電源の種別は省令第12条第4号かっこ書きの規定を適用しないことができるものであること。

キ 壁等基準第6の規定中「消防長又は消防署長が認める壁等」については、一定のフェイルセーフ設計を取り入れたものが想定されるものであり(参考:類例としては、渡り廊下等の基準と同等の防火安全性能を有するものとして接続した建築物同士に火災の影響を及ぼすことのないものとして取り扱われている「緩衝帯」等がある)、(一財)日本消防設備安全センターの性能評価を受けたものであること。

3 2によるほか、建築物と建築物の接続が次のいずれかに適合する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。

(1) 建築物と建築物が固定的な構造でない雨どいを共有する場合又は屋根が交差している場合

(2) 建築物と建築物が地下コンコース、公共地下道(地下街の地下道を除く。)を介して接続しているもので、次のアからウまでに適合する場合

ア 接続する部分の一の開口部の面積は、おおむね20㎡以下であること。

ただし、当該開口部の直近が、外気に有効に開放されている場合にあっては、この限りでない。

イ アの開口部には、特定防火設備で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖するものが設けられていること。

ウ イの防火戸が防火シャッターである場合は、直近に建基政令第112条第14項第2号に定める防火戸が設けられていること。ただし、当該シャッターが、2段降下方式等避難上支障がない場合を除く。

4 その他

(1) 法第17条第1項の消防用設備等の技術上の基準を遡及して適用されることとされている法第17条の2の5第2項第2号に規定する消防用設備等について、政令第34条の2に定める増築又は改築の判断にあたっては、一の防火対象物で判断されることになるが、当該消防用設備等が設置されている防火対象物が政令第8条第2号の適用により別の防火対象物とみなされる場合、その部分ごとに増築又は改築も別のものとして考慮されるものであること。

(2) 令和6年3月29日以前に(一財)日本消防設備安全センターの性能評価を受けた区画貫通の配管等については、従前のおり取り扱って差し支えないものであること。

第4 建築物の棟、床面積及び階の取扱い◆

1 建築物の棟の取扱い

主要構造部を耐火構造とした建築物の部分（以下「耐火構造の部分」という。）と主要構造部の全部又は一部を木造とした建築物の部分（以下「木造の部分」という。）が相接して一連になっているもの（上下に接続するものを除く。）で（1）及び（2）に適合するものについては、別棟として取り扱うことができるものであること。

（1）木造の部分と耐火構造の部分とが相接する境界は、耐火構造の壁又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造の特定防火設備とすること。

※ 管理上期待のできるものに限り、常時閉鎖式防火戸とすることができる。

（2）木造の部分と他の木造の部分とは、延焼防止上有効な3m以上の距離を有し、かつ、お互いに防火上有効に遮断されていること。

※ ① 本取扱いを適用する場合は、すべての規定を棟として適用することが必要で、構造規定の適用は別棟とし、避難規定の適用は一とするなど混乱した適用を行わないこと。

② この取扱いのほか、建基政令第117条第2項及び第126条の2第2項の規定により、別の建築物として取り扱われることがあるので注意すること。

③ この取扱いは、建築基準法令上の取扱いに限られるものであること。

2 床面積の算定

（1）建築基準法令上の床面積

床面積の算定は、次によること。

ア 「床面積の算定方法について」（昭和61年4月30日付け建設省住指発第115号）によること。

イ 「神奈川県建築基準法取り扱い基準一面積、高さ、階数等の算定方法一」（神奈川県建築行政連絡協議会編集）を参考とすること。

なお、本解説中、吹きさらしの廊下、バルコニー・ベランダ及び屋外階段に関する項目中の「外気に有効に開放されている部分」の判断に際して一つの要件となる「当該部分が面する隣地境界線からの距離」については、0.5m以上で支障ないものであること。

（2）消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定

建築基準法令によるほか、次によること。

ア 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造（積荷を行うものが棚状部分の外部にいて直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、床面積に算入するものであること。

イ 政令第12条第1項第5号の適用にあたって、ラック式倉庫の延べ面積等の算定については、次によること（平成10年7月24日付け消防予第119号）。

（ア）ラック式倉庫の延べ面積は、原則として各階の床面積の合計により算定すること。この場合において、ラック等を設けた部分（ラック等の間の搬送通路の部分を含む。以下同じ）については、当該部分の水平投影面積により算定すること。

（イ）ラック式倉庫の内、I ラック等を設けた部分とその他の部分が耐火構造又は

準耐火構造の床又は壁で区画されており、当該区画の開口部には防火設備（随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は火災の発生と連動して自動的に閉鎖するものに限る。）が設けられているもの又はⅡラック等を設けた部分の周囲に幅5mの空地が保有されているものにあつては、次により算定することができること。

a ラックを設けた部分の面積により算定すること。

b 当該算定の方法により政令第12条第1項第5号に掲げる規模に達するラック式倉庫にあつては、ラック等を設けた部分に対してスプリンクラー設備を設置すれば足りること。この場合において、政令第12条第4項の適用については、当該倉庫の構造によることとしてよいこと。

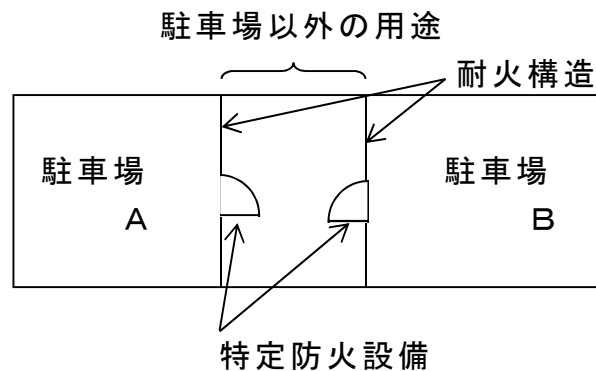
(ウ) ラック等を設けた部分の面積が、延べ面積の10%未満であり、かつ、300㎡未満である倉庫にあつては、当該倉庫全体の規模の如何によらず、政令第12条第1項第5号に掲げるラック式倉庫に該当しないこと。

ウ 駐車の用に供する部分の床面積は、次によること。

(ア) 車路は、床面積に算入するものであること。ただし、防火対象物の屋上以外で上部が開放された部分（庇又はバルコニー等の下で、十分な開放性を有する部分を含む。）は算入しないものとする。

(イ) 駐車の用に供しない部分を介して2箇所以上の駐車の用に供する部分が存する場合は、それぞれの駐車の用に供する部分ごとに床面積を算定すること。

(第4-1図)



第4-1図

(ウ) 昇降機等の機械装置による車両を駐車させる構造（立体駐車場）及び同方法で自転車を駐輪させる構造（立体駐輪場）の床面積については、水平投影面積を床面積として算入すること。

エ 政令第13条第1項第6欄で定める「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備（以下「電気設備」という。）が設置されている部分」及び同第7欄で定める「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分（以下「鍛造場等」という。）」の床面積の算定は、次のいずれかによること。ただし、屋外（屋上を含む。）に電気設備又は鍛造場等を設けるものにあつては、次の（イ）によること。

(ア) 不燃区画された部分

不燃区画された部分の床面積とし、当該不燃区画に設けられた開口部は、次によること。

a 屋内に面する出入口、窓、換気口（ガラリ等）等の開口部には、建基政令第112条第19項第2号に規定する防火設備（出入口、窓等にあつては、防

火戸に限る。) が設けてあること。

b 屋内に面する換気、暖房又は冷房の設備の風道には、当該不燃区画を貫通している部分又はこれに近接する部分に建基政令第 112 条第 20 項に規定する構造の防火設備が設けてあること。

c 屋外に面する開口部には、防火設備が設けてあること。

(イ) 水平投影による部分の場合

電気設備又は鍛造場等が設置される部分の当該機器が据え付けられた部分の水平投影面の周囲に水平距離 5 m までの範囲の部分（以下第 4 において「水平投影による部分」という。）の床面積とし、水平投影による部分は、次によること。

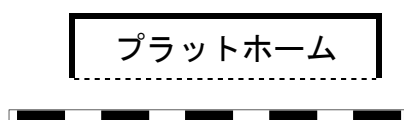
a 同一室内に電気設備又は鍛造場等の当該機器等が 2 箇所以上設置されている場合は、合計した面積（水平投影による部分の床面積が重複する場合には、重複加算しない。）とすること。

b 水平投影による部分に耐火構造の壁がある場合の水平距離は、当該壁までの距離とすること。この場合、当該壁に開口部が設けられた場合にあっては、(ア) による防火設備が設けられていること。

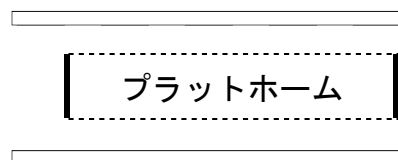
オ 駅舎で次のいずれかに該当する部分は、床面積に算入しないことができるものであること。

(ア) 延長方向の一面以上が直接外気に開放されたプラットホーム（上家の屋根が 2 以上のプラットホームにわたって連続して設けられたものを除く。第 4-2 図)

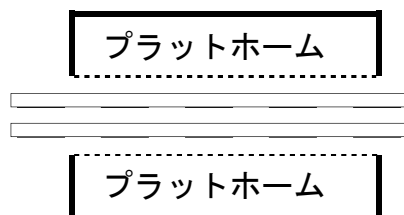
① 延長方向一面開放の例



② 延長方向二面開放の例



③ ()書きにより床面積に算入される場合の例

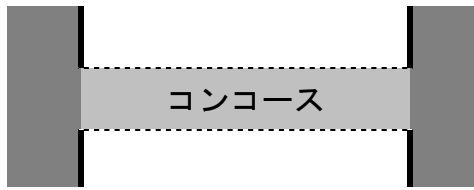


----- 開放部分
————— 非開放部分

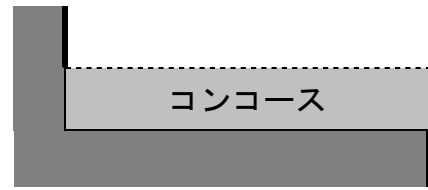
第 4-2 図

(イ) 2 面以上が外気に開放されていて、その面にシャッター等が設けられていないコンコース。ただし、通路上部分で延長方向以外の面だけが開放しているものを除く（第 4-3 図）。

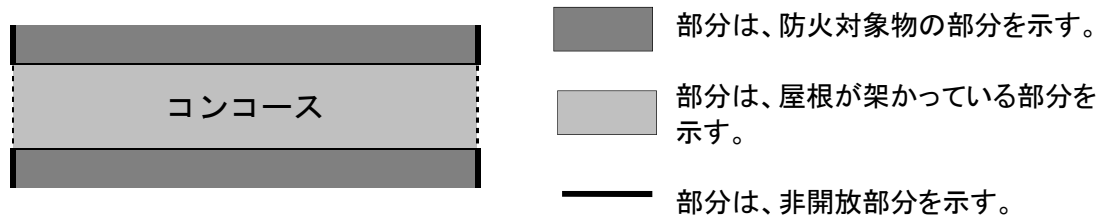
① 二面開放の例その1



② 二面開放の例その2



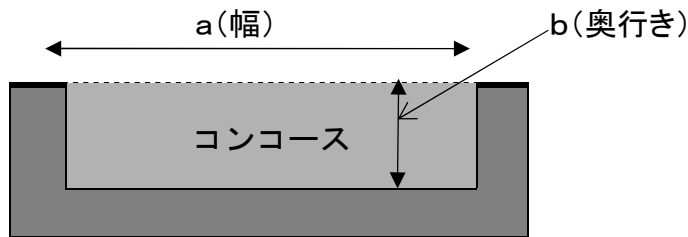
③ ただし書きにより算入される場合の例



第4-3図

(ウ) 一面が外気に開放されていて、その面にシャッター等がなくかつ、開放された面の長さがおおむね奥行き a の2倍以上あるコンコース (第4-4図)。

おおむね $a > 2b$



第4-4図

カ 地下駅舎の床面積は、次によること。

(ア) 改札口内にあつては、軌道部分を除き、すべて算入する。

(イ) 改札口外のコンコース等にあつては、改札口及び駅務室等の施設から歩行距離 20m以内の部分算入すること。ただし、20m以内に随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備が設置されている場合は、当該シャッターまでとするものであること。

※ 誘導灯及び放送設備については、20mを超える部分にあつても、必要となるので注意すること。

キ 観覧場で、観覧席の一面が外気に開放され、開放された面の長さがおおむね奥行の2倍以上となる観覧席の部分は、床面積に算入しないことができるものであること。

ただし、収容人員の算定にあつては、当該観覧席の部分を含むものであること。

ク 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離 20m (20m未満の場合は当該距離) 以内の部分算入するものであること。

ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は感知器の作動と連

動して閉鎖する方式の特定防火設備が設置されている場合は、当該防火戸の部分までとするものであること。

ケ 防火対象物の一部に法第 10 条第 1 項に定める危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「危険物施設」という。）が存する場合、法第 17 条第 1 項で定める消防用設備等の設置にあたっての床面積は、当該危険物施設を含めて算定するものであること。

※ 危険物施設部分の消防用設備等は、法第 17 条第 1 項に定める基準でなく、法第 10 条第 4 項に定める基準によるものであること。

コ 階に対する消防用設備等の規定の適用にあたって、同一階が屋外空間等を隔てている場合又は開口部のない耐火構造の壁で区画されている場合は、当該部分ごとに床面積を算定することができるものであること。

3 階数の算定

(1) 建築基準法令上の階数の算定

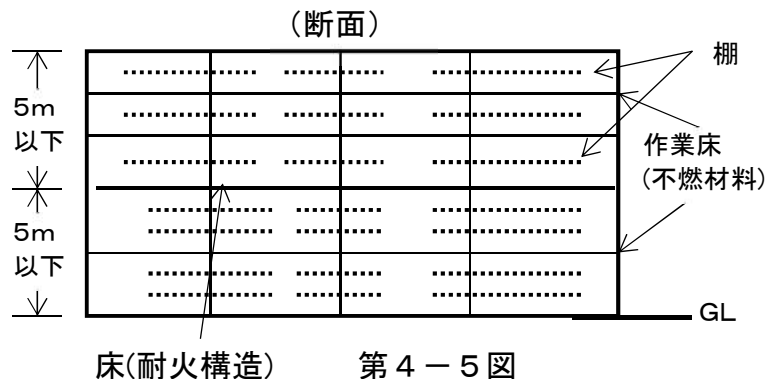
階数の算定は、建基政令第 2 条第 1 項第 8 号によるほか、次によること。

ア 多層式倉庫（物品（危険物を除く。）を貯蔵、保管するために棚を設け、かつ、当該棚に物品の積荷を行うための作業床を設けたものをいう。）が次に適合する場合は、作業床の部分を階数に算入しないことができるものであること。

(ア) 耐火構造であること。

(イ) 主要構造部以外の部分は、不燃材料で造られていること。

(ウ) 階高（作業床を除く）は、5m以下であること（第 4－5 図）。



イ 棚式倉庫（積荷の作業を行う者が、当該棚の外部において直接積荷することができるもの又はリフト若しくはクレーン等の機械だけの使用によって積荷することができるもの。）は、次に適合する場合、階数を 1 として取り扱うものであること。

(ア) 耐火建築物若しくは準耐火建築物を要求されるものについては、耐火建築物又は建基法第 2 条第 9 号の 3 口の準耐火建築物で外壁を耐火構造としたものとし、主要構造部以外の部分は不燃材料で造られていること。

(イ) 軒高が 15m を超えるものは、耐火建築物であること。

ウ 次の全てに適合する吊上げ式車庫は、建基法第 27 条、第 61 条及び第 62 条の適用にあたって、階数を 1 として取扱うものであること。

(ア) 耐火建築物又は建基法第 2 条第 9 号の 3 口に該当する準耐火建築物で外壁を耐火構造としたもの。

(イ) 木造建築物が密集している市街地内で他の建築物（耐火建築物又は準耐火建築物を除く。）又は隣地境界線から 5m 以下の距離に建築する場合には、外壁を

不燃材料で覆い、かつ、地盤面からの高さが 15m以下の部分が耐火構造であること。

(ウ) (イ) の場合で、延焼のおそれのある部分にある車両の出し入れ口には、特定防火設備が設けられていること。

(エ) 木造建築物が密集している市街地で既存の建築物又は他の建築物部分と一体に建築する場合は、当該既存の建築物又は他の部分とを (イ) でいう他の建築物とみなして (イ) 及び (ウ) によること。

エ 小屋裏、天井裏その他のこれらに類する部分に物置等がある場合において、当該物置等の最高の内法高さが 1.4m以下で、かつ、その水平投影面積が存する部分の床面積の 2分の1以下であれば、当該部分については階として取り扱う必要はない。

(2) 消防用設備等の設置にあたっての階の算定

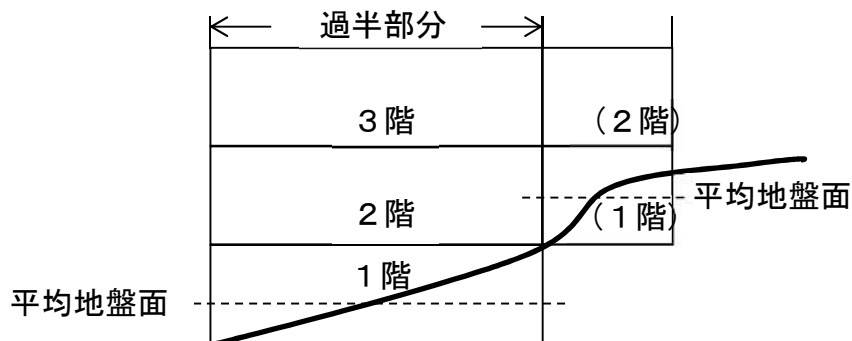
ア 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造のもの（積荷を行う者が、棚状部分の外部にいて直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、階数に算定するものであること。

※ 一般的に棚と床の区分は、当該部分に積荷等を行う場合に当該部分以外において作業するものを「棚」とし、当該部分を歩行し、又はその上において作業執務等を行うものを「床」として取り扱うが、具体的にはその形状機能等から社会通念に従って判断すること。

イ 床下、小屋裏等を物入れ等に使用するもので、当該部分の高さがおおむね 1.5 m以下（通常の姿勢で作業等ができない高さ）のものは、階数に算入しないものであること。

ウ 吊上げ式車庫の階数は 1 とすること。

エ 平均地盤面が異なる場合、建築物の同一階が、部分によって階数を異にする場合は、過半を占める部分の地盤面を平均地盤面として階数を算定するものであること（第 4 - 6 図）。



第 4 - 6 図

第5 内装制限の取扱い◆

消防法令上に規定する壁及び天井の室内に面する部分の仕上げの取扱いは、次によること。

- 1 建基法令上、床面からの高さが1.2m以下の部分が除かれているが、消防法令上にあっては、床面から規制の対象範囲となること。ただし、内装制限となる面において10分の1以下となる部分は、内装制限の対象から除くことができる。
- 2 「室内に面する部分」とは、建基法第2条第4号に規定する居室及び風呂、便所、洗面所、駐車場、機械室、倉庫その他これらに相当する室並びに廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分をいう。
ただし、収納のために人が出入りする形態を有しない収納庫内及びユニットタイプの浴室内の壁及び天井については、この限りでない。
- 3 天井まで達しない間仕切壁で、当該間仕切壁の高さが高い場合（高さがおおむね2m程度以上のもの）や床に固定された場合など、仕切られた空間が二つの別空間となるように設けられた間仕切りは、内装制限の対象として取り扱うものとする。

第6 無窓階の取扱い◆

1 無窓階は、床面積に対する開口部の割合、開口部の位置（床面からの高さ及び空地）及び開口部の構造により決定すること。

無窓階以外の階の判定は、省令第5条の5によるほか細部については、次により運用するものであること。

(1) 床面積に対する開口部の割合

省令第5条の5第1項に定める床面積に対する避難上及び消火活動上有効な開口部の割合は、次によること。

ア 11階以上の階

直径50cm以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が当該階の床面積の30分の1を超える階であること。

イ 10階以下の階

アの割合と同様であるが、アの開口部に、直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ0.75m以上及び1.2m以上の開口部（以下「大型開口部」という。）が2以上含まれているものであること。

(2) 開口部の位置

ア 次のすべてに適合する踏台を設けた場合は、省令第5条の5第2項第1号の「床面から開口部の下端までの高さは1.2m以内」のものとして取り扱うことができる。

(ア) 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。

(イ) 開口部が設けられている壁面と隙間がなく、床面に固定されていること。

(ウ) 高さは、おおむね30cm以内、奥行は30cm以上、幅は開口部の幅以上であること。

(エ) 踏台の上端から開口部の下端まで1.2m以内であること。

(オ) 避難上支障のないように設けられていること。

イ 次に掲げる空地等は、省令第5条の5第2項第2号の「通路その他の空地」として取り扱うことができる。

(ア) 国又は地方公共団体等の管理する公園で、将来にわたって空地の状態が維持されるもの。

(イ) 道又は道に通じる幅員1m以上の通路に通じることができる広場（建築物の屋上、階段状の部分等）で避難及び消火活動が有効にできるもの。

(ウ) 1m以内の空地又は通路にある樹木、塀及びその他の工作物で避難及び消火活動に支障がないもの。

(エ) 傾斜地及び河川敷で避難及び消火活動が有効にできるもの。

(オ) 周囲が建物で囲われている中庭等で当該中庭等から通じる通路等があり、次のすべてに適合するもの（第6-1図）。

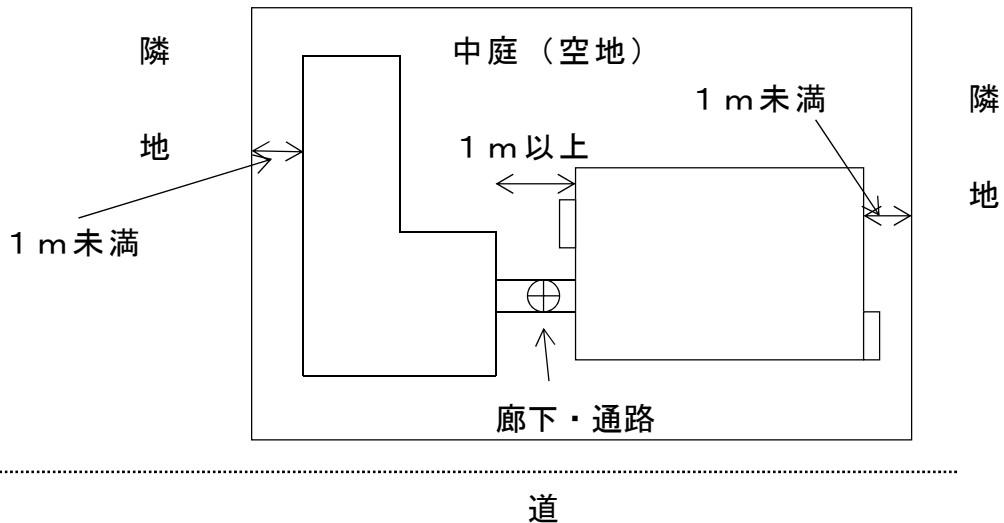
a 中庭から道に通じる出入口の幅員は、1m以上であること。

b 中庭から道に通じる部分は、廊下又は通路であること。

c 中庭から道に通じる部分の歩行距離は、20m以下であり、かつ、直接見通しができるものであること。

d 道に面する外壁に2以上の大型開口部があること。

e 道に面する外壁の開口部で必要面積の2分の1以上を確保できること。



第 6 - 1 図

(3) 開口部の構造

ア 次に掲げる開口部は、省令第 5 条の 5 第 2 項第 3 号の「内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱うことができる(第 6 - 1 表)。

(ア) はめ殺しの窓等

- a 普通板ガラス (旧 JIS R3201)、フロート板ガラス (JIS R 3202)、磨き板ガラス (JIS R 3202)、型板ガラス (JIS R 3203)、熱線吸収板ガラス (JIS R 3208) 又は熱線反射ガラス (JIS R 3221) (ガラスの厚さが 8 mm 以下のもの (厚さが 6 mm を超えるものは、ガラスの大きさがおおむね 2 m²以下かつガラスの天端の高さが、設置されている階の床から 2 m 以下のものに限る。))
- b 強化ガラス (JIS R 3206) 又は耐熱板ガラス (ガラスの厚さが 5 mm 以下のもの)
- c ポリエチレンテレフタレート (以下「PET」という。) 製窓ガラス用フィルム (JIS A 5759 に規定するもの。以下同じ。) のうち、多積層 (引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。) 以外で、基材の厚さが 100 μm 以下のもの (内貼り用、外貼り用は問わない) を a 又は b のガラスに貼付したもの
- d 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが 400 μm 以下のもの (内貼り用、外貼り用は問わない) を a 又は b のガラスに貼付したもの
- e a 又は b に金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラス (通称 Low-E 膜付きガラス)
- f PET 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが 100 μm を超え 400 μm 以下のもの (内貼り用、外貼り用は問わない) を a 又は b のガラスに貼付したもので、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの
- g PET 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが 100 μm 以下のもの (内貼り用、外貼り用は問わない) を a 又は b のガラスに貼付したもので、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられて

いるもの

- h 複層ガラス (JIS R 3209) で、その2枚以上の材料ガラスがそれぞれ a から g までのいずれかにより構成されているもの
 - i a から h まで以外であって、窓を容易にはずすことができるもの
- (イ) 屋内でロックされている窓
- a 普通板ガラス、フロート板ガラス、磨き板ガラス、型板ガラス、熱線吸収板ガラス又は熱線反射ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの(ガラスの厚さが 8mm 以下のもの。ただし、厚さが 6mm を超えるものは、ガラスの大きさが概ね 2 m²以下かつガラスの天端の高さが、設置されている階の床から 2 m 以下のものに限る。)
 - b 網入板ガラス (JIS R 3204) 又は線入板ガラス (JIS R 3204) 入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの(ガラスの厚さが 6.8mm 以下のもの)
 - c b 以外の網入板ガラス又は線入板ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもののうち、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの(ガラスの厚さが 10mm 以下のもの)
 - d 強化ガラス又は耐熱板ガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの(ガラスの厚さが 5mm 以下のもの)
 - e 合わせガラス (JIS R 3205) 入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができ、窓に設置される鍵(クレセント錠又は補助錠をいう。)は 2 以下で、別個の鍵を用いたり暗証番号を入力しなければ解錠できないような特殊なクレセントやレバーハンドル等が設置されていないもの(フロート板ガラス 6.0mm 以下+ポリビニルブチラール(以下「PVB」という。) 30mil 以下+フロート板ガラス 6.0mm 以下、網入板ガラス 6.8mm 以下+PVB 30mil 以下+フロート板ガラス 5.0mm 以下、フロート板ガラス 6.0mm 以下+エチレン酢酸ビニル共重合体中間膜(以下「EVA 中間膜」という。)(株式会社ブリヂストン製のものに限る。以下同じ。) 0.4mm 以下+PET フィルム 0.13mm 以下+EVA 中間膜 0.4mm 以下+フロート板ガラス 6.0mm 以下、フロート板ガラス 6.0mm 以下+EVA 中間膜 0.8mm 以下+フロート板ガラス 6.0mm 以下、網入板ガラス 6.8mm 以下+EVA 中間膜 0.4mm 以下+PET フィルム 0.13mm 以下+EVA 中間膜 0.4mm 以下+フロート板ガラス 5mm 以下、網入板ガラス 6.8mm 以下+EVA 中間膜 0.8mm 以下+フロート板ガラス 5mm 以下)
 - f e 以外の合わせガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができ、窓に設置される鍵(クレセント錠又は補助錠をいう。)は 2 以下で、別個の鍵を用いたり暗証番号を入力しなければ解錠できないような特殊なクレセントやレバーハンドル等が設置されていないもののうち、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの(フロート板ガラス 5.0mm 以下+PVB 60mil 以下+フロート板ガラス 5.0mm 以下、網入り板ガラス 6.8mm 以下+PVB 60mil 以下+フロートガラス 6.0mm 以下、フロート板ガラス 3.0mm 以下+PVB 60mil 以下+型板ガラス 4.0mm 以下)
 - g PET 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが 100 μm 以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を a から f までのいずれ

れかのガラスに貼付したもの

- h 塩化ビニル製窓ガラスフィルムのうち、基材の厚さが 400 μm以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を a から f までのいずれかのガラスに貼付したもの
- i a から f までのいずれかに金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラス（通称 L o w - E 膜付きガラス）で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの
- j P E T 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが 100 μmを超え 400 μm以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を a から d までのいずれかのガラスに貼付したもので、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの
- k P E T 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが 100 μm以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を a から d までのいずれかのガラスに貼付したもので、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの
- l 複層ガラス入り窓等で、その 2 枚以上の材料板ガラスがそれぞれ a から k（c 及び c に g から k に示す加工をしたものを除く。）までのいずれかにより構成され、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの

(ウ) 屋内でロックされている扉

- a (イ) に掲げる種別のガラス小窓を有する扉で、ガラスの大きさが幅 150mm 高さ 600mm 以上あり、ガラス小窓を局部破壊し、サムターン錠を解錠できるもの
- b 非常解錠装置を備えている扉で屋外に面するもの
- c 自動火災報知設備の火災信号により解錠する扉等で、屋内外から手動で開放できるもの

(エ) 軽量シャッター（JIS A 4704 で定めるスラットの板厚が 1.0mm 以下のものをいう。以下同じ。）の開口部

- a 煙感知器と連動により解錠した後、屋内外から手動で開放できるもの（非常電源付きのものに限る。）
- b 避難階又はこれに準ずる階に設けられたもので、屋外より消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できるもの
※ 避難階に準ずる階とは、屋外階段又は人工地盤等を利用して当該開口部まで容易に到達することができる階
- c 共同住宅の雨戸として設けられたもので、開口部に建基政令第 126 条の 7 第 5 号に規定するバルコニー等の消防活動スペースが確保され、かつ、屋外より消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できるもの

(オ) 防火設備（シャッター）の開口部

- a 防災センター、警備員室又は中央管理室等常時人がいる場所から遠隔操作で開放できるもの（非常電源付きのものに限る。）
- b 屋内外から電動により開放できるもの（非常電源付きのものに限る。）
- c 屋外から水圧によって開放できる装置を備えたもので、開放装置の送水口が 1 階にあるもの（「消火設備等認定委員会」で認定し、総務省消防庁から通知がなされたものに限る。）

(カ) シートシャッターの開口部

- a 屋外より消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できるもの
 - b 屋内外から電動により開放できるもの（非常電源付きのものに限る。）
- ※ なお、有効開口部については、開放できる部分に限る。
- (キ) 二重窓等
- a はめ殺しの窓等で（ア） a 又は b に掲げるもの
 - b 屋内外から開放できるガラス入り窓等
 - c 避難階に設けられた屋内から手動で開放できる軽量シャッターとガラス入り窓等
- (ク) 間仕切り壁を設けることにより、室内と開口部とが区画された構造のもので、開口部と相對する部分に出入口が設けられたもの（出入口は、屋内外から手動で開放できるものに限る。）
- (ケ) 開口部と間仕切り壁等の間に通路を設け、間仕切り壁等に出入口を有効に設けたもので、次のすべてに適合するもの又はこれと同等以上に支障がないと認められるもの
- a 通路は、通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物等が存置されていないことなど常時通行に支障がないこと。
 - b 通路及び間仕切り壁等の出入口の幅員は、おおむね 1 m 以上、高さは 1.8 m 以上として、下端は床面から 15cm 以下であること。
 - c 間仕切り壁等の出入口と一の外壁の開口部との距離は、おおむね 10m 以下であること。
- (コ) 広告物、看板、日除け又は雨除け等を周囲に設ける開口部で、避難及び消防隊の進入に支障ないもの。
- (サ) 避難を考慮する必要のない無人の小規模倉庫等で外壁がスレート等で造られ、内壁がなく外部から容易に破壊できる部分（消火活動上支障がない場合に限る。）
- (シ) 開口部の有効寸法の算定は、開口部の形式等により第 6 - 2 表により判断するものであること。
- (ス) 有効開口部に面する室内外の部分には、避難上又は消火活動上支障となる物品等を置かないこと。ただし、キャスター付きの什器等で容易に移動が可能であると認められるもの（コンビニエンスストアに置かれているマガジンラック等）又は高さが 1.2m 以下の棚等で、その上部が通行可能なもの（有効寸法の算定については、当該棚等の部分は含まない。）については、この限りでない。

2 その他

- (1) 営業中は、省令第 5 条の 5 で定める開口部を有するが、閉店後は、重量シャッター等を閉鎖することにより無窓階となる階で、かつ、防火対象物全体が無人となる防火対象物の当該階については、無窓階以外の階として取り扱うことができる。
- (2) 吹抜けのある場合の床面積及び開口部の取扱いは、次によるものとする。
 - ア 床面積の算定は、当該階の床が存する部分とする。
 - イ 開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。
- (3) 精神病院の階が無窓階になる場合は、消防法の一部を改正する法律（昭和 49 年法律第 64 号）附則第 4 項により消防用設備等が遡及適用されるもの限り、病室以外の部分が省令第 5 条の 5 の規定により無窓とならない当該階については、無窓階以外の階として取り扱うことができる。
- (4) テント倉庫のテント部分で容易に破れるものは、有効な開口部があるものとして

取り扱うことができる。

- (5) 十分に外気に開放されている部分（独立したカーポート、サイクルポート、バス停の上屋等及び建物の庇部分）については、床面積の算定上は当該部分を算入して行うものとされているが、無窓階の判定を行う上ではこれによらないものとする。
- (6) 夜間等無人となる防火対象物においてチェーン、南京錠等を使用して、施錠する場合は、チェーン部分等を消防隊の積載する資機材（鉄線切り等）を使用して容易に破壊が可能な場合、その部分を有効開口部及び道に通じる通路として扱うことができる。

第6-1表 ガラスの種類による無窓階の取扱い

ガラスの種類	ガラス全体の厚さ	開口部の種類	無窓階判定 (省令第5条の5)			
			足場有り	足場無し		
				窓ガラス用フィルムなし	窓ガラス用フィルムA	窓ガラス用フィルムB
普通ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ 8.0mm以下 (厚さが6mmを超えるものは、 ガラスの大きさが概ね2㎡以下)	引き違い戸	○	○	○	△
	下かつガラスの天端の高さが、設置されている階の床から2m以下のものに限る。)	F I X	○	○	○	×
網入板ガラス 線入板ガラス	厚さ 6.8mm以下	引き違い戸	△	△	△	△
	F I X	×	×	×	×	×
線入板ガラス	厚さ 10mm以下	引き違い戸	△	×	×	×
	F I X	×	×	×	×	×
強化ガラス 耐熱板ガラス	厚さ 5.0mm以下	引き違い戸	○	○	○	△
	F I X	○	○	○	○	×
合わせガラス (2以下の鍵(クレセント錠又は補助錠をいう。)を解錠することにより、開放することができるもの)	フロート板ガラス6mm以下+PVB(ポリビニルブチラル)30mil(膜厚0.76mm)以下+フロート板ガラス6mm以下	引き違い戸	△	△	△	×
	F I X	×	×	×	×	×
	網入板ガラス6.8mm以下+PVB(ポリビニルブチラル)30mil(膜厚0.76mm)以下+フロート板ガラス5mm以下	引き違い戸	△	△	△	×
	F I X	×	×	×	×	×
	フロート板ガラス5mm以下+PVB(ポリビニルブチラル)60mil(膜厚1.52mm)以下+フロート板ガラス5mm以下	引き違い戸	△	×	×	×
	F I X	×	×	×	×	×
	網入板ガラス6.8mm以下+PVB(ポリビニルブチラル)60mil(膜厚1.52mm)以下+フロート板ガラス6mm以下	引き違い戸	△	×	×	×
	F I X	×	×	×	×	×

ガラスの種類	ガラス全体の厚さ	開口部の種類	無窓階判定 (省令第5条の5)			
			足場有り	足場無し		
				窓ガラス用 フィルム なし	窓ガラス用 フィルム A	窓ガラス用 フィルム B
合わせガラス (2以下の鍵(クレセント錠又は補助錠をいう。)を解錠することにより、開放することができるもの)	フロート板ガラス3mm以下+PVB(ポリビニルブチラール)60mil(膜厚1.52mm)以下+型板ガラス4mm以下	引き違い戸	△	×	×	×
		F I X	×	×	×	×
	フロート板ガラス6mm以下+EVA(エチレン酢酸ビニル共重合体)中間膜0.4mm以下+PETフィルム0.13mm以下+EVA中間膜0.4mm以下+フロート板ガラス6mm以下	引き違い戸	△	△	△	×
		F I X	×	×	×	×
	フロート板ガラス6mm以下+EVA(エチレン酢酸ビニル共重合体)中間膜0.8mm以下+フロート板ガラス6mm以下	引き違い戸	△	△	△	×
		F I X	×	×	×	×
	網入板ガラス6.8mm以下+EVA(エチレン酢酸ビニル共重合体)中間膜0.4mm以下+PETフィルム0.13mm以下+EVA中間膜0.4mm以下+フロート板ガラス5mm以下	引き違い戸	△	△	△	×
		F I X	×	×	×	×
倍強度ガラス	—	引き違い戸	×	×	×	×
		F I X	×	×	×	×
複層(ペア)ガラス	構成するガラスごとに本表(網入板ガラス及び線入板ガラスは、厚さ6.8mm以下のものに限る。)により評価し、全体の判断を行う。					

[備考]

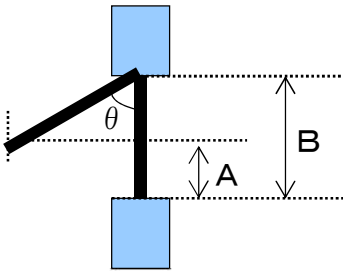
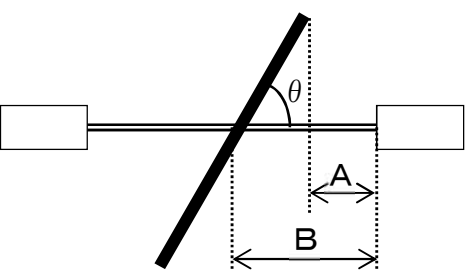
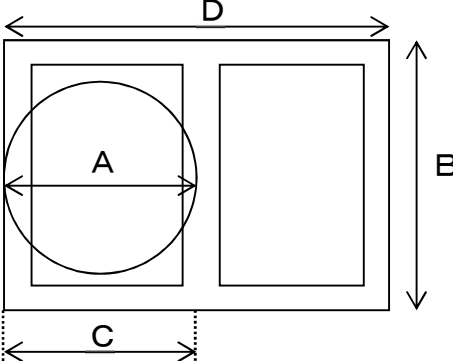
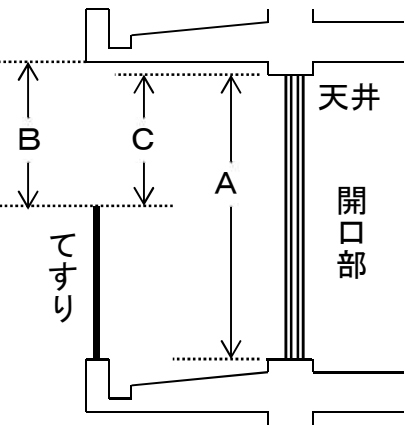
- 1 ガラスの厚さの単位は、JISにおいて用いられる「呼び厚さ」の「ミリ」を用いる。
- 2 「足場有り」とは、避難階又は外部バルコニー、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているものをいう。またバルコニーとは、建基政令第126条の7第5号に定める構造以上のものをいう。
- 3 「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め、通常は部屋内から開放でき、かつ当該

- ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができるものをいう。
- 4 「FIX」とは、はめ殺し窓をいう。
 - 5 「耐熱板ガラス」は、耐熱板ガラス品質規格（低膨張防火ガラス、耐熱強化ガラス及び耐熱結晶化ガラス）によるものをいう。
 - 6 「合わせガラス」、「倍強度ガラス」は、それぞれ JIS R 3205 及び JIS R 3222 に規定するものをいう。
 - 7 「1mil」は、1/1000 インチ（約 0.0254mm）をいう。
 - 8 「窓ガラス用フィルムなし」は、PET 製窓ガラス用フィルム（JIS A 5759 に規定するもの。以下同じ。）等を貼付していないガラスをいう。
 - 9 「窓ガラス用フィルム A」は、次のものをいう。
 - （1）PET 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層（引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。）以外で、基材の厚さが 100 μm （0.1mm）以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス
 - （2）塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが 400 μm 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス
 - （3）低放射ガラス（通称 Low-E 膜付きガラス）（金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラスであること。）
 - 10 「窓ガラス用フィルム B」は、次のものをいう。
 - （1）PET 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが 100 μm を超え 400 μm 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス
 - （2）PET 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが 100 μm 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス
 - 11 「足場有り」欄の判定は、窓ガラス用フィルムの有無にかかわらず、すべて（窓ガラス用フィルムなし、窓ガラス用フィルム A、窓ガラス用フィルム B）同じ判定であること。
 - 12 合わせガラスに用いる EVA 中間膜は株式会社ブリヂストン製のものに限る。

[凡例]

- …開口部として取り扱うことができる。
- △…ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分（引き違い戸の概ね 1/2）
- ×…開口部として取り扱うことができない。

第6-2表

	型 式	判 断
突き出し窓	 <p>(注) θ は、最大開口角度 (0度から90度)</p>	<p>Aの部分とする。 (注) $A = B (1 - \cos \theta)$</p>
回転窓	 <p>(注) θ は、最大開口角度 (0度から90度)</p>	<p>Aの部分とする。 (注) $A = B (1 - \cos \theta)$</p>
引き違い窓 (上げ下げ窓を含む。)	 <p>(注) 1 A及びC=1/2D 2 Aは、50cmの円の内接又は1mの円の内接</p>	<p>A又はB×Cとする。 なお、次による寸法の場合は、50cm以上の円が内接するものと同様以上として取り扱うことができる。 B=1m (0.65m)以上 C=0.45m (0.4m)以上 (注) ()内は、バルコニー等がある場合</p>
外壁面等にバルコニー等がある場合		<p>Aの部分とする。 なお、Bは1m以上でてすりの高さは1.2m以下とする。 (注) バルコニーの幅員は、概ね60cm以上の場合に限る。これによりがたい場合はCを開口寸法とする。</p>

第7 収容人員の算定◆

1 収容人員算定の基本

- (1) 収容人員の算定にあたっては、防火対象物の用途判定に従い省令第1条の3の算定方法により算定する。
- (2) 収容人員の算定は、法第8条の適用については棟単位（同一敷地内に管理権原者が同一である防火対象物が2以上存する場合は敷地内に存する当該防火対象物の棟収容人員を合算した数）であるが、政令第24条の適用については棟単位、政令第25条の適用については階単位とする。
- (3) 防火対象物の主たる用途以外の機能的に従属していると認められる部分についても、防火対象物の用途判定に従い省令第1条の3の算定により算定する。
- (4) 2以上の用途の存する防火対象物で主たる用途部分以外の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の10%未満で、かつ、300㎡未満であることにより、主たる用途の項と取り扱われている防火対象物（みなし従属の防火対象物）についても、防火対象物の用途判定に従い省令第1条の3の算定方法により算定する。

2 収容人員算定上の共通事項

- (1) 従業員として算定するものは、次のとおりとする。
 - ア 正社員又は臨時社員等の別を問わず平常時における勤務体制で最大勤務者数とする。
ただし、短期間かつ臨時的に雇用される者（デパートの中元、歳暮時のアルバイト等）にあつては、従業員として扱わないこととする。
 - イ 交替制勤務制度の場合、従業者の数は通常の勤務時間帯における数とし、勤務時間帯の異なる従業員が重複して所在する交替時の数とはしないこと。
ただし、引き継ぎ以後も重複して就業する勤務体制にあつては、その合計とすること。
 - ウ 指定された執務用の机を有する外勤者は、従業者の数に算入すること。
- (2) 政令第24条、第25条の適用にあたっては、従業員として算定するものは、次のとおりとする。
 - ア 階単位で収容人員を算定するにあたって、2以上の階で執務するものについては、当該階に指定された執務用の机等を有し、継続的に執務するとみなされる場合は、それぞれの階の人員に算入することとする。
 - イ 階単位で収容人員を算定する場合、従業者が使用する食堂、休憩所、会議室及びこれらに類する用に供する部分は、当該部分を3㎡で除して得た数の従業者があるものとして算定すること。
ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合は、この限りでない。
- (3) 収容人員を算定するにあたっての床面積の取扱いは、次によること。
 - ア 単位面積あたりで除した際の1未満の数は切り捨てるものであること。
 - イ 廊下、階段及び便所は、原則として収容人員を算定するにあたって床面積に

含めないものであること。

(4) 次に掲げるものは、固定式のいす席として扱う。

ア ソファ、掘りごたつ等のいす席

イ いす席相互を連結したいす席

ウ 常時同一場所において固定的に使用し、かつ、移動が容易に行えないいす席

3 用途別収容人員算定方法

(1) 政令別表第1(1)項(劇場、映画館、公会堂等)

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 客席の部分ごとの人員

a 固定式いす席を使用する者の人数

b 立見席を使用する者の人数

c a及びb以外の客席を使用する者の人数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2(1)による。

(イ) 客席の部分ごとの人数

客席の部分とは、次表のとおりである。

用 途	客 席 の 部 分
劇 場 、 映 画 館 等	演劇、音楽、映画館等を鑑賞するためにいす席が設置されている部分
演 劇 場 等	落語、漫才等の演劇を鑑賞するためにすわり席、いす席等が設置されている部分
観 覧 場 等	スポーツ、見世物等を観覧するためにいす席、すわり席等が設けられている部分
公会堂、集会場等	集会、会議、社交等の目的で集合するためにいす席、すわり席等が設けられている部分

a 固定式のいす席を使用する者の数

固定式のいす席の数に対応する数とする。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.4mで除して得た数(1未満の端数は切り捨てるものとする。)とする。

b 立見席を使用する者の数

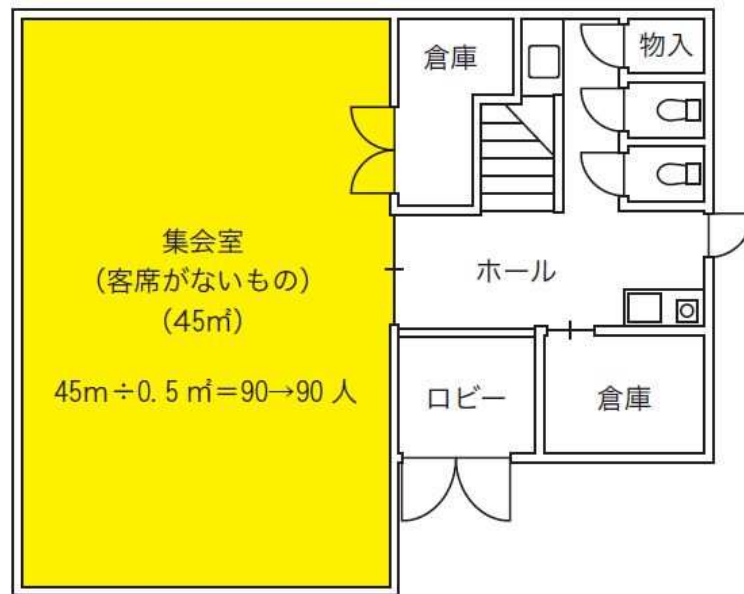
立見席を設けた部分の床面積を0.2㎡で除して得た数とする。

c a及びb以外の客席を使用する者の人数

a及びb以外の客席とは、ます席、大入場等のすわり席、移動いすを使用する客席部分を指し、この部分の床面積を0.5㎡で除して得た数とする。長いす席を使用する部分は、長いす席の正面幅を合計することなく、個々の長いす席ごとに算定すること。

ウ 収容人員算定方法（第7-1図）

イ（ア）及び（イ）で求めた人数を合算した数を収容人員とする。



第7-1図

(2) 政令別表第1(2)項及び(3)項(キャバレー、遊技場、料理店、飲食店等)

ア 用途判定

(ア) 遊技場

囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、スマートボール、チェス、ビンゴ、ボーリング、ビリヤード、カラオケルーム、ゲーム機械、その他の遊技又は競技を行わせる施設をいう。

(イ) その他のもの

(ア) 以外の政令別表第1(2)項及び(3)項の用途の施設をいう。

イ 算定要素

(ア) 遊技場

- a 従業員数
- b 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の人数
- c 観覧、飲食又は休憩の用に供する部分の固定式のいす席を使用する者の人数

(イ) その他のもの

- a 従業員数
- b 客席の部分ごとの人数
 - (a) 固定式のいす席を使用する者の人数
 - (b) その他の部分を使用する者の人数

ウ 算定要素の定義

(ア) 遊技場

- a 従業員
 - 2(1)による。
- b 遊技のための機械を使用して遊技を行うことができる者の人数
施設内に設置できる最大の競技卓、盤、機械等に次の数を掛け合わせて

得られた数とする。

- (a) パチンコ、スマートボール等は1人、囲碁、将棋、チェス、ビリヤード等は2人、マージャン等は4人とする。
- (b) ボーリングは、レーンに付属する椅子の数とする。
- (c) ゲーム機械は、機械を使用して遊べる者の数（コインの投入口の数）が一般的には対応している。）とする。
- (d) カラオケルームは、カラオケマイクの数と固定のいす席を算定して合算する。ただし、カラオケマイクの数以上の固定のいす席がある場合は、カラオケマイクの数を含めないものとする。
- (e) ルーレットゲーム等で人数に制限のないものについては、台等の寄付き部分0.5mにつき1名とする。
- (f) (a) から (e) 以外で遊技人数が明確に限定できる者にあつては、その数とする。
- (g) (a) から (f) により遊技人数を算定できない場合には、競技卓、盤、機械等の数とする。

c 観覧、飲食又は休憩の用に供する部分の固定式いす席を使用する者の人数

観覧、飲食又は休憩の用に供する部分とは、次の場所をいう。

- (a) ボーリング場、ビリヤード場等の飲食提供施設、休憩・待合のための場所
- (b) カラオケルームの受付周辺等の休憩、待合場所及び各ルーム内
- (c) (a) 及び (b) 以外の遊技場で、自動販売機コーナー、喫煙コーナー等で観覧、飲食又は休憩の用に供する部分に供する部分と特定できる場所

上記場所に置かれている固定式のいす席を使用する者の人数とする。この場合において、長いす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数とする。

(イ) その他のもの

a 従業員

2(1)による。

b 客席の部分の人数

客席の部分とは、飲食、遊興、ダンス等を行う部分をいい厨房、配膳、控室等の客の出入りしない部分を除いた部分をいう。

(a) 固定式のいす席を使用する者の人数

客席部分のうち固定式のいす席を常時置く部分の固定式のいす席の数をいう。この場合において、長いす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数とする。

(b) その他の部分を使用する者の人数

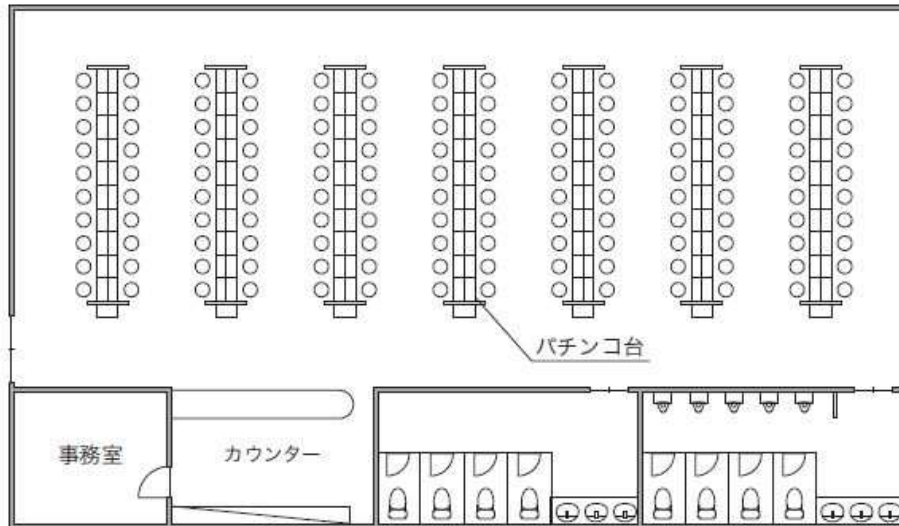
その他の部分とは、キャバレー及びライブハウスのステージ、ディスコ及びダンスホール、料理店、料亭等の和室等の部分をいい、当該部分の面積を3㎡で除して得た数とする。

エ 収容人員算定方法（第7-2図～第7-8図）

(ア) 遊技場

- イ (ア) a から c で求めた人数を合算した数を収容人員とする。
- (イ) その他のもの
 - イ (イ) a 及び b で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

パチンコの算定例



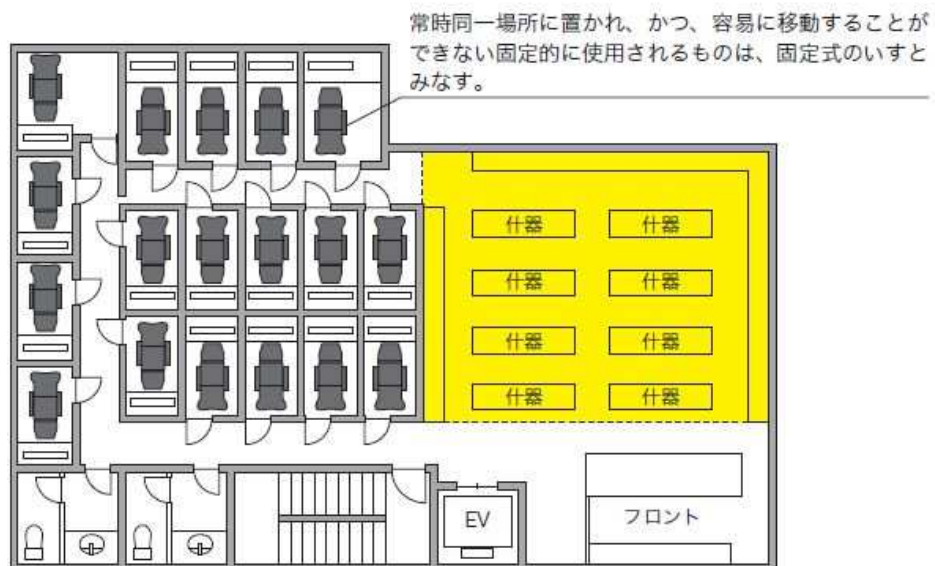
○従業者の数：10人

○遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数
：パチンコ台140台→140人

階収容人員：150人

第7-2図

個室ビデオ、インターネットカフェの算定例



○従業者の数：2人

○固定式のいす席：18→18人

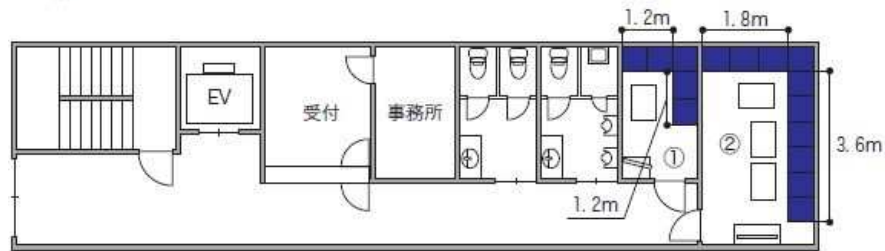
○その他の部分
・ $44\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \approx 14.6 \rightarrow 14$ 人

階収容人員：34人

第7-3図

カラオケボックスの算定例

(1階)



○従業者の数：6人

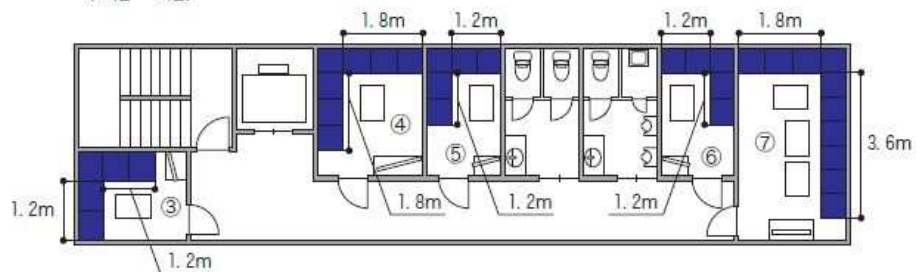
○その他の部分

・個室①：固定式のいす席（長いす） $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2人 \times 2 = 4人$

・個室②：固定式のいす席（長いす） $1.8\text{m} \div 0.5\text{m} = 3.6 \rightarrow 3人$
 $3.6\text{m} \div 0.5\text{m} = 7.2 \rightarrow 7人$
 $3人 + 7人 = 10人$

1階収容人員：20人

(2階～5階)



○従業者の数：1人

○その他の部分

・個室③：固定式のいす席（長いす） $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2人 \times 2 = 4人$ ・個室④：固定式のいす席（長いす） $1.8\text{m} \div 0.5\text{m} = 3.6 \rightarrow 3人 \times 2 = 6人$ ・個室⑤：固定式のいす席（長いす） $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2人 \times 2 = 4人$ ・個室⑥：固定式のいす席（長いす） $1.2\text{m} \div 0.5\text{m} = 2.4 \rightarrow 2人 \times 2 = 4人$

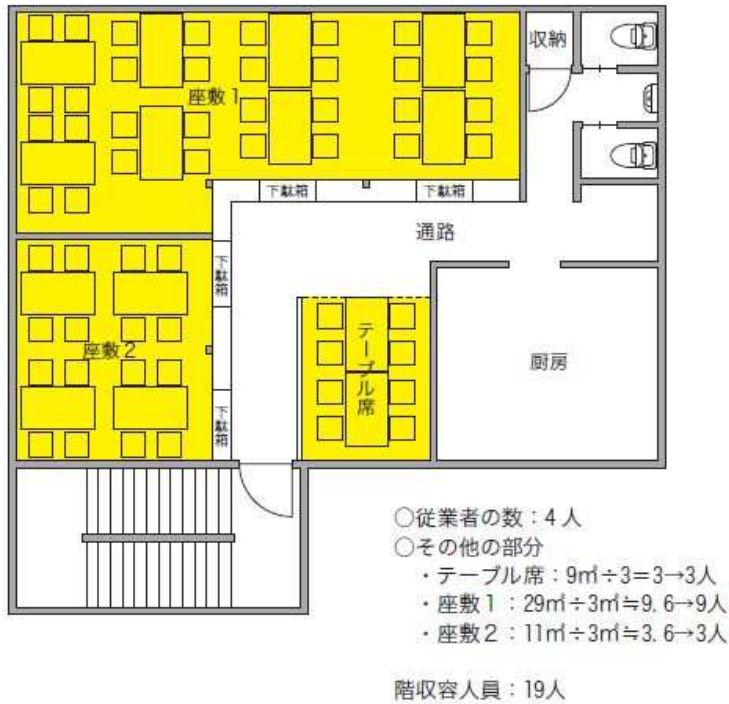
・個室⑦：固定式のいす席（長いす） $1.8\text{m} \div 0.5\text{m} = 3.6 \rightarrow 3人$
 $3.6\text{m} \div 0.5\text{m} = 7.2 \rightarrow 7人$
 $3人 + 7人 = 10人$

階収容人員：29人 $\times 4 = 116人$

棟収容人員：136人

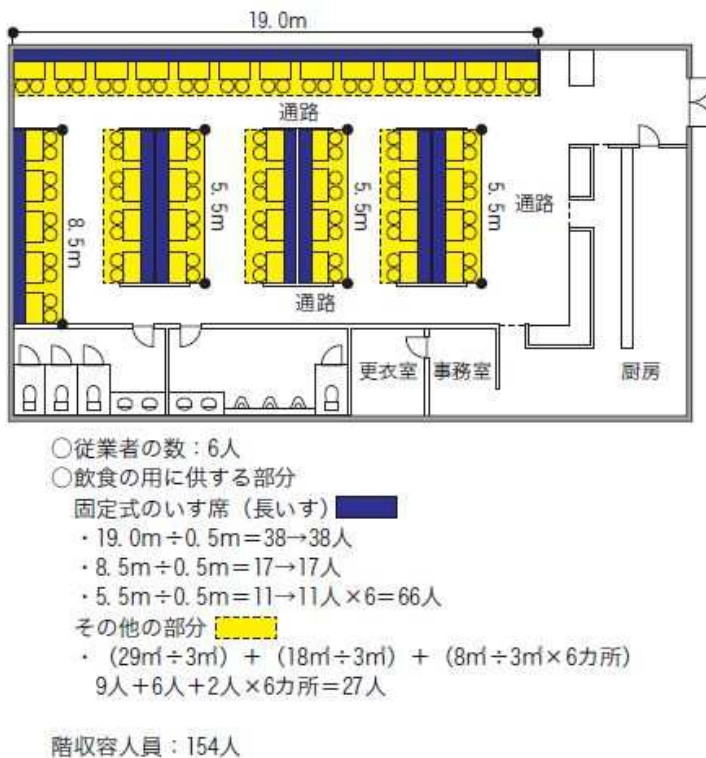
第7-4図

飲食店の算定例 1



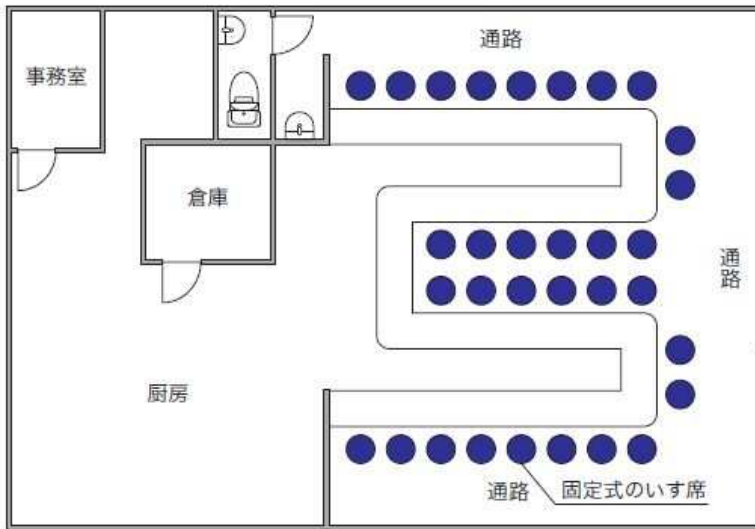
第7-5図

飲食店の算定例 2



第7-6図

飲食店の算定例 3

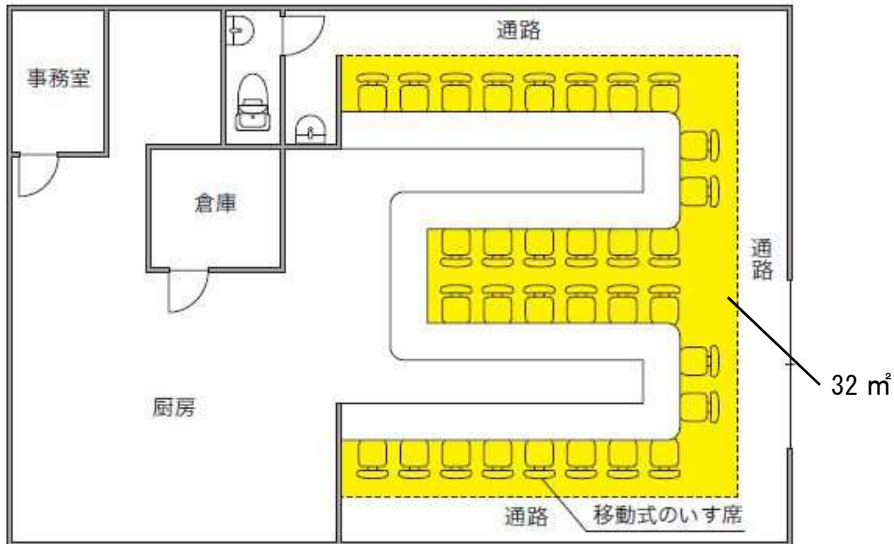


- 従業者の数：3人
- 飲食の用に供する部分（固定式のいす席）：32席→32人

階収容人員：35人

第7-7図

飲食店の算定例 4



- 従業者の数：3人
- 飲食の用に供する部分（その他の部分）： $32\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \approx 10.6 \rightarrow 10$ 人

階収容人員：13人

第7-8図

(3) 政令別表第1(4)項(百貨店、物品販売店舗等)

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 従業員以外の者が使用する部分の人数

- a 飲食又は休憩の用に供する部分の人数
- b その他の部分の人数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2(1)による。

(イ) 従業員以外の者が使用する部分の人数

従業員以外の者が使用する部分とは、次の部分を除いた場所をいう。

- a 事務所、会議室
- b 社員食堂の厚生施設
- c 商品倉庫、商品荷捌場
- d 空調機械室、電気室等の設備室
- e 駐車場
- f 連続して店舗がある場合のコンコースとその延長上にある通路及び公共性の強い通路部分
- g その他の従業員だけが使用する部分

(a) 飲食又は休憩の用に供する部分の人数

飲食及び休憩の用に供する次の部分の床面積を 3 m^2 で除して得た数とする。

- I レストラン、喫茶、その他の飲食店
- II 喫煙場所、子供の遊び場等の商品陳列のない部分
- III その他の飲食及び休憩の用に供する部分

(b) その他の部分の人数

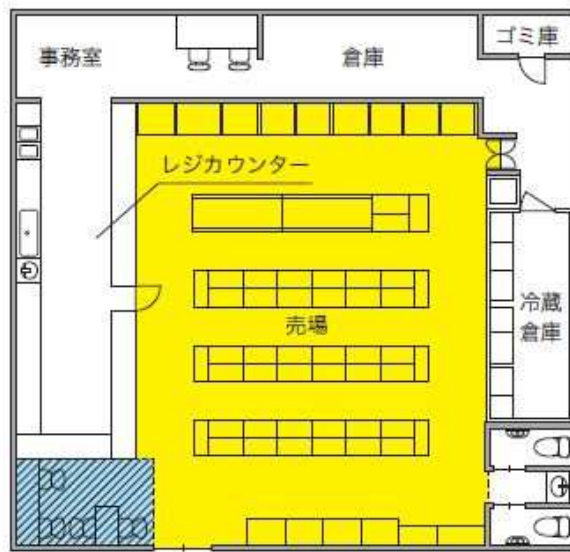
(a)以外の部分の床面積を 4 m^2 で除して得た数とする。

(注) 売場内のショーケース等を置いてある部分も含む。

ウ 収容人員算定方法(第7-9図)

ア(ア)及び(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

物品販売店舗等の算定例



- 従業者の数：3人
 - 主として従業者以外の者の使用に供する部分
 - ・飲食又は休憩の用に供する部分（）の床面積を3㎡で除して得た数
 飲食コーナー 13㎡÷3㎡≒4.3→4人
 - ・その他の部分（）の床面積を4㎡で除して得た数
 売 場 90㎡÷4㎡≒22.5→22人
- 階収容人員：29人

第7-9図

(4) 政令別表第1(5)項イ(旅館、ホテル等)

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 宿泊室を使用する人数

a 洋室の人数

b 和室の人数

(ウ) 集会、飲食又は休憩の用に供する部分の人数

a 固定式のいす席を設ける部分を使用するものの人数

b a以外のその他の部分を使用する者の人数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2(1)による。

(イ) 宿泊室を使用する人数

a 洋室の人数

宿泊者が使用する洋室に置かれているベッドの数に対応する人数とする。

b 和室の人数

宿泊者が使用する和室の床面積の合計を、次の条件で除して得た数とする。

(a) 簡易宿泊所及び主として団体客が宿泊するホテル・旅館(宿泊室

の床面積を、ホテル・旅館が定めている当該宿泊室の最大使用人数又は宿泊室に設置されている寝具数で除して3 m²程度になるものは3 m²とする。

(b) (a) 以外は6 m²とする。

c a及びbの人数の算定の取扱いにあつては、次による。

(a) 簡易宿泊所の中2階(棚状)式のもの棚数をベッド数とみなす。

(b) シングルベッド及びセミダブルベッドは1人、ダブルベッドは2人として算定する。

(c) 洋室で補助ベッド等を使用できる場合には、当該ベッドの数を加算して算定する。

(d) 和室と洋室が併設されている宿泊室については、洋室部分を除いた部分を和室の床面積として扱う。

(ウ) 集会、飲食又は休憩の用に供する部分の人数

集会、飲食又は休憩の用に供する部分とは、宿泊者以外も利用する次の部分をいう。

a 宴会場

b レストラン、そば屋、スナック等の飲食を提供する場所

c 椅子席を設けたロビー等(通路部分を除く。)

d 上記以外の集会、飲食又は休憩の用に供する部分

(a) 固定式のいす席を設ける部分を使用するものの人数

前記の部分のうち固定式のいす席を常時設ける部分については、当該部分にあるいす席の数とする。この場合は、長いす席は、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数とする。

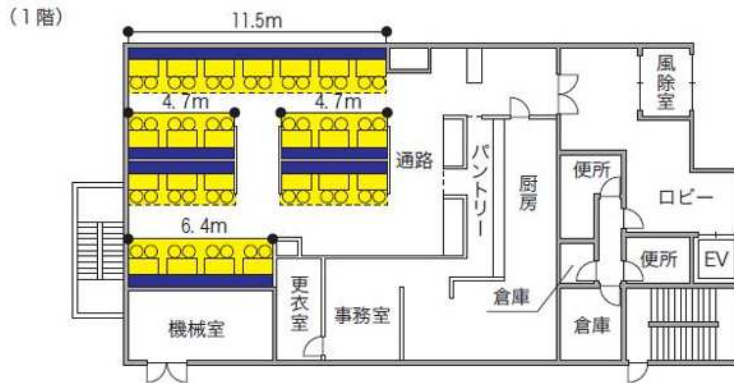
(b) (a) 以外のその他の部分を使用する者の人数

(a) 以外の部分については、当該部分の床面積を3 m²で除して得た数とする。

ウ 収容人員算定方法(第7-10図)

ア (ア) から(ウ) で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

ホテルの算定例



○従業者の数：6人

○飲食の用に供する部分

固定式のいす席（長いす）

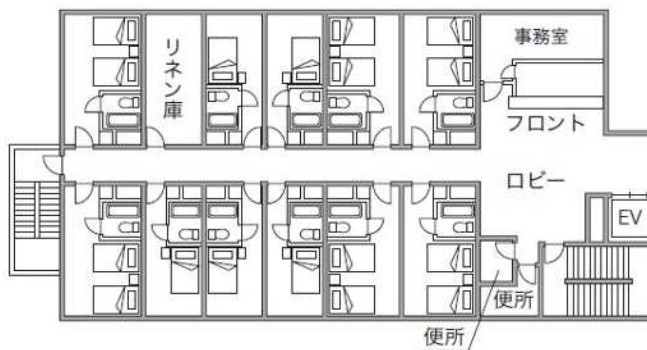
- ・ $11.5\text{m} \div 0.5\text{m} = 23 \rightarrow 23$ 人
- ・ $6.4\text{m} \div 0.5\text{m} = 12.8 \rightarrow 12$ 人
- ・ $4.7\text{m} \div 0.5\text{m} = 9.4 \rightarrow 9$ 人 $\times 4 = 36$ 人

その他の部分

- ・ $(17\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) + (10\text{m}^2 \div 3\text{m}^2) + (7\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \times 4\text{カ所})$
 $\approx 5\text{人} + 3\text{人} + 2\text{人} \times 4\text{カ所} = 16$ 人

1階 階収容人員：93人

(2階)

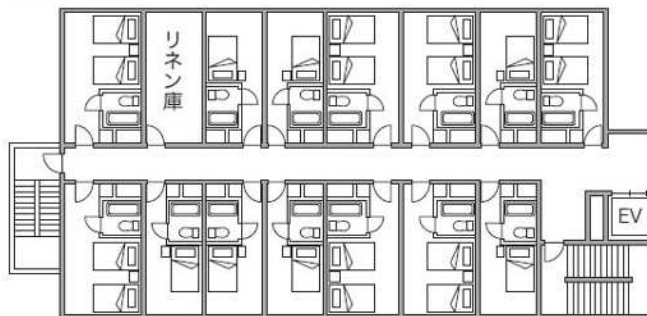


○従業者の数：3人

○洋式の宿泊室
ベッドの数：17→17人

2階 階収容人員：20人

(3階～7階)



○従業者の数：0人

○洋式の宿泊室
ベッドの数：21→21人

階収容人員：21人 $\times 5 = 105$ 人

棟収容人員：218人

第7-10図

(5) 政令別表第1 (5) 項ロ (寄宿舎、共同住宅等)

ア 算定要素

居住者の人数

イ 算定する場合の取扱い

寄宿舎、共同住宅に常時居住している者の人数をもって収容人員とする。

ただし、新築、居住者の出入りが激しい等で実態把握が困難な共同住宅にあつては、次の方法で求めた収容人員により防火管理業務の判定を行い、防火管理指導を行うこととする。

実態把握が困難な共同住宅の収容人員算定方法				
1 算定要素				
(1) 住戸のタイプ別の数				
(2) 住戸のタイプ別の算定居住者数				
2 算定要素の定義				
(1) 住戸のタイプ別の数				
共同住宅の集会場等の共用室を除く各住戸を、次に示す住戸タイプごとに分けた数				
ア 1 K、1 DK、1 LDK、2 DK				
イ 2 LDK、3 DK				
ウ 3 LDK、4 DK				
エ 4 LDK、5 DK				
(2) 住戸のタイプ別の算定居住者数				
住戸のタイプ別の算定居住者数については、次表による。				
住戸のタイプ	1 K、1 DK 1 LDK 2 DK	2 LDK 3 DK	3 LDK 4 DK	4 LDK 5 DK
算定居住者数	2人	3人	4人	5人
3 収容人員算定方法				
2 (1) のそれぞれの住戸タイプ別の数に(2)の住戸のタイプ別の算定居住者数をそれぞれかけ合わせて得た数を合算し収容人員とする。				

(6) 政令別表第1 (6) 項イ (病院、診療所等)

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 病院内にある病床の数

(ウ) 待合室を使用する人数

イ 算定する場合の取扱い

(ア) 従業員数

2 (1) による。(例 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師は従業員として取り扱う。)

(イ) 病院内にある病床の数

a 洋室タイプ

ベッドの数とする。

b 和室タイプ

和室の床面積の合計を、 3 m^2 で除して得た数とする。

c 乳幼児の病床の数については、保育器を除いた乳幼児用のベッド数を合算して算定する。

(ウ) 待合室を使用する人数

待合室の床面積を次の方法により求め、床面積の合計を 3 m^2 で除して得た数とする。

a 廊下に接続するロビー部分を待合として使用している場合は、当該ロビー部分を待合室として床面積を求める。

b 待合室が廊下を兼用されている場合は、次により待合室の床面積を求める。

(a) 両側に居室がある場合は、廊下幅員から 1.6 m を引いた幅員で待合として使用する範囲を待合室として床面積を求める。

(b) その他の場合は、廊下幅員から 1.2 m を引いた幅員で待合として使用する範囲を待合室として床面積を求める。

c 診療室内の待合に使用する部分は、当該部分を待合室として床面積を求める。

ウ 収容人員算定方法 (第7-11図及び第7-12図)

ア (ア) から (ウ) で求めた人員を合算した数を収容人員とする。

患者を入院させるための施設がある診療所の算定例

(1階)

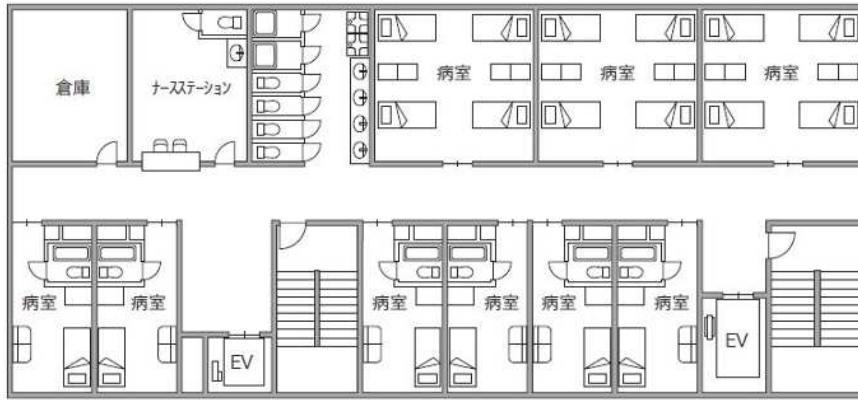


○医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数：10人

○待合室： $55 \div 3\text{ m}^2 \approx 18.3 \rightarrow 18$ 人

1階 階収容人員：28人

(2階)



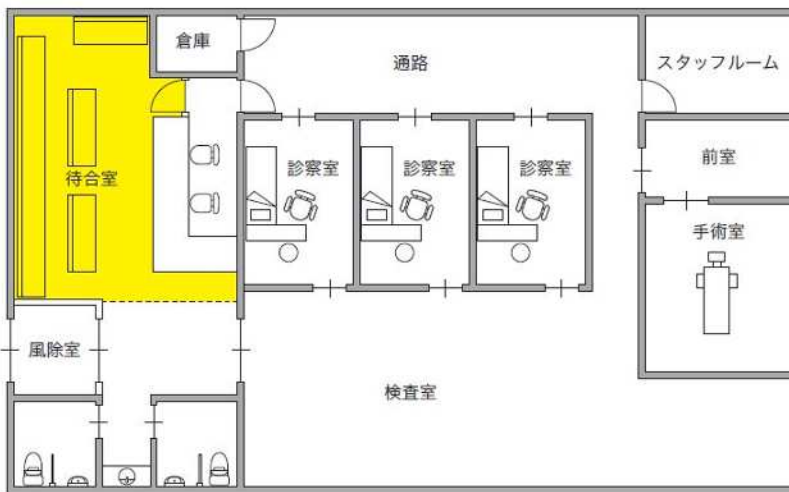
○医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数：2人

○病室内にある病床の数：18人

2階 階収容人員：20人
棟収容人員：48人

第7-11図

患者を入院させるための施設がない診療所の算定例



○医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数：5人

○待合室： $40\text{m}^2 \div 3\text{m}^2 \approx 13.3 \rightarrow 13$ 人

階収容人員：18人

第7-12図

(7) 政令別表第1(6)項ロ、ハ(老人短期入所施設、老人デイサービスセンター等)

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 老人、乳児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2(1)による。

(イ) 老人、乳児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数

a 就寝施設部分は、就寝施設を使用できる最大人数とする。

b 通所施設部分は、通所施設部分を担当する従業員で対応できると事業所側が想定している要保護者の最大人数とする。

ただし、最大人数と現状で対応している要保護者の数に隔たりがある場合には、実態に応じて得た人数とすることができる。

ウ 収容人員算定方法(第7-13図及び第7-14図)

ア(ア)及び(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

(6) 項ロ グループホームの算定例



○従業員の数：3人

○要保護者の数：9人

階収容人員：12人

第7-13図

(6) 項ハ デイサービスの算定例



第7-14図

(8) 政令別表第1(6)項ニ(幼稚園、特別支援学校等)

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 幼児、児童又は生徒の数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2(1)による。(例 園長、教職員、事務員等)

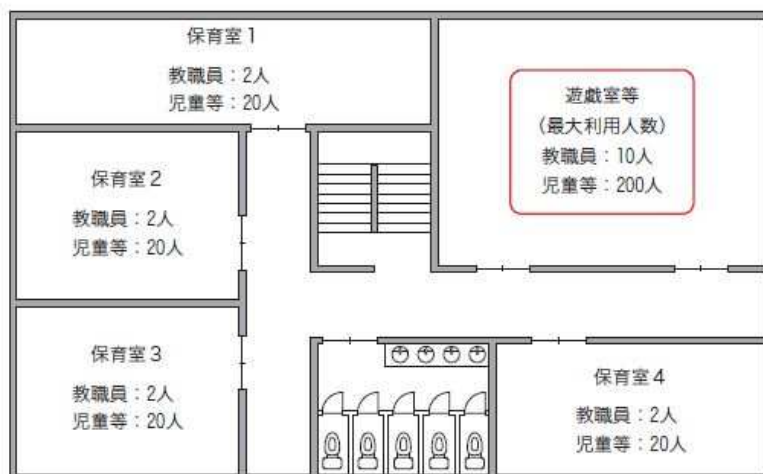
(イ) 幼児、児童又は生徒の数

現に在籍する児童等の数とする。

ウ 収容人員算定方法(第7-15図)

ア(ア)及び(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

幼稚園の算定例



○教職員の数：18人

○幼児の数：280人

階収容人員：298人

ただし、保育室及び遊戯室等を合算した教職員及び児童等の数が
省令第1条の3に規定する教職員及び児童等を超える場合は、
当該規定により算出された数とすることができる。

第7-15図

(9) 政令別表第1(7)項(小学校、中学校、高等学校、大学等)

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 児童、生徒又は学生の数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2(1)による。(例 校長、教職員、事務員等)

(イ) 児童、生徒又は学生の数

現に在籍する学生等の数とする。

ウ 収容人員算定方法(第7-16図)

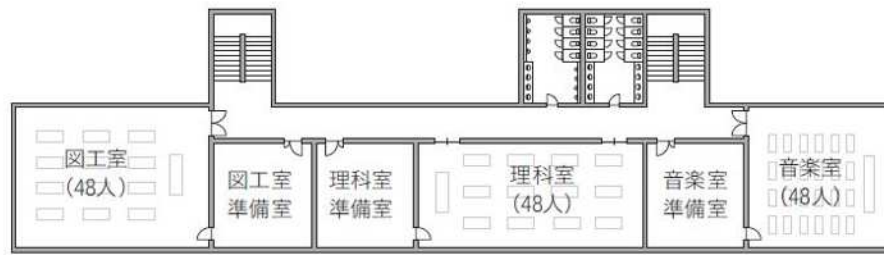
ア(ア)及び(イ)で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

※ 階単位に収容人員を算定する場合は、次による。

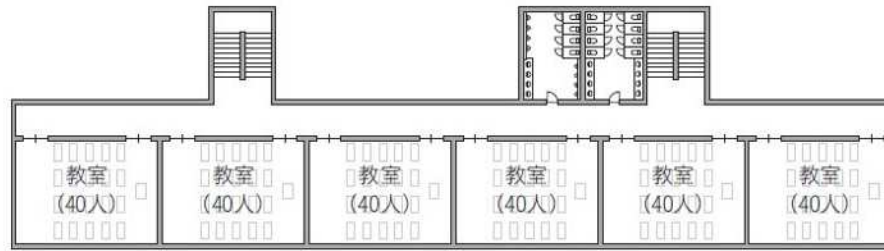
- ① 一般教室については教職員の数と児童、生徒又は学生の数とを合算して算定する。
- ② 特別教室等についてはその室の最大収容人員とする。
- ③ 一般教室と特別教室が同一階に存する場合、それぞれの数の合算とする。
- ④ 講堂等については、最大収容人員とする。

ただし、講堂等と一般教室、特別教室等が同一階に存する場合は、講堂等の最大収容人員又は講堂等以外の収容人員のいずれか大きい方を当該階の収容人員とする。

学校の算定例



○教職員の数：3人
 ○生徒等の数：48人×3特別教室=144人
 階収容人員：147人



○教職員の数：6人
 ○生徒等の数：40人×6教室=240人
 階収容人員：246人

第7-16図

(10) 政令別表第1(8)項(図書館、美術館等)

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室を使用する者の数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2(1)による。

(イ) 閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室を使用する者の数

閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積の合計を3㎡で除して得た数とする。

この場合に、閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積を求める際の扱い等については、次による。

a 閲覧室

(a) 開架(自由に入れる書棚部分をいう。)と閲覧(児童用閲覧を含む。)が同一室にある場合は、開架以外の部分を閲覧室として扱う。

(b) CD等の試聴室、フィルム等の視聴室についても、閲覧室として扱う。

b 会議室

従業員以外が使用する会議、集会等の用途に使用する部分は、会議室として扱う。

c 休憩室

来館者が使用する喫茶店、喫煙コーナー等の部分は、休憩室として扱う。

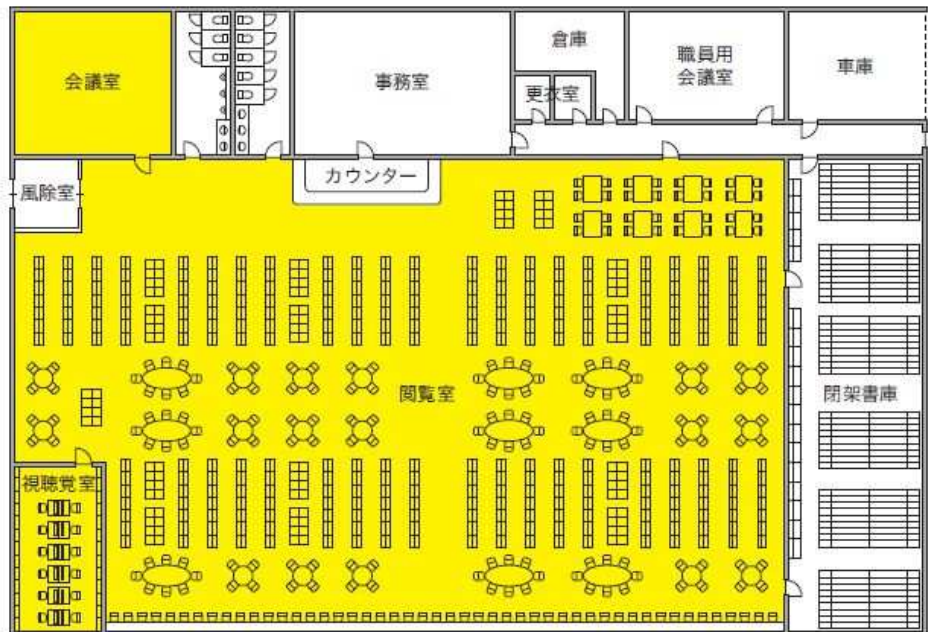
d 展示室、展覧室

展示室、展覧室内の展示物等の置かれている部分も展示室の部分として扱う。

ウ 収容人員算定方法（第7-17図）

ア（ア）及び（イ）で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

図書館の算定例



○従業員の数：30人

○閲覧室：1,200㎡ ÷ 3㎡ = 400 → 400人

○視聴覚室：100㎡ ÷ 3㎡ ≈ 33.3 → 33人

○会議室：150㎡ ÷ 3㎡ = 50 → 50人

階収容人員：513人

第7-17図

(11) 政令別表第1（9）項（公衆浴場、蒸気浴場等）

ア 算定要素

（ア）従業員数

（イ）浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分を使用する者の数

イ 算定要素の定義

（ア）従業員数

2（1）による。

（イ）浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分を使用する者の数

浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計を3㎡で除して得た数とする。

この場合に、浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積を求める際の扱い等については、次による。

a トレーニング室等のサービス室は、休憩の用に供する部分として算定す

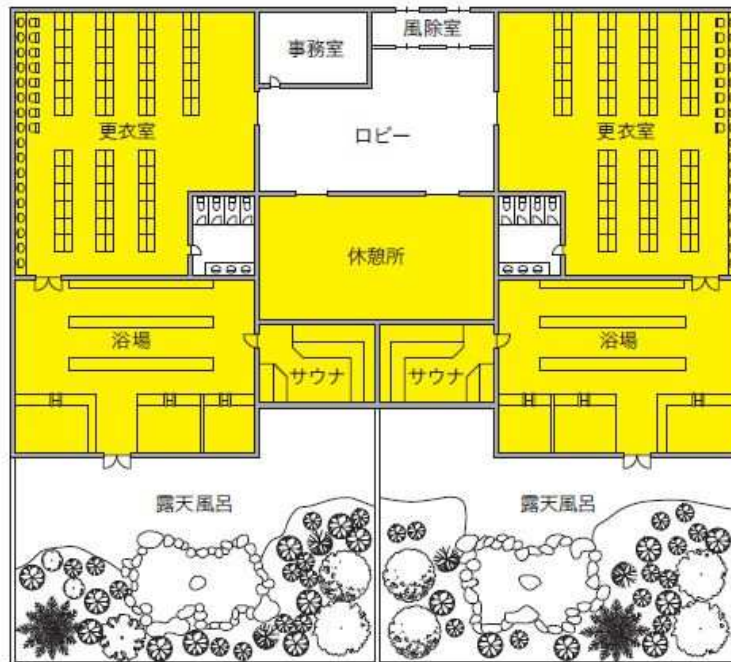
ること。

b 浴場には、釜場、火たき場は含まない。

ウ 収容人員算定方法（第7-18図）

ア（ア）及び（イ）で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

入浴施設の算定例



○従業者の数：10人

○浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分（黄色）の床面積を3㎡で除して得た数

- ・浴場 150㎡÷3㎡=50→50人×2カ所=100人
- ・サウナ 50㎡÷3㎡=16.7→16人×2カ所=32人
- ・脱衣場 200÷3㎡=66.7→66人×2カ所=132人
- ・休憩所 200÷3㎡=66.7→66人

階収容人員：340人

第7-18図

(12) 政令別表第1 (11) 項 (神社、教会等)

ア 算定要素

(ア) 従業員数

(イ) 礼拝、集会又は休憩の用に供する部分を使用する者の数

イ 算定要素の定義

(ア) 従業員数

2 (1) による。(例 神職、僧侶、牧師、従業員等)

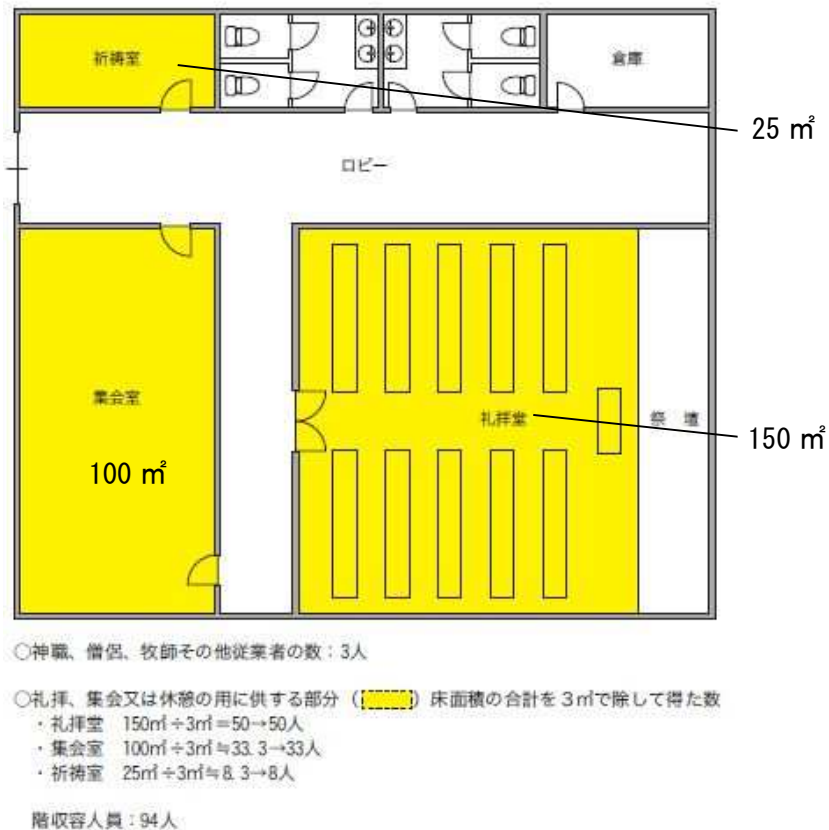
(イ) 礼拝、集会又は休憩の用に供する部分を使用する者の数

礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計を3㎡で除して得た数とする。

この場合に、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積を求める際の扱い等については、次による。

- a 礼拝の用に供する部分に固定式のいす席がある場合も、当該場所の床面積を 3 m^2 で除して得た数とする。
- b 祭壇部分は、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分として取り扱わない。
- ウ 収容人員算定方法（第 7-19 図）
ア（ア）及び（イ）で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

教会の算定例



第 7-19 図

- (13) 政令別表第 1 (10) 項、(12) から (14) 項（停車場、工場、駐車場、倉庫等）
- ア 算定要素
従業員数
- イ 算定要素の定義
従業員数
2 (1) によるが、車両の停車場の従業員には、停車場の勤務員の他に従属的な業務に従事するもの（例 食堂・売店の従業員、赤帽等）を含める。
- ウ 収容人員算定方法
アで求めた人数を合算した数を収容人員とする。
- (14) 政令別表第 1 (15) 項（事務所等）
- ア 算定要素
(ア) 従業員数
(イ) 主として従業員以外の者の使用に供する部分を使用する者の人数
- イ 算定要素の定義
(ア) 従業員数

2 (1) による。

- (イ) 主として従業員以外の者の使用に供する部分を使用する者の人数
主として従業員以外の者の使用に供する部分の床面積を 3 m^2 で除して得た数とする。

この場合に、主として従業員以外の者の使用に供する部分の床面積を求める際の扱い等については、次による。

- a テニスクラブ、ゴルフクラブ等のクラブハウスの食堂、ミーティングルーム、ロビー（休憩等の用途に使用するもの）、待合部分は床面積に含む。
また、屋内のプール、プールサイド、コート、打席がある場合には、当該部分も床面積に含む。

ただし、専用通路、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は、床面積に含まない。

- b 駐輪場で、利用者が駐輪のために使用する部分は床面積に含まない。

- c 裁判所の次の部分は床面積に含む。

調停委員控室、調書室、弁護士控室、公衆控室、看守詰室、審判廷、調停室、証人控室、検察官控室、勾留質問室、法廷

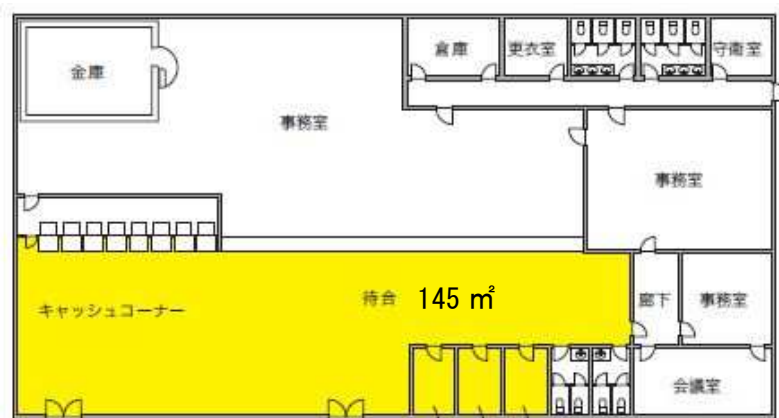
- d 銀行の待合・キャッシュコーナーは、床面積に含む。

- e モデル住宅については、従業員が使用する部分（事務室、受付等）を除いた、住宅展示場部分（人が立ち入れない押入及び物入部分を除く。）を床面積に含む。

ウ 収容人員算定方法（第7-20図～第7-23図）

ア（ア）及び（イ）で求めた人数を合算した数を収容人員とする。

銀行の算定例



○従業員の数：20人

○主として従業員以外の者の使用に供する部分（ ）の床面積を 3 m^2 で除して得た数

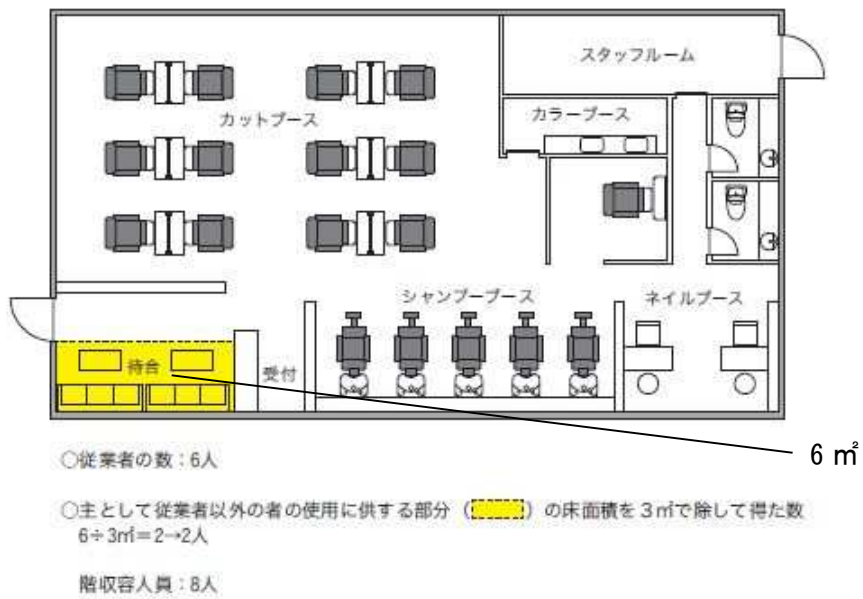
・ロビー及びキャッシュコーナー $145 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 \approx 48.3 \rightarrow 48$ 人

・応接室 $14 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m}^2 \approx 4.7 \rightarrow 4$ 人 $\times 3$ カ所 = 12人

階収容人員：80人

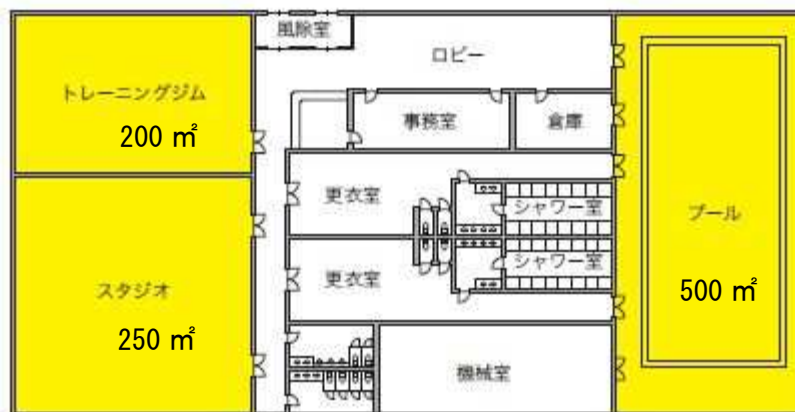
第7-20図

美容院の算定例



第7-21図

スポーツクラブの算定例



- 従業者の数：20人
- 主として従業者以外の者の使用に供する部分（黄色い部分）の床面積を3㎡で除して得た数
- ・スタジオ $250 \text{㎡} \div 3 \text{㎡} \approx 83.3 \rightarrow 83$ 人
 - ・トレーニングジム $200 \text{㎡} \div 3 \text{㎡} \approx 66.7 \rightarrow 66$ 人
 - ・プール $500 \text{㎡} \div 3 \text{㎡} \approx 166.7 \rightarrow 166$ 人
- 階収容人員：335人

第7-22図

モデル住宅の算定例



第7-23図

(15) 政令別表第1(16)項(複合用途防火対象物)

ア 収容人員算定方法

防火対象物内のそれぞれの用途部分の収容人員を(1)から(14)により用途ごとに人数を算出し、合算したものを収容人員とする。

イ 算定する場合の取扱い

(ア) 建物内の用途部分の特定にあたっては、当該用途と密接な関係にある部分(例 店構前の待合・休憩部分等)も当該用途の部分として扱う。

(イ) 防火対象物内のアトリウム等の公共広場・休憩部分は、各用途の部分として扱う。

(16) 政令別表第1(17)項(重要文化財等)

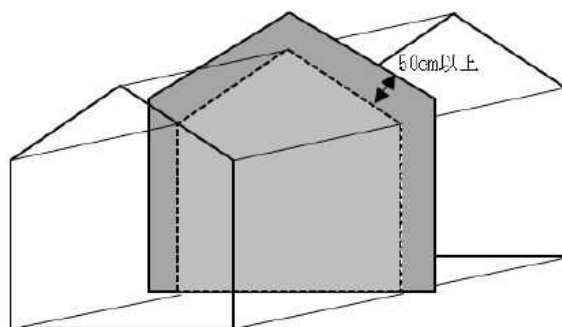
収容人員算定方法は、床面積を5㎡で除して得た数を収容人員とする。

第8 令8条区画及び共住区画等の取扱い◆

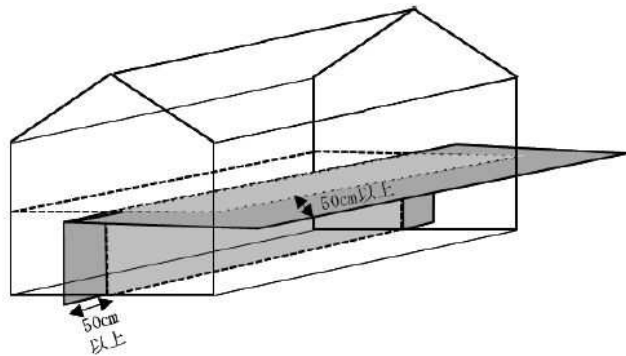
- 1 政令第8条第1号の消防用設備等の設置単位については、第3「消防用設備等の設置単位」1によるほか、政令第8条第1号に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁の区画（以下「令8条区画」という。）については、次によること。

令8条区画の取扱いについては、次によるものとする。

- (1) 省令第5条の2第1号の規定における「その他これらに類する堅ろうで、かつ、容易に変更できない構造」については、壁式鉄筋コンクリート造（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリートカーテンウォール、軽量気泡コンクリートパネル等がこれに該当するものとして取り扱えるものであること。
- なお、軽量気泡コンクリートパネルなど工場生産された部材等による施工方法を用いる場合は、モルタル塗り等による仕上げ、目地部分へのシーリング材等の充てん等により、適切に煙漏洩防止対策が講じられるよう留意すること。
- (2) 省令第5条の2第3号の規定における「耐火構造の壁等の両端又は上端は、防火対象物の外壁又は屋根から50 cm以上突き出していること」については、床の両端が外壁から50 cm以上突き出していること、壁の両端が外壁から50 cm以上突き出していること及び壁の上端が屋根から50 cm以上突き出していることが想定されるものであること。（第8-1図及び第8-2図）



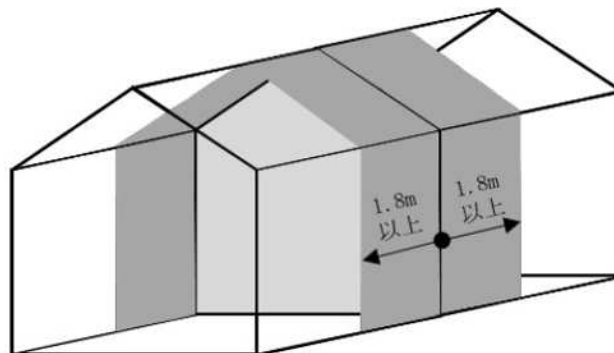
第8-1図



第8-2図

(3) 同号ただし書の規定中「耐火構造の壁等及びこれに接する外壁又は屋根の幅3.6m以上の部分を耐火構造とし」については、耐火構造の壁等を介して両側にそれぞれ1.8m以上の部分が耐火構造となっていることが望ましいものであること。

また、耐火性能は、建基法において当該外壁又は屋根に要求される耐火性能時間以上の耐火性能を有すれば足りるものであること。(第8-3図)



■ :耐火構造（耐火性能は、建基法において当該外壁又は屋根に要求される耐火性能時間以上の耐火性能を有すれば足りる。）

第8-3図

(4) 省令第5条の2第3号イの規定において「開口部が設けられていないこと」とされている部分については、面積の小さい通気口、換気口等であっても設けることができないものであること。

(5) 省令第5条の2第4号に規定する配管及び当該配管が貫通する部分（以下「貫通部」という。）については、次によること。

ア 排水管に付属する通気管については、耐火構造の壁等を貫通させることができるものであること。

イ 貫通部の内部の断面積が、貫通する穴の直径が300mmの円の面積以下である場合、省令第5条の2第4号ただし書に規定する基準に適合する配管であれば、当該貫通部に複数の配管を貫通させることができるものであること。

ウ 貫通部は、耐火構造の壁等と一体として省令第5条の2第2号に規定する性能を有するかについては、（一財）日本消防設備安全センターが置く、消防防災用設備機器性能評定委員会（以下「性能評定委員会」という。）において性能評定されたものとする。

- (6) 開口部のない耐火構造の床又は壁で区画された部分ごとにその用途に応じて、消防用設備等を設置すること。
- (7) 開口部のない耐火構造の床又は壁で区画された部分ごとにその面積に応じて、消防用設備等を設置すること。
- (8) 開口部のない耐火構造の床又は壁で区画された部分ごとにその階又は階数に応じて、消防用設備等を設置すること。ただし、床で上下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定にあたっては、下の部分の階数を算入すること。

2 特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件（平成17年消防庁告示第2号。以下「位置・構造告示」という。）に規定する特定共同住宅の住戸等の床又は壁の区画（以下「共住区画」という。）については次によること。

共住区画を貫通する燃料供給配管のうち、次により設置されているものにあつては、位置・構造告示第3の第3号（4）に適合するものとして取り扱って差し支えないものであること。

- (1) 配管の用途は共同住宅の各住戸に設けられている燃焼機器に、灯油又は重油を供給するものであること。
- (2) 配管は JIS H 3300（銅及び銅合金の継目無管）を含むものであること。
- (3) 当該配管を含む燃料供給施設は、「共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針について」（平成15年8月6日付け消防危第81号）に適合するものであること。

3 令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等の取扱いについては次によること。

(1) 鋼管等を使用する範囲

令8区画及び共住区画を貫通する配管等にあつては、貫通部及びその両端1m以上の範囲は鋼管等とすること。ただし、次のア及びイに適合する場合は、貫通部から1m以内となる部分の排水管に衛生機器を接続して差し支えないこと。

ア 衛生機器の材質は、不燃材料であること。

イ 排水管と衛生機器の接続部に、塩化ビニル製の排水ソケット、ゴムパッキン等が用いられている場合には、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。

(2) 鋼管等の種類

令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等は、次に掲げるものとする。

- ア JIS G 3442（水配管用亜鉛めっき鋼管）
- イ JIS G 3448（一般配管用ステンレス鋼管）
- ウ JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管）

- エ JIS G 3454(圧力配管用炭素鋼鋼管)
- オ JIS G 3459(配管用ステンレス鋼管)
- カ JIS G 5525(排水用鋳鉄管)
- キ 日本水道協会規格(以下「JWWA」という。) K 116(水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- ク JWWA K 132 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- ケ JWWA K 140 (水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- コ 日本水道鋼管協会規格(以下「WSP」という。) 011 (フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- サ WSP 032 (排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管)
- シ WSP 039 (フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- ス WSP 042 (排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- セ WSP 054 (フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管)

(3) 鋼管等の用途等

鋼管等の用途、鋼管等の径、令 8 区画等に設ける穴の大きさ及び穴相互の離隔距離並びに鋼管等及び貫通部の耐火性能は、令 8 区画を貫通する鋼管等にあつては 1 (3) アからオまでに、適合するものであること。

(4) 貫通部の処理

鋼管等が令 8 区画等を貫通する部分の処理は、次の方法により行うこと。

ア セメントモルタルによる方法

- (ア) 日本建築学会建築工事標準仕様書 (J A S S) 第 15 章左官工事によるセメントと砂を容積で 1 対 3 の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りする。
- (イ) 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充填する。
- (ウ) セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除く。

イ ロックウールによる方法

- (ア) JIA G 9504(人造鉱物繊維保温材)に規定するロックウール保温材 (充填密度 $150\text{kg}/\text{m}^3$ 以上のものに限る。) 又はロックウール繊維 (充填密度 $150\text{kg}/\text{m}^3$ 以上のものに限る。) を利用した乾式吹き付けロックウールで隙間を充填する。
- (イ) ロックウール充填後、25mm 以上のケイ酸カルシウム板又は 0.5mm 以上の鋼板を床又は壁と 50mm 以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定する。

(5) 可燃物の着火防止措置

配管等の表面から 150mm の範囲に可燃物が存する場合には、ア又はイに定める方法により被覆すること。

ア 可燃物への接触防止措置

(ア) に掲げる被覆材を (イ) に定める方法により被覆すること。

(ア) 被覆材

ロックウール保温材 (充填密度 $150\text{kg}/\text{m}^3$ 以上のものに限る。) 又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ 25mm 以上の保温筒、保温帯等とすること。

(イ) 被覆方法

a 床を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方30cmの範囲には、もう一重被覆する。

b 壁を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100以下	貫通部の壁の両面から左右30cmの範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の壁の両面から左右60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右30cmの範囲には、もう一重被覆する。

イ 給排水管の着火防止措置

(ア) 又は(イ)に該当すること。

(ア) 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。

(イ) 可燃物が直接接触しないこと。また、配管の表面から150mmの範囲内に存在する可燃物があつては、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの(木軸、合板等)であること。

(6) 配管等の保温

配管等は、保温する場合にあつては、ア又はイによること。

ア 保温材として(4)ア(ア)に掲げる材料を用いること。

イ 給排水管については、JIS A 9504(人造鉱物繊維保温材)に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いてもさしつかえないこと。この場合において、(4)及び(5)の規定について、特に留意すること。

(7) 配管等の接続

配管等を(1)の範囲において接続する場合には、次の定めるところによること。

ア 配管等は、令8区画及び共住区画を貫通している部分において接続しないこと。

イ 配管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。なお、(イ)に掲げる方法は、立管又は横枝管の接続に限り、用いることができる。

(ア) メカニカル接続

a ゴム輪(ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。)を挿入管の差し口にはめ込むこと。

b 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。

c 予め差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがな

いように挿入すること。

d 押し輪又はフランジで押さえること。

e ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。

(イ) 差込み式ゴムリング接続

a 受け口管の受け口の内面にシール剤を塗布すること。

b ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。

ここで用いるゴムリングは、EPDM（エチレンプロピレンゴム）又はこれと同等の硬さ、引張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする。

c ゴムリングの内面にシール剤を塗布すること。

d 挿入管の差し口にシール剤を塗布すること。

e 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。

(ウ) 袋ナット接続

a 袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。

b ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。

c 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。

d 袋ナットを受け口にねじ込むこと。

(エ) ねじ込み式接続

a 挿入管の差し口端外部に管用テーパーパーおネジを切ること。

b 接合剤をネジ部に塗布すること。

c 継手を挿入管にねじ込むこと。

(オ) フランジ接続

a 配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること。

b 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に収まっていることを確認すること。

c 上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締め付けること。

ウ 耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

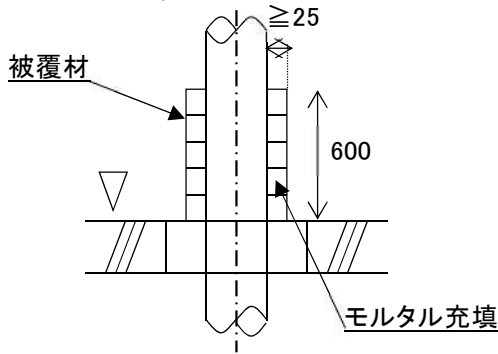
(8) 支持

鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

(参考) 施工方法の例(鋼管等の表面の近くに可燃物がある場合)

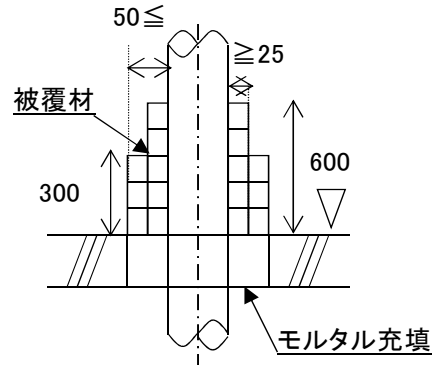
①

配管径 $\leq 100\phi$



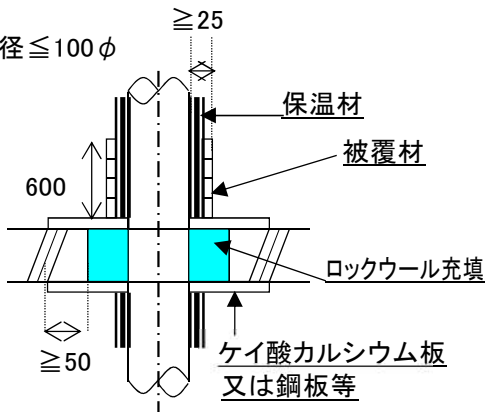
②

$100\phi < \text{配管径} \leq 200\phi$



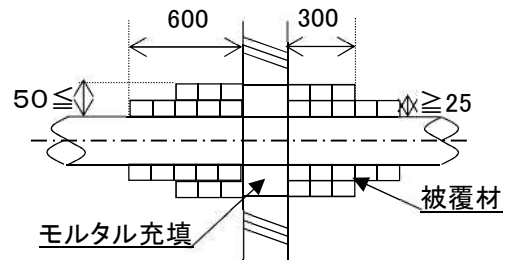
③

配管径 $\leq 100\phi$



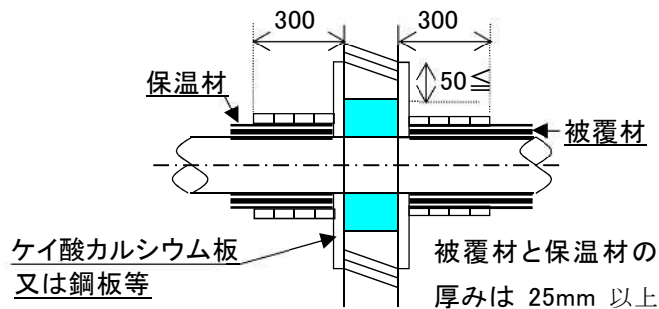
④

$100\phi < \text{配管径} \leq 200\phi$



⑤

配管径 $\leq 100\phi$



4 省令第12条の2第1項第1号及び第2号、第13条第1項第1号及び第1号の2、第28条の2第1項第4号及び第4号の2並びに同条第2項第3号及び第3号の2（以下5において「規則12条の2等」という。）に規定する居室については、次によること。

規則12条の2等の規定の適用については、第8-4図のとおりとする。



----- : 入居室等と共用廊下との区画



: 特定防火設備である防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖機能付きのもの

※ 規則第28条の2第1項第4号及び第4号の2並びに同条第2項第3号及び第3号の2の場合、共用廊下は外気開放

第 8 - 4 図 入居室等の例

5 省令第 13 条第 1 項に規定する区画（以下 6 において「区画」という。）については、次によること。

- (1) 区画をダクトが貫通する部分には煙感知器の作動と連動して閉鎖する防火ダンパーを設けること。
- (2) エレベーター扉は省令第 13 条第 1 項第 1 号ハに規定する閉鎖機構に該当しないものであること。

6 省令第 30 条の 2 に規定する自動閉鎖の防火戸については、次によること。

防火戸については、常時閉鎖式のもの、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものとする。なお、同条に規定する区画をダクトが貫通する場合、貫通する部分に防火ダンパーを設けること。

7 条例第 3 条第 3 項に規定する区画について

不燃区画室における外部への延焼を防止する措置の例については、次のとおりとする。

(1) 不燃区画室における外部への延焼を防止する措置の例

ア 窓及び出入口に関する事項

(ア) 出入口扉は、防火設備（建基法第 2 条第 9 号の 2 に規定する防火設備をいう。以下同じ。）のうち、建基令第 112 条第 19 項第 1 号（ニを除く。）に定める構造のものとし、常時閉鎖又は作動をした状態にあるものとする。

使用形態上、常時閉鎖又は作動をした状態とすることが困難な場合は、建

基令第112 条第19項第 1 号に定める構造のものとし、随時閉鎖又は作動をできるものとする。

なお、出入口扉にガラリが設けられているときは、自動閉鎖装置付きのものとする。

- (イ) 窓は、防火設備のうち建基令第112条第19項第 1 号に定める構造のものとする。
- (ウ) 壁にガラリや換気扇等を設ける場合は、合わせて防火ダンパー（防火設備であって、建基令第112条第21項各号に規定する要件を満たす構造のものをいう。以下同じ。）を設けることが望ましい。
- (エ) 出入口扉が両開きの場合は、順位調整機能を有するなど、確実に閉鎖する機能を設けることが望ましい。

イ 屋外に面する窓及び出入口等に関する事項

不燃区画室の屋外に面する窓及び出入口等は、防火設備とする。なお、次に定めるものは、この限りではない。

- (ア) 1階で、延焼のおそれのある部分（建基法第 2 条第 6 号に規定するものをいう。以下同じ。）以外の部分に設ける窓及び出入口等。
- (イ) 平屋建て又は建築物の最上階に設ける不燃区画室については、上階がなく、上階への延焼拡大危険がないことから、延焼のおそれのある部分以外の部分に設ける窓及び出入口等。
- (ウ) 上部3.6m以内に開口部（防火設備が設置されたもの及び 100cm²以下のダクト等は除く。）がなく、かつ、延焼のおそれのある部分以外の部分に設ける窓及び出入口等。

ウ 換気設備の風道に関する事項

- (ア) 換気設備の風道が不燃区画室を貫通する場合で、不燃区画室から火災による火煙が発生した場合に、当該風道に接続する給排気口等を通じ、当該火煙が他の室に流出するおそれのあるときは、風道の区画貫通部分の付近に防火ダンパーを設けること。

なお、換気設備の風道が不燃区画室の区画を貫通するのみで、他の室に通じる開口部がなく、風道が不燃材料（建基法第 2 条第 9 号に規定するものをいう。以下同じ。）又はこれと同等以上の防火性能を有する材料で造られている場合は、この限りでない。

- (イ) 燃焼機器の煙突及び排気筒には、防火ダンパーを設けないこと。

エ 給排水管及び電気配管等に関する事項

- (ア) 給排水管及び電気配管等が不燃区画室を貫通する場合は、当該配管部分と区画の間隙を不燃材料で埋めること。

なお、貫通部分の間隙を埋める不燃材料の例としては、ロックウール、モルタル、防火シール材等が挙げられること。

- (イ) 給排水管及び電気配管等が建基令第129条の 2 の 4 第 1 項第 7 号に定める防火区画等を貫通する場合は、区画貫通部分の両側 1 m 以内

の距離にある部分を不燃材料で造るなど、同号の規定に適合するものとする。

なお、国土交通大臣認定工法で施工する場合は、当該貫通部分の壁、床等が認定書に従った構造である必要があることに留意すること。

オ その他不燃区画室の構造に関する事項

(ア) 天井（天井のない場合にあつては、はり又は屋根）の高さが高い不燃区画室については、区画を構成する壁の構造を、45分間以上の耐火性能を有するものとするのが望ましい。

(イ) 室内に面する天井又は床で不燃区画室を形成することが困難な場合は、小屋裏若しくは天井裏又は床下まで達する壁により区画すること。

なお、室内に面する天井又は床で不燃区画室を形成することが困難な場合の例としては、吊り天井の場合（強化天井を除く。）や、配線や配管の敷設のため二重床としている場合などがある。

(ウ) 不燃区画室が建基法第35条の2の規定により内装制限を受ける調理室等である場合は、原則として、その壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分を不燃材料又は準不燃材料で仕上げること。

第9 非常用の進入口

1 設置対象

- (1) 平均地盤面が異なることによって建築物の同一階が、部分によって階数が異なり、当該階の一部が3階以上の階である場合は、当該階を3階以上の階として建基政令第126条の6に定める非常用の進入口（以下「進入口」という。）を設けること。◆
- (2) 病院、ホテル、福祉施設等の就寝施設を有するものは、非常用エレベーターを設けた場合にあっても、31m以下の階には進入口を設けること。

2 道又は道に通じる通路等

建基政令第126条の6第2号及び第126条の7第1号に定める「道又は道に通じる幅員4m以上の通路その他の空地」は次によること。

- (1) 道は、幅員4m未満のものを含むものであること。◆
- (2) 道に面する外壁面及び道に通じる幅員4m以上の通路その他の空地に面する外壁面を有する建築物には、消防活動の目的から両方の外壁面に開口部を設けること。
- (3) 庭園、屋外駐車場等は、通路その他の空地に含まれるものであること。◆
- (4) 通路その他の空地は、軟弱地盤、樹木、階段状通路、塀等の進入障害又は外壁後退による架梯障害にかかわらず通路、空地等に含まれるものであること。◆
- (5) 公園その他の広場が存するものであっても、当該建築物の敷地でない場合は、通路その他の空地に含まれないものであること。◆
- (6) 幅員4m以上の通路によって道に通じている建築物の中庭は、当該中庭が通路その他の空地に含まれるものであること。◆

3 代替開口部

建基政令第126条の6第2号に定める「窓その他の開口部」（以下「代替開口部」という。）は次によること。

- (1) 床面からの高さは、消防活動上支障のない高さであること。
なお、消防活動上支障ない高さは、おおむね1.2m以下であること。◆
- (2) 窓に手すり等を設ける場合は、手すりから上部の部分を窓の有効面積とすること。◆
- (3) 代替開口部は、進入口と併設することができるものであること。この場合、代替開口部と進入口の間隔は25m以下とすること。◆
- (4) 次の構造の開口部は、代替開口部として扱えるものとする。◆
 - ア 屋外から開放できる窓等
 - イ 破壊が容易な普通板ガラス、フロート板ガラス、磨き板ガラス、型板ガラス、熱線吸収板ガラス又は熱線反射ガラス入り窓等（ガラスの厚さが8mm以下のもの

- の（厚さが6mmを超えるものは、ガラスの大きさがおおむね2㎡以下かつガラスの天端の高さが、設置されている階の床から2m以下のものに限る。）
- ウ 破壊が容易な強化ガラス又は耐熱板ガラス入り窓等（ガラスの厚さが5mm以下のもの）
- エ 網入板ガラス又は線入板ガラス入り窓で当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができるもの（ガラスの厚さが6.8mm以下のもの）
- オ エ以外の網入板ガラス又は線入板ガラス入り窓で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもののうち、バルコニー又は屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの（ガラスの厚さが10mm以下のもの）
- カ 合わせガラス（JIS R 3205）入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができ、窓に設置される鍵（クレセント錠又は補助錠をいう。）は2以下で、別個の鍵を用いたり暗証番号を入力しなければならない解錠できないような特殊なクレセントやレバーハンドル等が設置されていないもの（フロート板ガラス6.0mm以下+PVB30mil以下+フロート板ガラス6.0mm以下、網入板ガラス6.8mm以下+PVB30mil以下+フロート板ガラス5.0mm以下、フロート板ガラス6.0mm以下+エチレン酢酸ビニル共重合体中間膜（以下「EVA中間膜」という。）（株式会社ブリヂストン製のものに限る。以下同じ。）0.4mm以下+PETフィルム0.13mm以下+EVA中間膜0.4mm以下+フロート板ガラス6.0mm以下、フロート板ガラス6.0mm以下+EVA中間膜0.8mm以下+フロート板ガラス6.0mm以下、網入板ガラス6.8mm以下+EVA中間膜0.4mm以下+PETフィルム0.13mm以下+EVA中間膜0.4mm以下+フロート板ガラス5.0mm以下、網入板ガラス6.8mm以下+EVA中間膜0.8mm以下+フロート板ガラス5.0mm以下）
- キ カ以外の合わせガラス入り窓等で、当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができ、窓に設置される鍵（クレセント錠又は補助錠をいう。）は2以下で、別個の鍵を用いたり暗証番号を入力しなければならない開錠できないような特殊なクレセントやレバーハンドル等が設置されていないもののうち、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの（フロート板ガラス5.0mm以下+PVB60mil以下+フロート板ガラス5.0mm以下、網入り板ガラス6.8mm以下+PVB60mil以下+フロート板ガラス6.0mm以下、フロート板ガラス3.0mm以下+PVB60mil以下+型板ガラス4.0mm以下）
- ク ポリエチレンテレフタレート（以下「PET」という。）製窓ガラス用フィルム（JIS A 5759に規定するもの。以下同じ。）のうち、多積層（引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。）以外で、基材の厚さが100μm以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）をアからキのガラスに貼付したもの
- ケ 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが400μm以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）をアからカのガラスに貼付したもの
- コ PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが100μmを超え400μm以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）をアからキまでのガラスに貼付したもので、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる

足場が設けられているもの

サ PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが 100 μm以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）をアからキまでのガラスに貼付したもので、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの

シ 屋外から常時手で解錠できるサムターン付軽量シャッター

(5) 次の構造の開口部は、代替開口部として扱えないものであること。◆

ア 網入板ガラス、線入板ガラス、合わせガラス又は倍強度ガラスのはめ殺し窓等

イ 屋外から開放できない鉄製の扉

ウ 格子、ルーバー、広告物、看板、日除け、雨除け、ネオン管灯設備等により所定の寸法のとれない窓等

エ PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが 100 μmを超え 400 μm以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を（4）イからキまでのガラスに貼付したもので、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられていないもの（イ及びウのうち、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの並びにエを除く）

オ PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが 100 μm以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を（4）イからキまでのガラスに貼付したもので、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられていないもの（イ及びウのうち、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの並びにエを除く）

(6) 代替開口部相互間の距離は、おおむね 10m以内とすること。

※ 建基政令では壁面を 10m以内ごとに区分し、代替開口部を当該区分内の随意的な位置に設けることとなっている。

(7) 代替開口部には、赤色反射塗料による一辺が 20cm の逆正三角形の表示を設けること。ただし、代替開口部であることが明らかであり、かつ、代替開口部としての機能が確保される場合を除く。

(8) 代替開口部の取扱いについては、第 9 - 1 表を参考とすること。

4 進入口の間隔、構造◆

(1) 進入口の間隔は次によること。

ア 間隔の算定にあたっては、進入口の設置を要する各壁面を通算できるものであること。

イ 進入口の間隔は、40m以下とし、かつ、進入口の設置を要する外壁面と設置を要しない外壁面との境界から 20m以内とすること。

(2) 進入口の構造

次の構造の開口部は、建基政令第 126 条の 7 第 4 号に定める「破壊して室内に進入できる構造」として扱えるものであること。

ア 3 (4) に掲げる窓

イ 線入板ガラス又は網入板ガラスのはめ殺し窓

(3) バルコニーは次によること。

- ア バルコニーには手すりを設け、その高さはおおむね 1.1m とすること。
- イ 建基政令第 126 条の 7 第 1 号から第 7 号までに適合する屋外階段の踊り場又は外気に開放された廊下、ベランダ等は、バルコニーとして扱えるものであること。

5 共同住宅の取扱い等

共同住宅が次のいずれかによる場合は、進入口を設けたものとして取り扱うことができる。この場合、(1) から (3) までに係る外壁面以外の面については、進入口を設けないことができるものであること。(昭和 46 年 11 月 30 日付け建設省住指発第 826 号)

- (1) 各住戸に進入可能なバルコニーが設けられていること。
- (2) 階段室型共同住宅にあつては、各階段室に進入可能な開口部が設けてあること。
- (3) 廊下型共同住宅にあつては、廊下、階段室その他これらに類する部分に進入可能な開口部を各住戸からその一に至る歩行距離が 20m 以下となるように設けてあること。

第9-1表 非常用進入口（代替開口部）の判定としての開口部構造の取扱一覧表

ガラスの種類	ガラス全体の厚さ	開口部の種類	非常用進入口（代替開口部）の判定			
			足場有り	足場無し		
				窓ガラス用フィルムなし	窓ガラス用フィルムA	窓ガラス用フィルムB
普通ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ 8.0mm以下 (厚さが6mmを超えるものは、ガラスの大きさが概ね2㎡以下かつガラスの天端の高さが、設置されている階の床から2m以下のものに限る。)	引き違い戸	○	○	○	△
		F I X	○	○	○	×
網入板ガラス 線入板ガラス	厚さ 6.8mm以下	引き違い戸	△	△	△	△
		F I X	×	×	×	×
強化ガラス 耐熱板ガラス	厚さ 10mm以下	引き違い戸	△	×	×	×
		F I X	×	×	×	×
合わせガラス (2以下の鍵(クレセント錠又は補助錠をいう。))を開錠することにより、開放することができるもの)	厚さ 5.0mm以下	引き違い戸	○	○	○	△
		F I X	○	○	○	×
	フロート板ガラス6mm以下+PVB(ポリビニルブチラール)30mil(膜厚0.76mm)以下+フロート板ガラス6mm以下	引き違い戸	△	△	△	×
		F I X	×	×	×	×
	網入板ガラス6.8mm以下+PVB(ポリビニルブチラール)30mil(膜厚0.76mm)以下+フロート板ガラス5mm以下	引き違い戸	△	△	△	×
		F I X	×	×	×	×
	フロート板ガラス5mm以下+PVB(ポリビニルブチラール)60mil(膜厚1.52mm)以下+フロート板ガラス5mm以下	引き違い戸	△	×	×	×
		F I X	×	×	×	×
網入板ガラス6.8mm以下+PVB(ポリビニルブチラール)60mil(膜厚1.52mm)以下+フロート板ガラス6mm以下	引き違い戸	△	×	×	×	
	F I X	×	×	×	×	

ガラスの種類	ガラス全体の厚さ	開口部の種類	非常用進入口（代替開口部）の判定			
			足場有り	足場無し		
				窓ガラス用フィルムなし	窓ガラス用フィルムA	窓ガラス用フィルムB
合わせガラス (2以下の鍵(クレセント錠又は補助錠をいう。)を開錠することにより、開放することができるもの)	フロート板ガラス3mm以下+PVB(ポリビニルブチラール)60mil(膜厚1.52mm)以下+型板ガラス4mm以下	引き違い戸	△	×	×	×
		F I X	×	×	×	×
	フロート板ガラス6mm以下+EVA(エチレン酢酸ビニル共重合体)中間膜0.4mm以下+PETフィルム0.13mm以下+EVA中間膜0.4mm以下+フロート板ガラス6mm以下	引き違い戸	△	△	△	×
		F I X	×	×	×	×
	フロート板ガラス6mm以下+EVA(エチレン酢酸ビニル共重合体)中間膜0.8mm以下+フロート板ガラス6mm以下	引き違い戸	△	△	△	×
		F I X	×	×	×	×
	網入板ガラス6.8mm以下+EVA(エチレン酢酸ビニル共重合体)中間膜0.4mm以下+PETフィルム0.13mm以下+EVA中間膜0.4mm以下+フロート板ガラス5mm以下	引き違い戸	△	△	△	×
		F I X	×	×	×	×
倍強度ガラス	—	引き違い戸	×	×	×	×
		F I X	×	×	×	×
複層(ペア)ガラス	構成するガラスごとに本表(網入板ガラス及び線入板ガラスは、厚さ6.8mm以下のものに限る。)により評価し、全体の判断を行う。					

[備考]

- 1 ガラスの厚さの単位は、JISにおいて用いられる「呼び厚さ」の「ミリ」を用いる。
- 2 「足場有り」とは、避難階又は外部バルコニー、屋上広場等破壊作業のできる足

場が設けられているものをいう。またバルコニーとは、建基政令第126条の7第5号に定める構造以上のものをいう。

- 3 「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め、通常は部屋内から開放でき、かつ当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができるものをいう。
- 4 「F I X」とは、はめ殺し窓をいう。
- 5 「耐熱板ガラス」は、耐熱板ガラス品質規格（低膨張防火ガラス、耐熱強化ガラス及び耐熱結晶化ガラス）によるものをいう。
- 6 「合わせガラス」、「倍強度ガラス」は、それぞれ JIS R 3205 及び JIS R 3222 に規定するものをいう。
- 7 「1mil」は、1/1000 インチ（約 0.0254mm）をいう。
- 8 「窓ガラス用フィルムなし」は、P E T 製窓ガラス用フィルム（JIS A 5759 に規定するもの。以下同じ。）等を貼付していないガラスをいう。
- 9 「窓ガラス用フィルム A」は、次のものをいう。
 - （1）P E T 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層（引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。）以外で、基材の厚さが 100 μm （0.1mm）以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス
 - （2）塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが 400 μm 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス
 - （3）低放射ガラス（通称 Low-E 膜付きガラス）（金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラスであること。）
- 10 「窓ガラス用フィルム B」は、次のものをいう。
 - （1）P E T 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが 100 μm を超え 400 μm 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス
 - （2）P E T 製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが 100 μm 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス
- 11 「足場有り」欄の判定は、窓ガラス用フィルムの有無にかかわらず、全て（窓ガラス用フィルム無し、窓ガラス用フィルム A、窓ガラス用フィルム B）同じ判定であること。
- 12 合わせガラスに用いる E V A 中間膜は株式会社ブリヂストン製のものに限る。

[凡例]

○…開口部として取り扱うことができる。

△…ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分（引き違い戸の概ね 1/2）

×…開口部として取り扱うことができない。

第 10 カラオケ施設等に係る防火安全対策

この基準は、政令別表第 1 に掲げる (2) 項ニ (以下「カラオケボックス等」という。) に係る具体的基準を定めたものである。

カラオケボックス等の防火安全対策基準は、次によること。

1 延焼拡大防止に関する事項

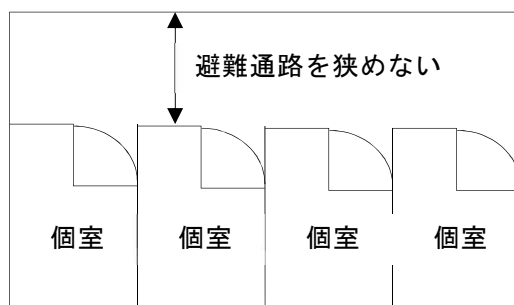
- (1) 揚げ物調理を行う室の室内に面する壁・天井の仕上げは、不燃材料とすること。
- (2) カラオケボックス等の出入口には常時閉鎖式の戸を設けるものとし、のぞき窓を設ける場合は、線入り又は網入りガラスとすること。

2 避難管理に関する事項

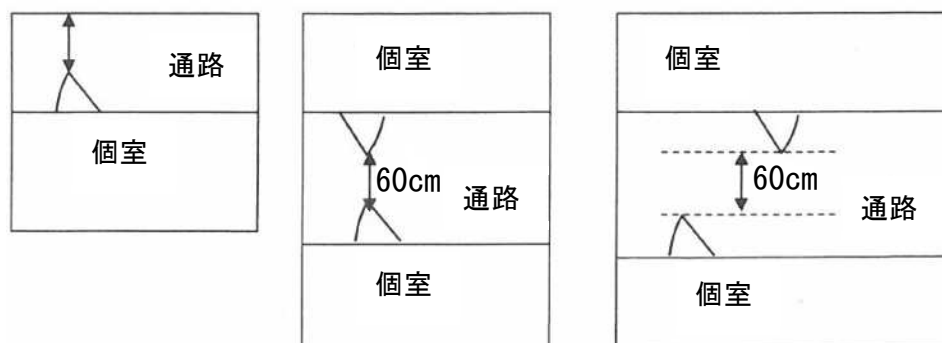
避難管理については、条例第 39 条の 3 によるほか、カラオケボックス等が存する階については、二方向避難を確保すること。

なお、条例第 39 条の 3 ただし書の「避難上支障がないと認められるもの」の適用にあつては、次によること。◆

- (1) 個室の外開き戸が、避難通路の幅員を狭めないような構造で、避難上有効に管理されているもの。(第 10-1 図)
- (2) 避難通路の有効幅員が広く、避難に支障がないと判断されるもので、片側に個室がある場合は、外開き戸を開放した時の避難通路の有効幅、また、両側に個室がある場合は、両方の外開き戸を開放した時の避難通路の有効幅がおおむね 60cm 以上確保できること。(第 10-2 図)



第 10-1 図



第 10-2 図

3 消防用設備等の設置に関する事項

(1) 屋内消火栓設備

屋内消火栓設備が義務設置される場合には、1人で操作することができる屋内消火栓設備を設置すること。

(2) スプリンクラー設備

カラオケボックスを有する防火対象物にスプリンクラー設備が義務設置される場合は、スプリンクラーヘッドをカラオケボックス内にも設置すること。◆

(3) 自動火災報知設備、非常警報設備

ア 自動火災報知設備の主音響装置及び地区音響装置にあつては、任意の場所で65dB以上の音圧を確保するものであること。ただし、他の警報音又は騒音が65dB以上ある場合は、次の(ア)若しくは(イ)のいずれかによる措置又はこれらと同等以上の効果のある措置を講ずること。◆

(ア) 主音響装置等の音圧が、当該場所における他の警報音又は騒音よりも6dB以上強くなるように確保されていること。

(イ) 自動火災報知設備の主音響装置等の作動と連動して、当該主音響装置等の音以外の音が自動的に停止するものであること。

イ 自動火災報知設備の地区音響装置及び非常警報設備のベル又はスピーカー(以下「地区音響装置等」という。)にあつては、(ア)または(イ)のいずれかの措置を講ずること。◆

(ア) カラオケボックス等の個室内に地区音響装置等が設置されており、地区音響装置等の警報音が通常の使用状態(ヘッドホン等を使用する場合は、その状態を含む。)において、他の音響又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるように措置されていること。

(イ) 自動火災報知設備又は非常警報設備の作動と連動し、地区音響装置等の音以外の音(ヘッドホン等の音を含む。)が自動的に遮断される措置がされており、任意の場所で65dB以上の音圧が確保できること。

第 1 1 社会福祉施設等に係る防火安全対策

この基準は、社会福祉施設等における人命安全の確保を最優先とした指導を行うために、建物の仕様、出火防止、拡大防止、避難の安全確保、消防用設備等の設置等に係る基準を定めたものである。

1 適用範囲

この基準に基づき指導する防火対象物の範囲は次に掲げるものとする。

- (1) 政令別表第 1 (6) 項ロ及び(6) 項ハに掲げる防火対象物
- (2) 政令別表第 1 (16) 項に掲げる防火対象物で、(1) の用途に掲げる部分

2 用途判定

- (1) 用途判定については、福祉部局及び建築部局との連携を図りながら実態を把握し、介護サービス等の提供状況を勘案し総合的に判断すること。また、必要に応じて「社会福祉施設等の防火安全対策連絡会」による調整を行い決定すること。
- (2) 軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、政令別表第 1 (6) 項ロ(1) 及びハ(1) に規定する「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」、障害者支援施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) 第 5 条第 8 項に規定する短期入所又は同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設(以下「社会福祉施設等」という。)における入所者若しくは入居者又は宿泊者(以下「入所者等」という。)の人数を算定する場合は、次によること。◆
 - ア 既存の社会福祉施設等については、実際に入所若しくは入居又は宿泊(以下「入所等」という。)している人数
 - イ 新規に社会福祉施設等を設置する場合については、入所等の予定人数
- (3) 社会福祉施設等において、政令別表第 1 (6) 項ハ(1) 又は(5) と判定される施設については、入所等の状況確認のため、防火対象物使用開始届出時に第 1 号様式又は第 2 号様式の提出を求めること。

3 指導方法

社会福祉施設等は、高齢者、身体的障害、知的障害、運動能力低下等により避難に支障のある人が入所等するという特性を有していることから、人命安全確保に配慮し、関係者の理解と協力を得ながら、必要な防火安全対策を講ずること。

4 防火安全対策

(1) 施設の立地及び仕様

社会福祉施設等は、入所者等が、火災時に容易に避難できる場所や施設とすること。

ア 新築して運営する場合

(ア) 入所者等の入室している居室（以下「入所室」という。）が、2階以上にある場合には、入所室には努めてバルコニーを設置すること。

(イ) 階段、通路は、入所者等に配慮した傾斜、幅員を確保すること。

(ウ) 入所室又は出入口を施錠する場合には、自動火災報知設備と連動し自動的に開錠する装置とすること。ただし、内部から鍵を用いることなく、容易に開錠できる等避難上支障のない場合はこの限りでない。

イ 既存の建築物を利用して運営する場合

(ア) アの条件にあった建築物を努めて選定すること。

(イ) 消防法、建築基準法令等に基づいて、適正に消防用設備等が維持管理されている建築物とすること。

(2) 出火防止対策

直接火災の原因となる火気の管理は、次の事項について、施設職員が認識するだけでなく、入所者等へ十分な説明を行い、協力を得ること。

ア 火気の管理

入所室内では、原則として裸火は使用しないものとする。

イ 喫煙管理

建築物内外で喫煙する場合には、喫煙場所を設けること。

ウ 暖房設備

暖房用の火気使用設備器具は、ファンヒーター等の裸火が露出していないものとする。

エ 厨房（台所）設備

火気使用設備器具は、電磁調理器又は安全機能付きガスコンロを使用すること。

オ 入所室の管理

施設職員、入所者等は、定期的に入所室のチェックを行い、火気管理、コンセントのトラッキング現象の防止及び室内の整理整頓について、お互いに確認すること。

カ 放火防止対策

休日、夜間等には、出入口を限定し、出入りする者に対する管理を行うとともに、建物周囲には、燃えやすいものを置かないよう管理すること。

(3) 火災拡大防止対策

火災の拡大を防止し、避難に要する時間を確保するために、構造、内装の仕上げ等について、次の点に留意すること。

ア 防災物品の使用

カーテン、じゅうたん（2㎡以下のものを除く。）等は、防災物品以外のもの

のを使用しないこと。◆

また、寝具類（布団、シーツ、毛布、カバー等）や寝衣類、ソファ等
の布製の家具類は、努めて防災製品を使用すること。

イ 避難経路、防火区画の管理

階段、通路などの避難経路及び防火戸・防火区画の管理の徹底を図ること。

(4) 消防用設備等の設置

ア 消火設備

(ア) (6) 項口に該当する障害者施設等で、スプリンクラー設備の設置を要しない防火対象物については、入所状況確認のため、入所する者が確定している施設は防火対象物使用開始届出時に、確定していない施設は確定後速やかに第3号様式の提出を求めること。

(イ) 屋内消火栓設備が設置される場合には、努めて2号消火栓を設置すること。

イ 警報設備

(ア) 入所室に設ける自動火災報知設備の感知器は煙式とすること。

(イ) 聴力の障害者が入所等する施設については、状況に応じて閃光型の警報器を設置すること。

(ウ) 職員が常駐する場所には、努めて、自動火災報知設備の副受信機、火災通報装置の遠隔起動装置又は放送設備の遠隔操作器を設置すること。

(エ) 消防機関へ通報する火災報知設備については、努めて関係者を通報登録すること。

ウ 避難設備

(ア) 避難器具は、滑り台、避難橋、救助袋等の施設に適応した容易に避難可能なものを設置すること。

(イ) 誘導灯について、視力又は聴力の障害者が入所等している場合には、状況に応じて点滅型誘導音付誘導灯を設置すること。

5 その他

(1) 本基準は、新築・既存にかかわらず適用するものとし、関係者からの開設又は改修の相談、消防同意及び立入検査の機会をとらえて、努めて4の防火安全対策について措置を講じるよう指導すること。

(2) 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所において、建物を準耐火建築物とし2階、地階に居室等を設ける場合の事務処理等については、「相模原市特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置手続要綱」及び「相模原市特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置に係る事務処理要領」によるものとする。

第1号様式

高齢者施設用途確認書

年 月 日

消防署長 あて

法人名
 事業所名
 所在地
 施設責任者職・氏名
 氏 名
 電 話 ()

消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1（6）項ハ(1)と判定する防火対象物の状況は次のとおりです。

施設種別 (該当する欄にチェック)	令別表第1（6）項ハ(1)の理由
<input type="checkbox"/> 軽費老人ホーム <input type="checkbox"/> 有料老人ホーム	要介護状態区分が3以上の者（A）が、施設全体の定員（B）の半数未満【 $A/B < 0.5$ 】
<input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設 <input type="checkbox"/> 老人デイサービスセンター（老人デイサービス事業を行う施設を含む） <input type="checkbox"/> 複合型サービスを行う施設	◇利用者が固定 要介護状態区分が3以上の者（A）の割合が、当該施設の宿泊サービス利用者の人数（B）の半数未満【 $A/B < 0.5$ 】 ----- ◇利用者の入れ替わりがある 要介護状態区分3以上の者が、当該施設の宿泊サービス利用者の人数の半数以上となる日数（A）が直近3ヶ月間の総日数（B）の半数未満【 $A/B < 0.5$ 】
<input type="checkbox"/> 上記以外のその他これらに類するもの（令別表第1（6）項ハ(1)に掲げるものに限る。）	上記のいずれかに該当

(注) ① 通所者を除いた人数で計算をしてください。

② 確認書に記載の事項に変更がある場合は、消防署に事前相談をしてください。

第2号様式

障害者施設用途確認書

年 月 日

消防署長 あて

法人名
 事業所名
 所在地
 施設責任者職・氏名
 氏 名
 電 話 ()

消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1（6）項ハ(5)と判定する防火対象物の状況は次のとおりです。

施設種別 (該当する欄にチェック)	令別表第1（6）項ハ(5)の理由
<input type="checkbox"/> 障害者支援施設 <input type="checkbox"/> 短期入所を行う施設	◇入所者が固定 障害支援区分4以上の者（A）が、入所者（B）の8割を超えない。 【A/B ≤ 0.8】
<input type="checkbox"/> 共同生活援助を行う施設 (障害者グループホーム)	◇入所者の入れ替わりがある 障害支援区分4以上の者（A）が、入所者（B）の8割を超える日数が直近3ヶ月の総日数（B）の半数未満 【A/B < 0.5】

(注) ① 通所者を除いた人数で計算してください。

② 確認書に記載の事項に変更がある場合は、消防署に事前相談をしてください。

第3号様式

認定調査項目確認書

年 月 日

消防署長 あて

法人名
 事業所名
 所在地
 施設責任者職・氏名
 氏 名
 電 話 ()

消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1（6）項ロ(2)、(4)又は(5)でありスプリンクラー設備を設置しない際の防火対象物の状況は次のとおりです。

施設種別 (該当する欄にチェック)	介助がなければ避難できない者（障害支援区分4以上の者に限る。）（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第12条の3）	
<input type="checkbox"/> 救護施設	移乗	「支援が不要」・「見守り等の支援が必要」以外に該当
<input type="checkbox"/> 障害者支援施設	移動	「支援が不要」・「見守り等の支援が必要」以外に該当
<input type="checkbox"/> 共同生活援助を行う施設 (障害者グループホーム)	危険の認識	「支援が不要」・「部分的な支援が必要」以外に該当
	説明の理解	「理解できる」以外に該当
<input type="checkbox"/> 短期入所を行う施設	多動・行動停止	「支援が不要」以外に該当
	不安定な行動	「支援が不要」以外に該当

施設種別 (該当する欄にチェック)	介助がなければ避難できない者 (規則第12条の3)
<input type="checkbox"/> 障害児入所施設	・ 学齢期未満 ・ 学齢期以上で通学に介助が必要又は日中活動支援への参加のための外出ができない者

該当する場合はチェックする	介助がなければ避難できない者の割合
<input type="checkbox"/>	介助がなければ避難できない者の合計（A）が入所者数の8割（B）を超えない。 【A/B ≤ 0.8】

- (注) ① この書類は、275平方メートル未満の令別表第1（6）項ロ(2)、(4)又は(5)の施設でスプリンクラー設備を設置しない場合に提出してください。
 ② 確認書に記載事項に変更がある場合は、消防署に事前相談をしてください。

第 1 2 百貨店等の避難管理

この基準は、条例第 40 条に定める避難通路等の保有、幅員、明示方法等の具体的基準及び条例第 42 条に定める避難施設の管理を定めたものである。

1 百貨店等の避難通路等は、次によること。

(1) 用語の定義

- ア 売場又は展示場とは、事務室、便所、倉庫、荷造り場、食堂部分等を除いた客の出入りする商品の陳列販売部分又は製品見本その他の物品を観覧の用に供するため陳列を行う部分をいう。
- イ 主要避難通路とは、売場又は展示場に幹線的に設ける通路で、避難口に通じるものをいう。
- ウ 補助避難通路とは、売場又は展示場の各部分から、主要避難通路若しくはくぐり戸等の補助的な避難口に通じる通路をいう。
- エ 避難口（条例第 40 条に限る。）とは、次に掲げる出入口をいう。
 - (ア) 避難階においては、屋外へ通じる出入口
 - (イ) 避難階以外の階においては、避難階又は直接地上へ通じる直通階段の出入口
 - (ウ) 隣接建築物への連絡通路の出入口
 - (エ) 連続式店舗又はこれらに類する形態の物品販売店舗を営む店舗の一の構えにおいては、屋内通路へ通じる出入口
 - (オ) 地下街の物品販売業を営む店舗の一の構えにおいては、地下道へ通じる出入口

(2) 主要避難通路の幅員に関する事項

主要避難通路の幅員については、条例の定めによる。

(3) 避難通路の保有方法に関する事項

- ア 主要避難通路の保有方法は、条例の定めによるが、階ごとに二方向避難ができるよう保有することが望ましいものとする。

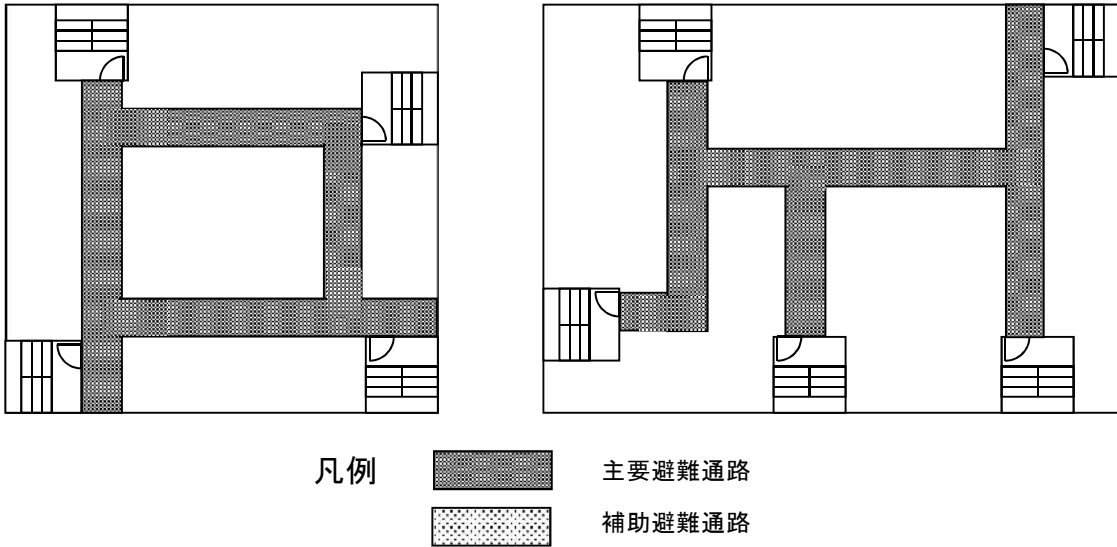
売場又は展示場からバックヤード等へ避難を誘導させる場合には、その避難口に至るまで避難通路を保有すること。

また、主要避難通路は、その階の避難口すべてに通じさせることが望ましいが、建築形態、構造等により定められた幅員が保有できないものにあつては、実態に応じて補助避難通路を保有することで支障ないものとする。
- イ 売場又は展示場の各部分から避難口又は主要避難通路に至る歩行距離が 10 m 以上となる部分は、努めて補助避難通路を有効に保有すること。

ただし、主要避難通路の幅員が 3 m 以上ある場合は、当該歩行距離を 15m 以内とすることができる。
- ウ くぐり戸等の補助的な避難口がある部分には、主要避難通路に通じる補助避難通路を保有すること。
- エ 保有方法の例は、次によること。
 - (ア) 主要避難通路の配置は、売場の形態、規模及び展示の種類並びに避難口の位置等を考慮のうえ、防火対象物の実態に応じて、ループ状又は棒状となる

よう設定すること。

なお、主要避難通路の位置は固定化すること。(第12-1図)



第12-1図

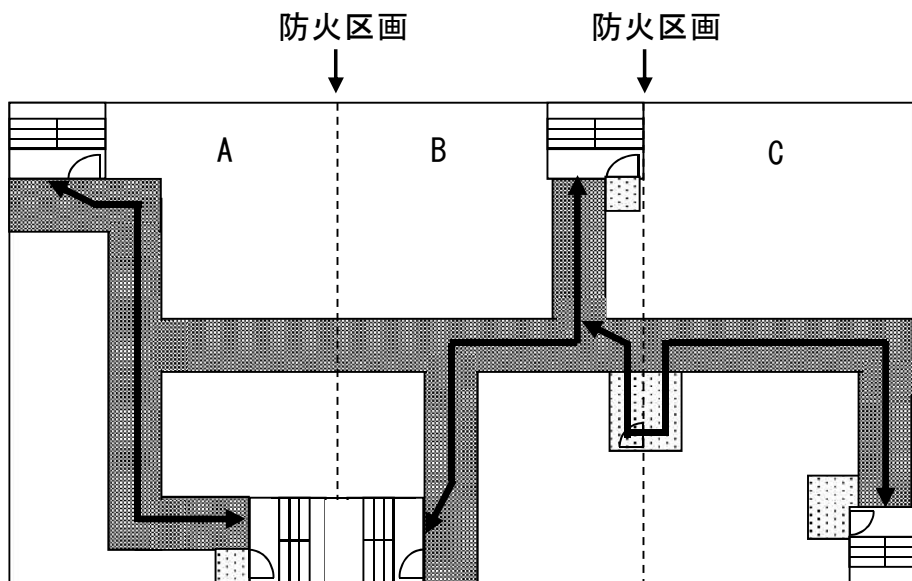
(イ) 建基政令第112条第1項に規定する、防火区画がなされている階における避難通路の保有は、次によること(第12-2図)。

a 防火区画内で二方向避難ができる場合

階全体の主要通路が防火区画により分断される場合であっても、その防火区画部分ごとに2方向避難が確保できる場合は、支障ないものとする(第12-2図 A、B)。

b 防火区画内で二方向避難ができない場合

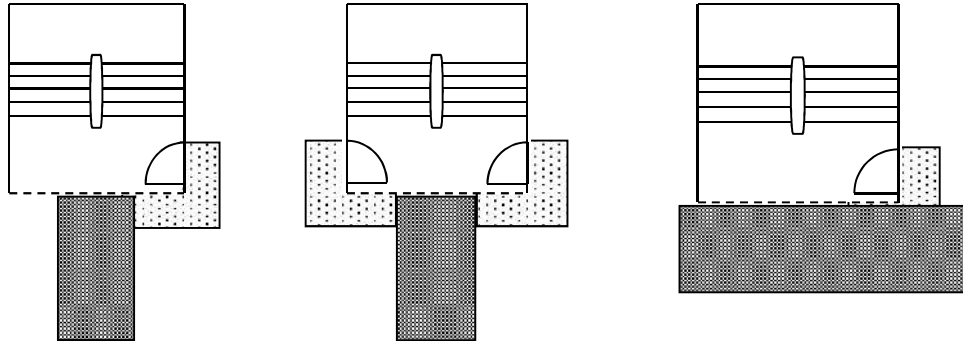
階全体の主要避難通路が防火区画のシャッターにより分断される場合は、直近のくぐり戸等に通ずる補助避難通路をシャッターの両面に保有すること(第12-2図 C)。



第12-2図

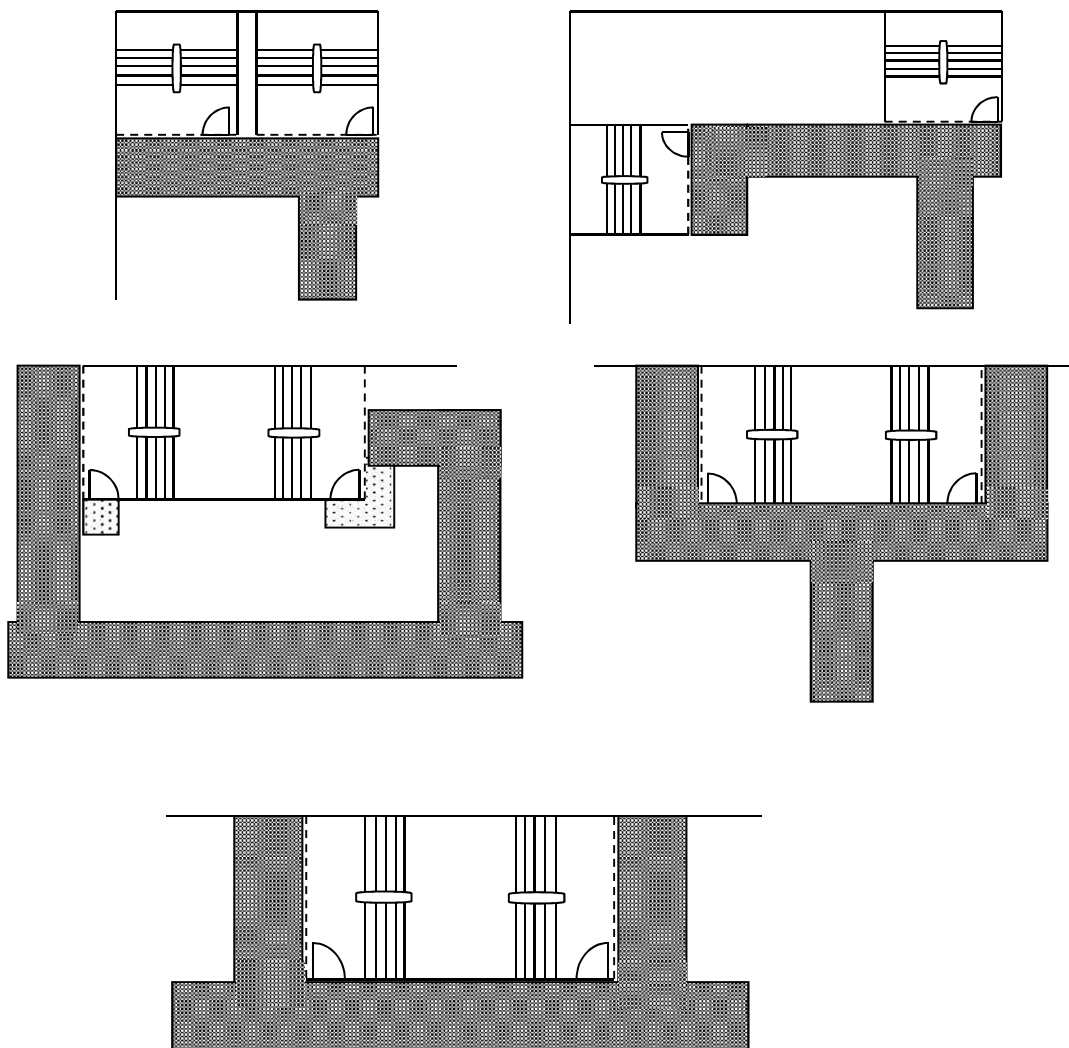
c 一の避難口に入出口が複数ある場合

主要避難通路は、シャッター等幅員の広い出入口に通じさせること。また、くぐり戸等の補助的な避難口がある場合は、主要避難通路から補助避難通路を経由し、その部分まで通じさせること（第12-3図）。



第12-3図

d 避難口が隣接している場合は、次により保有すること（第12-4図）。



第12-4図

(4) 主要避難通路の明示に関する事項

ア 主要避難通路等を常時有効に保有するため、努めて次の方法により他の部分との区分を明示すること。

(ア) 床材の色、材質又はテープ、ペイント等により明示すること。ただし、固定された什器等により通路が明らかな場合は、この限りでない。

(イ) テープ、ペイント等で明示する場合の通路幅員は、明示した部分の外側までを扱うものとする。

イ 防火戸、防火シャッターを適正に管理するため適宜、アの方法により明示すること。

(5) 避難経路図の掲出に関する事項

避難、初期消火活動等を円滑にするため、次の防火対象物に避難通路、消防用設備等を明示した避難経路図を、階ごとの階段、昇降機付近等の見易い位置に努めて掲出すること（第12-5図）。なお、当該避難経路図は1辺の長さを60cm以上とすること。

ア 百貨店等の売場又は展示場の床面積の合計が1,000㎡以上のもの

イ 複合用途防火対象物及び地下街のうち、百貨店等の用途に供する売り場又は展示場の床面積の合計が1,000㎡以上のもの

(6) 避難通路等の設置又は変更に関する事項

本避難管理における避難通路等の設置については、防火対象物使用開始届出書又は誘導灯の消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書の図面に通路幅等を記入させることで確認することとする。

また、変更については、避難管理を適正に把握するため、消防計画作成（変更）届出書において変更図面を添付させることで確認するものとする。

なお、従前の「百貨店等の避難管理に関する指導要領」において、避難通路設置（変更）届出がされているものについても変更が生じる場合は、上記と同様の対応とする。

※百貨店等の避難管理に関する指導要領については、平成25年3月28日廃止

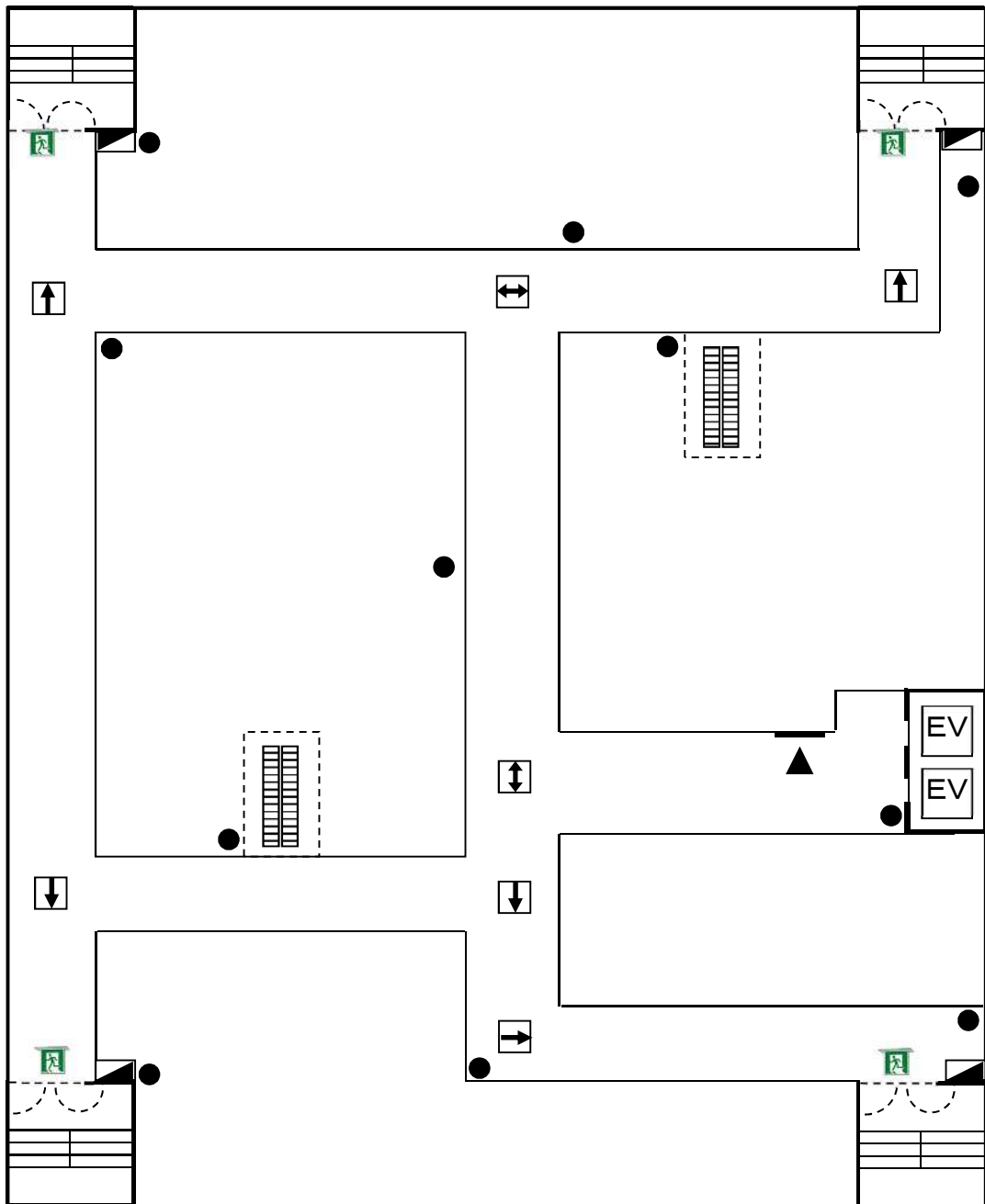
2 避難施設の管理

条例第42条に定める避難口とは、直接地上に通ずる出入口及び直通階段の出入口とする。◆

○階 避難経路図

(寸法 60 cm × 60 cm 以上)

- ▲ 現在位置
- 消火器
- 屋内消火栓又は補助散水栓



第 12-5 図

第13 倉庫に係る防火安全対策

この基準は、近年、倉庫が大規模化し、また、作業所的要素が出てくるなど特殊化する傾向が見られることから、倉庫に係る出火防止、延焼拡大防止、避難の安全確保等に係る具体的基準を定めたものである。

安全対策基準は、次によること。

1 適用範囲

この基準に基づき指導する防火対象物の範囲は次に掲げるものとする。

- (1) 政令別表第1(14)項に掲げる防火対象物
- (2) 政令別表第1に掲げる防火対象物のうち(1)以外で、物品庫等(小規模な倉庫室形態のものを除く。)として供される以下の部分
 - ア 飲食店の物品庫等
 - イ 物品販売店舗の調理室、パッケージ室等
 - ウ 病院等の調剤室、測定室等
 - エ 食品工場の作業所、食品庫等
 - オ 精密機械工場、医薬品工場のクリーンルーム等
 - カ 冷蔵倉庫、冷凍倉庫、定温倉庫等
 - キ 卸売市場の食品庫等
 - ク 研究機関等の実験室、測定室等
 - ケ その他上記アからクまでに類する部分
- (3) 政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で(1)又は(2)の用途に供する部分

2 安全対策基準

- (1) 出火防止対策
 - ア 喫煙管理
 - (ア) 集積場所での作業員の喫煙は禁止とする。ただし、不燃区画等がなされた特定の場所を使用し、「喫煙場所」等の掲出を行う場合は、この限りでない。
 - (イ) 喫煙場所では、吸い殻の後始末を励行すること。
 - イ 放火の防止
 - (ア) 休日・夜間等においては、出入口を特定して関係者の出入りを把握するとともに、夜間巡回を励行すること。

また、建物周囲には可燃物を集積しない等、整理整頓を徹底し、放火されにくい環境を確保すること。
 - (イ) 休日・夜間等において無人となる倉庫にあっては、出入口及びその他の開口部を確実に施錠すること。

(2) 延焼拡大防止対策

ア 防火区画の設置

(ア) 倉庫は、建基政令第112条第1項に規定する「用途上やむを得ない場合」においても、原則として床面積1,500㎡以内ごとに防火区画を設けること。

※ 倉庫は、建築基準法上、用途上やむを得ない場合において当該建築物の部分の面積区画の設置が緩和されているものであり、倉庫という用途のみで緩和されるものではなく、また、その建築物の全ての部分が区画の免除となるわけではない。

※ 大空間での利用や連続した機械設備等のために区画が行えない構造に該当する不燃性の物品を保管する立体的な倉庫は、建基政令第112条第1項に規定する「その他これらに類する用途に供する建築物の部分」に該当する。

(「立体的な倉庫」とは、人やフォークリフトを使い、入出荷等の作業を行う多層式倉庫を想定しており、立体自動倉庫をいうものではない。)

(イ) 延焼拡大防止のため、堅穴を形成する部分は他の部分と防火区画をすること。

(ウ) 防火区画は、耐火構造の壁・床で設けることを原則とし、防火戸・防火シャッターを設ける場合は、必要最小限の範囲に限定すること。

※ 大規模な倉庫の場合は、建築計画段階において、管理単位・収容単位等が流動的であることから、利用形態に柔軟性等を持たせるため、防火区画に防火戸・防火シャッターが必要以上設置されることが多い。防火区画は耐火構造の壁等を原則とし、防火シャッター等は、その使用上やむを得ず設置される通路部分等、必要最小限の範囲で設置すること。

(エ) 倉庫に付属する事務室・湯沸室等については、集積場所との間に防火区画を設置すること。

※ 事務室等は居室として使用され、集積場所とはその出火危険も異なることから集積部分への延焼拡大防止のため防火区画を設置する。

イ 防火シャッターの確実な作動に関する対策

自動火災報知設備のアナログ式感知器と連動する防火戸・防火シャッターに係る電線のショートによる被害防止対策については次によること。

(ア) 階ごと、かつ、3,000㎡以下ごとに断路器を設置するなど、ショートした場合においても影響を局所化するための措置を講ずること。

(イ) アナログ式感知器と電線の接続部分について耐火テープで熱的な抵抗性を向上させるなど、確実にショートの発生を防止するための措置を講ずること。

ただし、スプリンクラー設備の設置等により、火災発生時に電線が高温で加熱されることを防止する措置が講じられている場合においては、この限りでない。

ウ 可燃物の集積・防火戸・防火シャッターの管理

(ア) 可燃物は、防火戸・防火シャッターからおおむね1m以上離して集積すること。

※ 放射熱による他の防火区画への延焼拡大を抑制するとともに消防活動に

必要な空間を確保するため、可燃物は防火区画を構成する防火戸・防火シャッターからおおむね1 m以上離して集積し、床には集積制限のための色分け表示等の措置を行う。

(イ) 防火区画（面積区画）を構成するシャッターで、使用勝手上やむを得ず防火シャッターを多用する場合は、延焼拡大の抑制のため、シャッター冷却用としてドレンチャー設備を設置すること。

(ウ) 防火シャッターで区画される部分の床には色分け明示を行うこと。

※ 集積場所では、あらゆる場所に物品が存置されやすく、防火シャッターの確実な閉鎖を維持することは困難である。防火シャッターにより閉鎖される部分の床には、閉鎖障害を防止するための色分け表示の措置を講じるとともに、自動閉鎖装置等の機能点検を励行して確実な機能を維持する。

(エ) 防火戸・防火シャッターは、作業のために必要がある場合を除き閉鎖すること。

(オ) 防火戸・防火シャッターに関し、コンベヤとの交差の有無などを踏まえて点検時期を明確に定め、次に掲げる項目の点検を確実にすること。

a 感知器及び防火シャッターが適切に作動すること。

b 防火シャッターの閉鎖障害となる物品等が放置されていないこと。

c コンベヤの連動システムが、防火シャッターと連動して正常に作動すること。

d 点検結果を記録し、記録した図書を適切に保管すること。

(カ) コンベヤの新設又は変更を行う場合は、あらかじめ消防機関と協議すること。

エ 作業床等の設置に係る措置

作業床・棚等は、火災時における荷崩れ防止を図るため、不燃材料等による構造を確保すること。

※ 階の中間に設けられる作業床・棚等は小規模なもの（キャットウォーク等）を除き、原則として階・床として取り扱われる場合が多いが、建築基準法令により階数として算定されないものであっても、不燃材料等による構造を確保する。

(3) 初期消火対策

ア 消火器の設置場所

(ア) 消火器は容易に消防活動ができる場所に設置すること。

※ 集積場所には多量の物品が集積されるため、火災が発生しても死角となる部分が多いことなどから、初期消火が遅れがちとなる。このため、技術上の基準による消火器までの歩行距離にのみとられることなく、迅速な初期消火が行えるよう階段や通路付近など容易に使用が可能な場所に設置する。

(イ) 作業床等に設置する消火器は、当該作業床等が階数と算定されない場合であっても、一の消火器に至る歩行距離が20m以下となるよう設置すること。

イ 屋内消火栓設備の設置場所等

(ア) 屋内消火栓設備（1号消火栓）は、有効活用できる場所に配置すること。

※ 大規模な倉庫では、集積場所内に屋内消火栓設備を設置しなければならない場合があり、火災の拡大状況によっては屋内消火栓設備を使用できないことがある。このため、集積場所は屋内消火栓設備が有効に活用できるよう配置し、階段室や廊下部分に設けること。

(イ) 作業床等には、屋内消火栓設備を設置するかホースを増強するなどの措置を講ずること。

(4) 避難安全対策

ア 集積場所内の通路確保

集積場所での梱包等の作業に伴い、通路（集積物相互間の通路を含む。）に物品が置かれていることが予想される。このため、作業を行う場合には、通路以外の場所を確保するとともに、通路には常に集積物等を置くことなく、容易に避難できる通路を確保すること。

イ 二方向避難の確保

荷さばき、分別等を行うなど作業所的要素が高い集積場所については二方向避難を確保すること。

また、シャッターによる区画部分には、くぐり戸を併設する等により二方向避難を確保すること。

(5) 消防活動対策

ア 排煙上有効な開口部の設置

倉庫は排煙設備が設置されない場合が多いため、消防活動時の排煙に配慮して屋根・外壁等に排煙上有効な開口部を設置する。この場合、開口部面積はその階の床面積の200分の1以上を確保することを目安とし、排煙上有効な位置に分散して設置すること。

イ 非常用進入口の設置

非常用進入口は、2面以上の外壁に設置すること。

※ 非常用進入口の設置については、第2章第9非常用の進入口によること。

ウ 進入経路の確保

(ア) 外壁に設けるシャッターは、水圧開放シャッターとすること。

(イ) 荷物積み卸しのためのキャノピーは、はしご車による上階への架梯を考慮して配置すること。

(ウ) 出入口等が施錠管理された倉庫については、マスターキー等の存在を明確にすること。

※ テナントが多い等その管理が複数にわたる形態の倉庫については、階段の出入口を施錠する等進入が困難な場合が多い。このため、管理室等で速やかにマスターキーが確保できる等の体制を確立する。

エ 連結散水設備等の設置

合成樹脂類を多量に集積する倉庫については、連結散水設備、スプリンクラー設備等を設置すること。

※ 合成樹脂類を集積する倉庫で、棚式倉庫等の集積能力が高いものについては、

集積単位相互間距離の確保だけでなく、条例第 36 条第 2 項第 3 号アただし書の規定により散水設備を設置する等必要な措置を講じること。

オ 集積物等の把握

管理室等では、消防隊が円滑に活動できるよう、常時、倉庫の集積物の種類・数量等が確実に把握できる体制を整えること。

カ 大規模倉庫における消防活動支援対策

政令別表第 1 (14) 項に掲げる防火対象物 (同表 (16) 項に掲げる防火対象物のうち、当該用途に供される部分が存するものを含む。) で、倉庫の用途に供される部分の床面積の合計が 50,000 m²以上となる新築の防火対象物については、「平成 29 年 2 月に埼玉県三芳町で発生した火災を踏まえた対応について」(平成 30 年 3 月 27 日付け消防庁予防課事務連絡)の「大規模倉庫における消防活動支援対策ガイドライン」に基づき、消防活動を支援するための措置をすること。

(6) 改修工事等に係る対策

工事中の防火対象物を使用する場合の安全対策については、「スケルトン状態の防火対象物に係る消防法令の運用について」(平成 12 年 3 月 27 日付け消防予第 74 号)によるほか、次によること。

ア 仮使用部分と工事部分との区画の設置

工事中の建物使用については、仮使用部分と工事中の部分との区画の設置等、一定の要件により認められているが、仮使用部分と工事部分との境界での配管、ダクト等の溶接・溶断等の際には、設置された区画の一部が撤去される状況も予想されるため、工事部分に係る区画を広めに設定すること。

イ 消防用設備等の機能停止時の措置

工事は、原則として消防用設備等の機能を確保した上で行うものとする。

工事の工程上やむを得ず消防用設備等の機能を停止する場合は、自動火災報知設備については、安易に感知器を撤去したり、ベルを停止したりすることなく、感知器の種別の変更等により対応し、屋内消火栓設備については、必要があれば仮設配管等により機能を確保すること。

なお、工事の進捗上その機能停止が長期間に及ぶ場合については、事前に消防署と打合せを行い、必要な代替措置を講ずること。

ウ 溶接等火気使用時の点検励行等

(ア) 溶接・溶断作業等では、溶断火花等が広範囲に落下・飛散しやすい状況にあるので、作業中及び作業後の点検は広範囲に行うこと。

(イ) 既存の倉庫において、軽微で短期間の工事であっても溶接・溶断等火気を使用する場合は、条例第 29 条第 3 項に基づき、湿砂の散布、散水、不燃材料による遮熱又は可燃性物品の除去及びその他火災予防上の措置を講じるとともに、作業後の点検を励行すること。

3 ラック式倉庫

消防用設備等の設置については、次によること。

(1) 階の算定 ◆

ラック式倉庫（棚又はこれに類するものを設け、昇降機により収納物の搬送を行う装置を備えた倉庫をいう。）の部分は、階数を1として取り扱うものとする。

(2) 延べ面積等の算定 ◆

ア ラック式倉庫の延べ面積は、各階の床面積の合計により算定すること。

この場合において、ラック等を設けた部分（ラック等の中の搬送通路の部分を含む。以下この（2）において同じ。）については、当該部分の水平投影面積により算定すること。

イ ラック式倉庫のうち政令第12条第1項第5号の適用において、次のいずれかに該当する場合は、ラック等を設けた部分の面積により算定すること。この場合、当該部分に対してのみスプリンクラー設備を設置すればよいこと。

(ア) ラック等を設けた部分とその他の部分が準耐火構造の床又は壁で区画されており、当該区画の開口部には防火設備（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は火災の発生と連動して自動的に閉鎖するものに限る。）が設けられているもの

(イ) ラック等を設けた部分の周囲に幅5mの空地が保有されているもの

ウ イに該当する場合、政令第12条第1項第5号の適用についてはラック等を設けた部分における倉庫の構造によることとしてよいこと。

エ ラック等を設けた部分の面積が、延べ面積の10%未満であり、かつ、300㎡未満である倉庫にあつては、当該倉庫全体の規模にかかわらず、政令第12条第1項第5号に規定するラック式倉庫として取り扱わないことができること。

(3) 天井の高さの算定 ◆

ラック式倉庫の天井（天井のない場合にあつては、屋根の下面）の高さは、当該天井の平均高さ（軒の高さと当該天井の最も高い部分の高さの平均）により算定すること。

(4) ラック式物品倉庫等に対するスプリンクラー設備等の設置

政令別表第1(14)項に掲げる防火対象物に該当しない用途で、ラック式物品倉庫等が存する場合、天井の高さが10mを超える店舗内の商品倉庫や事務所の物品倉庫等については、集積能力が高く初期消火が困難であることから、スプリンクラー設備等を設置すること。

第14 可燃性合成樹脂発泡体を断熱材等に用いた防火対象物に係る防火安全対策

この基準は、ウレタン樹脂、スチロール樹脂等の可燃性合成樹脂発泡体（当該発泡体を金属製薄板等で挟んだもの（通称「サンドイッチパネル」）を含む。以下同じ。）を断熱材等として壁、天井に使用する防火対象物について、安全対策基準を定めたものである。

安全対策基準は、次によること。

1 適用範囲

この基準に基づき指導する防火対象物は、政令別表第1に掲げる防火対象物のうち次の用途で、可燃性合成樹脂発泡体を壁、天井の断熱材等として使用するものとする。

- (1) 飲食店の食品庫等
- (2) 物品販売店舗の調理室、パッケージ室等
- (3) 病院等の調剤室、測定室等
- (4) 食品工場の作業所、食品庫等
- (5) 精密機械工場、医薬品工場のクリーンルーム等
- (6) 冷蔵倉庫、冷凍倉庫、定温倉庫等
- (7) 卸売市場の食品庫等
- (8) 研究機関等の実験室、測定室等
- (9) その他(1)から(8)までに類する部分

2 延焼拡大防止対策

- (1) 不燃断熱材等の使用

断熱材等として使用する可燃性合成樹脂発泡体は、不燃材料として国土交通大臣の認定を受けたもの又は不燃性能を有するよう後処理したものを使用すること。

- (2) 継ぎ目処理等の徹底

断熱材等を被覆する仕上げ材（金属製薄板等）は、継ぎ目が防火上の弱点とならないように適正に処理して施工すること。

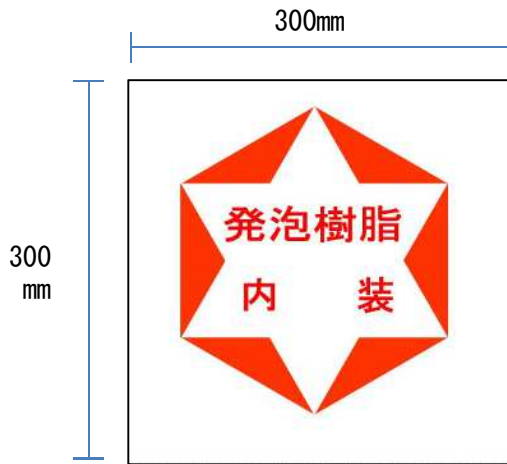
- (3) 仕上げ材（金属製薄板等）が脱落しない施工

断熱材等を被覆する仕上げ材（金属製薄板等）は、火災が発生した際に脱落しない施工とすること。

3 消防活動対策

- (1) 内装表示マークの掲出

倉庫等の部分の床面積の合計が150㎡以上のものにあつては、内装表示マーク（第14-1図）の掲出をすること。



〔内装表示マークの仕様〕

- ① 文字は、朱色（反射性蛍光塗料）とし、1文字を縦 35mm、横 30mm とする。
- ② 地色は、白色とする。
- ③ 形は、一辺が 300mm の正方形の中心に、一辺が 120mm の正六角形を描き、正三角形 2 個を交互に内接させたものとし、朱色（反射性蛍光塗料）とする。
- ④ 材質は、経年変化の少ないものとする。

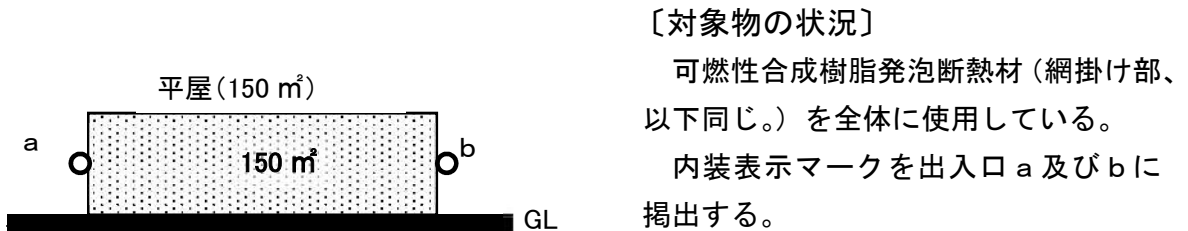
第 14-1 図 内装表示マーク

(2) 内装表示マークの掲出位置及び掲出方法

掲出位置は、入室する際に目につきやすい位置であれば、上部でも横でもよいものとするが、扉の表面上は開放時に見えなくなることがあることから、他に有効な掲出位置がない場合を除き、掲出位置としない。

掲出方法は、ビス又は接着剤などにより固定する。

なお、内装表示マークの掲出対象の判定及び掲出方法は第 14-2 図～第 14-7 図の例による。

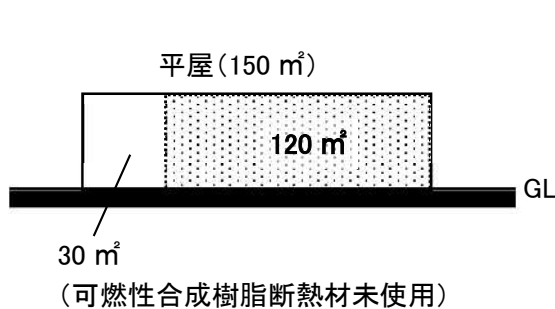


〔対象物の状況〕

可燃性合成樹脂発泡断熱材（網掛け部、以下同じ。）を全体に使用している。

内装表示マークを出入口 a 及び b に掲出する。

第 14-2 図 平屋建て①

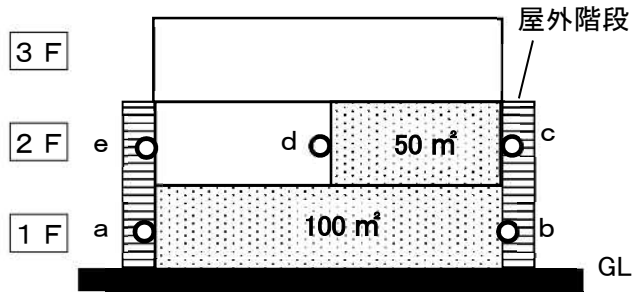


〔対象物の状況〕

対象物の一部（荷さばき室や事務室）には可燃性合成樹脂断熱材が使用されていない。

対象物全体から可燃性合成樹脂断熱材の未使用部分を差し引くと、150 m²未満となることから、内装表示マークは不要。

第 14-3 図 平屋建て②

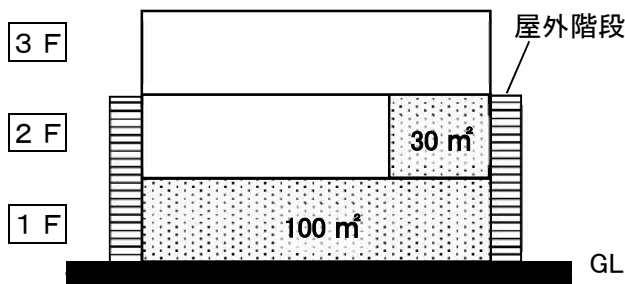


第 14-4 図 複数階①

〔対象物の状況〕

1 F 100 m²、2 F 50 m²に可燃性合成樹脂断熱剤が使用されている。

使用部分の合計が 150 m²となることから内装表示マークの掲出が必要。出入口 a、b、c、d に掲出（d よりも e の方が有効であれば e でよい。）。

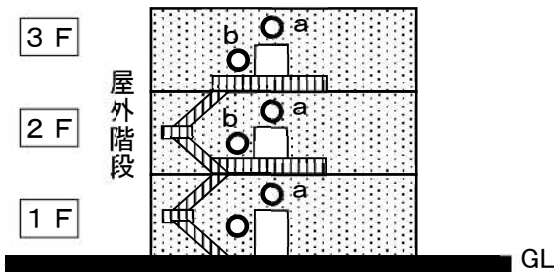


第 14-5 図 複数階②

〔対象物の状況〕

1 F 100 m²、2 F 30 m²に可燃性合成樹脂断熱剤が使用されている。

使用部分の合計が 130 m²であるため、内装表示マークは不要。

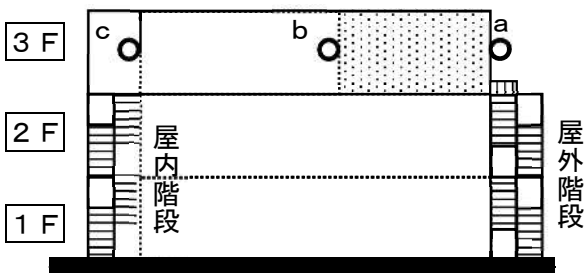


第 14-6 図 複数階③

〔対象物の状況〕

建物全体に可燃性合成樹脂断熱材が使用されている。

内装表示マークはドアを開けても隠れない a 又は b の位置に掲出。



第 14-7 図 複数階④

〔対象物の状況〕

建物の部分的に可燃性合成樹脂断熱材が使用されている。

内装表示マークは a、b の位置に掲出（b より c の方が有効であれば c の位置でもよい。）。

(3) 平面図の常備

可燃性合成樹脂発泡体を使用している部分の平面図を管理人室等に常備し、集積物の種類・数量等を把握して、消防隊に情報提供できるようにすること。

4 その他の対策

(1) 危険性の周知

設計者、施工者及び関係者等に対して次の事項を周知、徹底させること。

- ア 可燃性合成樹脂発泡体は、比較的低温で分解してガス化し、着火又は発火の危険性があり、火災時に分解したガスによる中毒等の危険性があるものであること。
- イ 可燃性合成樹脂発泡体は、着火後、短時間で燃焼拡大し、爆燃を起こす危険性があるものであること。特に、可燃性合成樹脂発泡体の表面を金属製薄板等で仕上げた防火対象物及びサンドイッチパネル工法を用いた防火対象物の火災時においては、可燃性合成樹脂発泡体の燃焼状況が外部から視認できないまま、突如、爆燃を起こす危険性があり、建物利用者の人命に危険が及ぶものであること。
- ウ サンドイッチパネルを用いた防火対象物の火災時には、芯材の可燃性合成樹脂発泡体が燃焼することにより、金属製薄板等が脱落するおそれがあり、建物利用者の避難及び消防活動に支障があるものであること。

(2) 自主防火管理の推進

次の事項に留意して「消防用設備等の設置・維持管理」、「自衛消防訓練の実施」、「出火防止のための火気管理・喫煙管理・放火対策」等、自主防火管理の推進を図ること。

- ア 改装、増改築等の工事中、溶接・溶断等の火気使用時に火災が多く発生していることから、出火防止のための必要な措置を講じる。
- イ 当該部分に出入りする従業員等に対する喫煙管理の徹底を行い、喫煙場所の指定、喫煙場所での灰皿・吸殻の後始末、始業終業時の点検等に留意する。
- ウ 防火対象物に対する放火火災を防止するため、死角となりやすい場所の整理・整頓、普段人のいない場所の施錠管理、入出者の監視、監視カメラの設置、巡回監視等の対策を行う。
- エ 就業時間外においても、敷地等への侵入防止、火気の後始末、施錠確認、夜間・休日の巡回等に留意する。

第 15 地下駅舎等に係る防火安全対策

この基準は、地下駅舎の深層化・重層化、大型店舗の併設等その形態が複雑多様化するなか、地下空間という特殊的状況での安全を確保するため、建築設備及び消防用設備等の整備について、具体的基準を定めたものである。

安全対策基準は次によること。

1 適用範囲

この基準は、地下駅（プラットホームが地下にある駅をいう。）及び地下駅に接続するトンネルに対し適用する。

2 建築物等の不燃化

(1) 建築物

ア 構造材、内装（下地を含む。）は、不燃材料を使用すること。ただし、運転指令所、電力指令所、信号取扱所、防災管理者等の居室（以下「居室」という。）の床及び壁（床面からの高さが 1.2m 以下の仕上げの部分に限る。）の内装は、努めて不燃化すること。

イ 机、ロッカー等の調度品は、可燃性のものを努めて使用しないこと。

ウ 変電所、配電所及び機械室は、他の部分と耐火構造の床、壁又はドアクローザー等の自動閉鎖装置を有する特定防火戸で区画するとともに、区画をケーブル等が貫通する場合は、貫通部の隙間を不燃材料で埋めること。

(2) 売店

ア 旅客が店舗内に入ることができる売店（以下「コンビニ型売店」という。）は、床、壁の内装及び書棚等の調度品は、努めて不燃性のものを使用すること。

イ 簡易な対面式の小規模なもので旅客が店舗内に入ることができない売店（以下「簡易型売店」という。）は構造材、内装（床を除く。）及び書棚等の調度品を不燃化すること。ただし、自動火災報知設備の設置及び防火・防煙区画した場合は、内装（床を除く。）及び書棚等の調度品はこの限りでない。

3 防災管理室の整備

(1) 駅には、情報の収集、連絡及び命令の伝達、旅客への案内放送並びに防火シャッター等の監視及び制御を行う係員が常時勤務する防災管理室を設けること。

なお、防災管理室の設置位置は駅務室に併設するよう努めること。

(2) 防災管理室には、常用する電源が停止した場合、非常電源により点灯し、床面において 10lx 以上の照度を 60 分間以上確保することができる照明設備を設けること。

(3) 非常電源は、蓄電池設備、自家発電設備又は燃料電池設備とすること。

4 警報設備、通信設備、避難誘導設備等の整備

(1) 警報設備

- ア 駅には、自動火災報知設備を設け、防災管理室にその受信機を設けること。
- イ 自動火災報知設備は、政令第 21 条に定める技術上の基準の例により設けること。
- ウ 防災管理室で統轄できる放送設備を設けること。
 - (ア) 防災管理室から放送可能な範囲は、プラットホーム、コンコース、通路等駅が管理する区域とすること。
 - (イ) 放送設備は、政令第 24 条に定める技術上の基準の例により設けること。

(2) 通信設備

- ア 駅には、次の設備を設けること。
 - (ア) 防災管理室と消防、警察、運転指令所、電力指令所、駅内各所（居室、プラットホーム両端部及び駅が管理する区域内で連絡上主要な場所）及び関係隣接建築物（駅と一体として設置された、又は地下で接続された地下街、駅と地下街とが地下で接続された百貨店、地下において乗り換えを行う駅などの建築物をいう。）との間で連絡できる通信設備
 - (イ) 無線通信補助設備
 - 無線通信補助設備は、政令第 29 条の 3 に定める技術上の基準の例により設けること。
- イ 駅間には、列車及びトンネルから運転指令所に連絡できる通信設備を設けること。
 - なお、トンネルから運転指令所に連絡できる通信設備は、トンネル内に 250 m 以内の間隔で設けること。
- ウ 通信設備には、非常電源を附置すること。

(3) 避難誘導設備

- ア 駅には、次の設備を設けること。
 - (ア) プラットホームから地上までの異なる 2 以上の避難通路（一の避難通路の歩行経路の全てにおいて他の避難通路と重複しないものをいう。）
 - a 避難通路（階段は、螺旋階段ではない構造のものに限る。）は、旅客が地上に安全に避難できるものとし、地上までの延長をできるだけ短くすること。また、原則として、プラットホームから上がることにのみにより地上に到達できるものとする。ただし、次のいずれかの場合は、この限りでない。
 - (a) プラットホームから下がって隣接構造物に避難する場合
 - (b) 相対式ホームで一のプラットホームから他のプラットホームへ下がる連絡通路であって線路間に煙の流動を妨げるものを設けた場合
 - b プラットホームの末端（構造上のプラットホームの端部ではなく、旅客が移動可能な端部をいう。以下同じ。）から直近の避難通路への出入口までの距離は 50m 以内とすること。
 - (イ) プラットホーム、階段、通路（非常用通路を含む。）及びコンコースの避難通路には、常用する電源が停止した場合に、非常電源により即時に自動的に点灯し、床面又は避難の際に通路となる部分の路面のそれぞれの主要部分において 1 lx 以上の照度を確保することができる照明設備
 - (ウ) 避難口誘導灯及び通路誘導灯

避難口誘導灯及び通路誘導灯は、政令第 26 条に定める技術上の基準の例により設けること。ただし、プラットホームの末端から直近の避難通路への出入口までの距離が長い場合（50mを超える。）は、床面又は壁面下部（床面から 1 m以内）に通路誘導灯を設置すること。

イ 駅間には、次の設備を設けること。

（ア）トンネル内の避難通路には、ア（イ）による照明設備

（イ）駅又はトンネル口までの距離及び方向を示す標識

a 標識は、避難の際通路になる部分の路面から高さが 1.5m以下の位置に、間隔 100m以内ごとに、識別が十分可能なように設けること。

b 標識は、避難の際に見やすい位置に設置し、また識別しやすいように非常電源による照明設備に近接した位置に設置すること。

（4）排煙設備

ア 駅及び駅間には、旅客が安全に避難できるよう必要に応じて排煙を有効に行える設備を設けること。

（ア）排煙設備の必要排煙量等については、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準の一部改正について」（平成 16 年 12 月 27 日付け国鉄技第 124 号）別紙第 7 により算出すること。

（イ）排煙設備は、機械換気設備を兼用することができる。

（ウ）トンネルの縦断線形により自然換気口によってもトンネルの排煙効果が十分期待できる場合は、排煙機を設けないことができる。

（エ）電源を必要とする排煙設備には、非常電源を附置すること。

イ 駅には、プラットホームと線路との間、階段、エスカレーター等の部分に必要に応じて垂れ壁等の煙の流動を妨げるもの（天井面から 50cm 以上下方に突出した垂れ壁その他これと同等以上に煙の流動を妨げる効力のあるもの（感知器との連動により降下し、かつ、防災管理室からの遠隔操作によっても作動できるものを含む。）で、不燃材料で造られ、又は覆われたものをいう。）を設けること。ただし、プラットホームの天井と線路上の天井との高さの差が 50cm 以上ある場合は、この限りでない。

（5）防火戸等

ア 駅と他線の駅（同一のプラットホームを使用するものを除く。）、地下街等との地下における連絡箇所には、防火戸等（開き戸若しくは引き戸を附置した特定防火戸又は防火シャッター（上下動するものに限る。）。以下同じ。）を設けること。ただし、改札口を共有するなどの構造の駅で、旅客の避難経路上に防火戸等を設けることが好ましくない場合は、階段部分等に設けられた防火シャッター等で区画されていればこの限りでない。

イ プラットホームとコンコースを結ぶ階段、エスカレーター等の下部には、出火場所からの煙や炎を遮断できる防火戸等を設けること。ただし、駅の構造上、階段、エスカレーター等の下部に設けることが困難な場合は、階段、エスカレーター等の上部に設けることができる。また、ホーム階から水平に避難する通路を避難経路とする場合は、避難通路の入口にも防火戸等を設けること。

ウ 防火シャッターは、特定防火設備である防火シャッターとし、床面からの高さ 2 mまでは、感知器との連動により降下し、かつ、防災管理室からの遠隔操作によっても降下できるもので、当該防火シャッターの設けられている場所で

係員の操作により閉鎖する２段落としの構造であること。

なお、防火シャッターの降下及び閉鎖の確認は、防災管理室で行えるものとする。

(6) その他

ア 駅には、空気呼吸器を常備すること。

なお、空気呼吸器は、JIS T 8155、JIS T 8156 又は JIS M 7601 のものとし、旅客の救助、消火及び消防関係職員の案内等の作業に携わる係員数以上の数を常備すること。

イ 変電所には、原則として、専用の換気設備を設けること。ただし、既設の変電所で専用の換気設備を設けることが困難な場合は、換気口に防火ダンパーを設けること。

ウ 簡易型売店は、旅客の避難に支障となる階段又はエスカレーター等の直近若しくは袋小路部等及びプラットホームの末端から直近の避難通路への出入口までの間には設けないこと。

エ コンビニ型売店は、防火防煙区画すること。

オ 地下４階以下の階で、当該地下４階以下の床面積の合計が 1,000 m²以上の駅又は深層駅若しくは構造が複雑な駅には、地下４階以下の階ごとに非常コンセント設備を政令第 29 条の 2 に定める技術上の基準の例により設けること。

カ 駅において、居室の各部分からの避難口までの距離は、100m以下とすること。

オ 駅間において、避難の際通路となる部分は、避難に支障ない構造とすること。

5 消火設備等の整備

(1) 駅には、次に掲げる設備を設置すること。

ア 消火器

消火器は、駅のうち消火活動上必要と認められる箇所に政令第 10 条に定める技術上の基準の例により設けること。

イ 屋内消火栓設備

屋内消火栓設備は、駅のうち消火活動上必要と認められる箇所に政令第 11 条に定める技術上の基準の例により設けること。

ウ スプリンクラー設備又は連結散水設備

(ア) 居室（運転保安に関するものを除く。）等には政令第 12 条又は政令第 28 条の 2 に定める技術上の基準の例により、スプリンクラー設備又は連結散水設備を設けること。

(イ) 連結送水管は、政令第 29 条に定める技術上の基準の例により設けること。

ただし、送水口を附置した屋内消火栓設備が設けられ、消火活動上有効であると認められる場合は、この限りでない。

(2) 駅間には、隣接する駅のプラットホームに設けられた連結送水管の放水口相互間の距離が 500m を超える場合は、次により連結送水管を設けること。

ア 放水口の間隔は、500m 以下の間隔で設けること。

イ 放水口の設置箇所には、ホース等の放水器具を常備すること。

ウ 送水口及び放水口の付近には、相互に連絡ができる通信設備を 4 (2) イの

例により設けること。

エ 送水口は、放水口の直近の地上又は駅入口の地上に設けること。ただし、排煙気流が一方向のみに流れる駅間トンネルの駅入口の地上に送水口を設ける場合は、風上側の駅とすること。

オ 送水口の直近の見やすい位置には、当該送水口がトンネル内の連結送水管の送水口である旨及び送水管系統等を明示すること。

カ 配管は、湿式とすること。

キ 連結送水管は、政令第 29 条に定める技術上の基準の例により設けること。

6 火災対策設備の整備

- (1) 消防用設備等は法第 17 条の 3 の 3 の規定の例により点検及び報告を実施すること。
- (2) (1) 以外の設備については、関係法令を遵守するとともに使用状況や構造等に応じて適切に点検、整備を行うこと。

7 駅には、次に掲げる事項を周知するための表示設備を設けること。

- (1) トンネル内走行中の列車に火災が発生した場合は、次の停車駅まで走行し避難することを基本とすること。
- (2) 列車の前後から避難することができること。
- (3) 非常時の避難経路図等旅客の安全な避難に必要な事項

8 駅には、次に掲げる係員の火災発生時の対応、教育・訓練及び消防機関との連携に関する事項を定めたマニュアル等を備えておくこと。この場合、消防機関と十分協議を行った上で定めること。

- (1) 係員の火災発生時の対応に関すること。
- (2) 係員に対する教育・訓練（主に初期消火、避難誘導等の訓練）に関すること。
- (3) 消防活動上有効な情報について、消防機関への提供に関すること。

第 16 駐車場等の床面積及び消防用設備等の取扱い

- 1 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造の立体駐車場及び同方法で自転車等を駐輪させる構造の立体駐輪場の消防用設備の設置にあたっての床面積については、水平投影面積とする。

[参考]建築基準法令上における床面積の取扱い

吊り上げ式自動車車庫、立体式自動車車庫等で床として認識することが困難な形状の部分は 1 台につき 15 m²を床面積とする（昭和 50 年建設省告示第 644 号）。

- 2 開放式の工作物である機械式駐車場に設置する移動式消火設備の設置等については、次によること。

- (1) 原則として、駐車場前面の操作に支障のない位置に設置すること。
- (2) 各段の最遠の車両の直近に到達でき、有効に放射できるように各段に消火足場を設置すること。ただし、2 段式については、この限りでない。
- (3) 駐車場の各部分から 1 のホース接続口までの水平距離が 15m 以内（ハロゲン化物消火設備は 20m 以内）となるように設け、かつ、立体的にもホースが届くように設置すること。
- (4) 上下昇降式で、地下ピットを有する地下部分には、消火剤を有効に放射できるよう次により設置すること。
 - ア 地下 1 段部分は、地上から放射できるようノズル放射口等を設置すること。
 - イ 地下 2 段部分は、地上から消火薬剤が有効に到達できるよう放射口又は配管等により措置されていること。

- 3 機械式駐車場が次の（1）及び（2）に該当するときは、それぞれ別の対象物とみなすことができる。

- (1) 駐車場相互間の距離が同一敷地内の屋外の開放方式の工作物の場合は 3 m 以上、屋内の場合は 6 m 以上であること。ただし、駐車場間を耐火構造の壁で有効に区画した場合はこの限りでない。
- (2) 地下ピットを有するものにあつては、耐火構造の壁で有効に区画し別ピットであること。

- 4 自走式自動車車庫に係る消防用設備等について

- (1) 多段式においては、第 5 章第 6 泡消火設備別記「多段式の自動車車庫に係る消防用設備等の設置について」によるものとする。
- (2) 自動火災報知設備を設置する場合の設置方法
 - ア 設置個数については、省令第 23 条第 4 項第 1 号ロの「外部の気流が流通する場所」を除いた床面積に対する個数とする。
 - イ 設置場所については、「外部の気流が流通する場所」でも車両の駐車スペースを有効に警戒するように設置すること。

第17 防災防火対象物、防災物品

1 防災防火対象物

(1) 防災規制を受ける防火対象物の部分等 ◆

法第8条の3、政令第4条の3で防災規制を受ける防火対象物には、次の部分等も含むものとする。

ア 防災防火対象物の屋上部分及び防災防火対象物のポーチ、バルコニー等の外気に開放された部分

イ 防災規制を受ける用途と受けない用途で構成される複合用途防火対象物で、防災防火対象物の用途に供する廊下、階段等の共用部分

ウ 高層建築物で、その一部が政令第8条に規定する耐火構造の壁及び床で区画された防災防火対象物の用途以外の部分

エ 工事中のサイロ、危険物の貯蔵タンク、ガス貯蔵タンク等

※ 当該対象物は、省令第4条の3第1項第3号に規定する貯蔵槽に該当する。

(2) 次の防火対象物の部分には、防災物品を使用すること。

ア 地下街と一体をなす建築物の地下で、防災防火対象物以外の用途部分

イ 防災防火対象物以外の防火対象物で、舞台を有し、短期的に映画、劇場等の催しに使用される部分

ウ 防災防火対象物以外の防火対象物で、短期的に物品販売、展示等に利用される不特定多数の者を収容する当該部分

2 防災対象物品 ◆

(1) 法第8条の3第1項、政令第4条の3第3項の防災対象物品には次のものが含まれるものであること。

ア 仕切りに用いられる布製のアコーデオンドア、衝立て

イ 室内装飾のために壁に沿って下げられている布製のもの（衣類等を除く）

ウ 布製ののれん、装飾幕、紅白幕等で、下げ丈がおおむね1m以上のもの

エ 映写用スクリーン（劇場、映画館等で使用されるもの）

オ 展示会場で用いられる合板で、台、バックスクリーン、仕切用等に使用されるもの

カ 店舗部分で、商品の陳列棚としてではなく、天井から下げられた状態又はパネル等として使用される合板

キ 屋外の観覧席、通路等の部分に敷かれているじゅうたん等

ク 人工芝

ケ 試着室に使用される目隠し布

コ 昇降機（エレベーター）の床・壁の内面保護等のための敷物等（2㎡を超えるもの）

(2) 次の床敷物は、防災対象物品に含まれないものであること。

ア 大きさが2㎡以下のじゅうたん等

イ 接着剤等で床に貼られ、床と一体となっている合成樹脂製床シート及びプラスチックタイル

ウ 畳

- エ じゅうたん等の下敷にクッション材として使用されているアンダーレイ、アンダークッション、アンダーフェルト等
- オ 屋外の観覧場のグラウンド、フィールド等に敷かれているじゅうたん等
- カ プラスチック製ブラインド、木製ブラインド
- キ 外壁に沿って垂れ下がっている広告幕
- ク 独立したさお等に掲げる旗

(3) 次の物品は防災性能を有している防災物品として取り扱うものであること。
不燃材料、準不燃材料及び難燃材料に該当するもの

3 防災表示◆

(1) 防災表示

ア 様式

法第8条の3第2項に定める表示は、省令第4条の4第1項第2号の様式により、防災物品に表示すると定められているが、防災表示を適正に行うため、別表の表示（防災ラベル）が付されるものであること。◆

イ 表示の方法

(ア) 省令第4条の4第1項第3号に定める縫付、ちょう付、下げ札等の表示方法は、第17-1表の表示方法によるものとする。

第17-1表

防災物品の種類		表示方法			
		縫付	ちょう付	下げ札	その他
カーテン、暗幕、その他これらに類する幕	耐洗たく性能を有するもの	○			
	耐洗たく性能を有しないもの		○		
じゅうたん等		○	○		○
布製ブラインド及びその材料		○	○		
合板			○		○
どん帳その他これらに類する幕		○	○		
工事用シート及びその材料		○			○
防災対象物品（合板、工事用シート及び布製ブラインドを除く。）の材料			○	○	

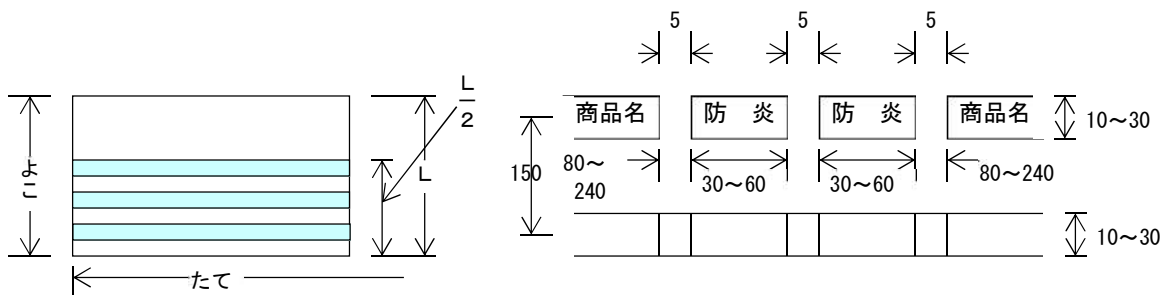
(注) 表中「その他」には、スタンプ、印刷、刻印、打ち付け、溶着等があること。

※ 施工されたじゅうたん等（床に固定されたもの）にあつては、防災ラベルをメタル等で、次によりその表面に打ち付けるものであること。

① 室内に固定又は敷きつめられたじゅうたん等に防災ラベルを付する場合にあつては、各室ごとに次により主要な出入口部分に防災ラベルを打ち付けるものであること。

② 主要な出入口に打ち付けるメタルの位置は、とびら等の蝶番側とする

- こと。なお、両開き扉、引戸、シャッター等の場合は、廊下側から見て右方の位置とすること。
- ④ 1室に2種類以上のじゅうたん等が敷きつめられた場合の表示位置は、じゅうたん等の種類ごととし、主要な出入口側に近い位置とすること。
 - ⑤ ホール、玄関等の表示位置は、原則として建物の主要な出入口側から見て右方の位置とすること。
- ② 廊下に固定し、又は敷きつめられたじゅうたん等に防災ラベルを付す場合にあつては、次によること。
- ⑦ じゅうたん等が連続している範囲に1個以上の防災ラベルを打ち付けるものであること。したがって、廊下に固定し、又は敷かれたじゅうたん等が、防火区画等によって分離されている場合にあつては、各部分ごとに防災ラベルを打ち付けるものであること。
 - ⑧ 防災ラベルを打ち付ける位置は、防火対象物の各階に共通して、同方角の端部とすること。
- ③ 階段に固定し、又は敷かれたじゅうたん等に防災ラベルを付す場合にあつては、各階ごと（各階の階段踊場の位置）に1個以上の防災ラベルを打ち付けるものであること。（各階連続したものについても同じ。）
- (イ) 展示用の合板及び大道具用の合板の使用上の特異性及び使用上の実態からみて、表面にちょう付するラベル表示のみでは不十分なため裏面に第17-1図の表示を行うものであること。



(単位 mm)

- ※ ① 「防災」の文字は、省令別表第1の2の2の様式によること。
- ② 文字の色は、「赤色」とする。
- ③ 裏面の形状が平滑でないもの（例えばハードボード類）に限って幅1cmの赤色の線に変えることができる。

第17-1図

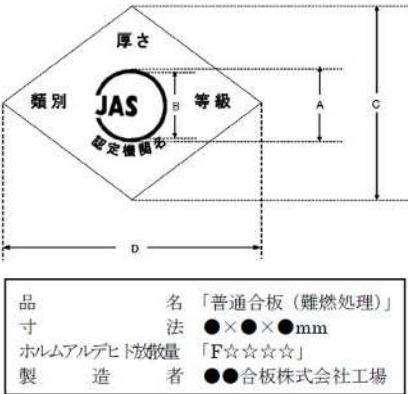
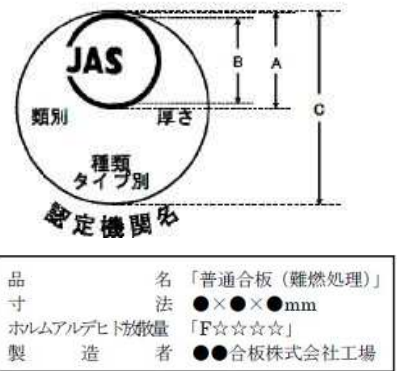


(2) 指定表示






法第8条の3第3項、省令第4条の4第8項に基づき消防庁長官が指定した表示は、次によること。

ア 表示内容は、第17-2表によること。

なお、合板の表示については、合板の日本農林規格（平成15年農林水産省告示第233号）の改正により難燃処理及び防災処理の規定が削除されたことに伴い、規則第4条の4第8項の指定表示の指定（平成17年4月28日消防庁告示第5号）が廃止されたため、平成26年5月26日までに付された表示のみ有効とする。

第17-2表

種類	内容（様式）
合板	<p>合板の日本農林規格（平成20年農林水産省告示第1751号）により格付けされた合板に付される難燃処理又は防災処理を施した旨の表示（平成17年消防庁告示第5号）</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; margin-right: 10px;">普通合板</div> <div style="flex: 1;">  <ol style="list-style-type: none"> 1 Aは15mm以上とし、BはAの9/10とする。 2 CはAの2.6倍とし、DはAの3.4倍とする。 3 JASの文字の高さはAの3/10とし、認定機関名の文字の高さはAの9/50とし、その他の文字の高さはAの4/15とする。 4 外枠の線の太さはAの1/30とする。 5 類別は、1類又は2類の別を記載する。 6 等級は、表面の品質の等級を記載する。 7 認定機関名は略称を記載することができる </div> </div>
	<p>合板の日本農林規格（平成20年農林水産省告示第1751号）により格付けされた合板に付される難燃処理又は防災処理を施した旨の表示（平成17年消防庁告示第5号）</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; margin-right: 10px;">天然木化粧合板及び特殊加工化粧合板</div> <div style="flex: 1;">  <ol style="list-style-type: none"> 1 Aは15mm以上とし、BはAの13/15とする。 2 CはAの2倍とし、線の太さは1の1/2とする。 3 JASの文字の高さはAの4/15とする。 4 種類は、天然木化粧合板又は特殊加工化粧合板 5 類別は、1類又は2類の別を記載する。 6 タイプ別は、特殊加工化粧合板に限りF, FW, W又はSWの別を記載する。 7 認定機関名は略称を記載することができる。 </div> </div>
じゅうたん	<p>織りじゅうたん</p> <p>JIS L 4404 に適合する織りじゅうたんであって防災対象物品の材料に使用されるものに付される産業標準化法第30条第1項の表示（JIS L 4404の難燃性の表示がされたものに限る。）（平成28年消防庁告示第20号）</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">  </div> <div style="margin-right: 20px;">又は</div> <div>  </div> </div> <ol style="list-style-type: none"> 1 文字は、左図のとおりJIS マークと一体とする 2 文字の大きさは、JIS Z 8305 の3.（大きさ）に規定する16ポイント以上の大きさで、製品に直接表示する場合は黒色又は白色で証紙をつ

じゆうたん	タフテッドカーペット	<p>JIS L 4405 に適合するタフテッドカーペットであって防災対象物品の材料に使用されるものに付される産業標準化法第30条第1項の表示（JIS L 4405の難燃性の表示がされたものに限る。）（平成28年消防庁告示第20号）</p>
	る	<p>1 文字は、左図のとおりJIS マークと一体とする</p>  <p>又は</p>  <p>2 文字の大きさは、JIS Z 8305 の3.（大きさ）に規定する16ポイント以上の大きさで、製品に直接表示する場合は黒色又は白色で証紙をつけ、又は荷札をつける場合は黒色で印刷する。</p>
	タイルカーペット	<p>JIS L 4406に適合するタイルカーペットであって防災対象物品の材料に使用されるものに付される産業標準化法第30条第1項の表示（JIS L 4406の難燃性の表示がされたものに限る。）（平成28年消防庁告示第20号）</p>
る	<p>1 文字は、左図のとおりJIS マークと一体とする</p>  <p>又は</p>  <p>2 文字の大きさは、JIS Z 8305 の3.（大きさ）に規定する16ポイント以上の大きさで、直接表示する場合は黒色又は白色で証紙をつけ、又は荷札をつける場合は黒色で印刷する。</p>	
ビニル系床材	<p>JIS A 5705に適合するビニル系床材（置敷きビニル床タイル及び薄型置敷きビニル床タイルに限る。）であって防災対象物品の材料に使用されるものに付される産業標準化法第30条第1項の表示（平成28年消防庁告示第20号）</p>	
る	 <p>及び こん包又は包装に「難燃」の文字を表示</p>	

イ 表示方法

合板の表示方法は格付けの都度、板又は梱包ごとに見やすい箇所にはちょう付又は押印する。

(3) 関係者の行う明示

省令第4条の4第9項に定める関係者の行う「防災処理品」又は「防災作製品」の明示（以下「関係者明示」という。）の方法等は次によること。

ア カーテン等を関係者自ら作製する場合は、防災性能を有する旨の表示（3.（1）防災表示（原反下げ札等）が付されているもの又は4（1）から（3）により防災処理したものを使用すること。

イ 防災防火対象物の関係者自ら防災処理を行う場合は、「消防法施行規則第4条の4第4項及び第4条の5第2項の規定に基づき、防災表示を付するものの登録の基準及び登録確認期間に申込みをしたことを証する書類をもって代えることができる添付書類を定める件」（平成12年消防庁告示第9号）に定める防災処理を行うための設備器具を有するものであること。

ウ 関係者明示事項の大きさは、縦25mm、横50mm以上とし、明示方法は(1)イ(ア)の方法など適宜の方法によること。

エ 明示事項の記入文字は、簡単に変色又は消失しないものであること。

(4) 防災表示者認定番号

省令第4条の4第1項第1号に規定する消防庁長官の認定を受けた者に対する認定番号及び記号は、第17-3表の業種別欄に掲げる業種に従い、同右欄によるものであること。(表示例参照)

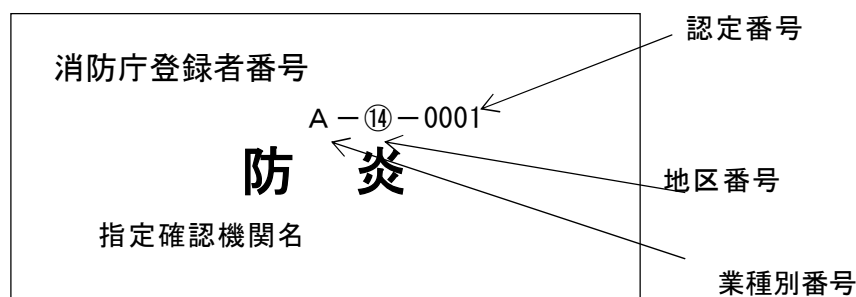
第17-3表

業 種 別	認定番号		
	業種別 区分	地区 番号	認定 番号
製造業者（生地、その他の材料を製造するもの）	A	⑭	0001
製造業者・防災処理業者（合板の製造業者、防災処理業者）	B	⑭	〃
防災処理業者（防災物品又はその他の材料に防災性能を与えるための処理をする者）	C	⑭	〃
防災処理業者（吹付により防災性能を与えるもの）	D	⑭	〃
裁断・施工・縫製業者	E	⑭	〃
輸入販売業者	F	⑭	〃

【表示例】



防災ラベル



地区番号は、北海道(1)から沖縄県(47)まで、都道府県ごとに区分されている。なお、神奈川県については(14)である。

4 防災処理 ◆

(1) カーテン等の防災処理

防災処理業者又は関係者等の行う防災処理は、次によること。

ア 防災処理薬剤は、防災薬剤の防災性能試験に合格したものを使用すること。

イ 防災処理を施す場合は、適正な防災性能が得られるよう事前に繊維の識別を慎重に行うこと。

ウ 次の組成繊維は、通常の浸漬法では防災薬剤が十分付着しないことが多いので、防災処理の対象から除外するものであること。ただし、次のアからウまでの組成

繊維の混用率の合計が20%以下である場合（(エ)を含むものを除く。）及びポリエステル系合成繊維100%で組成されている場合（顔料プリント品を除く。）については、この限りでない。

(ア) アクリル（ポリアクリルニトリル系合成繊維のうち一般にアクリル系と称されるものを除くもので、アクリルニトリルの重量割合が50%以上のもの）

(イ) アセテート繊維

(ウ) ポリエステル系合成繊維

(エ) ポリプロピレン系合成繊維

(2) じゅうたん等の後処理加工による防災処理

スプレー等により防災薬剤を吹きつける方法は、じゅうたん等の表面に薬剤が付着しているにすぎないため、後処理加工は認められない。

(3) 吹付による防災処理

どん帳、幕類等でおおむね20㎡以上のものは、防災薬剤を吹きつけることにより防災加工できるものであること。

5 防災性能の確認◆

防災性能の確認は、次によること。

(1) 防災ラベル、指定表示又は関係者明示が付されたものは、原則として防災性能を有するものであること。

(2) (1)の表示が無い物品又は防災性能に疑問が生じた物品については、省令第4条の3に定める性能試験により防災性能の確認を行うものであること。

別表 防災ラベルの様式

防災物品の種類 材料ラベルの様式		物品ラベルの様式
1 布製のブラインド、展示用の合板、どん帳その他これに類する舞台において使用する幕、舞台において使用する大道具の合板及び工事用シート並びにこれらの材料		
2 じゅうたん等及びその材料		
3 1及び2に掲げる防災物品以外の防災物品	イ 消防庁長官が定める防災性能に係る耐洗濯性能の基準に適合するもの	<p>(1) 水洗い洗濯及びドライクリーニングについて基準に適合するもの</p>
		<p>(2) 水洗い洗濯について基準に適合するもの</p>
		<p>(3) ドライクリーニングについて基準に適合するもの</p>
	ロ イに掲げるもの以外のもの	

備考

- 1 防災ラベル等の様式の欄の数字の単位は mm とする。
- 2 様式の色彩は、地を白色、文字のうち「防災」にあつては赤色、「消防庁登録者番号」及び「指定確認機関名」にあつては黒色。その他のものにあつては緑色、横線を黒色とする。
- 3 指定確認機関の確認を受けていない場合又は指定確認機関の確認を受けたが当該指定確認機関の名称を記載しない場合は、「指定確認機関名」に代えて「防災性能について自己確認した者の名称」とする。

第 18 防災センターの設置等の要件について

1 防火対象物内の防災センター、中央管理室（建基政令第 20 条の 2 第 2 号に規定するものをいう。）、副防災監視場所及び監視場所（以下「防災センター等」という。）に係る位置等の基準は、「総合操作盤の設置方法を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 8 号。以下「告示第 8 号」という。）によるもののほか、次によること。

- (1) 避難階（直接地上に通じる出入口のある階をいう。以下同じ。）及び屋外に設置される公共の用に供する工作物又は施設のうち、橋梁、デッキ、その他これらに類する通路の目的で活用されるもので、消防活動上支障ないと認められるものに接続される階又はその直上階若しくは直下階で原則として外部から直接出入りが可能な位置にあること。
- (2) 外部から直接出入りができる位置への設置が困難な場合は、次に掲げる構造等の条件を満たすこと。
 - ア 防火対象物内における防災センターへの消防隊進入路（以下「進入路」という。）は、在館者の避難経路と分離され、消防隊が容易に進入できること。
 - イ 進入路の壁、柱及び床は耐火構造とするとともに、内部に面する仕上げは不燃材料とすること。
 - ウ 進入路には排煙を考慮した開口及び非常照明等により照度を確保すること。
 - エ 進入口から防災センターまでの距離が適切であること。
 - オ 進入路の通路幅は、十分な広さを備えていること。
 - カ 進入路に設ける扉等は、消防隊により容易に開放できるよう施錠管理されていること。
- (3) 消防隊が屋外から容易に防災センター等に到着できるよう、次の措置が講じられていること。
 - ア 梯子車等の通行が可能な幅員及び耐力を有する消防隊の進入経路（以下「進入経路」という。）から近い位置にあること。
 - イ 進入経路及び敷地内通路（以下「進入経路等」という。）には、努めて防災センター等へ至る案内表示等を設置すること。
 - ウ 進入経路等に設ける門、扉等は、消防隊により容易に開放できるよう施錠管理されていること。
 - エ 防災センター等の入口の見やすい箇所に、防災センター等である旨が表示されていること。
- (4) 避難階段、特別避難階段（非常用エレベーターが設置される場合はその乗降ロビー）の付近とすること。ただし、当該防災センター等から監視する防火対象物及び当該防火対象物の縦動線に容易に近づけるよう、現在位置等を把握することができる案内板の掲示、照度の確保、その他適切な措置を講じた場合はこの限りでない。

2 防災センター等の構造及び設備等の基準は、告示第 8 号によるもののほか、次によること。

- (1) 設置された防災システムの監視、操作及び維持管理が容易にでき、かつ、消防

- 活動の拠点としての使用を考慮した有効な広さ（おおむね 40～50 m²以上）を有すること。
- (2) 火災により発生する熱、煙等から防災要員の安全を確保するため、次の措置が講じられていること。
- ア 防災センター等の壁、柱及び床を耐火構造（主要構造部が耐火構造以外の防火対象物にあっては、不燃材料とする。）とし、かつ、室内に面する壁、柱及び天井の仕上げを不燃材料とすること。
- イ 防災センター等の窓及び出入口には特定防火設備（出入口にあっては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖するものに限る。）が設けられていること。
- ウ 防災センター等の換気、冷暖房設備は専用とする等、防火的に区分するとともに、総合操作盤等の機能に支障のない環境が維持できる措置を講じること。
- エ 常用の照明が消えた場合に有効な照度を確保できること。
- (3) 火災時の消火水等を含め、漏水、浸水に対して適切な処置又は対策が講じられていること。
- (4) 防災センター等の関係者以外の者が、容易に進入できないように施錠管理等の措置が講じられていること。
- (5) 防災要員のための仮眠、休憩所等を設ける場合は、当該防災センター等に近接した場所で、防災センター等との間に防火・防煙区画を設け、有効に情報連絡が取れる措置が講じられていること。
- (6) 防災システムを構成する総合操作盤等は、日常の監視業務等での使用を考慮するほか、災害時に消防隊による情報収集や防災要員等からの情報提供及び消防活動に従事する消防隊への情報伝達が有効に行えるよう配置されていること。
- (7) 地震等の災害に対し、十分堅ろうな構造であるとともに、防災システム装置が堅固に固定され、機能に支障ない措置が講じられていること。

この要件は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

この要件の施行の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中であって、改正前の規定により操作盤を政令第 32 条の規定を適用して総合操作盤として認めているものが設置されている箇所がこれらの要件に適合しないときは、当該要件にかかわらず、なお従前の例による。

[用語の意義]

「消防隊により容易に開放できる」とは、特殊な器具を使用することなく開放ができる構造であることを指すものであるが、防災センター等からの遠隔操作により開錠可能な場合若しくは自動火災報知設備の発報信号等により開錠可能な場合も含むものである。

[参考]

消防法施行規則第 12 条第 1 項第 8 号（準用部分を含む。）の規定に基づく総合操作盤の基準については、平成 16 年消防庁告示第 7 号。総合操作盤の設置方法については平成 16 年消防庁告示第 8 号（いずれも平成 16 年 5 月 31 日）による。なお、総合操作盤の基準及び設置方法に係る運用については平成 16 年消防予第 93 号運用通知に準拠する。

第19 平成16年消防本部告示第1号「ただし書」の運用について

「消防用設備等に係る総合操作盤を設ける防火対象物の指定について」（平成16年消防本部告示第1号）各号ただし書の運用については、次のとおりとする。

- 1 当該防火対象物が消防用設備等の技術上の基準に係る特例を受けている共同住宅等又は集中監視すべき消防用設備等がなく、自動火災報知設備の受信機で火災の発生状況が十分把握できるものとして政令第32条を適用し、消防長又は消防署長が認めた防火対象物
- 2 平成16年6月1日現在、現に存する防火対象物又は新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物であって、改正前の省令に基づき操作盤の設置が必要なもののうち、当該設備に代わるものの設置若しくは操作盤を設置したものと同等以上の効力があるものと認め、政令第32条を適用しその設置を免除したもの

用語の意義

- (1)「当該防火対象物が消防用設備等の技術上の基準に係る特例を受けている共同住宅等」とは、共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例の適用を受けた防火対象物及び消防法施行令第29条の4第1項の規定に基づき、特定共同住宅省令の適用を受けた防火対象物をいう。
- (2)「集中監視すべき消防用設備等がなく」とは、自動式消火設備(消防法施行令第7条第2項第3号から第8号まで)が設置されていないものをいう。
- (3)「改正前の省令」とは、「消防法施行規則の一部を改正する省令」(平成16年省令第93号)の施行前の省令に定める基準をいう。
- (4)「当該設備に代わるものの設置若しくは操作盤を設置したものと同等以上の効力があるもの」とは、総合操作盤ガイドラインに準じた機能を有する設備・機器が設置されている場合又は複合受信機が設置され、当該複合受信機に表示されない消防用設備等に係る設置場所、制御盤の位置等がわかる一覧図がわかりやすい位置に掲示されている場合をいう。

《資料》

平成16年相模原市消防本部告示第1号（平成16年6月1日施行）

消防用設備等に係る総合操作盤を設ける防火対象物の指定について

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第12条第1項第8号ハ（第14条第1項第12号、第16条第3項第6号、第18条第4項第15号、第19条第5項第23号、第20条第4項第17号、第21条第4項第19号、第22条第11号、第24条第9号、第24条の2の3第1項第10号、第25条の2第2項第6号、第28条の3第4項第12号、第30条第10号、第30条の3第5号、第31条第9号、第31条の2第10号及び第31条の2の2第9号において準用する場合を含む。）の規定により消防長が指定する防火対象物は、次のとおりとする。

- 1 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ及び（16）項イに掲げる防火対象物であって、地階を除く階数が11以上で、かつ、延べ面積が1万平方メートル以上のもの又は地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積が2万平方メートル以上のもの。ただし、消防長又は消防署長が当該防火対象物の利用形態、管理運営又は消防用設備等の設置の状況等から判断して火災予防上支障がないと認める場合にあつては、この限りでない。
- 2 政令別表第1（1）項から（16）項までに掲げる防火対象物であって、地階の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの。ただし、消防長又は消防署長が当該防火対象物の利用形態、管理運営又は消防用設備等の設置の状況等から判断して火災予防上支障がないと認める場合にあつては、この限りでない。

第20 「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」 の取扱いについて

省令第19条第6項第5号に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」については、次のいずれかに該当することとする。

なお、開口部が一面のみにある場合や壁面の下方部のみにある場合等、開口部が偏在する等で、法第2条第4号の防火対象物関係者が、安全に初期消火活動ができず、又は安全に避難できないおそれのあるものは、「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所以外の場所」とは取り扱えないものとする。

また、開口部には、火災時に閉鎖されることを前提とする開口部（延焼のおそれのある部分の開口部等）は含むことはできない。

1 駐車場等の部分に設けるもの

- (1) 完全開放の屋上駐車場又は高架下の駐車場等で、周壁がなく柱のみである部分若しくは周囲が危害防止上の鉄柵のみで囲まれている部分
- (2) 外気に面する外壁開口部が常時開放された構造のもので、かつ、排煙上有効な開放部分の合計面積が当該床面積の15%以上ある部分
- (3) 長辺の一边について全面が常時外気に直接開放されており、かつ、他の一边について当該壁面の面積の2分の1以上が常時外気に直接開放されていること。
- (4) 四辺（構造上必要な柱部分以外の当該場所の全周）の上部50cm以上の部分が常時外気に直接開放されていること。
- (5) 天井部分（上階の床を兼ねるものを含む。以下同じ。）の開口部（エキスパンドメタル、グレーチングメタル、パンチングメタル等の部分を含む。）の面積の合計が自動車車庫の床面積の合計の15%以上確保されていること（開口部が著しく偏在する場合を除く。）。

2 飛行機又は回転翼航空機の格納庫等に設けるもの

(13) 項口の防火対象物又は防火対象物の屋上部分で回転翼航空機等の発着の用に供されるもの（以下「飛行機又は回転翼航空機の格納庫等」という。）にあっては、次に掲げる部分

- (1) 1に掲げる部分。ただし、(13) 項口の防火対象物又は (13) 項口の用途である部分にあっては、主たる用途に供する部分の床面積が1,000㎡以上のものを除く。
- (2) 航空機の格納位置が限定されるもので、当該床面積（格納される航空機の全長に全幅（回転翼そのものは含まない。）を乗じた数値を床面積とする。）以外の部分

3 電気設備が設置されている部分又は多量の火気を使用する部分で次のいずれかに該当する部分

- (1) 地上1階及び避難階にある部分で、地上から容易に手動又は遠隔操作により開放することができる開口部(外気に面する扉等)の有効面積の合計が、床面積15%以上である部分
- (2) (12) 項イに掲げる防火対象物又はその部分(地階、無窓階を除く。)
- (3) 電気設備が設置されている部分又は多量の火気を使用する部分の床面積(当該設備の周囲5mで算出した場合に限る。)で、実際に当該部分が区画されている床面積の5分の1未満となる部分

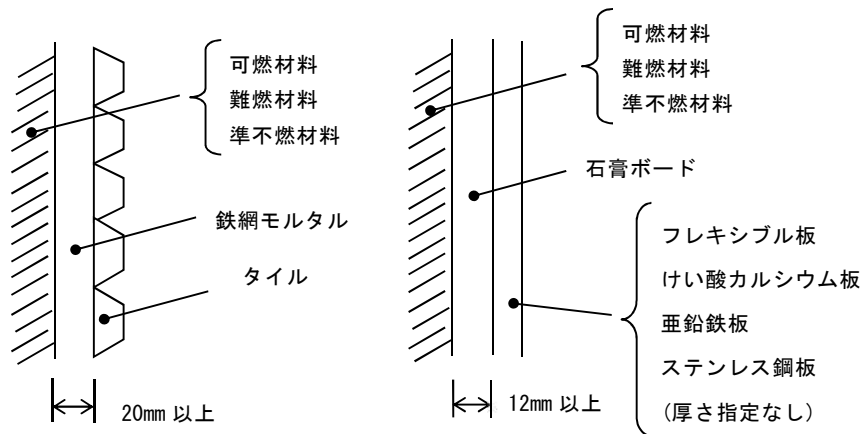
第3章 火を使用する設備等の技術基準

第1 条例第3条の規定について◆

- 1 条例第3条の規定に基づく「不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分」とは、下地を不燃材料以外の材料で造り、不燃材料で仕上げをした建築物の部分のうち、ガス機器を設置した箇所の下地の表面が、室温 35℃で火気使用器具を使用した場合、100℃を超えないように仕上げられた建築物等の部分をいう。

(第1-1図)

なお、個別認定品の中には、石膏ボード 12mm未満との組合せのものがあるが、これはあくまでもその製品のみが認定を受けたものであるので、その取扱いには十分注意すること。



第1-1図 不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分の構造例

【参考】昭和54年11月2日消防予第202号「改正火災予防条例（例）の運用について」

「不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第108条第2号に規定する防火構造（同条第4号の規定に基づき建設大臣が同条第2号と同等以上の防火性能を有すると認めて指定するものを含む。）と同等以上の防火性能を有するものであること。

2 条例第3条第1項第1号の消防長が認める距離について

第三者検査機関が実施している防火性能評定や防火性能認証によって離隔距離が確認されたものについては、「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準」（平成14年消防庁告示第1号）に適合しているものとし、当該離隔距離に従って設置することができる。

第2 防熱板の設置について◆

条例第3章第1節、第2節に定める防熱板の設置については、次のとおりとする。

- 1 断熱性能については、室温 35℃で火気使用器具を使用した場合、不燃材料以外の仕上げ部分の表面温度が 100℃を超えないものとする。
- 2 材料については、第2-1表の他、表中の材料と同等の耐熱製、耐食性及び強度を有する不燃材料とすること。

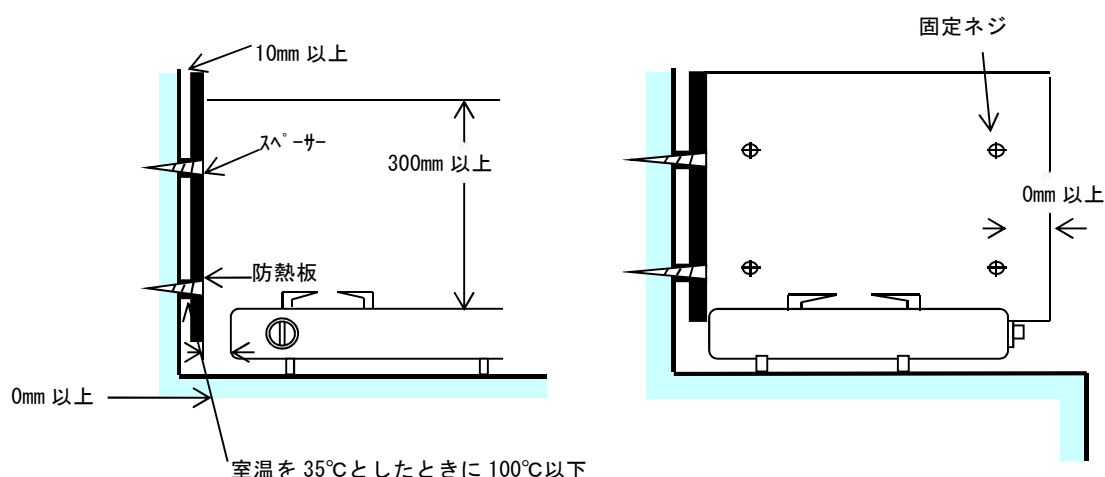
第2-1表

材 質	材 料	板 厚
金属板	ステンレス鋼板	0.3 mm以上
	鋼 板	0.5 mm以上
金属板以外	スレート板	3 mm以上

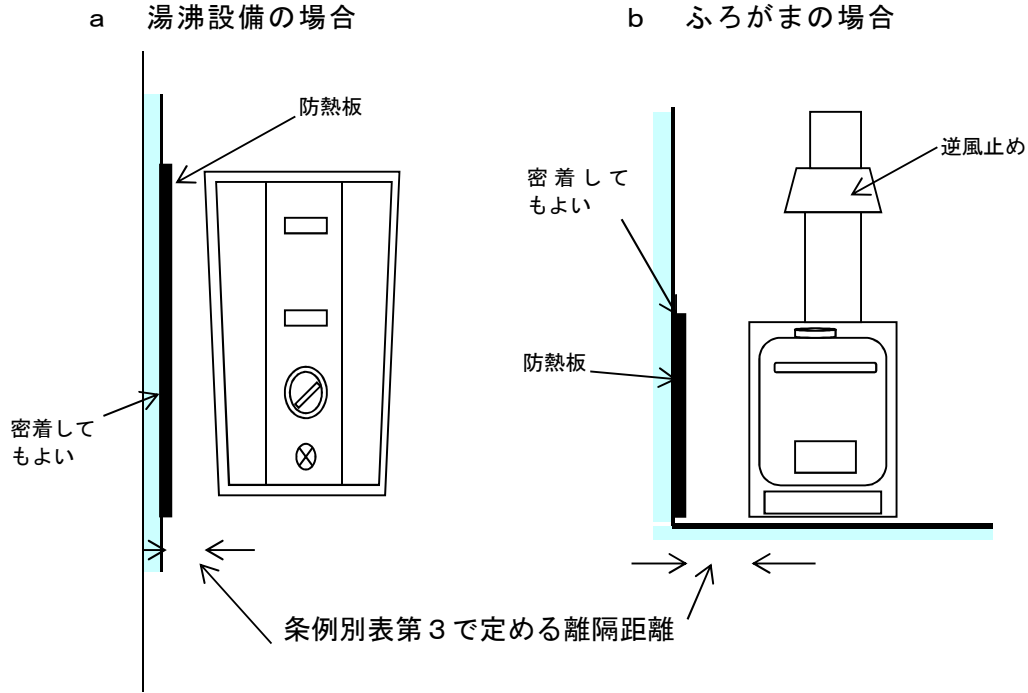
- 3 断熱性能に影響を及ぼす有害な変形がないように補強して設置すること。
- 4 防熱板の固定ネジは、燃焼等による熱を直接受けない位置とすること。
- 5 不燃材料以外の仕上げ部分に固定する際に、不燃材料以外の仕上げ部分と防熱板との間に 10 mm以上の通気空間を設けること。ただし、次の場合については支障ない。
 - (1) 設備の上方に設置する場合（サウナ設備を除く。）
 - (2) 火源が隠ぺいされている設備等の側方に設置する場合
 - ※ この場合の防熱板は、金属以外の不燃材料（板厚 3 mm以上）とすること。
- 6 通気空間を設けるのに必要なスペーサーは、熱伝導率の小さい金属以外の不燃材料とし、火気使用器具からの熱影響が少ない部分に設置すること。

防熱板の設置例

① こんろの場合（気体・液体燃料）

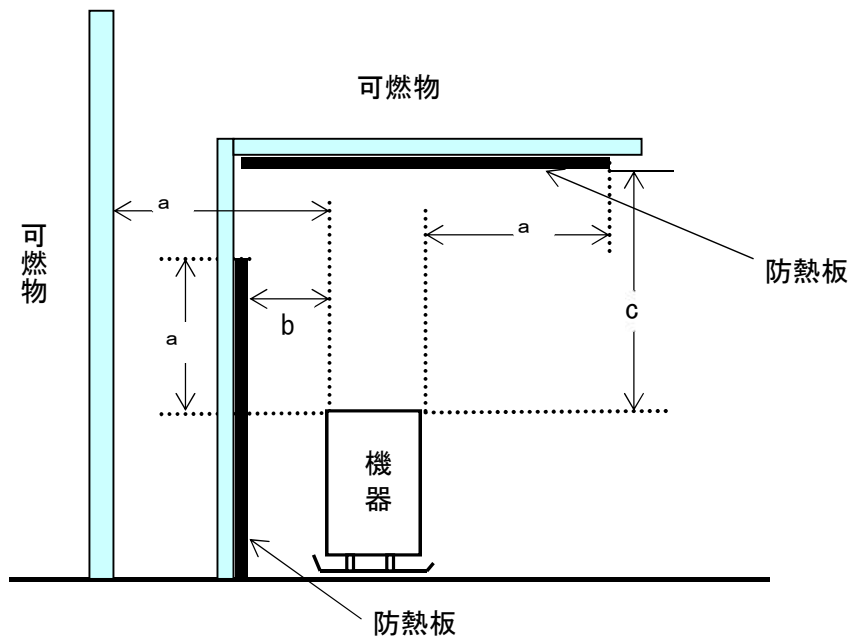


② 気体燃料を使用する機器



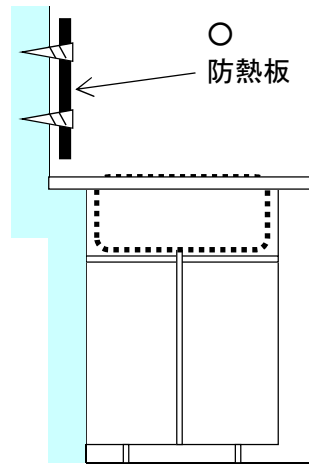
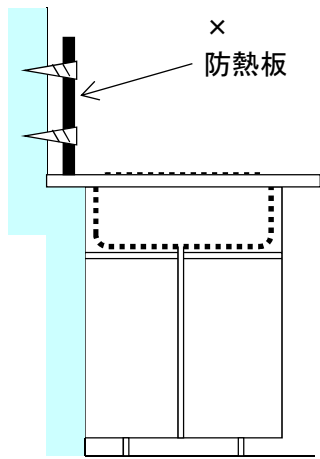
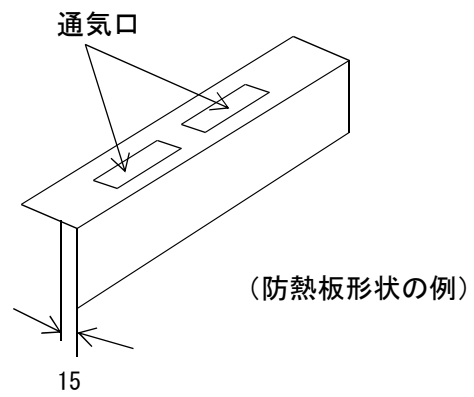
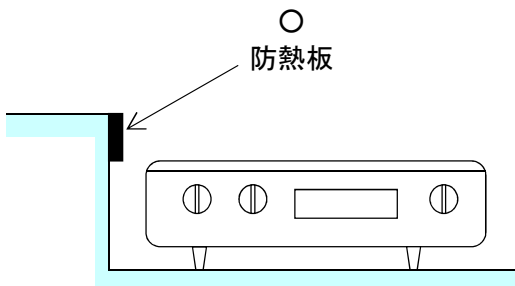
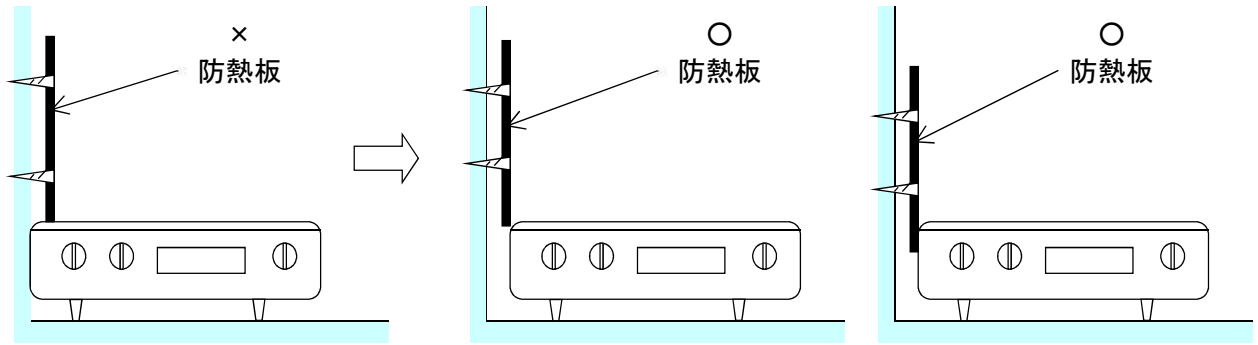
③ 液体燃料を使用する機器

- a 防熱板等の範囲は、燃焼機器の投影面積に条例別表に示す当該機器の側方離隔距離を加えた大きさ以上とすること。ただし、石油こんろの側面上方については機器本体上部より 30 cm 以上範囲をとること。
- b 側方又は後方防熱板等への設置方法（上方防熱板等の同時施行を含む。）



- a : 条例別表第3に示す当該機器の側方離隔距離
- b : 条例別表第3に示す防熱板等との離隔距離（側方又は後方）
- c : 条例別表第3に示す防熱板等との離隔距離（上方）

④ 設置上の注意



第3 給湯湯沸設備

1 用語の定義

(1) 給湯湯沸設備

給湯湯沸設備等の条例上の取扱いについては、第3-1表によること。

第3-1表

温水機器の名称	最大消費熱量 12kw以下	最大消費熱量が12kwを超えるもの	
		条例別表第3～6対象	条例別表第3～6対象外
冷温水発生装置	炉	炉	炉
瞬間湯沸器	簡易湯沸設備	給湯湯沸設備	ボイラー
貯湯式温水機	ボイラー	ボイラー	ボイラー
常圧貯蔵式温水機	簡易湯沸設備	給湯湯沸設備	給湯湯沸設備
大気圧式温水機	簡易湯沸設備	給湯湯沸設備	給湯湯沸設備
真空式温水機	簡易湯沸設備	給湯湯沸設備	給湯湯沸設備
温水缶	簡易湯沸設備	給湯湯沸設備	給湯湯沸設備
ふろがま付給湯機	簡易湯沸設備 ふろがま	給湯湯沸設備 ふろがま	給湯湯沸設備 ふろがま

(2) 開放廊下とは、「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」(平成17年総務省令第40号)で、規定する開放型の廊下又は2(1)ア(イ)に規定する開口部を有する廊下をいう。

2 条例等の運用

条例によるほか、次によること。

(1) 開放廊下に面するパイプシャフトに設置する気体燃料を使用する設備

ア パイプシャフト設置の条件

(ア) パイプシャフトの条件

- a 開放廊下等に面していること。
- b パイプシャフトを構成する床及び壁は次の構造とすること。
 - (a) 床は各階で、耐火構造の水平区画を行うこと。
 - (b) 住戸(居住空間)とは、耐火構造の壁で区画すること。
- c パイプシャフトの内装は不燃材料で造られた建築物の部分であること。
- d とびらは、板厚0.8mm以上の鋼鉄製とし、施錠等のできる構造(鍵を用いず容易に開閉できるもの)とすること。
- e とびらの上下には各100cm³程度の換気口を設けること。

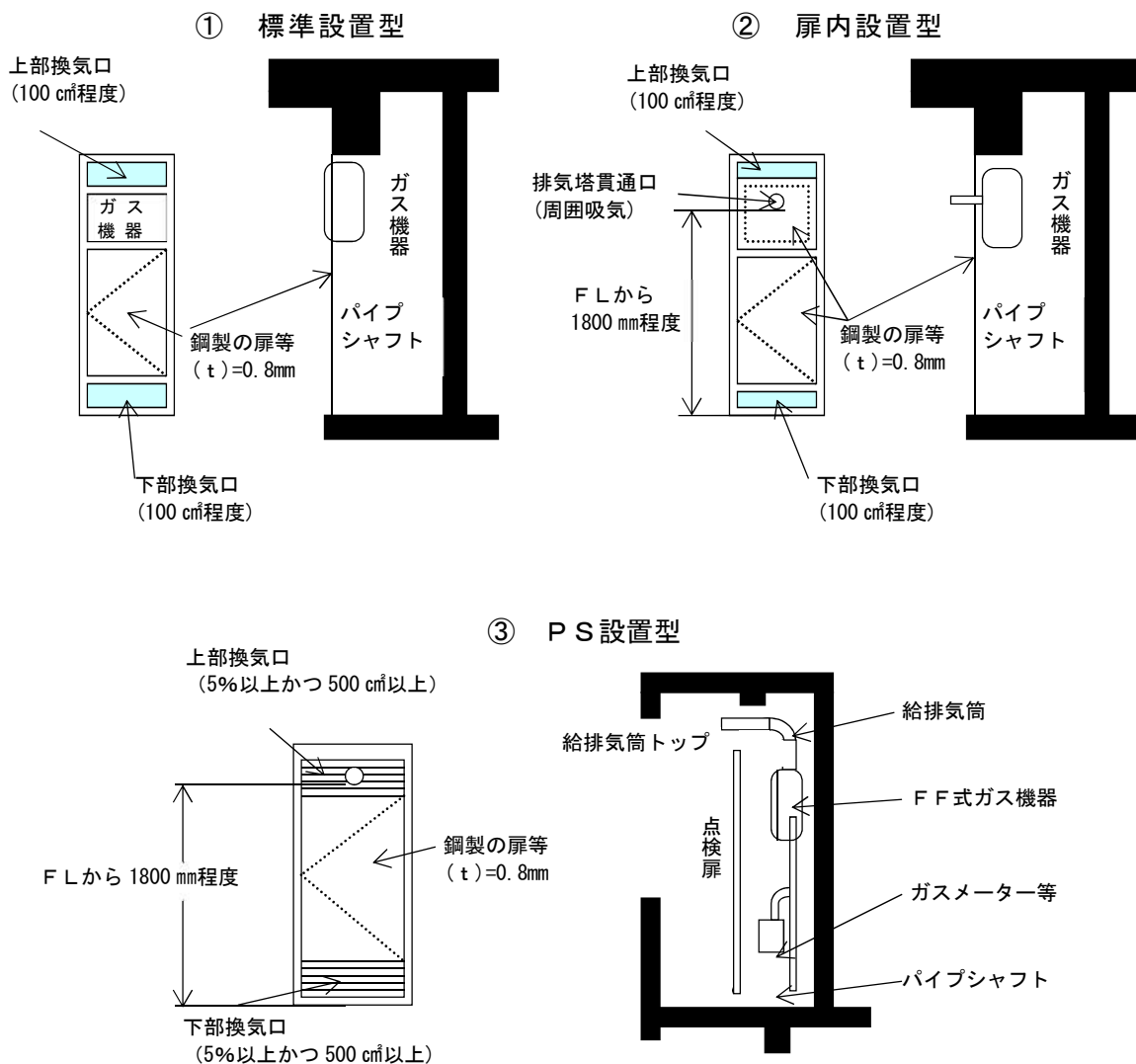
なお、パイプシャフト内に電線、電気開閉器その他の電気設備が施設してある場合は、換気口の各々の開口面積は、パイプシャフトの正面の面積の5%以上とし、かつ、最低500cm³以上とすること。

ただし、当該電気設備等が電気設備に関する技術基準第69条の基準(「電気設備技術基準の解釈」第176条の基準による防爆工事等)に適合している場合はこの限りでない。

※ 「電気設備」は、絶縁強度の低い電線類や操作時に火花の発生するおそれのあるブレーカ、モータ、スイッチ類、自動火災報知設備の中継器を指したものである。

絶縁強度の高いケーブル類や火花の発生するおそれのない電気設備は、防爆工事等の安全措置に準じたものとして扱うこととし、電気開閉接点のない電気メータや電気の開閉にトランジスタ接点を使用したマイコンメータ、ガス漏れ警報器、警報器アダプタ、自動検針用NCUは、火花の発生するおそれのない電気設備とする。

f 扉内設置型（屋外用ガス機器に限る。）の場合のとびらには、排気筒断面積以上の給気口を設けること。



第3-1図 パイプシャフトへの設置例

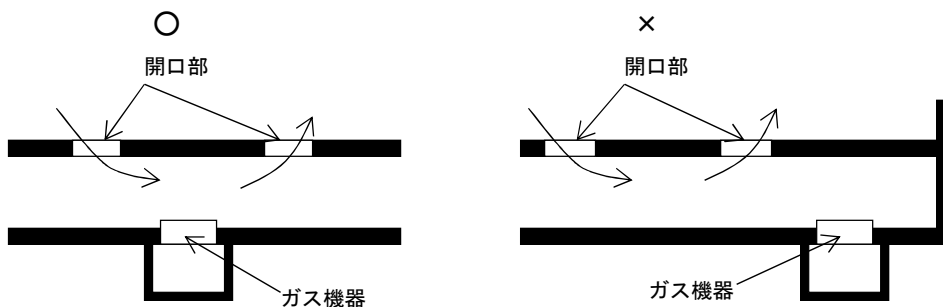
(イ) 開放廊下等の条件

ガス機器の燃焼排ガスを開放廊下等に排出する場合は、当該廊下等は燃焼排ガスの滞留しない空間を有したものであること。

廊下等の一面は外気に開放されていることを原則とするが、壁、窓等で一部閉鎖されている場合、その開口条件は次のとおりとする。

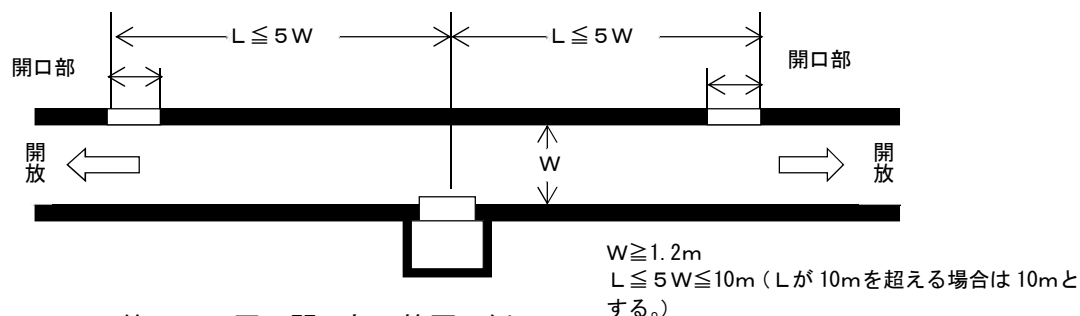
a 廊下等は、左右に風を吹き抜けることが必要で、ガス機器の設置場所を中心

にして、左右両側に開口部があることを原則とする。



第3-2図 廊下等の開放条件の例

- b 開口部は、ガス機器の排気吹出口より左右に、それぞれ廊下幅 ($W \geq 1.2\text{m}$) の5倍 ($5W$) の範囲内 (ただし、その値が 10m を超える場合には 10m とする。) にあるもののみを有効な開口部とみなす。なお、横幅及び有効な面積は e を参照すること。



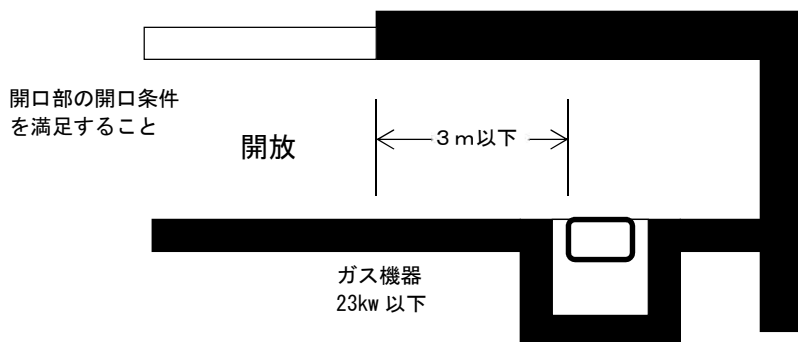
第3-3図 開口部の範囲の例

- c 袋小路等への設置
(a) 袋小路への設置

ガス機器のガス消費量が 23kw 以下のもので、ガス機器の給排気口の中心が開口部から、 3m 以内にある場合は、廊下等の片側が閉そくされていてもよい。

この場合、袋小路の上方の燃焼排ガスの滞留する部分 (住戸に面する部分) には開口部がないこと。

ただし、やむを得ず開口部を設ける場合は、有効な逆流防止措置等 (逆流防止ダンパー等) を講ずること。

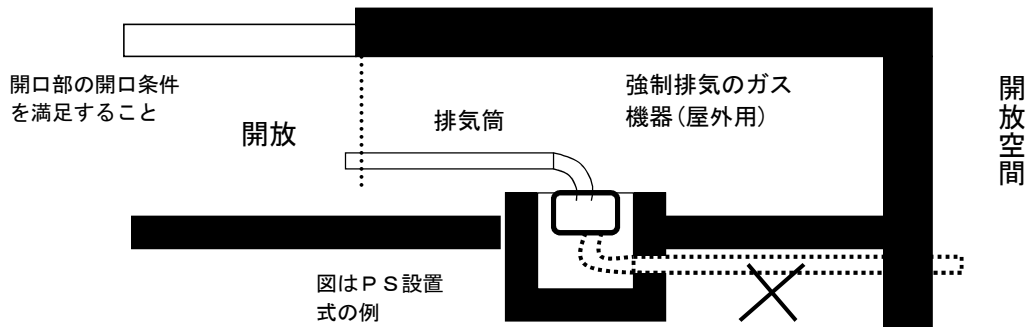


第3-4図 開口部位置の特例の例

- (b) 強制排気のガス機器の袋小路等への設置
強制排気のガス機器 (ガス消費量 70kw 以下に限る。) で専用の排気筒を

用いて排気筒を延長し開放部分に燃焼排ガスを出す場合は、袋小路に設置することができる。

ただし、ガス機器が屋外用の場合は、排気筒を屋内（パイプシャフト等は除く。以下同じ。）に設置してはならない。



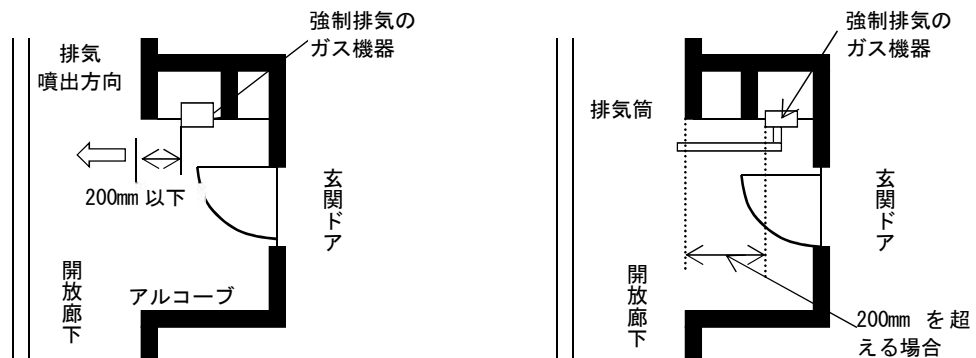
※ 排気筒の長さは当該機器が持つ排気能力による。

第3-5図 開口部位置の特例の例

(c) アルコーブへの設置

強制排気のガス機器（ガス消費量 70kw 以下）を開放廊下等に接したアルコーブ（天井、壁は、下地を含めて不燃材料とする。）に設けられたパイプシャフト等を利用して設置する場合は、以下によること。

- I 設置されるガス機器の排気吹出口が開放廊下の壁面から 200mm 以内の場合は、燃焼排ガスを直接開放廊下等に向けて吹き出してよい。
- II 第3-6図の寸法が 200mm を超える場合は、専用の排気筒を用いて排気筒を延長し、開放廊下等に燃焼ガスを排出すること。ただし、ガス機器が屋外用の場合は、排気筒を屋内に設置してはならない。
- III ガス機器を設置するに当たっては、周囲に延焼のおそれのある可燃物がないこと。
- IV 有風時、燃焼排ガスが玄関から住戸内に流入しにくいようドアの開閉方向に注意すること。



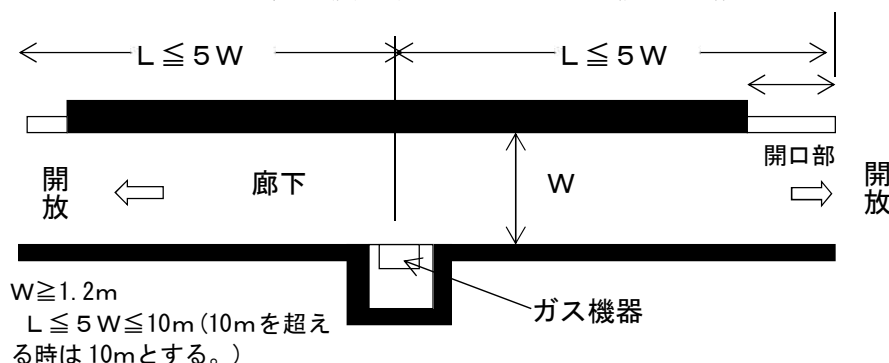
第3-6図 アルコーブへの設置の例（単位：mm）

- d 廊下等の開口部は、ガス機器の排気吹出口に近くできるだけ均等に配慮し、

1 のガス機器の排気吹出口に対して 2 か所以上（左右に配置する。）を原則とする（第 3 - 2 図）。

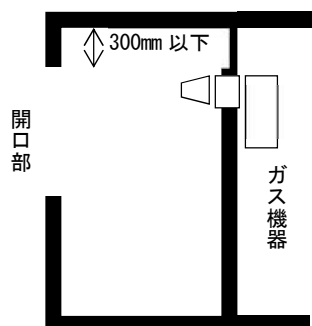
ただし、設置計画上どうしても避けられない場合にあっては、有効面積の合計を確保することにより、1 つにまとめることができる。

この場合の横幅及び有効面積は、それぞれ e の値の 2 倍以上とすること。



第 3 - 7 図 開口部の配置の例

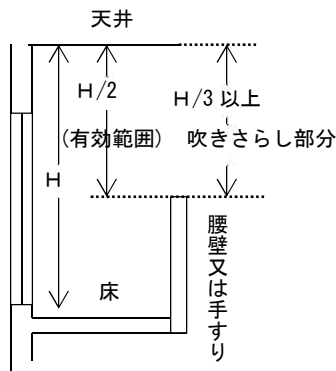
- e 各開口部の横幅及び有効面積は次のとおりとする。
- (a) 強制排気のガス機器（排気吹出方向が下向きのもを除く。）の場合は、ガス機器のガス消費量 1.2kw 当たり横幅 30mm 以上で、有効面積は 0.045 m² 以上であること。
- (b) (a) 以外の場合は、ガス機器のガス消費量 1.2kw 当たり横幅 60mm 以上で、有効面積は 0.09 m² 以上であること。
- f 廊下等は、原則としてその先端から隣地境界線まで 0.5m 以上とし、かつ、隣地建物の外壁までは 1 m 以上の空間を有すること。
- g 開口部の上端は、廊下天井面になるべく近づけ、下がり壁のある場合は、その寸法は 300mm 以下とする。



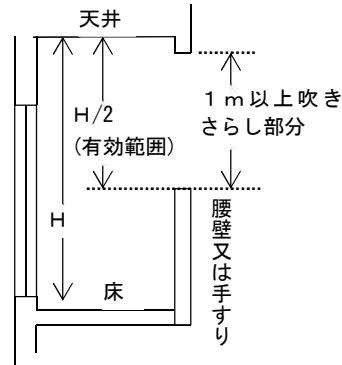
第 3 - 8 図 開口部の上端の例

h 条例第19条の3が適用できる共同住宅等にあつては、aからgまでのほか次によること。

(a) 断面形状



第3-9図 有効な吹きさらし部分が天井高の1/3以上あるもの

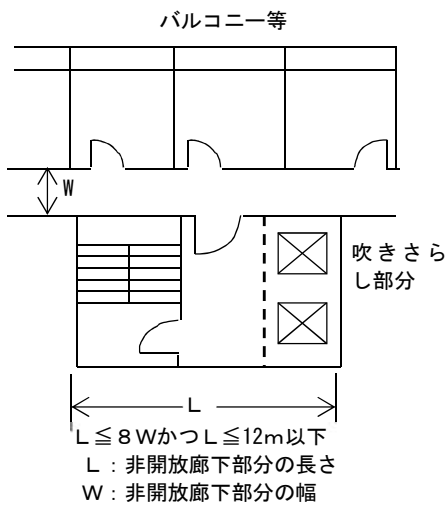


第3-10図 有効な吹きさらし部分が天井高の1m以上あるもの

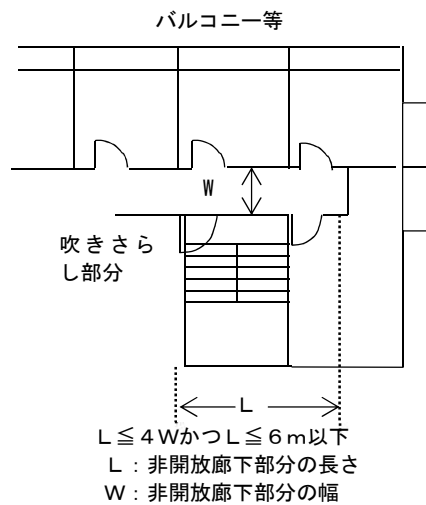
(b) 階段室等に面した廊下部分で共同住宅等に係る消防設備等の技術上の基準（平成17年総務省令第40号）による場合

階段室等に面した廊下部分については、第3-11図又は第3-12図に該当するもの

階段室のとびらの大きさ、構造は省令第13条第1項第1号の規定に適合していること。



第3-11図



第3-12図

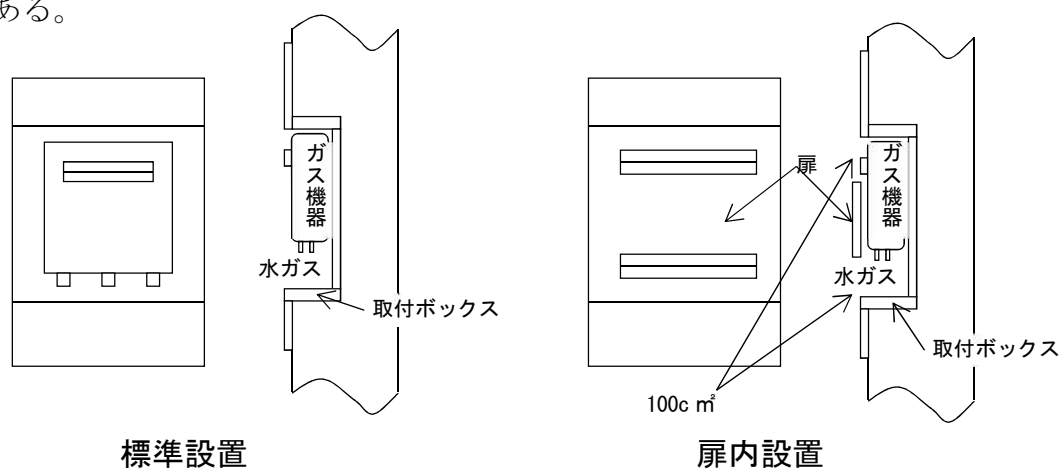
(c) 階段にあつては、平成14年消防庁告示第7号に規定する階段又はこれと同等以上に開放されているもの

イ パイプシャフトに設置できるガス機器の条件

(ア) 屋外用ガス機器

ガス機器は、PS設置式（公的検査機関により確認されているもの）であり、1住戸の用に供するもの（1台のガス機器から複数の住戸に供することを含まない。）であること。PS設置式ガス機器の構造については次のとおりである。

- a ガス消費量が 70kw 以下のガス機器であること。
 - b 密閉構造又はこれに準ずるガス機器で、バーナーが隠蔽されているものであること。
 - c 圧力調節器が備えられており、バーナーガス圧に変動がないものであること。
 - d 過熱防止装置及び立消え安全装置が備えられていること。
 - e ガス用品等の基準により安全性が確認されたものであること。
- (イ) 密閉式ガス機器
公的検査機関より確認されているもの
- ウ ガス機器の設置高さ
ガス機器は、その排気吹出口の下端が廊下床面から 1,800mm 程度となるよう設置すること。
- エ 扉内設置型ガス機器（屋外用ガス機器）
アからウによるほか次によること。
- (ア) 扉内設置に用いる「取付ボックス」は、板厚 0.8mm の鋼製とすること。
(イ) 設置に当たっては、パイプシャフトとの間を気密にすること。
- オ PS 内設置型ガス機器（密閉式ガス機器）
前アからウによるほか次によること。
- (ア) 燃焼に必要な空気は、直接パイプシャフト外から取り入れ、燃焼排ガスも直接パイプシャフト外に排除すること。
(イ) 給排気筒の材料は、不燃材料であって耐熱製、耐食性を有するものであること。
(ウ) 給排気筒は、排気能力が十分確保できるように設置すること。
(エ) 給気筒及び排気筒の接続部は漏れを生じないように接続すること。
(オ) 排気筒の横引き部分には勾配をつけ、その先端はドレンを排除できる構造であること。
- (2) 開放廊下等に面する壁体にガス機器を組み込んで設置する場合
専用の取付ボックスを用いて、ガス機器を建築物（主に木質系の 3 階以下のプレハブ共同住宅等）外壁の凹状のくぼみに設置する方式
外壁のくぼみに直接設置する場合とガス機器の前面を金属製の扉で覆う場合がある。



第 3 - 13 図 壁組込設置式の例 (1)

ア 壁組込みに設置できるガス機器の条件

設置できるガス機器は、壁組込設置式ガス機器（公的試験機関により確認されているもの）であり、1住戸の用に供するものであること。

壁組込み式ガス機器構造については次のとおりである。

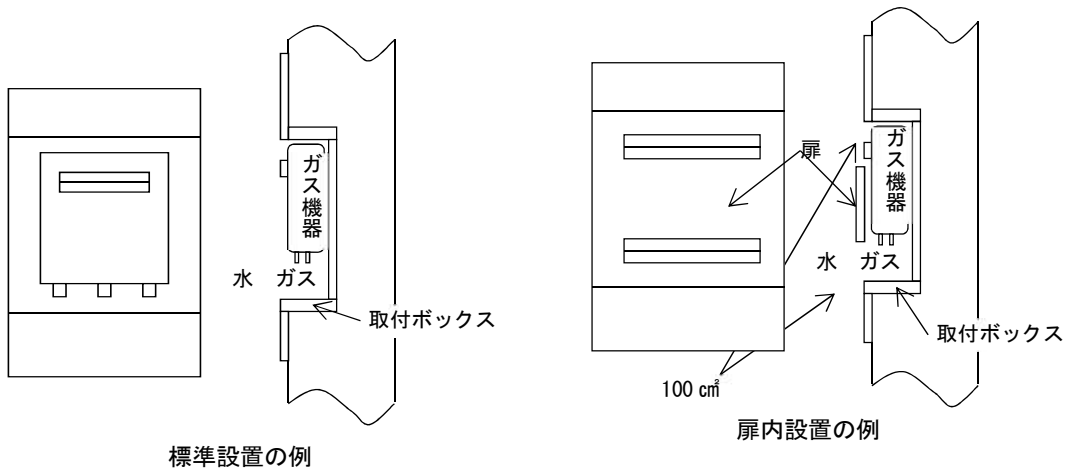
- (ア) ガス機器1台当たりのガスの消費量が70kw以下のもの
- (イ) 密閉構造又はこれに準ずるガス機器で、バーナーが隠ぺいされているもの
- (ウ) 圧力調整器が備えられており、バーナーガス圧に変動がないもの
- (エ) 過熱防止装置及び立消え安全装置を有するもの
- (オ) 空だきを生じない構造であるもの
- (カ) ガス用品等の基準により安全性が確認されたもの

イ 壁組込設置の条件

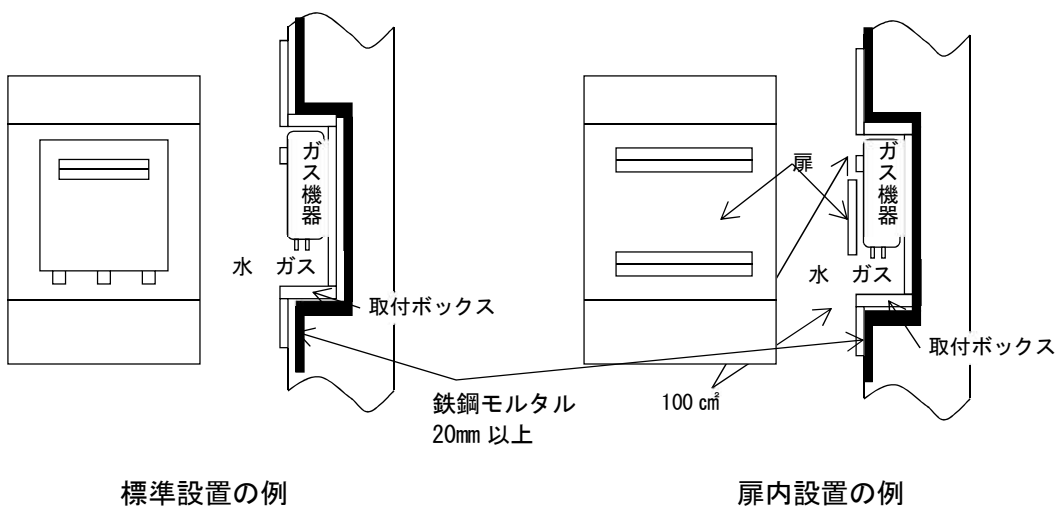
(ア) (1) ア (イ) の開放廊下に面し、燃焼排ガスの滞留しない場所に設置すること。

(イ) 壁組込設置式ガス機器に用いる専用ボックスと「不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分及び可燃性の物品」との離隔距離は、公的検査機関が行う防火性能評定の試験により、防火性能が確認された離隔距離で設置すること。

① 耐火構造の場合



② 防火構造の場合

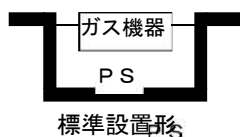


第3-14図 壁組込設置式の例(2)

(ウ) 外壁は、防火上及び構造耐力上問題がないこと。

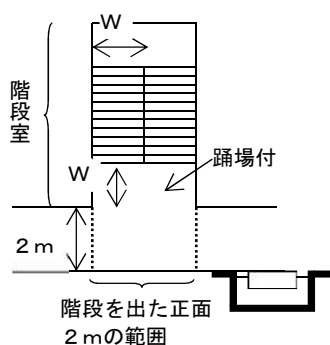
- (エ) 階段、避難口等の正面及び周囲の2 mの範囲を避けた位置に設置すること。
- (オ) 共同住宅の開放廊下に面して設置する場合は、排気吹出し口の高さは、床面より1,800 mm程度とすること。
- (3) 屋外（避難）階段付近へのガス機器の設置
- 屋外（避難）階段付近にはできる限り設けないようにすべきであるが、設計上又は工法上、当該場所を避けることが困難な場合は、(1)又は(2)によるほか次によること。
- ア 屋外階段を出た正面又は屋外避難階段の周囲2 mの範囲を避けた位置への設置
- (ア) パイプシャフトに設置するものにあつては、次によること。
- 設置場所周囲に延焼のおそれのある「不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分及び可燃性の物品」がないこと。
 - 避難通路としての有効幅員が確保されていること。
- (イ) 壁組込み設置式にあつては、次によること。
- 壁組込み設置式ガス機器に用いる専用ボックスと「不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分及び可燃性の物品」との離隔距離は、公的検査機関が行う防火性能評定の試験により、防火性能が確認された離隔距離で設置すること。
 - 外壁は、防火上及び構造耐力上問題がないこと。
 - 避難通路としての有効幅員が確保されていること。

① 標準設置例

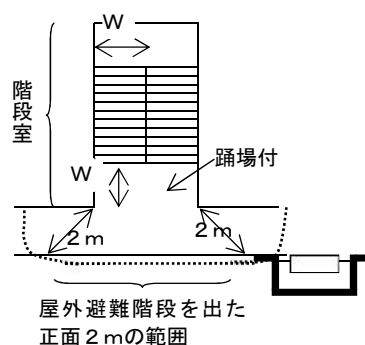


屋外階段の正面又は屋外避難階段の周囲2 mの範囲を避けた位置に設置する場合に適用する。
(PS設置式。壁組込設置式は同一基準)

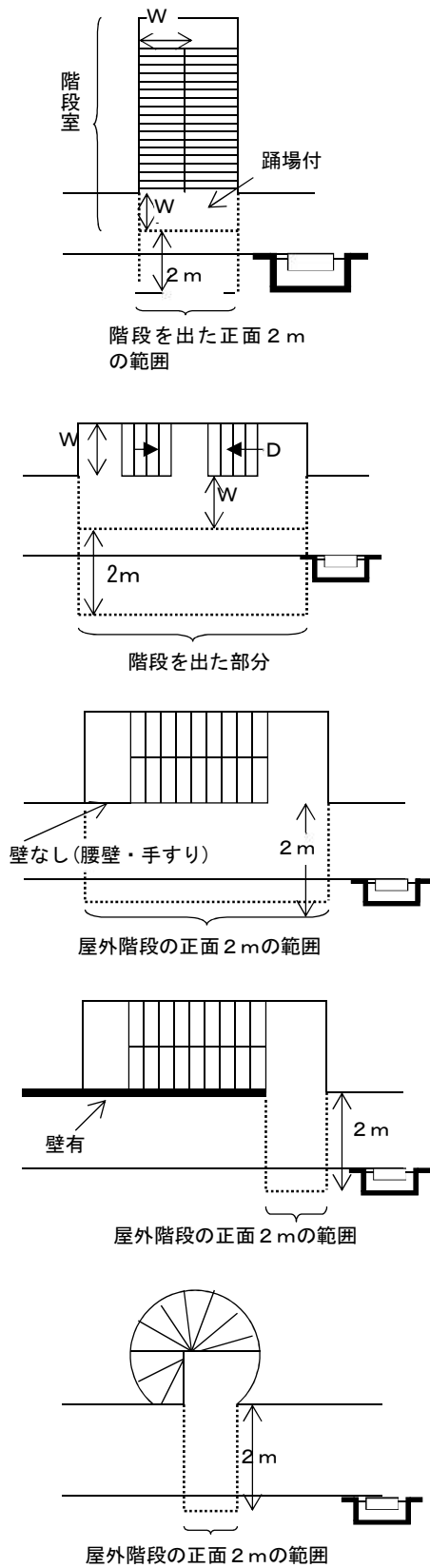
屋外階段の例



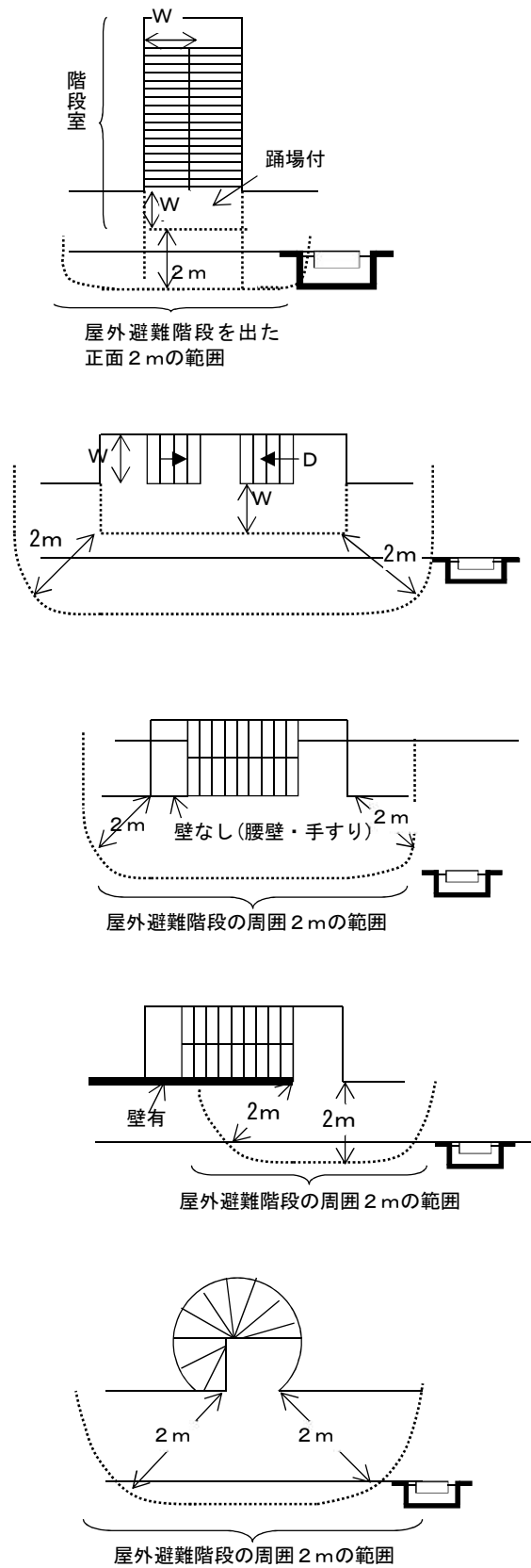
屋外避難階段の例



屋外階段の例



屋外避難階段の例



第 3-15 図 屋外階段を出た正面又は屋外避難階段の周囲 2 m を避けた設置例

イ 屋外階段を出た正面や、屋外避難階段の周囲内 2 m の範囲への設置は、アによ

るほか、次によること。

(ア) パイプシャフトに設置するものにあつては、次によること。

a 扉内設置型のガス機器とすること。

b 扉の上下に設ける換気口は 100 cm^2 程度とすること。

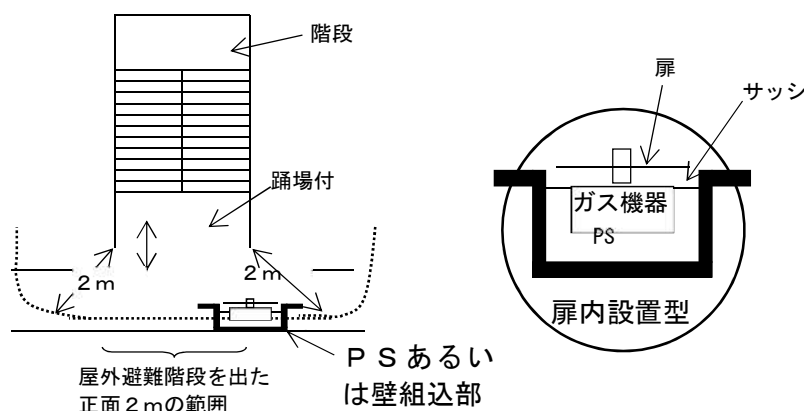
パイプシャフトに電線、電気開閉器その他の電気設備が施設されている場合は、電気設備に関する技術基準を定める省令第 69 条の基準に準じた防爆工事を行うこと。

※ 密閉式ガス機器をパイプシャフト内に設ける場合（扉内設置型）は、当該場所に設置することができない。

(イ) 壁組込設置式にあつては、次によること。

a 外壁が耐火構造又は防火構造である共同住宅に限ること。

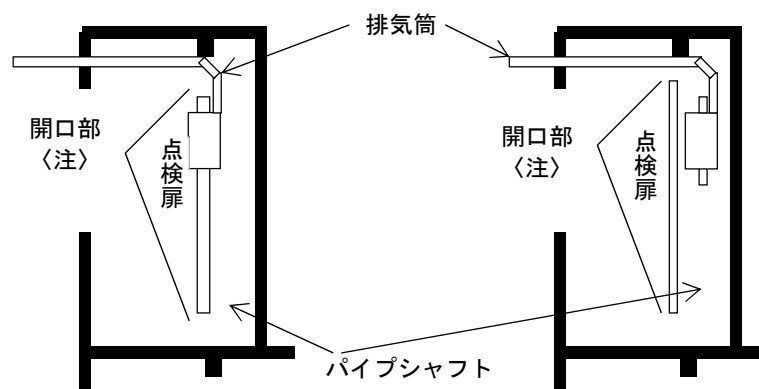
b ガス機器前面を金属製の扉で覆うこと。



第 3-16 図 屋外階段を出た正面又は屋外避難階段の周囲 2 m の範囲内への設置例

(4) 排気筒は開放廊下等の天井裏に設置しないこと。ただし、排気筒を配管する天井裏等の部分を開口率が 50% 以上のルーバー等で有効な通気を確保し、排気筒の全体を目視でき、かつ、点検口を設置したものについては、この限りでない。

(5) パイプシャフト内に排気筒を設ける場合は、第 3-17 図によること。



(注) 開口部の面積は、パイプシャフト正面の面積の 5% 以上かつ 500 cm^2 以上とすること。

第 3-17 図 パイプシャフト内に排気筒を設ける場合

(6) 開放廊下、非開放廊下、屋外階段及び屋外避難階段におけるパイプシャフト内の気体燃料の配管と電気設備との共存する際の扉及び電気設備の仕様については第

3-2表によること。

第3-2表

パイプシャフト内に共存	廊下の形状	
	開放廊下	非開放廊下
給湯器	上下 100 cm ³ 換気口	不可
給湯器 + 電気設備	上下に正面の面積の 5%かつ 500 cm ³ 換気口 又は 電気設備を防爆仕様	不可
気体燃料の配管	可 (条件なし)	可 (条件なし)
気体燃料の配管 + 電気設備	上下に正面の面積の 5%かつ 500 cm ³ 換気口 又は 電気設備を防爆仕様	電気設備を防爆仕様

※ 屋外階段の正面及び屋外避難階段の周囲2 m以内の範囲は、パイプシャフト内の給湯器は扉内設置型（パイプシャフト内に密閉式ガス機器の設置は不可）とし、扉の上下に設ける換気口は100 cm³程度とし、電気設備は防爆仕様とすること。

第4 電気を熱源とする火気使用設備・器具の設置基準

1 適用範囲

この基準は、電気を熱源とする家庭用の火気使用設備・器具（以下「電気機器」という。）のうち次の全てに該当するもの（以下「適合機器」という。）に適用する。

- (1) 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第2条に定める電気用品のうち、定格電圧が交流100V以上200V以下の第4-1表に掲げるもの
- (2) 電気ヒーター又は電磁誘導加熱を熱源とするもの
- (3) 電気機器の設置に関する自主試験基準（（一社）日本電機工業会で定める自主試験基準で、一般形電気機器の設置に関する自主試験基準と、組込形等電気機器の設置に関する自主試験基準に分かれる。）に適合したもの又はこれと同等以上の安全性が確認されたもの

第4-1表 対象電気機器

機器の種類	定格消費電力
電気こんろ	4.8kw以下（一口当り3kw以下）
電気レンジ	4.8kw以下（一口当り3kw以下）
電磁誘導加熱式調理器 （こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器のもの）	4.8kw以下（一口当り3kw以下）
電磁誘導加熱式調理器 （こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの）	5.8kw以下（一口当り3.3kw以下）
電気天火	2kw以下
電子レンジ	2kw以下（注）
電気温水器	10kw以下
電気ストーブ	2kw以下
電気温風機	2kw以下
電気乾燥器	1kw以下
電気乾燥機	3kw以下

（注） 定格消費電力は電熱装置の消費電力とする。

2 用語の定義

(1) 電気こんろ

ニクロム線ヒーター、鋳物プレート埋め込みヒーター、シーズヒーター、ハロゲンヒーター又はこれらの複合発熱体により焼き物調理、煮物調理等をするもので、なべ等を置くことのできる台（発熱体としての熱板が台の役割をするものを含む。）又は金具類を有するもの

(2) 電磁誘導加熱式調理器

電磁誘導加熱により煮物調理等の加熱・調理をするもので、なべ等を置くことができるもの

ただし、電磁誘導加熱装置の上に鉄板等を組み込み、その鉄板等を加熱することにより調理等を行うもの及び専用ポット付き電磁誘導加熱式小型自動湯沸器（通常、ホテル等の客室等で使用される可搬形で湯沸し専用の電磁誘導加熱式調理器）を除く。

(3) 電気レンジ

電気こんろ又は電磁誘導加熱式調理器及び電気魚焼き器、電気天火等を兼ね備えたもの

(4) 電気天火

庫内に組み込まれた発熱体からの輻射熱及び庫内の空気温度の上昇に伴う対流熱（強制循環による対流熱を含む。）を組み合わせて利用することにより調理をするものをいう。

(5) 電子レンジ

高周波加熱により調理するもので、発熱体を有するものに限る。

(6) 電気温水器

タンク内に組み込まれた発熱体で水を加熱し、温水をタンクに貯蔵するもので、平常時に作動する自動温度調節器及び異常時に作動する温度過昇防止装置を備えており、空だき防止対策が施されているものに限る。

(7) 電気ストーブ

発熱体の輻射熱又は自然対流で採暖するもので、赤熱する発熱体を有する送風機付きのものを含む。ただし、壁取付式及び天井取付式のものを除く。

(8) 電気温風機

組み込まれた送風機により温風を吹き出すものをいう。ただし、赤熱する発熱体を有する送風機付き電気ストーブを除く。

(9) 電気乾燥器

電熱による自然対流（送風機を有しないもの）により庫内の食器の乾燥を行うもの

(10) 電気乾燥機

電熱及び強制対流（送風機を有するもの）により庫内の食器等の乾燥を行うもので、衣類乾燥機、食器洗い乾燥機、食器乾燥機に限る。

(11) 不燃材料で有効に仕上げた建築物等の部分

建基政令第108条第2号に規定する防火構造（同条第4号の規定に基づき建設大臣が同条第2号に規定する防火性能を有すると認めて指定するものを含む。）と同等以上の防火性能を有するものである。

(12) 防熱板

防熱板とは、防熱板を設けることによって機器周囲の木壁の表面温度が室温 35℃にしたとき、100℃を超えない断熱性能を有するものをいう。

ア 防熱板の仕様

防熱板の仕様及び設置については、次のとおりとする。

(ア) 断熱性能については、室温 35℃で火気設備器具を使用した場合、不燃材料以外の仕上げ部分の表面温度が 100℃を超えないものとする。

(イ) 材料については、**第4-2表**の他、表中の材料と同等の耐熱性、耐食性及び強度を有する不燃材料とする。

第4-2表

材質	材料	板厚
金属板	ステンレス鋼板	0.3 mm以上
	鋼板	0.5 mm以上
金属板以外	石綿スレート板	3.0 mm以上

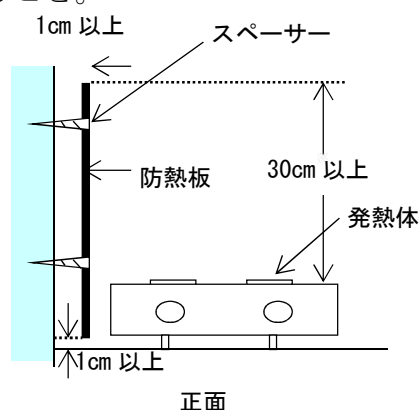
(ウ) 断熱性能に影響を及ぼす有害な変形がないように補強して設置すること。

イ 設置上の留意事項

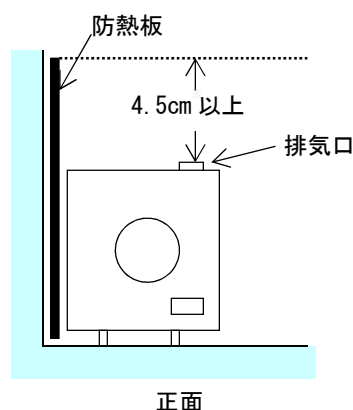
(ア) こんろ形態の機器（電気こんろ、電磁誘導加熱式調理器、電気レンジ）の周囲に設ける防熱板は、不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分及び可燃性の物品（以下「可燃物等」という。）と防熱板との間に1 cm以上の通気性を有する空間を設け、かつ、熱伝導率の小さい不燃材料のスペーサーで保持するものとし、機器本体の置かれている床及び台等との部分とは1 cm程度の隙間を設け、機器本体下端（脚部分は除く）から機器本体上方 30 cm以上の機器の面する壁面等を覆うように設置すること（第4-1図及び第4-2図）。

(イ) (ア) の防熱板の固定ネジは、発熱体の熱を直接受けしない位置とすること。

(ウ) 機器の上方に設置する防熱板及び電気フライヤー、電気温水器、電気乾燥器、電気乾燥機及び電気温風機で発熱体が隠ぺいされているものの側方に設置する防熱板については、可燃物等と防熱板との間に通気性を有する空間を設けなくても支障ないものである。なお、この場合の防熱板は金属以外の不燃材料とすること。



第4-1図 防熱板の設置例1（発熱体が露出）



第4-2図 防熱板の設置例2（発熱体が隠ぺい）

(13) 設置形態

設置形態により次のとおり区分する。

ア 一般形電気機器

機器周囲6面の内、全面及び側面を含む2面以上が開放された状態で設置する電気機器をいう（第4-1図）。

イ 組込形等電気機器

建築物又は調理台等の部分に組み込んで設置する場合で、機器周囲6面の内、1面だけが開放されている電気機器をいう（第4-2図）。

また、2面以上が開放されているが、全面及び側面が開放されていないものを含む。

ウ 隠ぺい形電気機器

機器周囲6面の内、6面が開放されていない電気機器をいう。

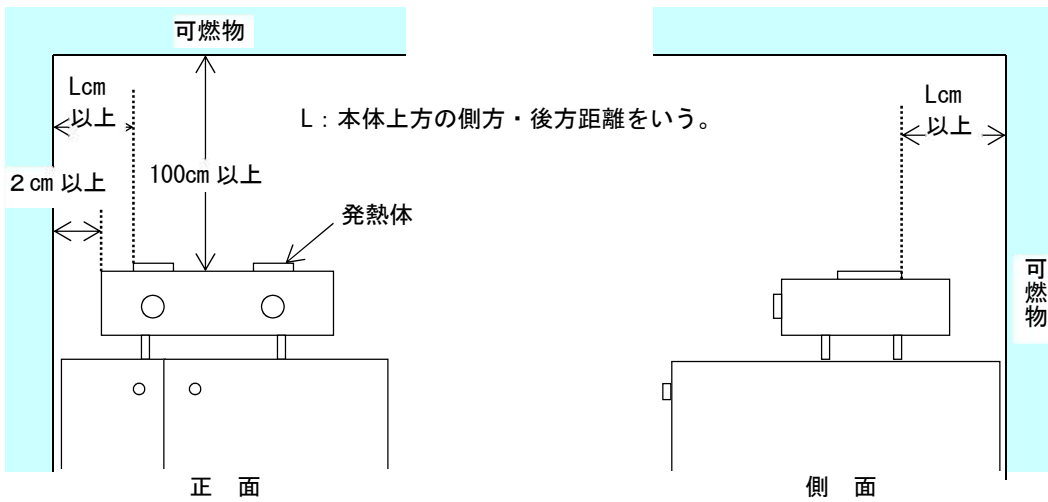
3 設置要領

適合機器は、条例第3条の3、第3条の4、第4条、第5条、第7条及び第9条の規定によるほか次により設置すること。

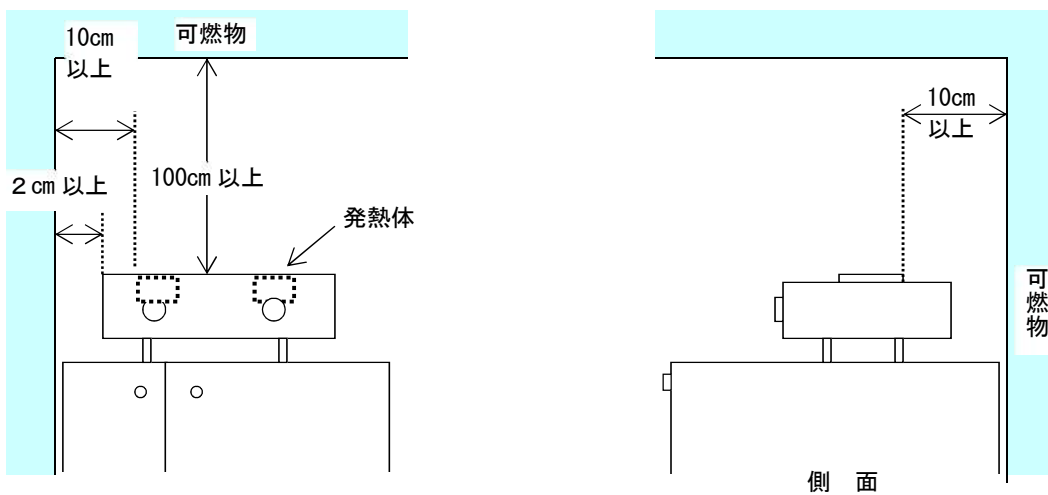
(1) 可燃物等からの距離

ア 一般形電気機器

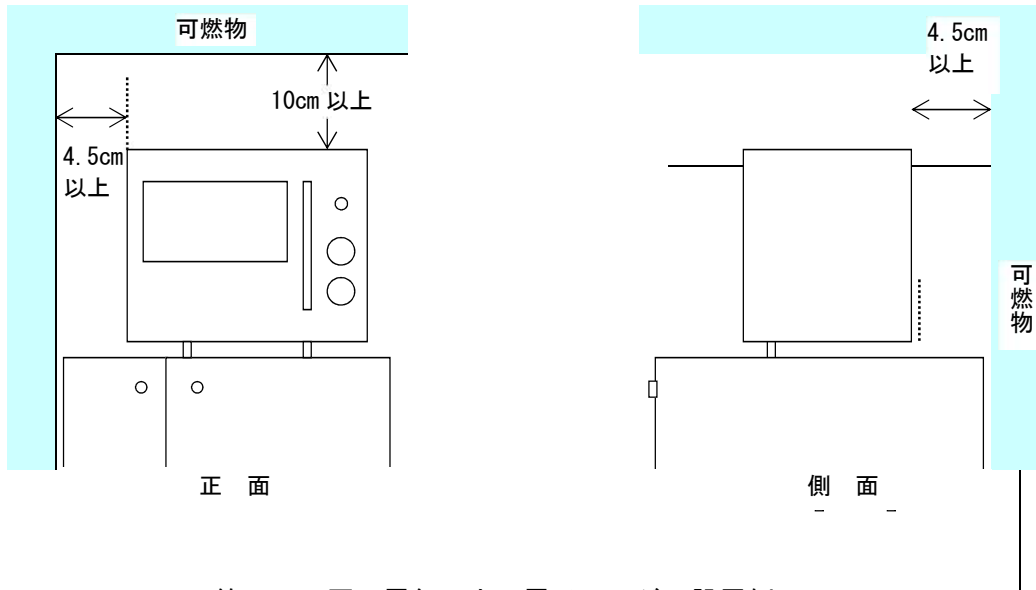
一般形電気機器の設置に関する自主試験基準に適合したもの又はこれと同等以上の安全性が確認された電気機器については、可燃物等からは第4-3表に掲げる数値以上の距離を保つこと。



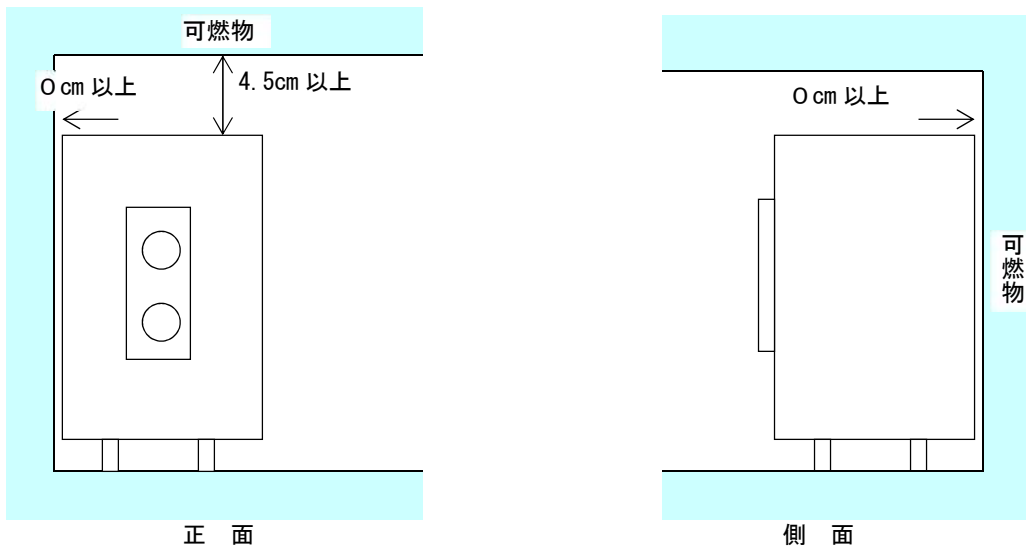
第4-3図 電気こんろ・電気レンジの設置例



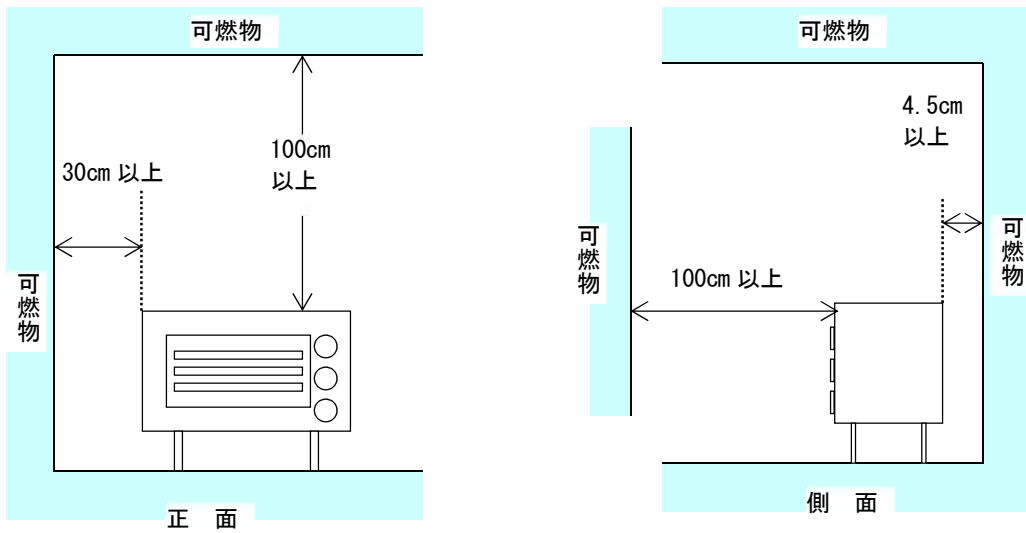
第4-4図 電磁誘導加熱式調理器・電気レンジの設置例



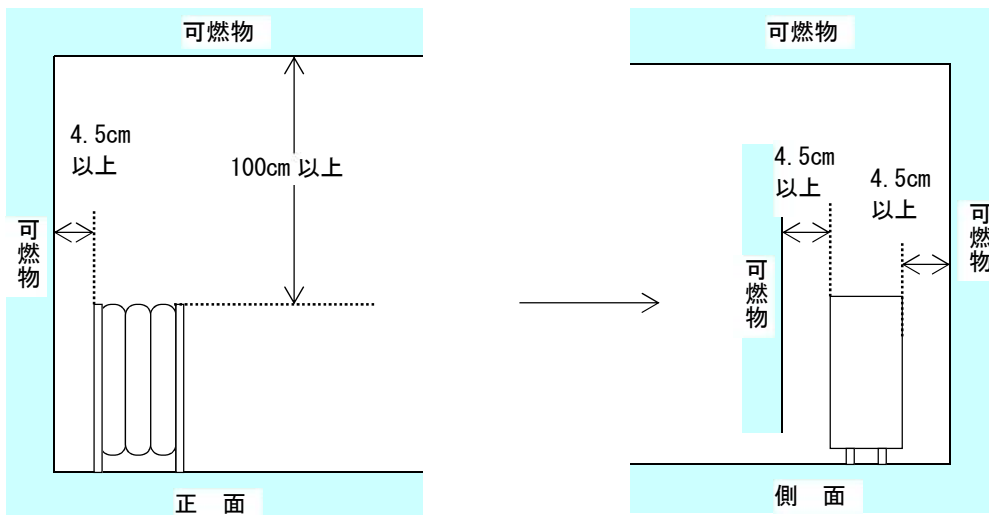
第4-5図 電気天火・電子レンジの設置例



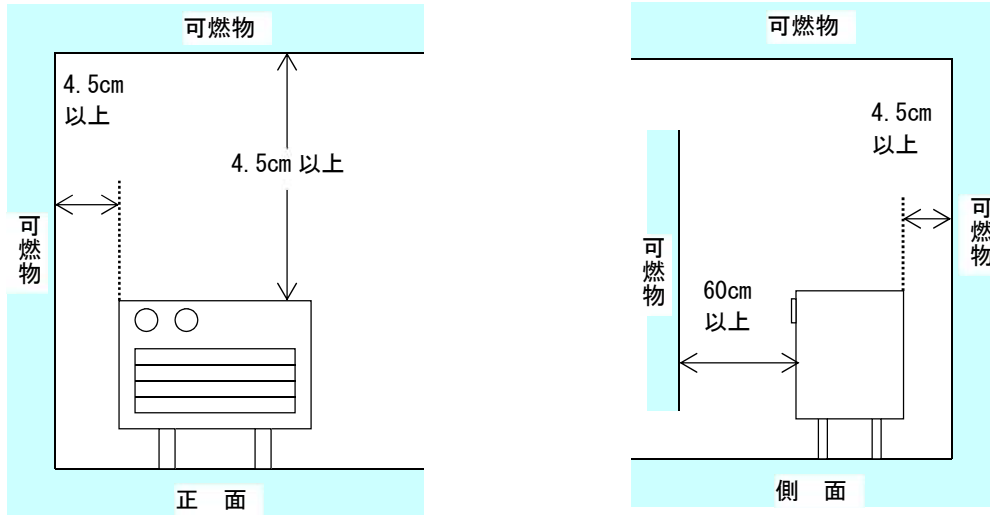
第4-6図 電気温水器の設置例



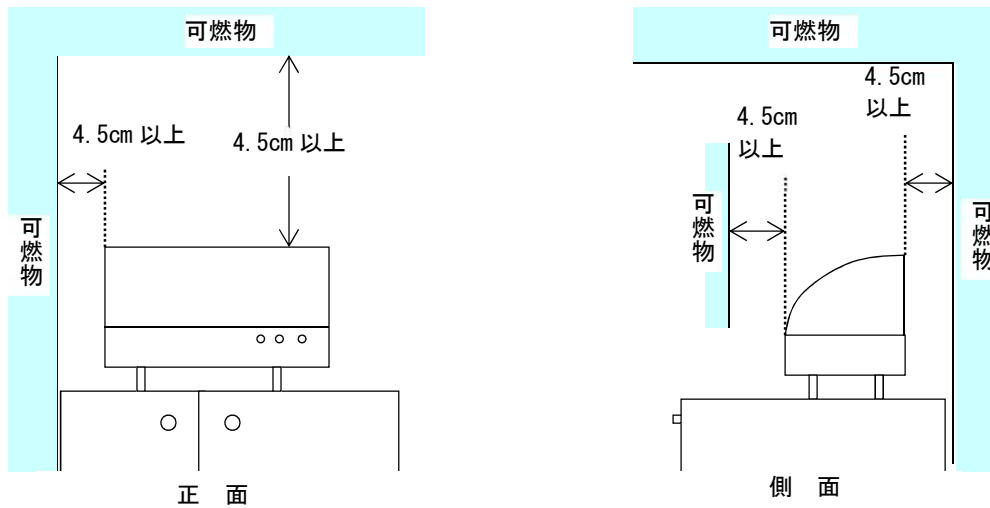
第 4 - 7 図 電気ストーブ（前方放射型）の設置例



第 4 - 8 図 電気ストーブ（自然対流型）の設置例



第4-9図 電気温風機の設置例



第4-10図 電気乾燥機器の設置例

イ 組込型等電気機器

組込形等電気機器の設置に関する自主試験基準に適合したもの又はこれと同等以上の安全性が確認された機器については、可燃物等からの離隔距離は製造者の指定する距離とする。

ただし、組込形等電気機器のうち電気乾燥機又は電気温水器を第4-3表に掲げる数値以上の距離で設置するものについて本設置要領では、一般形電気機器として取り扱うものでアによること。

ウ 隠蔽形電気機器

隠蔽形電気機器のうち電気温水器にあつては、常時点検が可能な状態の場合に限り、洗面台、流し台等の日常使用する什器の扉内に設けることができるもので、本設置要領では、組込型等電気機器として取り扱うもので、イによること。

(2) 防熱板からの離隔距離

一般形電気機器の設置に関する自主試験基準に適合したもの又はこれと同等以

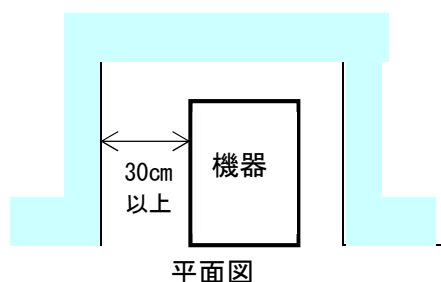
上の安全性が確認された一般形電気機器については、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分及び防熱板から、**第4-4表**に掲げる数値以上の距離を保つこと。

(3) 点検空間

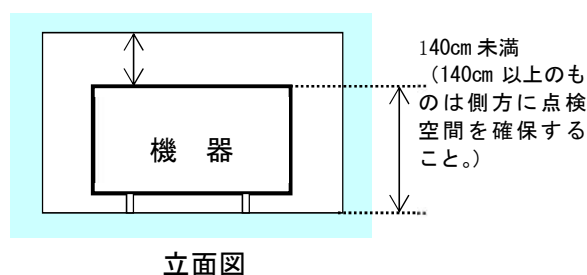
背面及び側面等が容易に点検・管理できるよう、**第4-11図**又は**第4-12図**の設置例により機器の上方又は側方に点検用空間を確保すること。

なお、機器の上方から容易に点検・管理が行えないもの（機器の高さが140cm以上のもの）にあつては、機器側方にその点検用空間を確保すること。ただし、次のいずれかによる場合はこの限りでない。

- ア (1) アによるもので、機器が容易に移動可能で、機器の背面、側面及び壁面の状況が点検可能な場合
- イ (1) イただし書による場合で、全面から点検が可能な場合
- ウ 組込型電気機器の場合



平面図



立面図

第4-11図 側方に点検空間を設ける場合

第4-12図 上方に点検空間を設ける場合

4 その他

(1) 3 (1) の適合機器本体の可燃物等からの保有距離については、条例第24条の2を適用するものである。

ただし、条例第23条に規定する電気を熱源とする器具のうち、電気こんろ又は電気ストーブを除く電気器具にあつては、条例第23条第2項で準用する条例第20条第1項の火災予防上安全な距離を明確にしたものである。

(2) 2 (13) アの一般形電気機器を可燃物等から、**第4-3表**に掲げる数値以上の距離で設置できない場合は、3 (1) イによること。

第4-3表

種 類				距離(単位センチメートル)				備考			
				上方	側方	前方	後方				
電気調理用機器	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kw以下(一口あたり2kwを超え3kw以下)	100	2	2	2	注1: 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離)を示す。 注2: 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離)を示す。			
				-	20 注1	-	20 注1				
					10 注2		10 注2				
			4.8kw以下(一口あたり1kwを超え2kw以下)	100	2	2	2				
				-	15 注1	-	15 注1				
					10 注2		10 注2				
		4.8kw以下(一口あたり1kw以下)	100	2	2	2					
			-	10 注1 注2	-	10 注1 注2					
		こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kw以下(一口あたり3.3kw以下)	100	2	2	2				
				-	10 注2	-	10 注2				
		電気天火(2kw以下)				10	4.5		4.5	4.5	
		電子レンジ(2kw以下)(注3)				10	4.5		4.5	4.5	
電気温水器(10kw以下)				4.5	0	0	0				
電気ストーブ	前方放射形(2kw以下)(注4)			100	30	100	4.5				
	自然対流形(2kw以下)(注4)			100	4.5	4.5	4.5				
電気温風機(2kw以下)(注5)				4.5	4.5	4.5	4.5				
電気乾燥器(1kw以下)				4.5	4.5	4.5	4.5				
電気乾燥機(3kw以下)				4.5	4.5	4.5	4.5				

(注1) 備考

(注2) 備考

(注3) 排気口面にあっては、10cm以上とする。

(注4) 「前方放射型」の電気とは、赤熱する発熱体が外部に露出し、主に輻射熱により採暖するストーブをいう。
「自然対流型」の電気ストーブとは、赤熱する発熱体が外部に露出せず自然対流熱で暖房する暖房装置で、温風装置の組み込まれていないものをいう。

(注5) 温風の吹き出し方向は、60cm以上とする。

(備考) 電気こんろで本表の適用に関し、距離を測定する際の発熱体の外周とは、発熱体の最外端をいう。

発熱体が隠れられているもので、プレート上にヒーター位置を示すパターンがあるものはその最外端をいい、パターンのないものは機器本体をいう。

第4-4表

種 類				距離(単位センチメートル)				備考
				上方	側方	前方	後方	
電気調理用機器	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kw以下(一口あたり3kw以下)	80	0	-	0	注1:機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離)を示す。 注2:機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離)を示す。
				-	0 注1 注2	-	0 注1 注2	
	こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kw以下(一口あたり3.3kw以下)	80	0	-	0		
			-	0 注2	-	0 注2		
電気天火(2kw以下)				10	4.5	4.5	4.5	
電子レンジ(2kw以下)(注3)				10	4.5	4.5	4.5	
電気温水器(10kw以下)				4.5	0	0	0	
電気ストーブ	前方放射形(2kw以下)(注4)			100	30	100	4.5	
	自然対流形(2kw以下)(注4)			100	4.5	4.5	4.5	
電気温風機(2kw以下)(注5)				4.5	4.5	4.5	4.5	
電気乾燥器(1kw以下)				4.5	4.5	4.5	4.5	
電気乾燥機(3kw以下)				4.5	4.5	4.5	4.5	

(注1) 備考

(注2) 備考

(注3) 排気口面にあっては、4.5 cm以上とする。

(注4) 機器の使用実態から離隔距離は定めない。別表1を適用する。

(注5) 「前方放射型」の電気ストーブとは、赤熱する発熱体が外部に露出し、主に輻射熱により採暖するストーブをいう。

「自然対流型」の電気ストーブとは、赤熱する発熱体が外部に露出せず自然対流熱で暖房する暖房装置で、温風装置の組み込まれていないものをいう。

(注6) 温風吹き出し方向は、60 cm以上とする。

(注7) 全面排気口の機器は、0 cmとする。

第5 浴室に設ける天井組込み形衣類乾燥・暖房等用電気機器の設置基準

1 適用範囲

この基準は、一般家庭の浴室内の乾燥及び浴室暖房等をする電気機器のうち、次の全てに該当する機器（以下「適合機器」という。）に適用する。

- (1) 浴室内に組込み形等として設置されるもの
- (2) 電気ヒーターを熱源（ヒートポンプ式のみのは除く。）とするもの
- (3) 組込み形等の浴室用衣類乾燥機の自主試験基準（（一社）日本電機工業会で定める自主試験基準）に適合したもの又はこれと同等以上の安全性が確認されたもの

2 設置要領

条例第3条の3（温風暖房機）によるほか、次によること。（別図）

(1) 機器本体

ア 機器は、上階スラブ又は天井等に堅固に取り付けること。

イ 浴室内への温風吹出口及び空気吸込口の前方10 cm未満の範囲内には、造営材等（乾燥する衣類を含む。）を設けないこと。

(2) 換気ダクト（浴室の除湿等を目的とする機器本体と接続されるもの）

ア ダクトは不燃材料で造ること。

イ ダクトは、専用とすること。

ただし、一の住戸内の洗面所、便所その他これらに類する室（以下「洗面所等」という。）のダクトと接続される場合で、洗面所等のダクトが不燃材料で造られている場合はこの限りでない。

(3) その他

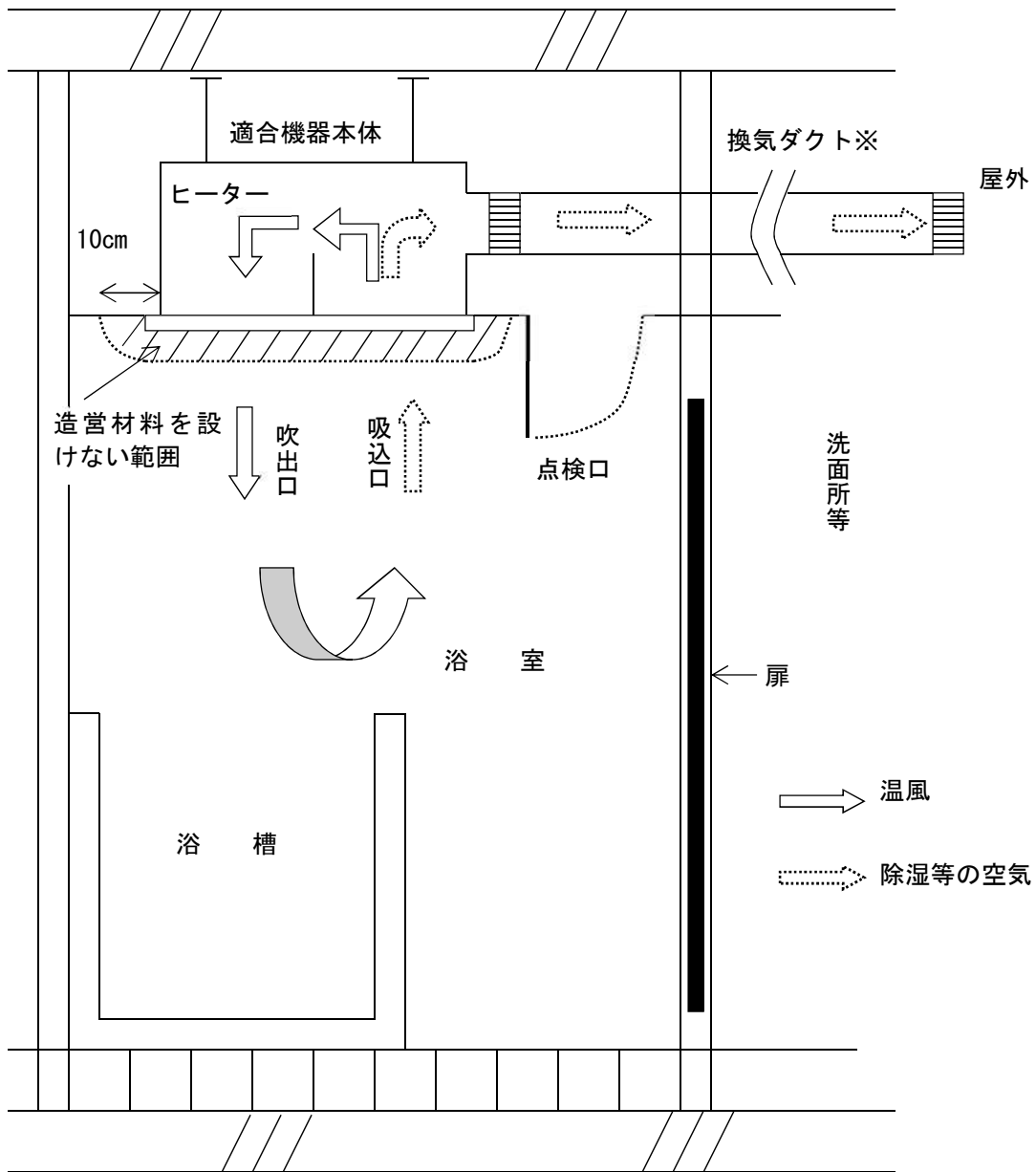
ア 自動火災報知設備設置対象物で、浴室天井裏の感知器の設置については、本基準に基づき当該機器を設置した場合は、感知器の設置を要しない。

イ 漏電遮断器を設けること。

ウ 機器本体に近接する部分に、機器本体の点検・清掃に必要な点検口（容易に点検・清掃できる構造のものを除く。）を設けること。

別図

浴室に設ける天井組込み形衣類乾燥・暖房等用電気機器の設置例



※ 条例第3条の3（温風暖房機）第1項第2号に定める付属する風道にはあたらない。

第4章 消防用設備等又は特殊消防用設備等の届出書等について

第1 工事整備対象設備等着工届出書、消防用設備等工事計画書、消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書、消防用設備等特例適用申請書の添付書類等

1 工事整備対象設備等着工届出書

(1) 共通事項

ア 届出日等

法第17条の14の規定に基づく届出は、工事整備対象設備等の新設・増設・移設する場合にあっては設備ごとに次のイに定める基準日の、変更する場合にあっては変更工事を行おうとする日の、それぞれ、10日前までに行うこと。◆

また、届出時に工事整備対象設備等の詳細な計画が確定していない場合は、その時点における一応の添付図書を提出し、計画が決定した段階で差し替え等を行って差し支えないこと。

イ 基準日（法第17条の14に定める「工事に着手しようとする日」）は、次によること。

(ア) 消火設備

各設備の配管（各種ヘッド、ノズル等を直接取り付ける配管を除く。）の接続工事又は加圧送水装置等の設置工事をしようとする日とする。

(イ) 警報設備

警報設備の受信機の設置工事を行おうとする日とする。

ただし、受信機の設置工事が伴わない場合は、感知器又は検知器の設置を行おうとする日とする。

(ウ) 避難器具

避難器具の取り付け金具の設置に係る工事を行おうとする日とする。

(エ) 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

a パッケージ型消火設備

パッケージ型消火設備の格納箱の取り付け工事を行おうとする日とする。

b パッケージ型自動消火設備

パッケージ型自動消火設備の放出導管（放出口を直接取り付ける放出導管を除く。）の接続工事を行おうとする日とする。

ウ 添付図書

添付書類は折り上げで日本産業規格A4を原則とする。また、図書の縮尺については、100分の1を原則とするが、その目的が達成される場合にあってはこの限りでない。

エ 届出の単位

届出は、防火対象物又は製造所、貯蔵所若しくは取扱所（以下「製造所等」という。）に設置する事業所ごとに行って差し支えないものとする。

(2) 添付図書

法第17条の14の規定に基づく工事整備対象設備等の着工届出（以下「着工届」という。）の添付図書及び記載要領等については、**第1-1表**によること。

(3) 留意事項

ア 着工届に添付する図書については、届出者に過度の負担となるような図書の

添付を要求しないこと。

- イ 消防同意時等、消防用設備等の設計に関する図書等が提出され、着工届提出の時点で設計内容に変更がなく、そのまま活用できるものは、当該図書等で着工届の添付図書等に替えることができる。この場合、活用する添付図書等については、どの添付図書を使用するのかを明確にし、着工届にその旨を明記すること。
- ウ 製造所等に設置される消防用設備等に係る着工の届出については、製造所等の設置又は変更の許可申請において、既に（２）に掲げる添付図書と同一の図書が提出されている場合には、当該添付図書を着工届に添付しないこととして差し支えないこと。
- エ ２以上の異なる消火設備等で、加圧送水装置や配管などを兼用する場合にあつては、当該部分の重複する添付図書は、省略して差し支えないこと。
ただし、併設・兼用する旨を記載し、それらの設備の配置・構成・接続状況等を具体的に明記すること。
- オ 非常電源に係る図書にあつては、条例第 46 条に基づく「火を使用する設備等の設置の届出」に当該図書が添付されている場合には、重複する部分については省略することができること。
- カ 部分的な改修等の場合にあつては、当該改修等の内容が把握できる範囲の図書で足りること。

第1-1表

	設備の種類	添付書類	記載要領等
消 火 設 備	屋内消火栓設備	1 防火対象物の概要表 (別記様式1)	<p>(1)「断面図等」には、居室、天井の構造が立体的なものについてのみ、ヘッド、配管等の設置状況について明記すること。</p> <p>(2)「配管系統図」には、配管摩擦損失計算書の基礎となる使用管長、管継手、弁等を明記すること。 なお、平面配管系統図は、平面図に記載することができる。</p> <p>(3)「配線系統図及び展開図」には、作動順序を示す接続の状況を明記すること。感知器等と連動した自動起動方式及び予作動式のスプリンクラー設備は、連動の系統等、信号系統を明記した図書を添付すること。</p> <p>(4)「使用機器図」には、加圧送水装置、起動装置、自動警報装置、自動火災感知装置、ヘッド、ノズル、ホース等個々の機器の詳細を明記すること。 なお、第5章第2屋内消火栓設備1(1)イ(ア)による認定に適合したものにあっては、ポンプ試験成績表及び加圧送水装置等の銘板の写しを添付すること。</p>
	スプリンクラー設備	2 設備の概要表 (別記様式2・3)	
	水噴霧消火設備	3 平面図及び断面図等	
	泡消火設備	4 配管系統図	
	屋外消火栓設備	5 配線系統図及び展開図	
		6 仕様書及び計算書	
		7 総合操作盤に関する図書 (泡消火設備については移動式を除く)	
		8 使用機器図	
		9 総合操作盤の概要表 (別記様式9)	
消 火 設 備	不活性ガス消火設備	1 防火対象物の概要表 (別記様式1)	<p>(1)「配管系統図」には、全体系統図のほかに、貯蔵ボンベ室の平面系統図を添付し、起動ボンベ、操作導管、逆止弁、安全装置、容器弁等の系統図を明示すること。</p> <p>(2)「自動起動系統図」には、自動起動のもののみ、連動の状態を明示した図面を添付すること。</p>
	ハロゲン化物消火設備	2 設備の概要表 (別記様式4)	
	粉末消火設備	3 防護区画一覧表	
		4 ダクト系統図	
		5 自動起動系統図	
		6 総合操作盤に関する図書 (移動式を除く)	
		7 総合操作盤の概要表 (別記様式9)	
消 火 設 備	非常電源	1 配置図	<p>(1)「配置図」には、次の内容を明記すること。 ア 設置する場所とその周囲(平面図) イ 設置する場所(区画)の構造(室内仕上り表を含む。)、開口部等の位置及び材質 ウ 換気装置(ダクトを含む。)の位置・構造・機器及び配線の位置並びに相互の距離(平面図) エ その他必要な付属設備</p> <p>(2)「構造図」には、次の内容を明記すること。 ア 機器の姿図又は外観図。ただし、内容が確認できるカタログ等に代えることができる。 イ 耐震措置に係る内容等</p> <p>(3)「接続図」には、次の内容を明記すること。 ア 配線系統図(単線接続図又は三線接続図) イ 作動順序を示すフローチャート ウ 制御回路(インターロック回路を含む。)</p>
		2 構造図	
		3 接続図	
		4 仕様書及び計算書	

	設備の種類	添付書類	記載要領等
消火設備	非常電源		<p>(4) 「仕様書」は、仕様の記載されたカタログ等に代えることができる。</p> <p>(5) 「計算書」には、次の内容を明記すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 発電容量の算定 イ 換気量 ウ 冷却水量の算定 エ 耐震措置 <p>(6) 認定品を使用した場合は、認定証書の写し等を添付すること。</p>
警報設備	<p>自動火災報知設備</p> <p>ガス漏れ火災警報設備</p> <p>消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置)</p>	<p>1 防火対象物等の概要表(別記様式1)</p> <p>2 設備の概要表(別記様式5・6・7)</p> <p>3 断面図</p> <p>4 配線図(電源系統図、設備系統図、設備図)</p> <p>5 総合操作盤に関する図書</p> <p>6 非常電源(別置型に限る。)</p> <p>7 総合操作盤の概要表(別記様式9)</p>	<p>(1) 「防火対象物の概要表」については、無窓階該当階の有無及び該当階を明記すること。</p> <p>(2) 「自動火災報知設備の概要表」は、次によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 設備の概要を記入する。 イ 特殊な施工方法等のため様式に該当項目がない場合は、備考欄に施工方法等の概要を記入する。 ウ 音声警報機能付の放送設備を設置し、地区音響装置を省略する場合は、その旨を記入する。 <p>(3) 「ガス漏れ火災報知設備の概要表」は、次によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 自動火災報知設備の概要表(1)及び(2)に準じ記入する。 イ 音声警報装置を放送設備の設置による場合は、音声警報装置欄に概要を記入する。 <p>(4) 「断面図」には、各室の用途、間仕切壁、開口部の状況等又は建築物の屋根の傾斜、はりの深さ及びはりの間隔、天井の形状を明記すること。</p> <p>(5) 「配線図」は、電源系統図、設備系統図、設備図の順とし、次によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 「電源系統図」には、常用電源又は非常電源から消防用設備等に至る配線の概要を明記すること。 イ 「設備系統図」には、電線管の口径、配線本数、電線路の立上り・引下げ・警戒区域、受信機、中継器、機器収容箱、副受信機の配置状況を階別、系統別に明記すること。 <p>(6) 「非常電源」(別置型に限る。)については、消火設備欄の非常電源の例によること。</p>

避難設備	金属製避難はしご (固定式のものに限る。) 救助袋 緩降機	1 防火対象物の概要表 (別記様式1) 2 設備の概要表 (別記様式8) 3 配置図 4 平面図 5 立面図 6 避難器具の設計図及び構造計算書	(1)「配置図」には、敷地における建築物の位置、他の建築物との別、建築物の各部分と敷地に接する道路の位置及び幅員を記入する。 (2)「平面図」には、設置位置を記入する。 (3)「立面図」には、外壁面に設置階から避難階までの動線を記入する。 (4)「避難器具の設計図」には、避難器具を取り付ける開口部の詳細、避難器具の取付金具及び取り付ける部分の詳細を記入する。 (5)「構造計算書」には、避難器具の取付金具及び取り付ける部分の強度の算出方法を記入する。
必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等	パッケージ型消火設備 パッケージ型 自動消火設備 共同住宅用 スプリンクラー設備 特定駐車場用 泡消火設備	1 防火対象物の概要表 (別記様式1) 2 設備の概要表 (別記様式10・11) 3 平面図及び断面図等 4 配管系統図 5 配線系統図及び展開図 6 仕様書及び計算書 7 総合操作盤に関する図書 8 使用機器図 9 総合操作盤の概要表 (別記様式9)	消火設備欄を準用する。
	共同住宅用 自動火災報知設備 住戸用 自動火災報知設備 特定小規模施設用 自動火災報知設備 (平成16年5月31日 消防庁告示第14号に 定めるもの) 複合型居住施設用 自動火災報知設備	1 防火対象物等の概要表 (別記様式1) 2 設備の概要表 (別記様式5) 3 断面図 4 配線図(電源系統図、設備系統図、設備図) 5 総合操作盤に関する図書 6 非常電源(別置型に限る。) 7 総合操作盤の概要表 (別記様式9)	警報設備欄を準用のほか、共同住宅用スプリンクラー設備の設置により感知器が省略される部分には、図面にその旨を色別に明記すること。
特殊消防用設備等	特殊消防用設備等	特殊消防用設備等の工事に関する図書、設備等設置維持(法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画をいう。以下同じ。)、法第17条の2第2項の認定を受けた者であることを証明する書類	

2 消防用設備等工事計画書

(1) 届出等

法第17条第1項に定める消防用設備等の工事（政令第7条に規定する消火器、簡易消火用具、非常警報器具又は誘導標識の設置に係る工事及び1に定める工事を除く。）をしようとする者に対し、工事に着手する日の10日前までに「消防用設備等工事計画書」（以下「工事計画書」という。）に工事にかかる設計図書（以下「添付図面」という。）を添えて1部提出するよう指導するものとする。

なお、届出時に消防用設備等の詳細な計画が確定していない場合は、その時点における一応の添付書類を提出し、計画が決定した段階で差し替え等を行って差し支えないこと。

ア 工事に着手しようとする日は、次によるものであること。

(ア) 動力消防ポンプ、連結散水設備、連結送水管、共同住宅用連結送水管、簡易自動消火装置については、各設備の配管（各種ヘッド、ノズル等を直接取り付ける配管を除く。）の取付工事又はポンプの据付工事をしようとする日

(イ) 漏電火災警報器については、受信機の設置工事をしようとする日

(ウ) 非常警報設備、共同住宅用非常警報設備については、音響装置又はスピーカーを設置しようとする日

(エ) 避難器具については、取付金具の設置工事をしようとする日

(オ) 誘導灯、誘導標識については、本体の取付工事をしようとする日

(カ) 排煙設備については、風道の取付工事をしようとする日

(キ) 非常コンセント設備、共同住宅用非常コンセント設備については、配線工事をしようとする日

(ク) 無線通信補助設備については、漏えい同軸ケーブル等の設置工事をしようとする日

(ケ) 消防用水については、本体工事をしようとする日

(2) 添付図書

工事計画書の添付図書及び記載要領等については、**第1-2表**によること。

(3) 留意事項

次のアからエまでによるほか、1(3)アからカに準じて運用すること。

ア 屋内消火栓設備と連結送水管の配管を兼用する場合にあっては、屋内消火栓設備の着工届と連結送水管の工事計画書を、同時期に提出すれば重複する部分の図書は省略して差し支えないこと。

イ 着工届に該当する避難器具（金属製固定避難はしご、救助袋、緩降機）とその他の避難器具が同一防火対象物に併設される場合は、着工届を提出すれば差し支えないこと。

ウ 自動火災報知設備と連動する放送設備（音声警報によるもの）が設置される場合にあっては、自動火災報知設備の着工届と放送設備の工事計画書を、同時期に提出すれば重複する部分の図書は省略して差し支えないこと。

エ **第1-2表**中における、「使用機器図」は、添付書類3の「設備の概要表」で十分に確認できる部分については、省略して差し支えないこと。

第1-2表

設備の種類	添付書類	記載要領等
動力消防ポンプ設備 消防用水 連結散水設備 連結送水管 共同住宅用連結送水管	1 防火対象物等の概要表 (別記様式1) 2 設備の概要表 (別記様式13・14・15・16) 3 平面図及び断面図等 4 配管系統図 5 配線系統図及び展開図 6 仕様書及び計算書 7 総合操作盤(選択弁を設けた連結散水設備及び加圧送水装置を設けた連結送水管に限る。)に関する図書 8 使用機器図 9 総合操作盤の概要表(別記様式9)	(1) 第1-1表に掲げる消火設備欄の例によること。 (2) 「連結送水管の試験結果報告書」は、配管耐圧試験欄は空欄とし、消防試験時に行った結果を記載し、後日、届け出ることができる。
非常警報設備 共同住宅用 非常警報設備	1 防火対象物等の概要表 (別記様式1) 2 設備の概要表(外観標準及び回路図を含む。) (別記様式17・18) 3 平面図 4 配線図(電源系統図、設備系統図、設備図) 5 総合操作盤に関する図書 6 非常電源 7 総合操作盤の概要表 (別記様式9)	「平面図」、「配線図」及び「非常電源」は、第1-1表に掲げる警報設備欄の例によること。
漏電火災警報器	1 防火対象物の概要表 (別記様式1) 2 設備の概要表 (別記様式19) 3 平面図 4 配線系統図 5 仕様書	(1) 「平面図」には、次の内容を明記すること。 ア 引込線取付点から屋内分電盤までの配線と変流器及び受信機設置位置 イ 音響装置を設置した場所の用途 (2) 「配線系統図」には、次の内容を明記すること。 ア 引込線取付点から分電盤までの単線結線図 イ 操作電源の分岐方法、電源の太さ、開閉器等の容量 (3) 「仕様書」は、漏電火災警報器の概要表又は、級別、型式、製造会社、検定の有無、公称作動電流値、使用電圧、変流器種別、定格電流、定格電圧等を明記すること。ただし、これらの内容が記載されたカタログ等が添付されている場合はこの限りでない。

<p>すべり台 すべり棒 避難ロープ 避難はしご (固定式のものを除く) 避難橋 避難用タラップ</p>	<p>1 防火対象物の概要表 (別記様式1) 2 設備の概要表 (別記様式20) 3 配置図 4 平面図 5 立面図 6 避難器具の設計図及び構造計算書</p>	<p>(1) 「配置図」には、敷地内における建築物のうち、他の建築物との別、建築物の各部分と敷地に接する道路の位置及び幅員を記入する。 (2) 「平面図」には、設置位置を記入する。 (3) 「立面図」には、外壁面に設置階から避難階までの動線を記入する。 (4) 「避難器具の設計図」には、避難器具を取り付ける開口部の詳細、避難器具の取付金具及び取り付ける部分の詳細を記入する。 (5) 「構造計算書」には、避難器具の取付金具及び取り付ける部分の強度の算出方法を記入する。</p>
<p>誘導灯 誘導標識</p>	<p>1 防火対象物の概要表 (別記様式1) 2 設備の概要表 (別記様式21) 3 平面図 4 配線系統図 5 仕様書 6 総合操作盤(自動火災報知設備等から発せられた信号を受信し、あらかじめ設定された動作をする誘導灯に限る。)に関する図書 7 非常電源(別置型に限る。) 8 総合操作盤の概要表 (別記様式9)</p>	<p>(1) 「平面図」には、誘導灯又は誘導標識の設置位置、誘導灯の区分(A級・B級・C級)等を明記すること。また、特例が適用された部分には、その旨の表示をすること。 (2) 「配線系統図」には、分電盤等からの電線の施工方法、種類、太さ及び使用電源等を明記すること。 (3) 「仕様書」は、仕様の記載されたカタログ等に代えることができる。 告示第5第3号(4)に規定する高輝度蓄光式誘導標識のうち、告示に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録した登録機関の認定を受けた旨の表示が付されているものにあつては、仕様書(パンフレット等)等。 (4) 「非常電源」は、第1-1表、消火設備欄の非常電源の例によること。</p>
<p>排煙設備</p>	<p>1 防火対象物の概要表 (別記様式1) 2 設備の概要表 (別記様式22) 3 平面図 4 ダクト系統図 5 配線図 6 仕様書及び計算書 7 総合操作盤に関する図書 8 非常電源 9 総合操作盤の概要表(別記様式9)</p>	<p>(1) 「平面図」には、排煙区域、空気流入口、排煙口及び手動起動装置の位置を明記すること。 (2) 「ダクト系統図」には、階別の平面系統及び立面系統を明記すること。ただし、平面系統については、平面図に明記することできる。 (3) 「配線図」には、分電盤からの配線方法、使用電源及び工事方法等を明記すること。 (4) 「仕様書」には、設備の概要及び使用機材の機能、構造等を明記すること。 (5) 「非常電源」については、第1-1表消火設備欄の非常電源の例によること。</p>

<p>非常コンセント設備 共同住宅用非常コンセント設備</p>	<p>1 防火対象物等の概要 (別記様式1) 2 設備の概要表 (別記様式23) 3 平面図 4 立面図 5 配線系統図 6 仕様書 7 総合操作盤に関する図書 8 非常電源 9 総合操作盤の概要表 (別記様式9)</p>	<p>(1)「平面図」には、設置位置を明記する。 (2)「立面図」には、次の内容を明記すること。 ア 設置する場所の断面図 イ 箱体の立面図 (3)「配線系統図」には、次の内容を明記すること。 ア 常用及び非常電源の配線 イ 開閉器等の位置、種類、容量等 (4)「仕様書」は、仕様の記載されたカタログ等に代えることができる。 (5)「非常電源」については、第1-1表消火設備欄の非常電源の例によること。</p>
<p>無線通信補助設備</p>	<p>1 防火対象物等の概要表 (別記様式1) 2 設備の概要表 (別記様式24) 3 平面図 4 配線系統図 5 総合操作盤(増幅器を設ける場合に限る。)に関する図書 6 使用機器図 7 総合操作盤の概要表 (別記様式9)</p>	<p>(1)「平面図」には、設備平面図と兼ねることができ、設備系統を構成する機器、電線等を平面的に明記すること。 (2)「配線系統図」は、電源系統図、設備系統図、設備平面図の順とすること。 (3)「総合操作盤(増幅器を設ける場合に限る。)に関する図書」には、次の内容を明記すること。 ア 設備系統図は、配線の立ち上がり・引き下げ及び機器の配置状況等について、系統別に明記し、各機器(構成部品)における損失・利得及び輻射レベルを併記すること。 イ 設備平面図には、設備系統を構成する機器、配線等を平面的に明記すること。 (4)「使用機器図」には、保護箱、混合器、分配器、空中線等の各機器の姿図、展開図、仕様等を明記すること。</p>
<p>簡易自動消火装置</p>	<p>1 防火対象物の概要表 2 設備の概要表 (別記様式25) 3 平面図 4 配管系統図 5 配線系統図 6 計算書 7 使用機器図</p>	<p>(1)「配管系統図」には、消火装置等の構成、配置、配管の経路等を系統的に明記すること。 (2)「配線系統図」には、配線の種類、電源系統及び配線系統並びに作動順序を示す接続の状況、移報表示等を明記すること。 (3)「計算書」には、被防護面積等の算定内容を明記すること。</p>

3 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書

- (1) 法第 17 条の 3 の 2 の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置の届出（以下「設置届」という。）の添付書類及び記載要領については、第 1－3 表によること。
 なお、簡易自動消火装置の設置届について準用する。
- (2) 着工届及び工事計画書の対象となる設備については、第 1－1 表、第 1－2 表に記載された添付図書によること。
- (3) 設置届に係る添付書類で、着工届及び工事計画書に添付した図書と同一となるものにあつては、これを省略することができる。

第 1－3 表

設備の種類	添付書類	記載要領等
消火器 住宅用消火器	1 平面配置図 2 仕様書(パンフレット等)及び能力単位計算書	「能力単位計算書」は、試験結果報告書備考欄に記載してあれば、別様でなくても支障ない。
告示第5第3号(4)に規定する高輝度蓄光式誘導標識	1 平面配置図 2 仕様書(パンフレット等)、認定書及び型式認定付属書(写し)	「誘導灯及び誘導標識の試験結果報告書」の「設置場所の照度」の欄に設置箇所に応じて平面又は床面の照度を記入し、「表示面の平均照度」の欄には、常用光源蛍光ランプD ₆₅ で 100lx の照度で 20 分間照射し照射をとめた 20 分後の照度を記入するものであること。 ただし、告示に適合しているものとして、総務大臣又は消防長官が登録した登録機関の認定を受けた旨の表示が付されているものにあつては、省略することができる。

4 消防用設備等特例適用申請書

政令第 32 条の規定に基づく消防用設備等の特例の適用を受けようとする者は、あらかじめ消防用設備等特例適用申請書に特例を適用するために必要となる添付書類を添えて 1 部提出すること。

その後、内容の審査を行ったのち、審査結果を通知する。

なお、本指針に定めがあり、特例の適用が明らかな場合は、この限りでない。

別記様式 2

屋内消火栓設備・屋外消火栓設備 } の概要表
 水噴霧消火設備・泡消火設備 }

水 源	専用・兼用	種 別	地下ピット・床置き・その他 ()			有効水量 (当該設備用)	m ³		
加 圧 送 水 装 置	ポンプ方式	ポンプ、電動機	専用・兼用	口径 × 吐出量 × 全揚程 × 出力					
			電圧	V	φ × L/min × m × kw				
	ユニット型	呼水装置	有・無	有効容量	L	減水警報の表示場所			
		起動用圧力タンク	有・無	容量	L	ポンプ設置場所			
高架水槽方式	有効落差	m	圧力水槽方式	加圧圧力	MPa	内容積	m ³		
屋内消火栓	1号	個	2号	個	易操作性1号	個	合 計	個	
屋外消火栓	個	ホース	長さ	m	本	表示灯	専用・兼用		
噴霧ヘッド	標準放射量		L/min		標準放射圧力	MPa	放射角度 °		
泡放出口	フォームヘッド		個		フォームウォータースプリンクラーヘッド		個		
	高発泡用泡放出口		個		泡ノズル		個		
泡消火設備の方式		固定式 (全域・局所) ・ 移動式		高発泡・低発泡	一斉開放弁	A 個			
泡 消 火 薬 剤	種別	たん白泡・合成界面活性剤・水成膜泡		貯蔵量	L	希釈容量濃度	%		
	混合方式	差圧混合方式・管路混合方式・圧入混合方式・ポンプ混合方式・その他 ()							
放 (出・射) 区域	区域数	最大	放水 (出・射) 面積	m ²	放水 (出・射) 量	L/min	放出体積	m ³	
		最小	放水 (出・射) 面積	m ²	放水 (出・射) 量	L/min	放出体積	m ³	
起動装置	ポンプ起動方式	自火報発信機・専用スイッチ・起動用水圧開閉装置・流水検知装置・その他							
	起動感知方式	スプリンクラーヘッド・感知器・その他 ()					手動式開放弁		
自動警報装置	流水検知装置	A	個	圧力検知装置	個	その他			
配 管	立上がり管口径	A	材質	専用・兼用 (設備)					
	止水弁	逆止弁		その他 ()					
ブ ー ス ポ タ ン ク	ポンプ、電動機	口径 × 吐出量 × 全揚程 × 出力				補助水槽			
		φ × L/min × m × kw				m ³			
		φ × L/min × m × kw				m ³			
電 源	常用電源	単相・三相 AC V		電灯回路・動力回路					
		DC V AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共用			
	非常電源	自家発電設備	単相・三相 AC・DC V kVA		使用別	専用・共用			
		蓄電池設備	DC V AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共用		
非常電源専用受電設備		単相・三相 AC V							
配 線	常用電源回路	露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他 ()							
	非常電源回路	耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他 ()							
	警報回路	耐熱電線・電線管露出・電線管理設・その他 ()							
	その他の回路	IV電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他 ()							
その他									

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。

別記様式3

スプリンクラー設備の概要表

水 源	専用・兼用	地下ピット・床置き・その他 ()			有効水量(当該設備用)	m ³	
加圧送水装置	ポンプ方式	ポンプ、電動機	専用・兼用	口径 × 吐出量 × 全揚程 × 出力			
			電圧	V	φ × L/min × m × kw		
	ユニット型	呼水装置	有・無	有効容量	L	減水警報の表示場所	
		起動用圧力タンク	有・無	容 量	L	ポンプ設置場所	
高架水槽方式	有効落差	m	圧力水槽方式	加圧圧力	MPa	内容積	m ³
スプリンクラーヘッド等	閉鎖型 (高感度)	(温度 °C 個)	・ (温度 °C 個)	減 圧 弁			
	閉鎖型 (標準型)	(温度 °C 個)	・ (温度 °C 個)	有・無			
	小区画型	(温度 °C 個)	・ (温度 °C 個)				
	側壁型	(温度 °C 個)	・ (温度 °C 個)				
開放型ヘッド	個		補助散水栓	個			
設備の方式	湿式・乾式・予作動式		自動警報装置	流水検知装置	A 個	・ 圧力検知装置	個
ポンプ起動方式	起動用水圧開閉装置・流水検知装置・その他 ()				送水口 (双口型 個)		
起動感知方式	スプリンクラーヘッド・感知器・その他 ()				手動式開放弁		
一斉開放弁	A 個		電動弁等	A 個			
配管	立上がり管口径	A		材質	専用・兼用 (設備)		
	弁 類	止水弁	逆止弁	その他 ()			
放水型ヘッド	固定式 (個)・可動式 (個)		一斉開放弁	A 個			
加圧送水装置	放水型ヘッド用ポンプ	ポンプ、電動機	専用・兼用	口径 × 吐出量 × 全揚程 × 出力			
			電圧	V	φ × L/min × m × kw		
	ユニット型	呼水装置	有・無	有効容量	L	減水警報の表示場所	
		起動用圧力タンク	有・無	容 量	L	ポンプ設置場所	
起動感知方式	感知器・走査型の感知器・その他 ()						
配管	立上がり管口径	A		材質	専用・兼用 (設備)		
	弁 類	止水弁	逆止弁	その他 ()			
ブースタンク	ポンプ、電動機	口径 × 吐出量 × 全揚程 × 出力				補助水槽	
		φ × L/min ×		m × kw		m ³	
		φ × L/min ×		m × kw		m ³	
補助加圧装置	ポンプ、電動機	φ × L/min × m × kw					
		φ × L/min ×		m × kw			
		φ × L/min ×		m × kw			
電 源	常用電源	単相 ・ 三相 AC V 電灯回路 ・ 動力回路					
		DC V AH		充電方式	トリクル ・ 浮動	使用別	専用・共用
	非常電源	自家発電設備 単相 ・ 三相 AC・DC V kVA				使用別	専用・共用
		蓄電池設備 DC V AH		充電方式	トリクル ・ 浮動	使用別	専用・共用
非常電源専用受電設備		単相 ・ 三相 AC V					
配 線	常用電源回路	露出ケーブル、電線管露出、電線管理設、その他 ()					
	非常電源回路	耐火電線、電線管露出、電線管理設、その他 ()					
	警 報 回 路	耐熱電線、電線管露出、電線管理設、その他 ()					
	その他の回路	IV 電線、露出ケーブル、電線管露出、電線管理設、その他 ()					
その他							

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。

別記様式 4

不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備 } の概要表
 粉末消火設備

放出方式	全域放出方式・局所放出方式・移動式		制御盤設置位置						
貯蔵容器等	蓄圧(高圧式・低圧式・その他())・加圧								
起動方式	手動電気式・手動ガス式・自動式								
音響警報	音声・サイレン・音声+サイレン・ブザー・その他()								
放出表示灯	設置個数	箇所	回転灯等	設置個数	箇所	赤色表示灯	専用・兼用		
消火剤	種別				設置場所				
	容器別数量	kg	×	容器本数	本	= 総数量 kg			
加圧用ガス	窒素ガス・二酸化炭素	数量	m ³ ・L・kg		容器本数	本			
	管								
配管	弁類	選択弁・放出弁・減圧弁・閉止弁・その他()							
放出区域	区域数	最大	放出面積	m ²	放出率	kg/s	放出体積	m ³	
	区域	最小	放出面積	m ²	放出率	kg/s	放出体積	m ³	
移動式消火設備の数	箇所								
電源	常用電源	单相・三相	AC	V	電灯回路・動力回路				
		DC	V	AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共用	
源	非常電源	自家発電設備	单相・三相	AC・DC	V	kVA	使用別	専用・共用	
		蓄電池設備	DC	V	AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共用
配線	常用電源回路	露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他()							
	非常電源回路	耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他()							
線	警報回路	耐熱電線・電線管露出・電線管理設・その他()							
	その他の回路	IV電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他()							
	放出区域名	階	面積	体積	換気口	換気装置	排出措置	消火剤量	ヘッド数
1			m ²	m ³	有(閉)・無	有(停)・無	機械・自然	kg	個
2			m ²	m ³	有(閉)・無	有(停)・無	機械・自然	kg	個
3			m ²	m ³	有(閉)・無	有(停)・無	機械・自然	kg	個
4			m ²	m ³	有(閉)・無	有(停)・無	機械・自然	kg	個
5			m ²	m ³	有(閉)・無	有(停)・無	機械・自然	kg	個
6			m ²	m ³	有(閉)・無	有(停)・無	機械・自然	kg	個
7			m ²	m ³	有(閉)・無	有(停)・無	機械・自然	kg	個
その他									

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。

別記様式5

自動火災報知設備の概要表

(その1)

感 知 器	機 種		蓄積	自動	遠隔	種別	個数
	式 型 ()						
	型式番号	感第 号	製造会社名				
	式 型 ()						
	型式番号	感第 号	製造会社名				
	式 型 ()						
	型式番号	感第 号	製造会社名				
	式 型 ()						
	型式番号	感第 号	製造会社名				
	式 型 ()						
	型式番号	感第 号	製造会社名				
	式 型 ()						
	型式番号	感第 号	製造会社名				
	式 型 ()						
	型式番号	感第 号	製造会社名				
	式 型 ()						
	型式番号	感第 号	製造会社名				
	発 信 機	屋内型	型 級 個	型式番号	発第 号	製造会社名	
屋外型		型 級 個	型式番号	発第 号	製造会社名		
表 示 灯	V 個						
中 継	種 別		回線数	電 源 供 給 方 式			設置台数
	自動・遠隔・アナログ・その他(型式番号 中第 号)			専用(予備電源 V AH)・受信機・その他()			
	自動・遠隔・アナログ・その他(型式番号 中第 号)			専用(予備電源 V AH)・受信機・その他()			
	自動・遠隔・アナログ・その他(型式番号 中第 号)			専用(予備電源 V AH)・受信機・その他()			
	自動・遠隔・アナログ・その他(型式番号 中第 号)			専用(予備電源 V AH)・受信機・その他()			
	自動・遠隔・アナログ・その他(型式番号 中第 号)			専用(予備電源 V AH)・受信機・その他()			
	自動・遠隔・アナログ・その他(型式番号 中第 号)			専用(予備電源 V AH)・受信機・その他()			
	自動・遠隔・アナログ・その他(型式番号 中第 号)			専用(予備電源 V AH)・受信機・その他()			
	製 造 会 社 名						

別記様式5

(その2)

受信機	蓄積式・二信号式・アナログ式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・その他()	
	P・GP型 級 / 回線 R・GR型 自火報点数 点 その他() 点数 点 予備点数 点	
	予備電源 (DC V AH) 設置場所 階 室	
	型式番号 受第 号 製造会社名	
表示器	/ 回線 台 自火報点数 点 その他点数 点 予備点数 点	
	/ 回線 台 自火報点数 点 その他点数 点 予備点数 点	
電源	常用電源	単相・三相 AC V 非常電源専用受電設備回路・電灯回路・動力回路 DC V AH 充電方式(トリクル・浮動) 使用別(専用・共用())
	非常電源	非常電源専用受電設備 単相・三相 AC V 蓄電池設備 DC V AH 充電方式(トリクル・浮動) 使用別(専用・共用())
音響装置	主音響装置 (内蔵されているものは除く)	ベル・サイレン・電子ブザー・スピーカー・その他()
		鐘径 mm 定格 DC V mA 個
		型式番号() 製造会社名
	地区音響装置	型式番号() 認定番号() 製造会社名
		ベル・サイレン・電子ブザー・音声合成・その他() 鐘径 mm 定格 DC V mA 個 dB
	音声切替装置	型式番号() DC V 製造会社名
常用電源 単相 AC V 非常電源専用受電設備回路・電灯回路 非常電源 蓄電池設備 DC V AH 充電方式(トリクル・浮動)		
配線	常用電源回路	ケーブル露出・電線管露出・電線管理設・その他()
	非常電源回路	耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他()
	警報回路	耐熱電線・電線管露出・電線管理設・その他()
	その他回路	I V 電線・ケーブル露出・電線管露出・電線管理設・その他()
関連設備	消火設備()・火災通報装置・誘導灯信号装置	
	非常警報設備・放送設備・その他()	
工事者区分	電源工事	
	配線工事	
	配線工事	
	配線工事	
	機器の取り付け工事	
その他		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。
 3 感知器記入欄の()内は、その機能又は性能を記入すること。
 4 関連設備の消火設備()内は、その設備等の種類を記入すること。

別記様式6

消防機関へ通報する火災報知設備の概要表

項 目			
回線種別	<input type="checkbox"/> アナログ <input type="checkbox"/> デジタル ()		
火 災 通 報 装 置	品名・型式	型式番号	
	製造会社名		
	設置場所		
	遠隔起動装置	設置場所	電話機付 (1) (2) (3) () (4) (5) (6)
			電話機なし (1) (2) (3) () (4) (5) (6)
	選択信号送出方式 (アナログ方式) <input type="checkbox"/> DP方式 (<input type="checkbox"/> 10PPS、 <input type="checkbox"/> 20PPS) <input type="checkbox"/> PB方式		
	自動火災報知設備連動 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	常用電源 AC V		
	予備電源 DC V AH		
付 属 装 置 (ターミナルアダプター)	品名・型式	型式番号	
	製造会社名		
	種 別 <input type="checkbox"/> 優先接続型 <input type="checkbox"/> 優先接続型以外		
	設置場所		
	接続方法	接続端末機器等	優先接続型 <input type="checkbox"/> 火災通報装置 (アナログ) 台 <input type="checkbox"/> アナログ端末機器 台 <input type="checkbox"/> デジタル端末機器 台 (送受信情報量 kbps)
			以外 優先接続型 <input type="checkbox"/> 火災通報装置 (アナログ) 台 <input type="checkbox"/> アナログ端末機器 台 <input type="checkbox"/> デジタル端末機器 台 (送受信情報量 kbps)
	送受信情報量の表示 kbps		
	常用電源 AC V		
予備電源 DC V AH			
工 事 者 区 分	電源工事	配線工事	
	機器の取付工事		
	工事担当者・電話工事		
そ の 他			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 選択肢の併記してある欄は、該当事項の□印内をチェックすること。
 3 工事者区分欄には、設備会社名等を記入すること。

別記様式7

ガス漏れ火災警報設備の概要表

検知器	検知対象ガス	空気より軽い都市ガス	空気より重い都市ガス	その他のもの			
	個数	個	個	個			
中継器	回線	専用方法 受信機供給方法 その他の方法	電源	予備電源	V	AH	
受信機	区分	型	回線数	／ 回線			
	付属装置			付属回路			
	予備電源	V	AH	設置場所	階		
電源	常用電源	単相・三相 AC V 電灯回路・動力回路					
		DC V AH	充電方法	トリクル・浮動	使用別	専用・共用	
	非常電源	蓄電池設備		充電方法	トリクル・浮動	使用別	専用・共用
		DC V AH	インバーター出力	VA			
		自家発電設備 単相・三相 AC V KVA					
警報装置	音声警報装置	増幅器出力	スピーカー個数	非常用放送設備と兼用			
		定格 W	個	有・無			
	ガス漏れ表示灯	中継器付属のもの		その他のもの			
		個		個			
	検知区域警報装置	検知器付属のもの		その他のもの			
個		個					
配線	常用電源回路	露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他 ()					
	非常電源回路	耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他 ()					
	検知器回路	耐熱電線・電線管露出・電線管理設・その他 ()					
	警報装置回路	耐熱電線・電線管露出・電線管理設・その他 ()					
	その他の回路	I V電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他 ()					
工事者区分	電源及び配線			機器取付			
製造者名	受信機製造会社			型式番号			
	中継器製造会社			型式番号			
	検知器製造会社						
その他							

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。

別記様式8

避難器具の概要表

防 火 対 象 物 の 概 要											
名 称					所 在 地						
用 途					階数(階層)	地上	階	地下	階	塔屋	階
主要構造部	耐火構造・準耐火構造・その他()				延べ面積	m ²					
避 難 器 具 の 概 要											
階 別	床面積	用 途	収容人員	無窓該当	階段の数	減免数	設置数	避難器具の種別(個数)			
								は()・袋()・緩()			
								は()・袋()・緩()			
								は()・袋()・緩()			
								は()・袋()・緩()			
								は()・袋()・緩()			
								は()・袋()・緩()			
								は()・袋()・緩()			
								は()・袋()・緩()			
								は()・袋()・緩()			
								は()・袋()・緩()			
避難器具の種別											
型 式 番 号		第 ~ 号		第 ~ 号		第 ~ 号		第 ~ 号			
設置場所の状況 (用途、構造等)											
開口部の大きさ 縦 × 横 (cm)		×		×		×		×			
腰 高 (cm)											
操 作 面 積 (cm)											
個 定 位 置											
固 定 方 法											
固定部材にかかわる 設計荷重 (kN)											
固定部材の許容応力 (kN)											
そ の 他											

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 避難器具の種別(個数)欄は、「は」は金属製避難はしご、「袋」は救助袋、「緩」は緩降機を表し、避難器具の種別の後の()内にそれぞれの種別ごとの設置個数を記載すること。

別記様式9

総 合 操 作 盤 の 概 要 表

品名・型式			
音響装置		<input type="checkbox"/> ベル・ <input type="checkbox"/> ブザー・ <input type="checkbox"/> 音声警報・その他（ ）	
表示方法		<input type="checkbox"/> CRT・ <input type="checkbox"/> グラフィックパネル・ <input type="checkbox"/> 窓・その他（ ）	
製造会社名			
監視場所(副監視) (遠隔監視)		階 室	
電源	常用電源	AC V	
	非常電源	<input type="checkbox"/> 非常電源専用受電設備・非常電源(自家発電設備)・蓄電池設備 DC V AH	
消防用設備等	<input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備		<input type="checkbox"/> スプリンクラー設備
	<input type="checkbox"/> 泡消火設備		<input type="checkbox"/> 不活性ガス消火設備
	<input type="checkbox"/> 粉末消火設備		<input type="checkbox"/> 屋外消火栓設備
	<input type="checkbox"/> ガス漏れ火災警報設備		<input type="checkbox"/> 非常警報設備 (放送設備に限る。)
	<input type="checkbox"/> 排煙設備		<input type="checkbox"/> 連結散水設備
	<input type="checkbox"/> 非常コンセント設備		<input type="checkbox"/> 無線通信補助設備
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
避難設備・建築設備等	<input type="checkbox"/> 排煙設備		<input type="checkbox"/> 非常用の照明設備
	<input type="checkbox"/> 空気調和		<input type="checkbox"/> 非常用エレベーター
	<input type="checkbox"/> 防煙区画 (構成機器設備)		<input type="checkbox"/> 非常錠設備
	<input type="checkbox"/> ガス緊急遮断弁		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
工事者区分	電源工事		
	配線工事		
	配線工事		
	機器の取付工事		
	機器の取付工事		
	機器の取付工事		
その他			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 選択肢の併記してある欄は、該当事項の□印内をチェックすること。
 3 工事者区分欄には、設備会社名等を記入すること。

別記様式10

パッケージ型消火設備の概要表

種 別	I型×()台・II型×()台									
認 定 番 号	号	型式記号								
消火薬剤貯蔵容器等	加圧・蓄圧(MPa)	材質		内容積	L×本					
消火薬剤	種 別	型式番号								
	貯 蔵 量	(1台当たり) L×本=L								
加 圧 用 ガ ス	ガスの種別	窒素・二酸化炭素								
	充 填 量	(1台当たり) m ³ ・L・kg × 本			充填圧力	MPa				
ホース等	材 質				ノズル切替有無	有・無				
	寸 法	長さ m (I型・II型)								
	ホース収納方式	リール収納方式・ホース架収納方式								
設 置 場 所	設 置 階									
	台 数									
電 源	常用電源回路	単相・三相 AC V 電灯回路・動力回路								
		DC V AH	充電方式：トリクル・浮動 使用別：専用・共同							
	非常電源回路	種別() DC V AH		充電方式：トリクル・浮動 使用別：専用・共同						
配 線	表示灯回路	露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他()								
	非常電源回路	耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他()								
放 射 能	放 射 率	L/min								
	放 射 距 離	m								
	全量放射時間	秒								
備 考										

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 選択肢の併記してある欄は、該当事項を○で囲むこと。
 別記様式11

パッケージ型自動消火設備の概要表

認定番号・設置台数		認定型式番号		号×	台	型式記号					
消火薬剤貯蔵容器等		加圧・蓄圧(MPa)		材質				内容積	L×本		
消火薬剤		種別				型式番号					
		薬剤量		容器別数量		L×容器本数	本	L×容器本数	本		
				L×容器本数	本	L×容器本数	本				
				L×容器本数	本	L×容器本数	本				
				L×容器本数	本	L×容器本数	本				
L×容器本数	本			L×容器本数	本						
加圧用ガス		ガスの種別		窒素・二酸化炭素							
		充填量		(1台当たり)		m ³ ・L・kg×	本	充填圧力	MPa		
本体設置状況		薬剤貯蔵容器等				接地端子		有・無			
感知部		感知器の種別		式 型 ()		型式番号：感第		号×	種 個		
				式 型 ()		型式番号：感第		号×	種 個		
				式 型 ()		型式番号：感第		号×	種 個		
				式 型 ()		型式番号：感第		号×	種 個		
		検出方式									
音響装置		音声・サイレン・音声+サイレン・ブザー・その他 ()				連動有無		有 () 無			
手動起動方式											
放出導管		主管		材質：呼び方：		分岐管		材質：			
		最大長さ		m							
放出口		材質：		放射量：		L/min					
補助散水栓		屋内消火栓 (1号・2号・易操作1号) × 台				I型× 台		II型× 台			
電源		常用電源回路		単相・三相 AC V 電灯回路・動力回路		DC V AH		充電方式：トリクル・浮動		使用別：専用・共同	
		非常電源回路		種別 () DC V AH		充電方式：トリクル・浮動		使用別：専用・共同			
配線		常用電源回路		露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他 ()							
		非常電源回路		耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他 ()							
		警報回路		耐熱電線・電線管露出・電線管理設・その他 ()							
		その他の回路		IV電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他 ()							
階	階面積	主な用途		同時放射区域	最大同時放射区域面積	放出口数	備考				
階	m ²			区域	m ²	個					
階	m ²			区域	m ²	個					
階	m ²			区域	m ²	個					
階	m ²			区域	m ²	個					
階	m ²			区域	m ²	個					
階	m ²			区域	m ²	個					
階	m ²			区域	m ²	個					
階	m ²			区域	m ²	個					
合計				区域		個					
備考											

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 選択肢の併記してある欄は、該当事項を○で囲むこと。
 別記様式12

消防用設備等工事計画書			
あて			年 月 日
住所 届出者		(電話)	
氏名			
工事の場所		相模原市 電話番号	
工事を行う防火対象物の名称			
消防用設備等の種類			
消 防 工 事 設 施 工 者	住所		電話番号
	法人の名称及び 代表者の氏名		
	氏名 (消防用設備等の工事に直接携わるもの)		
工事の種類		1 新設 2 増設 3 移設 4 取替え 5 改造 6 その他	
建物の概要		建築面積	m ² 延べ面積 m ²
		用途	階数 地上 階 地下
		構造	1 耐火構造 2 準耐火構造 3 その他 ()
工事施工予定期間		年 月 日 ~ 年 月 日	
* 受付欄		* 経過欄	

※ 工事着工前に、あらかじめ提出して下さい。

*印の欄は、記入しないで下さい。

別記様式13

動力消防ポンプ設備概要表

項目			
種別	<input type="checkbox"/> 消防ポンプ自動車 <input type="checkbox"/> 自動車に牽引されるもの <input type="checkbox"/> 小型動力ポンプ付積載車 <input type="checkbox"/> 可搬消防ポンプ		
	個数 () 個		
水源	種別 <input type="checkbox"/> 防火水槽 <input type="checkbox"/> 地上タンク <input type="checkbox"/> その他 ()		
	構造		
	水量 保有量 () m ³ 有効水量 () m ³		
	専兼用 <input type="checkbox"/> 専用 <input type="checkbox"/> 兼用		
ポンプの設置場所	消防ポンプ自動車等	設置場所	
		周囲の状況	
		水源からの歩行距離	() m
	可搬消防ポンプ	設置場所	
		周囲の状況	
		水源からの歩行距離	() m
動力消防ポンプ	製造番号等		
	ポンプの級別	A・B・C・D— 級	
	規格放水量	L/min	
	吸水口の口径	mm	
	放水口の口径	mm	
	放水口数	口	
	燃料等		
放水用具	消防ホース	呼称	×長さ m× 本
	筒先口径	mm	
	吸管ストレーナー	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	その他		
備考			

* 項目中の□欄は、該当するものを√印で記入して下さい。

別記様式14

消防用水概要表

項目		
方式	<input type="checkbox"/> 自吸式、 <input type="checkbox"/> 加圧式	
水源	種別 水量	<input type="checkbox"/> 防火水槽 <input type="checkbox"/> 地中梁 <input type="checkbox"/> 据え置き <input type="checkbox"/> その他 () 保有量 () m ³ 有効水量 () m ³ <input type="checkbox"/> 専用 <input type="checkbox"/> 兼用
	構造	鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 現場打ち <input type="checkbox"/> 二次製品 その他
種別	<input type="checkbox"/> 連絡装置：有 ・ ブースターポンプ：有 <input type="checkbox"/> 連絡装置：有 ・ ブースターポンプ：無 <input type="checkbox"/> 連絡装置：無 ・ ブースターポンプ：有 <input type="checkbox"/> 連絡装置：無 ・ ブースターポンプ：無	
連絡装置設置位置		<input type="checkbox"/> 採水口付近、 <input type="checkbox"/> 防災センター内、 <input type="checkbox"/> その他 _____
ブースターポンプ	設置位置	
	種別	<input type="checkbox"/> 水中ポンプ <input type="checkbox"/> その他 ()
	ポンプ電動機	<input type="checkbox"/> 専用 <input type="checkbox"/> 兼用 吐出量 () L/min 全揚程 () m 出力 () kW 口径 () mm 電圧 () V
	呼水装置	有効容量 () L 給水方法 () 呼水管 () A 減水警報の種別 _____ 及び表示場所 _____
	起動スイッチ位置	<input type="checkbox"/> 採水口付近、 <input type="checkbox"/> 防災センター内、 <input type="checkbox"/> その他 ()
吸水方法	採水口	<input type="checkbox"/> 呼称75ねじ式 <input type="checkbox"/> 呼称65差し込み式
	吸水管投入口	投入口寸法 直径 () cm 投入口である旨の表示 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
備考		

* 項目中の□欄は、該当するものを√印で記入して下さい。
別記様式15

連結散水設備概要表

項目			
設備方式	<input type="checkbox"/> 開放式ヘッド方式 <input type="checkbox"/> 閉鎖型ヘッド方式（屋内消火栓設備兼用方式・高架水槽方式）		
開放型ヘッド方式	送水区域数	() 区域	
	送水口	双口型 () 基	
	ヘッド	最大設置数 () 個 最小設置数 () 個	
	選択弁	<input type="checkbox"/> 有（設置場所、口径 A、個）、 <input type="checkbox"/> 無	
	排水弁	<input type="checkbox"/> 有（設置場所、口径 A、個）、 <input type="checkbox"/> 無	
	設計送水圧力	() MPa	
	配管	管材種	<input type="checkbox"/> JIS ()、 <input type="checkbox"/> その他 ()
		管継手	<input type="checkbox"/> JIS ()、 <input type="checkbox"/> その他 ()
		弁類	<input type="checkbox"/> JIS _____ (_____ K)、 <input type="checkbox"/> JIS 以外 _____ (_____ K)
		接続	<input type="checkbox"/> ねじ、 <input type="checkbox"/> その他 ()
防食措置		<input type="checkbox"/> ライニング管、 <input type="checkbox"/> その他 ()	
閉鎖型ヘッド方式	水源水量	有効 (m ³)	
	送水口	双口型 () 基	
	ヘッド	閉鎖型ヘッド (個)、表示温度 (°C)	
	連結送水管兼用	<input type="checkbox"/> 有、 <input type="checkbox"/> 無	
	加圧送水装置等	<input type="checkbox"/> ポンプ方式（設置場所)	
		・ <input type="checkbox"/> 専用ポンプ <input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備用ポンプ ・ ポンプ（吐出量 L/min × 全揚程 m × 口径 A） ・ 電動機（電圧 V、出力 kW）	
		<input type="checkbox"/> 高架水槽方式（設置場所)	
	起動方法	<input type="checkbox"/> 流水検知装置（設置数 個、口径 A）	
		<input type="checkbox"/> 圧力検知装置（設置数 個、口径 A）	
	設計送水圧力	() MPa	
	管	<input type="checkbox"/> JIS G 3442、 <input type="checkbox"/> JIS G 3452、 <input type="checkbox"/> その他	
	管継手	フランジ	<input type="checkbox"/> JIS B 2238、 <input type="checkbox"/> JIS B 2220、 <input type="checkbox"/> その他
		フランジ以外	<input type="checkbox"/> JIS B 2301、 <input type="checkbox"/> JIS B 2311、 <input type="checkbox"/> JIS B 2312、 <input type="checkbox"/> その他
	弁類	<input type="checkbox"/> JIS _____ (_____ K)、 <input type="checkbox"/> JIS 以外 _____ (_____ K)	
	配管の防食措置	<input type="checkbox"/> ライニング管、 <input type="checkbox"/> その他 ()	
その他			

(注1) 送水口及び放水口の結合金具は、「差し込み式」のものとする。

(注2) 口径が異なる場合は、備考欄にそれぞれ記入すること。

* 項目中の□欄は、該当するものを✓印で記入して下さい。

* 項目中「適合品の打刻」とは、一般社団法人日本消防放水器具工業会において定める基準に適合したものの表示をいう。

別記様式 16

非常警報設備（共同住宅用非常警報設備）概要表

項 目						
機器の種別	<input type="checkbox"/> 一体型 <input type="checkbox"/> 複合装置 <input type="checkbox"/> 単体型 <input type="checkbox"/> その他（ ） 認定番号（ ）					
音響装置	<input type="checkbox"/> 非常ベル <input type="checkbox"/> 自動式サイレン					
	鐘（スピーカー）径（ ）mm 電圧（ ）V 電流（ ）A 設置数 <input type="checkbox"/> 屋内型（ ）個 <input type="checkbox"/> 屋外型（ ）					
操作装置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 回線数（ / ）回線 設置場所（ 階 ）					
鳴動方法	<input type="checkbox"/> 一斉 <input type="checkbox"/> 出火階直上階 <input type="checkbox"/> ブロック <input type="checkbox"/> その他（ ）					
非常電源	<input type="checkbox"/> 専用受電設備 AC（ ）A					
	<input type="checkbox"/> 蓄電池設備 <input type="checkbox"/> 据置 <input type="checkbox"/> 内蔵	種類	容量	電圧	充電方式	充電々流
		<input type="checkbox"/> ニッカドミム <input type="checkbox"/> 鉛	（ ） 時間率	V	<input type="checkbox"/> トリクル <input type="checkbox"/> 浮電 <input type="checkbox"/> その他	mA
		<input type="checkbox"/> 密閉型 <input type="checkbox"/> 開放型				
配線	常用電源回路 <input type="checkbox"/> 露出ケーブル <input type="checkbox"/> 電線管露出 <input type="checkbox"/> 電線管理設 <input type="checkbox"/> その他 非常電源回路 <input type="checkbox"/> 耐火電線 <input type="checkbox"/> 電線管理設 <input type="checkbox"/> その他 警報回路 <input type="checkbox"/> 耐熱電線 <input type="checkbox"/> 電線管露出 <input type="checkbox"/> 電線管理設 <input type="checkbox"/> その他 弱電回路 <input type="checkbox"/> 露出ケーブル <input type="checkbox"/> 電線管露出 <input type="checkbox"/> 電線管理設 <input type="checkbox"/> その他					
備考						

* 項目中の□欄は、該当するものを√印で記入して下さい。

別記様式 18

避難器具概要表

項 目				
階 数 設 置 数 及 び 種 別				
階 数	種 別 及 び 設 置 数			
	() 個	() 個	() 個	() 個
	() 個	() 個	() 個	() 個
	() 個	() 個	() 個	() 個
	() 個	() 個	() 個	() 個
	() 個	() 個	() 個	() 個
	() 個	() 個	() 個	() 個
	() 個	() 個	() 個	() 個
	() 個	() 個	() 個	() 個
	() 個	() 個	() 個	() 個
	() 個	() 個	() 個	() 個
	() 個	() 個	() 個	() 個
合 計	() 個	() 個	() 個	() 個
型 式 承 認				
種 別	型 式 番 号 等			
()	() 個	() 個		
()	() 個	() 個		
()	() 個	() 個		
()	() 個	() 個		
()	() 個	() 個		
()	() 個	() 個		
()	() 個	() 個		
その他				

避難器具の階別設置数及び種別欄は、括弧内に避難器具の種別を記載すること。

別記様式 2 1

誘導灯・誘導標識概要表

項目				
区 分	避難口誘導灯	<input type="checkbox"/> A 級	<input type="checkbox"/> 矢印なし・ <input type="checkbox"/> 有効距離 60m___個・その他有効距離___m___個 <input type="checkbox"/> 矢印付き・ <input type="checkbox"/> 有効距離 40m___個 (備考2)	
		B 級	<input type="checkbox"/> BH 級	<input type="checkbox"/> 矢印なし・ <input type="checkbox"/> 有効距離 30m___個・その他有効距離___m___個 <input type="checkbox"/> 矢印付き・ <input type="checkbox"/> 有効距離 20m___個
			<input type="checkbox"/> BL 級	<input type="checkbox"/> 矢印なし・ <input type="checkbox"/> 有効距離 30m___個・その他有効距離___m___個 <input type="checkbox"/> 矢印付き・ <input type="checkbox"/> 有効距離 20m___個
		<input type="checkbox"/> C 級	<input type="checkbox"/> 有効距離 15m___個・その他有効距離___m___個	
	通路誘導灯	<input type="checkbox"/> A 級	<input type="checkbox"/> 有効距離 20m___個・その他有効距離___m___個	
		B 級	<input type="checkbox"/> BH 級	<input type="checkbox"/> 有効距離 15m___個・その他有効距離___m___個
			<input type="checkbox"/> BL 級	<input type="checkbox"/> 有効距離 15m___個・その他有効距離___m___個
		<input type="checkbox"/> C 級	<input type="checkbox"/> 有効距離 10m___個・その他有効距離___m___個	
	<input type="checkbox"/> 階段通路誘導灯		___個 [<input type="checkbox"/> 非常用の照明装置を設置 (<input type="checkbox"/> 30分間・ <input type="checkbox"/> 60分間)]	
	<input type="checkbox"/> 客席通路誘導灯		___個	
<input type="checkbox"/> 誘導標識		<input type="checkbox"/> 高輝度蓄光式___個・ <input type="checkbox"/> 中輝度蓄光式___個・ <input type="checkbox"/> その他___個		
機能(方式)	<input type="checkbox"/> 点滅・誘導音機能	<input type="checkbox"/> 視力又は聴力の弱い者の避難経路となる部分 <input type="checkbox"/> 百貨店等の地階の売場 <input type="checkbox"/> 誘導灯を容易に識別しにくい部分		
	<input type="checkbox"/> 点滅機能のみ			
	<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 誘導音機能のみ		
		<input type="checkbox"/> 消灯方式	<input type="checkbox"/> 無人の防火対象物 <input type="checkbox"/> 外光により避難口又は避難の方向が識別できる場合 <input type="checkbox"/> 利用形態により特に暗さが必要である場所 <input type="checkbox"/> 主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されているものの使用に供する場所 <input type="checkbox"/> 省令第28条の3第3項第1号二に掲げる場所で通常開放されている部分	
<input type="checkbox"/> 制御機器の設置		<input type="checkbox"/> 受信機 (移報装置を含む) ___個 <input type="checkbox"/> 信号装置___個 <input type="checkbox"/> 光電式自動点滅器___個 <input type="checkbox"/> 連動開閉器___個 <input type="checkbox"/> 扉開閉器と連動する点滅器___個 <input type="checkbox"/> 連動装置___個 <input type="checkbox"/> 照明器具連動点滅器___個 <input type="checkbox"/> 制御専用煙感知器___個 <input type="checkbox"/> 施錠連動点滅器___個		
<input type="checkbox"/> 通路誘導灯の補完		<input type="checkbox"/> 高輝度蓄光式誘導標識・ <input type="checkbox"/> 光を発する帯状の表示・ <input type="checkbox"/> その他___		
非常電源の容量		<input type="checkbox"/> 20分間・ <input type="checkbox"/> 60分間		
備考				

- 備考 1 項目中の□欄は該当するものを√印で、アンダーライン部分には該当する内容を記入すること。
2 その他有効距離は、省令第28条の3第2項第2号による場合の当該有効距離と個数を記入すること。

別記様式 2 2

排煙設備概要表

方 式		<input type="checkbox"/> 自然 <input type="checkbox"/> 機械 (<input type="checkbox"/> 吸引排煙 <input type="checkbox"/> 加圧防排煙)
項 目		
排 煙 機	設 置 位 置	_____階_____
	機械室の構造	壁 <input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他 天 井 <input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他 開口部 <input type="checkbox"/> 防火設備 <input type="checkbox"/> 不燃
	排 出 量	_____m ³ /m i n
	非 常 電 源	<input type="checkbox"/> 非常電源専用受電 <input type="checkbox"/> 自家発電設備 <input type="checkbox"/> 蓄電池設備 <input type="checkbox"/> 燃料電池設備
排 煙 口	大 き さ	_____m×_____m
	設 置 位 置	<input type="checkbox"/> 天井面 <input type="checkbox"/> 天井直下 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
	防煙区画の構造等	排煙区画面積 最大_____ m ² 排煙区画の構造 <input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
風 道 等	風道構造	<input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
	区画ダンパー	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 : 種別
給 気 機	設 置 位 置	_____階_____
	機械室の構造	壁 <input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他 天 井 <input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他 開口部 <input type="checkbox"/> 防火設備 <input type="checkbox"/> 不燃
	給 気 量	_____m ³ /m i n
	非 常 電 源	<input type="checkbox"/> 非常電源専用受電 <input type="checkbox"/> 自家発電設備 <input type="checkbox"/> 蓄電池設備 <input type="checkbox"/> 燃料電池設備
	起動装置	<input type="checkbox"/> 自動 (感知器連動) <input type="checkbox"/> 手動 <input type="checkbox"/> 遠隔操作
給 気 口	大 き さ	_____m×_____m
	設 置 位 置	<input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
	防煙区画の構造等	排煙区画面積 最大_____ m ² 排煙区画の構造 <input type="checkbox"/> 耐火 <input type="checkbox"/> 不燃 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
風 道 等	風道構造	(_____) m×(_____) m
	区画ダンパー	<input type="checkbox"/> 天井面 <input type="checkbox"/> 天井直下 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
消防活動拠点		<input type="checkbox"/> 特別避難階段の付室 <input type="checkbox"/> 非常用エレベーターの昇降ロビー <input type="checkbox"/> その他 (_____)
特記事項		

備考 項目中□欄は、該当するものを√印で、アンダーライン部分には該当する内容を記入すること。

別記様式 2 3

非常コンセント設備（共同住宅用非常コンセント設備）概要表

項 目	
設 置 場 所	_____階_____
設 置 数	1 1 階 以 上 _____個
	地 下 街 _____個
幹 線 数	_____系統
非 常 電 源	<input type="checkbox"/> 非常電源専用受電 <input type="checkbox"/> 自家発電設備 <input type="checkbox"/> 蓄電池設備 <input type="checkbox"/> 燃料電池設備
備 考	

* 項目中の欄は、該当するものをV印で、アンダーライン部分には該当する内容を記入すること。

別記様式 2 4

無線通信補助設備概要表

項 目						
増幅器	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 設置場所 _____ 型名 _____ ・ 利得 _____ d B					
方式	<input type="checkbox"/> 専用 <input type="checkbox"/> 共用 (<input type="checkbox"/> 警察用 ・ <input type="checkbox"/> 携帯電話用 ・ <input type="checkbox"/> その他 _____)					
周波数帯域	_____ MHz					
設置方式	<input type="checkbox"/> 漏洩同軸ケーブル ・ <input type="checkbox"/> 漏洩同軸ケーブルと空中線方式 ・ <input type="checkbox"/> 空中線方式					
無線機接続 端子位置	保護箱 (<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無) 保護箱の大きさ (mm) _____ × _____ × _____ 許容入力 (設計値) _____ W (連続)					
	消 防 用	端子設置場所	設置個数	そ の 他	端子設置場所	設置個数
混合器	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 設置位置 _____ ・ 入力端子数 _____ ・ 挿入損失 _____ d B					
分配器	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 型名 _____ ・ 挿入損失 _____ d B					
同軸ケーブル	使用長 _____ m ・ 敷設場所 _____ 型名 _____ ・ 伝送損失 標準 _____ d B/k m 施工方法 <input type="checkbox"/> 電線管工事 ・ <input type="checkbox"/> 露出工事 耐熱措置の方法 _____					
空中線	型名 _____ ・ 設置個数 _____ ・ 利得 _____ d B 電圧定在波比 _____ MHzにて、 _____					
漏洩同軸ケーブル	使用長 _____ m ・ 設置個数 _____ 型名 _____ ・ 結合損失 標準 _____ d B 耐熱措置の方法 _____ ・ 伝送損失 標準 _____ d B/k m					
その他	製造会社名 _____ 漏洩同軸ケーブル _____ ・ 空中線 _____ ・ 分配器 _____ ・ 増幅器 _____					

* 項目中の欄は、該当するものを√印で、アンダーライン部分には該当する内容を記入すること。

別記様式 26

消防用設備等特例適用申請書				
年 月 日				
あて				
住 所 申請者 (電話) 氏 名				
消防用設備等の設置について消防法施行令第32条の規定により特例の適用を受けたいので、次のとおり申請します。				
対象物	所在地			
	名 称		用途	
	規 模	地上 階	建築面積	m ²
		造	延べ面積	m ²
		地下 階		
適用を受けようとする消防用設備等及び内容				
適用を受けようとする対象物の範囲				
理 由				
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあってはその名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※印欄は記入しないこと。
- 4 当該対象物の案内図、平面図を添付すること。

別記様式 27

相模原市指令 () 第 号
年 月 日

消防用設備等特例適用承認通知書

殿

相模原市消防長 (消防署長)

年 月 日付けで申請のあった、消防法施行令第32条の規定に係る特例の適用については、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

対象物	所在地								
	名称								
	規模	<table border="0"> <tr> <td>地上</td> <td>階</td> <td>建築面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>地下</td> <td>階</td> <td>延べ面積</td> <td>m²</td> </tr> </table>	地上	階	建築面積	m ²	地下	階	延べ面積
地上	階	建築面積	m ²						
地下	階	延べ面積	m ²						
特例を適用する消防用設備等及び内容									
特例を適用する対象物の範囲									
承認条件									

第2 消防用設備等又は特殊消防用設備等の届出等に関する運用基準

1 消防用設備等又は特殊消防用設備等に係る軽微な工事に関する運用

工事整備対象設備等の着工届、消防用設備等工事計画書並びに消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届及び消防検査については、消防用設備等又は特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）を新たに設置する場合及び既存の消防用設備等の増設、改造等を行う場合を対象としているところであるが、当該消防用設備等に係る工事の区分、内容等に応じ、次のとおり運用することとする。

(1) 消防用設備等に係る工事の区分

ア 新設

防火対象物（新築のものを含む。）に従前設けられていない消防用設備等を新たに設けることをいう（建物を新たに建築する場合に当該防火対象物の用途、規模等に応じて義務付けられた消防用設備等を設置する場合、既存の防火対象物を増築することにより設置義務が生じた消防用設備等を設置する等の場合が該当する。）。

イ 増設

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加することをいう（増築等に伴い当該部分に配管を延長しスプリンクラーヘッドを設置する、感知器を設置する等の場合が該当する。）。

ウ 移設

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の全部又は一部の設置位置を変えることをいう（改築、修繕、模様替え等に伴い、屋内消火栓の設置位置を変える、感知器の設置位置を変える等の場合が該当する。）。

エ 取替え

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換することをいう（故障、劣化等した感知器を同一の種別感度のものと交換する。作動したスプリンクラーヘッドを交換する。屋内消火栓の消防用ホースを同一の口径のものと同様のものを交換する等の場合が該当する。）。

オ 改造

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加若しくは交換し、又は取り外して消防用設備等の構成、機能・性能等を変えることをいい、「取換え」に該当するものを除く（1号消火栓を易操作性1号消火栓にする、P型受信機をR型受信機に取り替える等の場合が該当する。）。

カ 補修

防火対象物に設置されている消防用設備等について、変形、損傷、故障箇所などを元の状態またはこれと同等の構成、機能、性能等を有する状態に修復することをいう（ヒューズの交換、消火栓箱・ホース格納箱等の塗装を塗り直す等が該当する。）。

キ 撤去

防火対象物に設置されている消防用設備等について、その全部を当該防火対象物から取り外すことをいう（改築、用途変更等により、設置義務のかからなくなった消防用設備を取り外す、防火対象物を取り壊す際に消防用設備等を取り外す

等の場合が該当する。)

2 工事整備対象設備等着工届

法第 17 条の 14 の規定に基づく工事整備対象設備等の着工届は、新設、増設、移設、取替え及び改造に該当する工事について必要とする。◆

ただし、増設、移設、及び取替えに該当する工事のうち、別表 1 に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことにより、着工届を必要としないことができるものとする。また、軽微な工事と「補修」以外の工事を同時に行う場合には、着工届を必要とする。

- (1) 政令第 36 条の 2 第 1 項に掲げる工事については、着工届の有無にかかわらず、当該消防用設備等に係る甲種特類又は甲種消防設備士が行うこと。
- (2) 甲種特類又は甲種消防設備士は、軽微な工事を実施した場合においても、当該工事の内容を記録するとともに、当該消防用設備等に係る試験結果報告書、図書（設計書、仕様書、計算書、系統図、配管・配線図、平面図、立面図、断面図等）及び現場の状況を補足する写真、試験データ等を作成・整備し、防火対象物の関係者に提出すること。
- (3) 防火対象物の関係者は、消防用設備等の修理、整備等の経過一覧表に所要の事項を記録するとともに、消防法施行規則第 31 条の 4 第 2 項に規定する維持台帳に所要の書類を添付して保存し、査察時等に提示できるようにしておくこと。

3 消防用設備等工事計画書

第 4 章第 1 工事整備対象設備等着工届出書、消防用設備等工事計画書、消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書、消防用設備等特例適用申請書の添付書類等 2 の規定に基づく工事計画書は、新設、増設、移設、取替え及び改造に該当する消防用設備等に係る工事について必要とする。ただし、増設、移設、及び取替えに該当する工事のうち、別表 2 に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、工事計画書を必要としないことができるものとする。また、軽微な工事と「補修」以外の工事を同時に行う場合には、工事計画書を提出するよう指導するものとする。

4 消防用設備等の設置届及び消防検査

法第 17 条の 3 の 2 の規定に基づく消防用設備等の設置届及び消防検査は、新設、増設、移設、取替え及び改造に該当する消防用設備等に係る工事について必要とする。

ただし、増設、移設及び取替えに該当する工事のうち、別紙 1 に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことができるものとする。

- (1) 軽微な工事にあつても設置届を省略することはできないものであること。
- (2) 軽微な工事に係る消防検査については、設置届に添付された当該消防用設備等に係る試験結果報告書、図書等の確認により消防検査を行うこととし、現場確認を省略することができること。

ただし、軽微な工事と「補修」以外の工事を同時に行う場合を除く。

- (3) 軽微な工事に係る事項については、査察時等の機会をとらえ、維持台帳に編冊された経過一覧表及び試験結果報告書の内容並びに現場の状況を確認し、消防用設備等が適正に設置・維持されていることを確認すること。

5 運用上の留意事項

1 から 4 により運用するにあたっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 消防用設備等の撤去については、着工届、工事計画書及び設置届を必要としないものであるが、防火対象物の関係者から事前に情報提供を求めること等により、その実態を把握すること。

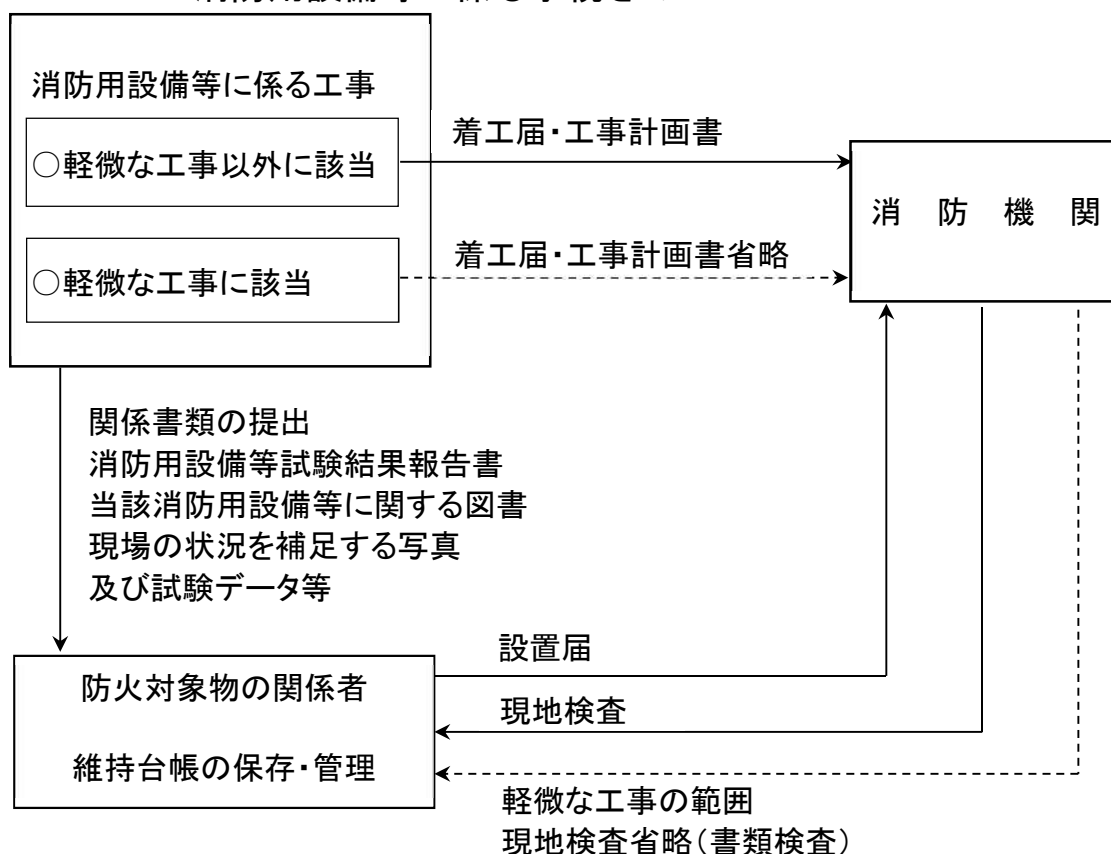
(2) 消防用設備等に係る軽微な工事については、次によること。

ア 消防用設備等に係る軽微な工事については、甲種特類又は甲種消防設備士により適切な工事が行われていることを前提に着工届及び消防検査の簡素化を図ったものであること。

また、工事計画書についても、同様に取り扱って支障ないものとする。

イ 消防用設備等に係る軽微な工事の範囲については、別表 1 及び別表 2 に掲げるとおりであるが、これらに該当するか否か判断が難しいものにあつては、甲種特類又は甲種消防設備士又は工事をしようとするものに対して、事前に相談、協議するよう指導すること。

消防用設備等に係る手続きのフロー



6 消防用設備等に係る届出等に関する運用

(1) 消防用設備等の着工届、工事計画書及び設置届

工事整備対象設備等の着工届、消防用設備等工事計画書並びに消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届については、第 4 章第 1 工事整備対象設備等着工届出書、消防用設備等工事計画書、消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書、消防用設備等特例適用申請書の添付書類等により運用する。

7 維持台帳

第1及び第2により運用を行う場合にあっては、消防用設備等の適切な設置及び維持を担保するため、これまで以上に消防用設備等に係る維持台帳の整備が重要となる。

維持台帳は、消防用設備等ごとに構造、性能等及び設置時から状態（履歴）を明確にしたもので、おおむね次の図書等を編冊（重複する図書、関連する図書等は、合本することができる。）したものである。消防機関においては、事前相談、届出、査察等の機会をとらえ、設計・施工業者、防火対象物の関係者等に対し、維持台帳の重要性、必要な書類、データ等について周知する必要がある。

- 工事整備対象設備等着工届出書の写し
- 消防用設備等工事計画書の写し
- 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書の写し
- 消防用設備等に係る試験結果報告書
- 消防用設備等（特殊消防用設備等）検査済証
- 消防用設備等特例適用申請書
- 消防用設備等特例適用承認通知書
- 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書の写し
- 点検票（消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表及び消防用設備等（特殊消防用設備等）点検者一覧表により代替する場合を含む。）
- 消防用設備等の修理、整備等の経過一覧表
- 消防用設備等に関する図書（設計書、仕様書、計算書、系統図、配管・配線図、平面図、立面図、断面図等）
- 現場の状況を補足する写真、試験データ等
- 立入検査結果通知書
- 消防用設備等（特殊消防用設備等）検査結果通知書
- 禁止行為の解除承認申請書
- 防火対象物使用開始届
- 火を使用する設備等の設置届出書
- 急速充電設備・燃料電池発電設備・発電設備・変電設備・蓄電池設備設置届出書
- 少量危険物・指定可燃物取扱開始（廃止）届出書
- 防火対象物点検結果報告書、防災管理点検結果報告書
- 防火（防災）管理者選任（解任）届出書
政令第4条の2の2第1項第1号の防火対象物にあっては、甲種防火管理者再講習の修了証の写し、統括防火（防災）管理者選任（解任）届出書
- 消防計画作成（変更）届出書、全体についての消防計画作成（変更）届出書
- 回答書の写し
- 通信調査結果通知書

別表1 軽微な工事の範囲（着工届関係）

消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	消火栓箱の増設で、既設と同種類のもの2基以下の場合、かつ、加圧送水装置等の性能（吐出量又は揚程）、配管サイズ及び警戒範囲に影響を及ぼさない場合	消火栓箱の移設で、同一の警戒範囲内での移設	加圧送水装置を除く構成部品
スプリンクラー設備	1 ヘッドの増設で、次のすべてに該当する場合 （1）既設と同種類のもの5個以下の場合、かつ、散水障害がない場合 （2）加圧送水装置等の性能又は配管サイズに影響ない場合 2 補助散水栓箱で、既設と同種類のもの2個以下の場合	1 ヘッドの移設で、数が5個以下の場合、かつ、防護範囲が変わらない場合 2 補助散水栓箱の移設で、同一警戒範囲内の場合	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁及び一斉開放弁を除く構成部品
共同住宅用 スプリンクラー設備	上記1のとおり	上記1のとおり	上記1のとおり
水噴霧消火設備	ヘッドの増設で、次のすべてに該当する場合 1 既設と同種類のもの、一の選択弁において5個以下の場合 2 加圧送水装置等の性能配管サイズに影響ない場合	1 ヘッドの移設で、一の選択弁において2個以下の場合 2 手動起動装置の移設で、同一放射区画内の場合、かつ、操作性に影響のない場合	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁及び一斉開放弁を除く構成部品
泡消火設備	ヘッドの増設で、次のすべてに該当する場合 1 既設と同種類のもの、一の選択弁において5個以下の場合 2 加圧送水装置等の性能、配管サイズ、泡混合装置、泡消火剤貯蔵量等の能力に影響がない場合	1 ヘッドの移設で、一の選択弁において5個以下の場合、かつ、警戒区域の変更のない範囲 2 手動起動装置の移設で、同一放射区画内の場合、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置、泡消火剤混合装置、減圧弁及び圧力調整弁を除く構成部品
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	1 ヘッド、配管（選択弁の二次側に限る）の増設で、次のすべてに該当する場合 （1）既設と同種類のもの5個以下の場合 （2）薬剂量、放射濃度、配管のサイズ等に影響がない場合 2 ノズルの増設で、次のすべてに該当する場合 （1）既設と同種類のもの5個以下の場合 （2）薬剂量、放射濃度、配管のサイズ等に影響がない場合 3 移動式の消火設備の増設で、既設と同種類のもの同一室内に設置する場合 4 制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置又はダンパー復旧装置の増設で、既設と同種類のもの同一室内に設置する場合、かつ、電源容量に影響がない場合	1 ヘッド、配管（選択弁の二次側に限る）の移設で、ヘッドの数が5個以下の場合、かつ、放射区域の変更のない場合 2 ノズルの移設で、5個以下の場合、かつ、放射区域の変更のない場合 3 移動式の消火設備の移設で、同一室内の場合 4 制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置又はダンパー復旧装置で同一室内の場合、かつ、電源容量に影響がない場合	すべての構成部品で、放射区域に変更のないもの
パッケージ型消火設備 パッケージ型 自動消火設備	該当なし	該当なし	該当なし

別表1 軽微な工事の範囲（着工届関係）

消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
自動火災報知設備	1 感知器の増設で、既設と同種類のものが10個以下の場合で、かつ、警戒区域の変更がない場合 2 発信機、ベル又は表示灯の増設で、既設と同種類のものを同一警戒区域内に設置する場合	1 感知器の移設で、10個以下の場合かつ警戒区域の変更がない場合 2 発信機、ベル又は表示灯の移設で、同一警戒区域内の場合	1 感知器で10個以下の場合 2 受信機及び中継器で7回線を超えるものを除く 3 発信機、ベル又は表示灯
共同住宅用 自動火災報知設備	1 感知器の増設で、既設と同種類のものが5個以下の場合 2 スピーカーの増設で、既設と同種類のものが5個以下の場合で、かつ、同一報知区域内の場合	1 感知器の移設で、既設と同種類のものが5個以下の場合 2 スピーカーの移設で、既設と同種類のものが5個以下の場合で、かつ、同一報知区域内の場合	1 感知器で5個以下の場合 2 スピーカーで5個以下の場合
住戸用 自動火災報知設備	感知器の増設で、既設と同種類のものが5個以下の場合	感知器の移設で、既設と同種類のものが5個以下の場合	感知器で5個以下の場合
特定小規模施設用 自動火災報知設備 (平成16年5月31日消防庁告示第14号に定めるもの)	感知器の増設で、既設と同種類のものが3個又は全体の半数以下のいずれか少ない方の場合	感知器の移設で、既設と同種類のものが3個又は全体の半数以下のいずれか少ない方の場合	感知器で3個又は全体の半数以下のいずれか少ない方の場合
ガス漏れ火災警報設備	検知器の増設で、次のすべてに該当する場合 1 既設と同種類のものが5個以下の場合 2 警戒区域の変更がない場合	検知器の移設で、5個以下の場合、かつ、警戒区域の変更がない場合	受信機以外
避難器具	該当なし	本体又は取付金具の移設で、同一階の場合、かつ、設置時と同じ施工方法の場合	1 標識 2 本体・取付金具で、設置時と同じ施工方法の場合

※軽微な工事に該当する増設・移設・取替えの工事を同時に行う場合も軽微な工事に該当すること。

別表2 軽微な工事の範囲（工事計画書関係）

消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
漏電火災警報器	該当なし	変流器の移設で、同一警戒電路ないのもの	すべての構成部品で、型式に変更がないもの
非常警報設備 （非常ベル） （自動式サイレン） 【共同住宅用含む】	音響装置、起動装置又は表示灯の増設で、次のすべてに該当する場合 1 既設と同種類のもの 2 同一階の範囲に増設する場合	音響装置、起動装置又は表示灯の移設で、同一階の範囲の場合	音響装置、起動装置又は表示灯の場合
非常警報設備 （放送設備）	1 起動装置、通話装置（非常電話を含む）又は表示灯の増設で、次のすべてに該当する場合 （1）既設と同種類のもの （2）同一報知区域内に増設する場合 2 スピーカーの増設で、次のすべてに該当する場合 （1）既設と同種類のもの （2）5個以下の場合	1 起動装置、通話装置（非常電話を含む）又は表示灯の移設で、同一報知区域内のもの 2 スピーカーの移設のうち、5個以下の場合で、かつ、放送区域の変更がない場合	1 増幅器、操作部又は遠隔操作器の取替えで5回線以下の場合 2 起動装置、通話装置（非常電話を含む）又は表示灯の取替え 3 スピーカーの取替えで、5個以下の場合
避難器具（着工届に該当しないもの）	該当なし	本体・取付金具の移設で、同一階の場合、かつ、設置時と同じ施工方法の場合	1 標識の取替え 2 本体・取付金具の取替えで、設置時と同じ施工方法の場合
誘導灯及び誘導標識	5個以下の増設の場合	5個以下で、同一室内での移設の場合	すべての構成部品で、区分及び機能に変更がないもの
排煙設備	1 防煙区画の増設で、排煙機及び給気機の能力に影響がない場合 2 排煙口、給気口及び風道の増設で排煙機及び給気機の能力に影響がない場合 3 手動起動装置の増設で、操作性に影響がない場合 4 自動起動装置の増設で、既設と同種類の場合	1 排煙口、給気口及び風道の移設で、排煙機及び給気機の能力に影響がない場合 2 手動起動装置の移設で、同一防煙区画内の場合、かつ、操作性に影響がない場合 3 自動起動装置の移設で、同一防煙区画内の場合、かつ、既設と同種類の場合	排煙機及び給気機を除く構成部品
連結散水設備	ヘッドの増設で、次のすべてに該当する場合 1 一の送水区域において5個以下で、散水障害がない場合 2 送水区域に変更のない範囲である場合 3 既設と同種類の場合 4 加圧送水装置の性能、配管のサイズ等に影響がない場合	ヘッドの移設のうち、一の送水区域において5個以下の場合で、かつ、送水区域に変更のない範囲である場合	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁及び一斉開放弁を除く構成部品で同種のもの取替え
連結送水管 【共同住宅用含む】	該当なし	該当なし	加圧送水装置、減圧弁及び圧力調整弁を除く構成部品で道種類のもの取替え
非常コンセント設備 【共同住宅用含む】	該当なし	該当なし	すべての構成部品の取替え
無線通信補助設備	該当なし	該当なし	増幅器を除くすべての構成部品で、方式、周波数帯域及び設置方式に変更がないもの取替え

※軽微な工事に該当する増設・移設・取替えの工事を同時に行う場合も軽微な工事に該当すること。

第5章 消防用設備等（特殊消防用設備等）の技術上の運用基準

以下、この章において、「大規模地震に対応した消防用設備等のあり方検討会に関する検討会報告書」（平成23年3月11日公表）の積極的活用について（平成24年6月19日付け消防庁予防課事務連絡）により、消防用設備等の耐震設計・施工上の工法について、設計者等に対し確認及び指導をしていくものとする。

第1 消火器具

1 設置場所等

- (1) 政令第10条第2項第2号に規定する「使用に際して容易に持ち出すことができる箇所」については、廊下、通路、室の出入口付近等とすること。◆
- (2) 省令第9条第2号に規定する消火器具に支障となるおそれが少ない箇所の例は、次の場所であること。
 - ア 容器又はその他の部品が腐食するおそれのない場所
 - イ 消火器に表示された使用温度範囲外となるおそれのない場所

2 設置の基準

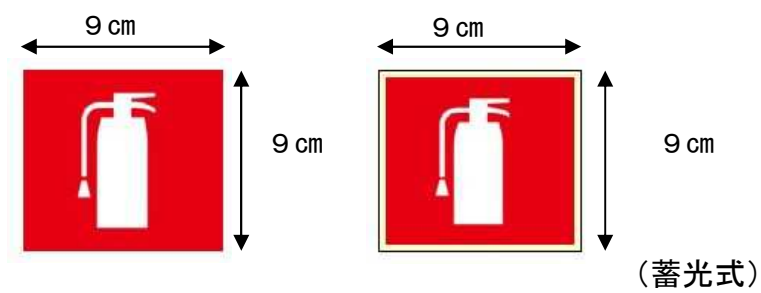
- (1) 政令第10条第1項第1号ロに規定する「火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたもの」については、業として飲食物を提供するため、当該飲食物の調理を目的として、法第9条に規定する「火を使用する設備」又は「火を使用する器具」（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたものとする。◆

なお、火を使用する設備又は器具に、同条に規定する「その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備」又は「その使用に際し、火災の発生のおそれのある器具」は含まれないものであること。
- (2) 省令第6条第5項に規定する「鍛造湯、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所」については次によること。
 - ア ボイラー、乾燥機は、規模や容量に係らず小規模なものが設置された室も対象となること。◆
 - イ 「その他多量の火気を使用する場所」は、飲食店の小規模ガスコンロを設置した場所及び社員食堂の厨房、学校の家庭科実習室の厨房機器を設置した場所についても対象となるほか、次によること。◆
 - (ア) 厨房（個人の厨房を除く。）
 - (イ) 営業用の食品加工炉を設置する場所

- (ウ) 工業炉を設置する場所
 - (エ) かまどを設置する場所
 - (オ) 熱風炉を設置する場所
 - (カ) サウナ室
 - (キ) 公衆浴場の火焚場
 - (ク) 火葬場のかま場
 - (ケ) 焼却炉を設置する場所
- (3) 防火対象物の屋上又は屋外において、次に掲げる設備が設置されている場合は、努めて消火器を設置すること。
 - ア 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く。）
 - イ 燃料電池発電設備（出力10kw未満のものを除く。）
 - ウ 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定しているもの（出力10kw未満のものを除く。）
 - エ 蓄電池設備（蓄電池容量が10kw時以下のもの及び蓄電池容量が10kw時を超え20kw時以下のものであって「蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準」（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。）
- (4) メゾネット型住宅部分で、歩行距離で包含できるときは、政令第32条を適用し各階に消火器を設置しないことができる。
- (5) 付加設置について
 - 付加設置する部分には、当該部分にその消火に適応するものとされる消火器を設置すること。ただし、政令第10条第1項の規定に基づき設置される消火器が、付加設置する部分に必要となる消火器と同一の適応性を有し、かつ、能力単位の数値及び消火器に至る歩行距離を満足する場合にあっては、兼ねることができる。

3 標識

- (1) 省令第9条第4号に規定する標識の形状は、明らかに視認することができるれば、文字の大きさ及び文字の色は指定しないものとする。
- (2) 消火器を直接視認することができる状態で設置した場合は、JIS Z 8210に定める消火器の9cm角以上の大きさのピクトグラムを設けることにより、政令第32条を適用し、(1)に規定する標識の設置を要しない。（第1-1図）
 - なお、政令別表第1(1)項イ、(5)項イ及び(10)項に掲げる用途に供される防火対象物等、多数の外国人来訪者の利用が想定される施設は当該ピクトグラムを設置すること。



第 1 - 1 図 ピクトグラム の例

第2 屋内消火栓設備

1 加圧送水装置

(1) ポンプ方式

ポンプを用いる加圧送水装置（以下「ポンプ方式」という。）は、次によること。

ア 設置場所

政令第11条第3項第1号ホ、第2号イ（6）及びロ（6）の規定の「火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。」は、次により取り扱うこと。

(ア) 屋内にポンプ（水中ポンプを除く。）を設ける場合

a 屋内にポンプ（水中ポンプを除く。）を設ける場合は、不燃区画された専用の室に設けること。◆

ただし、不燃区画された空調設備等の不燃性の機器又は炉、ボイラー等の火気使用設備以外の衛生設備等を設ける機械室に設ける場合は、この限りでない。

b 不燃区画に設ける開口部は、次によること。

(a) 不燃区画に設ける出入口、窓、換気口（ガラリ等）等の開口部は、建基政令第112条第18項第1号に規定する構造の防火設備を設けること。

ただし、屋外に面する出入口、窓等の開口部は、随時閉鎖できる構造の防火設備とすることができる。

(b) 不燃区画を給水管、配電管その他の管、配線等が貫通する場合は、当該不燃区画貫通部分に十分に不燃材料等を充てんする等の措置を講じること。

(c) 不燃区画に換気、暖房又は冷房の設備の風道が貫通する場合は、当該不燃区画貫通部分又はこれに近接する部分に防火ダンパーを設けること。

c ポンプを設ける室には、操作及び点検、整備等の維持管理をするための照明設備（非常照明を含む。）、換気設備及び排水設備を設けること。

(イ) 屋外（屋上を含む。）にポンプを設ける場合

屋外（屋上を含む。）にポンプを設ける場合は、風雨、塩害、凍結等により電動機等に影響を及ぼすことから（ア）の例による室等に設けること。

(ウ) 水中ポンプを設ける場合

a 水中ポンプの水中部は、点検、整備が容易に行えるように、水槽の蓋の真下に設けるほか、引き上げ用のフック等を設けること。

b 吸込みストレーナーは、水槽底部から50mm以上で、かつ、水槽壁面からポンプ側面までの距離は吸込みストレーナー又はポンプ外径の2倍以上となるように設けること。

c 制御盤の設置場所は、ポンプ直近かつ（ア）の例によること。

イ 機器

(ア) ポンプ

ポンプは、次によること。

a ポンプは「加圧送水装置の基準」（平成9年消防庁告示第8号。以下第2において「加圧送水装置告示基準」という。）に適合すること（以下第2において「告示適合品」という。）。

b ポンプは、原則として認定評価品（以下第3を除き「認定品」という。）を使用すること。

なお、ポンプ方式の加圧送水装置の認定は、①基本型、②ユニットⅠ型、③ユニットⅡ型、④ユニットⅢ型、⑤単独制御盤に区分して行われており、それぞれの組み合わせは、第2-1表のとおりである。

第2-1表

区分	①	②	③	④	⑤
機器	基本型	ユニットⅠ型	ユニットⅡ型	ユニットⅢ型	単独制御盤
ポンプ	○	○	○	○	
電動機	○	○	○	○	
フート弁	○	○	○	○	
圧力計、連成計	○	○	○	○	
呼水装置		○	○	○	
制御盤			○	○	○
ポンプ性能試験装置		○	○	○	
バルブ類		○	○	○	
水温上昇防止用逃し装置		○	○	○	
非常動力装置				○	

(イ) 中継ポンプ

中継ポンプは、次によること。

a ポンプは、告示適合品を使用すること。

b ポンプは、原則として押し込み圧力を考慮した認定品を使用すること。

(ウ) 附属装置等の変更

a 加圧送水装置の認定品を設置する際に、設置場所の位置、構造及び状況により、次の変更を行う場合には、告示適合品と同等のものとして取り扱えること。

(a) ポンプの設置位置が、水源より低い場合における水温上昇防止用逃し配管の位置の変更（ただし、流量に著しい影響を及ぼさないこと。）

(b) 立ち上がり管の頂部位置が当該加圧送水装置より低い場合におけるポンプ吐出側圧力計を連成計への変更

(c) 水源水位がポンプより高い場合のフート弁の変更

(d) 非常電源による加圧送水装置の起動制御を行う場合における制御

盤のポンプ起動リレーの変更

- (e) 排水場所に合わせた場合の流量試験配管の向きの変更（ただし、流量に著しい影響を及ぼさないこと。）
- (f) 圧力調整弁等を設ける場合のポンプ吐出側配管部の変更
- (g) 耐圧の高性能化を図る場合のポンプ吐出側止水弁及び逆止弁の変更

b 設置後の改修等におけるポンプ、電動機、附属装置等の交換は、同一仕様又は同一性能のものを設けること。

(エ) 表示

ポンプを設置する場所の当該扉等には、消火ポンプ室であることを表示すること。

ウ 設置方法

(ア) ポンプの併用又は兼用

省令第12条第1項第7号ハ(ニ)ただし書の規定による他の消火設備とポンプの併用又は兼用をする場合の「それぞれの消火設備の性能に支障を生じないもの」は、次により取り扱うこと。◆

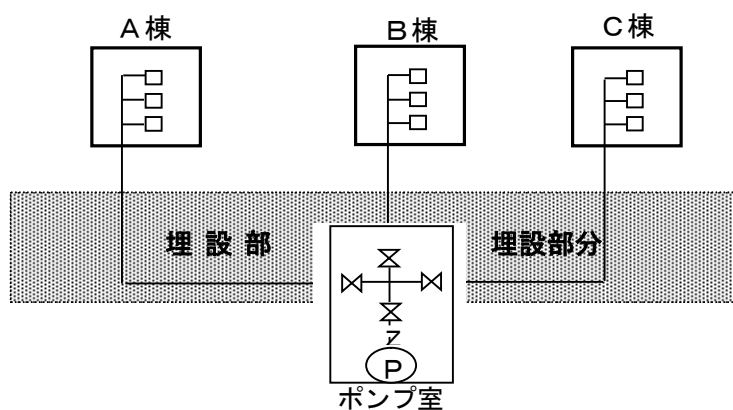
a 同一防火対象物で他の消火設備と加圧送水装置を併用又は兼用するものにあつては、次によること。

- (a) ポンプの吐出量は、各消火設備で規定する吐出量を加算して得た量以上の量とすること。
- (b) 一の消火設備としてポンプが起動した際に、他の消火設備が作動する等の誤作動がないこと。

b 棟が異なる防火対象物（同一敷地内で、管理権原が同一の場合に限る。）は、次の場合に限り加圧送水装置を兼用することができる。

(a) 棟に至る配管は、原則として埋設（共同構等への敷設を除く。）しないこと。

なお、やむを得ず埋設する場合には、加圧送水装置から埋設するまでの間で棟ごとに配管を分岐し、止水弁を設けるとともに、3(2)カの例により配管の防食施工を行うこと（第2-1図）。



第2-1図

(b) 吐出量は、それぞれの防火対象物ごとに必要となる規定吐出量を加算して得た量以上の量とすること。

なお、次のいずれかに該当する防火対象物にあっては、当該防火対象物のうち規定吐出量が最大となる量以上の量とすることができる。

I 隣接する防火対象物のいずれかが、耐火建築物又は準耐火建築物であるもの

II 防火対象物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が1階にあっては3m以上、2階にあっては5m以上の距離を有するもの

(イ) 高層建築物等

高層建築物等において、一次ポンプの締切揚程（一次圧力調整弁を設けるものはその設定圧力水頭）が170m以上となる場合にあっては、締切揚程が170m未満となるよう、中継ポンプ等を設け直列運転とすること（第2-4図）。この場合、一次ポンプの定格揚程は、中継ポンプの1次側において10m以上の圧力水頭を保有すること。

(2) 高架水槽を用いる加圧送水装置（以下第2において「高架水槽方式」という。）

高架水槽方式は、加圧送水装置告示基準によるほか、次によること。

ア 設置場所

(ア) 政令第11条第3項第1号ホ、第2号イ(6)及びロ(6)の規定の「火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。」は、

(1) ア(ア)の例による場所であること。◆

(イ) 外気に面する屋上等にあっては、高架水槽面から当該建物の外壁等及び隣接建物の外壁までの水平距離が3m以上離れている場合に(1)ア(ア)の例による場所としないことができる。(外壁が不燃材料の場合は、この限りではない。)

イ 機器

省令第12条第1項第7号イ(ロ)の規定によるほか、原則として高架水槽の材質は、鋼板又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること。

なお、次の場合には、ガラス繊維強化ポリエステル製等のもの（以下「FRP製」という。）にできる。

(ア) (1)ア(ア)の例による場所に設けた場合

(イ) 次のすべてに適合する外気に面する屋上等の場所に設ける場合

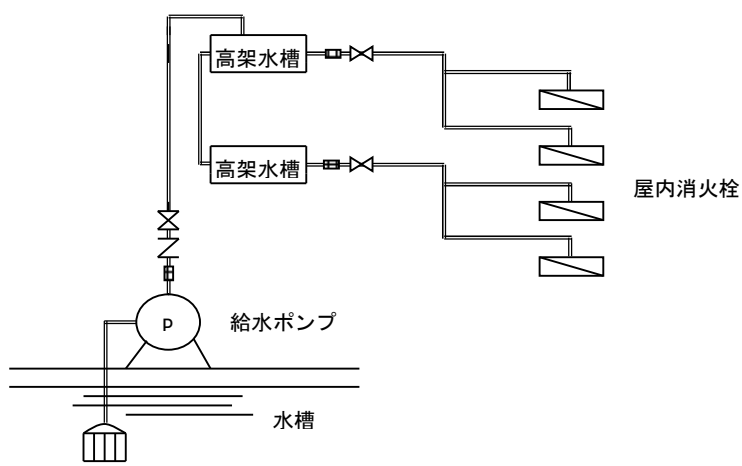
a 高架水槽面から当該建物の外壁等及び隣接建物の外壁までの水平距離が5m以上離れていること。(外壁が不燃材で、かつ、開口部に防火設備が設けられている場合は、この限りでない。)

b 周囲に可燃物がないこと。

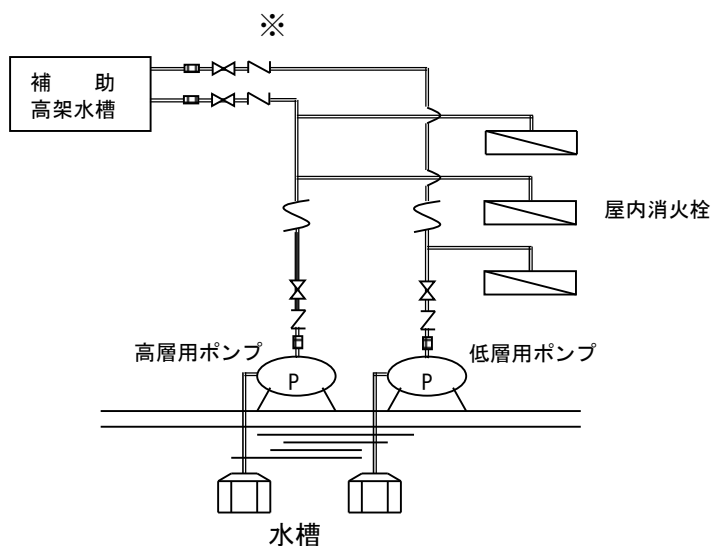
- c 高架水槽には、有効水量の2/3以下に減水した際に警報を発する減水警報装置を常時人のいる場所にも警報(ベル、ブザー等)及び表示ができるものであること。

ウ 設置方法

- (ア) 高架水槽は、政令第11条第3項第1号ニ、第2号イ(5)又はロ(5)に規定する性能が得られるように設けること。◆
 - (イ) 他の消火設備と高架水槽を併用又は兼用する場合の「それぞれの消火設備の性能に支障を生じないもの」は、(1)ウ(ア)の例によること。
 - (3) 放水圧力が規定圧力を超えないための措置
 - 放水圧力が0.7MPaを超えないための措置は、次によること。◆
 - ア 高架水槽の設置高さを考慮して設ける方法(第2-2図)
 - イ ポンプ揚程を考慮し、配管を別系統にする方法(第2-3図)
 - ウ 中継ポンプを設ける方法(第2-4図)
 - エ 減圧機構付の消火栓開閉弁を使用する方法
 - オ 認定品、一般財団法人日本消防設備安全センター性能評定品(以下「評定品」という。)又はこれらと同等以上(図面、試験データ等により性能確認ができるものに限る。)の性能を有する減圧弁、一次圧力調整弁等(以下この項において「減圧弁等」という。)を使用する方法
 - この場合の設置方法等は、次によること。
 - (ア) 減圧弁等は、減圧装置のための専用の弁とすること。
 - (イ) 減圧弁等の接続口径は、取付部分の管口径と同等以上のものであること。
 - (ウ) 設置位置は、消火栓開閉弁等の直近の枝管ごとに、点検に便利な位置とすること。
 - (エ) 減圧弁等には、その直近の見やすい箇所に当該設備の減圧弁である旨を表示した標識を設けること。
 - (オ) 減圧装置は、目づまりしない構造であること。
- ※ 認定品又は評定品を設ける場合には、認定証の「明細書」に記載されている申請の範囲内又は性能評定書の「評定報告書」に記載されている付帯条件の範囲内で使用することとし、当該設備の着工届等に認定証(明細書を含む)又は性能評定書(評定報告書を含む。)の写しを添付させること(以下第2において同じ。)

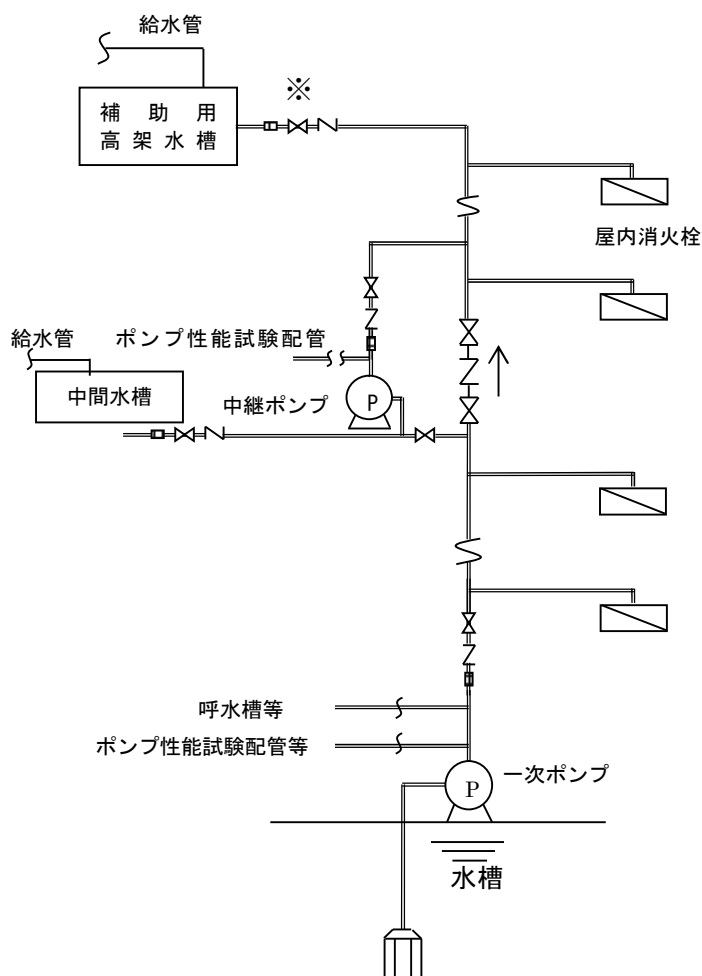


第 2 - 2 図 高架水槽の設置高さを考慮して設ける方法



※ 補助高架水槽における止水弁及び逆止弁配置は順不同とする。

第 2 - 3 図 ポンプ揚程を考慮し、配管を別系統にする方法の例



※ 補助高架水槽における止水弁及び逆止弁配置は順不同とする。

第 2 - 4 図 中継ポンプを設ける方法の例

2 水源

水源は、政令第11条第3項第1号ハ、第2号イ（4）又はロ（4）の規定によるほか、次によること。

(1) 水源の原水

水源の原水は、次によること。

- ア 水源の水質は、原則として原水を上水道水とし、消火設備の機器、配管、バルブ等に影響を与えないものであること。
- イ 空調用の冷却水を蓄えるために水槽（以下2において「空調用蓄熱槽」という。）に蓄えられている水（以下2において「空調用蓄熱槽水」という。）の水源の原水は、次の場合に消火設備の水源の原水に使用できるものであること。
 - (ア) 消火設備の水源としては必要な水量が常時確保されていること。
 - (イ) 水温はおおむね40℃以下で、水質は原水を上水道水としたものであること。

(ウ) 空調用蓄熱槽からの採水により、当該空調用蓄熱槽に係る空調設備の機能に影響を及ぼさないようにするための措置が講じられていること。

(2) 水源水量

他の消防用設備と併用する場合の水源水量は、各消防用設備等に必要な規定水量が確保できるように、それぞれの規定水量を加算して得た量以上とすること。◆

なお、消防用水（防火水槽を含む。）とは、屋内消火栓設備と水源の使用方法が異なることなどから併用をしないこと。

(3) 有効水源水量の確保

水源水量は、次により有効水量を確保すること。

ア ポンプ方式の場合

(ア) 専用の地下水槽等（ピット）に設ける場合

a ポンプ方式（水中ポンプを除く）専用の地下水槽等（ピット）に設ける場合の有効水量の算定は、フート弁のシート面の上部（吸水管内径（D）に1.65を乗じて得た数値の位置）から貯水面の間とするほか、次によること。

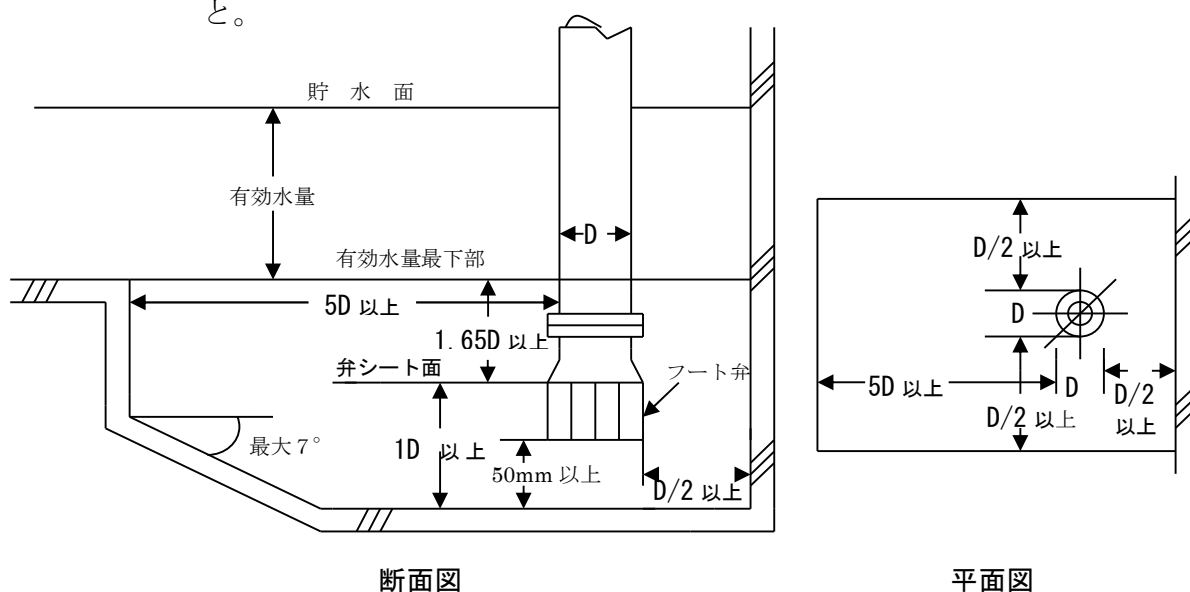
(a) サクションピットを設ける場合は、第2-5図の例によるものであること。

(b) サクションピットを設けない場合は、第2-6図の例によるものであること。

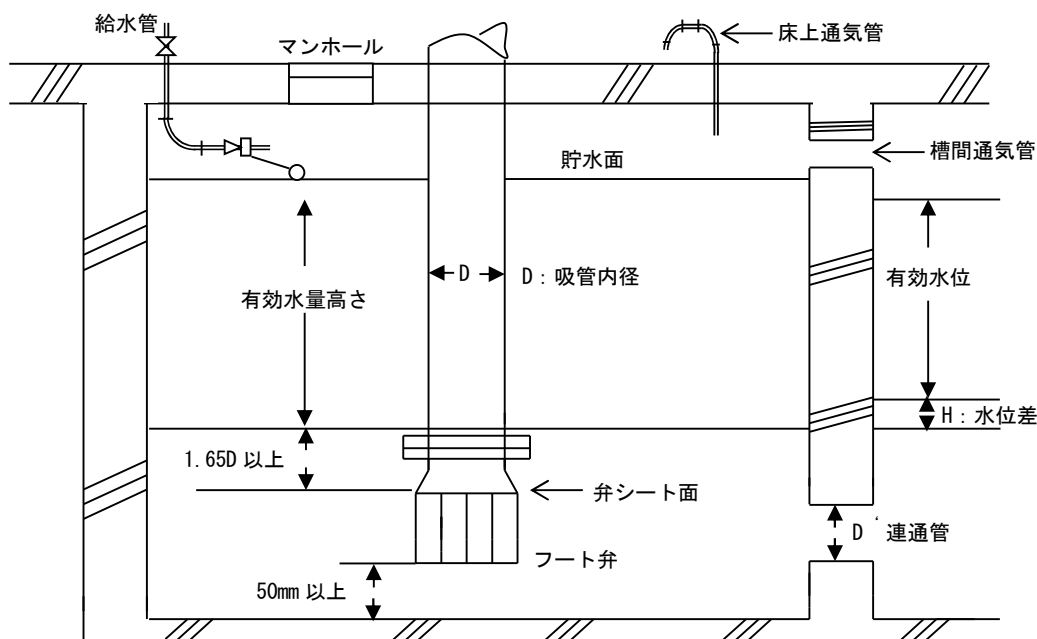
(c) 複数の槽で構成される地下水槽等（ピット）には、次による連通管等が設けてあること。

I 連通管は、ポンプ吸水管が設けられている槽と他槽の間に水位差が生じるため、第2-5図に示す計算式により、水位差又は連通管断面積を求めて有効水量を算定すること。

II 各水槽には、原則として、床上通気管（水槽と外部との間に設けるもの）又は槽間通気管（槽と槽の間の水面上部に設けるもの）を設けること。



第2-5図 サクションピットを設ける場合の例



《複数の水槽で構成される地下水層の連通管及び水位差の算定式》

$$A = \frac{Q}{0.75\sqrt{2gH}} = \frac{Q}{3.32\sqrt{H}} \quad A = \text{又は} D' = 0.62 \sqrt{\frac{Q}{\sqrt{H}}}$$

$$\left(\text{又は} H = \left(\frac{Q}{3.32 \times A} \right)^2 \right)$$

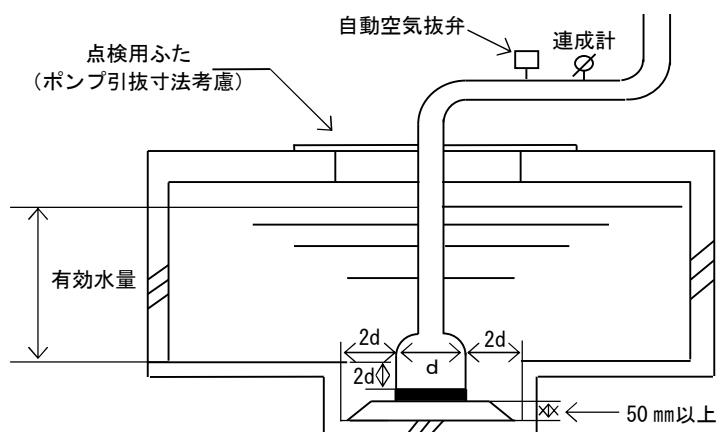
A : 管内断面積 (m²) g : 重力の加速度 (9.8m/s²)

D' : 連通管内径 (m) H : 水位差 (m)

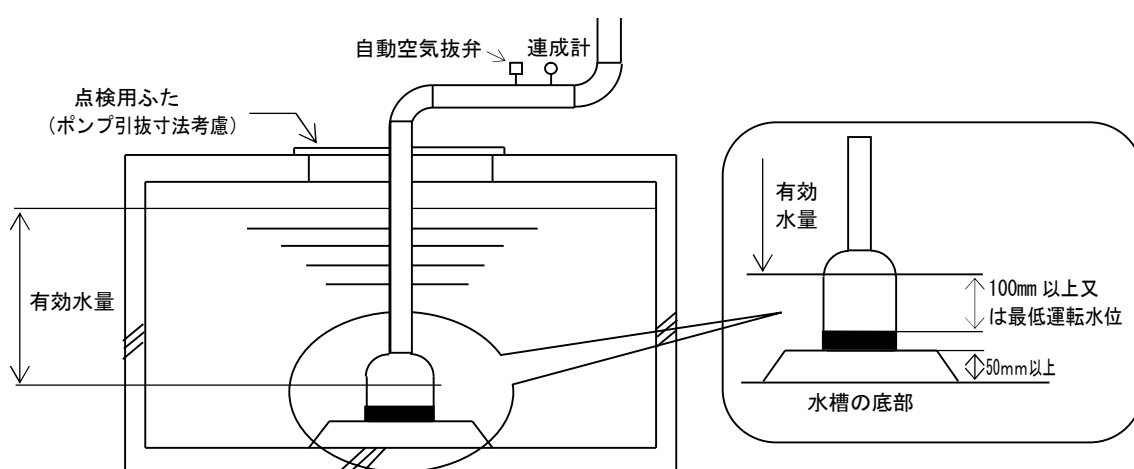
Q : 連通管の流量 (m³/s)

第 2 - 6 図 サクションピットを設けない場合又は連通管を設ける場合の例

- b 水中ポンプを用いる加圧送水装置に設ける場合 (第 2 - 7 図)
- (a) サクションピットを設ける場合の有効水量の算定は、ポンプストレーナー上部よりポンプ外径 d の 2 倍以上の上部から水面までとすること。
 - (b) サクションピットを設けない場合の有効水量の算定は、ポンプストレーナー上部から 100mm 以上又は最低運転水位から水面までとすること。
 - (c) 水槽の底部からストレーナーの下端までは、50mm 以上とすること。



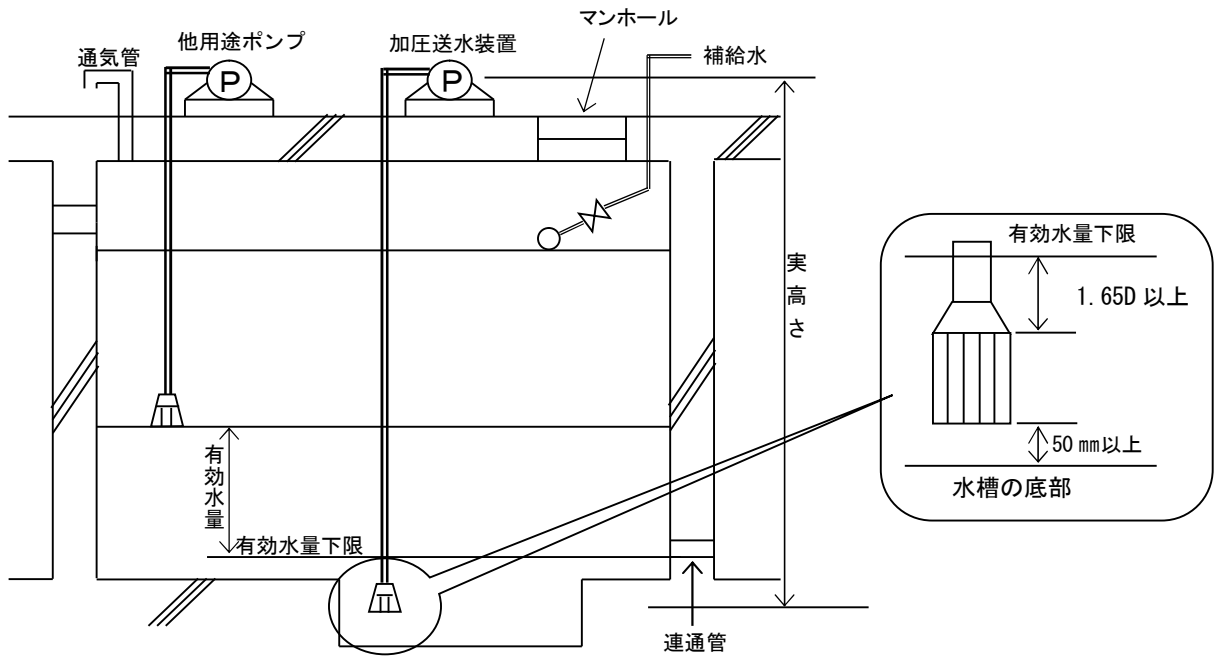
サクシヨンピットを設けない場合の例



第 2 - 7 図 水中ポンプを用いる加圧送水装置に設ける場合

(イ) 他用途ポンプの水槽と併用する場合 (第 2 - 8 図)

- a 水源を他用途ポンプと兼用する場合の有効水量は、ポンプのフート弁のレベル差によるものとし、当該消火設備ポンプのフート弁の上部に他のポンプのフート弁を設け、当該消火設備ポンプのフート便（シート面）から吸水管内径Dに1.65を乗じて得た値以上の位置から他のポンプのフート弁（ろ過装置の底部）までの水量とすること。この場合、吸込全揚程（実高さに吸水損失を加えたもの）がポンプ仕様の指定値を超えないこと。
- b 水槽の底部からストレーナーの下端までは、50mm以上とすること。



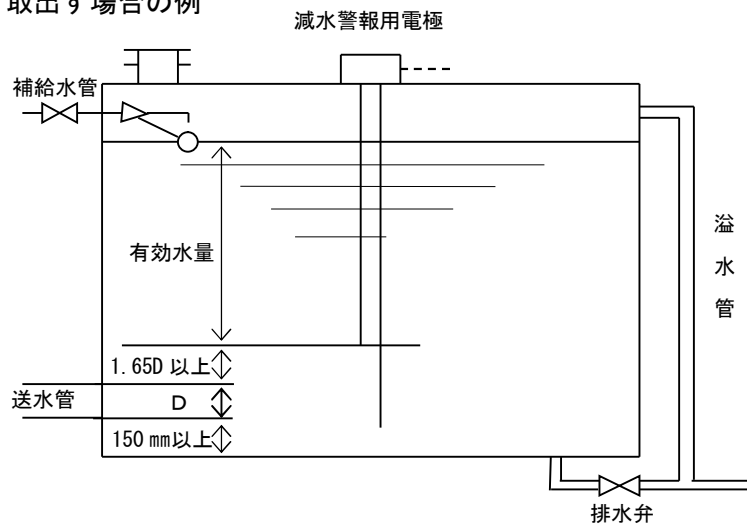
第 2 - 8 図 　他の水槽と併用する場合の有効水量

イ　ポンプ方式（床上水槽）及び高架水槽方式の場合

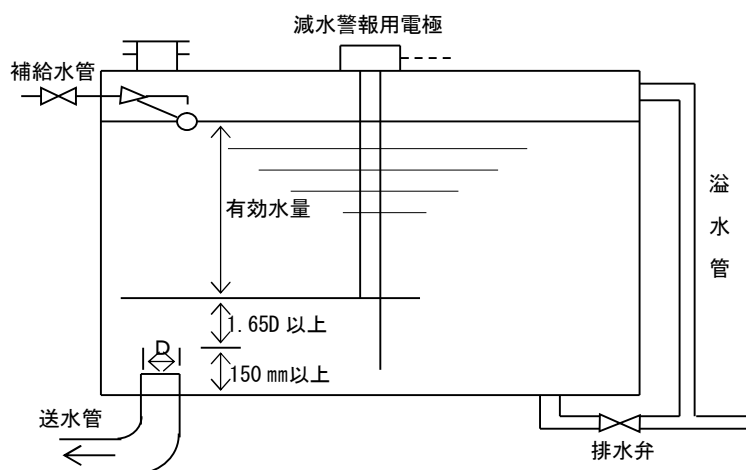
（ア）ポンプ方式（床上水槽）及び専用の高架水槽（建物の中間等に水槽を設けるものを含む。）を用いる加圧送水装置に設ける場合の有効水量の算定は、貯水槽の送水管の上端部（送水管内径（D）に1.65を乗じて得た数値の位置）から貯水面までの間とすること。（第 2 - 9 図）

（イ）消防用水、他の消防用設備等の補助用高架水槽、連結送水管用加圧送水装置の中間水槽の水源と併用する場合の有効水量は、屋内消火栓設備の有効水源を優先した位置とした取出し配管のレベル差による方法又は水位電極棒の制御による方法によること。この場合、消防用水と併用する場合には、取出し配管のレベル差による方法に限る。

側面より取出す場合の例



底面より取出す場合の例



第 2 - 9 図 ポンプ式（床上水槽）及び高架水槽方式

(4) 水源水槽の構造

高架水槽方式及び圧力水槽を用いる加圧送水装置の水源は水槽の材質等は、次によるものとする。

ア 耐火構造の水槽によるものは、防火モルタル等による止水措置が講じられていること。

イ 鋼板製の水槽によるものは、有効な防食処理を施したものであること。

ウ FRP製の水槽によるものは、1(2)イの例によること。

3 配管等

配管、管継手及びバルブ類（以下第2において「配管等」という。）は、省令第12条第1項第6号の規定によるほか、次によること。

なお、ステンレス配管を用いた配管及び管継手等については、別記1「ステンレス配管を用いた配管及び管継手等に係る留意事項」によること。

(1) 配管等の機器

ア 配管

省令第12条第1項第6号二に規定される管は、次によること。◆

(ア) 管の種類

JIS G 3442、JIS G 3452、JIS G 3454、JIS G 3448若しくはJIS G 3459に適合する管又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する金属製の管（以下3において「管類」という。）とは、第2-2表の管材をいうものであること。

(イ) 使用圧力値

管類は、当該管の設置場所の使用圧力値（ポンプ方式の場合は締切全揚程時の圧力、高架水槽方式の場合は背圧により加わる圧力、送水口を設けるものは

送水圧力をいう。以下第2において、「使用圧力値」という。)以上の圧力値に耐える仕様のもので設けること。

なお、使用圧力値が、1.6 MPa以上となる部分に設ける管類は、JIS G 3448 (Sch40以上のもの)、JIS G 3454 (Sch40以上のもの)若しくはJIS G 3459 (Sch10以上のもの)に適合する管又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管を使用すること。

第2-2表 管類の規格 (JIS、WSP抜粋)

呼称	規格番号	名 称	記 号	備 考
鋼 管	JIS G 3442	水配管用垂鉛メッキ鋼管	SGPW	白管
	JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管	SGP	白管、黒管
	JIS G 3454	圧力配管用炭素鋼鋼管	STPG	白管、Sch40
	JIS G 3448	一般配管用ステンレス鋼管	SUS-TPD	SUS304
	JIS G 3459	配管用ステンレス鋼管	SUS-TP	SUS304 Sch10
外面 被覆 鋼管	WSP 041	消火用硬質塩化ビニール外面被覆鋼管 (※主に地中配管用)	SGP-VS	—
			STPG-VS	白管、Sch40
	WSP 044	消火用ポリエチレン外面被覆鋼管 (※主に地中配管用)	SGP-PS	—
			STPG-PS	白管、Sch40
合成 樹脂 製の 管	合成樹脂製の配管は気密性、強度、耐食性・耐候性及び耐熱性を有するものとして、消防庁長官が定める基準に適合したものを使用すること。 なお、これらの性能はすべて必要とされるものでなく、消火設備の種類、配管を使用する部分に応じて「合成樹脂管の管及び管継ぎ手の基準」(平成13年消防庁告示第19号)による。			

[規格の略号] WSP : 日本水道鋼管協会規格

イ 管継手

管継手は、省令第12条第1項第6号ホの規定によるほか、次によること。

- (ア) 管継手は、当該管継手の設置場所の使用圧力値以上の圧力値に耐える仕様のもので設けること。◆
- (イ) 可とう管継手(配管の伸縮、変位、振動等に対応することを目的として設けるベローズ形管継手、フレキシブル形管継手、ブレード型等をいう。以下第2において「可とう管継手」という。)は、認定品又は評定品とすること。
- (ウ) 省令第12条第1項第6号ホの表に規定する管継手及び可とう管継手以外の管継手は、認定品又は評定品とすること。

省令第12条第1項第6号ホの表

種 類		J I S
フランジ継手	ねじ込み式継手	B2220又はB2239
	溶接式継手	B2220
フランジ継手以外の継手	ねじ込み式継手	B2301、B2302又はB2308のうち材料にG3214（SUS F 304若しくはSUS F 316Iに限る。）又はG5121（SUS13若しくはSUS14に限る。）を用いるもの
	溶接式鋼管用継手	B2309、B2311、B2312又はB2313（G3468を材料とするものを除く。）
管継手全般		上記のものと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するもの

ウ バルブ類

バルブ類は、省令第12条第1項第6号トの規定によるほか、次によること。

- (ア) バルブ類は、当該バルブ類の設置場所の使用圧力値以上の圧力値に適用するものを設けること。◆
- (イ) 省令第12条第1項第6号ト(ロ)に規定するものとは、第2-3表の弁をいうものであること。◆
- (ウ) (イ) 以外の玉形弁、バタフライ弁、ボール弁等のバルブ類を使用する場合は、認定品又は評定品とすること。

第2-3表 バルブ類の規格（J I S 抜粋）

J I S 規格		名 称
JIS B 2011	青銅弁	ねじ込み仕切弁, ねじ込みスイング逆止弁
JIS B 2031	ねずみ鑄鉄弁	フランジ形外ねじ仕切弁
JIS B 2051	可鍛鑄鉄 1 OKねじ込み形弁	ねじ込み仕切弁, ねじスイング逆止め弁
JIS B 2071	鋼製弁	フランジ形スイング逆止め弁

(2) 設置方法等

ア 配管内の充水

ポンプ方式の配管内には、速やかな放水及び配管の腐食防止等のため、次の補助用高架水槽等により常時充水しておくこと。

- (ア) 補助用高架水槽による場合は、次によること。
 - a 補助用高架水槽から主管までの配管は、政令第11条第3項第1号に規定する消火栓（以下第2において「1号消火栓」という。）が設けられるものは呼び径40A以上、政令第11条第3項第2号イに規定する消火栓（以下第2において「2号消火栓」という。）が設けられるものは呼び径25A以上、政令第11条第3項第2号ロに規定する消火栓（以下「広範囲型2号消火栓」という。）が設けられているものは呼び径32A以上のものとする。

- b 補助用高架水槽の機器は、1（2）イの例によるものとする。
- c 補助用高架水槽の有効水量は、1号消火栓及び広範囲型2号消火栓が設けられているものは0.5m³以上、2号消火栓が設けられているものは0.3m³以上とすること。

ただし、当該水槽の水位が低下した場合に、呼び径25A以上の配管により自動的に給水できる装置を設け、当該有効水量を0.2m³以上とする場合はこの限りでない。

- d 補助用高架水槽を他の消防用設備等と兼用する場合の容量は、それぞれの設備の規定水量のうち最大以上の量とすることができる。
- e 補助用高架水槽と接続する配管には、可とう管継手、止水弁及び逆止弁を設けること。

(イ) 配管充水用の補助ポンプ（以下第2において「補助ポンプ」という。）による場合は、次のすべてに適合すること。

- a 屋内消火栓設備は、他の消防用設備等と兼用又は併用しないものであること。
- b 屋内消火栓設備のポンプ起動装置は、次の4による配管内における圧力低下を検知し、ポンプを起動させるものであること。
- c 次の専用の補助ポンプを設けること。
 - (a) 補助ポンプの水源は、呼水槽と兼用しないもので、かつ、自動給水装置を設けてあること。
 - (b) 補助ポンプ配管と主管の接続は、屋内消火栓設備用ポンプ直近の止水弁の二次側配管とし、当該接続配管に止水弁及び逆止弁を設けること。
 - (c) 補助ポンプが作動中に屋内消火栓設備を使用した場合において、屋内消火栓の放水に支障がないこと。
 - (d) 補助ポンプの吐出量は、必要最小限の容量とし、おおむね200 /min以下とすること。
 - (e) 補助ポンプ起動・停止圧力の設定は、配管内の圧力が屋内消火栓設備用ポンプの起動圧より0.05MPa以上高い値までに減少した時に確実に自動起動し、停止圧力に達した時に確実に自動的に停止するものであること。
 - (f) 補助ポンプの締切圧力が屋内消火栓設備用ポンプの締切揚程より大きい場合は、安全弁等により圧力上昇を制限できるものとし、屋内消火栓設備に支障を及ぼさないこと。
 - (g) 補助ポンプは、呼水槽付きの消火設備用のものとする。
 - (h) 電源に一般商用電源を用いる場合は、専用回路とすること。
 - (i) 故障した場合には、防災センター等に警報・表示すること。

イ 連結送水管用主管との配管兼用◆

省令第12条第1項第6号イただし書の規定により、連結送水管の主管と

屋内消火栓設備の配管を兼用（以下第2において「連結送水管主管兼用」という。）する場合は、次によること。この場合、連結散水設備の閉鎖型ヘッド方式による連結散水設備の連結送水管主管兼用を含むものであること。

- (ア) 連結送水管主管兼用ができる防火対象物は、次のすべてを満たすこと。
ただし、それぞれの設備を使用したときに性能に支障を生じることがなく、かつ、摩擦損失計算等により配管等の使用に問題がないことを確認することができる場合は、この限りでない。
- a 当該防火対象物の最上部に設置された連結送水管の放水口の高さが、地盤面からの高さが50m以下であること。
 - b 棟が異なる防火対象物と屋内消火栓設備の加圧送水装置を兼用していないこと。
 - c 中継ポンプを用いないポンプ方式であること。
- (イ) 主管は、呼び径100A以上とすること。
- (ウ) 連結送水管の設計送水圧力が1.0MPaを超えるものは、省令第31条第5号イからニまでに規定する配管等とし、屋内消火栓設備のポンプ二次側には、呼び圧力16K以上の逆止弁を設けポンプに直接送水圧力がかからない措置を講じること。
- (エ) 1号消火栓を使用する場合、消火栓の開閉弁には、連結送水管に消防隊が送水した際に放水圧力が0.7MPaを超えないための措置として、呼び圧力16K以上の減圧機構付開閉弁又は減圧弁等を設けること。また、易操作性1号消火栓を使用する場合は、使用圧1.6MPa以上の認定品を使用すること。

ウ 配管の吊り及び支持

配管は、地震時等に加わる過大な力、機器の振動及び管内流体の脈動等による力を抑えるために次の吊り、支持及び固定をすること。◆

- (ア) 横走り配管は、棒鋼吊り及び形鋼振れ止め支持をすること。この場合鋼管を用いる場合の支持間隔等は、**第2-4表**を参照すること。
- (イ) 呼び径80Aを超える立管は、最下階の床で固定し、形鋼振れ止め支持を各階1か所（床貫通等により振れが防止されている場合は、3階層ごと。）以上とすること。
- (ウ) 支持金具、吊り金具等は、地震時等に加わる過大な力、機器の振動及び管内流体の脈動等による力を抑えるための強度を十分に有する方法で施工すること。

第 2 - 4 表 鋼管の横走り配管の吊り及び形鋼振れ止め支持間隔(例)

呼び径 (A)	50以下	65~100	125以上
分類			
棒鋼吊り	2.0m以下		3.0m以下
形鋼振れ止め支持	—	8.0m以下	12.0m以下

注) 棒鋼吊りの径は、配管呼び径100A以下は呼称M10、配管呼び径125A~200Aは呼称M12、呼び径250A以上は呼称M16とすること。

エ 露出配管等

(ア) 屋外、湿気が多い場所等の露出配管（白管を除く。）には、錆止め塗装等による防食措置を施すこと。

(イ) 配管内等で消火水が凍結するおそれのある配管等の部分には、保温材、外装材等により保温ラッキング等の措置を講じること。

a 補助用高架水槽からテスト弁までの配管、弁類等

b 補助用高架水槽の水位が低下した場合に自動的に給水するために設ける装置の配管、弁類等

オ 建物導入部の配管

建物導入部の配管で不等沈下等のおそれがある場合には、変位量等を考慮した方法でその対策を講じること。

カ 埋設配管

配管等は、共同構等への敷設を除き、原則として埋設しないこと。やむを得ず埋設する場合は、次のいずれかによること。

(ア) 日本水道鋼管協会規格の、WSP041-88（消火用硬質塩化ビニール外面被覆鋼管）または、WSP044-88（消火用ポリエチレン外面被覆鋼管）を用い、接続部分は、専用継手（異種鋼管にあっては絶縁性のものとする。）により施工すること。

(イ) 第 2 - 2 表に掲げるものにポリエチレン等の塗覆装を施した、又はこれと同等以上の耐食性を有するものを使用すること。

4 起動装置

起動装置は、省令第12条第1項第7号への規定によるほか、配管内における圧力の低下を検知し、ポンプを自動的に起動させるものは、次による場合に行うことができること。（第 2 - 10 図）

- (1) 起動用水圧開閉装置は、加圧送水装置告示基準の第 6 付属装置等 5 に適合するものを設けること。◆
- (2) 起動用水圧開閉装置の起動用水圧開閉器の設定圧力は、当該起動用水圧開閉器の位置における配管内の圧力が、次のア又はイのいずれか大きい方の圧

力値に低下するまでに、起動するよう調整されたものであること。

ア 最高位又は最遠部の消火栓の開閉弁の位置から起動用水圧開閉器までの落差 (H_1) による圧力に次の数値を加えた場合

1号消火栓の場合 : $H_1 + 0.2(\text{Mpa})$

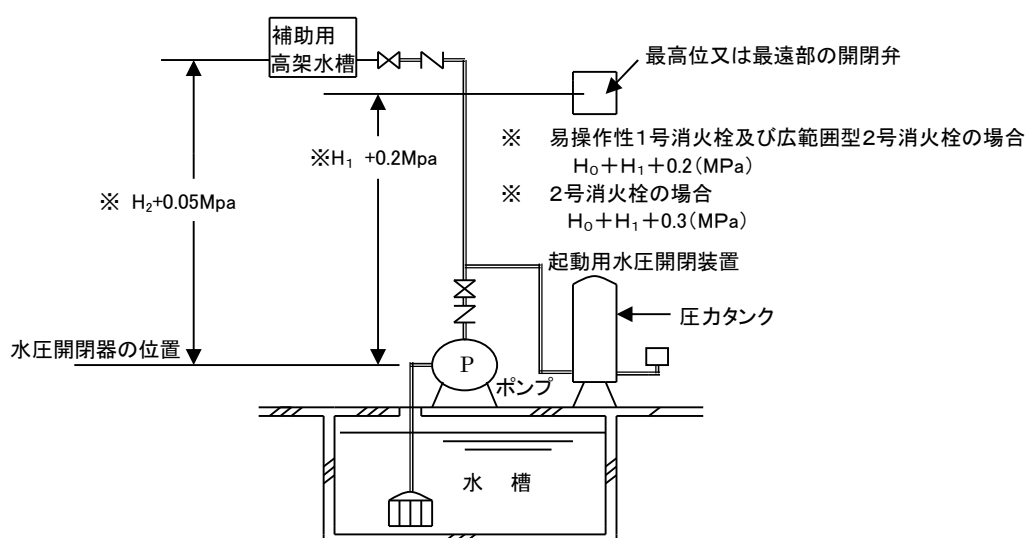
易操作性1号消火栓の場合 : $H_0 + H_1 + 0.2(\text{Mpa})$

2号消火栓の場合 : $H_0 + H_1 + 0.3(\text{Mpa})$

広範囲型2号消火栓の場合 : $H_0 + H_1 + 0.2(\text{Mpa})$

(※ H_0 は、易操作性1号、2号消火栓及び広範囲型2号消火栓の弁・ホース・ノズル等の摩擦損失として機器仕様書に明示された数値をいう。)

イ 補助用高架水槽の位置から起動用水圧開閉器までの落差 (H_2) による圧力に0.05MPaを加えた場合



第 2 - 10 図

(3) その他

常時人のいる場所に、ポンプが起動した旨を的確に移報すること。

5 非常電源、配線等

非常電源は、省令第12条第1項第4号の規定によるほか、次によること。

(1) 非常電源等

非常電源、非常電源回路の配線等は、第3非常電源の基準によること。

(2) 常用電源回路の配線

常用電源回路の配線は、電気工作物に係る法令によるほか、次によること。

ア 低圧のものにあつては、引込み開閉器の直後から分岐し、専用配線とすること。

イ 特別高圧又は高圧による受電のものにあつては、変圧器二次側に設けた配電盤から分岐し、専用配線とすること。

6 貯水槽等の耐震措置

省令第12条第1項第9号の規定による貯水槽等の耐震措置は、次によること。



(1) 貯水槽等

貯水槽等は、地震による震動等により破壊、移動、転倒等を生じないように、固定用金具、アンカーボルト等で壁、床、はり等に堅固に固定すること。

(2) 加圧送水装置等

加圧送水装置の吸込管側（床上の水槽から接続される管又は横引き部分が長い管に限る。）、吐出管側及び補助用高架水槽には、可とう管継手を設けること。この場合、可とう管継手の強度、長さ等は、変位量に対応できること。

7 消火栓箱等

(1) 機器

ア 1号消火栓（易操作性1号消火栓を除く。）は、次によること。

(ア) 消火栓箱の構造

- a 消火栓箱の扉は、容易に開閉できること。
- b 消火栓箱の材質は、鋼製とし、厚さは1.6mm以上のものとする。この場合、外面の仕上げに難燃材のものを貼ることができる。
- c 扉側の表面積は、0.7㎡以上とすること。ただし、軽量ホース等使用ホースの特徴に応じ、適当な大きさのものにあつてはこの限りでない。
- d 消火栓箱の奥行は、弁の操作、ホースの収納等に十分な余裕を有するものとする。

(イ) 消火栓開閉弁は、「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準を定める件」（平成25年消防庁告示第2号）に適合すること。◆

なお、原則として認定品を設けること。

(ウ) 管そうは、認定品を設けること。

(エ) ノズルは、開閉装置付のものを設けること。この場合、スムーズノズルを使用する場合は、認定品を用いること。

(オ) ホースは、呼称40のもので、長さは屋内消火栓から階の各部分に消火用ホースを延長し、ノズルからの放水射程7m以内で放水した場合に有効に放水できる長さとする。◆この場合のホースの全長は、操作性を考慮して努めて30m以下とすること。

(カ) 灯火及び表示は、次によること。

- a 消火栓箱に表示する「消火栓」の文字の大きさは、1字につき20㎠以上とすること。

- b 消火栓の赤色の灯火は、消火栓箱の上部に設けること。◆
ただし、消火栓箱の扉表面の上端部に設ける場合はこの限りでない。
- c 消火栓の赤色の灯火の有効投影面積は、直径60mm以上又はこれに相当する面積以上とすること。
- d 連結送水管の放水口を併設して収納する消火栓箱の表面には、aからcまでによるほか、直径10cm以上の消防章又は1字につき20cm²以上の文字の大きさを「放水口」と表示すること。

(キ) 消火栓箱内に起動装置を設ける場合は、当該起動装置が容易に視認でき、かつ、操作し易い位置とすること。

イ 易操作性1号消火栓、2号消火栓及び広範囲型2号消火栓は、次によること。

(ア) 機器は、認定品を設けること。

(イ) 連結送水管と併設できるものは、ア(カ) dによること。

(ウ) ホースの呼称及び長さは、評価時のものとし、屋内消火栓箱は階の各部分に消火用ホースを延長し、ノズルからの放水距離（易操作性1号消火栓及び広範囲型2号消火栓にあっては7m、2号消火栓にあっては10m）以内で放水した場合に有効に放水できるように配置すること。◆

(2) 設置方法

ア 1号消火栓、易操作性1号消火栓、2号消火栓及び広範囲型2号消火栓は、原則として同一防火対象物には同一操作性のものを設置することとし、次によること。

(ア) 1号消火栓

政令第11条第3項第1号に定める防火対象物以外のもので、可燃性物品を多量に貯蔵、取り扱う防火対象物に設ける場合は、1号消火栓（易操作性1号消火栓を含む。）とすること。

(イ) 易操作性1号消火栓

(ア) によるほか、物品販売店舗に設ける場合は、努めて易操作性1号消火栓とすること。

(ウ) 2号消火栓及び広範囲型2号消火栓

旅館、ホテル、社会福祉施設、病院等の就寝施設を有する防火対象物に設ける場合は、努めて2号消火栓（2号消火栓のうち天井に設置するもの（以下第2において「天井設置型消火栓」という。）を含む。）又は広範囲型2号消火栓とすること。

(エ) 天井設置型消火栓

天井設置型消火栓は、次によること。

a 固定方法は、地震動、ホース延長時の衝撃等により脱落しないよう、床スラブ等の構造材に堅固に取り付けること。

※ この場合、当該消火栓の取り付け施工方法を記載した仕様書等を着工届に添付させ、確認すること。

- b 天井設置型消火栓を設置する場所の周囲には、操作に支障を与える陳列棚、パーテーション、機器等を設けないこと。
 - c 天井設置型消火栓を設置する天井の高さは、日本消防検定協会の品質評価における申請値（以下第2において「品質評価時の申請値」という。）の範囲内であること。
 - d 放水障害となるような間仕切、壁等がなく、かつ、ホースを直線的に延長できるなど、消火活動上支障がないと認められる場合には、各部分から1のホース接続口までの水平距離を20m以下となるように設けることができる。
 - e ノズル等を降下させるための装置（以下第2において「降下装置」という。）は、次により設置すること。
 - (a) 天井設置型消火栓が設置されている場所又は当該場所を容易に見通せる水平距離が5m以内の壁、柱等に設置すること。
 - (b) 降下装置のうち直接操作する部分は、床面からの高さが1.8m以下の位置となるように設けること。
 - (c) 降下装置を壁、柱等に設ける場合には、当該降下装置の下部に省令第12条第1項第3号口の規定に準じて、赤色の灯火を設けること。
 - (d) 降下装置又はその周囲には、消火栓の降下装置の操作部分である旨の表示を行うこと。
 - (e) ノズルの降下に係る諸操作を電氣的に行うものについては、政令第11条第3項第2号ホの規定により、当該操作に係る非常電源を確保するほか、壁、柱等に設置する降下装置と消火栓の間の配線は、省令第12条第1項第5号の規定により施工すること。
 - f 省令第12条第1項第2号の規定にする加圧送水装置の始動の表示は、表示灯又はc（c）の灯火を点滅させることで差し支えない。
- イ 次に掲げる防火対象物又はその部分については、政令第32条を適用し、次のとおり取り扱うことができるものとする。
- (ア) メゾネット型共同住宅等出入口がない階の住戸部分（以下第2において「出入口のない階の住戸部分」という。）の屋内消火栓による警戒は、政令第32条を適用し、当該メゾネット型共同住宅等の出入口がある階に設ける屋内消火栓（当該出入口のない階の住戸部分を有効に警戒し、かつ、容易に消火できる位置に設けられている場合に限る。）によって警戒することができる。
- なお、「当該出入口のない階の住戸部分を有効に警戒し、」とは、当該メゾネット型共同住宅等の出入口がある階に設ける屋内消火栓から歩行距離25mの範囲とする。
- (イ) プール（プールサイドを含む）又はアイススケート場等（滑走部分に限る）については、屋内消火栓による警戒を要しない。
- ウ 消火栓は、容易に使用ができ、かつ、避難口又は階段に近い場所に設けること。
- (3) その他

- ア 防火対象物の増築、改築、模様替え等による面積の増加、あるいは棚等に類似するものが階と解された場合、政令第11条に基づき設置するものであるが、次に掲げる基準により取り扱うことができるものとする。
- (ア) 包含する面積は、ホース1本増設し、その長さの2分の1をもって足りる範囲内とすること。
- (イ) 消防活動に際し、死角を生じない構造であること。
- (ウ) 粉末10型消火器1本を増設すること。
- イ 屋内運動場の2階以上に設けられた回廊より小規模の放送室等で構成された部分は、下階の消火栓の有効包含範囲内（立体的にホース延長し25m以内）に限り消火栓を設けないことができる。
- ウ 既存防火対象物で改築、模様替え等により2倍、3倍の面積を読み替えることに適合しなくなった場合は、室内に面する部分の仕上げを政令第11条第2項（不燃材、準不燃材若しくは難燃材料）に該当させること。
- エ 内装制限の範囲は、建築基準法令上で内装制限の除外される部分であっても、消防設備基準では内装の制約がある。

8 配管等の摩擦損失計算等

配管等の摩擦損失計算等は、「配管の摩擦損失計算の基準」（平成20年消防庁告示第32号）によるほか、次によること

- (1) 1号消火栓を設ける場合
- 1号消火栓を設ける場合の配管の摩擦損失計算は、次のいずれかの方法によること。
- ア 実高、配管の摩擦損失水頭等の影響による放水圧力の増加に伴う放水量の増加を求め、摩擦損失計算を行う方法
- イ 政令第11条第3項第1号ハに規定される個数に、ノズルからの放水量150ℓ/minを乗じて得た値を当該配管の流量として摩擦損失計算を行う方法（別表1-1～別表1-7）
- (2) 2号消火栓を設ける場合
- 2号消火栓を設ける場合の配管の摩擦損失計算は、次のいずれかの方法によること。
- ア (1)アの方法
- イ 政令第11条第3項第2号イ(4)に規定される個数に、ノズルからの放水量70ℓ/minを乗じて得た値を当該配管の流量として摩擦損失計算を行う方法
- (3) 広範囲型2号消火栓を設ける場合
- 広範囲型2号消火栓を設ける場合の配管の摩擦損失計算は、次のいずれかの方法によること。
- ア (1)アの方法

イ 政令第11条第3項第2号ロ(4)に規定される個数に、ノズルからの放水量 $90\ell/\text{min}$ を乗じて得た値を当該配管の流量として摩擦損失計算を行う方法

(4) 摩擦損失水頭等

配管損失計算で用いる摩擦損失水頭等は、次によること。

- ア 配管の摩擦損失水頭の数値は、別表1-1から別表1-7によること。
- イ 管継手及びバルブ類の摩擦損失水頭の数値は、配管の摩擦損失計算の基準の別表2-1から別表2-7によること。
- ウ 1号消火栓(易操作性1号消火栓を除く。)の消防用ホース(呼称40)の摩擦損失水頭(100m当たり)は、12m(流量 $150\ell/\text{min}$ 時)とすること。
- エ 消火栓開閉弁(易操作1号消火栓を除く。)の直管相当長さは、別表3の左欄に掲げる呼称及び形状に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる数値とすること。
- オ 易操作性1号消火栓のノズル、弁、ホース等の摩擦損失水頭は、認定時の申請値に明示された数値とすること。
- カ 2号消火栓のノズル、弁、ホース等の摩擦損失水頭は、認定時の申請値に明示された数値とすること。この場合、予め摩擦損失水頭に放水圧 0.25MPa を加えた数値を表示しているものは、配管の摩擦損失計算において留意すること。

9 表示及び警報

表示及び警報は、次によること。(省令第12条第1項第8号の規定により総合操作盤が設けられている防火対象物を除く。)

- (1) 次の表示及び警報(ベル、ブザー等)は、省令第12条第1項第8号に規定する防災センター等(以下第2において「防災センター等」という。)にできるものであること。
 - ア 加圧送水装置の作動の状態表示(ポンプ等の起動、停止等の運転状況)
 - イ 呼水槽の減水状態の表示及び警報(呼水槽に設けた当該水槽の有効水量が2分の1に減水した際に警報を発する減水警報装置によるもの)
 - ウ 水源水槽の減水状態の表示及び警報(水源水槽に設けた当該水槽の有効水量が2分の1に減水した際に警報を発する減水警報装置によるもの)
- (2) 次の表示及び警報(ベル、ブザー等)は、防火対象物の規模、用途等に応じて防災センター等にできること。
 - ア 加圧送水装置の電源遮断の状態表示及び警報
 - イ 連動断の状態表示(自動火災報知設備等の作動と連動するものに限る。)

10 総合操作盤

(1) 総合操作盤

総合操作盤は、省令第12条第1項第8号により設けること。◆

(2) 設置場所

総合操作盤は、第2章第18防災センターの設置等の要件についてによる防災センターに設けること。

別記1 ステンレス鋼管を用いた配管及び管継手等の設置に係る留意事項

1 ステンレス鋼管の施工

ステンレス鋼管の施工は、次に示す方法により行うこと。

- (1) ポンプの吸水管、消防用水の採水口等にあつては、水槽等に浸水する部分以外に使用すること。
- (2) 切断、溶接作業は、原則として工場で行うこと。
- (3) 管の切断と開先加工において、切断で生じたバリ等は、ヤスリ等で除去すること。
- (4) 溶接接合

配管の溶接接合は、手動又は自動のステンレス鋼管専用の切断工具を使用し、所定の長さに切断するとともに、開先加工及び面取りを行うこととし、溶断による切断は行わないこと。

なお、「ステンレス鋼溶接技術検定における試験方法及び判定基準」(JIS Z 3821)の技術検定に合格した者が、ティグ溶接(タングステンイナートガスアーク溶接)により、次に従って行うこと。

ア 溶接部の前処理

溶接部の突合せ面及びその付近を溶接時の熱で酸化しないように、配管の内外面ともに油分等を研磨材等で除去すること。

イ 仮付け溶接

- (ア) 配管及び管継手の芯だしを行い、ずれが生じないように受け台等で固定すること。
- (イ) 突合せ溶接部の溶込み不足が生じないように配管、管継手の厚さに適したルート間隔が確保すること。
- (ウ) 必要最小限の入熱で行うこと。
- (エ) 仮付け箇所は、少なくとも4箇所として、管径等の状況に応じて増やすこと。
- (オ) 仮付け後は、ステンレス製ワイヤーブラシで酸化膜や汚れを除去すること。

ウ 本溶接

- (ア) 溶接は、原則として自動円周溶接機等を使用した自動溶接とし、肉厚の厚い配管の溶接、フランジ等のすみ肉溶接は手動溶接とすること。
- (イ) 溶接材料は、JIS Z 3321(溶接用ステンレス鋼溶加棒及びソリッドワイヤ)のY308を使用すること。
- (ウ) 溶接部酸化防止のため、アルゴンガス又は窒素ガスでバックシールドを行うこと。

また、バックシールドに用いるアルゴンガス又は窒素ガスは、本溶接終了後も溶接部分が酸化しない温度(手で触れることができる程度の温度)になるまで送気すること。

- (エ) 溶接部は、十分な溶込みを確保するとともに、裏波ビートが形成されていることを確認すること。

(オ) 溶接後は、ステンレス製ワイヤブラシで酸化膜を除去すること。

(5) 溶接部の検査

ア 溶接部前線にわたり目視検査を行い、割れ、溶け込み不足等の欠陥がないか確認すること。

イ 管内面の目視検査が困難な箇所は、内視鏡等を使用し確認すること。

(6) ねじ接合

配管及び管継手等をねじ接合で接合する。

なお、ねじ接合に当たっての接合材は、ステンレス用の液状シール材又は「シール用四フッ化エチレン樹脂未焼成テープ（生テープ、JIS K 6885）」を使用すること。

(7) フランジ接合

配管及び管継手等をフランジ接合で接合する。

なお、フランジ部材は、JIS B 2220のステンレス鋼（SUS304、SUS316）製を使用するとともに、ガスケットは、水に接して塩素を溶出しない材質を使用すること。

2 絶縁対策

配管及び管継手等には絶縁対策を施す場合は、次の例により行うこと。

(1) 異種金属のバルブ類、機器等

ア 接続は、絶縁フランジ接合（絶縁ボルト、絶縁パッキン等）とすること。

イ 屋内消火栓箱等の貫通部分は、合成樹脂の絶縁テープ等を介して貫通させること。

(2) 支持金物等

ボルト部分は、絶縁スリーブ、絶縁ワッシャー等を使用すること。

3 絶縁測定

設置された配管に水を通す前に、電気機器類に通電されていない状態において、絶縁フランジ接合部分等の絶縁箇所の絶縁抵抗値を測定し、1MΩ以上であることを確認すること。

4 埋設施工

(1) コンクリート埋設

ア 鉄筋との接触を避けること。やむを得ず接触する場合は絶縁処置を施すこと。

イ 高濃度の塩化剤を含むコンクリート添加剤が使用されている場合は、防食テープ等で保護すること。

ウ 防食用ビニルテープを用いるときは、厚さ0.4mm以上のもので2分の1重ね1回巻きを行うこと。

(2) 土中埋設

原則として埋設しないこと。やむを得ず埋設する場合には次によること。

ア 埋設部分は、配管及び管継手のみとし、フランジ部、弁類及び計器類は埋設しないこと。

イ 配管の外表面にペトロラタムを含浸したテープを厚さ2.2mm以上となるように巻き付け、その上に接着性を有するビニルテープで厚さ0.4mm以上の巻き付けを行うこととし、施工上困難な場合には、外面被覆鋼管を使用すること。

ウ 埋設部分の施行状況を段階的に写真等で記録しておくこと。

5 その他

配管及び管継手等を接合する場合であって、当該接合部に可燃性のパッキン又はガスケットを用いて水封するものにあつては、湿式配管とすること（準不燃材料で造れた区画、間仕切り、天井等や、配管等に巻かれた厚さ50mm以上のロックウールによる被覆等により、火災時の炎及び熱から有効に防護されている場合を除く。）。

別表第 1 - 1

配管の摩擦損失水頭表 (100m当り)

JIS G 3452 (SGP)

管の呼び 流量L/min	25A	32A	40A	50A	65A	80A	90A	100A	125A	150A	200A
50	11.89	3.39	1.61	0.50	0.15	0.06	0.03	0.02	0.01		
70	22.15	6.33	3.00	0.93	0.28	0.12	0.06	0.03	0.01		
80	28.36	8.10	3.85	1.19	0.35	0.15	0.08	0.04	0.01	0.01	
100	42.85	12.24	5.81	1.80	0.53	0.23	0.11	0.06	0.02	0.01	
120	60.04	17.15	8.14	2.53	0.75	0.32	0.16	0.09	0.03	0.01	
140	79.85	22.80	10.83	3.36	1.00	0.43	0.21	0.12	0.04	0.02	
150	90.72	25.91	12.30	3.82	1.13	0.49	0.24	0.13	0.05	0.02	0.01
160	102.23	29.20	13.86	4.30	1.28	0.55	0.27	0.15	0.05	0.02	0.01
200	154.48	44.12	20.95	6.50	1.93	0.83	0.41	0.23	0.08	0.03	0.01
240	216.44	61.81	29.35	9.11	2.70	1.16	0.58	0.32	0.11	0.05	0.01
250	233.42	66.66	31.65	9.82	2.91	1.26	0.62	0.34	0.12	0.05	0.01
300	327.06	93.40	44.35	13.76	4.08	1.76	0.87	0.48	0.17	0.07	0.02
320	368.54	105.25	49.97	15.51	4.60	1.98	0.98	0.54	0.19	0.08	0.02
350	434.99	124.23	58.98	18.30	5.43	2.34	1.16	0.64	0.22	0.10	0.03
400	556.88	159.04	75.51	23.43	6.95	3.00	1.49	0.82	0.29	0.12	0.03
450	692.46	197.76	93.89	29.13	8.64	3.73	1.85	1.02	0.35	0.15	0.04
480	780.28	222.83	105.80	32.83	9.73	4.20	2.08	1.15	0.40	0.17	0.05
500	841.49	240.32	114.10	35.40	10.50	4.53	2.25	1.24	0.43	0.19	0.05
550		286.65	136.10	42.23	12.52	5.40	2.68	1.48	0.51	0.22	0.06
560		296.37	140.72	43.66	12.95	5.58	2.77	1.53	0.53	0.23	0.06
600		336.72	159.87	49.61	14.71	6.34	3.15	1.74	0.60	0.26	0.07
640		379.42	180.15	55.90	16.57	7.15	3.54	1.96	0.68	0.30	0.08
720		471.79	224.01	69.51	20.61	8.89	4.41	2.43	0.85	0.37	0.10
800		573.33	272.22	84.46	25.04	10.80	5.36	2.96	1.03	0.45	0.12
880		683.88	324.71	100.75	29.87	12.88	6.39	3.53	1.23	0.53	0.14
960		803.32	381.42	118.35	35.09	15.13	7.50	4.14	1.44	0.63	0.16
1000						16.31	8.09	4.46	1.55	0.67	0.17

管の呼び 流量L/min	25A	32A	40A	50A	65A	80A	90A	100A	125A	150A	200A
1040		931.53	442.29	137.23	40.69	17.55	8.70	4.80	1.67	0.73	0.19
1120			507.28	157.40	46.67	20.13	9.98	5.51	1.92	0.83	0.22
1200			576.34	178.83	53.02	22.87	11.34	6.26	2.18	0.95	0.25
1280			649.43	201.51	59.75	25.77	12.78	7.05	2.45	1.07	0.28
1360			726.51	225.42	66.84	28.82	14.29	7.89	2.74	1.19	0.31
1440			807.55	250.57	74.29	32.04	15.89	8.77	3.05	1.33	0.34
1520			892.50	276.93	82.11	35.41	17.56	9.69	3.37	1.47	0.38
1600			981.34	304.49	90.28	38.93	19.31	10.66	3.71	1.61	0.42
1680				333.25	98.81	42.61	21.13	11.66	4.06	1.76	0.46
1760				363.20	107.69	46.44	23.03	12.71	4.42	1.92	0.50
1840				394.33	116.92	50.42	25.01	13.80	4.80	2.09	0.54
1920				426.64	126.50	54.55	27.05	14.93	5.19	2.26	0.59
2000				460.11	136.42	58.83	29.18	16.10	5.60	2.43	0.63
2080				494.73	146.69	63.26	31.37	17.31	6.02	2.62	0.68
2160				530.51	157.29	67.83	33.64	18.56	6.46	2.81	0.73
2240				567.43	168.24	72.55	35.98	19.86	6.91	3.00	0.78
2320				605.49	179.53	77.42	38.40	21.19	7.37	3.20	0.83
2400				644.68	191.15	82.43	40.88	22.56	7.85	3.41	0.89

(単位：メートル)

別表 1-2

配管の摩擦損失水頭表 (100m当り)

JIS G 3454 (STPG) Sch40

管の呼び 流量L/min	25A	32A	40A	50A	65A	80A	90A	100A	125A	150A	200A
50	12.76	3.49	1.69	0.51	0.17	0.08	0.04	0.02	0.01		
70	23.78	6.50	3.15	0.95	0.32	0.14	0.07	0.04	0.01	0.01	
80	30.45	8.32	4.03	1.22	0.41	0.18	0.09	0.05	0.02	0.01	
100	46.01	12.58	6.09	1.84	0.62	0.27	0.13	0.07	0.03	0.01	
120	64.46	17.62	8.53	2.57	0.87	0.38	0.19	0.10	0.04	0.02	
140	85.74	23.44	11.35	3.42	1.15	0.50	0.25	0.14	0.05	0.02	0.01
150	97.41	26.63	12.89	3.89	1.31	0.57	0.28	0.15	0.05	0.02	0.01
160	109.76	30.00	14.53	4.38	1.48	0.65	0.32	0.17	0.06	0.03	0.01
200	165.86	45.34	21.96	6.62	2.23	0.97	0.48	0.26	0.09	0.04	0.01
240	232.39	63.53	30.76	9.28	3.12	1.37	0.68	0.37	0.13	0.06	0.01
250	250.62	68.51	33.18	10.00	3.37	1.47	0.73	0.40	0.14	0.06	0.02
300	351.16	95.99	46.48	14.02	4.72	2.06	1.02	0.55	0.20	0.08	0.02
320	395.69	108.17	52.38	15.79	5.32	2.33	1.15	0.62	0.22	0.09	0.02
350	467.04	127.67	61.82	18.64	6.28	2.74	1.36	0.74	0.26	0.11	0.03
400	597.92	163.45	79.15	23.87	8.04	3.51	1.74	0.94	0.33	0.14	0.04
450	743.49	203.24	98.42	29.68	9.99	4.37	2.17	1.17	0.42	0.18	0.04
480	837.70	229.02	110.90	33.44	11.26	4.92	2.44	1.32	0.47	0.20	0.05
500	903.49	246.98	119.60	36.06	12.14	5.31	2.63	1.43	0.51	0.21	0.05
550		294.61	142.66	43.02	14.48	6.33	3.14	1.70	0.60	0.26	0.07
560		304.59	147.50	44.47	14.97	6.55	3.25	1.76	0.62	0.26	0.07
600		346.06	167.58	50.53	17.01	7.44	3.69	2.00	0.71	0.30	0.08
640		389.94	188.83	56.94	19.17	8.38	4.16	2.25	0.80	0.34	0.09
720		484.88	234.80	70.80	23.84	10.42	5.17	2.80	0.99	0.42	0.11
800		589.23	285.33	86.04	28.97	12.67	6.28	3.40	1.21	0.51	0.13
880		702.85	340.35	102.63	34.55	15.11	7.49	4.06	1.44	0.61	0.16
960		825.60	399.79	120.55	40.59	17.75	8.80	4.77	1.69	0.72	0.18
1000					43.77	19.14	9.49	5.14	1.82	0.77	0.20

管の呼び 流量L/min	25A	32A	40A	50A	65A	80A	90A	100A	125A	150A	200A
1040		957.37	463.60	139.79	47.07	20.58	10.21	5.53	1.96	0.83	0.21
1120			531.72	160.33	53.98	23.61	11.71	6.34	2.25	0.95	0.24
1200			604.11	182.16	61.33	26.82	13.30	7.20	2.55	1.08	0.28
1280			680.72	205.26	69.11	30.22	14.99	8.12	2.88	1.22	0.31
1360			761.52	229.62	77.31	33.81	16.76	9.08	3.22	1.36	0.35
1440			846.45	255.23	85.94	37.58	18.63	10.09	3.58	1.52	0.39
1520			935.50	282.08	94.98	41.53	20.59	11.16	3.95	1.67	0.43
1600				310.16	104.43	45.67	22.64	12.27	4.34	1.84	0.47
1680				339.46	114.30	49.98	24.78	13.42	4.76	2.02	0.51
1760				369.97	124.57	54.47	27.01	14.63	5.18	2.20	0.56
1840				401.68	135.25	59.14	29.33	15.89	5.63	2.38	0.61
1920				434.58	146.32	63.98	31.73	17.19	6.09	2.58	0.66
2000				468.67	157.80	69.00	34.22	18.53	6.56	2.78	0.71
2080				503.94	169.68	74.20	36.79	19.93	7.06	2.99	0.76
2160				540.38	181.95	79.56	39.45	21.37	7.57	3.21	0.82
2240				577.99	194.61	85.10	42.20	22.86	8.10	3.43	0.88
2320				616.76	207.66	90.81	45.03	24.39	8.64	3.66	0.93
2400				656.68	221.11	96.69	47.94	25.97	9.20	3.90	0.99

(単位：メートル)

別表 1 - 3

配管の摩擦損失水頭表 (100m当り)

JIS G 3454 (STPG) Sch80

管の呼び 流 量 L/min	25A	32A	40A	50A	65A	80A	90A	100A	125A	150A	200A
50	19.24	5.05	2.38	0.69	0.23	0.10	0.05	0.03	0.01		
70	35.86	9.42	4.44	1.29	0.42	0.18	0.09	0.05	0.02	0.01	
80	45.91	12.05	5.68	1.65	0.54	0.23	0.12	0.06	0.02	0.01	
100	69.38	18.22	8.58	2.49	0.81	0.35	0.17	0.09	0.03	0.01	
120	97.21	25.52	12.02	3.49	1.14	0.50	0.25	0.13	0.05	0.02	
140	129.29	33.94	15.99	4.64	1.51	0.66	0.33	0.17	0.06	0.03	0.01
150	146.89	38.57	18.17	5.28	1.72	0.75	0.37	0.20	0.07	0.03	0.01
160	165.51	43.46	20.47	5.94	1.94	0.84	0.42	0.22	0.08	0.03	0.01
200	250.10	65.67	30.93	8.98	2.93	1.28	0.63	0.34	0.12	0.05	0.01
240	350.43	92.01	43.34	12.58	4.11	1.79	0.88	0.47	0.16	0.07	0.02
250	377.92	99.23	46.74	13.57	4.43	1.93	0.95	0.51	0.18	0.08	0.02
300	529.53	139.03	65.49	19.02	6.20	2.70	1.34	0.71	0.25	0.11	0.03
320	596.68	156.66	73.79	21.43	6.99	3.04	1.50	0.81	0.28	0.12	0.03
350	704.27	184.91	87.10	25.29	8.25	3.59	1.78	0.95	0.33	0.14	0.04
400	901.62	236.73	111.51	32.38	10.56	4.60	2.27	1.22	0.42	0.18	0.05
450		294.36	138.65	40.26	13.14	5.72	2.83	1.51	0.52	0.23	0.06
480		331.69	156.24	45.37	14.80	6.44	3.19	1.70	0.59	0.26	0.06
500		357.71	168.49	48.93	15.96	6.95	3.44	1.84	0.63	0.28	0.07
550		426.69	200.98	58.36	19.04	8.29	4.10	2.19	0.76	0.33	0.08
560		441.15	207.80	60.34	19.69	8.57	4.24	2.27	0.78	0.34	0.08
600		501.21	236.08	68.55	23.37	9.74	4.81	2.58	0.89	0.39	0.10
640		564.77	266.02	77.25	25.20	10.97	5.43	2.90	1.00	0.44	0.11
720		702.27	330.79	96.05	31.34	13.64	6.75	3.61	1.25	0.54	0.13
800		853.40	401.98	116.73	38.08	16.58	8.20	4.39	1.51	0.66	0.16
880			479.49	139.23	45.43	19.78	9.78	5.23	1.81	0.79	0.19
960			563.24	163.55	53.36	23.23	11.49	6.15	2.12	0.93	0.23
1040			653.13	189.66	61.88	26.94	13.32	7.13	2.46	1.07	0.26

管の呼び 流 量 L/min	25A	32A	40A	50A	65A	80A	90A	100A	125A	150A	200A
1120			749.10	217.52	70.97	30.90	15.28	8.17	2.82	1.23	0.30
1200			851.09	247.14	80.63	35.10	17.36	9.29	3.21	1.40	0.35
1280			959.02	278.48	90.86	39.56	19.56	10.47	3.61	1.58	0.39
1360				311.53	101.64	44.25	21.88	11.71	4.04	1.77	0.44
1440				346.28	112.98	49.19	24.32	13.01	4.49	1.96	0.48
1520				382.71	124.86	54.36	26.88	14.38	4.97	2.17	0.53
1600				420.80	137.29	59.77	29.55	15.81	5.46	2.38	0.59
1680				460.55	150.26	65.42	32.34	17.31	5.97	2.61	0.64
1760				501.94	163.77	71.30	35.25	18.86	6.51	2.84	0.70
1840				544.96	177.80	77.41	38.27	20.48	7.07	3.09	0.76
1920				589.61	192.37	83.75	41.41	22.16	7.65	3.34	0.82
2000				635.86	207.46	90.32	44.66	23.90	8.25	3.60	0.89
2080				683.71	223.07	97.12	48.02	25.69	8.87	3.87	0.96
2160				733.15	239.20	104.14	51.49	27.55	9.51	4.15	1.02
2240				784.17	255.85	111.39	55.07	29.47	10.17	4.44	1.10
2320				836.77	273.01	118.86	58.77	31.45	10.86	4.74	1.17
2400				890.93	290.68	126.55	62.57	33.48	11.56	5.05	1.24

(単位：メートル)

別表 1 - 4

配管の摩擦損失水頭表 (100m当り)

JIS G 3448

管の呼び L/min	25Su	30Su	40Su	50Su	60Su	75Su	80Su	100 Su	125 Su	150 Su	200 Su	250 Su	300 Su
50	10.90	4.61	1.41	0.73	0.25	0.08	0.04	0.01					
70	19.96	8.59	2.63	1.35	0.47	0.14	0.07	0.02					
80	25.55	11.00	3.37	1.73	0.60	0.18	0.09	0.02	0.01				
100	38.61	16.63	5.09	2.61	0.90	0.28	0.13	0.04	0.01				
140	71.94	30.98	9.48	4.87	1.68	0.51	0.25	0.07	0.03	0.01			
150	81.74	35.20	10.77	5.54	1.91	0.58	0.28	0.08	0.03	0.01			
160	92.10	39.66	12.13	6.24	2.15	0.66	0.32	0.09	0.03	0.02			
200	139.18	59.93	18.34	9.43	3.25	1.00	0.48	0.14	0.05	0.02	0.01		
240	195.01	83.98	25.69	13.21	4.55	1.40	0.67	0.19	0.07	0.03	0.01		
250	210.30	90.56	27.71	14.24	4.91	1.50	0.73	0.21	0.07	0.03	0.01		
300	294.67	126.89	38.82	19.96	6.88	2.11	1.02	0.29	0.10	0.05	0.01		
320	332.04	142.99	43.75	22.49	7.75	2.38	1.15	0.32	0.12	0.05	0.01		
350	391.91	168.77	51.63	26.54	9.15	2.80	1.36	0.38	0.14	0.06	0.02	0.01	
400	501.73	216.06	66.10	33.98	11.71	3.59	1.73	0.49	0.18	0.08	0.02	0.01	
450	623.88	268.66	82.20	42.26	14.56	4.46	2.16	0.61	0.22	0.10	0.03	0.01	
480	703.00	302.74	92.62	47.61	16.40	5.03	2.43	0.69	0.25	0.12	0.03	0.01	
500	758.15	326.48	99.89	51.35	17.69	5.42	2.62	0.74	0.27	0.12	0.03	0.01	
550	904.34	389.44	119.15	61.25	21.10	6.47	3.13	0.88	0.32	0.15	0.04	0.01	0.01
560	934.99	402.64	123.18	63.33	21.82	6.69	3.23	0.91	0.33	0.15	0.04	0.01	0.01
600	1062.28	457.45	139.95	71.95	24.79	7.60	3.67	1.04	0.38	0.17	0.04	0.02	0.01
640	1197.00	515.47	157.70	81.07	27.93	8.56	4.14	1.17	0.43	0.20	0.05	0.02	0.01
650	1231.83	530.46	162.29	83.43	28.74	8.81	4.26	1.20	0.44	0.20	0.05	0.02	0.01
700	1412.83	608.41	186.14	95.69	32.97	10.11	4.89	1.38	0.50	0.23	0.06	0.02	0.01
720	1488.42	640.96	196.10	100.81	34.73	10.65	5.15	1.46	0.53	0.24	0.06	0.02	0.01
750	1605.18	691.24	211.48	108.72	37.46	11.48	5.55	1.57	0.57	0.26	0.07	0.02	0.01
800	1808.74	778.90	238.30	122.50	42.21	12.94	6.25	1.77	0.64	0.30	0.08	0.03	0.01
880	2157.51	929.09	284.25	146.13	50.34	15.43	7.46	2.11	0.77	0.35	0.09	0.03	0.01

管の呼び L/min	25Su	30Su	40Su	50Su	60Su	75Su	80Su	100 Su	125 Su	150 Su	200 Su	250 Su	300 Su
960	2534.32	1091.36	333.89	171.65	59.14	18.13	8.76	2.48	0.90	0.41	0.11	0.04	0.02
1000							9.45	2.67	0.97	0.44	0.11	0.04	
1040	2938.81	1265.55	387.19	199.04	68.58	21.02	10.16	2.87	1.04	0.48	0.12	0.04	0.02
1120	3370.65	1451.51	444.08	228.29	78.65	24.11	11.66	3.30	1.20	0.55	0.14	0.05	0.02
1200	3829.53	1649.12	504.54	259.37	89.36	27.40	13.24	3.74	1.36	0.63	0.16	0.06	0.02
1280			568.52	292.26	100.69	30.87	14.92	4.22	1.53	0.71	0.18	0.06	0.03
1360			636.00	326.95	112.64	34.53	16.69	4.72	1.71	0.79	0.20	0.07	0.03
1440			706.93	363.42	125.21	38.38	18.55	5.25	1.91	0.88	0.23	0.08	0.03
1520			781.30	401.65	138.38	42.42	20.51	5.80	2.11	0.97	0.25	0.09	0.04
1600			859.07	441.63	152.15	46.65	22.55	6.38	2.32	1.07	0.28	0.10	0.04
1680			940.22	483.35	166.53	51.05	24.68	6.98	2.53	1.17	0.30	0.10	0.04
1760				526.79	181.49	55.64	26.90	7.60	2.76	1.27	0.33	0.11	0.05
1840				571.94	197.05	60.41	29.20	8.26	3.00	1.38	0.36	0.12	0.05
1920				618.79	213.19	65.36	31.59	8.93	3.24	1.50	0.39	0.13	0.06
2000				667.33	229.91	70.48	34.07	9.63	3.50	1.61	0.42	0.14	0.06
2080				717.55	247.22	75.79	36.64	10.36	3.76	1.73	0.45	0.16	0.06
2160				769.44	265.09	81.27	39.28	11.11	4.03	1.86	0.48	0.17	0.07
2240				822.99	283.54	86.93	42.02	11.88	4.31	1.99	0.51	0.18	0.07
2320				878.19	302.56	92.76	44.84	12.68	4.60	2.12	0.55	0.19	0.08
2400					322.14	98.76	47.74	13.50	4.90	2.26	0.58	0.20	0.08

(単位：メートル)

別表 1-5

配管の摩擦損失水頭表 (100m当り)

JIS G 3459 Sch10S

管の呼び L/min	20A	25A	32A	40A	50A	65A	80A	100 A	125 A	150 A	200 A	250 A	300 A
50	21.66	7.76	2.11	1.03	0.31	0.09	0.04	0.01					
70	40.37	14.45	3.93	1.92	0.58	0.17	0.08	0.02	0.01				
80	51.68	18.51	5.04	2.45	0.75	0.22	0.10	0.03	0.01				
100	78.10	27.96	7.61	3.71	1.13	0.34	0.15	0.04	0.02	0.01			
140	145.53	52.11	14.18	6.91	2.10	0.63	0.28	0.08	0.03	0.01			
150	165.35	59.20	16.11	7.85	2.39	0.72	0.32	0.09	0.03	0.01			
160	186.32	66.71	18.16	8.85	2.69	0.81	0.36	0.10	0.04	0.02			
200	281.54	100.81	27.43	13.37	4.07	1.22	0.54	0.15	0.05	0.02	0.01		
240	394.47	141.24	38.44	18.73	5.70	1.71	0.76	0.21	0.08	0.03	0.01		
250	425.42	152.33	41.46	20.20	6.15	1.84	0.82	0.22	0.08	0.04	0.01		
300	596.08	213.43	58.09	28.31	8.61	2.58	1.14	0.31	0.12	0.05	0.01		
320	671.67	240.50	65.45	31.90	9.71	2.91	1.29	0.35	0.13	0.06	0.01	0.01	
350	792.78	283.86	77.25	37.65	11.46	3.44	1.52	0.42	0.15	0.07	0.02	0.01	
400	1014.94	363.41	98.90	48.20	14.67	4.40	1.95	0.54	0.20	0.08	0.02	0.01	
450	1262.03	451.88	122.98	59.94	18.24	5.47	2.42	0.67	0.25	0.10	0.03	0.01	
480	1422.08	509.19	138.58	67.54	20.55	6.16	2.73	0.75	0.28	0.12	0.03	0.01	
500	1533.64	549.13	149.45	72.84	22.16	6.65	2.94	0.81	0.30	0.13	0.03	0.01	
550	1829.36	655.02	178.26	86.88	26.44	7.93	3.51	0.97	0.36	0.15	0.04	0.01	0.01
560	1891.37	677.22	184.31	89.63	27.33	8.20	3.63	1.00	0.37	0.16	0.04	0.01	0.01
600	2148.86	769.42	209.40	102.05	31.05	9.31	4.12	1.14	0.42	0.18	0.05	0.02	0.01
640	2421.37	866.99	235.95	115.00	34.99	10.50	4.65	1.28	0.47	0.20	0.05	0.02	0.01
650	2491.83	892.22	242.82	118.34	36.01	10.80	4.78	1.32	0.48	0.21	0.05	0.02	0.01
700	2857.98	1023.32	278.50	135.73	41.30	12.39	5.49	1.51	0.56	0.24	0.06	0.02	0.01
720	3010.88	1078.07	293.40	142.99	43.51	13.05	5.78	1.59	0.58	0.25	0.07	0.02	0.01
750	3247.07	1162.64	316.41	154.21	46.92	14.07	6.23	1.72	0.63	0.27	0.07	0.02	0.01
800	3658.85	1310.08	356.54	173.77	52.87	15.86	7.02	1.93	0.71	0.30	0.08	0.03	0.01
880	4364.36	1562.70	425.29	207.27	63.07	18.92	8.38	2.31	0.85	0.36	0.10	0.03	0.01

管の呼び L/min	20A	25A	32A	40A	50A	65A	80A	100 A	125 A	150 A	200 A	250 A	300 A
960	5126.60	1835.63	499.57	243.47	74.08	22.22	9.84	2.71	1.00	0.43	0.11	0.04	0.02
1000							10.61	2.92	1.07	0.45	0.12	0.04	
1040	5944.83	2128.60	579.30	282.33	85.91	25.77	11.41	3.14	1.16	0.49	0.13	0.04	0.02
1120	6818.38	2441.38	664.42	323.82	98.53	29.55	13.09	3.60	1.32	0.57	0.15	0.05	0.02
1200	7746.64	2773.75	754.88	367.91	111.95	33.58	14.87	4.09	1.51	0.64	0.17	0.06	0.02
1280			850.61	414.56	126.14	37.84	16.75	4.61	1.70	0.72	0.19	0.07	0.03
1360				463.77	141.11	42.33	18.74	5.16	1.90	0.81	0.21	0.07	0.03
1440				515.49	156.85	47.05	20.83	5.74	2.11	0.90	0.24	0.08	0.03
1520				569.72	173.35	52.00	23.02	6.34	2.33	1.00	0.26	0.09	0.04
1600				626.43	190.61	57.17	25.32	6.97	2.56	1.09	0.29	0.10	0.04
1680				685.60	208.62	62.57	27.71	7.63	2.80	1.20	0.32	0.11	0.05
1760				747.22	227.37	68.20	30.20	8.31	3.06	1.31	0.34	0.12	0.05
1840				811.27	246.85	74.04	32.79	9.03	3.32	1.42	0.37	0.13	0.05
1920				877.72	267.07	80.11	35.47	9.77	3.59	1.53	0.40	0.14	0.06
2000					288.03	86.39	38.26	10.53	3.87	1.65	0.44	0.15	0.06
2080					309.70	92.89	41.13	11.32	4.16	1.78	0.47	0.16	0.07
2160					332.10	99.61	44.11	12.14	4.47	1.91	0.50	0.17	0.07
2240					355.21	106.54	47.18	12.99	4.78	2.04	0.54	0.18	0.08
2320					379.03	113.69	50.34	13.86	5.10	2.18	0.57	0.20	0.08
2400					403.57	121.05	53.60	14.76	5.43	2.32	0.61	0.21	0.09

(単位：メートル)

別表 1 - 6

配管の摩擦損失水頭表 (100m 当り)

JIS G 3459 Sch20S

管の呼び L/min	20A	25A	32A	40A	50A	65A	80A	100 A	125 A	150 A	200 A	250 A	300 A
50	25.74	8.31	2.23	1.08	0.36	0.10	0.05	0.01					
70	47.97	15.49	4.15	2.01	0.66	0.19	0.09	0.02	0.01				
80	61.41	19.83	5.31	2.57	0.85	0.24	0.11	0.03	0.01				
100	92.79	29.96	8.02	3.88	1.28	0.36	0.17	0.05	0.02	0.01			
140	172.92	55.84	14.95	7.23	2.39	0.68	0.31	0.08	0.03	0.01			
150	196.46	63.44	16.99	8.22	2.71	0.77	0.36	0.10	0.04	0.02			
160	221.37	71.48	19.14	9.26	3.05	0.87	0.40	0.11	0.04	0.02			
200	334.51	108.02	28.92	13.99	4.61	1.31	0.61	0.16	0.06	0.03	0.01		
240	468.70	151.35	40.52	19.61	6.46	1.83	0.85	0.23	0.09	0.04	0.01		
250	505.47	163.22	43.70	21.14	6.97	1.98	0.92	0.25	0.09	0.04	0.01		
300	708.94	228.70	61.23	29.63	9.77	2.77	1.29	0.34	0.13	0.05	0.01		
320	798.05	257.70	69.00	33.38	11.01	3.12	1.45	0.39	0.15	0.06	0.02	0.01	
350	941.95	304.16	81.44	39.40	12.99	3.68	1.71	0.46	0.17	0.07	0.02	0.01	
400	1205.91	389.40	104.26	50.45	16.63	4.72	2.19	0.59	0.22	0.09	0.02	0.01	
450	1499.50	484.20	129.65	62.73	20.68	5.87	2.73	0.73	0.28	0.12	0.03	0.01	
480	1689.66	545.61	146.09	70.68	23.31	6.61	3.07	0.82	0.31	0.13	0.03	0.01	
500	1822.21	588.41	157.55	76.23	25.13	7.13	3.31	0.89	0.34	0.14	0.04	0.01	0.01
550	2173.57	701.87	187.93	90.93	29.98	8.50	3.95	1.06	0.40	0.17	0.05	0.02	0.01
560	2247.25	725.66	194.30	94.01	31.00	8.79	4.09	1.09	0.41	0.17	0.05	0.02	0.01
600	2553.19	824.45	220.75	106.81	35.22	9.99	4.64	1.24	0.47	0.20	0.05	0.02	0.01
640	2876.98	929.00	248.74	120.35	39.68	11.25	5.23	1.40	0.53	0.22	0.06	0.02	0.01
650	2960.69	956.03	255.98	123.85	40.84	11.58	5.39	1.44	0.55	0.23	0.06	0.02	0.01
700	3395.74	1096.51	293.60	142.05	46.84	13.28	6.18	1.65	0.63	0.26	0.07	0.02	0.01
720	3577.41	1155.18	309.30	149.65	49.34	13.99	6.51	1.74	0.66	0.28	0.07	0.02	0.01
750	3858.04	1245.79	333.57	161.39	53.21	15.09	7.02	1.88	0.71	0.30	0.08	0.03	0.01
800	4347.30	1403.78	375.87	181.86	59.96	17.01	7.91	2.12	0.80	0.34	0.09	0.03	0.01
880	5185.57	1674.46	448.34	216.93	71.52	20.28	9.43	2.53	0.95	0.40	0.11	0.04	0.01

管の呼び L/min	20A	25A	32A	40A	50A	65A	80A	100 A	125 A	150 A	200 A	250 A	300 A
960	6091.23	1966.91	526.65	254.81	84.02	23.83	11.08	2.97	1.12	0.47	0.13	0.04	0.02
1000							11.94	3.19	1.20	0.50	0.13	0.04	
1040	7063.42	2280.84	610.70	295.48	97.43	27.63	12.85	3.44	1.30	0.54	0.15	0.05	0.02
1120	8108.34	2615.99	700.44	338.90	111.74	31.69	14.74	3.95	1.49	0.62	0.17	0.06	0.02
1200	9204.26	2972.13	795.80	385.04	126.95	36.00	16.74	4.48	1.69	0.71	0.19	0.06	0.03
1280			896.72	433.87	143.05	40.57	18.86	5.05	1.91	0.80	0.21	0.07	0.03
1360				485.36	160.03	45.39	21.10	5.65	2.14	0.89	0.24	0.08	0.03
1440				539.50	177.88	50.45	23.46	6.28	2.37	0.99	0.27	0.09	0.04
1520				596.25	196.59	55.75	25.93	6.94	2.62	1.10	0.30	0.10	0.04
1600				655.60	216.16	61.30	28.51	7.63	2.89	1.21	0.32	0.11	0.04
1680				717.53	236.58	67.10	31.20	8.35	3.16	1.32	0.36	0.12	0.05
1760				782.02	257.84	73.13	34.00	9.10	3.44	1.44	0.39	0.13	0.05
1840				849.05	279.94	79.39	36.92	9.88	3.74	1.56	0.42	0.14	0.06
1920					302.88	85.90	39.94	10.69	4.04	1.69	0.45	0.15	0.06
2000					326.64	92.64	43.07	11.53	4.36	1.83	0.49	0.16	0.07
2080					351.22	99.61	46.32	12.40	4.69	1.96	0.53	0.18	0.07
2160					376.62	106.81	49.66	13.30	5.03	2.11	0.57	0.19	0.08
2240					402.83	114.24	53.12	14.22	5.38	2.25	0.60	0.20	0.08
2320					429.85	121.91	56.68	15.18	5.74	2.40	0.65	0.22	0.09
2400					457.67	129.80	60.35	16.16	6.11	2.56	0.69	0.23	0.09

(単位：メートル)

別表 1-7

配管の摩擦損失水頭表 (100m当り)

JIS G 3459 Sch40

管の呼び L/min	20A	25A	32A	40A	50A	65A	80A	100 A	125 A	150 A	200 A	250 A	300 A
50	30.78	9.57	2.62	1.27	0.38	0.13	0.06	0.02	0.01				
70	57.35	17.84	4.88	2.36	0.71	0.24	0.10	0.03	0.01				
80	73.42	22.84	6.24	3.02	0.91	0.31	0.13	0.04	0.01	0.01			
100	110.95	34.51	9.43	4.57	1.38	0.46	0.20	0.05	0.02	0.01			
140	206.76	64.30	17.58	8.51	2.57	0.86	0.38	0.10	0.04	0.02			
150	234.91	73.06	19.97	9.67	2.92	0.98	0.43	0.12	0.04	0.02			
160	264.70	82.32	22.50	10.90	3.29	1.11	0.48	0.13	0.05	0.02			
200	399.98	124.39	34.00	16.47	4.97	1.67	0.73	0.20	0.07	0.03	0.01		
240	560.43	174.29	47.65	23.07	6.96	2.34	1.02	0.28	0.10	0.04	0.01		
250	604.39	187.97	51.38	24.88	7.50	2.53	1.10	0.30	0.11	0.04	0.01		
300	846.84	263.37	72.00	34.86	10.51	3.54	1.55	0.42	0.15	0.06	0.02	0.01	
320	954.23	296.77	81.13	39.28	11.85	3.99	1.74	0.47	0.17	0.07	0.02	0.01	
350	1126.30	350.28	95.75	46.37	13.98	4.71	2.06	0.55	0.20	0.08	0.02	0.01	
400	1441.91	448.44	122.59	59.36	17.90	6.03	2.64	0.71	0.25	0.11	0.03	0.01	
450	1792.96	557.62	152.43	73.81	22.26	7.49	3.28	0.88	0.31	0.13	0.03	0.01	
480	2020.34	628.33	171.16	83.17	25.08	8.44	3.69	0.99	0.35	0.15	0.04	0.01	0.01
500	2178.82	677.62	185.24	89.70	27.05	9.11	3.98	1.07	0.38	0.16	0.04	0.01	0.01
550	2598.95	808.28	220.95	107.00	32.26	10.86	4.75	1.28	0.45	0.19	0.05	0.02	0.01
560	2687.05	835.68	228.44	110.62	33.36	11.23	4.91	1.32	0.47	0.20	0.05	0.02	0.01
600	3052.86	949.45	259.54	125.68	37.90	12.76	5.58	1.50	0.53	0.23	0.06	0.02	0.01
640	3440.02	1069.85	292.46	141.62	42.70	14.38	6.29	1.69	0.60	0.25	0.06	0.02	0.01
650	3540.11	1100.99	300.97	145.74	43.95	14.80	6.47	1.74	0.62	0.26	0.07	0.02	0.01
700	4060.31	1262.77	345.19	167.16	50.40	16.97	7.42	1.99	0.71	0.30	0.08	0.03	0.01
720	4277.52	1330.32	363.66	176.10	53.10	17.88	7.82	2.10	0.74	0.32	0.08	0.03	0.01
750	4613.08	1434.68	392.19	189.91	57.26	19.28	8.43	2.26	0.80	0.34	0.09	0.03	0.01
800	5198.09	1616.62	441.92	214.00	64.53	21.73	9.50	2.55	0.90	0.38	0.10	0.03	0.01
880	6200.41	1928.35	527.14	255.26	76.97	25.92	11.33	3.04	1.08	0.46	0.12	0.04	0.02

管の呼び L/min	20A	25A	32A	40A	50A	65A	80A	100 A	125 A	150 A	200 A	250 A	300 A
960	7283.32	2265.13	619.20	299.84	90.41	30.44	13.31	3.58	1.27	0.54	0.14	0.05	0.02
1000							14.35	3.85	1.36	0.57	0.14	0.05	
1040	8445.77	2626.66	718.03	347.70	104.84	35.30	15.44	4.15	1.47	0.62	0.16	0.05	0.02
1120	9686.81	3012.63	823.54	398.79	120.25	40.49	17.70	4.76	1.68	0.71	0.18	0.06	0.03
1200	11005.58	3422.77	935.65	453.08	136.62	46.00	20.11	5.40	1.91	0.81	0.21	0.07	0.03
1280				510.54	153.94	51.83	22.67	6.09	2.16	0.91	0.23	0.08	0.03
1360				571.14	172.22	57.99	25.36	6.81	2.41	1.02	0.26	0.09	0.04
1440				634.84	191.42	64.45	28.18	7.57	2.68	1.14	0.29	0.10	0.04
1520				701.62	211.56	71.23	31.15	8.37	2.96	1.26	0.32	0.11	0.05
1600					232.62	78.32	34.25	9.20	3.26	1.38	0.35	0.12	0.05
1680					254.59	85.72	37.48	10.07	3.57	1.51	0.39	0.13	0.06
1760					277.47	93.43	40.85	10.97	3.89	1.65	0.42	0.14	0.06
1840					301.26	101.43	44.36	11.91	4.22	1.79	0.46	0.16	0.07
1920					325.94	109.74	47.99	12.89	4.57	1.94	0.49	0.17	0.07
2000					351.50	118.35	51.75	13.90	4.92	2.09	0.53	0.18	0.08
2080					377.96	127.26	55.65	14.95	5.29	2.24	0.57	0.20	0.08
2160					405.29	136.46	59.67	16.03	5.68	2.41	0.61	0.21	0.09
2240					443.49	145.96	63.82	17.14	6.07	2.57	0.66	0.23	0.09
2320					462.57	155.75	68.11	18.29	6.48	2.75	0.70	0.24	0.10
2400					492.51	165.83	72.51	19.48	6.90	2.92	0.75	0.26	0.11

(単位：メートル)

別表 2-1 直管相当長換算表

配管用炭素鋼鋼管 (JIS G 3452 (SGP)) を使用する場合

種 別		大きさの呼び		25	32	40	50	65	80	90
				100	125	150	200	250	300	350
管 継 手	ね じ 込 み 式	45° エルボ		0.4	0.5	0.6	0.7	0.9	1.1	1.3
				1.5	1.8	2.2	2.9	3.6	4.3	4.8
		90° エルボ		0.8	1.1	1.3	1.6	2.0	2.4	2.8
				3.2	3.9	4.7	6.2	7.6	9.2	10.2
		リタンベンド (180°)		2.0	2.6	3.0	3.9	5.0	5.9	6.8
				7.7	9.6	11.3	15.0	18.6	22.3	24.8
	チーズ又はクロス (分流90°)		1.7	2.2	2.5	3.2	4.1	4.9	5.6	
			6.3	7.9	9.3	12.3	15.3	18.3	20.4	
	接 式	45° エルボ	ロング	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6
				0.7	0.8	0.9	1.2	1.5	1.8	2.0
		90° エルボ	ショート	0.5	0.6	0.7	0.9	1.1	1.3	1.5
				1.7	2.1	2.5	3.3	4.1	4.9	5.4
		ロング	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	1.0	1.1	
			1.3	1.6	1.9	2.5	3.1	3.7	4.1	
チーズ又はクロス (分流 90°)		1.3	1.6	1.9	2.4	3.1	3.6	4.2		
		4.7	5.9	7.0	9.2	11.4	13.7	15.3		
バ ル ブ 類	仕 切 弁		0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	
			0.7	0.8	1.0	1.3	1.6	2.0	2.2	
	玉 形 弁		9.2	11.9	13.9	17.6	22.6	26.9	31.0	
			35.1	43.6	51.7	68.2	84.7	101.5	113.2	
	ア ン グ ル 弁		4.6	6.0	7.0	8.9	11.3	13.5	15.6	
			17.6	21.9	26.0	34.2	42.5	50.9	56.8	
	逆 止 弁 (スイング型)		2.3	3.0	3.5	4.4	5.6	6.7	7.7	
			8.7	10.9	12.9	17.0	21.1	25.3	28.2	

備考 1 単位は、メートル

2 管継手のうちチーズ及びクロス (口径の異なるものを含む) を直流で使用するもの、ソケット (溶接式のものにあつては、レジャーサとする。) 及びプッシュについては、本表適用することなく、当該大きさの呼び (口径が異なるものにあつては、当該それぞれの大きさの呼び) に応じた管の呼びの直管として計算するものとする。

別表 2-2 直管相当長換算表

圧力配管用炭素鋼鋼管 (JIS G 3454) Sch40を使用する場合

種別		大きさの呼び		25	32	40	50	65	80	90	
				100	125	150	200	250	300	350	
管 継 手	ね じ 込 み 式	45° エルボ		0.4	0.5	0.6	0.7	0.9	1.1	1.2	
				1.4	1.8	2.1	2.8	3.5	4.2	4.7	
		90° エルボ		0.8	1.1	1.2	1.6	2.0	2.4	2.6	
				3.1	3.8	4.5	6.0	7.5	9.0	10.0	
		リタンバンド (180°)		2.0	2.6	3.0	3.9	4.8	5.7	6.6	
				7.5	9.3	11.0	14.6	18.2	21.8	24.3	
	チーズ又はクロス (分流90°)		1.6	2.1	2.5	3.2	4.0	4.7	5.2		
			6.1	7.6	9.1	12.0	15.0	18.0	20.0		
	手 接 式	溶 接	45° エルボ	ロング	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.5
					0.6	0.8	0.9	1.2	1.5	1.8	2.0
		90° エルボ	ショート	0.4	0.6	0.7	0.9	1.1	1.3	1.4	
				1.6	2.0	2.4	3.2	4.0	4.8	5.3	
ロング			0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	0.9	1.1		
			1.2	1.5	1.8	2.4	3.0	3.6	4.0		
チーズ又はクロス (分流90°)		1.2	1.6	1.9	2.4	3.0	3.5	3.9			
		4.6	5.7	6.8	9.0	11.2	13.4	15.0			
バ ル ブ 類	仕 切 弁		0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6		
			0.7	0.8	1.0	1.3	1.6	2.0	2.2		
	玉 形 弁		9.0	11.8	13.7	17.6	22.0	26.0	29.1		
			34.0	42.0	50.3	66.6	82.9	99.2	111.0		
	ア ン グ ル 弁		4.6	5.9	6.9	8.8	11.0	13.1	14.6		
			17.1	21.2	25.2	33.4	41.6	49.8	55.7		
	逆 止 弁 (スイング型)		2.3	3.0	3.4	4.4	5.5	6.5	7.3		
			8.5	10.5	12.5	16.6	20.7	24.7	27.7		

備考 1 単位は、メートル

2 管継手のうちチーズ及びクロス（口径の異なるものを含む）を直流で使用するもの、ソケット（溶接式のものにあっては、レギュサとする。）及びプッシュについては、本表適用することなく、当該大きさの呼び（口径が異なるものにあつては、当該それぞれの大きさの呼び）に応じた管の呼びの直管として計算するものとする。

別表 2-3 直管相当長換算表

圧力配管用炭素鋼鋼管 (JIS G 3454) Sch80を使用する場合

種別		大きさの呼び A		25	32	40	50	65	80	90
				100	125	150	200	250	300	350
管 継 手	ね じ 込 み 式	45° エルボ		—	—	—	—	—	—	—
				—	—	—	—	—	—	—
		90° エルボ		—	—	—	—	—	—	—
				—	—	—	—	—	—	—
		リタンベンド (180°)		—	—	—	—	—	—	—
				—	—	—	—	—	—	—
	チーズ又はクロス (分流90°)		—	—	—	—	—	—	—	
			—	—	—	—	—	—	—	
	接 式	45° エルボ	ロング	0.2	0.2	0.2	0.3	0.4	0.4	0.5
				0.6	0.7	0.9	1.2	1.4	1.8	1.9
		90° エルボ	ショート	0.4	0.5	0.7	0.8	1.0	1.2	1.4
				1.6	1.9	2.3	3.1	3.8	4.5	5.1
		ロング	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	0.9	1.0	
			1.2	1.5	1.7	2.3	2.9	3.4	3.8	
チーズ又はクロス (分流90°)		1.1	1.5	1.7	2.2	2.8	3.3	3.8		
		4.4	5.4	6.5	8.6	10.7	12.8	14.3		
バ ル ブ 類	仕 切 弁		0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	
			0.6	0.8	0.9	1.2	1.5	1.8	2.0	
	玉 形 弁		8.3	11.0	12.8	16.5	20.8	24.6	28.4	
			32.3	40.2	47.7	63.6	79.0	94.5	105.8	
	ア ン グ ル 弁		4.2	5.5	6.4	8.3	10.4	12.4	14.3	
			16.2	20.2	23.9	31.9	39.6	47.4	53.0	
	逆 止 弁 (スイング型)		2.1	2.7	3.2	4.1	5.2	6.1	7.1	
			8.1	10.0	11.9	15.9	19.7	23.6	26.4	

備考 1 単位は、メートル

2 管継手のうちチーズ及びクロス (口径の異なるものを含む) を直流で使用するもの、ソケット (溶接式のものにあつては、レジャーサとする。) 及びプッシュについては、本表適用することなく、当該大きさの呼び (口径が異なるものにあつては、当該それぞれの大きさの呼び) に応じた管の呼びの直管として計算するものとする。

別表 2-4 直管相当長換算表

一般配管用ステンレス鋼鋼管 (JIS G 3448) に応じた管継手及びバルブ類を使用する場合

種別				大きさの呼び A							
				25 (30su)	32 (40su)	40 (50su)	50 (60su)	65 (75su)	80 (80su)	100 (100su)	
管 継 手	溶 接 式	45° エ ルボ	ショート	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	0.9	1.2	
				1.5	1.7	2.3	2.8	3.3			
		ロング	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.9		
			1.1	1.3	1.7	2.1	2.5				
		90° エ ルボ	ショート	0.7	0.9	1.0	1.2	1.6	1.8	2.4	
				2.9	3.4	4.5	5.6	6.7			
	ロング	0.5	0.6	0.7	0.9	1.2	1.4	1.8			
		2.2	2.6	3.4	4.2	5.0					
	チーズ又はクロス (分流90°)	1.9	2.4	2.8	3.5	4.4	5.1	6.6			
		8.2	9.6	12.7	15.8	18.8					
	バ ル ブ 類	仕 切 弁	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.9		
			1.2	1.4	1.8	2.2	2.7				
玉 形 弁		14.1	18.0	20.6	25.7	32.7	38.0	49.2			
		60.6	71.1	93.9	116.7	139.5					
ア ン グ ル 弁		7.1	9.0	10.3	12.8	16.4	19.0	24.6			
		30.3	35.5	46.9	58.3	69.8					
逆 止 弁 (スイング型)		3.5	4.5	5.2	6.4	8.2	9.5	12.3			
		15.2	17.8	23.5	29.2	34.9					

備考 1 単位は、メートルする。

2 一般配管用ステンレス鋼鋼管 (JIS G 3448) に適合する管に配管用ステンレス鋼鋼管 (JIS G 3459) を材料とする管継手を接続する場合にあっては、本表の値に1.3を乗じた値とする。

3 管継手のうちチーズ及びクロス (口径の異なるものを含む。) を直流で使用するもの、ソケット (溶接式のものにあっては、レジャーサとする。) 及びブッシュについては、本表を適用することなく、当該大きさの呼び (口径の異なるものにあっては、当該それぞれの大きさの呼び) に応じた管の呼びの直管として計算するものとする。

別表 2-5 直管相当長換算表

配管用ステンレス鋼鋼管 (JIS G 3459) Sch10Sに応じた管継手及びバルブ類を使用する場合

種別		大きさの呼びA		25	32	40	50	65	80	90	
				100	125	150	200	250	300		
管 継 手	ね じ 込 み 式	45° エルボ		0.5	0.7	0.8	1.0	1.3	1.6	1.8	
				2.0	2.5	3.0	3.9	4.9	5.8		
		90° エルボ		1.2	1.5	1.7	2.2	2.8	3.3	3.8	
				4.4	5.3	6.4	8.4	10.4	12.4		
		リタンベン (180°)		2.8	3.6	4.2	5.3	6.9	8.1	9.3	
				10.6	13.0	15.5	20.4	25.4	30.3		
	チーズ又はクロス (分流90°)		2.3	2.9	3.4	4.4	5.6	6.7	7.7		
			8.7	10.7	12.7	16.7	20.8	24.9			
	手 接 式	溶 接	45° エルボ	ショート	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	0.9	1.0
					1.2	1.4	1.7	2.2	2.8	3.3	
			ロング	0.2	0.3	0.3	0.4	0.6	0.7	0.8	
				0.9	1.1	1.3	1.7	2.1	2.5		
90° エルボ		ショート	0.6	0.8	0.9	1.2	1.5	1.8	2.0		
			2.3	2.8	3.4	4.5	5.6	6.6			
		ロング	0.5	0.6	0.7	0.9	1.1	1.3	1.5		
			1.7	2.1	2.5	3.3	4.2	5.0			
チーズ又はクロス (分流90°)		1.7	2.2	2.6	3.3	4.2	5.0	5.8			
		6.5	8.0	9.5	12.6	15.6	18.7				
バ ル ブ 類		仕 切 弁		0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	
				0.9	1.1	1.3	1.8	2.2	2.6		
	玉 形 弁		12.9	16.4	19.0	24.3	31.4	37.1	42.7		
			48.3	59.3	70.6	93.0	115.8	138.2			
	ア ン グ ル 弁		6.5	8.2	9.5	12.2	15.7	18.5	21.3		
			24.2	29.6	35.3	46.5	57.9	69.1			
	逆 止 弁 (スイング型)		3.2	4.1	4.8	6.1	7.8	9.3	10.7		
			12.1	14.8	17.7	23.2	29.0	34.5			

備考 1 単位は、メートル

2 管継手のうちチーズ及びクロス（口径の異なるものを含む）を直流で使用するもの、ソケット（溶接式のものにあっては、レジャーサとする。）及びプッシュについては、本表適用することなく、当該大きさの呼び（口径が異なるものにあつては、当該それぞれの大きさの呼び）に応じた管の呼びの直管として計算するものとする。

別表 2-6 直管相当長換算表

配管用ステンレス鋼管 (JIS G 3459) Sch20Sに応じた管継手及びバルブ類を使用する場合

種別		大きさの呼び A		25	32	40	50	65	80	90		
				100	125	150	200	250	300			
管 継 手	ね じ 込 み 式	45° エルボ		0.5	0.7	0.8	1.0	1.3	1.5	1.8		
				2.0	2.4	2.9	3.8	4.8	5.7			
		90° エルボ		1.1	1.5	1.7	2.1	2.8	3.3	3.8		
				4.3	5.2	6.2	8.2	10.2	12.3			
		リタンバンド (180°)		2.7	3.6	4.2	5.2	6.8	7.9	9.2		
				10.4	12.7	15.2	19.9	24.9	29.9			
	チーズ又はクロス (分流90°)		2.2	2.9	3.4	4.3	5.6	6.5	7.5			
			8.5	10.4	12.5	16.3	20.4	24.5				
	手 接 式	溶 接	45° エルボ		シヨート	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.9	1.0
					1.1	1.4	1.7	2.2	2.7	3.3		
			ロング		0.2	0.3	0.3	0.4	0.6	0.7	0.8	
					0.9	1.0	1.2	1.6	2.0	2.5		
90° エルボ			シヨート	0.6	0.8	0.9	1.1	1.5	1.7	2.0		
			2.3	2.8	3.3	4.4	5.5	6.5				
ロング		0.4	0.6	0.7	0.9	1.1	1.3	1.5				
		1.7	2.1	2.5	3.3	4.1	4.9					
チーズ又はクロス (分流90°)		1.7	2.2	2.6	3.2	4.2	4.9	5.6				
		6.4	7.8	9.4	12.3	15.3	18.4					
バ ル ブ 類		仕 切 弁			0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	
					0.9	1.1	1.3	1.7	2.2	2.6		
	玉 形 弁			12.5	16.4	19.0	23.9	30.9	36.2	41.8		
				47.5	57.9	69.3	90.8	113.6	136.4			
	ア ン グ ル 弁			6.2	8.2	9.5	11.9	15.5	18.1	20.9		
				23.7	29.0	34.6	45.4	56.8	68.2			
	逆 止 弁 (スイング型)			3.1	4.1	4.8	6.0	7.7	9.1	10.4		
				11.9	14.5	17.3	22.7	28.4	34.1			

備考 1 単位は、メートル

2 管継手のうちチーズ及びクロス (口径の異なるものを含む) を直流で使用するもの、ソケット (溶接式のものにあっては、レギュレーサとする。) 及びプッシュについては、本表適用することなく、当該大きさの呼び (口径が異なるものにあつては、当該それぞれの大きさの呼び) に応じた管の呼びの直管として計算するものとする。

別表 2-7 直管相当長換算表

配管用ステンレス鋼鋼管 (JIS G 3459) Sch40に応じた管継手及びバルブ類を使用する場合

種別		大きさの呼びA		25	32	40	50	65	80	90		
				100	125	150	200	250	300			
管 継 手	ね じ 込 み 式	45° エルボ		0.5	0.7	0.8	1.0	1.2	1.5	1.7		
				1.9	2.4	2.8	3.8	4.6	5.6			
		90° エルボ		1.1	1.4	1.6	2.1	2.7	3.1	3.6		
				4.1	5.1	6.1	8.0	9.9	12.0			
		リタンベンド (180°)		2.6	3.5	4.0	5.1	6.5	7.6	8.8		
				10.0	12.3	14.8	19.6	24.2	29.2			
	チーズ又はクロス (分流90°)		2.2	2.9	3.3	4.2	5.3	6.3	7.2			
			8.2	10.1	12.1	16.1	19.9	24.0				
	手 接 式	溶 接	45° エルボ		シヨート	0.3	0.4	0.4	0.6	0.7	0.8	1.0
					1.1	1.3	1.6	2.1	2.7	3.2		
			ロング		0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	
					0.8	1.0	1.2	1.6	2.0	2.4		
90° エルボ			シヨート	0.6	0.8	0.9	1.1	1.4	1.7	1.9		
			2.2	2.7	3.2	4.3	5.3	6.4				
ロング		0.4	0.6	0.7	0.8	1.1	1.3	1.4				
		1.6	2.0	2.4	3.2	4.0	4.8					
チーズ又はクロス (分流90°)		1.6	2.2	2.4	3.2	4.0	4.7	5.4				
		6.2	7.6	9.1	12.1	14.9	18.0					
バ ル ブ 類		仕 切 弁			0.2	0.3	0.3	0.4	0.6	0.7	0.8	
					0.9	1.1	1.3	1.7	2.1	2.5		
	玉 形 弁			12.1	15.9	18.1	23.4	29.6	34.9	40.0		
				45.7	56.2	67.5	89.4	110.4	133.3			
	ア ン グ ル 弁			6.0	8.0	9.1	11.7	14.8	17.4	20.0		
				22.8	28.1	33.7	44.7	55.2	66.6			
	逆 止 弁 (スイング型)			3.0	4.0	4.5	5.9	7.4	8.7	10.0		
				11.4	14.0	16.9	22.4	27.6	33.3			

備考 1 単位は、メートル

2 管継手のうちチーズ及びクロス (口径の異なるものを含む) を直流で使用するもの、ソケット (溶接式のものにあっては、レジャーサとする。) 及びプッシュについては、本表適用することなく、当該大きさの呼び (口径が異なるものにおいて、当該それぞれの大きさの呼び) に応じた管の呼びの直管として計算するものとする。

別表3 消火栓開閉弁（易操作性1号消火栓を除く。）の直管相当長さ

形 状		大きさの呼び	当価管長 (m)
ア ン グ ル 弁		40	7.0
		50	9.0
		65	14.0
玉形弁	玉形 180度型	40	16.0
		50	18.0
		65	24.0
	玉形 90度型	40	19.0
		50	21.0
		65	27.0

第3 非常電源

1 用語の定義

この基準に用いられる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 不燃専用室とは、不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり及び屋根をいう。）で防火的に区画され、かつ、窓及び出入口に防火設備を設けた非常電源の種別ごとの専用の室をいう。
- (2) 不燃材料で区画された機械室等とは、不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり及び屋根をいう。）により防火的に区画された機械室、電気室、ポンプ室等の機械設備室（ボイラー設備等の火気使用設備と共用する室及び可燃性の物質が多量にある室は除く。）で開口部に防火戸を設けてある室をいう。
- (3) キュービクル式は、「自家発電設備の基準」（昭和48年消防庁告示第1号）、「蓄電池設備の基準」（昭和48年消防庁告示第2号）、「キュービクル式非常電源専用受電設備の基準」（昭和50年消防庁告示第7号）又は「燃料電池設備の基準」（平成18年消防庁告示第8号）の規定によるものとする。
- (4) 非常電源の専用区画等とは、不燃専用室、キュービクル式のもの及び低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤又は分電盤並びにその他による区画をいう。
- (5) 耐火配線とは、省令第12条第1項第4号ホの規定による配線をいう。

【省令第12条第1項第4号ホ】

配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、他の回路による障害を受けることのないような措置を講じるとともに、次の(イ)から(ハ)までに定めるところによること。

- (イ) 六百ボルト二種ビニル絶縁電線又はこれと同等以上の耐熱性を有する電線を使用すること。
- (ロ) 電線は、耐火構造とした主要構造部に埋設することその他これと同等以上の耐熱効果のある方法により保護すること。ただし、MIケーブル又は消防庁長官が定める基準に適合する電線を使用する場合は、この限りでない。
- (ハ) 開閉器、過電流保護器その他の配線機器は、耐熱効果のある方法で保護すること。

- (6) 耐熱配線とは、省令第12条第1項第5号の規定による配線をいう。

【省令第12条第1項第5号】

操作回路又は第三号口の灯火の回路の配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、次のイ及びロに定めるところによること。

- イ 六百ボルト二種ビニル絶縁電線又はこれと同等以上の耐熱性を有する電線を使用すること。
- ロ 金属管工事、可とう電線管工事、金属ダクト工事又はケーブル工事（不燃性のダクトに布設するものに限る。）により設けること。ただし、消防庁長官が定める基準に適合する電線を使用する場合は、この限りでない。

- (7) 引込線取付点とは、需要場所の造営物又は補助支持物に電気事業者又は別敷地から架空引込線、地中引込線又は接続引込線を取付ける電線取付点のうち最も電源に近い場所をいう。
- (8) 保護協調とは、一般負荷回路が火災等により短絡、過負荷、地絡等の事故を生じた場合においても非常電源回路に影響を与えないようにしゃ断器等を選定し、動作協調を図ることをいう。
- (9) 一般負荷回路とは、消防用設備等の非常電源回路以外のものをいう。
- (10) 操作盤等とは、総合操作盤、監視盤、遠隔監視盤をいう。

2 非常電源の設置

非常電源は、消防用設備等の種別に応じ第3-1表により設置するものとする。◆（総合操作盤を除く。）

第3-1表 非常電源の設置基準

消防用設備等	非常電源の種類	使用時分
屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 水噴霧消火設備 泡消火設備	非常電源専用受電設備(注1に掲げる防火対象物は除く) 自家発電設備 蓄電池設備 燃料電池設備	30分以上
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	自家発電設備 蓄電池設備 燃料電池設備	1時間以上
屋外消火栓設備	非常電源専用受電設備(注1に掲げる防火対象物は除く) 自家発電設備 蓄電池設備 燃料電池設備	30分以上
自動火災報知設備 非常警報設備	非常電源専用受電設備(注1に掲げる防火対象物は除く) 直交変換装置を有しない蓄電池設備	10分以上
火災通報装置	蓄電池設備	
ガス漏れ火災警報設備	直交変換装置を有しない蓄電池設備 自家発電設備(注2) 直交変換装置を有する蓄電池設備(注2) 燃料電池設備(注2)	10分以上
誘導灯	直交変換装置を有しない蓄電池設備	20分以上

	直交変換装置を有しない蓄電池設備 直交変換装置を有しない蓄電池設備＋自家発電設備（注3） 直交変換装置を有しない蓄電池設備＋燃料電池設備（注3）	60分間以上 （注4）
排煙設備	非常電源専用受電設備（注1、2に掲げる防火対象物は除く） 自家発電設備 蓄電池設備 燃料電池設備	30分間以上
連結送水管の 加圧送水装置	非常電源専用受電設備（注1に掲げる防火対象物は除く） 自家発電設備 蓄電池設備 燃料電池設備	2時間以上
非常コンセント設備	非常電源専用受電設備（注1に掲げる防火対象物は除く） 自家発電設備 蓄電池設備 燃料電池設備	30分間以上
無線通信補助設備	非常電源専用受電設備（注1に掲げる防火対象物は除く） 直交変換装置を有しない蓄電池設備	30分間以上
総合操作盤	各消防用設備の種別に応じた非常電源とする	2時間以上

（注） 1 延べ面積が1,000㎡以上の特定防火対象物（小規模特定用途複合防火対象物を除く。）

※（16）項イは、特定用途部分が1,000㎡以上の場合に限る。）

- 2 2回線を1分間有効に作動させ、同時にその回路を1分間監視状態にすることができる容量以上の容量を有する予備電源又は蓄電池設備を設ける場合
- 3 非常電源の容量は合計で60分間以上であること。そのうち、直交変換装置を有しない蓄電池設備は20分間以上の容量を有すること。
- 4 延面積が50,000㎡以上、地階を除く階数が15以上で延面積が30,000㎡以上又は（16の2）項で延面積が1,000㎡以上の防火対象物、又は（10）項又は（16）項で乗降場が地階にあり、消防長が指定するもの

3 非常電源専用受電設備

非常電源専用受電設備は、次により設置すること。

（1）構造及び性能

ア 高压又は特別高压で受電する非常電源専用受電設備は、不燃専用室に設置する場合、又は屋外、屋上（主要構造部を耐火構造とした建築物に限る。）に設ける場合で、建築物等から3m以上の距離を有するもの（当該受電設

備から3m未満の建築物等の部分が不燃材料で造られ、開口部に防火戸が設けられている場合は3m未満とすることができる。) 以外は、「キュービクル式非常電源専用受電設備の基準」(昭和50年消防庁告示第7号)に適合するものであること。◆

なお、原則として認定品(登録認定機関：(一社)日本電気協会)を設置するよう指導すること。

イ 低圧で受電する非常電源専用受電設備の配電盤又は分電盤(以下「非常用配電盤等」という。)は、「配電盤及び分電盤の基準」(昭和56年消防庁告示第10号)によるほか、設置場所に応じて第3-2表により設置するものであること。

なお、原則として認定品(登録認定機関：(一社)日本電気協会)を設置するよう指導すること。

第3-2表 非常電源設置場所

設 置 場 所		非常用配電盤等の種類
専用不燃室	区画が耐火構造のもの	第1種配電盤等、第2種配電盤等 又は一般の配電盤等
	区画が耐火構造以外の不燃材料のもの	第1種配電盤等、第2種配電盤等 又は一般の配電盤等(注)
屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上(隣接する建築物等から3m以上の距離を有する場合又は当該受電設備から3m未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火設備が設けられている場合に限る。)		
不燃材料で区画された機械室等及びその他これらに類する室		第1種配電盤等又は第2種配電盤等
耐火性能を有するパイプシャフト		
上記以外の場所		第1種配電盤等

(注) 省令では、一般の配線盤等を設置することが認められているが、信頼性の確保を目的として第2種配電盤等の設置を指導する。

※ 「耐火性能」とは、建基令第107条に規定する1時間の耐火性能をいう。

ウ 開閉器には、消防用設備等用である旨の表示を設けること。◆

エ 高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備(キュービクル式のものを除く。)の機器及び配線は、非常電源回路に直接関係ない機器及び配線と容易に識別できるように離隔又は不燃材の隔壁で遮へいすること。

オ 非常電源専用受電設備の配電盤又は分電盤若しくは監視室等の監視盤の前面には、非常電源回路の電源が充電されていることを容易に確認できる表示灯を次により設けること。ただし、同一変圧器の二次側に非常電

源回路が2以上ある場合にあっては、電源確認表示灯は1とすることができる。

(ア) 表示灯の電源は、非常電源回路用過電流遮断器の二次側より分岐すること。

(イ) 表示灯回路には適正なヒューズを用いること。

(ウ) 表示灯の光色は赤色とすること。

(エ) 表示灯の直近には非常電源確認表示灯である旨の表示を行うこと。

(オ) 表示灯回路には点滅器を設けないこと。

カ 直列リアクトルが設置されている回路にあっては、コンデンサ又はリアクトルの異常時に、当該回路を自動的に遮断できる装置を設けること。ただし、高調波等の影響を受けるおそれが少ない回路又は高調波対策が講じられた回路にあっては、この限りでない。

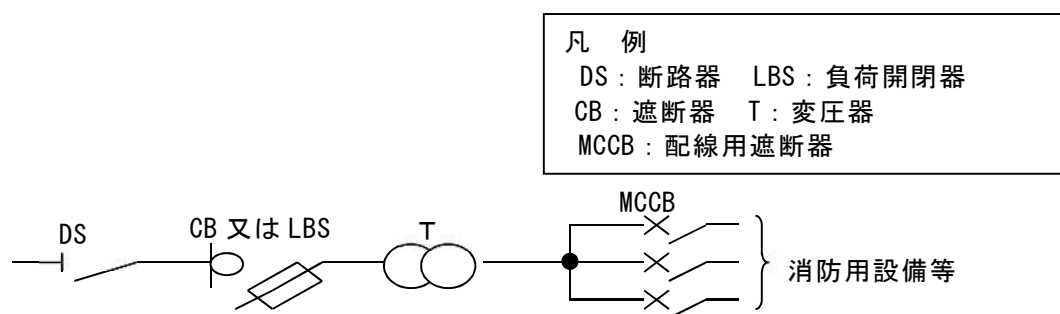
※ 認定品にあっては、ウからカに適合しているものとして取り扱って支障ない。

(2) 接続方法

非常電源専用受電設備の接続方法は、非常電源を有効に確保するため保護協調を図り、次のいずれかの例によること。ただし、認定品については、これに適合するものとして取り扱うことができる。

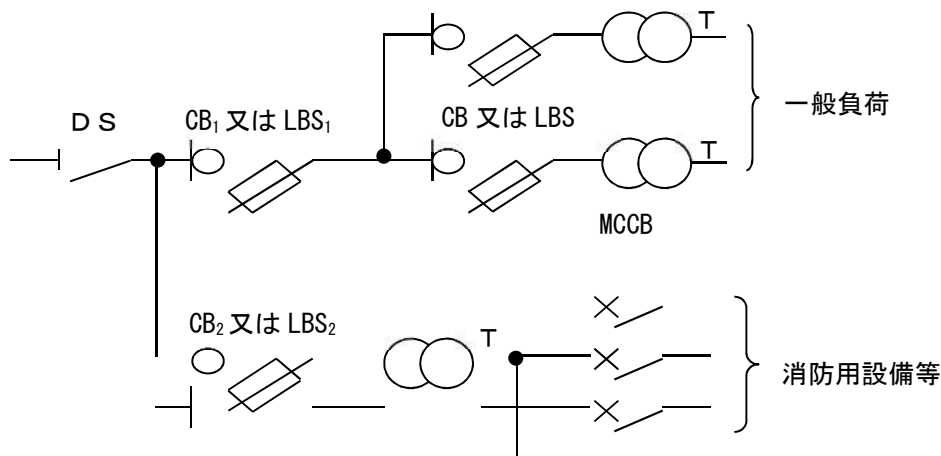
ア 非常電源専用の受電用遮断器を設ける場合

(ア) **第3-1図**に示すように、非常電源専用の受電用遮断器を設け、消防用設備等へ電源を供給する場合、配線用遮断器(MCCB)は、受電用遮断器(CB又はLBS)より先に遮断するものを設けること。



第3-1図

(イ) **第3-2図**に示すように、非常電源専用の受電用遮断器を設け、消防用設備等へ電源を供給する場合



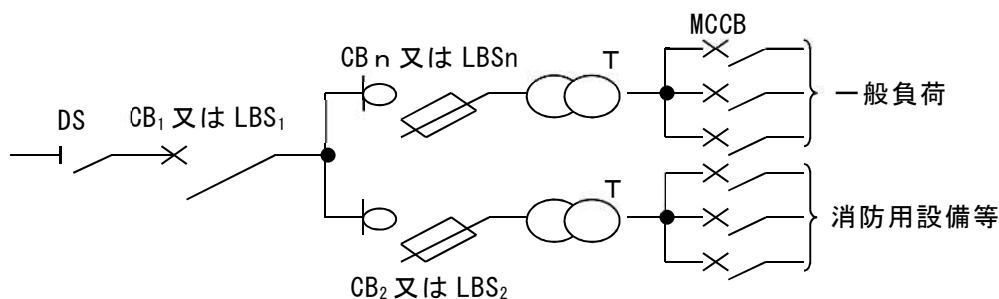
第 3 - 2 図

- a 消防用設備等の受電用遮断器 (CB₂ 又は LBS₂) を専用に設ける場合は、一般負荷用受電用遮断器 (CB₁ 又は LBS₁) と同等以上の遮断容量を有すること。
- b 配線用遮断器 (MCCB) は、受電用遮断器 (CB₂ 又は LBS₂) より先に遮断するものを設けること。

イ 非常電源専用の変圧器を設ける場合

第 3 - 3 図に示すように、非常電源専用の変圧器（防災設備専用の変圧器であって、その二次側から各負荷までを非常電源回路に準じた耐火配線としている場合を含む。）を設け、消防用設備等へ電源を供給する場合

- (ア) 一般負荷の変圧器の一次側には、受電用遮断器 (CB₁ 又は LBS₁) より先に遮断する一般負荷用遮断器 (CB_n 又は LBS_n) を設けること。ただし、変圧器の二次側に十分な遮断容量を有し、かつ、受電用遮断器より先に遮断する配線用遮断器 (MCCB) を設けた場合はこの限りでない。
- (イ) 消防用設備等の非常電源専用に設置された変圧器の二次側に複数の配線用遮断器が設けられている場合、当該配線用遮断器は、受電用遮断器及び変圧器の一次側に設けた遮断器より先に遮断する性能を有すること。



第 3 - 3 図

ウ 一般負荷と共用する変圧器を設ける場合

(ア) 第 3 - 4 図に示すように、一般負荷と共用する変圧器を設け、消防用

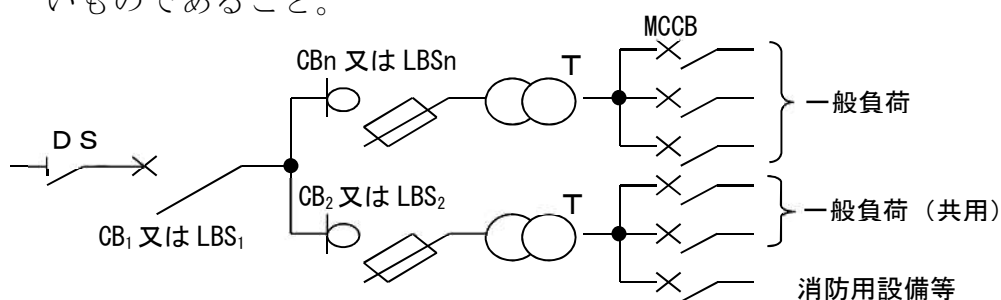
設備等へ電源を供給する場合

- a 一般負荷の変圧器の一次側には、受電用遮断器（ CB_1 又は LBS_1 ）より先に遮断する遮断器（ CB_n 又は LBS_n ）を設けること。ただし、変圧器の二次側に十分な遮断容量を有し、かつ、受電用遮断器より先に遮断する配線用遮断器（MCCB）を設けた場合はこの限りでない。
- b 一般負荷と共用する変圧器の二次側には、次のすべてに適合する配線用遮断器を設けること。
- (a) 一の配線用遮断器の定格電流は、変圧器の二次側の定格電流を超えないものであること。ただし、直近上位に標準定格のものがある場合は、その定格電流とすることができる。
- (b) 配線用遮断器の定格電流の合計は、変圧器の二次側の定格電流に2.14（不等率1.5／需要率0.7）倍を乗じた値以下であること。ただし、過負荷を検出し一般負荷回路を遮断する装置を設けた場合は、この限りでない。

参 考

$$\text{不等率} = \frac{\text{各負荷の最大需要電力の和}}{\text{総括した時の最大需要電力}} \quad \text{需要率} = \frac{\text{最大需要電力}}{\text{設備容量}}$$

- (c) 配線用遮断器の遮断容量は、非常電源の専用区画等からの引き出し口又は当該配線用遮断器の二次側で短絡が生じた場合においてもその短絡電流を有効に遮断するものであること。ただし、6（1）エに規定する耐火配線を行っている回路にあっては、これによらないことができる。
- (d) 配線用遮断器の動作特性は、上位（電源側）の遮断器を作動させないものであること。



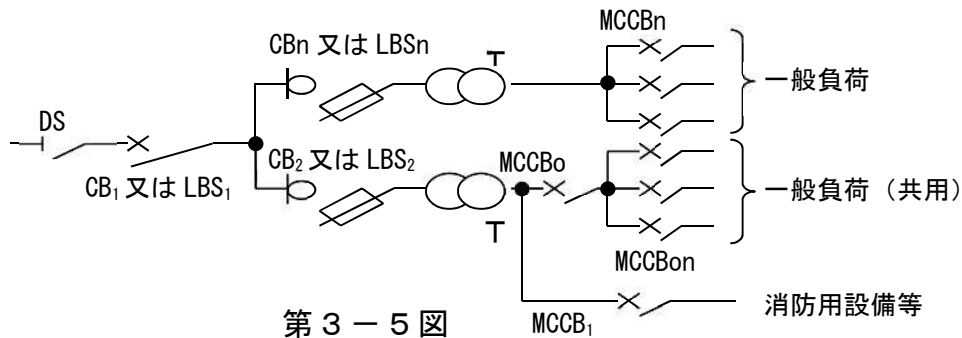
第3-4図

(イ) 第3-5図に示すように、一般負荷と共用する変圧器の二次側に一般負荷の遮断器を設け、その遮断器の一次側から消防用設備等へ電源を供給する場合

- a ウ（（ア）b（b）を除く。）によるほか、一般負荷（共用）の主配線用遮断器（ $MCCB_0$ ）は、受電用遮断器（ CB_1 又は LBS_1 ）及び変圧器の一次側に設

けたしゃ断器（CB 2 又は LBS 2）より先に遮断すること。ただし、変圧器の二次側に十分な遮断容量を有し、かつ、受電用遮断器より先に遮断する配線用遮断器（MCCBon）を設けた場合はこの限りでない。

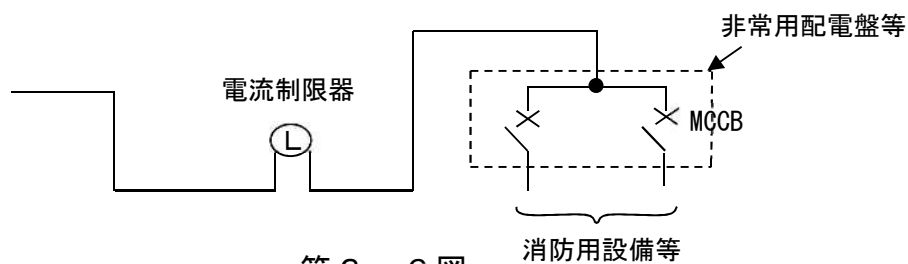
- b 一般負荷の主配線用遮断器（MCCBo）の定格電流は、変圧器の二次側の定格電流の1.5倍以下とし、かつ、消防用設備等の配線用遮断器（MCCB 1）との定格電流の合計は、2.14倍以下とすること。



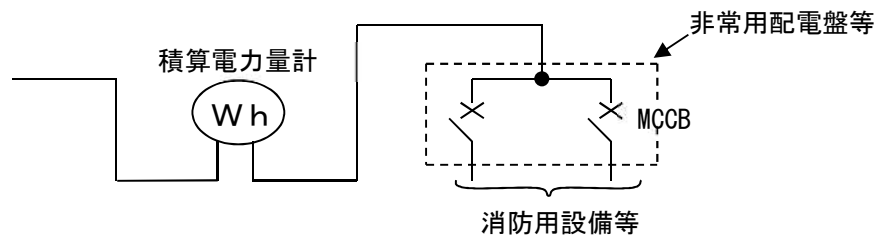
第 3 - 5 図

エ 低圧で受電し消防用設備等へ電源を供給する場合

(ア) 非常電源専用で受電するもの

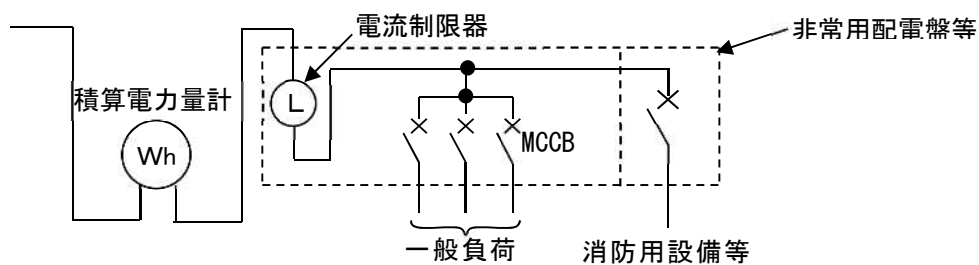


第 3 - 6 図

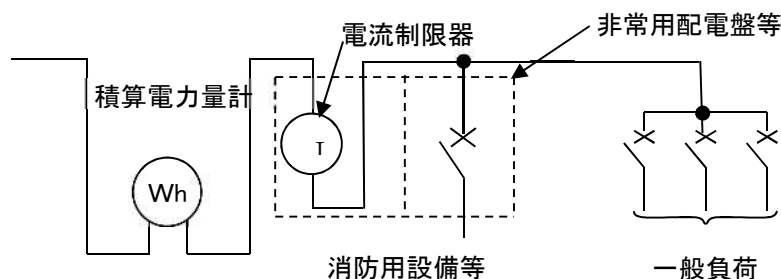


第 3 - 7 図

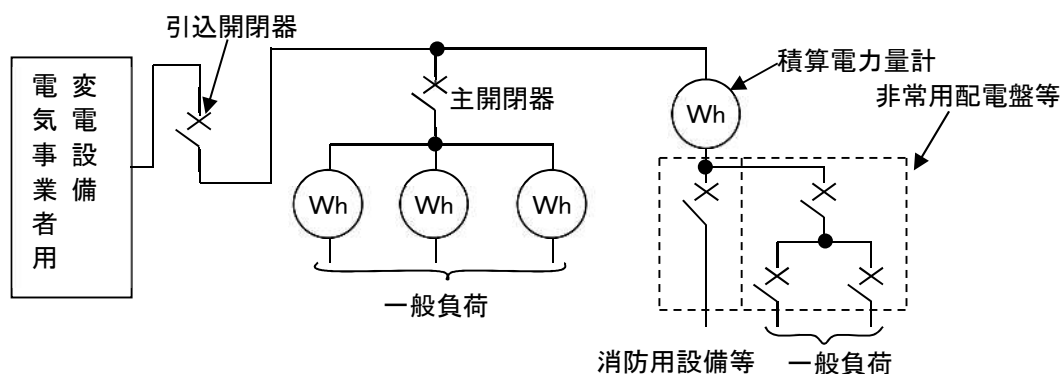
(イ) 一般負荷と共用で受電するもの



第 3 - 8 図



第 3 - 9 図



第 3 - 10 図

※ 消防用設備等で漏電火災警報器の電源は、電流制限器（電流制限器を設けていない場合にあっては主開閉器）の電源側から分岐すること。

(3) 設置場所等

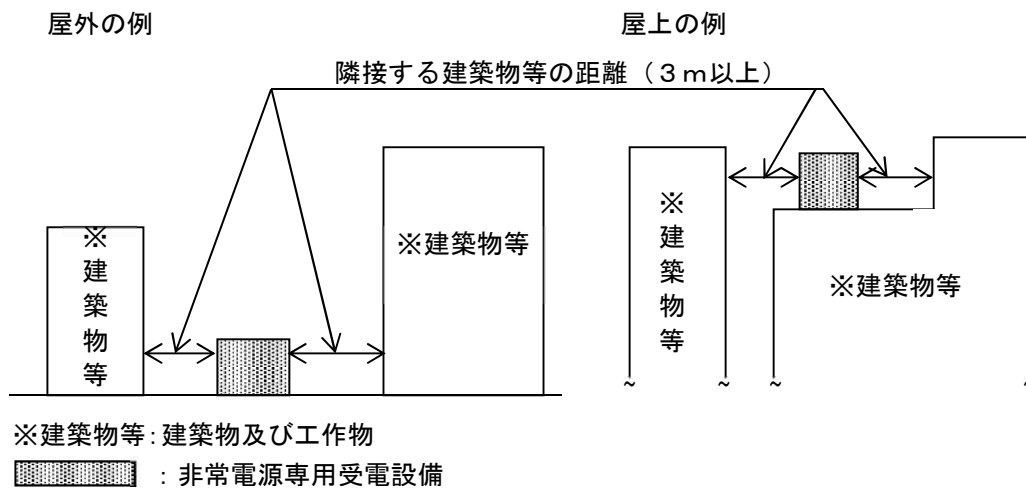
非常電源専用受電設備の設置場所等は、条例第13条の規定によるほか、次によること。

ア 高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備の設置場所は、次のいずれかによること。◆

(ア) 不燃専用室に設けること。

(イ) キュービクル式のものを用いる場合においては、不燃専用室、不燃材料で区画された変電設備室、発電設備室、機械室、ポンプ室等又は屋外若しくは建築物の屋上に設けること。

(ウ) (イ) 以外のものを屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設ける場合においては、隣接する建築物又は工作物並びに当該設備が設置された建築物等の開口部（第3-11図）から3 m以上の距離を有して設けること。ただし、隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火設備を設けてある場合は、この限りでない。



第3—11図

イ 設置場所には、点検及び操作に必要な照明設備又は電源（コンセント付）が確保されていること。ただし、低圧で受電する非常用配電盤は除く。

ウ 設置場所は、点検に必要な測定器等を容易に搬入できる場所であること。

(4) 耐震措置

非常電源専用受電設備の耐震措置は、別表3—2によること。◆

(5) 引込回路

非常電源専用受電設備の引込回路の配線及び機器は、次によること。

ア 配線

引込線取付点（電気事業者用の変電設備がある場合は、当該室等の引出口）から非常電源の専用区画等までの回路（以下「引込回路」という。）の配線は、耐火配線とし、別表3—1に示す方法により施設すること。

ただし、次の各号に掲げる場所（ウについては別表3—1に示す(1)から(10)電線等を用いた金属管工事としたものに限る。）については、この限りでない。

(ア) 地中

(イ) 別棟、屋外、屋上又は屋外で開口部からの火炎を受けるおそれが少ない場所

(ウ) 不燃材料で区画された機械室等

イ 引込回路に設ける電力量計、開閉器、その他これらに類するものは、アの(イ)及び(ウ)、その他これらと同等以上の耐熱効果のある場所に設けること。ただし、3(1)イに規定する非常用配電盤等に準じた箱に収納した場合は、この限りでない。

(6) 保有距離

非常電源専用受電設備は、第3—3表に掲げる数値の保有距離を確保すること。◆

第3-3表 非常電源専用受電設備の保有距離

保有距離を確保する部分		保有距離			
配電盤及び分電盤	操作を行う面	1.0m以上。 ただし、操作を行う面が相互に面する場合は1.2m以上			
	点検を行う面	0.6m以上。 ただし、点検に支障とならない部分については、この限りでない。			
	換気口を有する面	0.2m以上			
変圧器及びコンデンサ	点検を行う面	0.6m以上。 ただし、点検を行う面が相互に面する場合は1.0m以上			
	その他の面	0.1m以上			
キュービクル式の周囲	操作を行う面	屋内に設ける場合	1.0m以上	屋外又は屋上に設ける場合	1.0m以上。 ただし、隣接する建築物又は工作物の部分を不燃材料で造り、当該建築物の開口部に防火設備を設けてある場合は、屋内に設ける場合の保有距離に準ずることができる。
	点検を行う面		0.6m以上		
	換気口を有する面		0.2m以上		
キュービクル式とこれ以外の変電設備、発電設備、蓄電池設備及び建物との間		1.0m以上			

4 自家発電設備

自家発電設備は、次により設置するものとする。

(1) 構造及び性能

自家発電設備の構造及び性能は、「自家発電設備の基準」（昭和48年消防庁告示第1号）によるほか、次によること。

なお、原則として認定品（登録認定機関：（一社）日本内燃力発電設備協会）を使用すること。

ア 燃料槽及びその配管等の設置方法等については、危険物関係法令及び条例第31条から第34条までの規定によること。◆

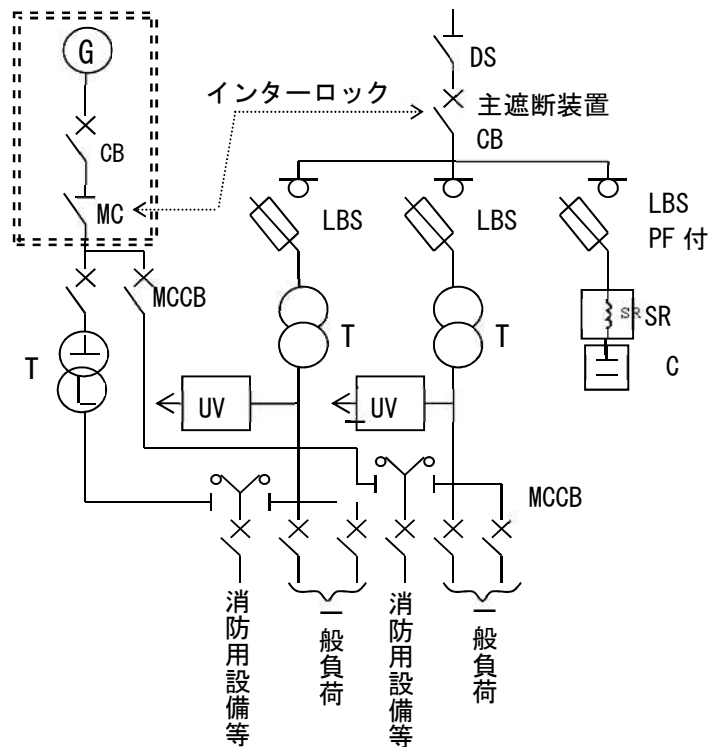
イ 燃料槽は、原則として内燃機関又はガスタービン（以下「原動機」という。）の近くに設け、容量は定格負荷で連続運転可能時間以上連続して有効に運転できるものであること。

ウ 起動信号を発する検出器（不足電圧継電器等）は、高圧の発電機を用いるものにあつては、高圧側の常用電源回路に、低圧の発電機を用いるものにあ

っては、低圧側の常用電源回路にそれぞれ設けること。

ただし、常用電源回路が3の非常電源専用受電設備に準じている場合又は運転及び保守の管理を行うことができる者が常駐しており、火災時等の停電に際し、直ちに操作できる場合は、この限りでない。（第3-12図及び第3-13図）

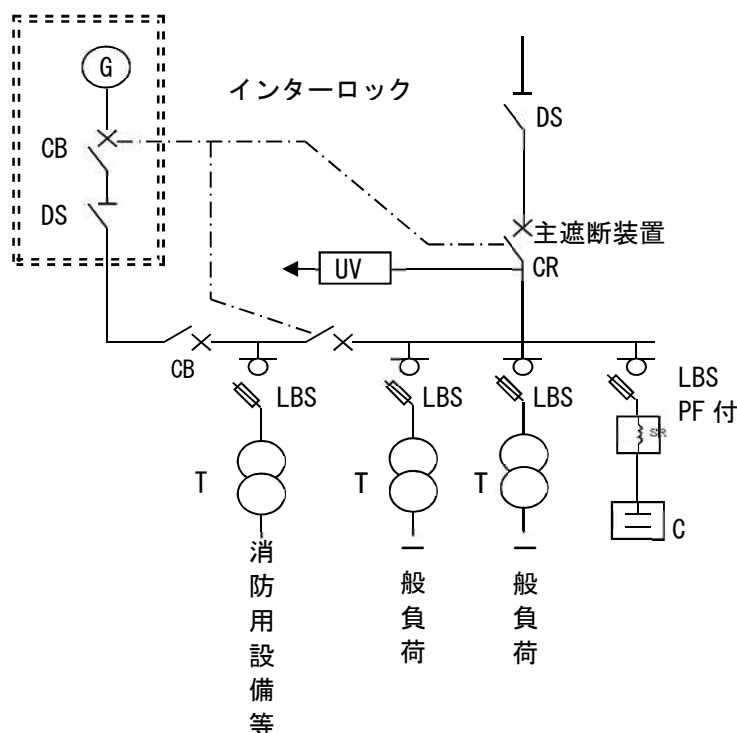
低圧自家発電設備の例



※ UV（不足電圧継電器等）は変圧器の二次側の位置とすること。

第3-12図

高圧自家発電設備の例



※ UV（不足電圧継電器等）は、主遮断装置の負荷側の位置とし、上位の主遮断装置と適切なインターロックをとること。

又、設備種別が特別高圧の場合、変圧器（特高）の二次側の位置とすることができる。

第3-13図

エ 制御装置の電源に用いる蓄電池設備は、5に準じたものであること。

オ 起動用に蓄電池設備を用いる場合は、次によること。

(ア) 専用に用いるものでキュービクル式のものとすること。（蓄電池容量が10kw時以下のもの及び蓄電池容量が10kw時を超え20kw時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。）

(イ) 他の設備（変電設備の操作回路等）と共用しているものは、キュービクル式のものとすること。

(ウ) 別室に設けるものは、5(3)によること。

カ 冷却水を必要とする原動機には、定格で1時間（連結送水管の加圧送水装置にあっては2時間）以上連続して有効に運転できる容量の専用の冷却水槽を当該原動機の近くに設けること。ただし、高架、地下水槽等で、他の用途の影響にかかわらず、有効に運転できる容量を十分確保できる場合は、この限りでない。

なお、この場合、当該水槽に対する耐震装置並びに地震動を十分考慮し

た配管接続、及び建物貫通部の処理を行うこと。

キ 連結送水管の非常電源に用いる場合にあっては、長時間運転性能を有するものであること。

※ 定格負荷で連続10時間運転できるものとして、認定されている長時間形自家発電装置の設置が望ましい。

(2) 接続方法

自家発電設備の接続方法は、非常電源を有効に確保するため保護協調を図るものとし、自家発電設備に防災負荷以外の負荷を接続する場合は、当該負荷回路には、防災負荷に対して影響を与えないように適正な遮断器を設置すること。

なお、負荷回路に変圧器を用いる場合は、3(2)イ及びウの例によること。

(3) 設置場所等

自家発電設備の設置場所等は、条例第14条の規定によるほか、次によること。

ア 3(3)の例によること。

イ 不燃専用室に設置する場合、当該室の換気は、直接屋外に面する換気口又は専用の機械換気設備により行うこと。ただし、他の室又は部分の火災により換気の供給が停止されない構造の機械換気設備にあっては、この限りでない。

ウ イの機械換気設備には、当該自家発電設備の電源が供給できるものであること。

(4) 耐震措置

自家発電設備の耐震措置は、別表3-2によること。◆

(5) 容量

自家発電設備の容量算定にあたっては、次によること。

ア 自家発電設備に係る負荷すべてに所定の時間供給できる容量であること。◆

ただし、次のいずれかに適合する場合は、この限りでない。

(ア) 同一敷地内の異なる防火対象物の消防用設備等に対し、非常電源を共用し、一の自家発電設備から電力を供給する場合で、防火対象物ごとに消防用設備等が独立して使用するものは、それぞれの防火対象物ごとに非常電源の負荷の総容量を計算し、その容量が最も大きい防火対象物に対して電力を供給できる容量がある場合（非常用の照明装置のように同時に使用する設備は合算すること。）

(イ) 消防用設備等の種別又は組合せ若しくは設置方法等により同時に使用する場合がありますが、その容量が最も大きい消防用設備等の群に対して電力を供給できる容量がある場合

イ 自家発電設備は、全負荷同時起動ができるものであること。ただし、逐

次5秒以内に、順次電力を供給できる装置を設けることができる。

※ この場合、すべての消防用設備が40秒以内に電源を供給できるシステムとすること。

ウ 自家発電設備を一般負荷と共用する場合は、消防用設備等への電力供給に支障を与えない容量であること。

エ 消防用設備等の使用時のみ一般負荷を遮断する方式で次に適合するものにあつては、当該一般負荷の容量は加算しないことができる。

(ア) 火災時及び点検時等の使用に際し、随時一般負荷の電源が遮断されることにより二次的災害の発生が予想されないものであること。

※ 二次的災害の発生が予想されるものとしては、防災設備のほかにエレベーターも含むものであること。

(イ) 回路方式は、常時消防用設備等に監視電流を供給しておき、当該消防用設備等（原則として、ポンプを用いるものに限る。）の起動時に一般負荷を遮断するものであること。ただし、次の条件を全て満足する場合には、自動火災報知設備の作動信号で一般負荷を遮断とすることができる。

a アナログ式自動火災報知設備又は蓄積機能付自動火災報知設備であること。

b 防火対象物の全館が自動火災報知設備により警戒されていること。

(ウ) (イ) の方式は、自動方式とし、復旧は、手動方式とすること。

(エ) 一般負荷を遮断する場合の操作回路等の配線は、別表3-1に示す耐火配線又は耐熱配線により施設すること。

(オ) 一般負荷の電路を遮断する機構及び機器は、発電設備室、変電設備室等の不燃材料で区画された部分で容易に点検できる位置に設けること。

(カ) (オ) の機器には、その旨の表示を設けておくこと。

(6) 保有距離

自家発電設備は、第3-4表に掲げる数値の保有距離を確保すること。

なお、キュービクル式のものにあつては、第3-3表の例によること。◆

第3-4表 自家発電設備の保有距離

保有距離を確保しなければならない部分		保有距離
発電機及び原動機本体	相互間	1.0m以上
	周囲	0.6m以上
操作盤	操作を行う面	1.0m以上
	点検を行う面	0.6m以上。 ただし、点検に支障とならない部分についてはこの限りでない。
	換気口を有する面	0.2m以上
燃料槽と原動機の間 (燃料搭載形及びキュービクル式のものを除く。)	燃料、潤滑油、冷却水等を予熱する方式の原動機	2.0m以上。 ただし、不燃材料で有効にしゃへいした場合は0.6m以上
	その他のもの	0.6m以上

(7) 消防用設備等の常用電源及び非常用電源として使用する気体燃料を用いる発電設備「常用防災兼用ガス専焼発電設備」(以下「ガス専焼発電設備」という。は、(1)(ア及びイを除く。)から(6)までの例によるほか、次によること。

ア 燃料容器によりガス専焼発電設備に供給する場合には、当該燃料容器は屋外(地上)に設置するものとする。

なお、保安対策を講じた場合に限り31m又は10階以下の建物の屋上に設置できるものであること。

イ ガス事業者により供給されるガスをガス専焼発電設備の燃料とする場合において、(一社)日本内燃力発電設備協会に設置された「ガス専焼発電設備用ガス供給系統評価委員会」において主燃料の安定供給の確保に係る評価を受け、認められたものについては、「自家発電設備の基準」(昭和48年消防庁告示第1号)第2(13)口に適合しているものとして扱うものであること。建築物の耐震設計震度が400gal以下であること。

ウ 点検等によりガス専焼発電設備から電力の供給ができなくなる場合には、防火対象物の実態に即して次の措置を講ずる必要があること。

(ア) 非常電源が使用不能となる時間が短時間である場合

- a 巡回の回数を増やす等の防火管理体制の強化が図られていること。
- b 防火対象物が休業等の状態にあり、出火危険が少なく、また、避難すべき在館者が限定されている間に点検等を行うこと。
- c 火災時に直ちに非常電源を立ち上げることができるような体制にするか、消火器の増設等により初期消火が適切に実施できるようにすること。

(イ) 非常電源が使用不能となる時間が長時間である場合

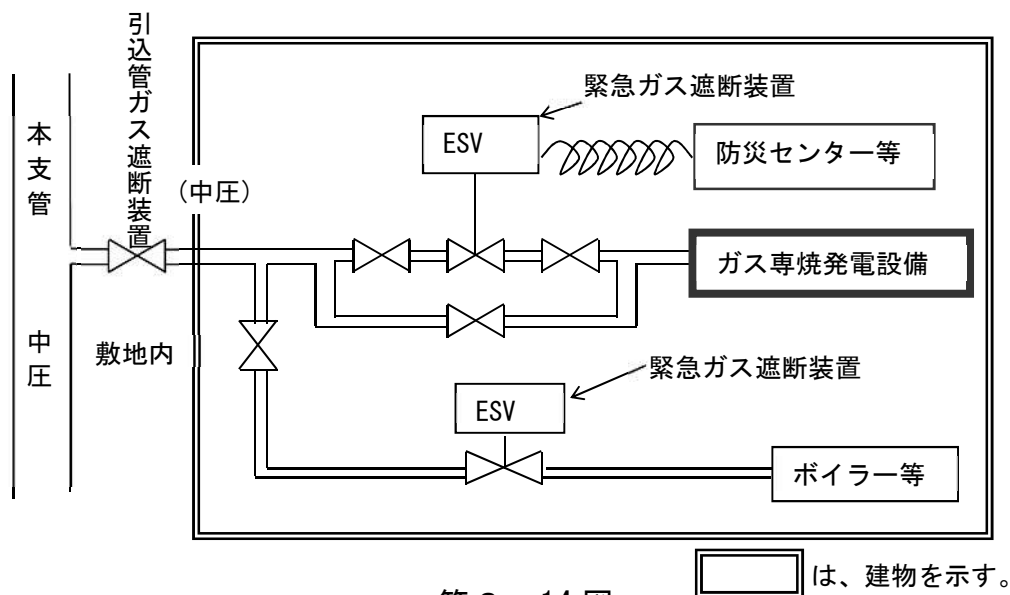
(ア) で掲げた措置に加え、必要に応じて代替電源(可搬式電源等)を設けること。

エ ガス供給配管系統をガス専焼発電設備以外の他の火気設備と共用する場

合は、他の火気設備により、ガス専焼発電設備に支障を与えない措置が講じられていること。

オ 緊急ガス遮断装置は専用とし、防災センター等から遠隔操作できる性能を有すること。

カ 緊急ガス遮断装置の点検時等にも安定的に燃料の供給を確保するためバイパス配管を設置すること。(第3-14図)



キ ガス専焼発電設備が設置されている部分には、ガス漏れ火災警報設備を設置すること。

ガス漏れ火災警報設備等の検知部は、ガス専焼発電設備の設置されている部屋、キュービクル、エンクロージャ等の外箱内、ガス供給管の外壁貫通部及び非熔接接合部分付近に設けるものとし、作動した検知部がどの部分であるか防災センター等で確認できる措置が講じられていること。ただし、ガス事業法等によりガス漏れ検知器の設置が規定されており、作動した検知部がどの部分であるか防災センター等で確認できる措置が講じられている部分を除く。

5 蓄電池設備

蓄電池設備は消防用設備等に内蔵するものを除き、次により設置するものとする。

(1) 構造及び性能

蓄電池設備の構造及び性能は、「蓄電池設備の基準」(昭和48年消防庁告示第2号)によるほか、次によること。

なお、原則として認定品(登録認定機関：(一社)日本電気協会)を使用すること。

ア 充電装置を蓄電池室に設ける場合は、鋼製の箱に收容すること。◆

イ 充電電源の配線は、配電盤又は分電盤から専用の回路とし、当該回路の開閉器等には、その旨を表示すること。

(2) 接続方法

蓄電池設備の接続方法は、非常電源を有効に確保するため保護協調を図るものとする。

(3) 設置場所等

蓄電池設備の設置場所等は、条例第15条の規定によるほか、3(3)の例によること。

(4) 耐震措置

蓄電池設備の耐震措置は、別表3-2によること。◆

(5) 容量

蓄電池設備の容量算定にあたっては、次によること。

ア 容量は、最低許容電圧（蓄電池の公称電圧80%の電圧をいう。）になるまで放電した後、24時間充電し、その後充電を行うことなく1時間以上監視状態を続けた直後において、消防用設備等が第3-1表の右欄に掲げる使用時分以上有効に作動できるものであること。ただし、停電時に直ちに電力を必要とする誘導灯等にあつては、1時間以上の監視状態は必要としない。◆

イ 容量はアによるほか、4(5)(イを除く。)の例によること。

ウ 一の蓄電池設備を2以上の消防用設備等に電力を供給し、同時に使用する場合の容量は、使用時分の最も長い消防用設備等の使用時分を基準とし、算定すること。

(6) 保有距離

蓄電池設備は、第3-5表に掲げる数値の保有距離を確保すること。

なお、キュービクル式のものにあつては、第3-3表の例によること。◆

第3-5表 蓄電池設備の保有距離

保有距離を確保しなければならない部分		保有距離
充電装置	操作を行う面	1.0m以上
	点検を行う面	0.6m以上
	換気口を有する面	0.2m以上
蓄電池	点検を行う面	0.6m以上
	列の相互間	0.6m以上 (架台等に設ける場合で蓄電池の上端の高さが床面から1.6mを超えるものにあつては1.0m以上)
	その他の面	0.1m以上。ただし、電槽相互間は除く。

6 非常電源回路等

非常電源回路、操作回路、警報回路、表示灯回路（以下「非常電源回路等」という。）は、消防用設備等の種類に応じて次により施設するものとする。

(1) 屋内消火栓設備

屋内消火栓設備の非常電源回路等は、次によること。

ア 非常電源回路は、非常電源の専用区画等から直接専用の回路とすること。

ただし、他の消防用設備等及び防災設備用の回路、高圧又は特別高圧の電路もしくは2系統以上の給電回路等であって、かつ、それぞれ開閉器、遮断器等で分岐できる回路にあつてはこの限りでない。

イ アの非常電源回路に使用する開閉器、遮断器等は、点検に便利な場所に設けること。

また、これらを収容する箱の構造・性能は、3（1）イに規定する非常用配電盤等の例によること。ただし、当該消防用設備等のポンプ室内に設置する場合にあつては、この限りでない。

ウ 電源回路には、地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。


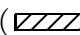
電気設備の技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号。以下「電技」という。）第15条により、地絡遮断装置の設置が必要となる場合は、通産省から示された「電気設備に関する技術基準解釈」の第36条第5項を適用すること。

参 考

電気設備に関する技術基準の解釈抜粋

第36条第5項

低圧又は高圧の電路であつて、非常用照明装置、非常用昇降機、誘導灯、鉄道用信号装置その他その停止が公共の安全確保に支障を生ずるおそれがある機械器具に電気を供給するものには、電路に地絡を生じたときにこれを技術員駐在所に警報する装置を施設する場合は、第1項、第3項及び第4項に規定する装置を施設することを要しない。

エ 耐火、耐熱配線は、第3-16図の例により非常電源の専用区画等から、電動機、操作盤等の接続端子までの太線（）部分を耐火配線、表示灯回路及び操作回路の斜線（）部分を耐火配線又は耐熱配線とし、別表3-1に示す配線方法により施設すること。

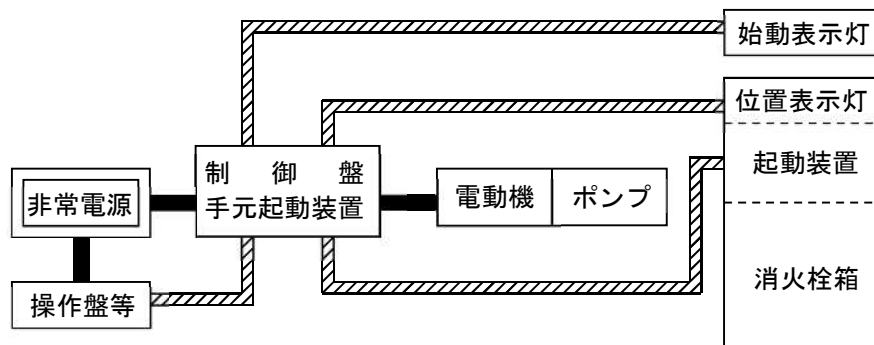
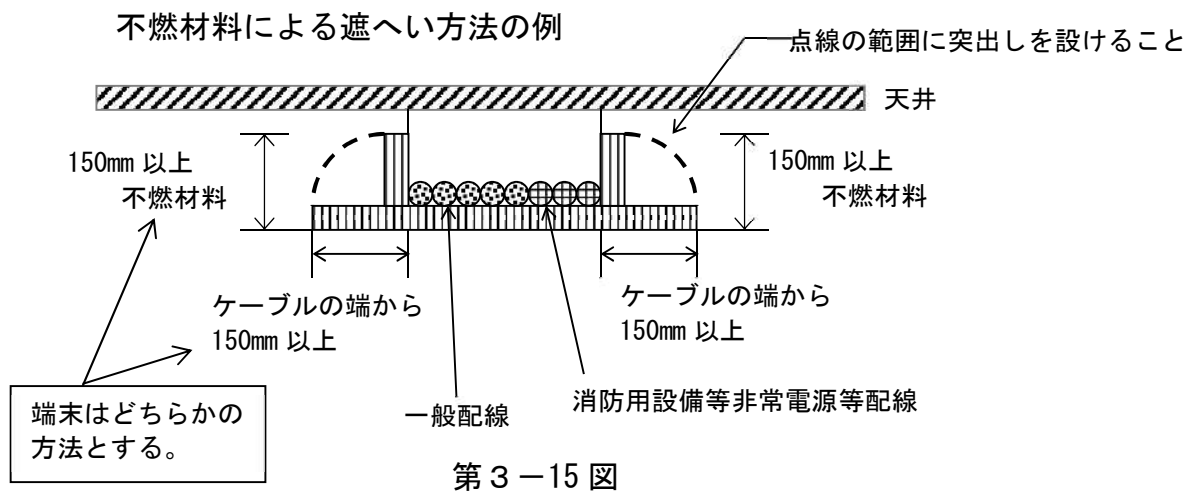
ただし、次に掲げるものについては、これによらないことができる。

(ア) 耐火配線の部分で3（5）アに掲げる場所に別表3-1 A欄の（1）から（10）に示す電線等を用いケーブル工事、金属管工事又は2種金属製可とう電線管工事としたもの若しくはバスダクト工事としたもの

(イ) 耐火配線の部分で電動機等の機器に接続する短小な部分を別表3-1 A欄（1）から（10）に示す電線等を用い金属管工事又は2種金属製可とう電線管工事としたもの

(ウ) 耐熱配線の部分で常時開路式の操作回路を金属管工事、2種金属製可とう電



- 線管工事、合成樹脂管工事又はケーブル工事としたもの
- (エ) 耐火配線の部分で制御盤等に非常電源を内蔵した当該配線
- オ 耐火配線等（耐火電線と一般電線の混在したものを含む。）をケーブルラック等により露出して敷設する場合は、次のいずれかにより設けること。ただし、機械室、電気室等不特定多数の者の出入しない場所に敷設する場合は、この限りでない。
- (ア) 別表 3-1 B 欄(1)から(4)の工事とするもの
- (イ) 準不燃材料で作られた天井内にいんぺいするもの
- (ウ) 耐火電線等に延焼防止剤を塗布するもの
- (エ) ケーブルラック下部を不燃材料で遮へいするもの（第 3-15 図）
- (オ) 別に指定する耐火電線を用いるもの
- ※ 高難燃ノンハロゲン耐火電線（認定品）が指定されている。

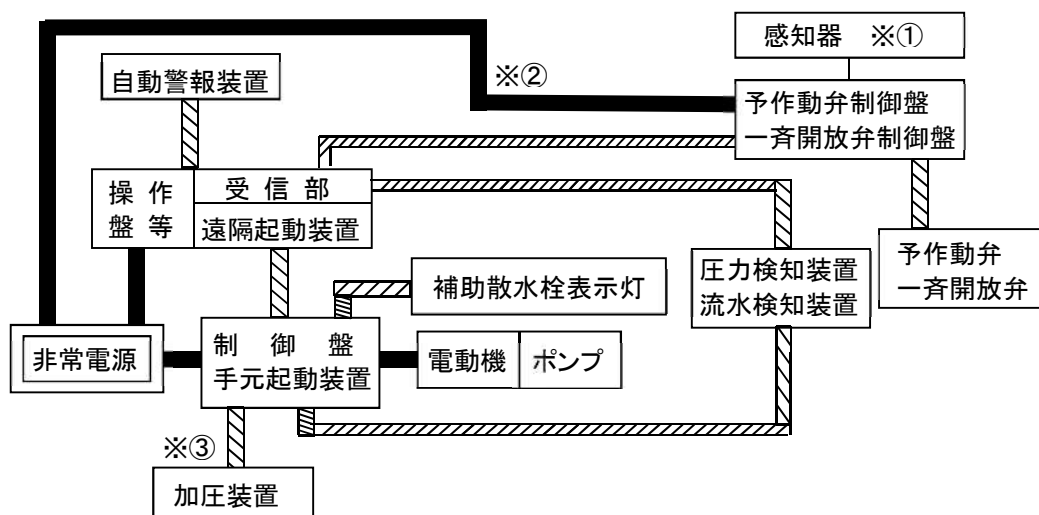


(2) 屋外消火栓設備

屋外消火栓設備の非常電源回路等は、(1)の例により施設すること。

(3) スプリンクラー設備

スプリンクラー設備の非常電源回路等は、第 3-17 図の例により非常電源の専用区画等から電動機、操作盤等の接続端子までの太線（）部分を耐火配線、操作回路等の斜線（）部分を耐火配線又は耐熱配線とし、別表 3-1 に示す配線方法により施設するほか(1)の例により施設すること。



- ※① 感知器は、自動火災報知設備の信号を利用するものである。
- ② 予作動制御盤に蓄電池を内蔵している場合は一般配線でよい。
- ③ 他の回線の故障による影響のおそれのないものにあつては、非常電源を設けないことができる。

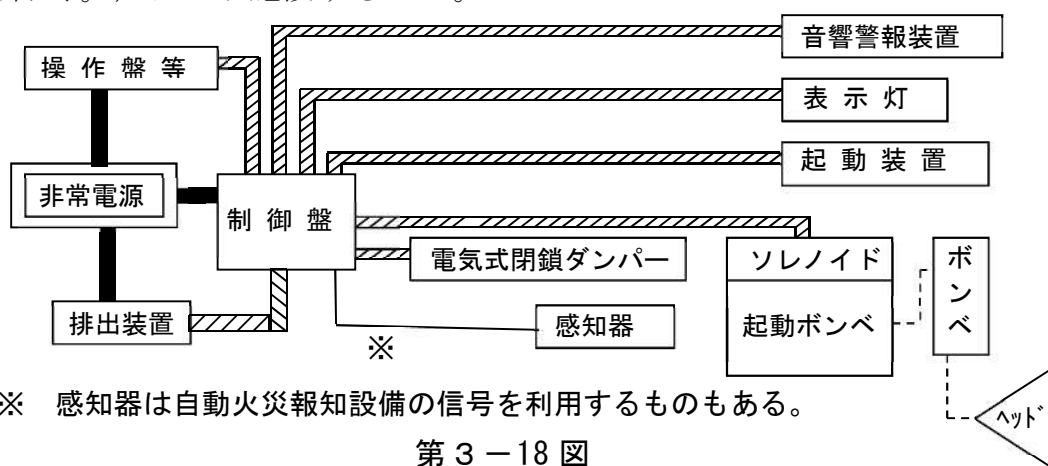
第 3-17 図

(4) 水噴霧消火設備及び泡消火設備

水噴霧消火設備及び泡消火設備の非常電源回路等は、(1)の例により施設すること。

(5) 不活性ガス消火設備

不活性ガス消火設備の非常電源回路等は、第 3-18 図の例により非常電源の専用区画等から制御盤、排出装置及び操作盤等の接続端子までの太線(■)部分を耐火配線とし、警報回路、表示灯回路、操作回路、起動回路及び電気式閉鎖ダンパー・シャッター回路等の斜線(▨)部分を耐火配線又は耐熱配線とし、別表 3-1 に示す配線方法により施設するほか、(1)の例(エ(ウ)を除く。)により施設すること。



※ 感知器は自動火災報知設備の信号を利用するものもある。

第 3-18 図

(6) ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備

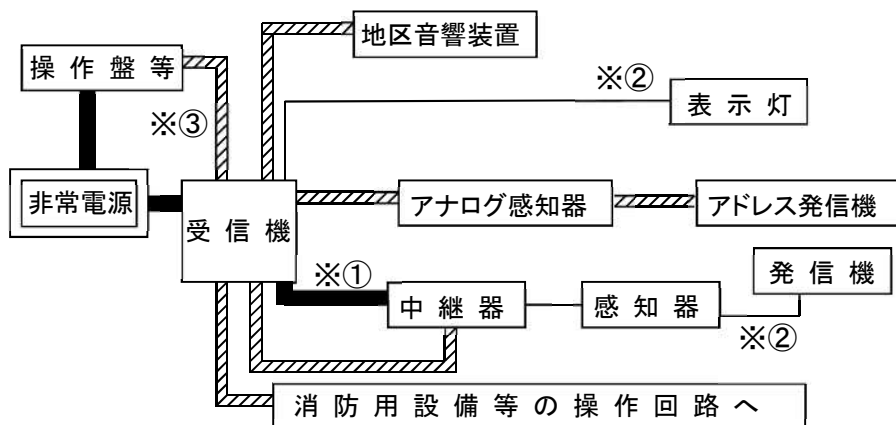
ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備の非常電源回路等は、(5)の例により施設すること。

(7) 自動火災報知設備

自動火災報知設備の非常電源回路等は、第3-19図の例により非常電源の専用区画等から受信機、操作盤等の接続端子まで及び非常電源を必要とする中継器までの太線（**■**）部分を耐火配線、地区音響装置回路等の斜線（**▨**）部分を耐火配線又は耐熱配線とし、別表3-1に示す配線方法により施設するほか、(1)（エを除く。）の例により施設すること。ただし、次に掲げるものについては、これによらないことができる。

ア 耐火配線の部分で、受信機が設けられている部屋（関係者以外の者がみだりに出入りすることのできないものに限る。）内の配線を別表3-1 A欄の(1)から(10)に示す電線等を用いて金属管工事又は2種金属製可とう電線管工事としたもの

イ (1)エ（ア）又は（イ）に該当するもの



※ ① 中継器の非常電源回路（中継器が予備電源を内蔵している場合は、一般配線でもよい。）

※ ② 発信機を他の消防用設備等の起動装置と兼用する場合にあっては、発信機上部表示灯の回路は、それぞれの消防用設備等の図例による。

※ ③ 受信機が防災センターに設けられている場合は、一般配線でよい。

第3-19図

(8) ガス漏れ火災警報設備

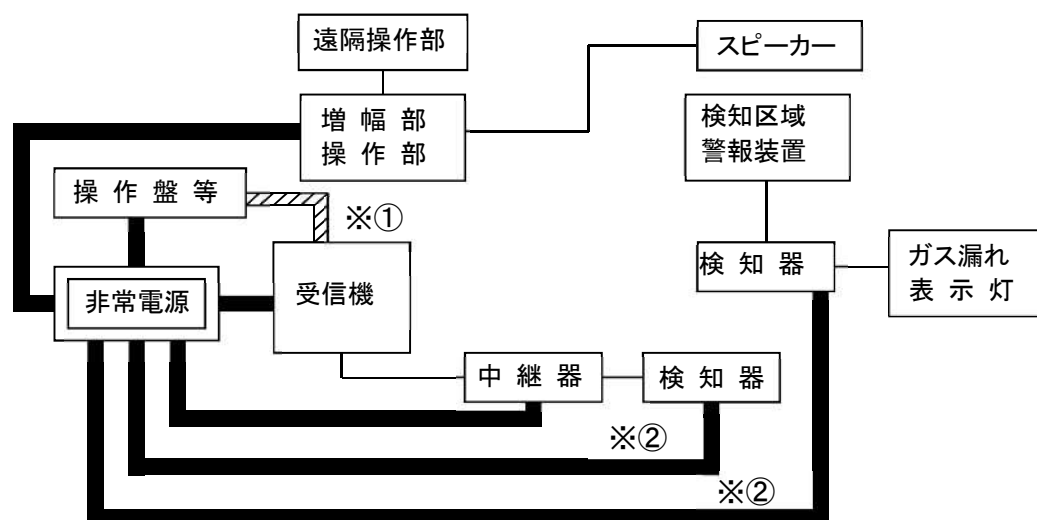
ガス漏れ火災警報設備の非常電源回路等は次によること。

ア 非常電源を他の消防用設備等と共用しない場合

ガス漏れ火災警報設備の非常電源回路等は、第3-20図の例により非常電源の専用区画等から受信機の接続端子まで及び非常電源を必要とする検知器、中継器、増幅器、操作部及び操作盤等までの太線（**■**）部分を耐火配線、操作盤等の回路の斜線（**▨**）部分を耐火配線又は耐熱配線とし、別表3-1に示す配線方法により施設するほか、(1)（イ及びエを除く。）の例により施設すること。ただし、(7)ア及びイに準ずるものはこれによらないことができる。

イ 非常電源を他の消防用設備等と共用する場合

ガス漏れ火災警報設備の非常電源回路等は、第3-20図の例により非常電源の専用区画等から受信機の接続端子まで及び非常電源を必要とする検知器、中継器、増幅器、操作部及び操作盤等までの太線（**■**）部分を耐熱配線、操作盤等の回路の斜線（**▨**）部分を耐火配線又は耐熱配線とし、別表3-1に示す配線方法により施設するほか、（1）（エを除く。）の例により施設すること。ただし、（7）ア及びイに準ずるものはこれによらないことができる。

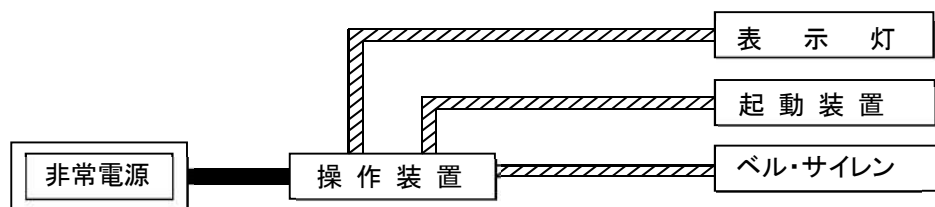


- ※① 受信機が防災センターに設けられている場合は、一般配線でもよい。
- ※② 検知器の非常電源回路

第3-20図

（9）非常ベル及び自動式サイレン


非常ベル及び自動式サイレンの非常電源回路等は、第3-21図の例により非常電源の専用区画等から操作装置及び操作盤等までの太線（**■**）部分を耐火配線、ベル、サイレン回路、操作回路及び表示灯回路の斜線（**▨**）部分を耐火配線又は耐熱配線とし、別表3-1に示す配線方法により施設するほか、（1）の例により施設すること。

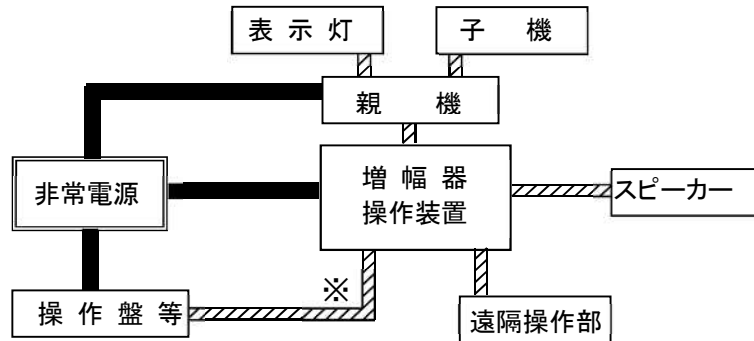


第3-21図

（10）放送設備

放送設備の非常電源回路等は、第3-22図の例により非常電源の専用区画等から増幅器、操作盤等の接続端子及び親機までの太線（**■**）部分を耐火配

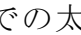
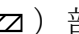
線、操作回路、スピーカー回路及び表示灯回路の斜線（）部分を耐火配線又は耐熱配線とし、別表 3-1 に示す配線方法により施設するほか、（1）（エを除く。）の例により施設すること。ただし、（7）ア又はイに準ずるものは、この限りでない。

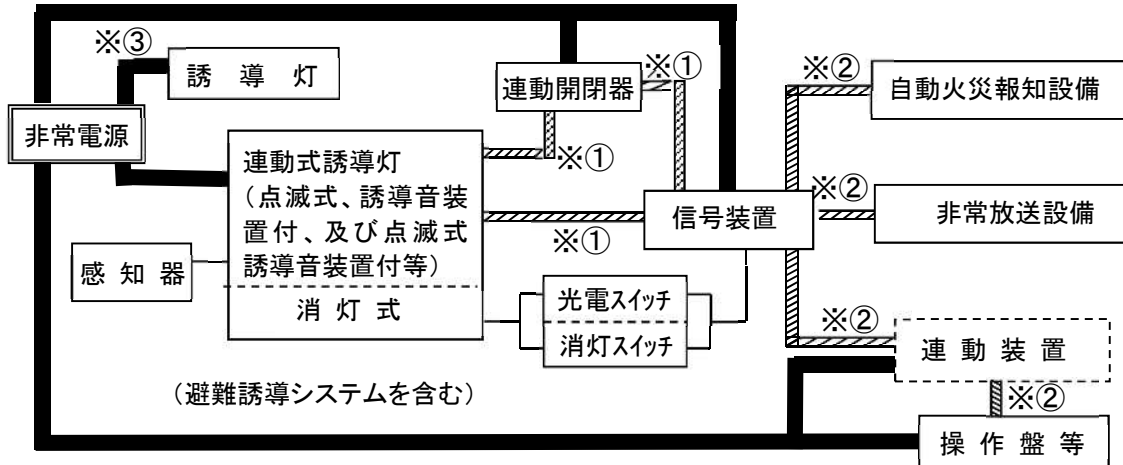


※ 増幅器、操作部が防災センター内に設けられる場合は、一般配線でもよい。

第 3-22 図

(11) 誘導灯



誘導灯の非常電源回路等は、第 3-23 図の例により非常電源の専用区画等から誘導灯、連動開閉器及び操作盤等の接続端子までの太線（）部分を耐火配線、操作回路等の斜線（）部分を耐火配線又は耐熱配線とし、別表 3-1 に示す配線方法により施設するほか、（1）の例により施設すること。



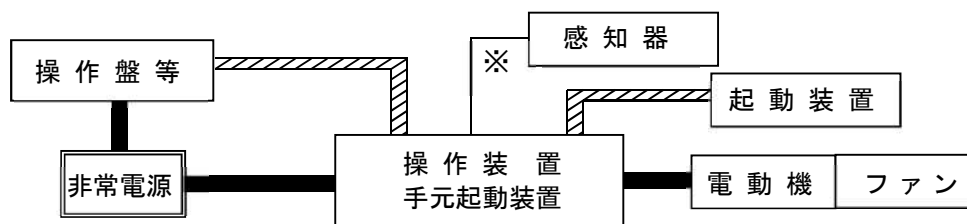
- ※① 信号回路等に常用電圧が印加されている方式とした場合は、一般配線でもよい
- ※② 防災センター内に設置されている機器間相互の配線は、一般配線でもよい。 ※
- ※③ 非常電源別置形のものに限る。

第 3-23 図

(12) 排煙設備

排煙設備の非常電源回路等は、第 3-24 図の例により非常電源の専用区画等から電動機及び操作盤等の接続端子までの太線（）部分を耐火配線、操作回路等の斜線（）部分を耐火配線又は耐熱配線とし、別表 3-1 に示

す配線方法により施設するほか、(1)の例により施設すること。

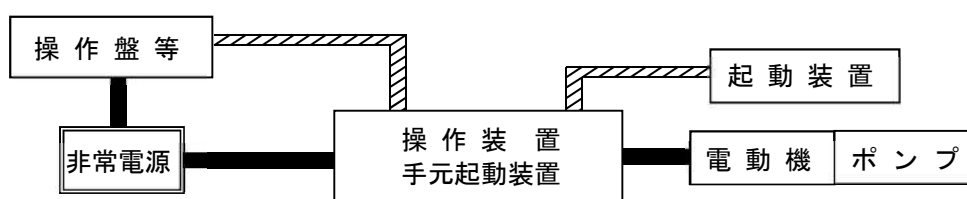


※ 感知器は自動火災報知設備の信号を利用するものもある。

第3-24図

(13) 連結送水管

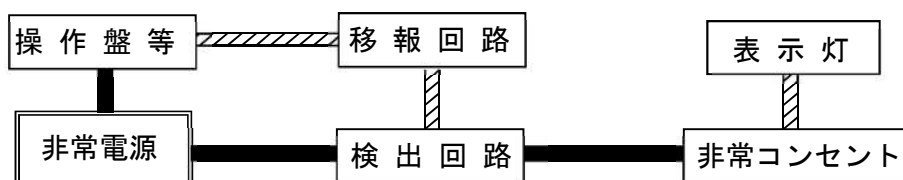
連結送水管に設ける加圧送水装置の非常電源回路等は、第3-25図の例により非常電源の専用区画等から電動機及び操作盤等の接続端子までの太線(■)部分を耐火配線とし、操作回路等の斜線(▨)部分を耐火配線又は耐熱配線とし、別表3-1に示す配線方法によるほか、(1)の例により施設すること。ただし、非常電源回路に耐火電線を用いる場合にあっては、別表第3-1C欄の(1)から(5)の施設方法に限るものとする。



第3-25図

(14) 非常コンセント設備


非常コンセント設備の非常電源回路等は、第3-26図の例により非常電源の専用区画等から非常コンセント及び操作盤等の接続端子までの太線(■)部分を耐火配線、表示灯回路の斜線(▨)部分を耐火配線又は耐熱配線とし、別表3-1に示す配線方法により施設するほか、(1)の例により施設すること。

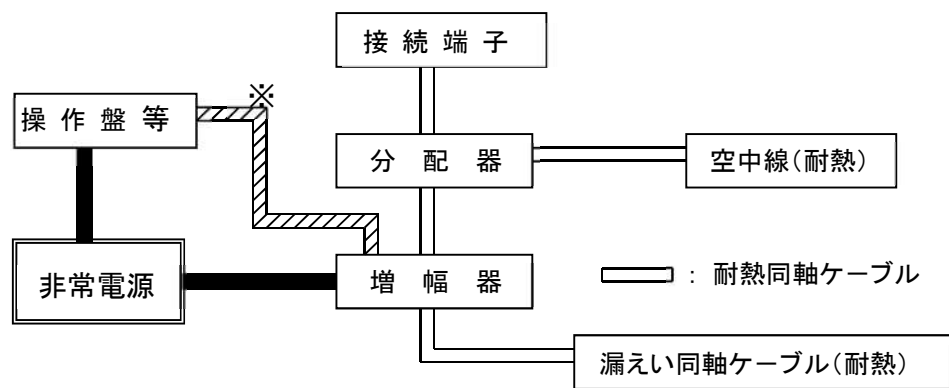


第3-26図

(15) 無線通信補助設備(増幅器がある場合)

無線通信補助設備の非常電源回路等は、第3-27図の例により非常電源の専用区画等から増幅器及び操作盤等の接続端子までの太線(■)部分を耐火

配線、信号回路等の斜線（）部分を耐火配線又は耐熱配線とし、別表 3-1 に示す配線方法により施設するほか、（1）の例により施設すること。



※ 防災センター内に設置されている機器間相互の配線は、一般配線でもよい。

第 3-27 図

別表 3-1 配線方法

左欄の区分、A欄の電線等の種類及びB欄の工事種別によりC欄の施工方法によること。

区 分	A 欄		B 欄	C 欄	
	電線等の種類		工事種別	施設方法	
耐 火 配 線	(1) アルミ被ケーブル (2) 鋼帯がい装ケーブル (3) クロロプレン外装ケーブル (4) 鉛被ケーブル (5) 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル (CV) (6) 600ボルト架橋ポリエチレン絶縁電線 (IC) (7) 600ボルト2種ビニル絶縁電線 (HIV) (8) ハイパロン絶縁電線 (9) 四弗化エチレン(テフロン)絶縁電線 (10) シリコンゴム絶縁電線		(1) 金属管工事 (2) 2種金属製可とう電線管工事 (3) 合成樹脂管工事 C欄の(1)により施設する場合に限る。	(1) 耐火構造とした主要構造物に埋設する。この場合の埋設深さは壁体等の表面から20mm以上とする。 (2) 1時間耐火以上の耐火被覆材又は耐火被覆で覆う。 (3) ラス金網を巻きモルタル20mm以上塗る。 (4) 耐火性能を有するパイプシャフト(ピット等を含む。)にいんぺいする。	
			(4) 金属ダクト工事 (5) ケーブル工事	(2)、(3)又は(4)により施設する。 A欄の(1)から(5)までのケーブルを使用し、耐火性能を有するパイプシャフト(ピット等を含む。)に施設するほか、他の電線との間に不燃性隔壁を堅固に取付又は15cm以上の離隔を常時保持できるように施設する。	
	(11) バスダクト		(6) バスダクト工事	1時間耐火以上の耐火被覆板で覆う。ただし、耐火性を有するもの及び(4)に設けるものは除く。(注③)	
	(12) 耐火電線 (注①)	電線管用のもの	(5)のケーブル工事	B欄の(1)、(2)、(3)又は(4)で保護することもできる。	
		その他のもの	(5)のケーブル工事	露出又はシャフト、天井裏等にいんぺいする。	
	(13) MIケーブル		(5)のケーブル工事		
	耐 熱 配 線	(1)から(10)までの電線等		(1)(2)又は(4)の工事	
		(1)から(5)までの電線等		(5)のケーブル工事	不燃性のダクト及び耐火性能を有するパイプシャフト(ピット等を含む。)にいんぺいする。
		(14) 耐熱電線 (注②) (15) 耐熱光ファイバーケーブル (注④)		(5)のケーブル工事 (5)のケーブル工事	
		(16) 耐熱同軸ケーブル (17) 耐熱漏えい同軸ケーブル (注⑤)		(5)のケーブル工事	

- (注) ①耐火電線は、「耐火電線の基準」(平成9年消防庁告示第10号)に適合する電線であること
 ②耐熱電線は、「耐熱電線の基準」(平成9年消防庁告示第11号)に適合する電線であること。なお、小勢力回路用のものは、電源回路には使用できないものであること。
 ③耐火性を有するバスダクトは、「耐火電線の基準」(平成9年消防庁告示第10号)に適合するバスダクトであること。
 ④耐熱光ファイバーケーブルは、耐熱光ファイバーケーブルの基準(昭和61年12月12日消防予第187号消防庁予防救急課長通知)に適合する光ファイバーケーブルであること。
 ⑤耐熱同軸ケーブル及び耐熱漏えい同軸ケーブルは、無線通信補助設備の基準(昭和53年1月5日消防予第1号消防庁予防救急課長通知)に適合する耐熱性を有するものであること。
 ⑥①から⑤までについては、原則として認定品を使用するよう指導すること。

別表 3 - 2 非常電源の耐震措置

設備機器等	耐震措置の概要	備考
電気室の構造	1 電気室の間仕切り等の区画構成材については、区画材の破損、転倒等による機器等への二次的被害及び機能障害を防止するため無筋ブロック壁等を避け、鉄筋を用いて施工又は鉄筋コンクリート造とすること。 2 天井は、耐震設計がなされたもの以外は設けないこと。	電気室への浸水防止についても措置を講じること。
重量機器	1 変圧器、コンデンサ、発電機、蓄電池、配電盤等の重量機器は、地震荷重による移動、転倒等を防止するため、本体及び架台をアンカーボルトにより堅固すること。 この場合は、アンカーボルトの強度は、当該機器の据えつけ部に生じる応力に十分耐えられるものとする。こと。 2 蓄電池の電槽相互の衝撃防止を図るため、緩衝材を用いて架台等に固定すること。 3 防振ゴム等を用いるものにあつては、本体の異常振動を防止するためのストッパーを設けること。	機器、架台等のアンカーボルトの固定は、水平及び垂直に働く地震荷重に耐えるもので、4点以上の支持とすること。
機器接続部	発電機に接続される燃料管、水道管、電線管、変圧器及び蓄電池等に接続される電線、その他振動系の異なる機器相互間等は、振動による変位に耐え得るように可とう性をもたせること。	
配線、配管排気管等	1 電気配線の壁貫通部・機器との接続部等の部分については、可とう性等の措置をすること。 2 燃料配管及び冷却水配管部等は、バルブ等の重量物の前後及び適当な箇所軸直角二方向拘束等有効な支持をすること。 なお、配管の曲り部分、壁貫通部等には、可とう管を用い、可とう管と接続する直管部は三方向拘束支持とすること。 3 発電機の排気管は、熱膨張や地震時の振動により変位が生じないよう、重量機器に準じて支持すること。	発電機に接続する煙道にあつては、耐火レンガ等の脱落による運転障害がないよう耐震上十分考慮すること。
継電器(配電盤)	防災設備の電気回路に用いる継電器で、その誤作動により重大な支障となるものは、無接点継電器を使用するほか、共振点の移行等によって誤作動しないようにすること。	
タンク等	発電機に付属する燃料タンク及び冷却水タンクは、スロッシングによるタンクの破損を防止するため、タンク、本体の強化及び防波板の取付等の措置をすること。 なお、タンクの固定は重量機器に、タンクと配管の接続部は配管に準じて施工すること。	タンク据えつけ架台についても、重量機器に準じて耐震措置をすること。

第4 スプリンクラー設備

1 共通事項

(1) 加圧送水装置等

加圧送水装置等（圧力水槽を用いるものを除く）の設置場所、機器及び設置方法は次によること。

ア ポンプを用いる加圧送水装置（以下第4において「ポンプ方式」という。）

は、第5章第2屋内消火栓設備 1（1）を準用すること。

イ 高架水槽用いる加圧送水装置（以下第4において「高架水槽方式」とい

う。）は、第5章第2屋内消火栓設備 1（2）を準用すること。

(2) 水源

水源については、第5章第2屋内消火栓設備 2を準用すること。

(3) 設置緩和

ア ヘッドの設置の省略等

(ア) 省令第13条第3項に掲げるスプリンクラーヘッドの設置を省略できる部分

a 次の場所は、第1号に規定する「浴室、便所その他これらに類する場所」として取り扱うことができる。◆

なお、当該場所に電気湯沸器、電気乾燥機、電气温風器等のヒーターを内蔵した機器等で、当該機器が電気用品安全法（昭和36年法律第234号）に基づき、安全性が確認され、かつ、機器個々のヒーター出力が2kw以下のもの以外のものが設けられている場所は、ヘッドを設けること。

(a) 便所又は浴室に付随した小規模な洗面所

(b) 共同住宅等の脱衣所（洗面所を兼ねるものを含む。）

b 次の場所は、第2号に規定する「その他これらに類する室」として取り扱うことができる。ただし、常時人がいる場所で、かつ、消防用設備等又は特殊消防用設備等の総合操作盤、制御装置等又は建築設備の監視盤等が設けられている場所（仮眠室、休憩所等は含まない。）に限ること。◆

(a) 第2章第18防災センターの設置等の要件についてに掲げる防災センター、副防災監視場所及び監視場所

(b) 建基政令第20条の2第2号に規定する中央管理室

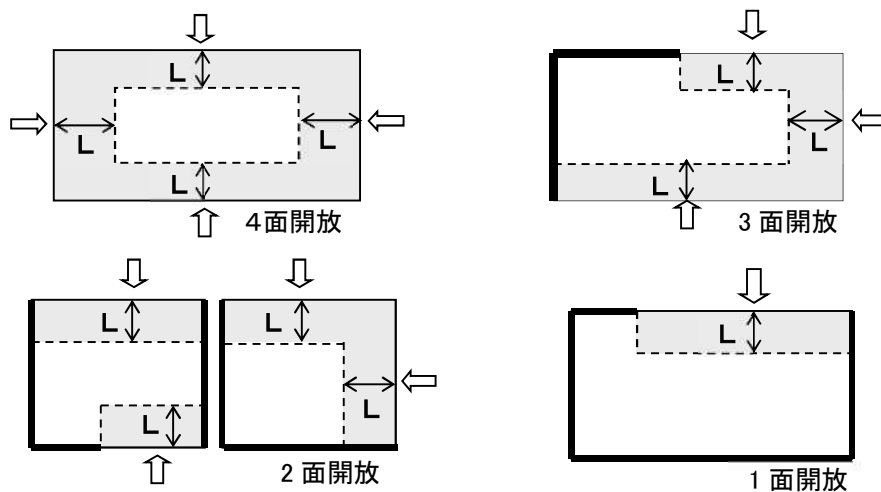
c 次の場所は、第3号に規定する「その他これらに類する室」として取り扱うことができる。◆

(a) ポンプ室、衛生設備等の機械室

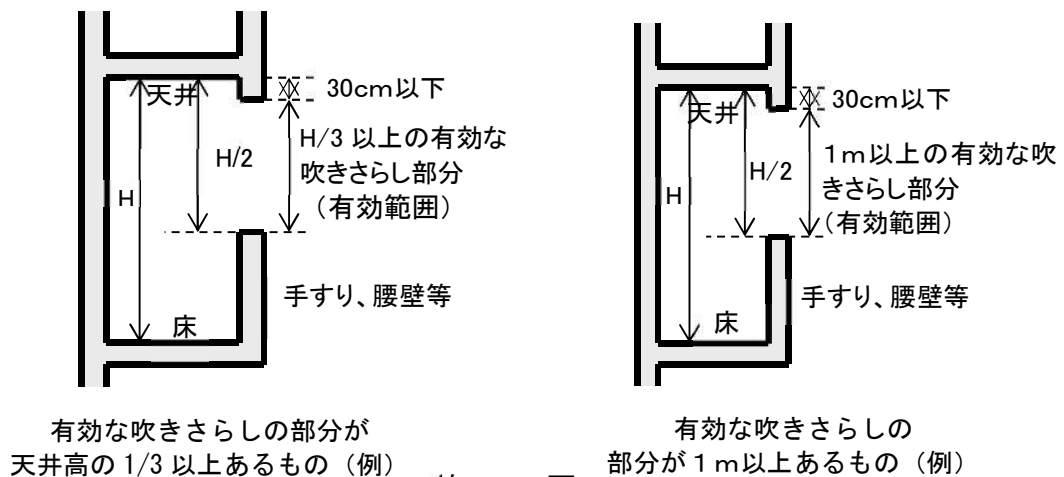
(b) ボイラー、給湯設備、冷温水発生機等の火気使用設備を設ける室

d 第4号に規定する「その他これらに類する電気設備が設置されている場所」とは、蓄電池、充電装置、配電盤、リアクトル、電圧調整機、開閉

- 器、コンデンサー、計器用変成器等が該当するものであること。◆
- e 第5号の「その他これらに類する部分」とはダクトスペース、メールシュート、ダストシュート、EPS及びダムウェーターの昇降路等が該当するものであること（ただし、倉庫、物入れ等として使用される場合は除く。）。◆
- f 第6号の「その他外部の気流が流通する場所」として開放型の廊下、通路、庇等のうち、直接外気に面するそれぞれの部分から5m未満で、かつ、当該部分（常時開放されている部分に限る。）の断面形状（以下第4において「有効な吹きさらし部分」という。）の部分において、次の（a）から（c）に該当する部分は、当該場所として取り扱うことができる。
（第4-1図）◆
- （a）有効な吹きさらしの部分は、1m以上の高さ又は床面から天井（天井がない場合は屋根）までの高さ（以下第4において「天井高」という。）の1/3以上であること。（第4-2図）
- （b）（a）有効な吹きさらしの部分は、天井高の2分の1以上の位置より上に存していること。（第4-2図）
- （c）開放型の廊下、通路等の天井面から小梁、垂れ壁等の下端までは、30cm以下であること。（第4-2図）



第4-1図 L:外気に面する5m未満の場所(網かけの部分)の例

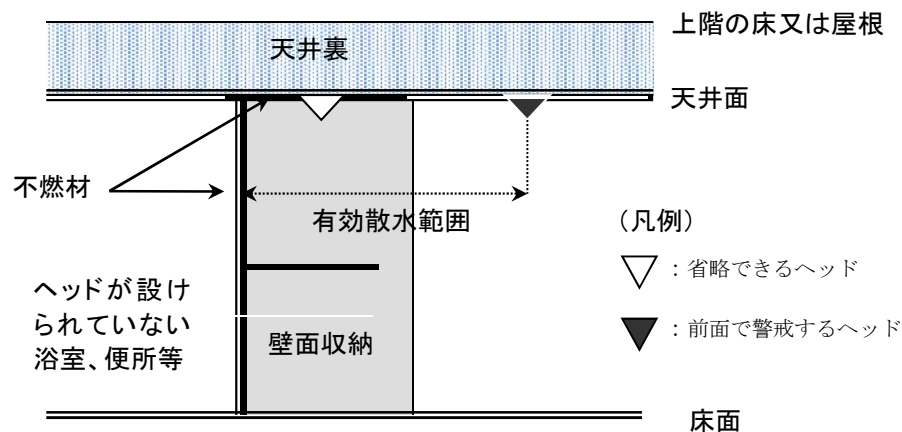


第4-2図

- g 次の場所は、第7号に規定する「その他これらに類する室」として取り扱うことができる。◆
- (a) 回復室、洗浄滅菌室、器材室、器材洗浄室、器材準備室、滅菌水製造室、洗浄消毒室(蒸気を熱源とするものに限る)、陣痛室、沐浴室及び汚物室
 - (b) 無響室、心電図室、心音室、筋電室、脳波室、基礎代謝室、ガス分析室、肺機能検査室、胃カメラ室、超音波検査室、採液及び採血室、天秤室、細菌検査室及び培養室、血清検査室及び保存室、血液保存に供される室並びに解剖室
 - (c) 人口血液透析室に附属する診療室、検査室及び準備室
 - (d) 特殊浴室、蘇生室、バイオクリン室(白血病、臓器移植、火傷等治療室)、新生児室、未熟児室、採乳室、調乳室、授乳室、隔離室及び観察室(未熟児の観察に限る。)
 - (e) 製剤部の無菌室、注射液製造室及び消毒室(蒸気を熱源とするものに限る。)
 - (f) 医療機器を備えた診療室及び理学療法室
 - (g) 手術関連のモニター室、ギブス室、手術ホールの廊下
 - (h) 病理検査室、生化学検査室、臨床検査室、生理検査室等の検査室
 - (i) 霊安室
- h 次の場所は、第8号に規定する「レントゲン室等放射線源を使用し、貯蔵し、又は廃棄する室」として取り扱うことができる。◆
- (a) 放射性同位元素に係る治療室、管理室、準備室、検査室、操作室、及び貯蔵庫
 - (b) 診断及び検査関係の撮影室、透視室、操作室、暗室、心臓カテーテル室及びX線テレビ室
- (イ) 省令第13条第3項の規定以外のヘッ드의設置を省略できる部分
- 次の部分は、政令第32条の規定を適用し、ヘッ드의設置を省略できる。この場合、当該部分(f、g及びiを除く。)は、屋内消火栓又は補助散水栓で有効に警戒されていること。
- a 金庫室で、当該室内の可燃物品がキャビネット等に格納されており、かつ、金庫室の開口部に特定防火設備又はこれと同等以上のものを設けてある場合
 - b 不燃材料で造られた冷凍室又は冷蔵室で、自動温度調節装置が設けられ、かつ、守衛室等常時人のいる場所に警報が発せられる場合
 - c アイススケート場のスケートリンク部分で、常時使用されている場合
 - d プール及びプールサイドで可燃性物品が置かれていない場合(乾燥室、売店等の付属施設を除く。)
 - e 風除室(回転ドアを含む。)で、可燃性物品が置かれていない場合
 - f 次の条件にすべて適合する収納庫(押入れ、クローゼット、物入れ等)で、

当該収納庫の扉等側に設けられている前面側ヘッドで有効に警戒されている部分（第4-3図）

- (a) 棚等があり、人が出入りできないこと。
- (b) 照明器具、換気扇等が設けられていないもので、当該部分から出火の危険が少ないこと。
- (c) ヘッドで警戒されていない場所に延焼拡大しないように、当該部分の天井が不燃材料で造られていること。
- (d) 当該部分に面して省令第13条第3項の規定によりヘッドで警戒されていない浴室、便所等がある場合は、壁が不燃材料で造られていること。



第4-3図

- g 厨房設備が設けられている部分で、第5章第25フード等用簡易自動消火装置によりフード等用簡易自動消火装置が設けられ、かつ、有効に警戒されている部分
- h 無人の変電所等で、次の条件にすべて適合する電気室、機械室等への専用の機器搬入路、通路等（機器搬入のための車両が通行又は停車しないものに限る。）の部分
 - (a) 屋内消火栓又は補助散水栓で有効に警戒されていること。
 - (b) 可燃性の物品が置かれていないこと
 - (c) 他の部分と耐火構造の柱もしくは壁、床又は建基政令第112条第14項第1号に規定する構造の防火設備等で防火区画され、かつ、天井及び壁の仕上げが下地を含め不燃材料で造られていること。
- i 可動式ブース（天井及び壁に囲われたブースで、防火対象物の床や壁に固定（工具等で容易に取り外すことができるものを除く。）されておらず、人が出入りして利用するものをいう。以下同じ。）で、次の（a）及び（c）に掲げる要件又は（b）及び（d）に掲げる要件を満たすものについては、ヘッドを設置しないことができる。
 - (a) 次のいずれにも該当しないこと。
 - I 政令第5条第1項に規定する対象火気設備等及び政令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等の使用を行うもの。

- II 宿泊を目的とするもの。
- III II以外のもので、仮眠を伴うおそれがあるもの。
- (b) 次のいずれにも該当しないこと。
 - I 火気設備等の使用を行うもの。
 - II I以外のもので、喫煙その他の火気の使用を行うもの。
 - III 宿泊を目的とするもの。
- (c) 次に掲げる要件を満たすこと。
 - I 可動式ブースの床面積は6㎡以下であること。
 - II 次の(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかの要件を満たすこと。
 - (Ⅰ) 次に掲げる要件を満たすこと。
 - 甲 可動式ブースの天井及び壁は不燃材料で仕上げられていること。
 - 乙 可動式ブース内に住宅用下方放出型自動消火装置(「住宅用下方放出型自動消火装置の性能及び設置の基準について」(平成6年3月9日付け消防予第53号。以下「53号通知」という。))に定める基準に適合するものに限る。以下同じ。)が設置されていること。
 - 丙 乙の住宅用下方放出型自動消火装置について、パッケージ型自動消火設備Ⅱ型の点検基準(該当する点検項目に限る。)の例により点検が実施され、適切に維持管理されていること。
 - 丁 次の(甲)又は(乙)のいずれにも該当しないこと。
 - (甲) 当該可動式ブース内に易燃性の可燃物が存し、住宅用下方放出型自動消火装置では消火困難と認められる場合(例えば、表面が合成皮革、クッション材が主にポリウレタンで構成されており、座面(正面幅がおおむね800mm以上)及び背面からなるソファ等が存する場合)
 - (乙) 53号通知別添の「住宅用下方放出型自動消火装置の技術基準」第17条の消火試験で想定されていない方法により住宅用下方放出型自動消火装置が設置される場合(例えば、床から2.5mを超える高さに放出口が設けられる場合)
 - (Ⅱ) 次に掲げる要件を満たすこと。
 - 甲 当該可動式ブース内で火災が発生しても確実に消火できることが消火実験等により確認されていること。
 - 乙 当該可動式ブース内で火災が発生しても当該可動式ブースから1メートル離れた場所を経由して避難する者が受ける熱量が3kw/㎡未満であり、かつ、当該可動式ブースから1m離れた場所の一酸化炭素濃度の最大値が1,000ppm以下であることが消火実験等により確認されていること((Ⅰ)甲から丙までに掲げる要件を満たす場合を除く。))。
 - 丙 甲及び乙について、建物火災に係る工学分野に関する専門性を有する大学その他の第三者機関による検証結果が存すること。
 - III 可動式ブース外部から当該可動式ブース内で発生した火災を目視できること(可動式ブースの内部及び外部直近に煙を感知する連動型住宅用防災警報器が有効に設置され、火災を感知した際に相互に連動させる等の方法により、可動式ブース内部で発生した火災及び可動式ブース外部直近で発生した火災をそれぞれ当該可動式ブース外部直近及び当該可動式ブース内部において早期に覚知できるよう措置されている場合を除

く。)

(d) 次に掲げる要件を満たすこと。

I (c) I 及び II に掲げる要件を満たすこと。

II 可動式ブースの内部及び外部直近に煙を感知する連動型住宅用防災警報器を有効に設置し、火災を感知した際に相互に連動させる等の方法により、可動式ブース内部で発生した火災及び可動式ブース外部直近で発生した火災をそれぞれ当該可動式ブース外部直近及び当該可動式ブース内部において早期に覚知できるよう措置されていること（仮眠中の使用者に対し、火災の発生を早期覚知させることについて、連動型住宅用防災警報器の警報音による場合と同等以上の性能を有すると認められる場合に限る。）。

III II の連動型住宅用防災警報器の設置（火災が発生した際に相互に連動させることを含む。）等の方法により、可動式ブース内部で発生した火災及び可動式ブース外部直近で発生した火災を当該防火対象物における従業員等の常駐場所で覚知できるよう措置されていること。

IV 可動式ブースの出入口扉に施錠装置が設けられていないこと（非常の際に外部から容易に解錠できる場合を除く。）。

V 可動式ブース内の見やすい箇所に喫煙その他の火気の使用を禁止する旨の表示が設けられていること。

(ウ) 政令第12条第2項第3号の規定により開口部に設置することとされているヘッドは、政令第32条の規定を適用し、政令第12条第2項第2号に規定する水平距離内のヘッドにより代替することができる。

イ 特例基準

次に掲げる防火対象物については、政令第32条を適用し、スプリンクラー設備の設置を要しないものとする。

(ア) 政令別表第1(6)項ロに掲げる防火対象物

「小規模社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について」（平成19年6月13日付け消防予第231号）又は「小規模社会福祉施設等に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について」（平成26年3月28日付け消防予第105号）の基準に適合するもの

(イ) 政令別表第1(16)項イ(5)項ロ及び(6)項ロに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しないものに限る。）

「消防用設備等に係る執務資料の送付について」（平成29年11月20日付け消防予第355号）の基準に適合するもの

(ウ) 政令第12条第1項第1号に掲げる防火対象物のうち、その一部に住宅部分が存するものであって、次の a から d に掲げるすべての条件に該当する場合にあっては、住宅部分にスプリンクラー設備を設置することを要しないものとする。

なお、この場合において、政令第11条第2項及び政令第12条第2項第3号の2中「総務省令で定める部分」とあるのは、「総務省令で定める部分及び住宅部分」と読み替えるものとする。

a 主要構造部が、準耐火構造であること。

- b 防火対象物全体に、消火器及び自動火災報知設備が政令第10条及び第21条の技術上の基準に従い設置されていること。また、住宅部分の居室（押入れ等の収納設備を除く。）に、省令第23条第4項第1号ニに掲げる場所を除き、煙感知器が設置されていること。
- c 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する消防機関へ通報する火災報知設備が政令第23条の技術上の基準に従い設置されていること。
- d 住宅部分（階段及び通路等の共有部分を除く。）の同一階及び上階に住宅部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。）が存しないこと。ただし、住宅部分と非住宅部分が同一階の場合で、それぞれの部分が準耐火構造の壁及び床で区画され、その開口部に防火設備（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）が設置されている等、有効に防火措置がされていると認められる場合はこの限りでないこと。

（4） 配管等

配管、管継手及びバルブ類（以下第4において「配管等」という。）は、省令第12条第1項第6号の規定によるほか、次によること。

なお、評定品である配管等を設ける場合は、性能評定書の別添評定報告書に記載されている付帯条件の範囲内で使用する場合に限り（以下第4において同じ。）。

ア 配管等の機器

第5章第2屋内消火栓設備3(1)を準用すること。

イ 設置方法等

(ア) 配管は、原則として専用とすること。◆

(イ) 配管内には、補助用高架水槽等により常時充水しておくこと。この場合、第5章第2屋内消火栓設備3(2)ア(ア)(a及びcを除く。)を準用するほか、次によること。

a 補助用高架水槽から主管までの配管は、呼び径は50A以上のものとする。

b 補助用高架水槽の有効水量は、1m³以上とすること。

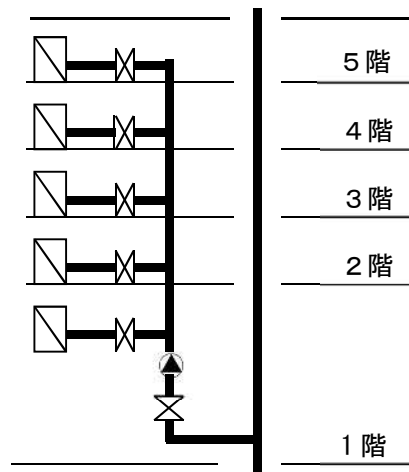
なお、当該水槽の水位が低下した場合に呼び径25A以上の配管により自動的に給水できる措置を設けた場合には、当該容量を0.5m³以上とすることができる。

ウ 配管の吊り及び支持、屋外等の露出配管、建物導入部の配管、埋設配管にあっては、第5章第2屋内消火栓設備3(2)ウからカまでを準用すること。

（5） 補助散水栓

補助散水栓を設ける場合には、省令第13条の6第4項の規定によるほか、次によること。

- ア 補助散水栓は、省令第13条第1項又は省令第13条第3項に規定する部分が有効に警戒できるように設置すること。この場合、補助散水栓を設置した部分は、政令第11条第4項、政令第19条第4項、政令第20条第5項第2号及び政令第20条第5項第3号において、スプリンクラー設備と同等に扱えること。
- イ 補助散水栓は、認定品を用いること。
- ウ ホースの呼称及び長さは、評価時のものとし、補助散水栓は階の各部分に消火用ホースを延長し、ノズルからの放水距離を10m以内で放水した場合に有効に放水できるように配置すること。◆
- エ 同一防火対象物には、同一操作性のものを設置すること。
- オ 補助散水栓の表示灯は、省令第13条の6第4項第3号ロにより設置した赤色の灯火を加圧送水装置の始動により点滅させること。
- カ 補助散水栓箱の表面には、「消火用散水栓」又は「消火栓」表示されていること。なお、「消火栓」と表示したものは、箱内又は扉の裏面に補助散水栓である旨の表示がされていること。
- キ 補助散水栓の配管は、次によること。
- (ア) 湿式流水検知装置を用いるスプリンクラー設備に補助散水栓を設ける場合の配管は、各階の流水検知装置又は圧力検知装置（以下第4において「流水検知装置等」という。）の二次側配管から分岐をして設置すること。
- (イ) 乾式流水検知装置又は予作動式流水検知装置を用いるスプリンクラー設備に補助散水栓を設ける場合の配管は、補助散水栓専用の湿式流水検知装置等の二次側配管から分岐をして設置すること。
- (ウ) 補助散水栓のノズルの先端における放水圧力は、加圧送水装置等に0.7MPaを超えないように第5章第2屋内消火栓設備1(3)エ又はオの例の方法等による措置を講じること。
- (エ) ヘッドを設けない階（当該階のすべてが省令第13条第3項に規定する部分等である階）に、次のaからdにより補助散水栓を設置して警戒する場合には、5階層以下を一の補助散水栓専用の流水検知装置等の二次側配管から分岐することができる。（第4-4図）
- a 地上と地下部分を別系統とすること。
- b 補助散水栓で警戒する部分は、自動火災報知設備により有効に警戒されていること。
- c 補助散水栓の一次側には、階ごとに仕切弁を設置すること。
- d 放水した補助散水栓が確認できるように、各補助散水栓にリミッタースイッチ等を設けること。



第4—4図

ク 認定品として表示灯が含まれていないものは、省令第12条第1項第3号口の規定によるほか、第5章第2屋内消火栓設備7（1）ア（カ）b、cによること。

ケ 天井設置型補助散水栓は、第5章第2屋内消火栓設備7（2）ア（エ）を準用すること。

(6) 制御弁

制御弁は、省令第14条第1項第3号の規定によること。◆

なお、制御弁の直近には、次により表示すること。

ア 表示の大きさ等は、次によること。

スプリンクラー 制御弁	大きさ 30cm×10cm 以上 文字 3cm ² 以上 色 生地：赤色 文字：白色
----------------	---

イ 一の階に放水区域が2以上となる場合は、制御弁の受持つ区域図を表示すること。

ウ 配管室、専用室等内に制御弁を設ける場合は、当該扉又は点検口前面等にもアの表示を設けること。

(7) 自動警報装置等

省令第14条第1項第4号の規定によるほか、次によること。

ア 自動警報装置の一の発信部（流水検知装置又は圧力検知装置。以下第4において「流水検知装置等」という。）が受け持つ区域は、3,000m²以下（工場、作業所等で主要な出入口から内部を見とおすことができる場合にあつては、12,000m²以下）とし、2以上の階にわたらないこと。ただし、次の（ア）及び（イ）に適合する場合にあつては、2以上の階を受け持つことができる。

（ア）防火対象物の階又は塔屋で設置されるヘッドの個数が10個未満（補助散水栓が設置される場合を含む。）であり、かつ、流水検知装置等が設けら

れている階の直上階又は直下階の場合。

(イ) (ア) の階が、自動火災報知設備の技術上の基準に従い、有効に警戒されている場合

イ 音響警報装置は、ウォーターモーターゴング（水車ベル）、ベル等によるものとする。ただし、自動火災報知設備又は、自動火災報知設備と連動する放送設備により、有効に警報が発せられる場合にあっては、音響警報装置を設けないことができる。

ウ 表示装置は、省令第14条第1項第4号ニ規定によるほか、同一階に2以上の流水検知装置等がある場合には、それぞれの区域が表示できるものであること。

(8) 起動装置

省令第14条第1項第8号の規定によるほか、次によること。

ア 起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動するものにあつては、当該起動用水圧開閉装置の水圧開閉器の位置における配管内の圧力が、次の(ア)から(ウ)までのいずれか大きい方の圧力の値に低下するまでに起動するよう調整されたものであること。(第4-5図)

(ア) 最高位のヘッドの位置から起動用水圧開閉装置の水圧開閉器までの落差(H_1)による圧力に0.15MPaを加えた値の圧力

(イ) 補助用高架水槽の位置から起動用水圧開閉装置の水圧開閉器までの落差(H_2)による圧力に0.05MPaを加えた値の圧力

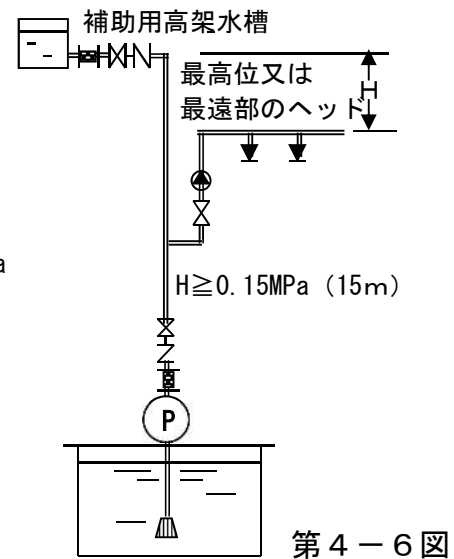
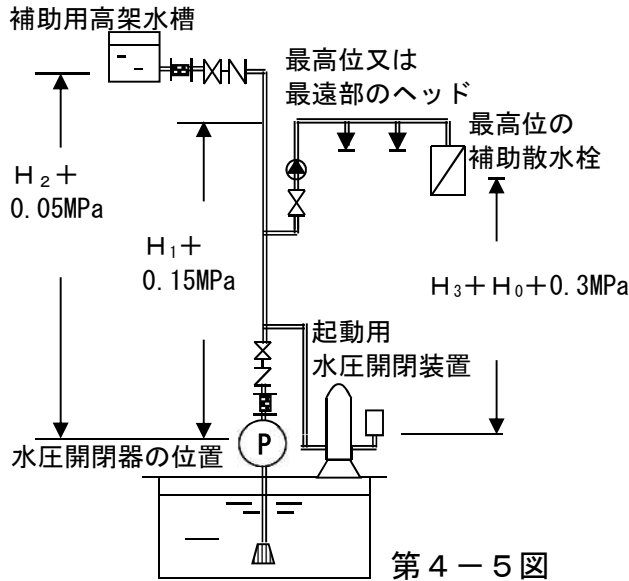
(ウ) 補助散水栓を設置するものは、次のa、bを合計した数値に0.3MPaを加えた値の圧力

a 最高位の補助散水栓の位置から起動用水圧開閉装置の水圧開閉器までの落差(H_3)

b 補助散水栓の弁、ホース、ノズル等の摩擦損失として、あらかじめ算定された数値(H_0 ：認定機器の仕様書等に明記されたもの)

イ 流水検知装置（自動警報弁に限る。）の作動と連動して加圧送水装置を起動するものにあつては、補助用高架水槽から最高位のヘッドまでの落差(H)による圧力を0.15MPa以上とすること。(第4-6図)

なお、補助散水栓を設置する場合にあつては、本起動方式としないこと。



(9) 送水口等

政令第12条第2項第7号及び省令第14条第1項第6号によるほか、次によること。

ア 機器

(ア) 省令第14条第1項第6号ロに規定する送水口のホース結合金具は、差込式のものとする。

(イ) 送水口の機器は、「スプリンクラー設備等の送水口の基準を定める件」(平成13年消防庁告示第37号)に適合すること。◆

なお、原則として認定品を用いること。

イ 設置方法

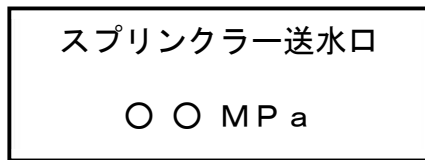
(ア) 送水口の数、省令第13条の6第1項第1号から第4号までの規定又は2(1)ア(ア)若しくは(イ)によるスプリンクラーヘッドの同時開放個数に応じて必要な加圧送水装置の吐出量(単位は m^3/min とする。)を1.8で除して得た値(端数は切り上げる。)の個数以上を設置すること(ラック式倉庫に設けるものを除く。)

(イ) 送水口に接続する配管は、原則として呼び径100A以上とすること。

なお、複数の送水口を接続する配管は、呼び径150A以上とすること。

(ウ) 送水口には、止水弁及び逆止弁を送水口の直近に設けること。

(エ) 省令第14条第1項第6号ホに規定する送水圧力範囲を標示した標識は、送水口ごとに次により設けること。ただし、送水口及び圧力表示が容易に識別できる場合は、この限りでない。



大きさ 30cm×10cm 以上
 文字 3cm以上
 色 生地:赤色 文字:白色

※ 送水圧力範囲の圧力については、加圧送水装置の定格全揚程にあたる圧力を記入。

(10) 非常電源、配線等

第5章第2屋内消火栓設備5を準用すること。

(11) 貯水槽等の耐震措置

第5章第2屋内消火栓設備6を準用すること。

なお、新築の防火対象物、既存防火対象物の大規模改修時等については、「スプリンクラー設備等の耐震措置に関するガイドラインの策定について」（平成30年5月11日付け消防予第361号）の「スプリンクラー設備等の耐震措置に関するガイドライン」に基づき施工すること。

(12) 表示及び警報

表示及び警報は、次によること（省令第14条第1項第12号の規定により総合操作盤が設けられている場合を除く。）。

ア 次の表示及び警報（ベル、ブザー等）は、省令第12条第1項第8号に規定する防災センター等（以下第4において「防災センター等」という。）にできるものであること。

(ア) 加圧送水装置の作動（ポンプ等の起動、停止等の運転状況）の状態表示

(イ) 呼水槽の減水状態の表示及び警報（呼水槽に設けた当該水槽の2分の1に減水した際に警報を発する減水警報装置によるもの）

(ウ) 水源水槽の減水状態の表示及び警報（水源水槽に設けた当該水槽の2分の1に減水した際に警報を発する減水警報装置によるもの）

(エ) 感知部の作動の状態表示（予作動式で専用の感知器を用いる場合に限る。）

(オ) 流水検知装置等の作動状態の警報

イ 次の表示及び警報（ベル、ブザー等）は防火対象物の規模、用途等に応じて、防災センター等にできるものであること。

(ア) 減圧状態（二次側に圧力設定を必要とするものに限る。）の表示及び警報

(イ) 加圧送水装置の電源遮断の状態表示及び警報

(ウ) 手動状態（開放式スプリンクラーで自動式のものに限る。）

(エ) 連動断の状態表示（自動火災報知設備の作動と連動するものに限る。）

(13) 総合操作盤

ア 総合操作盤は、省令第14条第1項第12号の規定により設けること。◆

イ 第5章第2屋内消火栓設備10を準用すること。

(14) 補助加圧ポンプ

配管内水圧の圧力保持等のために設置する補助加圧ポンプ（以下第4において「補助加圧ポンプ」という。）を設ける場合は、次によること。

ア 補助加圧ポンプ用の水源は、呼水槽と兼用しないもので、かつ、自動給水

装置を設けてあること。

- イ 補助加圧ポンプ用の配管と、スプリンクラー設備の主管の接続は、加圧送水装置直近の止水弁の二次側配管とし、当該接続配管に止水弁及び逆止弁を設けること。
- ウ 補助加圧ポンプが作動中にヘッドの作動又は補助散水栓を使用した場合において、ヘッド、補助散水栓の放水に支障がないこと。
- エ 補助加圧ポンプの吐出量は、加圧送水装置及び流水検知装置等に支障がない最小限の容量とすること。
この場合、容量の目安は、おおむね20ℓ/min以下とすること。
- オ 補助加圧ポンプの起動・停止圧力の設定は、起動用圧力空気槽の圧力が加圧送水装置の起動圧より0.05MPa以上高い値までに減少した時に確実に自動起動し、停止圧力に達した時に確実に自動的に停止するものであること。
- カ 補助加圧ポンプの締切圧力が加圧送水装置の締切圧力より大きい場合は、安全弁等により圧力上昇を制限できるものとし、スプリンクラー設備に支障を及ぼさないこと。
- キ 補助加圧ポンプは、呼水槽付きの消火設備用のものとする。

2 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備

(1) 加圧送水装置

ア ポンプの吐出量等

ポンプを用いる加圧送水装置（以下第4において「ポンプ方式」という。）の吐出量は省令第14条第1項第11号ハ（イ）によるほか、次によること。

- (ア) 第4-1表左欄に掲げる防火対象物にあつては、同表右欄に掲げるヘッド個数を基準としてポンプの吐出量を算出すること。
- (イ) 湿式のスプリンクラー設備の一部に4に示す乾式又は予作動式の流水検知装置が設けられている場合のポンプの吐出量の算出において、当該流水検知装置の二次側に設置されたヘッドの個数のうち、最も大きい値に1.5を乗じた数値が省令第13条の6第1項第1号の表中の個数以下である場合は、省令第13条の6第1項第1号の表中の個数とするものであること（（ア）による個数以下である場合は、（ア）による個数とする。）。

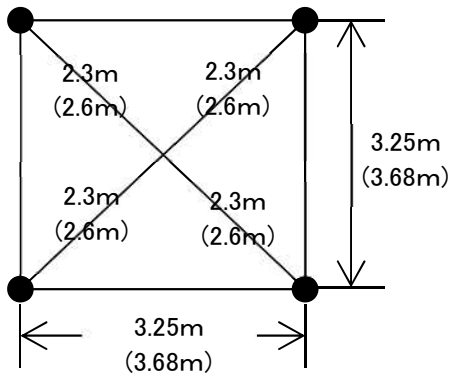
第4-1表

防火対象物又はその部分	スプリンクラーヘッド個数	
	高感度	高感度型以外
政令第28条の2第3項の規定により連結散水設備の代替としてスプリンクラー設備を設置する対象物（ヘッドの取付け面の高さが10mを超えるものを除く。）	8	10

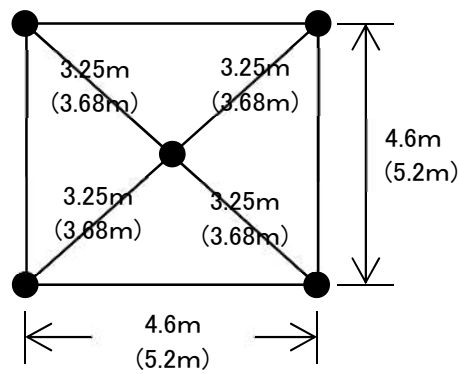
注) ヘッド取付場所の床面から天井までの高さが、政令第12条第2項第2号ロに規定する数値を超える場合には、省令第13条の4第2項及び第3項の規定によること。

- (ウ) ポンプを併用等する場合にあっては、第2屋内消火栓設備1(1)ウ(ア)aを準用すること。
- (エ) 一のスプリンクラー設備に異なる種別のヘッドが使用される場合の吐出量は、その値が最大となる種別のスプリンクラーヘッドに係る規定により算出すること。
- イ 省令第14条第1項第11号ニの規定によるヘッドにおける放水圧力が1MPaを超えないための措置は、第5章第2屋内消火栓設備1(3)(エを除く。)を準用すること。
- (2) 水源水量
 水源水量は次によること
- ア **第4-1表**左欄に掲げる防火対象物又はその部分にスプリンクラー設備が設置されるものは、同表右欄に掲げるヘッドの個数を基準として水源水量を算出すること。
- イ 湿式のスプリンクラー設備の一部に予作動式流水検知装置又は乾式流水検知装置を設ける場合の加圧送水装置の水源水量算出において、当該流水検知装置の二次側に設置されたヘッドの個数のうち、最も大きい値に1.5を乗じた数値が省令第13条の6第1項第1号で規定する表中の個数以下である場合は、省令第13条の6第1項第1号で規定する表中の個数とするものであること((1)ア(ア)による個数以下である場合は(1)ア(ア)による個数とする。))。
- ウ 一のスプリンクラー設備に異なる種別のヘッドが使用される場合の水源水量は、その値が最大となる種別のヘッドに係る規定に基づき算出すること。
- (3) 閉鎖型ヘッドの配置
- ア 標準型ヘッドを設ける場合の天井又は小屋裏の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離については、防火対象物又はその部分(ラック式倉庫を除く。)ごとに、政令第12条2項第2号イ並びに省令第13条の3第2項第3号、省令第13条の5第5項第2号及び同条第7項第2号(正方形又は矩形)とされたこと。なお、一ヘッド当りの防護面積が広く、かつ、単位面積当たりの散水量が低下する千鳥配置は行わないこと。(第4-7図及び4-8図)

その1



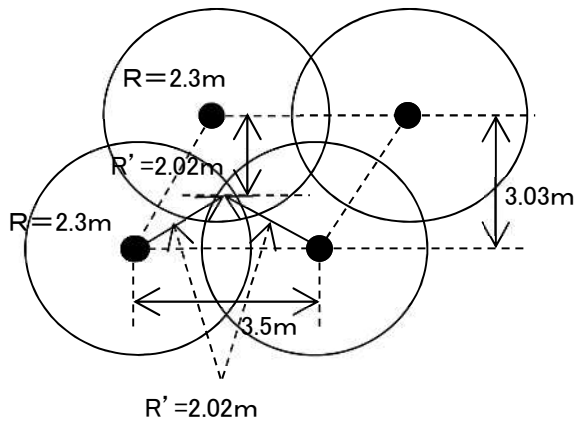
その2



●:ヘッド
 注) 水平距離 2.3mとした場合、(かっこ内は水平距離 2.6mとした場合の数値)

格子配列の例

第4-7図



●:ヘッド
 水平距離R=2.3(2.6)のヘッドの設計散水密度を最大格子配置と同じ(10.58 m²(13.52 m²))とすると、R'=2.02m(2.28m)となる。

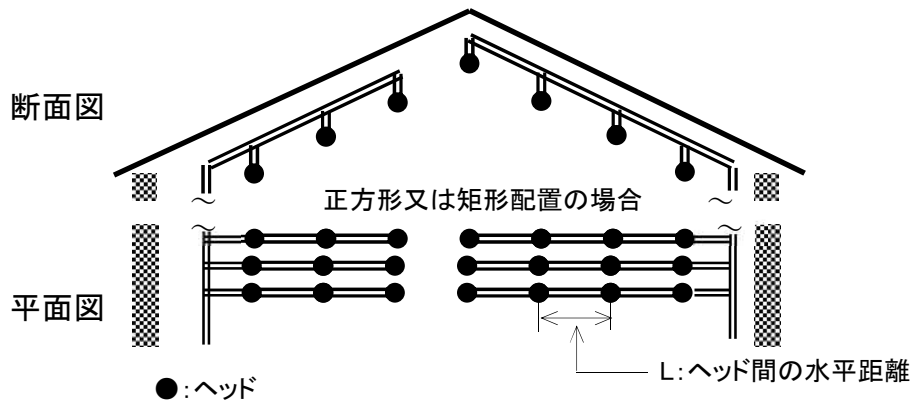
散水密度が低下しないようにした千鳥型配置の例

第4-8図

イ 傾斜天井等の配置の間隔

(ア) ヘッドを取り付ける面の傾斜が10分の3 (17°) を超えるもの

屋根又は天井の頂部より当該頂部に最も近いヘッドに至るまでの間隔は、当該傾斜面に平行に配置されたヘッド相互間隔に最も近いヘッドに至るまでの間隔の2分の1以下の値とし、かつ、当該頂部からの垂直距離が1m以下となるように設けること。ただし、この場合当該頂部ヘッドが設けられるものにあつてはこの限りでない。(第4-9図)



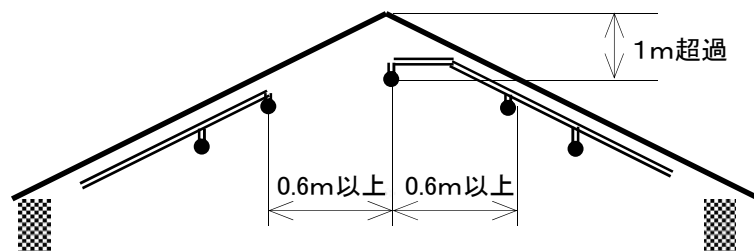
正方形又は矩形配置の場合の例

第4-9図

(イ) スプリンクラーヘッドを取り付ける面の傾斜が1分の1(45°)を超えるもの

屋根又は天井の頂部にヘッドを設ける場合にあつては、当該屋根又は天井と当該ヘッドとの水平離隔距離を0.6m以上とることにより、当該屋根又は天井の頂部からの垂直距離が1mを超えて設けることができる。

(第4-10図)



第4-10図

ウ 小区画型ヘッド相互の設置間隔

小区画型ヘッド相互の設置間隔は、3m以下とならないように設置すること。なお、3mを超えて設置できない場合にあつては、次のいずれかによることができる。

(ア) 個々の小区画型ヘッドの放水圧力、散水パターン等を確認のうえ隣接する小区画型のヘッドが濡れない距離とする。

(イ) 相互の小区画型ヘッド間に遮水のための垂れ壁、専用板等を設けるなど隣接する小区画型ヘッドが濡れないための措置を講じる。

この場合、遮水による未警戒部分を生じないこと。

(4) 閉鎖型ヘッドの設置

閉鎖型ヘッドの設置(省令第13条の5第1項に規定されるラック式倉庫等に設けるものを除く。)は、次によること。

ア 種別の異なる閉鎖型ヘッドを用いる場合

種別の異なる閉鎖型ヘッド（有効散水半径、放水量、感度の種別等）は、同一階の同一区画（防火区画されている部分、たれ壁で区切られた部分等であって、当該部位分に設置されている種別の異なる閉鎖型ヘッドが同時に作動すると想定される部分をいう。）内に設けないこと。

イ 閉鎖型ヘッド周囲の環境

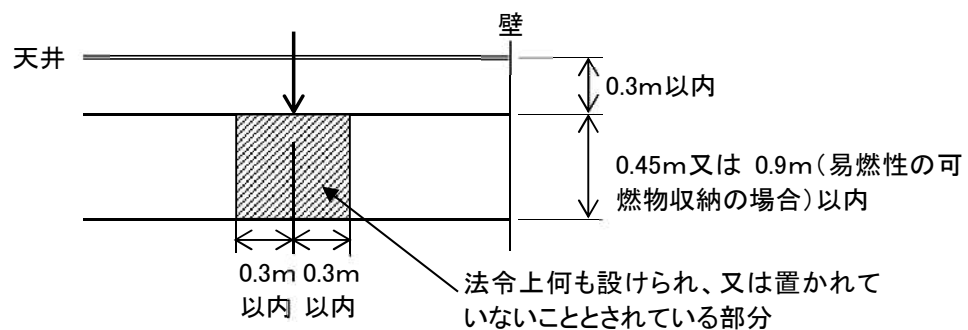
閉鎖型ヘッドは、作動遅れ又は誤作動の要因となる空調吹き出し口付近等の位置を避けて設置すること。

ウ 標準型ヘッド（小区画型ヘッドを除く。）を設置する場合

省令第13条の2第4項第1号ホの規定は、次のように取り扱う。◆

(ア) 「標準型ヘッドのデフレクターから下方0.45m（可燃性の可燃物を収容する部分に設けられるヘッドにあつては、0.9m）以内で、かつ、水平方向0.3m以内には、何も設けられ、又は置かれていないこと。」とは、**第4-11図**によること。

(イ) 「可燃性の可燃物」とは、危険物、指定可燃物のほか、ウレタンフォーム、綿糸、マッチ類、化学繊維類など着火危険性が高く、延焼速度の速いもの又は同様の状態にあるものをいう（書物、書類等を除く。）。



標準型ヘッド（小区画ヘッドを除く。）：断面

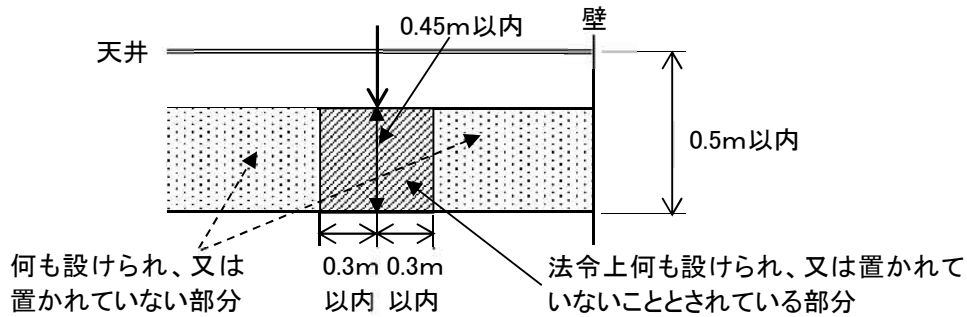
第4-11図

エ 小区画型ヘッドを設置する場合

小区画型ヘッドを設置する場合は、省令第13条の3第1項及び第2項によるほか、次によること。

(ア) 省令第13条の3第2項第1号に規定する「宿泊室等」には、宿泊室、病室、談話室、娯楽室、居間、寝室、教養室、休憩室、面会室、休養室等が該当するものであること。◆

(イ) 小区画型ヘッドのデフレクターから下方0.45m以内で、かつ、水平方向の壁面までの間の範囲には、何も設けられ、又は置かれていないこと（**第4-12図**）。



小区画型ヘッド（特定共住省令に定める共同住宅用スプリンクラー設備に設けるものは法令基準）の場合：断面

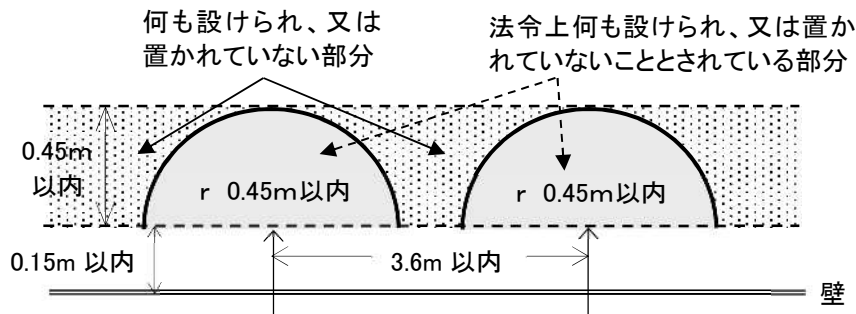
第4-12図

オ 側壁型ヘッドを設置する場合

側壁型ヘッドを設置する場合は、省令第13条の3第3項によるほか、次によること。◆

(ア) 省令第13条の3第3項第1号に規定する「廊下、通路、その他これらに類する部分」には、廊下、通路、フロント、ロビー等が該当するものであること。

(イ) 省令第13条の3第3項第6号に規定する「スプリンクラーヘッドのデフレクターから下方0.45m以内で、かつ、水平方向0.45m以内には、何も設けられ、又は置かれていないこと」とは、第4-13図によること。

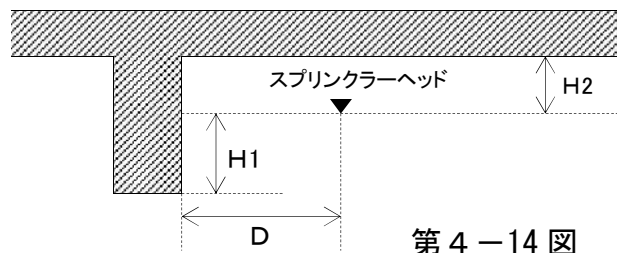


側壁型ヘッドの場合：平面

第4-13図

カ はり、たれ壁等がある場合

(ア) はり、たれ壁等がある場合の閉鎖型ヘッドの設置は、原則として第4-14図及び第4-2表の例によること。ただし、同図H1及びDの値については、当該ヘッドからの散水が妨げられる部分が他のヘッドより有効に警戒される場合にあつては、この限りではない。



第 4 - 14 図

第 4 - 2 表

D (m)	H1 (m)	H2 (m)
0.75未満	0	〔標準型ヘッドの場合〕
0.75以上1.00未満	0.10未満	0.3以下(天井等が準不燃材である場合の工場等にあつては、0.45以下)
1.00以上1.50未満	0.15未満	
1.50以上	0.30未満	0.15以下

(イ) 間仕切り用のアコーディオンカーテン等が設けられている場合は、間仕切りごとにヘッドを設けること。ただし、病院、診療所等において間仕切るカーテンにあつては、この限りではない(この場合、努めて閉鎖型ヘッドの取付け面からカーテンの上部までの距離は45cm以上にすること。)

また、縦横のピッチが12mm以上、かつ、太さ2mm以下のひも等による網目であり、開口率が70%以上で偏りが無いもの又は自社検査等で散水障害がないことを確認されている仕様のカーテン等の場合には開放がとれているものとみなして差し支えない。

キ 天井が設けられていない場合

天井が設けられていない場合は、上階スラブ又は屋根の下部(法令で定める範囲内)にヘッドを設置すること

ク 給排気用ダクト、棚、ルーバー等がある場合

(ア) 給排気用ダクト、棚、ケーブルラック等(以下第4において「ダクト等」という。)が設けられている場合には、省令第13条の2第4項によること。
 なお、幅又は奥行きが1.2m以下のダクト等においても、当該ダクト等の下面に散水できるようにヘッドを天井(天井が設けられていない場合は、上階スラブ又は屋根の下部)等に設けることが望ましい。

(イ) ルーバー等(取付ヘッドの作動温度以下で溶解等し、かつ熱感知の障害とならないものを除く。)の開放型の飾り天井が設けられる場合にあつては、飾り天井の下面にもヘッドを設けること。ただし、格子材等の厚さ、幅及び取付状態が著しく散水を妨げるものではなく、開放部分の面積の合計が飾り天井の70%以上(格子材の開放幅はおおむね6cm四方以上とする。)であり、かつ、ヘッドのデフレクターから飾り天井の上部までの距離が0.6m以上となる場合にあつては、下面のヘッドを設けないことができる。

(ウ) (ア) 及び (イ) の場合において、ダクト、棚等及び開放型の飾り天井等の下方にヘッドを設けるもので、当該ヘッドの感熱が上部ヘッドからの消火水により影響を受ける場合には、次の防護板を設けること。

a 防護板の構造は、金属製のものとし、その大きさは直径30cm以上のものとする。

b 防護板の下面より、当該ヘッドのデフレクターまでの距離は、0.3m以内とする。

ケ ラック式倉庫に設けるスプリンクラーヘッドは、省令第13条の5第1項及び第2項第1号の規定によるほか、「ラック式倉庫の防火安全対策のガイドラインについて」(平成10年7月24日付け消防予第119号)により設置すること。

(5) 配管の摩擦損失計算等

配管の摩擦損失計算等は、次によること。

ア 配管の摩擦損失計算は、「配管の摩擦損失計算の基準」(平成20年消防庁告示第32号)によるほか、次のいずれかの方法により求めること。

(ア) 最も放水圧力の低くなると予想されるヘッドの放水量を、実高、配管の摩擦損失水頭等の影響による放水圧力の増加に伴う放水量の増加を求め、摩擦損失計算を行う方法

(イ) 省令第13条の6第1項(第4号及び第5号を除く。)に規定されるヘッドの個数(以下第4において「最大同時開放数」という。)までの配管(枝管及び配水管)の摩擦損失水頭は、最も放水圧力の低くなると予想されるヘッドからの放水量を80ℓ/min(小区画ヘッドを用いる場合は50ℓ/min)として求めた値に**第4-3表**の上欄に掲げる当該ヘッドの個数に応じた同表下欄の水頭を加えた値とし、当該ヘッドの個数以後の配管の摩擦損失計算については、省令第14条第1項第11号ハ(イ)に規定する量90ℓ/min(小区画ヘッドを用いる場合は60ℓ/min)を流水量として行う方法(**第4-15図**)。

この場合、配水管又は枝管の口径と、取り付けるヘッドの関係は、**第4-4表**によること。

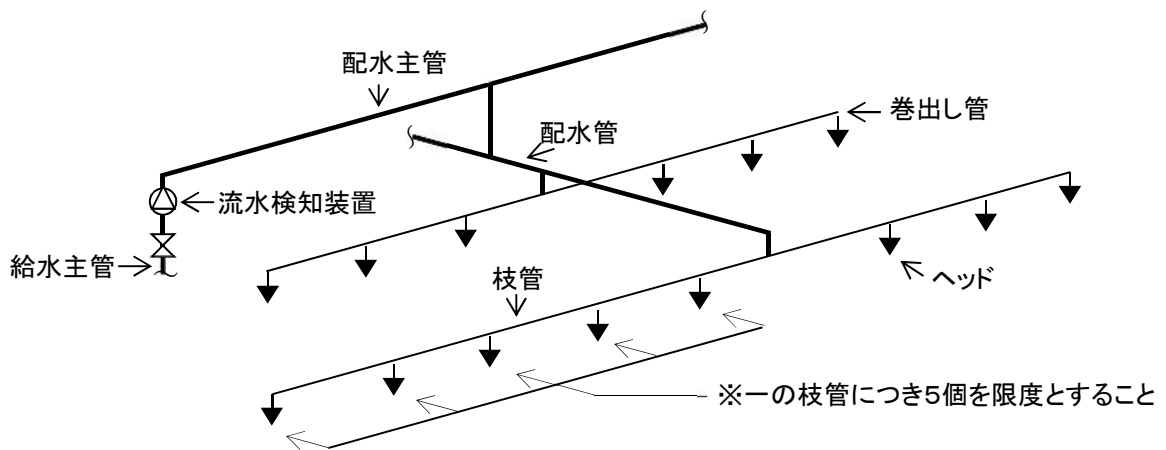
第4-3表

ヘッドの個数	10以下	11~20	21~30	30以上
水頭 (m)	4	6	8	10

第 4 - 4 表

放水量(80ℓ/min)のヘッド		放水量(50ℓ/min)のヘッド	
ヘッドの合計個数	配管の呼び径A	ヘッドの合計個数	配管の呼び径A
2個以下	25以上	3個以下	25以上
3個以下	32以上	4個以下	32以上
5個以下	40以上	8個以下	40以上
10個以下	50以上	9個以上	50以上
11個以上	65以上		

- 注) 1 枝管に取り付けるヘッドの数は、一の枝管につき5個を限度とする(下図参照)。
 2 適用は、最大同時開放個数までとする。



配管の名称及び枝管とヘッドの取付け例

第 4 - 15 図

イ 補助散水栓を設置するスプリンクラー設備は、省令第13条の6第4項第2号に規定する性能が確保できること。この場合の補助散水栓の摩擦損失は、放水量を一のノズルに対して70ℓ/minとしてアと同様に計算すること。

(6) 流水検知装置

流水検知装置は次によること。

ア 湿式流水検知装置の内径と流量の関係は、流水検知装置の技術上の規格を定める省令で定める湿式流水検知装置の流量と一の流水検知装置の二次側に取り付けられているヘッドの省令第14条第1項第11号ハ(イ)に規定する放水量(90ℓ/min又は60ℓ/min)で同時開放個数により算定した流量に適合すること。(第4-5表)

第4-5表

流水検知装置の呼び径(A)	25	32	40	50	65	80	100	125	150	200
規格省令の流量(ℓ/min)	130	200	350	550	900	1350	2,100	3,300	4,800	8,500
圧力損失(MPa)	≤0.05									

イ 同一階の配管系に放水量が異なるヘッド又は補助散水栓が設けられる場合の流水検知装置の検知流量定数については、次の第4-6表を参照すること。

第4-6表 流水検知装置の検知流量定数の区分

同一階の配管系の組み合わせ	検知流量定数		
	50	60	50・60併用
標準型ヘッド(小区画型ヘッドを除く。)及び補助散水栓		○	○
側壁型ヘッド及び補助散水栓		○	○
標準型ヘッド(小区画型ヘッドを除く。)及び小区画型ヘッド	○		○
側壁型ヘッド及び小区画型ヘッド	○		○
小区画型ヘッド及び補助散水栓			○

(7) 末端試験弁等

末端試験弁は、省令第14条第1項第5号の2の規定によるほか、次によること。

ア 同一階の配管系に放水量の異なるヘッド又は補助散水栓が設けられる場合の当該配管の末端に設ける末端試験弁は、当該流水検知装置の検知流量定数に相当する放水性能を有するオリフィス等の試験用放水口を設ければ足りるものであること。

イ 末端試験弁に接続する排水用の配管は、次によること。

(ア) 排水用の配管は、防火対象物の排水槽又は屋外等へ放流できるように設けること。

(イ) 末端試験弁と排水用の配管を連結する排水管内に、背圧が発生しないよう充分な大きさの管径で接続すること。

ウ 末端試験弁の直近には、次により表示をすること。

(ア) 表示の大きさ等は、次によること。

スプリンクラー試験弁
(又は末端試験弁)

大きさ 30cm×10cm 以上
文字 3cm²以上
色 生地:赤色 文字:白色

(イ) 配管室、専用室等内に末端試験弁を設ける場合は、当該扉又は点検口前面にも(ア)の表示を設けること。

3 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備

開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備で、一斉開放弁の一次側の配管内には常時加圧水を充水し、二次側は開放状態にあるもの（以下第4において「開放型スプリンクラー設備」という。）は、1によるほか、次によること。

(1) ポンプ方式の加圧送水装置

ポンプの吐出量等は、省令第14条第1項第11号ハ（イ）によるほか、ポンプを併用又は共用する場合にあっては、第5章第2屋内消火栓設備1（1）ウ（ア）aの例によるものであること。ただし、開放型スプリンクラー設備以外のスプリンクラー設備のポンプと共用する場合で、それぞれの設備の設置部分が耐火構造の壁及び床若しくは防火設備等により有効に防火区画されている場合は、それぞれの設備のうち、規定吐出量が最大となる量以上の量とすることができる。

(2) 水源水量

水源水量は、政令第12条第2項4号の規定によるほか、次によること。

ア 他の消防用設備等と併用する場合にあっては、それぞれの規定水量を加算して得た量以上の量とすること。（1）ただし書によるものは、それぞれの設備のうち、規定水量の大きい方の水源水量とすることができる。

イ 水源水量の確保は、第5章第2屋内消火栓設備2（2）を準用すること。

(3) 放水区域

省令第14条第1項第2号の規定によるほか、次によること。

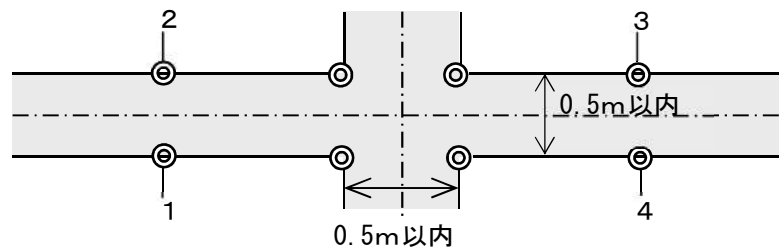
ア 2以上の放水区域を設ける場合の一の放水区域の面積は、100㎡以上とすること。

イ 放水区域を分割する場合は、第4-16図の例によること。ただし、ポンプの吐出量が5,000ℓ/min以上となる場合には、5分割以上とすることができるものであること。



第4-16図

ウ 各放水区域が接する部分の開放型ヘッドの間隔は、第4-17図によること。



放水区域の重複例 ◎：開放型ヘッド

第4-17図

(4) 一斉開放弁又は手動式開放弁

一斉開放弁又は手動式開放弁は、省令第14条第1項第1号の規定の例によるほか、一斉開放弁の起動操作部又は手動式開放弁（30秒以内に全開できるものに限る）は、一の放水区域につき異なる場所に2以上設けること。

(5) 開放型ヘッドの設置

政令第12条第2項及び省令第13条の2第4項第2号より設置するほか、次によること。

ア 開放型ヘッドは、舞台部、スタジオ部分、脇舞台の天井（ぶどう棚設けられる場合にあっては、当該ぶどう棚の下面）及びサウナ室に設けること。

イ ぶどう棚の上部に電動機、滑車及びワイヤーロープ等以外の可燃性工作物を設ける場合は、ぶどう棚の上部に閉鎖型ヘッドを設置すること。

(6) 配管の摩擦損失計算書等

配管の摩擦損失計算書等は、2（5）の例によること。

(7) 表示

開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の手動起動装置部分には、次により表示をすること。

ア 起動装置である旨の表示及び操作方法を簡潔に記載した表示を設けること。

イ 2以上の放水区域を設けるときは、各手動起動装置の受け持つ放水区域図を表示すること。この場合、当該手動起動装置についても、放水区域図の受持ち区域と同一の色分けを施す等明示すること。

4 乾式、予作動式又は負圧湿式予作動式流水検知装置を用いるスプリンクラー設備

乾式流水検知装置（一次側に加圧水等を、二次側に空気を満たした状態にあり、閉鎖型ヘッド等が開放した場合、二次側の圧力低下により弁が開き、加圧水等が二次側へ流出する装置をいう。）を用いるスプリンクラー設備（以下第4において「乾式スプリンクラー設備」という。）、予作動式流水検知装置（一次側に加圧水等を、二次側に空気を満たした状態にあり、火災報知設備の

感知器、火災感知用ヘッドその他の感知のための機器（以下第4において「感知部」という。）が作動した場合、弁体が開き、加圧水等が二次側へ流出する装置をいう。）を用いるスプリンクラー設備（以下第4において「予作動式スプリンクラー設備」という。）又は負圧湿式予作動式流水検知装置（流水検知装置、高圧真空圧力スイッチ及びオリフィス電磁弁で構成され、当該流水検知装置の一次側に加圧水等を、二次側に負圧水を満たした状態にあり、感知部が作動した場合、オリフィス電磁弁により負圧を解除し、弁体を開いて加圧水等を二次側へ流出する装置をいう。）を用いるスプリンクラー設備（以下第4において「負圧湿式予作動式スプリンクラー設備」という。）は、1及び2によるほか、次によること。

(1) 設置することができる場所

- ア 乾式スプリンクラー設備は、凍結による障害が生じるおそれがある場所等に設置できる。
- イ 予作動式スプリンクラー設備は、凍結による障害又は機械的な衝撃等による放水により、水損による被害が大きい場所等に設置できる。
- ウ 負圧湿式予作動式スプリンクラー設備は、機械的な衝撃等による放水により、水損による被害が大きい場所等に設置できる。

(2) 空気加圧用の加圧装置

- 乾式スプリンクラー設備又は予作動式スプリンクラー設備（二次側に圧力の設定を必要とするもの）の空気加圧用の加圧装置は、次によること。
- ア 乾式又は予作動式流水検知装置の二次側の空気を加圧するための加圧装置は、専用のコンプレッサーを用いる方式とすること。
 - イ 加圧装置の能力は、乾式又は予作動式流水検知装置二次側配管の圧力設定値まで加圧するために要する時間が30分以内のものであること。
 - ウ 加圧装置の配管は、省令第12条第1項第6号に規定される材料を用いるほか、亜鉛メッキ等による防食処理を施すこと。
 - エ コンプレッサーの常用電源回路の分電盤から専用配線とし、他の動力回路の故障による影響を受けるおそれのないものにあつては、非常電源を設けないことができる。

(3) 負圧装置の真空ポンプ

- 負圧湿式予作動式スプリンクラー設備に用いる負圧装置の真空ポンプは、次によること。
- ア 負圧装置の真空ポンプは、専用とすること。
 - イ 真空ポンプは、常用電源回路からの分電盤から専用配線とし、他の動力回路の故障による影響を受けるおそれのないものにあつては、非常電源を設けないことができる。

(4) 減圧警報装置

- 乾式スプリンクラー設備又は予作動式スプリンクラー設備（二次側圧力の設定を必要とするもの）の省令第14条第1項第4号の5の規定による警報は、

防災センター等に警報及び表示ができるものであること。

(5) 感知部

予作動式又は負圧湿式予作動式流水検知装置を作動させるための感知部は、次によること。

ア 感知部は、当該設備専用の感知器とすること。ただし、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の機能に影響を及ぼさない場合で、かつ、放水区域と自動火災報知設備の警戒区域の範囲を同一とした場合にあっては、自動火災報知設備の火災信号により予作動式又は負圧湿式予作動式流水検知装置を作動させることができる。

イ 感知部として用いる感知器（炎感知器を除く。）の公称作動温度は、ヘッドの標示温度より低いものとし、非火災報の発するおそれがないように設置すること。

なお、地階及び無窓階に設置する場合は、煙感知器を設けることができる。

ウ 感知部と予作動式又は負圧湿式予作動式流水検知装置とは、常時連動状態とし、防災センター等から遠隔で連動を制御できるボタン等を設ける場合には、容易に連動を解除できない措置を講じること。

エ ウの遠隔の連動ボタンには、予作動式又は負圧湿式予作動式流水検知装置等との連動装置である旨の表示をすること。

(6) 制御盤等

予作動式又は負圧湿式予作動式スプリンクラー設備の制御盤等（受信機を含む。以下第4において同じ。）は、防災センター等に設けること。

(7) 配管

ア 乾式又は予作動式流水検知装置の二次側配管は、次によること。

(ア) 流水検知装置二次側配管には、当該流水検知装置の作動を試験するための配管及びバルブを設けること。

(イ) 省令第14条第1項第8号の2の規定による措置は、呼称15の閉鎖型スプリンクラーヘッドから加圧空気を放出した場合、**第4-7表**に示す流水検知装置の呼び径に応じた当該流水検知装置二次側の配管容積とする。ただし、弁急速開放機構又は空気排出器を設ける場合は、この限りではない。◆

第 4 - 7 表

流水検知装置呼び径 (A)	二次側の配管容積 (ℓ)
50	70以下
65	200以下
80	400以下
100	750以下
125	1,200以下
150	2,800以下
200	2,800以下

(ウ) 省令第14条第1項第10号イに規定よる防食措置は、第 4 - 8 表に示す管及び管継手を用いる配管施工によること。◆

第 4 - 11表

流水検知装置の二次側配管	
管	JIS G 3442 (水配管用亜鉛めっき鋼管)
	JIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管のうち白管)
管継手	JIS B 2210 (鉄鋼製管フランジの基準寸法のうち呼び圧力5K、10Kまたは16Kの使用圧力に適合する基準寸法のもので、溶融亜鉛めっきを施したねじ込み式に加工されたもの)
	JIS B 2301 (ねじ込み式可鍛鉄製管継手のうち、溶融亜鉛めっきを施したもの)

(エ) 省令第14条第1項第10号ロの措置は、次による配管の勾配を施し、排水のための弁を設けること。◆

この場合、当該弁の直近の見やすい個所に排水弁である旨を表示すること。

a 分岐管にあつては、配管10mにつき4cm以上

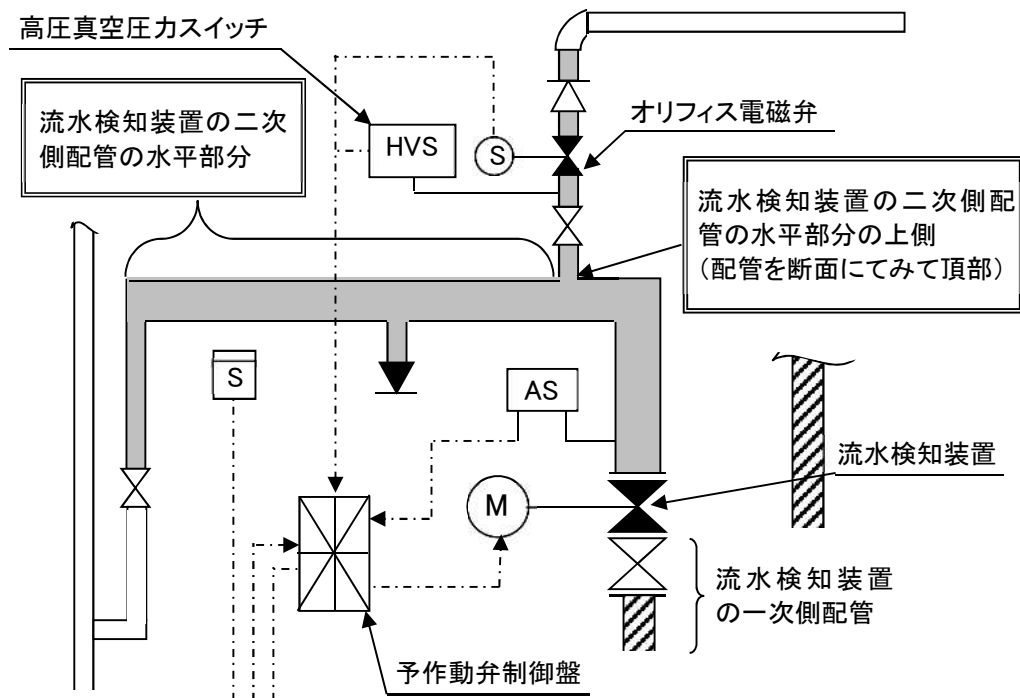
b 主管にあつては、配管10mにつき2cm以上

(オ) 予作動式流水検知装置の二次側配管等には、手動でも起動できる装置(手動弁の設置)を講じるとともに当該装置である旨の表示をすること。

イ 負圧湿式予作動式流水検知装置の二次側配管は、次によること。

(ア) 負圧湿式予作動式流水検知装置の二次側配管には、2(7)による末端試験弁を設けること。

(イ) 負圧湿式予作動式流水検知装置に付属する高圧真空スイッチ及びオリフィス電磁弁を設置する配管は、当該流水検知装置の二次側配管の水平部分となる上側(配管を断面から見た頂部)から分岐し、設けられていること(第 4 - 18図)。



第4-18図

(8) ヘッドの設置

ア ヘッドは上向き型を用いること。ただし、ヘッド及び接続配管部分が凍結のおそれがない場合には、下向き型を用いることができる。

イ ヘッドの配置及び設置は、2の閉鎖型スプリンクラー設備の例によること。

ウ 負圧湿式予作動式スプリンクラー設備は、(一財)日本消防装置工業会が定める自主基準に基づき、申請者が確認した「負圧環境下でも使用可能な閉鎖型スプリンクラーヘッド一覧」に示すヘッドを設けること。

((一財)日本消防装置工業会ホームページ参照)

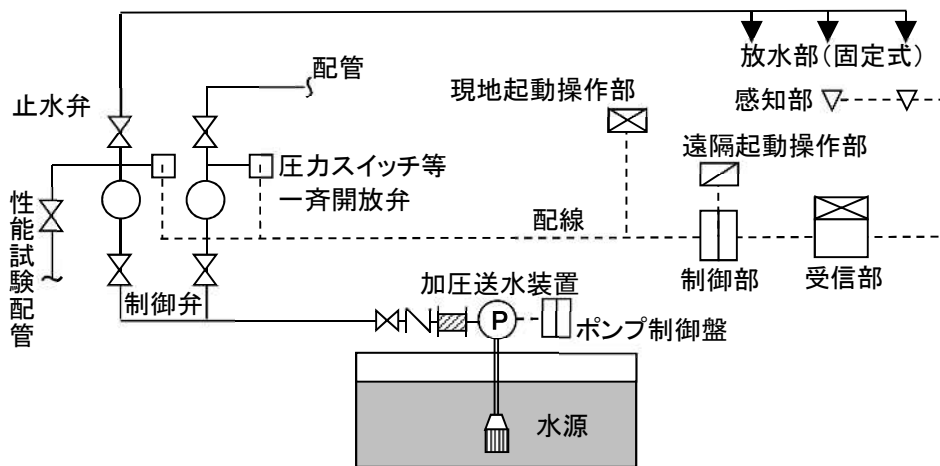
(9) 配線等

ア 予作動式又は負圧湿式予作動式スプリンクラー設備の制御盤等から電磁弁又は電動弁までの配線は、耐熱措置を講ずるとともに、当該スプリンクラー設備の制御盤及び電磁弁又は電動弁に非常電源を設置すること(第5章第3非常電源7(3))。この場合、非常電源の容量は、3箇所(2箇所以下のものは、最大設置箇所数とする。)の予作動式又は負圧湿式予作動式流水検知装置を作動させる容量のものであること。

イ 自動火災報知設備の火災信号で予作動式又は負圧湿式予作動式流水検知装置を作動させる場合の当該自動火災報知設備の非常電源の容量は、第5章第3非常電源2第3-1表のスプリンクラー設備に準じたものとする。◆

5 放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備

省令第13条の4第2項に規定される放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備（以下第4において「放水型スプリンクラー設備」という。）は、政令第12条第2項第2号ロ、省令第13条の4、省令第13条の6第1項第5号及び同条第2項第5号、省令第14条第2項のよる規定、及び「放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」（平成8年消防庁告示第6号。以下第4において「放水型ヘッド告示基準」という。）及び1によるほか、次によること。



放水型スプリンクラー設備（固定式ヘッド）システム系統例

(1) 加圧送水装置、放水型ヘッド等の設置

放水型スプリンクラー設備の加圧送水装置、放水型ヘッド等の基準は、別記「放水型スプリンクラー設備の技術基準」によること。

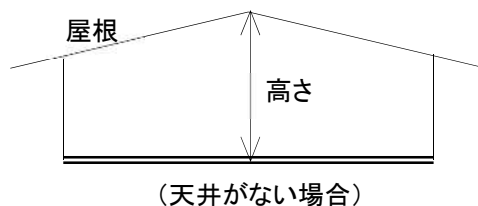
(2) 高天井の部分の取扱い

政令第12条第2項第2号ロ並びに省令第13条の5第4項及び第5項の規定により放水型ヘッド等を設けることとされている部分（以下第4において「高天井の部分」という。）の取扱いは、次によること。◆

ア 高天井の部分の床面から天井までの高さは、次によること。

(ア) 天井のない場合は、床面から屋根の下面までの高さとする。

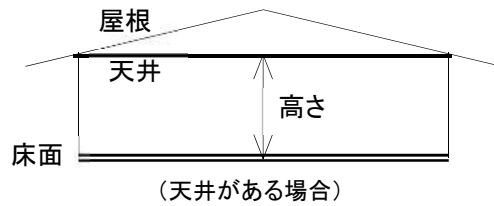
(第4-19図)



床面から天井までの高さの例

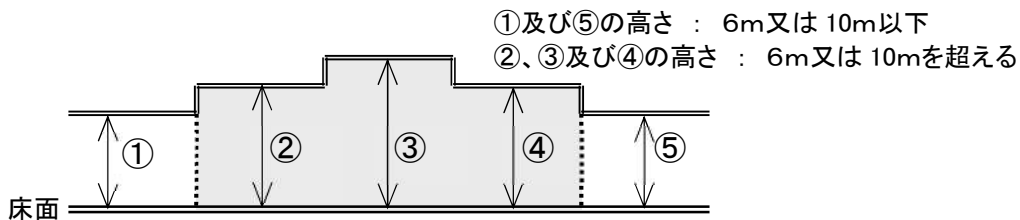
第4-19図

(イ) 天井のある場合は、床面から天井までの高さとする。 (第4-20図)



第4-20図

なお、同一の空間内の床面から天井までの高さが部分ごとに異なる場合は、当該空間の同一の空間としてとらえることのできる部分（防火区画等されている部分）の床面から天井までの平均高さではなく、個々の部分ごとの床面から天井までの高さとする。 (第4-21図)



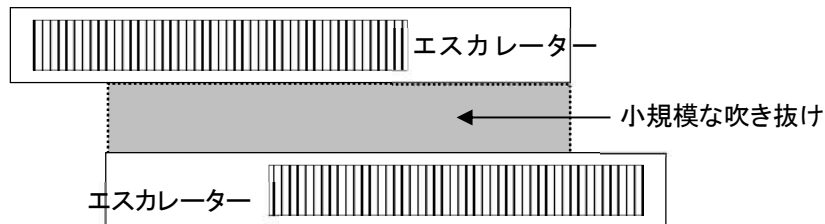
同一の空間の高天井の部分 (②、③及び④) としての部分の例

第4-21図

(ウ) 天井が開閉する部分については、当該天井が閉鎖された状態における床面からの高さ

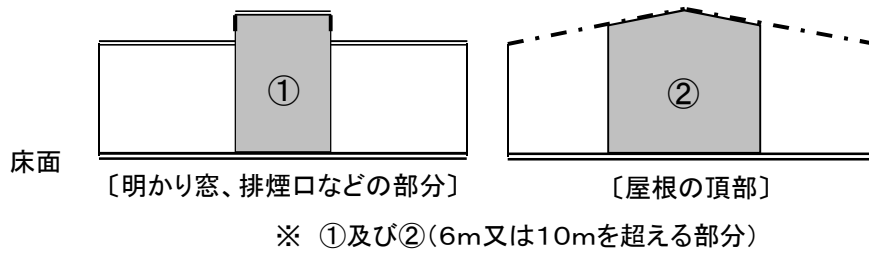
イ 次のいずれかに該当する部分については、高天井の部分に該当しないものであること。

(ア) 階段又はエスカレーターの付近に設けられる小規模な吹き抜け状の部分 (おおむね50㎡未満) でロビー、通路その他これらに類する部分 (第4-22図)



第4-22図

(イ) 天井又は小屋裏が傾斜を有するものである等の理由により、床面から天井までの高さが局所的に政令第12条第2項第2号ロ並びに省令第13条の5第4項及び第5項の規定に掲げる高さとなる部分 (第4-23図)



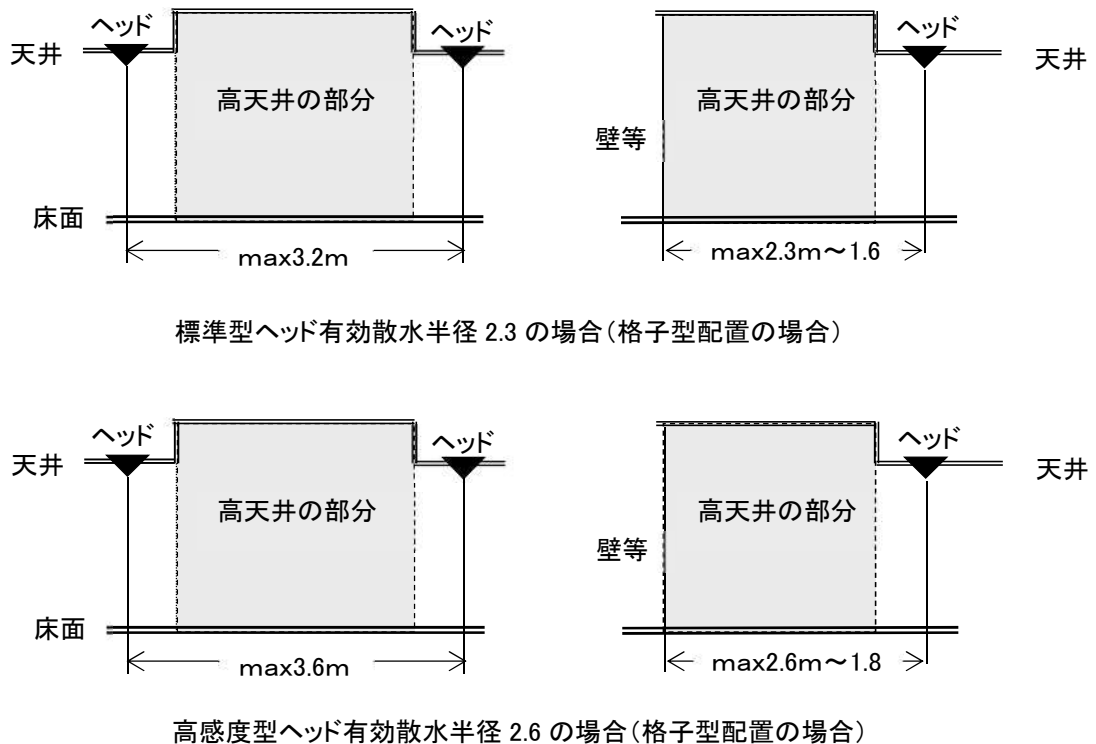
第 4 - 23 図

(3) 高天井の部分の放水型ヘッドの設置省略

次の場合は、高天井の部分に、政令第32条の規定を適用し、放水型ヘッド等及びその他のヘッドを設けないことができること。なお、政令第32条の規定の適用に際しては、関係者からの特例申請を要しないこととする。ただし、着工届出書又は設置届出書には、関係図書等の添付及び場所を明記させることと共に消防設備等設置指導通知書にその経過を明らかにしておくこと。

ア 放水型ヘッド等の設置省略

高天井の部分の床面が、隣接する高天井の部分以外の部分に設置された閉鎖型スプリンクラーヘッドにより有効に包含される場合には、当該高天井の部分については放水型ヘッド等を設置しないことができること（第 4 - 24 図）。



第 4 - 24 図

イ 閉鎖型ヘッドの設置省略

高天井の部分以外の部分の床面が、隣接する高天井の部分に設置された放水型

スプリンクラーヘッド等により有効に警戒されている場合には、閉鎖型ヘッドを設置しないことができること。

ウ 放水型ヘッド及びその他のヘッドの設置省略

次の高天井の部分は、放水型ヘッド等及びその他のヘッドを設けないことができること。

この場合、適合要件（①から④）のすべてに適合する場合に限る。

(ア) 政令別表第1（5）項ロ、（7）項、（8）項、（9）項ロ（10）項から（15）項まで、（16）項ロに掲げる対象物の10階以下の階（地階、無窓階を除く。）に存するロビー、会議場、通路その他これらに類する場所の高天井の部分

(イ) 10階以下の階（地階、無窓階を除く。）に存する体育館、屋内射的場等（主として競技を行うために使用するものに限る。）の高天井の部分

(ウ) 床面積がおおむね50㎡未満である高天井の部分

《適合要件》

- ① 高天井の部分の壁及び天井の仕上げが準不燃材以上であること。
- ② 高天井の部分において、電気、ガス、燃料等を使用する火気使用設備の設置又は火気使用器具の持ち込み等による火気の使用がないこと。又は喫煙場所等でないこと。
- ③ 高天井の部分には、火災時に延焼拡大の要因となり得る多量の可燃物が置かれ、又は持ち込まれないこと。
- ④ 高天井の部分は、屋内消火栓又は補助散水栓により有効に警戒されていること。

6 特定施設水道連結型スプリンクラー設備

政令第12条第2項第4号に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置等に係る基準は、政令第12条第2項第2号ハ、省令第13条の5、省令第13条の6、省令第14条の規定及び「特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類の基準」（平成20年消防庁告示第27号）によるほか、別記2「特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置・維持基準」によること。

別記1 放水型スプリンクラー設備の技術基準

1 加圧送水装置

加圧送水装置等は、第5章第4スプリンクラー設備1(1)及び2(1)によるほか、次によること。

(1) 加圧送水装置の吐出量

ア 固定式のヘッドを用いるものは、一の放水区域に設けられた固定式ヘッドの放水量が最大となるすべての固定式ヘッドを同時に当該ヘッドの1分間当たりの設計時に定められた標準放水量以上で放水できる性能とすること。◆

イ 可動式のヘッドを用いるものは、可動式ヘッドの放水量が最大となる場合における当該ヘッドの1分間当たりの設計時に定められた標準放水量以上で放水できる性能とする。◆

(2) 高天井の部分とそれ以外の部分が、耐火構造の柱若しくは壁、床又は建基政令第112条第14項第1号に規定する構造の防火構造等により防火区画（以下本基準において「耐火構造による防火区画」という。）されていない場合の加圧送水装置の吐出量は、省令第13条の6第2項に規定する性能及び前アの性能が同時に得られること。

2 水源水量

水源水量は、第5章第4スプリンクラー設備1(2)によるほか、次によること。

(1) 固定式のヘッドの場合

ア 固定式のヘッドを使用するものは、一の放水区域に設けられた固定式ヘッドの放水量が最大となるすべての固定式のヘッドを同時に当該ヘッドの1分間当たりの設計時に定められた標準放水量で20分間放水することができる量以上の量とすること。◆

イ 可動式のヘッドの場合

可動式のヘッドを使用するものは、可動式ヘッドの1分間当たりの設計時に定められた標準放水量が最大となる場合における標準放水量で20分間放水することができる量以上の量とすること。◆

ウ 高天井部分とそれ以外の部分が同一の耐火構造による防火区画内に存する場合

高天井部分とそれ以外の部分が同一の耐火構造による防火区画内に存する場合の水源水量は、省令第13条の6第1項第1号の規定により算出した量にア又はイにより算出した量を合算した水量以上とすること。

なお、当該同一の耐火構造による防火区画内に設置される放水型ヘッドの放水区域以外のヘッドが省令第13条の6第1項第1号の規定する個数又は第5章

第4スプリンクラー設備2(1)ア(イ)に規定する個数以下である場合には、当該部分において実際に設置される放水型ヘッドの放水区域以外のヘッドの個数に 1.6m^3 を乗じて得た量にア又はイにより算出した量を合算した水量以上とすることができる。

3 配管の摩擦損失計算

配管の摩擦損失計算は、第5章第4スプリンクラー設備2(5)ア(ア)又は(イ)の方法により求めること。

4 非常電源

非常電源は、省令第12条第1項第4号の規定及び第5章第3非常電源4から6までによるほか、放水型スプリンクラー設備のシステム監視にあつては60分以上、制御にあつては30分以上行えるものであること。

5 自動警報装置

自動警報装置は、省令第14条第1項第4号イの規定及び第5章第4スプリンクラー設備1(8)イによるほか、次によること。

(1) 発信部

ア 発信部は、放水型スプリンクラー設備が設置される放水区域ごとに設けるものとし、流水検知装置又は一斉開放弁等に設けられた圧力スイッチ、リミットスイッチ等を使用すること。◆

イ アの発信部のかかる圧力は、当該発信部の最高使用圧力以下とすること。◆

ウ 発信部は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない場所に設けること。

(2) 受信部

ア 受信部は、防災センター、中央管理室、守衛室等の常時人のいる場所（以下本基準において「防災センター等」という。）に設けること。ただし、省令第14条第1項第12号の規定により総合操作盤が設けられている場合は、この限りでない。◆

イ 受信部は、「受信機に係る技術上の規格を定める省令」（昭和56年自治省令第19号）に規定する受信機の構造及び性能に係る基準に適合するもの又はこれらと同等以上の構造及び性能を有するものであること。

(3) 流水検知装置を設ける場合

流水検知装置を設ける場合には、省令第14条第1項第4号の4及び第4号の5の規定によること。◆

6 排水設備

排水設備は、省令第14条第2項第2号の規定によるほか、同規定のただし書は、建築構造上、当該スプリンクラー設備及びその他の消防用設備等並びにエレベーター、電気室、機械室等に支障を与えるおそれがなく、かつ、避難上及び消防活動上支障がないと認められる場合とする。◆

7 一斉開放弁等

- (1) 一斉開放弁等は、放水区域ごとに設けること。
- (2) 一斉開放弁等にかかる圧力は、当該一斉開放弁等の最高使用圧力以下とすること。
- (3) 一斉開放弁等は、容易に点検できる場所で、かつ、火災の影響を受けるおそれが少ない場所に設けること。
- (4) 一斉開放弁等の二次側配管部分には、当該放水区域に放水することなく一斉開放弁等の作動が確認できる配管等を設けること。
- (5) 一斉開放弁には、その作動を確認するため及び火災時に手動にて作動させるための弁（以下本基準において「手動起動弁」という。）を設けること。
- (6) 一斉開放弁として電動弁、電磁弁を用いるものには、手動弁を設けたバイパス配管を設けること。
- (7) 手動起動弁又は手動弁は、火災時に容易に接近でき、かつ、床面からの高さが1.5 m以下の操作しやすい箇所に設けること。
- (8) 手動起動弁の付近の見やすい箇所には、当該の付近の表示をすること。
- (9) 一斉開放弁等の付近には、放水区域一覧図を設けること。

8 放水型ヘッド等の構造

放水型ヘッド等の構造は、次によること。◆

- (1) 耐久性を有すること。
- (2) 保守点検及び付属部品の取替えが容易に行えること。
- (3) 腐食により機能に異常が生ずるおそれのある部分、防食のための措置が講じられていること。
- (4) 部品は、機能に異常を生じないように的確に、かつ、容易に緩まないように取り付けること。
- (5) 可動する部分を有するものは、円滑に作動するものであること。
- (6) 電気配線、電気端子、電気開閉器等の電気部品は、湿気又は水により機能に異常が生じないように設置すること。

9 放水部の性能

放水部の性能は、加圧された水を次の表に掲げる有効放水範囲内に有効に放水できること。◆

ヘッドの種類別		有効放水範囲
固定式ヘッド	小型ヘッド (指定可燃物以外)	当該ヘッドの使用圧力の範囲内において放水した場合に、1分間当たりの放水量を5ℓ/㎡で除して得られた範囲内で、かつ、1㎡当たりの散水量が1.2ℓ/min以上となる範囲とすること。
	大型ヘッド (指定可燃物)	当該ヘッドの使用圧力の範囲内において放水した場合に、1分間当たりの放水量を10ℓ/㎡で除して得られた範囲内で、かつ、1㎡当たりの散水量が2.4ℓ/min以上となる範囲とすること。
可動式ヘッド		放水部を任意の位置に固定した状態で当該ヘッドの使用圧力の範囲内において放水した場合に、1㎡当たりの散水量が小型ヘッドにあつては5ℓ/min以上、大型ヘッドにあつては10ℓ/min以上となる範囲とすること。 20㎡以上であること。

10 感知部の構造及び性能

感知部の構造及び性能は、次によること。◆

- (1) 感知部は、「火災報知設備の感知器及び発信機の技術上の規格を定める省令」(昭和56年自治省令第17号)に定める感知器の構造及び性能に係る基準に適合するもの又はこれらと同等以上の構造及び性能を有するものであること。ただし、自動火災報知設備の感知器により、火災を有効に感知し、かつ、警戒区域内の感知器の火災信号と連動して当該警戒区域に対応する放水区域に設置されている放水部から放水ができる機能を有する場合にあつては、感知器を設けないことができる。
- (2) アの感知器のうち、火災により生じる炎を検知する部分(以下本基準において「検知部」という。)が上下左右に自動的作動(以下本基準において「感知部が走査型」という。)のものにあつては、次によること。
 - ア 感知部の可動する部分にあつては、円滑に作動するものであること。
 - イ 検知部を任意の位置に固定した場合における火災により生ずる炎を検知できる範囲(以下本基準において「監視視野」という。)は、高天井部分の床面で発生した火災を有効に検知できる範囲であること。
 - ウ 監視視野は、相互に重複していること。
 - エ 初期の監視状態から作動し、一連の監視状態において初期の監視状態に復するまでの時間は、60秒以内であること。

11 放水型ヘッド等の設置

放水型ヘッド等の設置は、その性能に応じて、高天井部分の床面で発生した火災を有効に感知し、かつ、消火することができるよう、次により設けること。

(1) 放水部の設置

ア 放水区域は、警戒区域を包含するよう設けること。◆

イ 放水区域は、高天井部分の床面を放水部の放水により有効に包含し、かつ、当該部分の火災を有効に消火できるように設けること。◆

ウ 放水部の周囲には、当該放水部による散水の障害となるような物品等が設けられ又は置かれていないこと。◆

エ 固定式ヘッドは、次により設けること。

(ア) 一の放水区域は、その面積が 100m^2 以上となるように設けること。ただし、高天井の部分の面積が 200m^2 未満である場合には、一の放水区域の面積を 100m^2 未満とすることができる。◆

(イ) 一の高天井部分において、二以上の放水区域を設けるときは火災を有効に消火できるように隣接する放水区域が相互に 0.5m 以上重複すること。(図1)

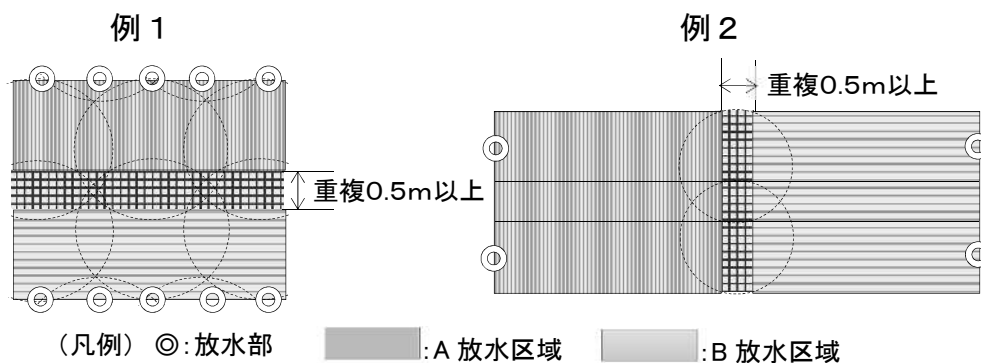


図1

(ウ) 放水区域は、一又は複数の固定式ヘッドの有効放水範囲に包含されるように設けること。◆

オ 可動式ヘッドは、次により設けること。

(ア) 可動式ヘッドの放水部を稼働させることにより放水範囲を変える場合の有効放水範囲は、相互に重複していること。

(イ) 可動式ヘッドの放水区域は、可動式ヘッドの有効放水範囲に包含されるように設けること。◆

カ 放水部と閉鎖型ヘッドが同一の耐火構造による防火区域内に設置される場合において閉鎖型ヘッドの火災感知に影響を及ぼす場合には、建基政令第126条の2第1項に規定される防煙壁で区切る等の措置を行うこと(図2-1)。

また、それぞれの部分に設置されたヘッドの放水区域等が相互に重複するよう設置すること(図2-2)。

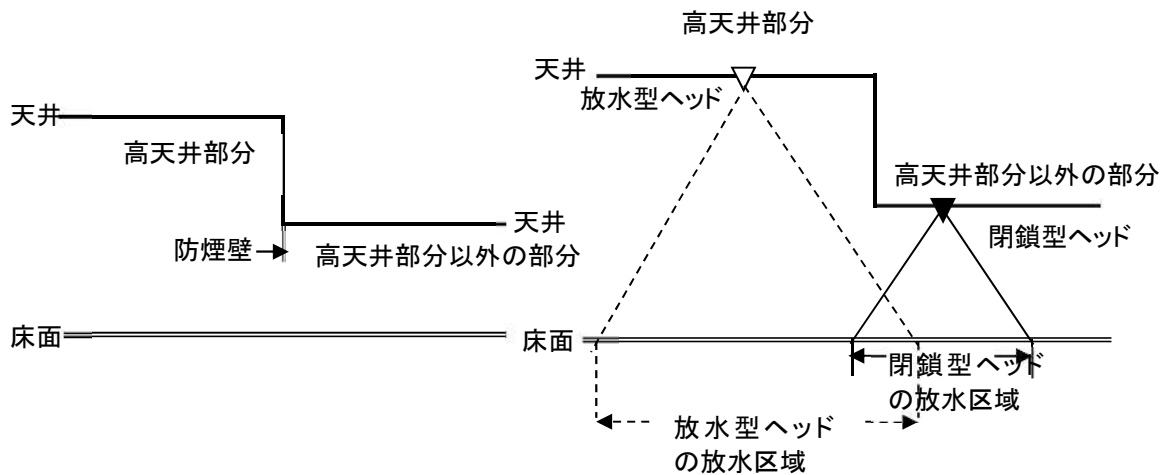


図 2 - 1

図 2 - 2

キ 展示、物品販売等の目的のため、間仕切り等を造った場合の高天井部分には、固定式の放水型スプリンクラー設備を設置すること。ただし、放水部を自動的に可動させ、かつ、自動又は人による操作で散水範囲を拡大させることができる可動式の放水型スプリンクラー設備を設置する場合には、この限りでない。

(2) 感知部の設置

放水型ヘッド等の感知部は、次により設けること。ただし、自動火災報知設備の感知器により、火災を有効に感知し、かつ、警戒区域内の感知器の火災信号と連動して当該警戒区域に対応する放水区域に設置されている放水部から放水ができる機能を有する場合にあっては、感知器を設けないことができる。

ア 警戒区域は高天井部分の床面の火災を有効に感知できるように設けること。◆

イ 隣接する警戒区域は、相互に重複するように設けること。◆

ウ 感知部は、当該感知部の種別に応じ、火災を有効に感知できるように設けること。◆

エ 感知部は、感知障害が生じないように設けること。◆

オ 感知部として走査型を設置する場合は、次によること。◆

(ア) 個々の検出器の取り付け高さにおける監視視野が監視すべき警戒区域を包含すること。

(イ) 初期の監視状態から作動し、一連の監視状態において初期の監視状態に復するまでの時間は、60秒以内となるように設けること。

カ 感知部として煙感知器又は熱感知器を設置する場合には、次によること。

(ア) 高天井部分は、一の放水区域とすること。

(イ) 高天井部分と他の部分は、耐火構造による防火区画がされていること。

(ウ) 放水区域が一の警戒区域を包含すること。

キ 展示、物品販売等の目的のため、間仕切り等を行って使用する高天井部分の感知器は、有効に警戒できるよう天井部分等に設けること。ただし、感知部を複数設置することにより、有効に警戒できる場合には、この限りでない。

12 感知部及び放水部の連動等

感知部及び放水部の連動等は、次によること。

- (1) 感知部が火災を感知した旨の信号を発した場合には、火災が発生した警戒区域を受信部に表示するとともに、当該警戒区域に対応する放水区域に放水を自動的に開始することができるものであること。◆
- (2) 自動火災報知設備と連動するものにあつては、当該自動火災報知設備からの火災信号を受信した場合に火災が発生した警戒区域を受信部に表示するとともに、当該警戒区域に対応する放水区域に放水を自動的に開始することができるものであること。◆
- (3) 放水区域の選択及び放水操作は、手動でも行えること。◆
- (4) 複数の警戒区域において火災を検出した場合の放水区域の優先順位は、最初に火災を検出した放水区域を第一優先とすること。

13 制御部

制御部は、次によること。

(1) 設置場所

制御部は、火災による影響、振動、衝撃又は腐食のおそれのない場所で、かつ、容易に点検ができる場所に設置すること。

- (2) 一の高天井部分において、二以上の放水区域を有する放水型スプリンクラー設備の起動は、放水区域の選択ができ、後操作優先方式であること。

(3) 制御部の起動

ア 自動起動による場合

- (ア) 制御部の起動は、感知部の作動と連動して自動的に起動するもの（以下本基準において「自動起動」という。）とするもの

なお、自動起動状態であっても手動により起動するものとする。

- (イ) 自動起動時における起動時間は、感知部からの火災信号を受けて制御部が一斉開放弁を起動するまでの時間が3分以内であること。

なお、自動火災報知設備の感知器からの火災信号を制御部に受ける場合は、当該設備の感知器が作動した時点から3分以内とすること。

イ 手動起動による場合

- (ア) 放水操作を手動で行うこと（以下本基準において「手動起動」という。）ができるものは、次のいずれかに該当する場合であること。

- a 当該防火対象物の防災要員により、当該高天井の部分における火災の監視及び現場確認並びに速やかな火災初期対応を行うことができる場合
- b 当該高天井の部分の利用形態により、非火災報が発生しやすい場所
- c 当該高天井の部分の構造、利用形態、管理方法状況に応じ、放水操作を手

動で行うことが適当と判断される場合

- (イ) 手動起動で行うものは、放水するための直接操作（放水ボタンを押す等）であり、放水区域の選択及び放水ヘッド等が当該放水区域に放水できるように、作動（可動式ヘッドに限る。）は自動的に行われるとともに、可動式ヘッドを微調整し、火災発生場所に的確に放水できるような操作が可能であり、また、次のすべてに適合すること。
- a 高天井部分には、火災時に優先して監視できる監視カメラが設置され、防災センター等で火災が容易に確認できること。ただし、防災センター等において高天井部分の内部が容易に確認できる場合はこの限りでない。
 - b aの監視カメラの非常電源及び操作回路は、次によること。
 - (a) 非常電源は、第5章第3非常電源6を準用すること。
 - (b) 操作回路は、省令第12条第1項第5号の規定を準用すること。
 - c 防災センター等に設けられた起動操作部（以下本基準において「遠隔起動操作部」という。）が設置されている箇所において相互に連絡できるインターホン等の装置が設けられていること。ただし、aのただし書による場合は、この限りでない。
 - d 防災センター等に設けられた遠隔起動操作部により放水型スプリンクラー設備の起動ができ、また操作が容易にできるものであること。
 - e 防災センター等から現地起動操作部までの到達時間を次により算出し、おおむね3分以内であること。
 - (a) 廊下にあつては、歩行距離を2m/sで除した時間
 - (b) 階段にあつては、登（降）段高さを0.25m/sで除した時間
 - (c) エレベーターにあつては、昇降高さを当該機器の定格速度で除した時間
 - (d) エスカレーターにあつては、昇降距離を当該機器の定格速度で除した時間
 - f 操作者には、当該装置について習熟した者が常時確保できること。
 - g 手動起動時における管理、操作等のマニュアルが作成され、防災センター等において保管されていること。

14 起動操作部

起動操作部は、省令第14条第2項第1号の規定によるほか、次のよること。

- (1) 手動起動は、現地起動操作部及び遠隔起動操作部によること。
- (2) 起動操作部の操作を行う部分は、床面からの高さが0.8m（いすに座って操作するものは0.6m）以上1.5m以下の箇所に設置すること。
- (3) 現地起動操作部は、次によること。
 - ア 高天井部分ごとに設けること。
 - イ 現地起動操作部は、高天井部分の出入口付近に設けること。
 なお、可動式ヘッドが複数設置される場合には、各可動式ヘッドで警戒されて

いる場所が容易に視認でき、操作しやすい場所に設置すること。

ウ 現地起動操作部又はその直近の箇所（現地起動操作部ボックスの扉の裏面を含む。）には、放水区域、取扱い方法等を表示すること。

エ 現地起動操作部は、火災の発生した高天井部分を通過することなく到達でき、かつ、放水部からの放水による影響を受けない場所に設けること。

オ 現地起動操作部には、みだりに操作されないよう、いたずら防止の措置を講じること。

(4) 遠隔起動操作部は、防災センター等に設置するものとし、点検及び操作が容易にできるものであること。

(5) 手動起動と自動起動の切替えは、みだりに操作できない構造とすること。

(6) 放水停止の操作は、現地起動操作部、遠隔起動操作部、一斉開放弁等のいずれか及び制御弁において行えるものであること。

(7) 起動操作部が設置される場所には、手動起動と自動起動の状態が容易に確認できる表示及び火災時に操作すべき起動操作部が容易に判別できる表示を設けること。

15 制御弁

制御弁は、省令第14条第1項第3号ロ及びハの規定によるほか、高天井部分ごと又は放水区域ごとに床面からの高さが1.5m以下の箇所に設けること。

16 性能試験配管

性能試験配管は、一斉開放弁等の二次側配管部分に当該放水区域に放水することなく自動警報装置及び一斉開放弁等の作動を確認するための試験配管を次により設けること。

(1) 放水区域ごとに設けること。

(2) 止水弁、試験弁及び排水管で構成されていること（図3-1～図3-3）。

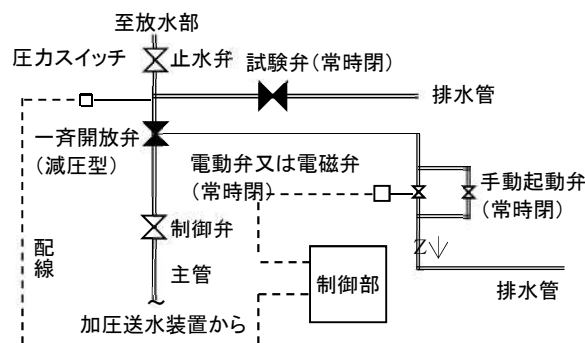


図3-1 一斉開放弁（減圧型）廻りの配管図例

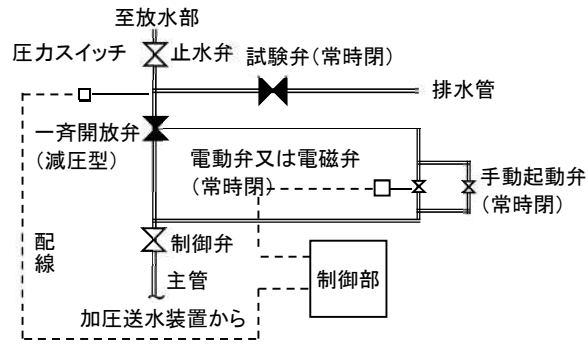


図 3 - 2 一斉開放弁（加圧型）廻りの配管図例

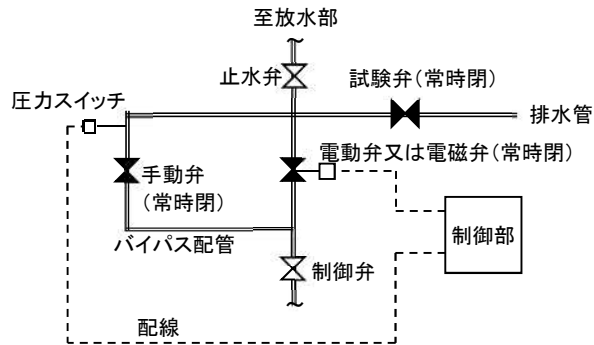


図 3 - 3 電動弁又は電磁弁廻りの配管図例

別記 2 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置・維持基準

1 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の類型

特定施設水道連結型スプリンクラー設備は、直結式（スプリンクラーヘッドを含め全体が水道法（昭和32年法律第177号）の適用を受けるもの）、又は受水槽方式（受水槽に吐水空間を設けた場合は、受水槽から二次側は建築基準法（昭和25年法律第201号）の適用を受けるもの）に区分され、類型としては、次に示すようなものをいう。

	方式	No.	図
直結式	直結直圧式	1	<p>※水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認のため給水栓等を設置</p> <p>※一般の給水とスプリンクラーを系統分ける方法</p>
	直送式	2	<p>※水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認のため給水栓等を設置</p> <p>※一般の給水とスプリンクラーを系統分ける方法</p>
直結増圧式	高架水槽式	3	<p>※水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認のため給水栓等を設置</p>

方式	No.	図
高架水槽式	4	<p>※水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認のため給水栓等を設置</p> <p>高架水槽</p> <p>SPヘッド</p> <p>給水栓等</p> <p>増圧給水装置(ブースター)</p> <p>水道メーター</p> <p>道路</p> <p>止水栓</p> <p>配水管</p>
圧力水槽式	5	<p>※水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認のため給水栓等を設置</p> <p>圧力水槽</p> <p>SPヘッド</p> <p>給水栓等</p> <p>増圧給水装置(ブースター)</p> <p>水道メーター</p> <p>道路</p> <p>止水栓</p> <p>配水管</p>
受水槽式	6	<p>※水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認のため給水栓等を設置</p> <p>SPヘッド</p> <p>給水栓等</p> <p>増圧給水装置(ブースター)</p> <p>水道メーター</p> <p>道路</p> <p>止水栓</p> <p>配水管</p>
直結・受水槽補助水槽併用式	7	<p>※スプリンクラー設備としての放水確認のため弁等を設置</p> <p>補助水槽</p> <p>給水栓等</p> <p>SPヘッド</p> <p>加圧送水装置</p> <p>水道メーター</p> <p>道路</p> <p>止水栓</p> <p>配水管</p> <p>※水源として必要な水量は、給水管からの流水に補助水槽の容量を加えることで確保</p>

※ 増圧給水装置（ブースター）……消防法令に規定されている加圧送水装置に該当

しないもの

※ 加圧送水装置……消防法令に規定されている加圧送水装置に該当するもの

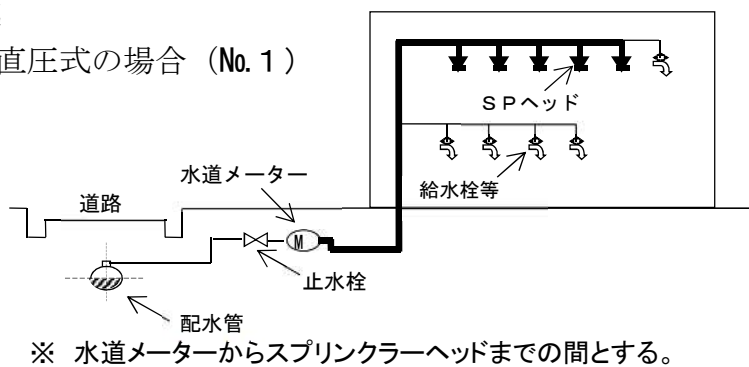
2 特定施設水道連結型スプリンクラー設備を構成する配管系等の範囲

(1) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備を構成する配管系統の範囲は、水源（必要水量を貯留するための施設を設けないものにあつては、水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管）からスプリンクラーヘッドまでの部分であること。ただし、配水管が水源であり、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第12条の2第2号に掲げる水道メーターが設置されている場合にあつては、水源から水道メーターまでの部分を除く。

(2) 消防法令の適用範囲

ア 直結式

(ア) 直結直圧式の場合 (No. 1)



(注) 神奈川県企業局（以下「企業局」という。）が審査、指導及び検査（以下「審査等」という。）の対象となる範囲は、給水管及び末端の給水栓、スプリンクラーのヘッドまでのすべてが対象となる。

(イ) 直結増圧式の場合

a 直送式 (No. 2)

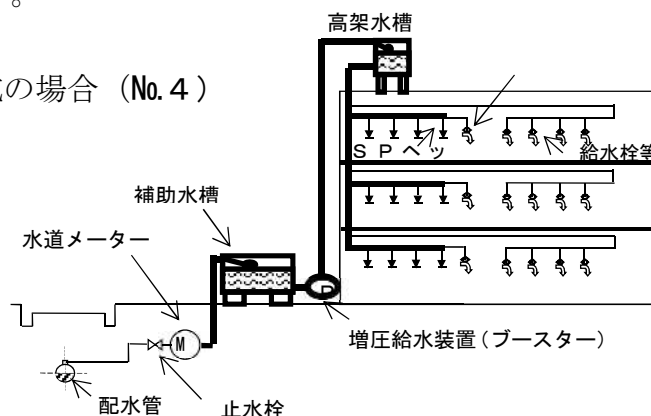
企業局では給水方式としては認めているが、基本的にこの方式によるスプリンクラー設備の設置を認めていない。

b 高架水槽式 (No. 3)

企業局では給水方式としては認めていない。従前、この方式であったものも、すべて改修されているため、この方式でのスプリンクラー設備の設置はあり得ない。

イ 受水槽式

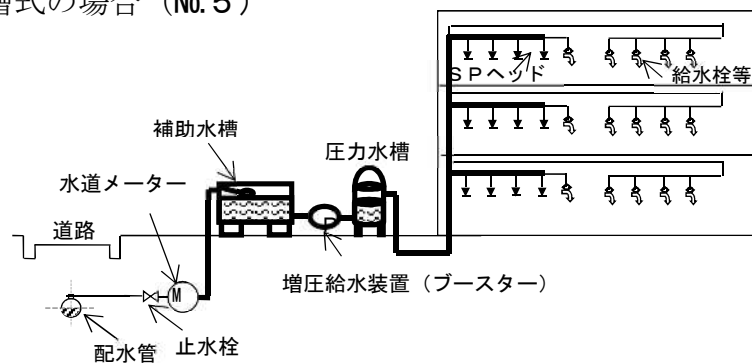
(ア) 高架水槽式の場合 (No. 4)



※ 水道メーターからスプリンクラーヘッドまでの間とする。ただし、高架水槽が省令第13条の6に規定されている特定施設水道連結型スプリンクラー設備に必要な水量以上を確保している場合は、高架水槽を水源とすることができることから、高架水槽からスプリンクラーヘッドまでの間とする。

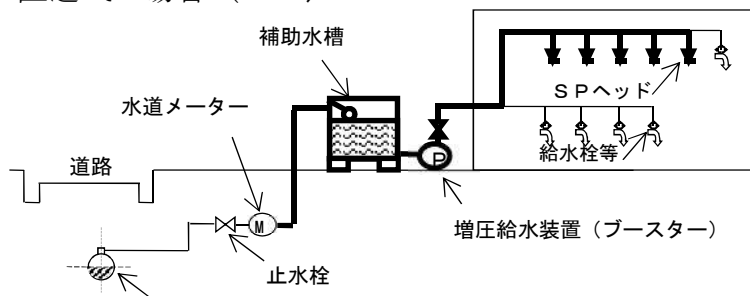
(注) 企業局では、受水槽の吐水口及び受水槽の材質、容量の確認までが審査等の対象となる。それ以降の増圧給水装置（ブースター）から先については、直接規制の対象とならないが、図面等資料の提出は必要となる。
以下、b及びcも同様。

(イ) 圧力水槽式の場合 (No. 5)



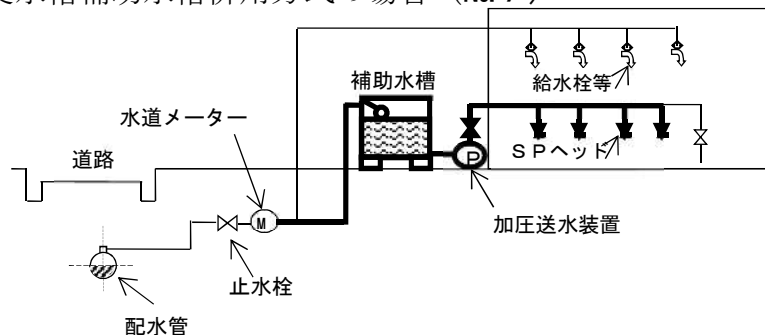
※ 水道メーターからスプリンクラーヘッドまでの間とする。ただし、補助水槽が省令第13条の6に規定されている特定施設水道連結型スプリンクラー設備に必要な水量以上を確保している場合は、補助水槽を水源とすることができることから、補助水槽からスプリンクラーヘッドまでの間とする。

(ウ) ポンプ直送式の場合 (No. 6)



※ 水道メーターからスプリンクラーヘッドまでの間とする。ただし、補助水槽が省令第13条の6に規定されている特定施設水道連結型スプリンクラー設備に必要な水量以上を確保している場合は、補助水槽を水源とすることができることから、補助水槽からスプリンクラーヘッドまでの間とする。

(エ) 直結・受水槽補助水槽併用方式の場合 (No. 7)



※ 水道メーターからスプリンクラーヘッドまでの間とする。ただし、補助水槽が省令第13条の6に規定されている特定施設水道連結型スプリンクラー設備に必要な水量以上を確保している場合は、補助水槽を水源とすることができることから、補助水槽からスプリンクラー

ーヘッドまでの間とする。

(注) 企業局では、消防設備用補助水槽及びそれ以降の部分は、基本的に規制の対象とならないが、図面等資料の提出は必要となる。

個別の状況により、企業局の審査等が必要な場合があるため、管轄する水道営業所と相談するよう指導すること。

3 水源

水源は、政令第12条第2項第4号並びに省令第13条の6第1項第2号及び第4号の規定によるほか、次によること。

- (1) 省令第13条の6第1項第2号、第4号（省令第13条の6第2項第2号、第4号に同じ。）に規定する「壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料以外でした場合」の壁にあつては、腰壁を含み内装制限の対象とすること。◆

なお、次に掲げる部分については、内装制限の対象としないこと。◆

ア 押入れ、物入れ（人が内部に入って収納作業を行うものを除く。）

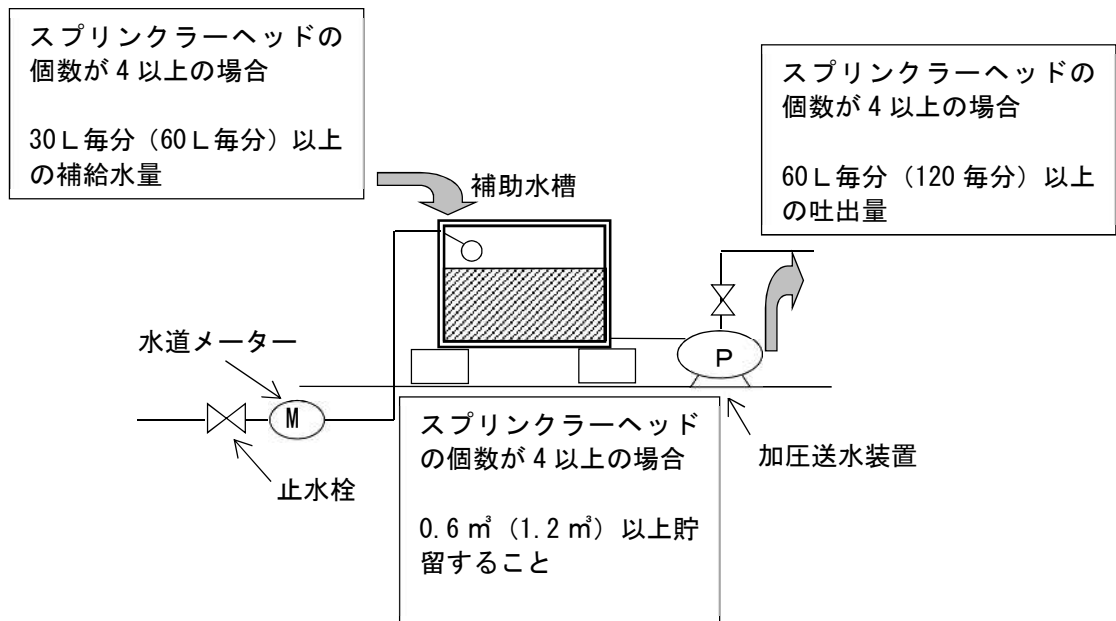
イ 便所

ウ 浴室で、内部に風呂釜、湯沸し器等出火源となるものを設置していないもの

- (2) 政令別表第1（16）項イに掲げる防火対象物で、政令第9条の規定の適用を受け別の防火対象物とみなされるものにあつては、政令別表第1（6）項イ及び（6）項ロの用途に供する部分を内装制限の対象とすること（4に同じ。）。◆

- (3) 類型No.7の直結・受水槽補助水槽併用方式の特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、加圧送水装置の補助水槽の水量と配水管から供給される水量を合わせた水量が、省令第13条の6第1項第2号及び第4号に規定する水量並びに同条第2項第2号及び第4号に規定する放水量を得られるように、確保すれば足りるものであること。この場合において、補助水槽には、省令第13条の6第1項第2号及び第4号に規定する水量の2分の1以上貯留すること。

なお、補助水槽が減水してから、配水管から補給される水量を併せた水量が、20分間にわたり、確保されていることを確認すること。



補助水槽に規定水量の1/2として貯留できる場合の例

- (4) 補助水槽は、原則として鋼板又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること。
 なお、次の4 (2) の場合には、ガラス繊維強化ポリエステル製等のもの（以下第4において「FRP製」という。）にできる。

4 加圧送水装置等

加圧送水装置等は、政令第12条第2項第6号並びに省令第13条の6第2項第2号、第4号、省令第14条第1項第5号、第8号及び第11号の2の規定によるほか、次による。

- (1) 常用の給水装置において増圧のために用いられている増圧給水装置（ブースターポンプ）は、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の加圧送水装置として、消防法令の適用を受けないものであること。ただし、常用水道を使用する場合は作動せず、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の作動時のみ作動する増圧給水装置（ブースターポンプ）を除くものとする。
- (2) 設置場所
 加圧送水装置等（制御盤を除く。）は、不燃専用室（不燃材料で区画された機械換気設備の機械室、ポンプ室等で、火災の発生のおそれのある設備又は機器等が設置されていないものをいう。）若しくは不燃材料で有効に遮蔽されている場所に設置すること。
 なお、消防法令の適用を受けない増圧給水装置（ブースターポンプ）にあっても同様に設置することが望ましい。
- (3) 加圧送水装置及び付属装置

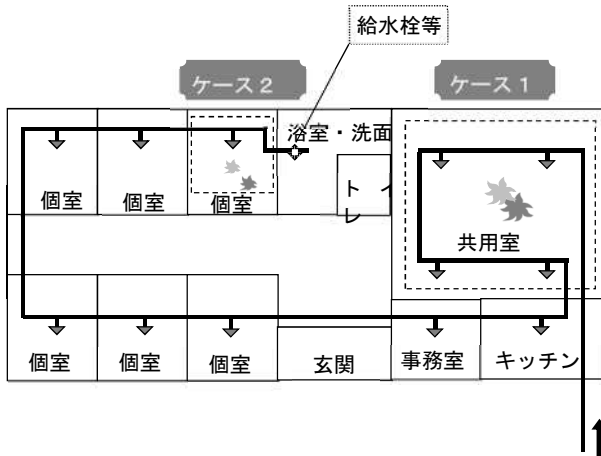
ポンプを用いる加圧送水装置及び付属装置は、次によること。

なお、消防法令の適用を受けない増圧給水装置（ブースターポンプ）にあっても同様とすること。

ア ポンプの吐出量

最大の放水区域は、スプリンクラーヘッドが4（4以下の場合には当該設置個数）以上設置されている居室を最大の放水区域として設定した量とすること。なお、末端の放水区域に設けられるスプリンクラーヘッドにおいても必要量が確保されていること。

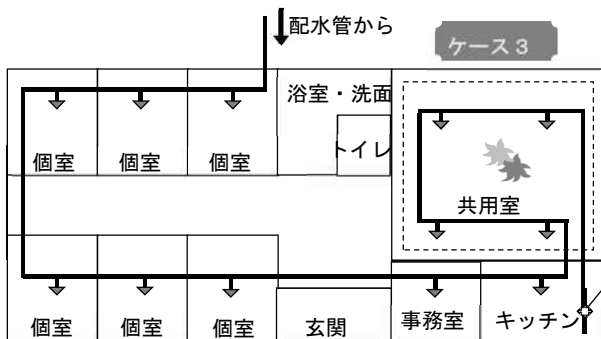
最大の放水区域の考え方



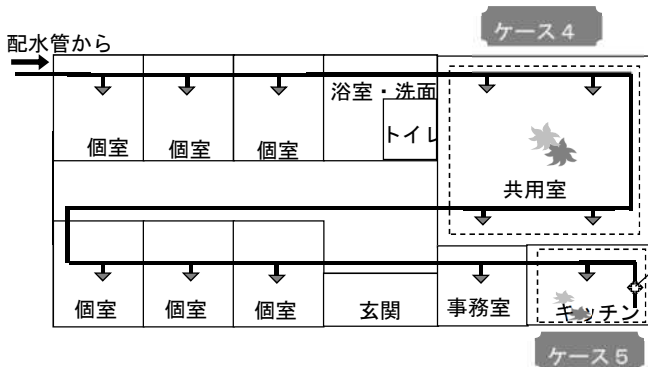
※ ケース1（共用室で4つのヘッドを設置する場合）又は ケース2（水源から最も遠い個室で1つのヘッドを設置する場合）



ケース1 と ケース2 の場合を計算し、最も圧力が必要となる場合に有効に放水する性能を求めること



※ ケース3（共用室で4つのヘッドを設置する場合）の場合を計算し、有効に放水する性能を求めること



※ ケース4（共用室で4つのヘッドを設置する場合）又は ケース5（水源から最も遠いキッチンで1つのヘッドを設置する場合）



ケース4 と ケース5 の場合を計算し、最も圧力が必要となる場合に有効に放水する性能を求めること

イ ポンプの全揚程

ポンプの必要全揚程の算定は、次によること。

(ア) 摩擦損失計算は、最大の放水区域のいずれかの部分においても、ヘッド1個あたり150/min（壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを準不燃材料以外でした場合にあつては、300/min）の水量が流れるものとする。

なお、末端の放水区域に設けられるスプリンクラーヘッドにおいても必要な揚程が確保されていること。

(イ) 配管の摩擦損失計算は、消防法令ではハーゼン・ウィリアムズの式、水道法令ではウェストンの式とされているため、原則として、2通りの計算が必要となるが、両者ともほぼ同様の結果が得られることから、ウェストンの式の計算でも差し支えないものであること。

ウ ポンプの設計

ポンプの設計にあたっては、他の給水用具（水栓等）を閉栓した状態での作動を想定すること。

(4) 制御盤

加圧送水装置に用いる制御盤は、次表により設置することが望ましい。

なお、消防法令の適用を受けない増圧給水装置（ブースターポンプ）に用いる制御盤にあつても同様とする。

制御盤の区分	設置場所
第1種制御盤	特に制限なし
第2種制御盤	不燃室
その他	不燃室（電気室、機械室、中央管理室、ポンプ専用室その他これらに類する室に限る）

(注) 不燃室とは、不燃材料で作られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては屋根）で区画され、かつ、窓及び出入り口に防火戸（建築基準法第2条第9号の口に規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）を設けた室をいう。

5 配管等

配管は、省令第14条第1項第10号の規定によるほか、次によること。

(1) 配管、管継手及びバルブ類

配管、管継手及びバルブ類は、次によること。

ア 「特定施設水道連結型スプリンクラー設備に用いる配管、管継手及びバルブ類の基準」（平成20年消防庁告示第27号。以下「配管等告示」という。）第1号から第3号までにおいて、準用する規則第12条第1項第6号ニ、ホ及びトに掲げる日本産業規格に適合する配管等に、ライニング処理等をしたものについては、当該規格に適合する配管等と同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして取り扱うことで差し支えないこと。

特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類の基準
(平成 20 年 12 月 26 日消防庁告示第 27 号)

特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類の基準は、次のとおりとする。

- 1 配管は、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）第 12 条第 1 項第 6 号ニの規定に準じて設けること。
- 2 管継手は、規則第 12 条第 1 項第 6 号ホの規定に準じて設けること。この場合において、同号ホ（イ）中「管又はバルブ類を接続するものの当該接続部分にあつては、金属製であつて、かつ」とあるのは「管継手は」と、同号ホ（ロ）中「管を接続するものの当該接続部分にあつては、合成樹脂製であつて、かつ」とあるのは「管継手は」と読み替えるものとする。
- 3 バルブ類は、規則第 12 条第 1 項第 6 号トの規定に準じて設けること。
- 4 前 3 号の規定にかかわらず、配管、管継手及びバルブ類であつて、火災時に熱を受けるおそれがある部分に設けられるもの以外のものにあつては、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 16 条に規定する基準によることができる。

附 則

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

イ 壁又は天井（内装仕上げを難燃材料でしたものに限る。）の裏面に設けられている配管、管継手及びバルブ類については、配管等告示第 4 号に規定する「火災時に熱を受けるおそれがある部分に設けるもの」には該当しないものであること。



ウ 「金属製管継手及びバルブ類の基準」（平成 20 年消防庁告示第 31 号）第 3 第 3 号に規定する標準耐熱性試験については、準不燃材料で造られた区画、間仕切り、天井等や、配管等に巻かれた 50mm 以上の厚みのロックウールによる被覆等により、火災時の炎及び熱から有効に保護されている場合は、「火災時に熱による著しい損傷を受けるおそれがある部分」には該当しないものであること。

エ 水道法の適用を受ける配管、管継ぎ手、バルブ、スプリンクラーヘッド等の水に接する材料は、水道法第 16 条に規定する構造材質基準に適合していること。

水道法第 16 条に規定する配管の例

配 管 の 種 類	規 格
水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116 (VA、VD)
水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管	JWWA K 132 (PA、PD)
水道用耐熱硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140
フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管	WSP 011
フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管	WSP 054
水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116 (VB)
水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管	JWWA K 132 (PB)

〔規格の記号等〕 JWWA＝日本水道協会、WSP＝日本水道鋼管協会規格
VA、PA＝外：一次防錆塗装、内：硬質塩化ビニル、ポリエチレン
VB、PB＝外：亜鉛メッキ、内：硬質塩化ビニル、ポリエチレン
PB＝外：亜鉛メッキ、内：ポリエチレン

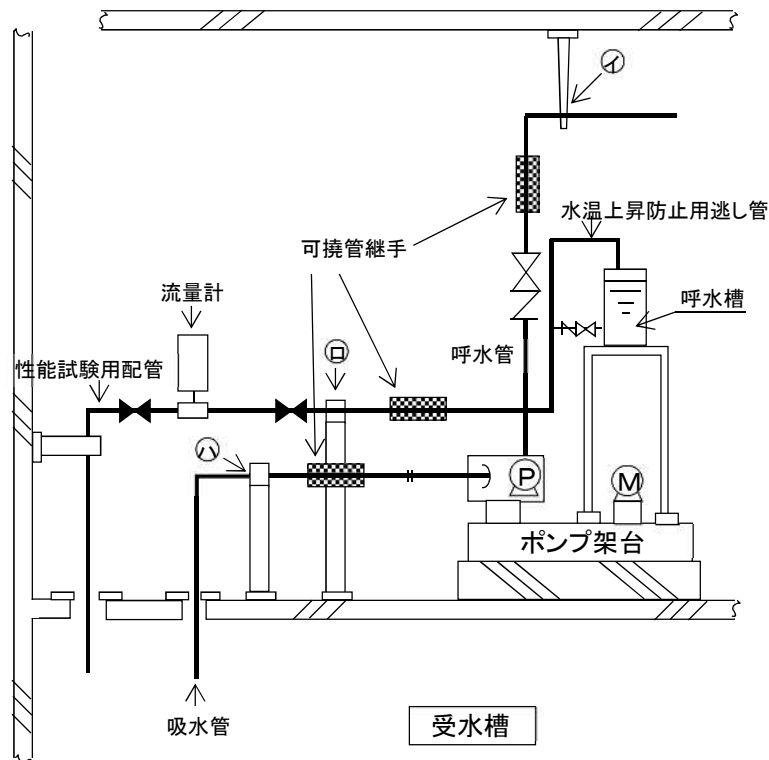
(2) 配管の耐震措置◆

ア ポンプ（消防法令の適用を受ける加圧送水装置であって、コンクリート等の固定床に直接設置されるものに限る。以下同じ。）の周辺配管には、可撓管継手を次により設けること。

(ア) 可撓管継手は、可撓管継手の基準に適合するものであること。

なお、（一財）日本消防設備安全センターの評定を受けたものについては、当該基準に適合するものとして取り扱って差し支えないこと。

(イ) 可撓管継手は、ポンプの一次側及び二次側に設けるとともに、その二次側配管（吸水管に設けるものにあつては、一次側配管）を建築物の床等に支持させて固定すること。ただし、呼水管及び水温上昇防止用逃し管で、ポンプと同一の架台に設置されるもの並びに吸水管及び性能試験用配管でポンプの震動に追従して可動するものにあつては、可撓管継手を設けないことができる。



※ ㊦、㊧ 及び ㊨ : 支持金具等により建築物に固定する。
 ※放水圧力調整用の配管を設置する場合は、性能試験用配管の設置方法に準じて措置すること。

イ 立ち上り管は、地震による管軸直角方向の過大な変形を抑制し、かつ、建築物の層間変位に追従するよう支持を行うこと。

ウ 横引き管は、地震による管軸直角方向の過大な変位を抑制するよう支持を行うこと。

エ 吸水管の位置が水槽壁面に近接する場合は、震動によりフート弁が壁面に接触

することのないよう支持を行うこと。

オ 建築物のエキスパンションジョイント部分を通過する配管は、フレキシブル管を用いるなど可撓性を有するものとする。

(3) 配管の凍結防止措置

消防法令の適用を受ける配管（加圧送水装置を含む。）のうち、その設置場所によって凍結のおそれがあるものについては、凍結防止措置講じること。

(4) 配管の腐食防止措置

消防法令の適用を受ける配管のうち、地中に埋設される部分については、有効な腐食防止措置講じること。

(5) 配管、管継手及びバルブ類の口径

加圧送水装置及び増圧給水装置（ブースターポンプ）を用いない直結直圧式の特定施設水道連結型スプリンクラー設備の配管、管継手及びバルブ類の口径については、年間最小動水圧が0.25MPa以上の区域は、設計水圧を0.25MPa、0.25MPaに満たない区域は、年間最小動水圧とし、省令第13条の6第2項第2号及び第4号に規定されている性能で有効に放水することができる口径とすること。

なお、この場合、配管の摩擦損失計算は、4（3）イ（イ）の例によること。

6 送水口

送水口は、政令第12条第2項第7号によること。◆

7 制御弁

制御弁は、省令第14条第1項第3号によること。◆

8 自動警報装置

自動警報装置は、省令第14条第1項第4号及び4号の2の規定による。◆

9 末端試験弁

末端試験弁は、省令第14条第1項第5号の2の規定によるほか、次によること。

(1) 試験弁

省令第14条第1項第5号の2に規定する「放水圧力及び放水量を測定することができるもの」については、放水圧力等の測定装置を必ずしも配管の末端に設ける必要はないこと。ただし、この場合において、末端における放水圧力及び放水量を計算により求めることとし、所要の放水圧力及び放水量が満たされていることを次により、確認すること。◆

ア 放水圧力及び放水量を測定できる試験弁を設けること。

- イ 試験弁の一次側には圧力計が、二次側には水道連結ヘッドと同等の放水性能を有するオリフィス等の試験用放水口が取り付けられるものであること。
- ウ 試験弁にはその直近の見やすい箇所に試験弁である旨及び当該部分で必要となる放水圧力を表示した標識を設けること。
- エ 試験弁は容易に操作が行える場所に設けること。

(2) 機器

試験弁の二次側には排水用配管を設けること。ただし、容易に排水できる場合はこの限りでない。

(3) 放水性能線図

試験弁の直近には、試験用放水口の放水性能線図を備えること

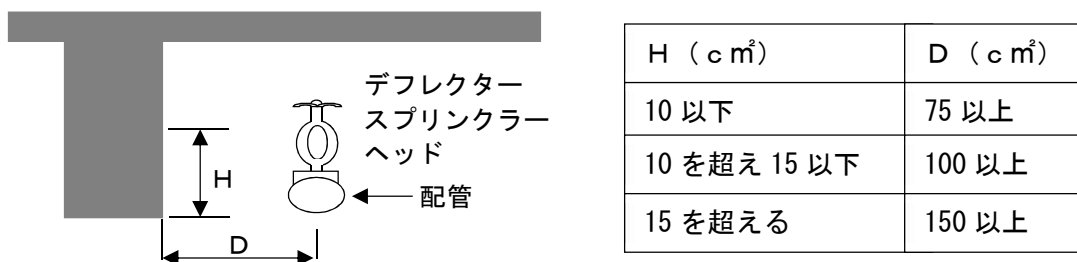
10 ヘッドの設置方法

ヘッドは、政令第12条第2項第2号ハ並びに省令第13条第2項、省令第13条の2第4項第1号、省令第13条の3第2項、省令第13条の4第3項及び省令第13条の5第1項及び第2項の規定によるほか、次により設けること。

この場合において、省令第13条第3項第6号に規定する場所は、直接外気に開放されている面からおおむね5m未満の部分が該当するものとする。◆

(1) 設置位置

ア ヘッドの水平方向（傾斜した天井等に取り付ける場合にあっては、横方向）に散水障害となるものがあり、当該散水障害となるものの下端以上の位置に取り付ける場合にあっては、当該ヘッドのデフレクターの位置が次の表に適合するように設けること。ただし、当該ヘッドの放水圧力における散水形状から判断し、散水障害とならないと認められる場合又は散水障害を受ける部分に別個にヘッドを設置する場合は、この限りでない。



H：散水障害となるものの下端から、ヘッドのデフレクターまでの垂直距離
D：散水障害となるものの側面からスプリンクラーヘッドの中心までの水平距離

イ パーテーション等の簡易間仕切りの上部は、ヘッドとの間に垂直距離60cm以上の間隔を持たせること。ただし、散水障害を受けるおそれのある部分に別個にヘッドを設置する場合は、この限りでない。

ウ 小区画ヘッドを同一の居室等に2以上設置する場合は、ヘッド相互の設置間隔が3m以下とならないように設けること。ただし、当該ヘッドの放水圧力における散水形状から判断し、隣接するヘッドの感熱部を濡らすおそれがないと認めら

れる場合又は遮水のためのたれ壁などを設けた場合は、この限りでない。

エ 常時開放式の防火設備の付近にヘッドを設ける場合は、当該防火設備と接触するおそれのない位置に設けること。

オ ヘッドは、換気口等の空気吹出し口から1.5m以上離れた位置に設けること。

ただし、当該換気口等の吹出し方向が、火災の感知に障害とならないように固定されている場合は、この限りでない。

(2) 種別の異なるヘッドの設置

閉鎖型ヘッドのうち感度の種別及び放水量が異なるヘッドは、同一区画（壁等で区画された部分をいう。）内に設置しないこと。

(3) ヘッドを要さない収納設備

省令第13条第3項第9号の2の収納設備は、押入れ、物入れ、納戸、リネン庫、クローゼット等（人が内部に入って収納作業を行うものを除く。）が該当するものであること。◆

11 非常電源

非常電源は、政令第12条第2項第7号による。◆

12 電源

電源は、次により設けることが望ましいこと。

(1) 電源は、他の電源回路から分岐させずにとるとともに、他の電源回路の開閉器又は遮断器によって遮断されないこと。

(2) 開閉器には、次により特定施設水道連結型スプリンクラー設備である旨の表示をすること。

表示基準	色		大きさ	設置場所
	地	文字		
水道連結SP用	白	赤	文字の鮮明度を損なわない範囲	当該開閉器の直近の見やすい位置

(3) 開閉器からポンプ制御盤までの配線は、省令第12条第1項第5号の規定の例によること。

13 特定施設水道連結型スプリンクラー設備（乾式）について

(1) 湿式方式の特定施設水道連結型スプリンクラー設備と同等の抑制効果を有しているものとして、日本消防検定協会において品質評価されたものを使用すること。

(2) 設置にあたっては、性能品質評価の適用範囲を遵守すること。

(3) 当該設備の有効性を確保するために、電動弁制御盤等に停電時に電動弁を動作できる容量の予備電源等を設けることが望ましいと性能品質評価付帯事項に記載さ

れている場合は、これを設けること。

なお、この場合、政令第32条の規定の適用の際、消防用設備等特例適用申請は要しないものであること。

14 水道と連結していないスプリンクラー設備について

特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、政令第12条第2項第3号の2に規定されているとおり、当該スプリンクラー設備に使用する配管が水道の用に供する水管に連結されたものでなければならないが、水管と連結していないが、放水量や放水圧などが特定施設水道連結型スプリンクラー設備に求められる性能を満たしている場合については、政令第32条の規定を適用し、設置することができる。

なお、この場合は消防用設備等特例適用申請を要するものであること。

15 運用上の留意事項

(1) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち、水道法第3条第9項に規定する給水装置に直結する範囲（以下「水道直結式スプリンクラー設備」という。）については、水道法の適用等を受けることに鑑み、次により円滑な運用を図りたいこと。

ア 水道直結式スプリンクラー設備については、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条、及び給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）に定められた給水装置の構造及び材質の基準に適合する必要があること。また、空気又は水の停滞を防止するための措置を講ずるとともに、末端には給水装置の給水栓等を設けること。

イ 給水装置を分岐しようとする配管又は既存の給水能力の範囲内で水道直結式スプリンクラー設備を設置しようとする場合は、その設置にあたり、水道法第14条の規定に基づき水道事業者が定める供給規程の手続きに従い、水道事業者への工事申込み及び水道事業者から工事承認を受ける等の必要があること。

水道直結式スプリンクラー設備は正常な作動に必要な水圧、水量を得られるものであること。また、それが満たされない場合は、配水管から分岐する給水管口径を増径すること、水槽等による水源の確保や加圧送水装置を利用することや防火対象物の内装を火災予防上支障がないものとするなどにより、スプリンクラー設備の正常な作動に必要な水圧、水量を得られるようにすること。

ウ イの際に、配水管から分岐する給水管口径を増径する方法、水槽等による水源の確保や加圧送水装置を利用する方法による場合にあつては、事前に水道事業者を確認することが適当であること。

エ 水道法の規定により、水道事業者は災害その他やむを得ない事情がある場合等給水を停止することができるため、設置者及び防火管理者等に対し、給水が停止した場合の対応について、計画するよう指導すること。

オ 水道直結式スプリンクラー設備を設置する工事は、指定給水装置工事事業者等が施工することになるので、消防設備士は、指定給水装置工事事業者等に対し、消防設備として必要な事項を指示する必要がある旨を周知すること。

(2) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置・維持に当たっては、次により円滑な運用を図らねたいこと。

ア 設置者に対し、特定施設水道連結型スプリンクラー設備は水道法の給水装置に該当することがあるので、その設置に当たっては、あらかじめ水道事業者を確認を行うことが適当である旨を周知すること。

イ 水道事業者に対して、水道利用者から水道事業者への照会に備えて、消防設備としての水圧、水量の設計方法について情報提供すること。

ウ 防火管理者等に対し、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示するよう指導すること（記入例参照）。

(ア) 水道が断水のと看、配水管の水圧が低下したときなどは正常な効果が得られない場合があること。

(イ) 水栓からの通水状態に留意し、異常があった場合には、設置工事をしたものに連絡する旨の内容

(ウ) その他維持管理上必要な事項

(エ) 連絡先（給水装置及びスプリンクラー設備工事をした者）

16 既存防火対象物について

「特定施設水道連結型スプリンクラー設備等に係る当面の運用について（技術的助言）」（平成19年12月21日付け消防予第390号）により、設置されている既存防火対象物については、当該通知によることで差し支えない。

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の
維持管理上の必要事項及び連絡先

- 1 水道断水時や給水工事等による水圧低下時には、スプリンクラー設備が効果的な作動をしない場合があります。
- 2 他の給水栓等での著しい使用で、スプリンクラー設備の性能が十分発揮できない場合があります。
スプリンクラー設備作動時には、他の給水栓等を閉栓してください。
- 3 水栓からの通水の状態に留意し、異常があった場合、又は、スプリンクラー設備のヘッド等から漏水を発見した場合には、下記工事業者に連絡してください。
- 4 スプリンクラー設備ヘッドに物をぶつかけたり、ぶら下げたりしないでください。
万が一、外力が加わった場合は、ヘッドの交換をしてください。
- 5 消防法令等で定める法定点検を行ってください。

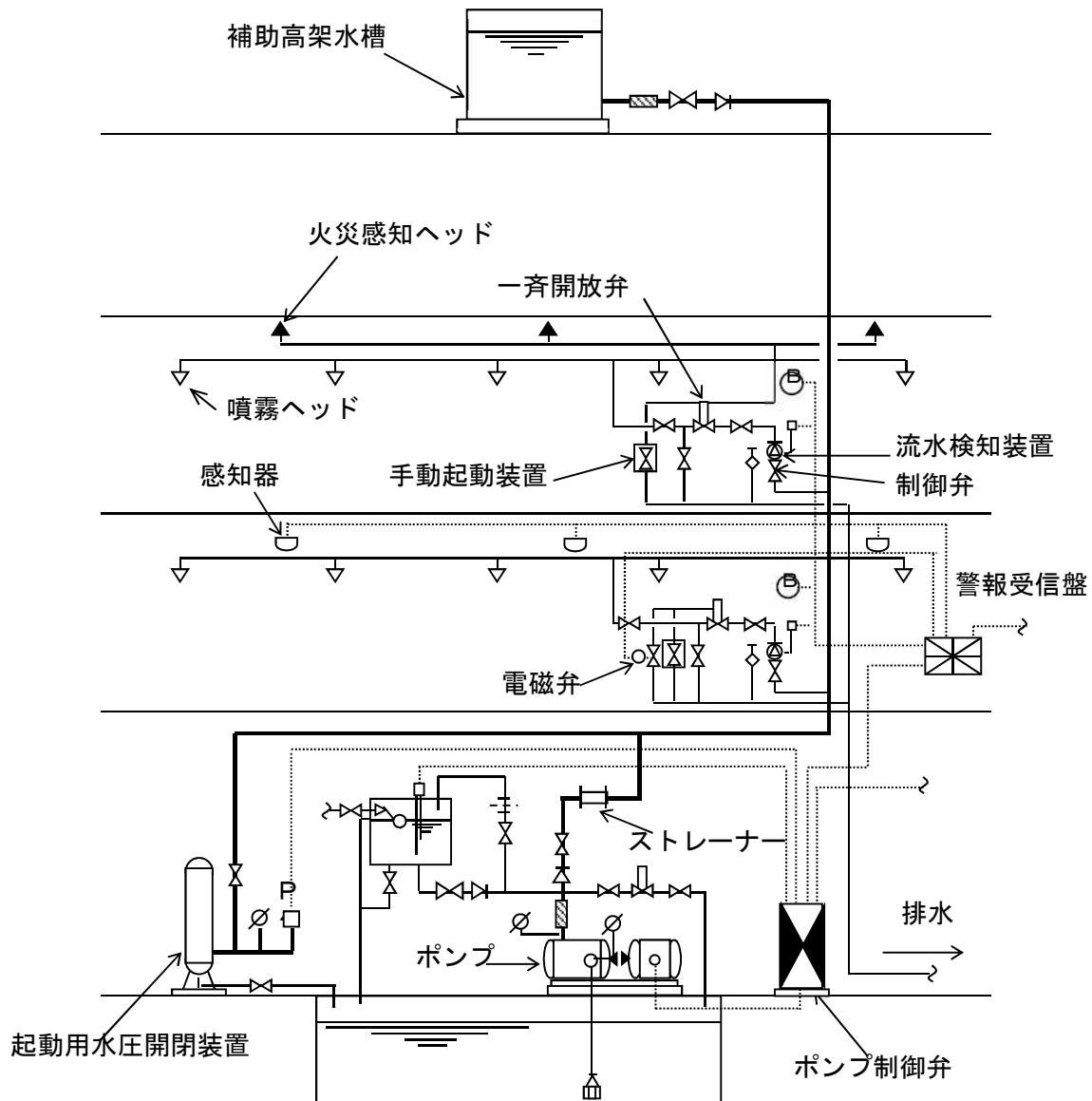
工 事 業 者

水道工事店	店 名	
	住 所	
	電 話	
	担当者	
スプリンクラー 設備工事店	店 名	
	住 所	
	電 話	
	担当者	

第5 水噴霧消火設備

1 設備の概要

設備構成は、塵埃により放水形状が変化するのを防ぐため、加圧送水装置の二次側にストレーナーを設けるほかは、開放式スプリンクラー設備と同じである。



2 水源

(1) 水量

次の量以上の量とする。◆

ア 指定可燃物を貯蔵又は取り扱うもの

(ア) 床面積 50 m²以下の場合

床面積 1 m²につき 10ℓ/min の割合で計算した量で、20 分間放射できる量以上の量

- (イ) 床面積 50 m²を超える場合
500ℓ/min の量で 20 分間放射できる量以上の量
- イ 道路の用に供される部分
道路区画面積が最大となる部分の床面積 1 m²につき 20ℓ/min の割合で計算した量で、20 分間放射できる量以上の量
- ウ 駐車のに供される部分
(ア) 床面積 50 m²以下の場合
床面積 1 m²につき 20ℓ/min の割合で計算した量で、20 分間放射できる量以上の量
- (イ) 床面積 50 m²を超える場合
1,000ℓ/min の量で 20 分間放射できる量以上の量
- (2) 有効水量の確保
第 5 章第 2 屋内消火栓設備に準用すること。

3 加圧送水装置

加圧送水装置は、屋内消火栓設備に準じて設けるほか、防護区画、道路区画面積又は区画面積等に設けられた各噴霧ヘッドから標準放射量（設計圧力で放射される水噴霧の量）で放射できるよう、次により設ける。

なお、道路の用に供される部分又は駐車のに供される部分に設置する加圧送水装置の水量は、次によること。◆

- (1) 道路の用に供される部分
- ア 道路区画面積による場合
道路の用に供される部分を、道路の長さが 10m 以上となるように区分した場合、区分ごとの道路の部分の面積（道路区画面積）のうち、最大となる部分に設けられたすべてのヘッドを同時に標準放射量で放射できる水量
- イ 道路区画面積の合計
隣接する 2 つの道路区画面積を合計した面積のうち、最大となるものに設けられたすべてのヘッドを同時に標準放射量で放射できる水量
- (2) 駐車のに供される部分
- ア 区画面積による場合
区画境界堤で区画された部分の面積にこれと接する車路の面積（車両が駐車する場所が、車路をはさんで両側にある場合は、車路の中央線までの面積とする。）を加えた面積（区画面積）のうち、最大となるものに設けられたすべてのヘッドを同時に標準放射量で放射できる水量
- イ 区画面積の合計
隣接する 2 つの区画面積を合計した面積のうち、最大となるものに設けられたすべてのヘッドを同時に標準放射量で放射できる水量
- (3) 水量
- ア 高架水槽方式
落差（取水口等の上端より噴霧ヘッドまでの垂直距離）は、次の式で求めた値以上とする。◆

$$H = h_1 + h_2$$

H : 落差 (m)
h₁ : 噴霧ヘッドの設計圧力換算水頭 (m)
h₂ : 配管の摩擦損失水頭 (m)

イ 圧力水槽方式

圧力は、次の式で求めた値以上とする。

$$P_0 = (P + 0.1) \frac{V}{V_0} - 0.1$$

P0: 圧力水槽のゲージ圧力 (MPa)

V : 水槽内の容積 (立法m)

V0: 加圧空気の占める体積 (m³)

$$P = P_1 + P_2 + P_3$$

P : 圧力 (MPa)

P1: 噴霧ヘッドの設計圧力 (MPa) P2: 配管の摩擦損失水頭圧 (MPa)

P3: 落差の換算水頭圧 (MPa)

ウ ポンプ方式

(ア) 揚程

全揚程は、次の式で求めた値以上とする。

$$H = h_1 + h_2 + h_3$$

H : 全揚程 (m)

h1: 噴霧ヘッドの設計圧力換算水頭 (m)

h2: 配管の摩擦損失水頭 (m)

h3: 落差 (m)

(イ) 吐出量

吐出量は、2 (1) の水量を標準放射量で放射することができる量以上とする。

(4) 放射圧力が上限値を超えないための措置

ヘッドからの放射圧力がヘッドの性能範囲の上限値を超えない措置を講じること。



(5) 過負荷防止

乾式配管部分へ充水するまでの負荷を考慮して電動機出力、ポンプ容量を定める。

4 起動装置

第5章第4 スプリンクラー設備を準用すること。

5 電動機の制御

第5章第2 屋内消火栓設備を準用すること。

6 配管、配管工事

第5章第4 スプリンクラー設備を準用すること。

7 流水検知装置、一斉開放弁

第5章第4 スプリンクラー設備を準用すること。

8 自動警報装置

第5章第4スプリンクラー設備を準用すること。

9 噴霧ヘッド

(1) ヘッドの機構

噴霧ヘッドは、水を噴霧状に放射するため、水流を衝突させたり、回転かく拌し放射する等の機構を有する。防護対象物や使用目的により、適応した噴霧性状のヘッドを選ぶ必要がある（第5-1表）。

第5-1表

適 用	範 囲
噴霧粒度（水滴径）	約 0.01～3.00 mm
放水圧力	0.25～0.7MPa
放水量	10～180ℓ/min
散水角度	120度以下
有効射程	0.5～6m

(2) ヘッドの配置

防護対象物の形状、構造、性質、数量又は取り扱い方法に応じ、標準放射量で防護対象物の火災を有効に消火できるように必要個数を適当な位置に、次により設ける。◆

ア 指定可燃物を貯蔵又は取り扱うもの

(ア) 有効防護空間

防護対象物のすべての表面をヘッドの有効防護空間（ヘッドから放射する水噴霧によって有効に消火できる空間）内に包含するように設けること。

(イ) 放射量

防護対象物又はその部分の区分に応じ、床面積 1 m²につき 10ℓ/min の割合で計算した水量を標準放射量で放射することができるよう設けること。

イ 道路の用に供される部分又は駐車のために供される部分

(ア) 車両の周囲と床面の消火

道路の幅員又は車両の駐車位置を考慮して防護対象物をヘッドから放射する水噴霧により有効に包含でき、かつ、車両周囲の床面の火災を有効に消火できるように設ける。

(イ) 放射量

床面積 1 m²につき 20ℓ/min の水量を標準放射量で放射することができるよう設ける。

10 電気絶縁

高圧の電気機器がある場所においては、電気機器とヘッド及び配管との間に電気絶縁のための必要な空間を保つこと。第5-2表は、噴霧ヘッド及び配管等と充電部との離隔距離を示す。◆

第5-2表 ヘッドと電気機器との離隔距離

電圧 (KV)	離隔距離 (mm)	
	標準	最低
7 以下	250	150
10	300	200
20	400	300
30	500	400
60	1000	700
70	1100	800
100	1500	1100
140	1900	1500
200	2600	2100
250	3300	2600

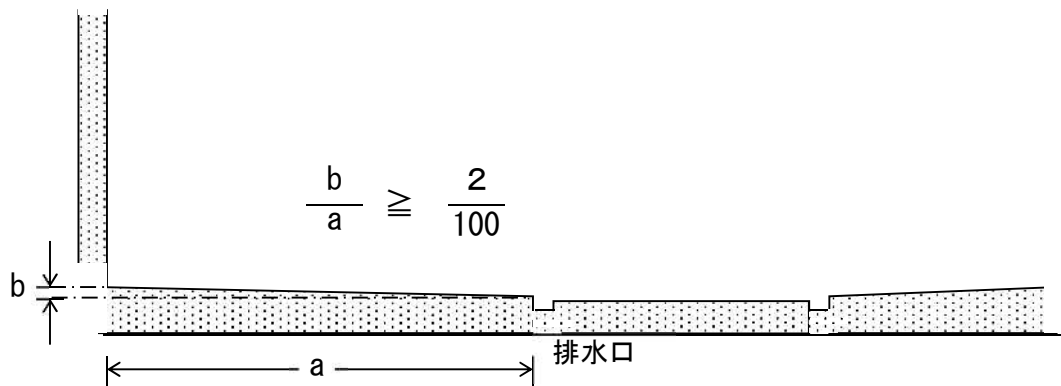
11 排水設備

道路のように供される部分又は車両が駐車する場所には、次により排水設備を設けること。◆

(1) 床面の勾配

ア 道路の用に供される部分の道路には、排水溝に向かって有効に排水できる勾配をつける。

イ 車両が駐車する床面は、排水溝に向かって100分の2以上の勾配をつける（第5-1図）。



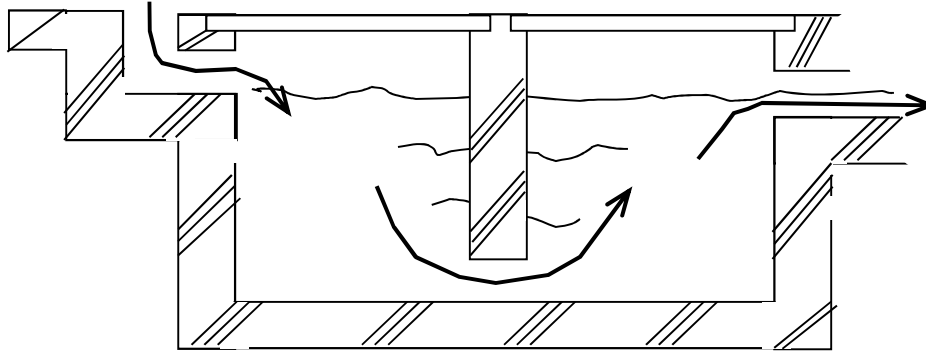
第5-1図

(2) 区画境界堤（駐車のために供される部分について適用）

車両が駐車する場所は、車路に接する部分を除き、高さ10cm以上の区画境界堤を設けること。

(3) 消火ピット

火災危険の少ない場所に油分離装置付の消火ピットを設けること。消火ピットの容量は、油を完全に分離して排水し、油は下水等に流出させないものとする（第5-2図）。



第5-2図

(4) 排水溝

道路の用に供される部分にあつては、道路の中央又は路端に、また、駐車のに供される部分にあつては、車路の中央又は両側にそれぞれ排水溝を設け、排水溝は長さ40m以下ごとに1個の割合で集水管を設けて消火ピットに連結すること。

(5) 排水溝、集水管の勾配

排水溝及び集水管は、加圧送水装置の最大能力の水量を有効に排水できる大きさと勾配をつけること。

12 電源、非常電源

第5章第2屋内消火栓設備を準用すること。

第6 泡消火設備

1 共通事項

(1) 加圧送水装置等

ア 設置場所

第5章第2屋内消火栓設備1(1)ア又は(2)アを準用すること。

イ 機器

第5章第2屋内消火栓設備1(1)イ(ア)又は(2)イを準用すること。

ウ 設置方法

第5章第2屋内消火栓設備1(1)ウ又は(2)ウを準用すること。

(2) 水源

第5章第2屋内消火栓設備2(2)を準用すること。

(3) 配管等

配管等は、省令第18条第4項第8号の規定によるほか、次によること。

ア 機器

第5章第2屋内消火栓設備3(1)を準用すること。

イ 設置方法等

(ア) 配管内は、起動用水圧閉鎖装置を用いる方法、第5章第2屋内消火栓設備3(2)ア(イ)の例による方法等で、常時充水しておくこと(一斉開放弁(乾式流水検知装置を用いた方式の場合は、当該流水検知装置)から泡放出口までの部分を除く。)

(イ) 第5章第2屋内消火栓設備3(2)ウからカまでを準用すること。

(ウ) 駐車場の用に供される部分、車両が通行するスロープ等(以下第6において「駐車場の用に供される部分等」という。)は、車両が配管等へ接触することによる折損・破損事故を防止する措置を講じること。

(4) 非常電源、配線等

政令第15条6号、省令第18条第4項第13号及び省令第18条第4項第7号の規定による非常電源、配線等は、第5章第2屋内消火栓設備5を準用すること。

(5) 貯水槽等の耐震措置

省令第18条第4項第16号の規定による地震による振動等に耐えるための有効な措置は、第5章第2屋内消火栓設備6を準用すること。

2 固定式

(1) ポンプの吐出量

省令第18条第4項第9号ハ(イ)に規定するポンプの吐出量(高発泡用泡放出口を用いるものを除く。)は、次によること。

ア 隣接する2放射区域（(13)項口の防火対象物にあっては、一放射区域）の面積が最大となる部分に設けられたすべての泡ヘッドから同時に放射される泡水溶液の毎分当りの量以上の量とすること。

イ 省令第18条第4項第9号の規定が準用する省令第12条第1項第7号ハ（ニ）ただし書により、ポンプを他の消火設備と併用又は兼用する場合にあっては、第5章第2屋内消火栓設備1（1）ウ（ア）を準用すること。この場合、他の消火設備が作動した際、ウォーターハンマー等で泡消火設備の一斉開放弁が作動しないようにされていること。

（2）水源の水量

ア 省令第18条第2項第1号及び第2号に規定される水源の水量は、次によること。

（ア）（1）アに定める泡ヘッドを同時に使用した場合に10分間放射することができる泡水溶液を作るのに必要な量以上の量とすること。

（イ）他の消防用設備等と併用又は兼用する場合にあっては、それぞれの規定水量を加算して得た量以上の量とすること。◆

イ アのほか、省令第18条第2項第5号に規定する泡水溶液（ポンプから最遠の二放射区域までの配管を満たす量）を作るのに必要な水量を加算すること。

参 考

【省令第18条第2項第1号】

フォーム・ウォーター・スプリンクラーヘッドを用いるもので令別表第一（13）項口に掲げる防火対象物又は防火対象物の屋上部分で回転翼航空機若しくは垂直離着陸航空機の発着の用に供されるものにあつては、床面積又は最上部分の面積の3分の1以上の部分に設けられたすべての泡ヘッドを、指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う防火対象物又はその部分に設けられるものにあつては、床面積50㎡の部分に設けられたすべての泡ヘッドを同時に開放した場合に第32条に規定する標準放射量で10分間放射することができる量

【省令第18条第2項第2号】

フォームヘッドを用いるもので道路のように供される部分に設けられるものにあつては当該部分の床面積80㎡の区域、駐車のために供される部分に設けられるものにあつては、不燃材料で造られた壁又は天井面より0.4m以上突き出したはり等により区画された部分の床面積が最大となる区域（当該天井部分に突き出したはり等のない場合にあつては床面積50㎡の区域）、その他の防火対象物又はその部分に設けられるものにあつては、床面積が最大となる放射区域に設けられるすべてのヘッドを同時に開放した場合に前項第2号ハに定める放射量で10分間放射することができる量

（3）放射区域

ア 自動車の修理又は整備の用に供される部分及び駐車のために供される部分等（以下「駐車場等の部分」という。）における省令第18条第4項第5号に

規定される一の放射区域の面積（ 50m^2 以上 100m^2 以下）は、不燃材料で造られた壁等により、火災の延焼拡大が一部分に限定される場合にあっては、放射区域の面積を 50m^2 以下とすることができる。

イ フォームウォーター・スプリンクラーヘッドを用いる（13）項ロの用途に供される部分の泡消火設備の放射区域は、当該部分の床面積の3分の1以上の面積で、かつ、 200m^2 以上（当該面積が 200m^2 未満となる場合にあっては、当該床面積）となるように設けること。

参 考

【省令第18条第4項第5号】

フォームヘッドを用いる泡消火設備の一の放射区域の面積は、道路の用に供される部分にあっては 80m^2 以上 160m^2 以下、その他の防火対象物又はその部分にあっては 50m^2 以上 100m^2 以下とすること。

(4) 泡消火薬剤混合装置等

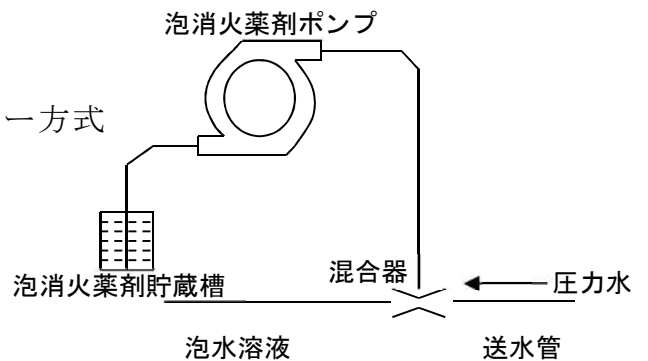
ア 泡消火薬剤混合装置は、省令第18条第4項第14号の規定に基づく告示基準が示される間、次によること。

混合方式は、プレッシャー・サイド・プロポーショナー方式、プレッシャー・プロポーショナー方式又はポンプ・プロポーショナー方式とし、使用する泡消火薬剤の種別に応じ、規定される希釈容量濃度が確実に得られるものであること。

※ 混合方式

① プレッシャー・サイド・プロポーショナー方式

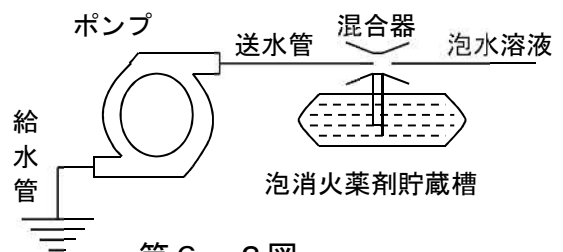
送水管途中に混合器（圧入器）を設け、泡消火薬剤貯蔵槽から泡消火薬剤ポンプで泡消火薬剤を圧送して希釈容量濃度の泡水溶液とするもの（第6-1図）



第6-1図

② プレッシャー・プロポーショナー方式

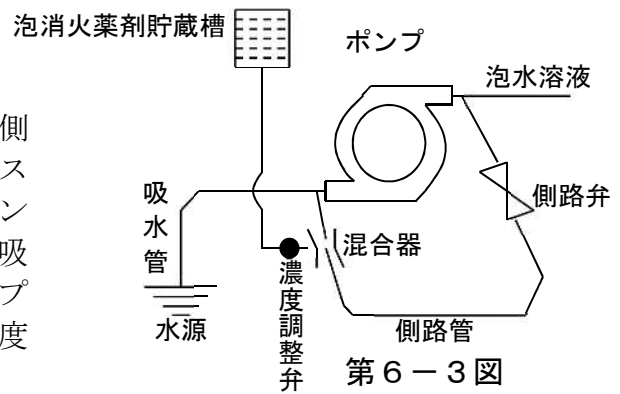
送水管途中に泡消火薬剤貯蔵槽と混合器（吸入器）を接続して、水を泡消火薬剤貯蔵槽内に送り込み、泡消火薬剤の置換えと送水管への泡消火薬剤吸入作用との両作用によって流水中に泡消火薬剤を混合させて希釈容量濃度の泡水溶液とするもの（第6-2図）



第6-2図

③ ポンプ・プロポーショナー方式

加圧送水装置のポンプの吐出側と吸水側とを連絡するバイパスを設け、そのバイパスの途中に設けられた混合器（吸入器）にポンプ吐出水の一部を通し、濃度調整弁でその吸込量を調節し、泡消火薬剤貯蔵槽からポンプ吸水側に泡消火薬剤を吸引して希釈容量濃度の泡水溶液とするもの（第6-3図）



イ 起動装置の作動から泡放出口の泡水溶液の放射までに要する時間は、おおむね1分以内であること。

ウ 泡消火薬剤と水とを混合させる部分に用いるベンチュリー管等の機器（以下「混合器」という。）又は泡消火薬剤と水を混合させる部分の配管結合は、放射区域を受け持つ一斉開放弁の直近に設けること。ただし、一斉開放弁までの配管内に規定される希釈容量濃度の泡水溶液を常時充水する配管設備とする場合にあっては、この限りでない。

(5) 泡放出口

ア フォームヘッド（合成界面活性剤泡消火薬剤及び水成膜泡消火薬剤を用いるものに限る。）は、省令第18条第4項第14号の規定に基づく告示基準が示されるまでの間、認定品を使用すること。

イ 認定品であるフォームヘッドを用いる場合は、認定時に組み合わせを指定された泡消火薬剤を用いること（フォームヘッドのメーカーの技術資料等により確認する）。

(6) 泡放出口の配置等

省令第18条第1項第2号及び第3号の規定並びに評定品の仕様によるほか、駐車場の部分に設けるフォームヘッド（合成界面活性剤泡消火薬剤及び水成膜泡消火薬剤を用いるものに限る。）は、省令第18条第4項第14号の規定に基づく告示基準が示されるまでの間、次によること。

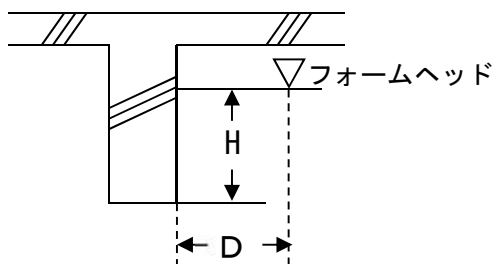
ア 使用するフォームヘッドの許容取付け高さ（ヘッドごとに決められたヘッドの取付け高さの上限値及び下限値の範囲をいう。）において、放射区域の各部分から一のフォームヘッドまでの水平距離が2.1m以下となるように設けること。ただし、側壁型のフォームヘッドは設計仕様の水平距離内に設けること。

イ 配置形による間隔

第5章第4スプリンクラー設備第4-7図及び第4-8図を参照すること。なお、水平距離Rについては、2.1mとすること。

ウ はり、たれ壁等がある場合のフォームヘッドの設置は、第6-4図、第6-1表の例によること。ただし、側壁型で認定されたフォームヘッド等で

円状に放射しないフォームヘッドの場合や、当該ヘッドからの放射が妨げられる部分が、他のフォームヘッドにより有効に警戒される場合にあつては、この限りでない。



第 6 - 4 図

第 6 - 1 表

D (m)	H (m)
0.75未満	0
0.75以上1.00未満	0.10未満
1.00以上1.50未満	0.15未満
1.50以上	0.30未満

エ 防火対象物内の駐車の用に供される部分等で、機械式駐車機器等で複数の段に駐車できるものは、最上段の天井部分の他、下段に対しても泡が放射されるように、車両の背面又は車両と車両の間に配管を設けてフォームヘッドを設置すること。この場合、感知用のヘッドは天井面のみ設置することで支障ない。

なお、側壁型で認定されたフォームヘッドを設置する場合は、当該ヘッドから有効に放射できるように設置すること。ただし、構造体によって最上段以外の段に設置できないものは、構造体の1つのユニットの周囲全体から放射できるように、周囲に設置すること。

(7) 起動装置

ア 自動式の起動装置

省令第18条第4項第10号イの規定によるほか、次によること。

(ア) 閉鎖型スプリンクラーヘッド又は火災感知用ヘッド（以下第6において「自動起動用ヘッド」という。）を用いる場合

a スプリンクラーヘッドは、放射区域ごとに次により設けること。

(a) 標示温度は79℃未満のものを使用し、1個の警戒面積は、20㎡以下とすること。

(b) 取付け面の高さは、感知種別が2種の自動起動用ヘッドにあつては床面から5m以下（自動起動用ヘッド1個の警戒面積を11㎡以下とする場合は10m以下）、また、感知種別が1種の自動起動用ヘッドにあつては床面から7m以下（自動起動用ヘッド1個の警戒面積を13㎡以下とする場合は10m以下）とし、火災を有効に感知できるように設けること。（第6-2表）

※ 自動起動用ヘッドを設ける位置がこれらの高さを超える場合は、次の（イ）により感知器で起動させること。

第6-2表 自動起動用ヘッドの設置方法

感度種別	警戒面積	取付高さ	感度種別	警戒面積	取付高さ
1種	20㎡以下	7m以下	2種	20㎡以下	5m以下
	13㎡以下	10m以下		11㎡以下	10m以下

b 起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動するものにあつては、第5章第4スプリンクラー設備1(8)ア(ア)の例によること。

(イ) 感知器を用いる場合

a 感知器は、放射区域ごとに省令第23条第4項に規定される基準の例により設けること。

この場合、感知器の種別は、努めて熱式の特種(定温式に限る。)、1種又は2種とすること。

b 非火災報誤作動対策を講じる場合は、第5章第6不活性ガス消火設備9(2)イを準用することができる。

参 考

【省令第18条第4項第10号イ】

自動式の起動装置は、自動火災報知設備の感知器の作動、閉鎖型スプリンクラーヘッドの開放又は火災感知用ヘッドの作動若しくは開放と連動して、加圧送水装置、一斉開放弁及び泡消火薬剤混合装置を起動することができるものであること。ただし、自動火災報知設備の受信機が防災センター等に設けられ、又は第15号若しくは第24条第9号において準用する第12条第1項8号の規定により総合操作盤が設けられており、かつ火災時に直ちに手動式の起動装置により加圧送水装置、一斉開放弁及び泡消火薬剤混合装置を起動させる場合にあつては、この限りでない。

イ 手動式の起動装置

(ア) 省令第18条第4項第10号ロ(ロ)の規定による手動式の起動装置は、手動式の起動装置を放射区域ごとにその直近に1個設けること。

(イ) 駐車用の用に供する部分等に設ける手動式の起動装置には、車両の衝突による破損を防ぐため防護措置がなされていること。

(ウ) 政令別表第1(13)項ロの用途に供する部分にあつては、放射区域ごとに火災の表示装置の設置場所及び放射区域の直近で操作に便利な場所に集結してそれぞれ1個設けること。

参 考

【省令第18条第4項第10号ロ】

- (イ) 直接操作又は遠隔操作により、加圧送水装置、手動式開放弁及び泡消火薬剤混合装置を起動することができるものであること。
- (ロ) 2以上の放射区域を有する泡消火設備を有するものは、放射区域を選択することができるものとする。
- (ハ) 起動装置の操作部は、火災のとき容易に操作部は接近することができ、かつ、床面からの高さが0.8m以上1.5m以下の箇所に設けること。
- (ニ) 起動装置の操作部には、有機ガラス等による有効な防護措置が施されていること。
- (ホ) 起動装置の操作部及びホース接続口には、その直近の見やすい箇所にそれぞれ起動装置の操作部及び接続口である旨を表示した標識を設けること。

ウ フォームヘッドによる固定式泡消火設備（駐車のに供する部分等設けるもの）には、アの自動起動装置及びイの手動式の起動装置を設置すること。

(8) 自動警報装置等

省令第18条第4項第12号の規定によるほか、次によること。

ア 一の流水検知装置が警戒する区域の面積は、3,000㎡以下とし、2以上の階にわたらないこと。ただし、主要な出入口から内部を見とおすことができる場合にあっては、当該面積を3,000㎡以上とすることができる。

イ 音響警報装置は、第5章第4スプリンクラー設備1（7）イによること。

(9) 制御弁等

ア 泡消火設備の配管には、（8）の自動警報装置を設置する系統ごとに省令第14条第1項第3号に規定する制御弁を設置すること。

イ 各放射区域の一斉開放弁（仕切弁一体のものを除く。）の一次側及び二次側には仕切弁を設置すること。

(10) 泡消火薬剤の貯蔵量

省令第18条第3項に規定される泡消火薬剤の貯蔵量（高発泡用泡放出口を用いるものを除く。）は、（2）ア（ア）及びイに定める泡水溶液の量に泡消火薬剤の種別に応じた希釈容量濃度を乗じて得た量以上の量とすること。

参 考

【省令第18条第3項】

泡消火薬剤の貯蔵量は、前項に定める泡水溶液の量に、消火に有効な泡を生成するために適したそれぞれの泡消火薬剤の種別に応じ消防庁長官が定める希釈容量濃度を乗じて得た量以上の量となるようにしなければならない。

(11) 泡消火薬剤貯蔵タンク

ア 加圧送水装置若しくは泡消火薬剤混合装置の起動により圧力が加わるもの又は常時加圧された状態で使用するものにおいては、圧力計を設けるこ

と。

イ 泡消火薬剤の貯蔵量が容易に確認できる液面計又は計量棒等を設けること。

ウ 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)の適用を受けるものにあつては、当該法令に規定される基準に適合するものであること。

(12) 配管の摩擦損失計算等

配管の摩擦損失計算は、「配管の摩擦損失計算の基準」(平成20年消防庁告示第32号)によるほか、次のいずれかの方法によること。

ア 実高、配管の摩擦損失水頭等の影響による、放射圧力の増加に伴う放射量の増加を求め、摩擦損失計算を行う方法

イ (3)に定める放射区域に設置する各泡放出口からの放射量(個々の放出口の仕様書による。)を標準放射量として摩擦損失計算を行う方法(各放射区域の泡放出口をトーナメント配管により設けるものに限る。)

3 乾式流水検知装置を用いた方式

常時配管内を湿式とすることにより凍結による障害が生じるおそれがある場合にあつては、次により乾式流水検知装置を用いた泡消火設備を設置することができる(第6-5図)。

(1) 乾式流水検知装置の二次側配管は、第5章第4スプリンクラー設備4(7)を準用すること。

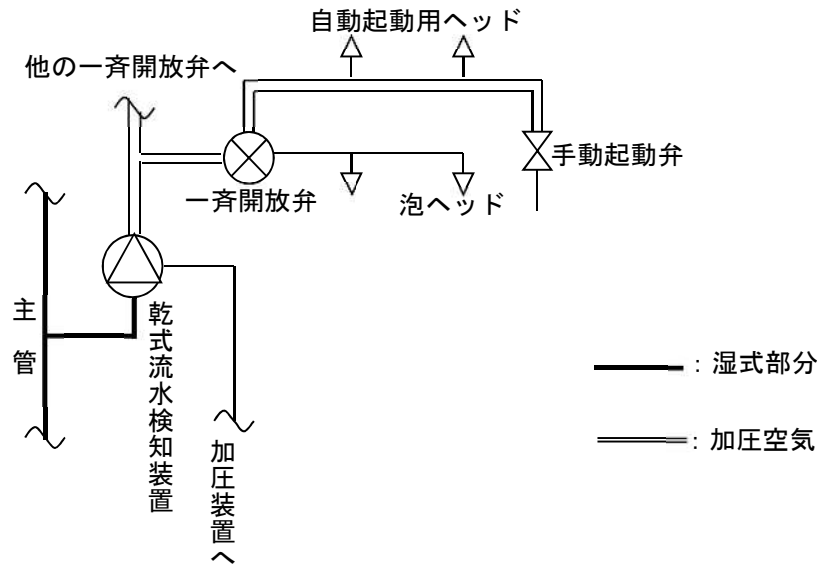
(2) 自動起動用ヘッドの形状は、第5章第4スプリンクラー設備4(8)アを準用すること。

(3) 乾式流水検知装置の二次側に圧力を設定するため加圧装置の供給能力は、第5章第4スプリンクラー設備4(2)を準用すること。

(4) 本方式に用いる一斉開放弁は、空気圧により正常に作動するものを用いること。

※ 本方式は、乾式流水検知装置から、一斉開放弁及び自動起動用ヘッドまでの配管内を常時加圧ガスで充満しておき、凍結による障害を防止する方式の泡消火設備である。

また、凍結防止を考慮した泡消火設備としては、予作動式流水検知装置を用いて当該流水検知装置の二次側配管を乾式として自動起動用ヘッドの作動又は一斉開放弁の作動前に感知器等の作動と連動して当該流水検知装置を作動させるものである。



第 6 - 5 図 乾式流水検知装置を用いた泡消火設備系統例

4 移動式

移動式の泡消火設備を設置することができる部分等の取扱いについては、次によること。

なお、自走式自動車車庫については、別記「多段式の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について」（平成18年3月17日付け消防予第110号）（平成21年3月31日付け一部改正消防予第129号）によるほか、次の（2）から（9）までによること。

（1）移動式の泡消火設備を設置することができる部分

第2章第20「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」の取扱いについてによること。◆

（2）ポンプの吐出量

省令第18条第4項第9号ハ（イ）に規定されるポンプの吐出量は、次の量以上とすること。◆

ア 駐車場等に設けるもの

ノズルの設置個数が最も多い階又は屋上における当該設置個数（設置個数が2を超えるときは2とする。）に1300/minを乗じて得た量以上の量

イ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫等に設けるもの

ノズルの設置個数が最も多い階又は屋上における当該設置個数（設置個数が2を超えるときは2とする。）に2600/minを乗じて得た量以上の量

ウ ポンプを他の消火設備と併用等する場合にあっては、第2屋内消火栓設備1（1）ウ（ア）によること。

参 考

【省令第18条第4項第9号ハ(イ)】

ポンプの吐出量は、固定式の泡放出口の設計圧力又はノズルの放射圧力の許容範囲で泡水溶液を放出し、又は放射することができる量とすること。

(3) ポンプの全揚程

省令第18条第4項第9号ハ(ロ)に規定されるノズル先端の放射圧力換算水頭は、35m以上とすること。◆

参 考

【省令第18条第4項第9号ハ(ロ)】

ポンプの全揚程は、次の式により求めた値以上の値とすること。

$$H = h_1 + h_2 + h_3 + h_4$$

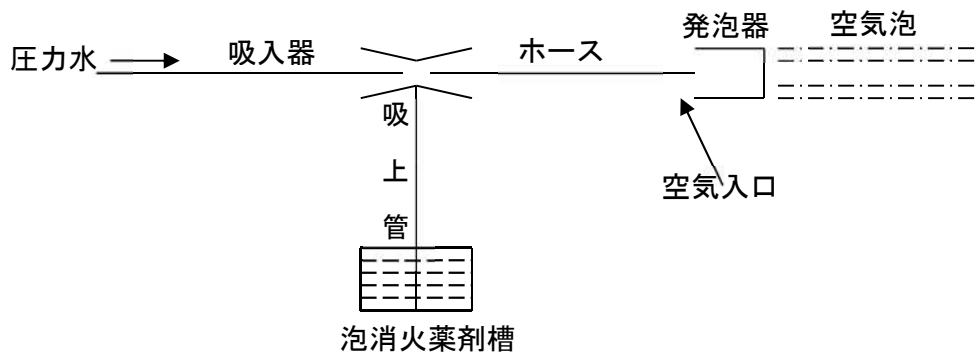
- ・ Hは、ポンプの全揚程（単位 m）
- ・ h₁は、第32条に規定する当該設備に設置された固定式の泡放出口の設計圧力換算水頭又は移動式の泡消火設備のノズルの先端の放射圧力換算水頭（単位 m）
- ・ h₂は、配管摩擦損失水頭（単位 m）
- ・ h₃は、落差（単位 m）
- ・ h₄は、移動式の泡消火設備の消防用ホースの摩擦損失水頭（単位 m）

(4) 泡消火薬剤混合装置等

ア 混合方式は、プレッシャー・プロポーショナー方式、プレッシャー・サイド・プロポーショナー方式又はライン・プロポーショナー方式、（ピックアップ方式を除く）とすること。

※ ライン・プロポーショナー方式

送水管系統の途中に吸込器を接続し、泡消火薬剤を流水中に吸い込ませ、指定濃度の泡水溶液として送水管によりノズル等に送り、空気を吸い込んで泡を発生させるもの（第6-6図）



第6-6図

イ プレッシャー・プロポーショナー方式の混合器及び泡消火薬剤槽は、泡放射用器具の格納箱内に収納しておくこと。

- ウ プレッシャー・サイド・プロポーショナル方式の混合器（2管式のものに限る）は、泡放射用器具の格納箱内に収納するか又はその直近（おおむね5m以内）に設置すること。
- エ 泡消火薬剤の貯蔵量及び泡消火薬剤貯蔵タンクは、2（10）及び（11）によること。
- （5）起動装置
- 省令第12条第1項第7号へ及びトの例により設けるほか、第5章第2屋内消火栓設備4（1）及び（2）を準用すること。
- この場合起動用水圧開閉装置の設定圧力は、「H1 + 0.4MPa」とする。

参 考

【省令第12条第1項第7号へ】

起動装置は、直接操作できるものであり、かつ、屋内消火栓箱の内部又はその直近の箇所に設けられた操作部（自動火災報知設備のP型発信機を含む。）から遠隔操作できるものであること。ただし、直接操作できるもののうち、開閉弁の開放、消防用ホースの延長操作等と連動して起動する方式のものであり、かつ、次の（イ）及び（ロ）に適合するものにあつては、この限りでない。

（イ）ノズルには、容易に開閉できる装置を設けること。

（ロ）消防用ホースは、延長及び格納の操作が容易にできるよう収納されていること。

【省令第12条第1項第7号ト】

加圧送水装置は、直接操作によってのみ停止されるものであること。

- （6）泡放射用格納箱の構造及び表示
- ア 構造
- 第5章第2屋内消火栓設備7（1）ア（ア）の例によること。ただし、扉の表面積にあつては0.8㎡以上のものとする。
- イ 灯火及び表示
- 加圧送水装置の始動を明示する表示灯を第5章第1屋内消火栓設備7（1）ア（カ）b及びcの例により設けること。
- （7）ホース接続口
- 第5章第2屋内消火栓設備7（1）ア（イ）の例により設けるほか、開閉の操作は、二動作以下でできるものとし、かつ、水のみを放射することができる構造とすること。
- （8）ホース及びノズル
- 長さ20m以上のホース及びノズルを、泡放射用具格納箱に収納しておくこと。
- （9）配管の摩擦損失等
- 配管の摩擦損失計算等は「配管の摩擦損失計算の基準」（平成20年12月26日消防庁告示第32号）によるほか、各ノズルの放射量を、駐車場等の部分にあつては130ℓ/min、飛行機又は回転翼航空機の格納庫等にあつては260ℓ/minとして摩擦損失計算を行うこと。

5 表示及び警報

第 5 章第 2 屋内消火栓設備 9 を準用すること。

6 総合操作盤

第 5 章第 2 屋内消火栓設備10を準用すること。

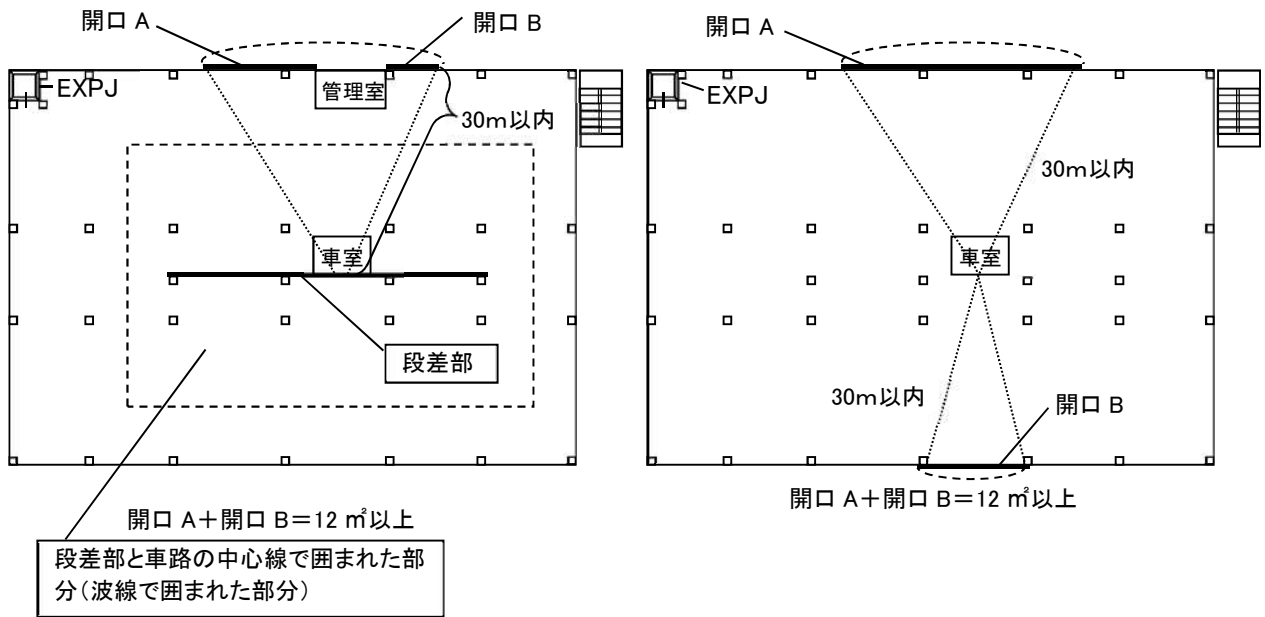
別記

多段式の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について
(平成18年3月17日付け消防予第110号)
(平成21年3月31日付け消防予第129号により一部改正)

1 消火設備の設置について

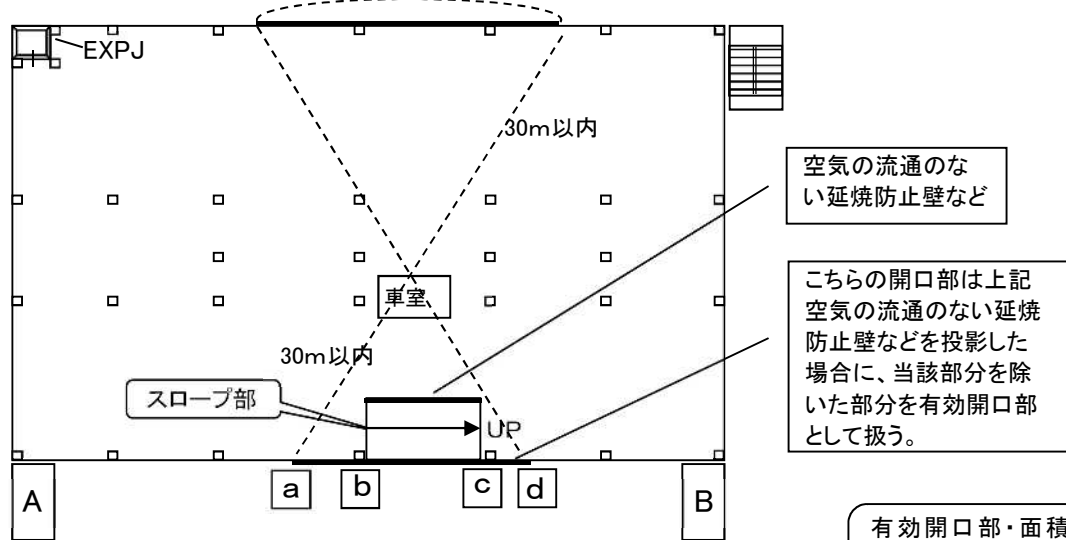
次の(1)から(4)の全ての基準に適合する多段式の自走式自動車車庫にあつては、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)第18条第4項第1号「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所」以外の場所及び規則第19条第6項第5号「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所以外の場所」に含まれるものであり、また、その他の規定にかかわらず、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を設置する場合にあつては、移動式の消火設備とすることができること。ただし、一層二段、二層三段及び三層四段の自走式自動車車庫については、次の(1)から(4)の基準にかかわらず、別紙1「一層二段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について」(平成3年5月7日付け消防予第84号)、別紙2「二層三段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について」(平成6年6月16日付消防予第154号)及び別紙3「三層四段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について」(平成12年1月7日付け消防予第3号)(以下「84号通知等」という。)の例によることができる。この場合、一層二段及び二層三段の自走式自動車車庫にあつては、「建設大臣の認定を受けた」を「独立した自走式自動車車庫の取扱いについて(平成14年11月14日付け国土交通省住宅局建築指導課・日本建築行政会議)により取り扱われている」とすること。◆

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第68条の26に基づき、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。)第108条の3第1項第2号及び第4項に規定する国土交通大臣の認定を受けていること。
- (2) 自走式自動車車庫部分の外周部の開口部の開放性は、次のアからウの全ての基準を満たしていること。ただし、この場合において外周部に面して設けられる付帯施設が面する部分の開口部及び外周部に面して設けられているスロープ部(自動車の上階又は下階へ移動するための傾斜路の部分。以下同じ。)であつて、当該スロープ部の段差部に空気の流通のない延焼防止壁などが設けられている場合、当該空気の流通のない延焼防止壁などを外周部に投影した当該部分の開口部は開口部とみなさないこと(第1図及び第2図)。
 - ア 常時外気に直接開放されていること。
 - イ 各階における外周部の開口部の面積の合計は、当該階の床面積の5%以上であるとともに、当該階の外周長さに0.5mを乗じて得た値を面積としたもの以上とすること。
 - ウ 車室の各部分から水平距離30m以内の外周部において12㎡以上の有効開口部(床面からはり等の下端(はり等が複数ある場合は、最も下方に突き出したはり等の下端)までの高さ2分の1以上の部分で、かつ、はり等の下端から50cm以上の高さを有する開口部に限る(第3図)。)が確保されていること(第1図)。

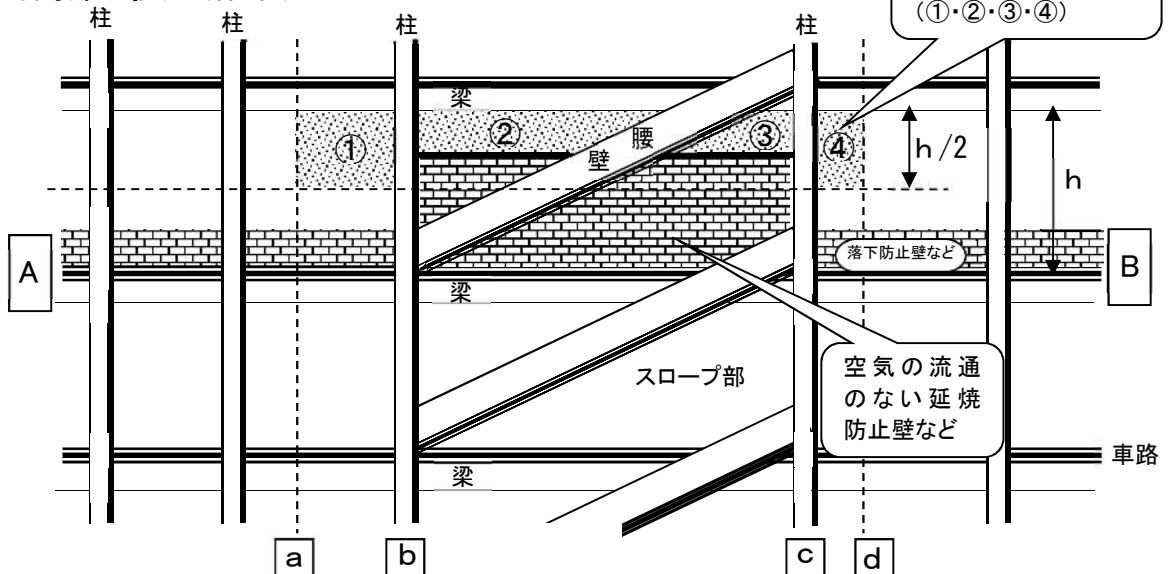


第 1 図 段差部と車路の中心線で囲まれた部分と車室各部分から水平距離が 30m 以内の開口部

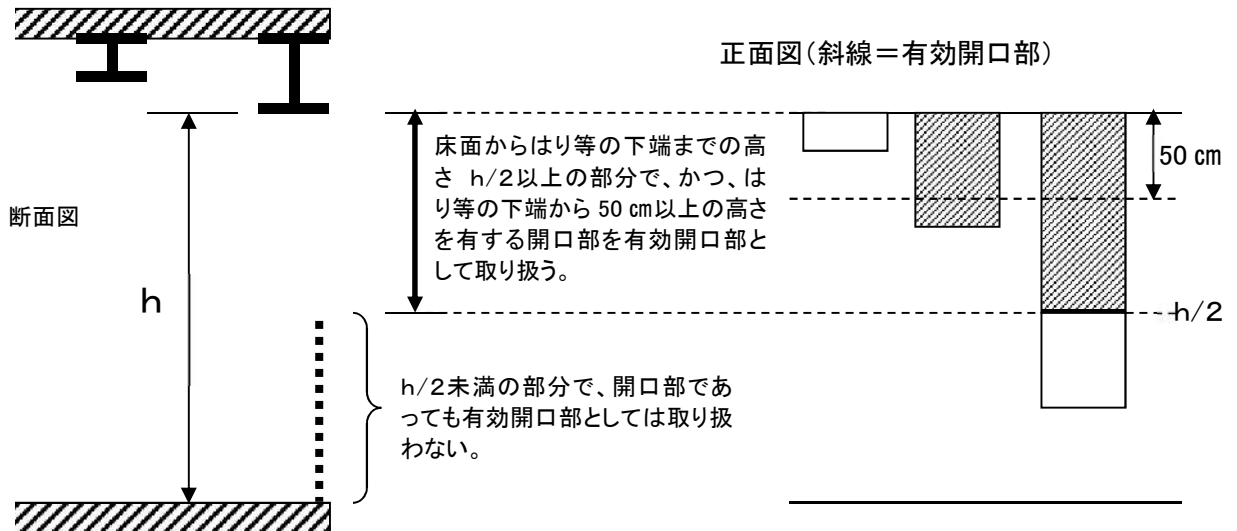
平面図



A - B 外周部の拡大断面図



第 2 図 有効開口部の取扱い



第3図 有効開口部としての取り扱う部分

- (3) 直通階段（建基令第120条に規定するものをいう。スロープ部を除く。）は、いずれの移動式の消火設備の設置場所からその一の直通階段の出入口に至る水平距離が65m以内に設けてあること。
- (4) 隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物と外周部の間に0.5m以上の距離を確保し、各階の外周部に準不燃材料で造られた防火壁（高さ1.5m以上）を設けること（1 m以上の距離を確保した場合を除く。）。ただし、五層六段以上の自走式自動車車庫については、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物との距離は2 m以上とし、各階の外周部に準不燃材料で造られた防火壁（高さ1.5m以上）を設けること（3 m以上の距離を確保した場合を除く。）。

2 自動火災報知設備の設置について

1に適合する多段式の自走式自動車車庫については、同(2)に示す開口部から5 m未満の範囲の部分は、規則第23条第4項第1号口の「外部の気流が流通する場所」に該当するものであり、感知器を設置しないことができること。◆

3 その他

本通知発出日において、84号通知等による取扱いを受けている自走式自動車車庫については、なお従前の例によることとして差し支えないものであること。ただし、機会を捉え本通知に準じた取扱いとなるよう指導することが望ましいこと。

別紙 1 一層二段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について

1層2段の自走式自動車車庫（1階部分及び屋上部分を自動車の駐車のために供し、屋上等に駐車する場合の移動を、自動車を運転して走行させることにより行う形式の自動車車庫をいう。）のうち、建築基準法の規定が予想しない建築材料、構造方法が用いられているものについては、建設省において、別添（略）の「1層2段の自走式自動車車庫に関する安全性評価等指針について」（平成2年11月26日付け建設省住指発第738号）により建設大臣の認定を受けることとされたところであるが、本認定を受けた1層2段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置の取扱いを次のとおりとすることとした。

1 消火設備の設置について

政令第13条第1項の規定により、1階が500㎡以上のもの、2階が200㎡以上のもの又は屋上部分が300㎡以上のものには、当該部分に水噴霧消火設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を設置する必要があること。この場合において、自走式自動車車庫の階ごとに次の（1）若しくは（2）又はこれと同等以上の開放性が確保されている場合には、移動式の消火設備とすることができること。

（1）壁面について、次のア又はイに該当すること。

ア 長辺の一边について常時外気に直接開放されており、かつ、他の一边について当該壁面の面積の2分の1以上が常時外気に直接開放されていること。

イ 四辺の上部50cm以上の部分が常時外気に直接開放されていること。

（2）天井部分（上階の床を兼ねるものを含む。以下同じ。）の開口部（エキスパンドメタル、グレーチングメタル、パンチングメタル等の部分を含む。）の面積の合計が自走式自動車車庫の床面積の合計の15%以上確保されていること（開口部が著しく偏在する場合を除く。）。

2 自動火災報知設備の設置について

令第21条第1項第4号の規定により、延べ面積が500㎡以上のものには、自動火災報知設備を設置する必要があること。この場合において、常時外気に直接開放されている部分から5m未満の範囲の部分及び車路の部分（エキスパンドメタル、グレーチングメタル、パンチングメタル等を使用している部分に限る。）については、消防法施行規則第23条第4項第1号ロに規定される「外部の気流が流通する場所」に該当するものであり、感知器の設置を免除することができるものであること。

また、自走式自動車車庫の階ごとに次の（1）若しくは（2）又はこれと同等以上の開放性が確保されている場合には、非常警報設備及び管理人等の常時人のいる場所若しくは入口等の利用者の目に触れやすい場所に火災通報装置又は電話を設置することを条件として、令第32条の規定を適用し、自動火災報知設備の設置を免除してさしつかえないものであること。

（1）エキスパンドメタル、グレーチングメタル、パンチングメタル等を使用することにより、天井部分について全面的に開放性が確保されていること。

（2）壁面について、1（1）ア又はイに該当するものであり、かつ、天井部分の開口部の面積（エキスパンドメタル、グレーチングメタル、パンチングメタル等の

部分については、有効開口面積とする。)の合計が床面積の20%以上確保されていること。

3 自走式自動車車庫のうち屋根付きのものに係る消火設備及び自動火災報知設備の設置について

自走式自動車車庫のうち屋根付きのものに係る消火設備及び自動火災報知設備の設置については、1及び2の例により取り扱うこととする。

附則（平成8年10月15日付け消防予第217号による一部改正）

- 1 今回の改正による取扱いは、平成8年11月1日から運用されたいこと。
- 2 運用日において、改正前の本通知による取扱いを受けている自走式自動車車庫については、なお従前の例によることとしてさしつかえないものであること。ただし、火災発生時の早期感知等の観点から、機会を捉え改正後の本通知に準じた取扱いとなるよう指導すること。

別紙 2 二層三段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について

2層3段の自走式自動車車庫（1階部分、2階部分及び屋上部分を自動車の駐車のために供し、屋上等に駐車する場合の移動を、自動車を運転して走行させることにより行う形式の自動車車庫をいう。）のうち、建築基準法の規定が予想しない建築材料、構造方法が用いられているもの（原則として外壁を設けず、屋上の床及び2階の床をエキスパンドメタル、グレーチングメタル、パンチングメタル等の鋼板製床板で造った開放性の高い鉄骨プレハブ構造のもの）にあつては、建設省において、建築基準法第38条及び第67条の2の規定に基づく建設大臣の認定を行うこととされたところであるが、当該認定を受けた2層3段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置の取扱いについて次のとおりとする。

1 消火設備の設置について

消防法施行令第13条第1項の規定により、1階が500㎡以上のもの、2階が200㎡以上のもの又は屋上部分が300㎡以上のものには、当該部分に水噴霧消火設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を設置することとされているが、屋上の床を兼ねる2階天井部分及び2階の床を兼ねる1階天井部分並びに1階側壁面及び2階側壁面に有効な開放性が確保されていることから、移動式の消火設備とすることができること。

2 自動火災報知設備の設置について

消防法施行令第21条第1項第4号の規定により、延べ面積が500㎡以上のものには自動火災報知設備を設置することとされているが、2層3段の自走式自動車車庫の各層は、有効な開放性が確保されていることから、管理人室等常時人のいる場所若しくは入口等の利用者の目に触れやすい場所に、消防機関へ通報するための非常通報装置又は電話を設置することを条件として、消防法施行令第32条の規定を適用し、自動火災報知設備の設置を免除することができること。

別紙3 三層四段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について

3層4段の自走式自動車車庫（1階部分、2階部分、3階部分及び屋上部分を自動車の駐車のために供し、屋上等に駐車する場合の移動を、自動車を運転して走行させることにより行う形式の自動車車庫をいう。）についても、開放性の高い鉄骨プレハブ構造のもの等の設置が見込まれるところであるが、当該車庫に係る消防用設備等の設置については、「1層2段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について」（平成3年5月7日付け消防予第84号）及び「2層3段の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について」（平成6年6月16日付け消防予第154号）の例により取り扱うこと。

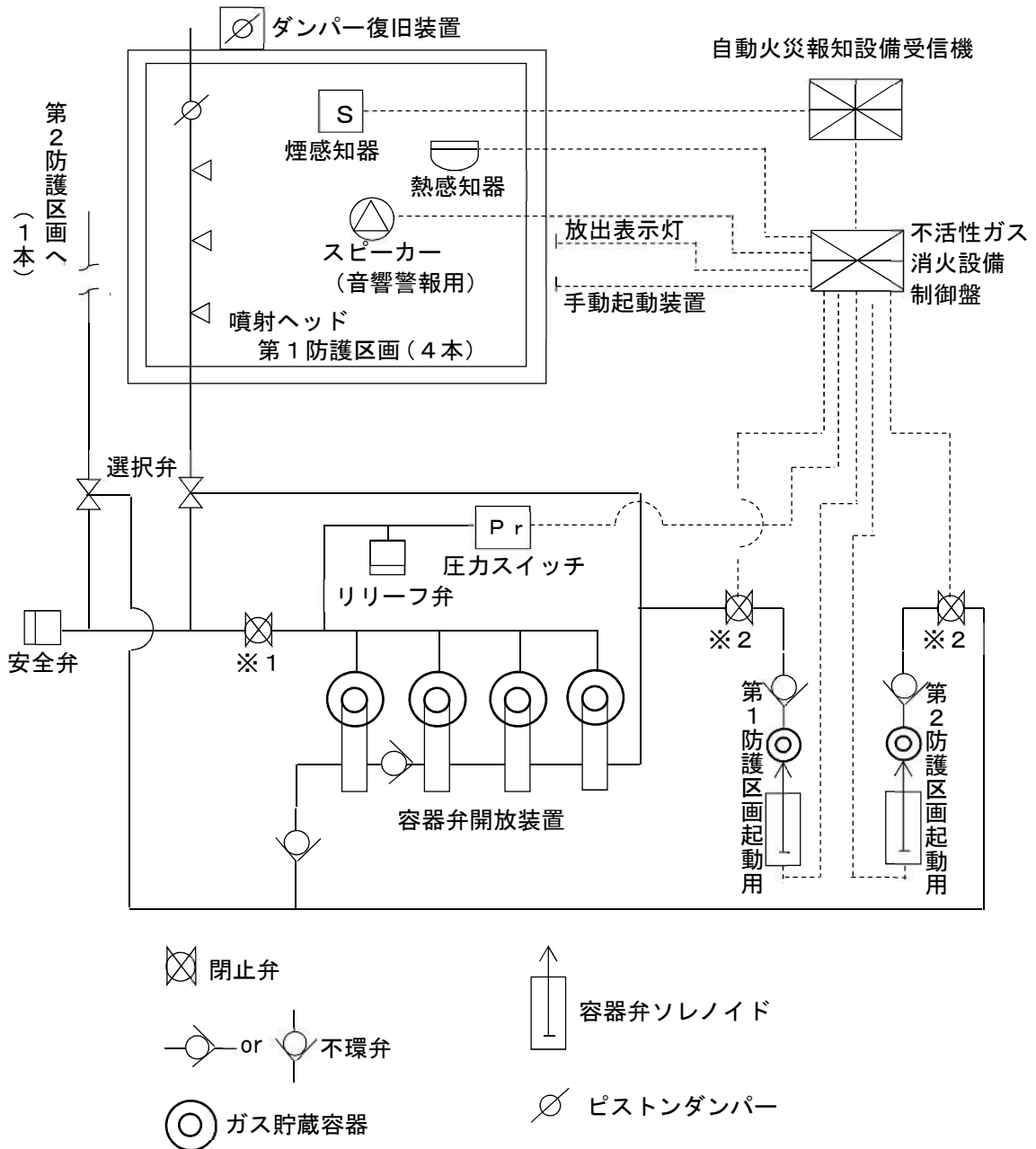
第7 不活性ガス消火設備

1 全域放出方式

二酸化炭素を消火剤とする全域放出方式の不活性ガス消火設備については、次によること。

なお、IG-541、IG-55及び窒素（IG-100）を消火剤とする不活性ガス消火設備の技術基準については、別記「IG-541、IG-55及び窒素（IG-100）を消火剤とする不活性ガス消火設備の技術基準」によること。

不活性ガス消火設備全域放出方式図（例）



※1、2の閉止弁は、どちらか一方に設ければよい。

(1) 設置場所

次に掲げる場所には、原則として二酸化炭素を消火剤とする全域放出方式の不活性ガス消火設備を設置しないこと。

なお、やむを得ず二酸化炭素を消火剤とする全域放出方式の不活性ガス消火設備を設置する場合には、防護区画の使用実態と二酸化炭素の危険性を考慮した極めて高い安全対策が施されていること。

ア 当該部分の用途、利用状況等から判断して、部外者、不特定の者等が入入するおそれのある部分

イ 当該部分の用途、利用状況等から判断して、関係者、部内者など定常的に人のいる可能性のある部分

ウ 防災センター、中央管理室など、総合操作盤、中央監視盤等を設置し、常時人による監視、制御等を行う必要がある部分

(2) 貯蔵容器の設置場所

政令第16条第6号及び省令第19条第5項第6号によるほか、次によること。

ア 政令第16条第6号に規定する不活性ガス消火剤の貯蔵容器（以下第7において「貯蔵容器」という。）の設置場所（以下第7において「貯蔵容器室」という。）は、防護区画を通ることなく出入することができ、かつ、第5章第2屋内消火栓設備1（1）ア（ア）（aのただし書を除く。）を準用すること。◆

イ タワー方式の機械式駐車場で、次により防護区画の内部を区画して貯蔵容器室を設置した場合には、防護区画を通った位置に設置することができる。

（ア）外壁部分には点検口を設置し、外部から容器弁を手動で開放できること。

（イ）防護区画と貯蔵容器室は、密閉構造となっていること。

ウ 貯蔵容器室には、当該消火設備の貯蔵容器の設置場所である旨の表示をすること。

(3) 貯蔵容器等

貯蔵容器は、省令第19条第5項第6号の2及び第6号の3の規定によるほか、次によること。

ア 高圧ガス保安法令に適合するものであること。◆

イ 省令第19条第5項第10号に規定する低圧式貯蔵容器の設ける放出弁は、「不活性ガス消火設備等の放出弁の基準」（平成7年消防庁告示第1号）に適合すること。◆

なお、放出弁は、原則として認定品を使用すること。

(4) 選択弁

ア 省令第19条第5項第11号イの規定により選択弁を設ける場合、貯蔵容器から各防護区画までは、3以上の選択弁を経由しないものであること。

なお、複数の選択弁を経由する場合は、次によること。

- (ア) 選択弁の起動は次によること。
- a 選択弁をガス圧で起動するものは、選択弁ごとに起動用ガス容器を設置すること。
 - b 起動用ガス容器のソレノイドに至る配線は、耐熱配線とすること。
- (イ) 系統選択弁（貯蔵容器室集合管からの1次弁）は、貯蔵容器室内に設置すること。
- (ウ) 区画選択弁（系統選択弁からの2次弁）を貯蔵容器室と異なる場所に設置する場合は次によること。
- a 専用の室又はパイプシャフト等に設置すること。
 - b パイプシャフト等を他の配管と共用する場合には、保護箱（不燃材料）で覆い、区画選択弁である旨を表示すること。
 - c 専用の室又はパイプシャフトの扉は不燃材料とし、扉の表面には区画選択弁である旨を表示すること。
- (エ) 系統選択弁と区画選択弁との間には、相互に作動状態を表示する装置（表示灯等）及び相互通話装置を設置すること。
- イ 省令第19条第5項第11号ロの選択弁の設置場所は、貯蔵容器の直近又は火災の際に容易に接近することができ、かつ、人がみだりに出入しない場所とすること。
- ウ 省令第19条第5項第11号ニの選択弁は、「不活性ガス消火設備等の選択弁の基準」（平成7年消防庁告示第2号）に適合すること。◆
- なお、選択弁は、原則として認定品を使用すること。

(5) 容器弁等

- 省令第19条第5項第6号の2、第8号、第9号ニ、第12号及び第13号ニの容器弁、安全装置及び破壊板（以下第7において「容器弁等」という。）は、「不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準」（昭和51年消防庁告示第9号）に適合すること。◆
- なお、原則として認定品を使用すること。

(6) 容器弁開放装置

- ア 容器弁開放装置は、手動でも開放できる構造であること。
- イ 電磁開放装置を用いて直接容器弁を開放するもので、同時に開放する貯蔵容器の数が7以上のものにあつては、当該貯蔵容器に2以上の電磁開放装置を設けること。

(7) 配管等

- ア 配管は、省令第19条第5項第7号の規定によるほか、起動用ガス容器と貯蔵容器を接続する操作管には、誤作動防止のための逃がし弁（リリースバルブ）を設けること。ただし、二酸化炭素消火設備のシステムにおいて、操作管への逃がし弁の設置以外の方法により、操作管内の圧力上昇による誤作動を防止するための措置が講じられている場合はこの限りでない。
- イ 逃がし弁は、別記「二酸化炭素消火設備の逃がし弁の基準」によること。

ウ 閉止弁は、省令第19条第5項第19号イ（ハ）の規定及び「不活性ガス消火設備の閉止弁の基準」（令和4年消防庁告示第8号）によるほか、次によること。◆

（ア）閉止弁の操作箱に点滅する表示灯を設け、かつ、受信機又は制御盤にも点滅する表示灯を設けること。

（イ）表示灯による点滅表示ができない場合は、警報音を付加すること。

（8）噴射ヘッド

省令第19条第2項第4号の規定の噴射ヘッドは、「不活性ガス消火設備等の噴射ヘッドの基準」（平成7年消防庁告示第7号）に適合すること。◆

なお、噴射ヘッドは、原則として認定品を使用すること。

（9）防護区画の構造等

防護区画は、政令第16条第1号及び省令第19条第5項第3号並びに第4号の規定によるほか、次によること。

ア 防護区画は、2以上の室にまたがらないこと。ただし、通信機器室、電子計算機器室の付室等で次のすべてに該当する場合は、同一の防護区画として取り扱うことができる。

（ア）二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備の設置に有効性があり、消火剤放出時の安全性が確保できること。

（イ）居室、廊下等の用に供されないこと。

（ウ）主たる部分と同一防護区画とすることに構造、機能上妥当性があること。

イ 防護区画に設ける出入口の扉は、ガス放出による室内圧の上昇により容易に開放しない自動閉鎖装置付きのものとし、放出された消火剤が漏洩しないものとする。

ウ 防護区画の避難上主要な扉は、避難の方向に開くことができるものとする。

エ 防護区画の自動閉鎖装置（ダクト等の閉鎖装置）に放出ガスの圧力を用いるものにあつては、起動用ガス容器のガスを用いないこと。

オ 開口部にガラスを用いる場合にあつては、網入りガラス、線入りガラス又はこれと同等以上の強度を有し、かつ、耐熱性を有するものとする。

カ 防護区画内には、避難経路を明示することができるよう誘導灯を設けること。ただし、非常照明が設置されているなど、十分な照明が確保されている場合は、誘導標識によることができる。

キ 防護区画からの安全な避難を確保するため、次によること。ただし、無人となる場所又は電気室、機械室等で特定少数の者が出入する場所は、（イ）によることで足りること。

（ア）防護区画に設ける避難口は、2以上とし、かつ、二方向避難が確保できるように設けること。この場合、手動式の起動装置は、防護区画内を

見とおせる出入口 1 箇所には設けることとして差し支えないこと。

(イ) 当該防護区画の各部分から一の避難口までの歩行距離が20m以下にすること。

(ウ) 地階の防護区画の床面積は、400㎡以下とすること。ただし、防火対象物の地階の階数が1である場合で、防護区画に接してドライエリア等から有効に避難できる場合は、この限りでない。

なお、ドライエリア等とは、当該防護区画の外周が2面以上及び周長の2分の1以上がドライエリア、その他の外気に開放された部分で、かつ、次の条件を満たすものをいう。

a 開口部が面するドライエリア等の幅は、当該開口部がある壁から2.5m以上であること。

b ドライエリア等には、地上に出るための傾斜路、階段等の施設が設けられていること。

ク タワー方式の機械式駐車場等の高さのある防護区画に設ける全ての開口部には、消火剤放出前に閉鎖できる自動閉鎖装置が設けられていること（開口部に対する消火剤の付加は行わないものであること）。

(10) 防護区画の隣接部分等

防護区画に隣接する部分は省令第19条第5項第19号の2によるほか、次によること。

ア 省令第19条第5項第19号の2のただし書に規定する「防護区画において放出された消火剤が開口部から防護区画に隣接する部分に流入するおそれがない場合又は保安上の危険性がない場合」は、次のとおりとすること。



(ア) 隣接する部分が、直接外気に開放されている場合若しくは外部の気流が流通する場合

(イ) 隣接する部分の体積が、防護区画の体積の3倍以上である場合（防護区画と当該防護区画に隣接する部分の規模、構造等から判断し、隣接する部分に存する人が、高濃度の二酸化炭素を吸入するおそれのある場合を除く。）

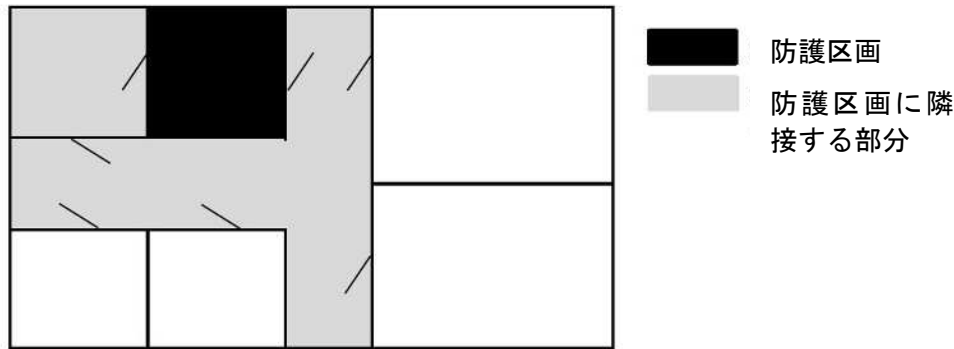
(ウ) 漏洩した二酸化炭素が滞留し、人命に危険を及ぼすおそれがない場合
イ 省令第19条第5項第19号の2の規定によるほか、次によること。

(ア) 防護区画に隣接する部分に設ける出入口の扉（当該防護区画に面するもの以外のもので、通常の出入り又は避難経路として使用されるものに限る。）は、その部分の内側から外側に容易に開くことができるものとすること。

(イ) 防護区画に隣接する部分には、防護区画から漏洩した二酸化炭素が滞留するおそれのある地下室、ピット等の窪地が設けられていないこと。

やむを得ずピット等（メンテナンスのためにやむを得ず入室することがあるものに限る。）を設ける場合は、防水マンホールや防臭マンホー

ル等を用いるなど漏洩した二酸化炭素が流入しない措置を講じること。



防護区画に隣接する部分

(11) 制御盤等

ア 不活性ガス消火設備には、次により制御盤及び火災表示盤（以下第7において「制御盤等」という。）を設けること。ただし、自動火災報知設備の受信機又は制御盤が火災表示盤の機能を有するものにあつては、火災表示盤を設けないことができる。

(ア) 制御盤

省令第19条第5項第19号の3の規定の制御盤は、「不活性ガス消火設備等の制御盤の基準を定める件」（平成13年消防庁告示第38号）に適合すること。◆

なお、制御盤は、原則として認定品を使用すること。

(イ) 火災表示盤

制御盤からの信号を受信し、次の表示等を行うものであること。

- a 防護区画ごとに音響警報装置の起動又は感知器（消火設備専用の感知器及び自動起動に用いる自動火災報知設備の感知器）の作動を明示する表示灯（当該表示灯は兼用することができる。）
- b aの表示灯が点灯した場合には、ベル・ブザー等の警報機による警報音を鳴動すること。
- c 手動起動装置の放出用スイッチの作動を明示する表示（一括表示）
- d 消火剤が放出した旨を明示する表示（一括表示）
- e 起動方式が自動式のものにあつては、自動式の状態又は手動式の状態を明示する表示
- f 起動回路が異常である旨を明示する表示（一括表示）
- g 閉止弁が閉止されている旨を明示する表示（一括表示）

イ 制御盤等の設置場所は、次によること。

(ア) 火災による影響、震動、衝撃又は腐食のおそれのない場所であること。

(イ) 点検に便利な場所であること。

(ウ) 制御盤は、貯蔵容器の設置場所又はその直近に設けること。

なお、消火剤放出時に保安上支障がない場合は制御盤を守衛室等常時

人のいる場所に設けることができる。

(エ) 火災表示盤は、防災センター等常時人のいる場所に設けること。

ウ 制御盤付近には、省令第19条の2第4号に規定する図書を備えること。

(12) 起動装置

ア 起動方式の区分単位

省令第19条第5項第14号に規定する起動装置の起動方式（手動起動及び自動起動の方式をいう。）は、同一の防火対象物で管理権原者が異なる部分が存する場合は、当該部分ごとに取り扱うことができるものとする。

イ 起動方式の種別

(ア) 起動方式は、原則として手動式とすること。◆

(イ) 省令第19条第5項第14号イ（イ）ただし書の規定により自動式とすることができる場合は、次に掲げるものとする。◆

- a 常時人のいない防火対象物で二次災害の発生するおそれのないもの
- b 夜間等無人となる防火対象物の当該無人となる時間帯で、かつ、二次災害の発生するおそれのないもの。

ウ 起動状態

(ア) 手動式の場合には、手動起動のみできるものであること。◆

(イ) 自動式の場合には、自動起動及び手動式ができるものであること。◆

なお、自動式の二酸化炭素消火設備に設ける手動式の起動装置は、二酸化炭素消火設備起動用の感知器の作動と手動式の起動装置の作動で放出するものとする。

エ 手動起動装置の操作箱は、評定品（別紙「二酸化炭素消火設備の安全対策に係る制御盤等の技術基準について」（平成4年2月5日付け消防予第22号、消防危第11号）の「二酸化炭素消火設備の操作箱の基準」とし、省令第19条第5項第15号によること。

オ 起動装置は、省令第19条第5項第14号から第16号までの規定及び「ハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について」（平成3年8月16日付け消防予第161号・消防危第88号。以下「抑制通知」という。）第3二酸化炭素消火設備の安全対策について（4及び5を除く。）によるほか、次によること。

(ア) 起動装置が設けられている場所は、起動装置及び表示を容易に識別できる明るさが確保されていること。

(イ) 起動装置は、照明スイッチ、非常ベル等他の設備の操作とまぎらわしい操作方法を避け、消火のため意識して操作しなければ起動することができない機構とすること。

カ 手動起動装置又はその直近の個所に表示する保安上の注意事項には、次に掲げる内容を盛り込むこと。

(ア) 火災又は点検のとき以外は、当該手動起動装置に絶対に手を触れてはならない旨。

- (イ) 手動起動装置を設置した場所は、防火区画において放出された消火剤が流入するおそれがあるため、二酸化炭素消火設備を起動した後、速やかに安全な場所へ退避することが必要である旨（当該場所について、消火剤が流入するおそれがない場合又は保安上の危険性がない場合を除く。）。
- キ 省令第19条第5項第14号イ（ロ）の規定中「消火剤の放射を停止する旨の信号を制御盤へ発信するための緊急停止装置」については、「二酸化炭素消火設備の安全対策に係る制御盤等の技術基準について（通知）」（平成4年2月5日付け消防予第22号・消防危第11号）別紙2「二酸化炭素消火設備の操作箱の基準」第3（4）に示す「消火剤の放出を停止できるスイッチ」等の装置とすること。◆
- ク 自動式の起動装置は、省令第19条第5項第16号によるほか、次によること。なお、その場合は、注意文章を自動火災報知設備の受信機及び二酸化炭素消火設備の制御盤に表示すること。
- (ア) 省令第19条第5項第16号イ（ロ）の規定中「二以上の火災信号により起動するもの」については、一の火災信号は自動火災報知設備の感知器から制御盤に、他の火災信号は消火設備専用設ける感知器から制御盤に入る方式、消火設備専用として設ける複数の感知器から複数の火災信号が制御盤に入る方式等とすること。◆
- (イ) (ア)による消火設備専用の感知器は、原則として熱式の特種、1種又は2種とすること。ただし、当該感知器では非火災報の発生が容易に予想される場所又は火災感知が著しく遅れることが予想される場合は、この限りでない。
- (ウ) 感知器は、省令第23条第4項に定める規定の例により設けることとし、設置条件に適合する感知器を適切に選択設置すること。
- (エ) 自動式により起動した当該起動装置の復旧は、手動操作によること。
- (オ) 制御盤等に自動手動切換装置が設けられるものにあつては、当該自動手動切換装置を起動装置に設けないことができるものであること。
- (カ) 消火設備専用と自動火災報知設備の感知器の別にかかわらず、感知器の作動を火災表示盤に明示すること。
- (キ) (カ)により、感知器の作動を制御盤以外で受信する場合には、当該受信する機器等に不活性ガス消火設備と連動している旨を表示すること。
- (13) 音響警報装置
- ア 省令第19条第5項第17号及び第19号の2ハの規定によるほか、次によること。◆
- (ア) 音響警報装置のスピーカーは、当該防護区画の各部分からスピーカーまでの水平距離が25m以下となるように反響等を考慮して設けること。
- なお、音声による警報装置だけでは効果が期待できない場合には、赤色回転灯等の視覚による警報装置を併設すること。なお、防護区画に係る警報と防護区画に隣接する部分に係る警報は同一の内容とすることが

できるものであること。

(イ) 音響警報装置のスピーカーは、自動火災報知設備の地区音響装置（音声によるものに限る。）又は放送設備のスピーカーと近接して設置しないこととし、他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるものとする。

イ 省令第19条第5項第17号ニによる音響警報装置は「不活性ガス消火設備等の音響警報装置の基準」（平成7年消防庁告示第3号）に適合すること。



なお、音響警報装置は原則として認定品とすること。

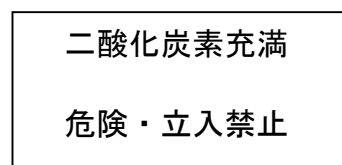
ウ 省令第19条第5項第17号の規定によるほか、音響警報装置は、火災の際に延焼のおそれのない場所で、かつ、維持管理が容易にできる場所に設けること。

(14) 放出表示灯

ア 省令第19条第5項第19号イ（ニ）及び第19号の2ロに規定する放出表示灯は、次によること。

イ 防護区画に隣接する部分が廊下であり、防護区画に隣接する廊下に面して出入口があり、その室内側に（16）に規定する注意銘板を設置し、防護区画に隣接する廊下に、誘導灯を政令第26条の技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したときは、注意銘板が設置された扉の室内側は、省令第19条第5項第19号の2ロの規定にかかわらず、放出表示灯を設けないことができる。

ウ 放出表示灯は次の例により設置すること。なお、防護区画に係る放出表示灯と防護区画に隣接する部分に係る放出表示灯は、同一のものを設置することができること。



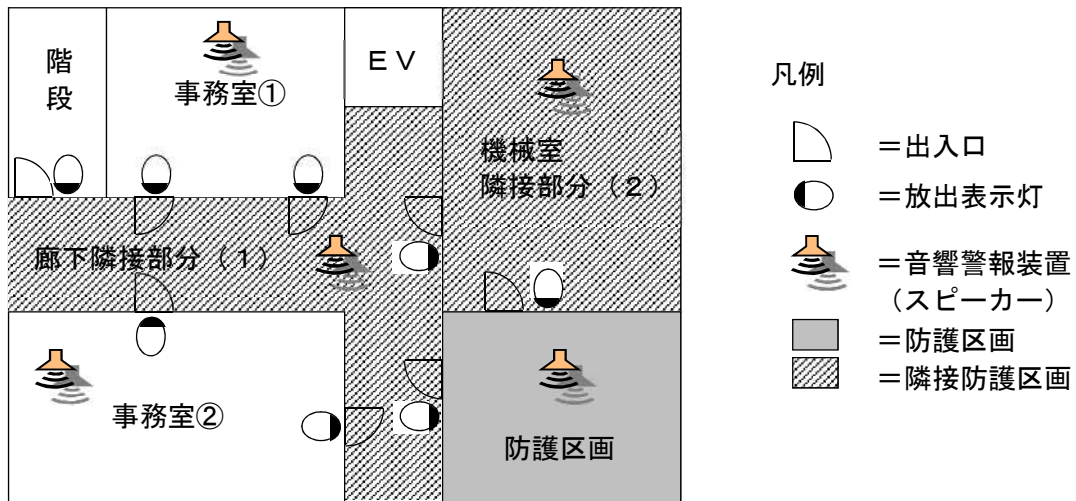
大きさ：縦 8 cm以上
 ：横 28 cm以上
 地 色：白
 文字色：赤（消灯時は白）

エ 放出表示灯は、防護区画又は、防護区画に隣接する部分の出入口等のうち、通常の出入り又は退避経路として使用される出入口の見やすい箇所に設けること。

オ 放出表示灯の点灯のみでは、十分に注意喚起が行えないと認められる場合にあっては、放出表示灯の点滅及び赤色の回転灯の付置等の措置を行うこと。

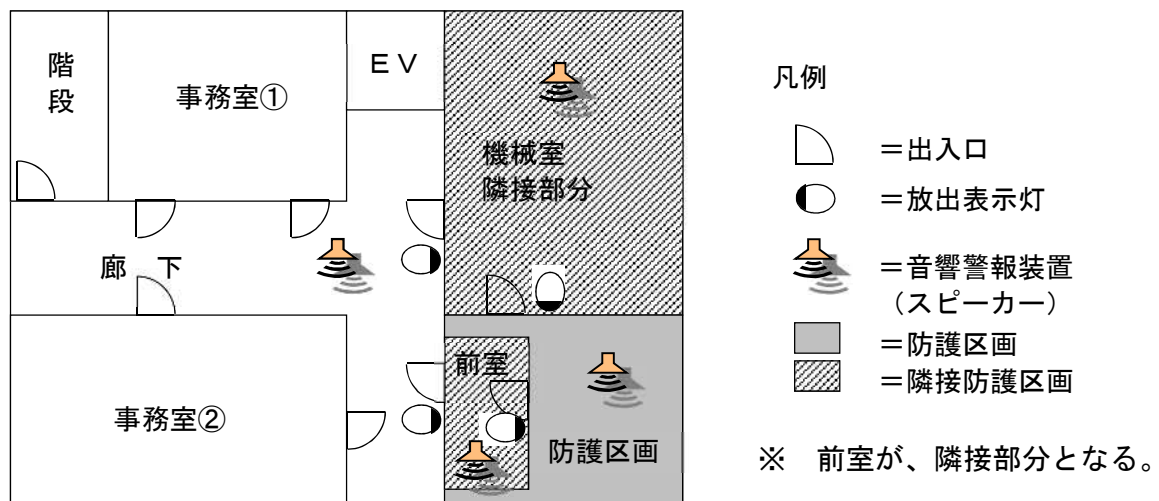
不活性ガス消火設備の放出表示灯等の設置例

1 放出表示灯等の設置例（1）



- ※ 事務室①及び②には、省令に基づき放出表示灯を設け、さらに音響警報装置を設けたもの。
- ※ この場合の事務室①及び②では、音響警報装置を設けることにより、放出表示灯の設置を省略することができる。

2 放出表示灯等の設置例（2）（防護区画に前室を設け、これを隣接部分とした場合）



※ 前室が、隣接部分となる。

(15) 標識

省令第19条第5項第19号イ（ホ）の規定中「二酸化炭素を貯蔵する貯蔵容器を設ける場所及び防護区画の出入口等の見やすい箇所」は、当該貯蔵容器を設ける場所となる室及び防護区画の各々の外側のみが該当すること。◆

標識の例については、「消防法施行規則第19条第5項第19号イ（ホ）に規定する標識の例の掲載について」（令和4年12月12日付け事務連絡）によるほか、次によること。

ア 省令第19条第5項第19号イ（ホ）に定める事項については、次の例による

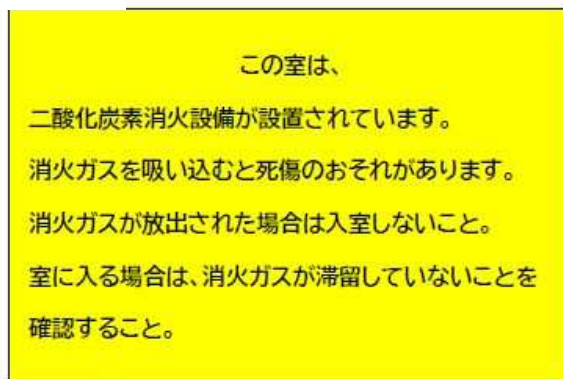
こと。

図 1



大きさ：縦 30 cm 以上、横 30 cm 以上
 地 色：白色
 人 　：黒色
 煙 　：黄色
 文字色：「CO₂」及び「二酸化炭素 CARBON DIOXIDE」は黒色、「危険」及び「DANGER」は黄色
 シンボル：地色は黄色、枠は黒色、感嘆符は黒色

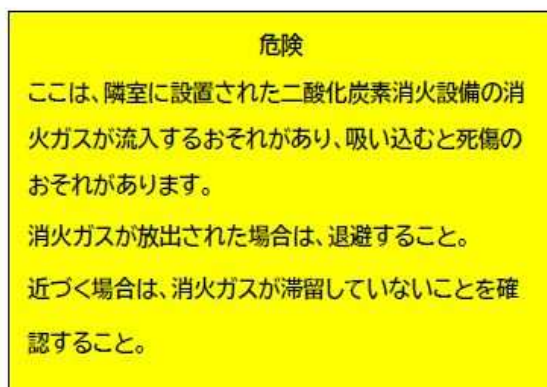
図 2



大きさ：縦 20 cm 以上、横 30 cm 以上
 地 色：黄色
 文字色：黒色

(16) 注意銘板

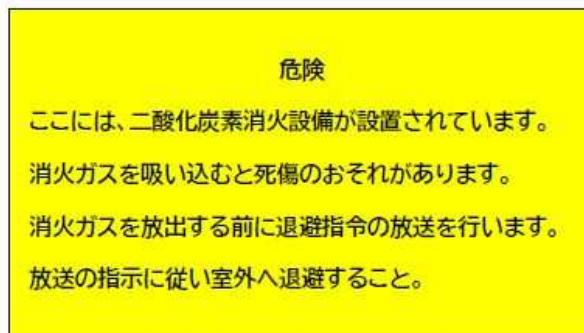
ア 防護区画に隣接する部分の出入口の見やすい箇所には、次図の例により注意銘板を設けること。また、あわせて (15) 図 1 を設けること。



大きさ：縦 20 cm 以上、横 30 cm 以上
 地 色：黄色
 文字色：黒色

イ 防護区画内の見やすい位置に、保安上の注意事項を表示した注意銘板

を次図の例により設けること。また、あわせて(15) 図 1 を設けること。



大きさ：縦 27 cm 以上、
横 48 cm 以上
地 色：黄色
文字色：黒色

(17) 排出措置等

ア 省令第19条第5項第18号及び第19号の2イに規定する消火剤の排出する装置は、次によること。◆

(ア) 排気機器を用いる排出方法

- a 排出装置により屋外の安全な場所に排出できるもので原則として専用のとするが、防護区画等から排出した消火剤が他室に漏れいしない構造のものにあつては、この限りでない。また、防護区画に係る排出装置と当該防護区画に隣接する部分に係る排出装置は兼用することができる。
- b ポータブルファンを用いる排出装置(排気用の風道及び当該風道の専用連結口を設ける場合に限る)は、排気が漏れないよう風道内を陰圧とし、ポータブルファンは、屋外排出口の直近に設けること。
- c 機械換気による場合には、1時間以内(おおむね3～5回/h)に放出された二酸化炭素を排出できるように設けること。
- d 排気装置の起動装置と設備の手動起動装置を並べて設置すること。また、排気装置の操作部は、防護区画及び当該防護区画に隣接する部分を経由せずに到達できる位置とすること。

(イ) 自然排気による排出方法

開放できる開口部で、外気に面する開口部(防護区画の床面からの高さが階高の3分の2以下の位置にある開口部に限る。)の大きさが当該防護区画の床面積の10%以上で、かつ、容易に消火剤が拡散されるものであること。

イ 排出装置及び復旧操作を要する自動閉鎖装置は、当該防護区画の外から容易に操作できるものであり、かつ、その直近に当該装置である旨の標識を設けること。

ウ 省令第19条第5項第18号及び第19号の2イに規定する消火剤を排出する安全な場所とは、周辺に人の通行や滞留がなく、かつ、消火剤が滞留するおそれのある窪地等がない場所をいうものであること。◆

エ 排出装置等に係る図書(排出装置の起動装置の位置、ダクト系統図、排出

場所、ポータブルファンの配置場所等)を防災センター等にも備えつけておくこと。

(18) 非常電源・配線等

政令第16条第7号(省令第19条第5項第20号)及び省令第19条第5項第21号の規定による非常電源・配線等は、第5章第2屋内消火栓設備を準用すること。

(19) 遅延装置について

ア 遅延時間は、省令第19条第5項第19号イ(イ)の規定によるほか、退避時の歩行速度等、各部分の条件を考慮し、十分な遅延時間を設定すること。

イ 次の(ア)又は(イ)のいずれか小さい方の時間により算出すること。

(ア) 次の計算式により算出する遅延時間

$$t = \left(\frac{l_{room}}{v} + t_{start} \right) \times 1.5$$

$$\left[\begin{array}{l} t : \text{遅延時間 (単位 秒)} \\ l_{room} : \text{当該居室等の最遠部分から当該居室の出口の一に至る歩行距離 (単位 m)} \\ v : \text{歩行速度} = 1 \text{ m/秒} \\ t_{start} : \text{避難開始時間} = 15 \text{ 秒 (駐車のために供される部分にあつては 30 秒)} \end{array} \right]$$

(イ) 次の計算式により算出する最大遅延時間

a 手動起動の場合

$$t_{max} = 150 - \left(\left(\frac{l_{room}}{v} \right) \times 1.5 \right)$$

b 自動起動の場合

$$t_{max} = 90$$

$$\left[\begin{array}{l} t_{max} : \text{最大遅延時間 (単位 秒)} \\ l_{room} : \text{当該居室等の最遠部分から当該居室の出口の一に至る歩行距離 (単位 m)} \\ v : \text{歩行速度} = 1 \text{ m/秒} \end{array} \right]$$

ウ イ(ア)により算出した時間が、イ(ア)の最大遅延時間を超える区画にあつては、当該区画に二酸化炭素消火設備を設置することが望ましくないことから、次のいずれかの対応をとること。

(ア) 二酸化炭素消火設備以外の消火設備の設置

(イ) イ(ア)により算出する時間が最大遅延時間を超えないような区画の大きさへの変更

(20) 二酸化炭素消火設備の維持管理及び安全対策について

二酸化炭素消火設備の維持管理については、省令第19条の2の規定によるほか、次によること。

ア 防護区画及び当該防護区画に隣接する部分の利用者、利用状況等について、十分な管理をすること。

イ 維持管理点検等のために、関係者のみが入り出す場所にあつては、当該部分の関係者以外の者が入り出できないように入出口の管理の徹底を図ること。

また、閉止弁を閉止せずに防護区画内に人が立ち入ることを禁止すること。

ウ 防火管理者、利用者及び作業員等に対して、二酸化炭素の人体に対する危険性、設備の適正な取り扱い方法、作動の際の通報、警報音並びに避難経路及び方法等について、周知徹底すること。

エ 工事等のため防護区画内に立ち入る場合は閉止弁を閉止することとなるため、工事又は点検実施中に火災が発生した場合の対応について、計画を定め、作業員等に周知徹底すること。

オ 建物関係者が不在となる夜間等の時間帯において、機械式駐車場等のメンテナンス等のため緊急的に作業員等が防護区画に立ち入ることが想定される建物にあつては、閉止弁が設けられた部分に当該作業員等が立ち入って閉止弁を確実に閉止することができるよう、所要の計画等を定めておくこと。

カ 工事等の終了後は、閉止弁を確実に開放すること。

キ 二酸化炭素消火設備が作動し、二酸化炭素が放出された場合には、直ちに消防機関への通報、当該設備の設置・保守点検等に係る専門業者等への連絡を行うとともに、二酸化炭素が放出された防護区画及び当該防護区画に隣接する部分への立ち入りを禁止すること。

ク 二酸化炭素が放出された防護区画及び当該防護区画に隣接する部分に立ち入る場合にあつては、消防機関、専門業者等の指示に従うとともに、次の事項に留意すること。

(ア) 二酸化炭素の排出は、消火が完全にされていることを確認した上で行うこと。

(イ) 防護区画及び当該防護区画に隣接する部分に入室する場合は、二酸化炭素が十分に排出されていることを確認した後とすること。

ケ 避難訓練等で音響警報装置の警報音を聞く機会を設けること。

コ 次に示す図書を備え付けること。

(ア) 機器構成図

(イ) 系統図

(ウ) 防護区画及び貯蔵容器を貯蔵する場所の平面図

(エ) 閉止弁の開閉操作手順及び手動自動切替え装置の操作手順

(21) 二酸化炭素消火設備が設置されている部分で工事等を行う場合の留意事項

二酸化炭素消火設備が設けられている付近で、他の設備機器の設置工事、改修工事（特にはつり工事等）又はメンテナンスが行われる場合は、(20) 及び抑制通知第3 二酸化炭素消火設備の安全対策について5によること。

別記 二酸化炭素消火設備の逃がし弁の基準

第1 趣旨

この基準は、「二酸化炭素消火設備の設置に係るガイドライン」(令和4年11月24日付け消防予第573号)第11に基づいて設置する二酸化炭素消火設備に用いる逃がし弁の構造、機能等について定めるものとする。

第2 構造及び機能

逃がし弁の構造は、次に定めるところによる。

- (1) 作動圧力で開放し大気にガスを逃がし、閉止圧力で閉止するものであること。
- (2) 使用時に破壊、亀裂等の異常を生じないものであること。
- (3) ほこり又は湿気により機能に異常を生じないものであること。
- (4) 本体の外表面は、使用上支障のおそれがある腐食、割れ、きず又はしわがないものであること。
- (5) さびの発生により機能に影響を与えるおそれのある部分は、有効な防錆処理を施したものであること。
- (6) ゴム及び合成樹脂等は、容易に変質しないものであること。

第3 耐圧試験

逃がし弁の弁箱は、二酸化炭素消火設備の最高使用圧力(温度40度における起動用ガス容器、貯蔵容器又は貯蔵タンクの蓄圧全圧力。以下同じ)の1.5倍の水圧力を2分間加えた場合に、漏れ又は変形を生じないものであること。

第4 気密試験圧力

逃がし弁は、二酸化炭素消火設備の最高使用圧力の窒素ガス又は空気圧力を5分間加えた場合に、漏れを生じないものであること。

第5 作動試験

逃がし弁は0.25MPa以下の作動圧力で開放し、作動圧力以上3.5MPa以下の閉止圧力で閉止すること。

第6 表示

逃がし弁には、次に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

- (1) 製造者名又は商標
- (2) 製造年又は型式

2 局所放出方式

二酸化炭素を消火剤とする局所放出方式の不活性ガス消火設備については、次によること。

(1) 局所放出方式の不活性ガス消火設備の設置場所

局所放出方式の不活性ガス消火設備は、駐車のために供される部分及び通信機器室以外の部分で、次に適合する場所に設置することができるものであること。

ア 予想される出火箇所が特定の部分に限定される場合

イ 全域放出方式又は移動式の設置が不相当と認められる場合

(2) 貯蔵容器の場所

1 (2) によること。

(3) 貯蔵容器等

1 (3) によること。

(4) 選択弁

1 (4) によること。

(5) 容器弁等

1 (5) によること。

(6) 容器弁開放装置

1 (6) によること。

(7) 配管等

1 (7) によること。

(8) 噴射ヘッド

1 (8) によること。

(9) 制御盤等

1 (11) によること。

ただし、省令第19条第5項第19号イ(イ)に規定される遅延装置は、設けないことができる。

(10) 起動装置

1 (12) によること。

(11) 音響警報装置

1 (13) によること。

(12) 排出装置等

1 (17) によること。

(13) 非常電源・配線等

1 (18) によること。

3 移動式

二酸化炭素を消火剤とする移動式の不活性ガス消火設備については、次によること。

(1) 設置できる場所

省令第19条第6項第5号に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」は、第2章第20によるほか、政令第13条第1項の規定による電気設備が設置されている部分又は多量の火気を使用する部分で、次のいずれかに該当する部分とすること。◆

ア 地上1階及び避難階にある部分で、地上から容易に手動又は遠隔操作により開放することができる開口部（外気に面するとびら等）の有効面積の合計が、床面積の15%以上である部分

イ 電気設備が設置されている部分又は多量の火気を使用する部分の床面積（当該設備の周囲5mで算出した場合に限る。）で、実際に当該部分が区画されている床面積の5分の1未満となる場所

(2) ホース等

省令第19条第6項第6号に規定するホース、ノズル開閉弁及びホースリールは、「移動式の不活性ガス消火設備等のホース、ノズル開閉弁及びホースリールの基準」（昭和51年消防庁告示第2号）に適合すること。◆

なお、原則として認定品を使用すること。

4 耐震措置

貯蔵容器、配管及び非常電源には、地震による振動等により破壊、移動、転倒を生じないように固定金具、アンカーボルト等で壁、床、はり等に堅固に固定すること。◆

5 冷凍室又は冷蔵室に設置する二酸化炭素

冷凍室又は冷蔵室に設置する二酸化炭素は、1(1)によるほか、次によること。

- (1) 消火剤の貯蔵量は、防護区画の内容量 1 m^3 につき 0.536 kg 以上の割合とすること。
- (2) 配管は、呼び径 20 A 以上のものを使用すること。
- (3) 放射時間は、15分を標準とすること。
- (4) 選択弁は手動式とし、各防護区画の出入口付近に設けるものに限り、音響警報装置については、当該出入口付近に設置することで足りるものであること。
- (5) 屋内から出入口の扉を開放でき、容易に退避できるものに限り、音響警報装置については、当該出入口付近に設置することで足りるものであること。
- (6) 噴射ノズルは、凍結防止のため、錫箔等で密封すること。

6 操作上の留意事項

二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備は、次の留意事項について、防火対象物関係者に徹底するものとする。

- (1) 不活性ガス消火設備の構造・機能の周知と操作に係る事故防止の徹底
- (2) 消火剤放出時の避難、内部進入の防止、消防機関（119番）への通報の徹底
- (3) 防護区画のとびら等に1（15）及び（16）に係る標識等の表示
- (4) 二酸化炭素の消火効果と放出による危険性の周知

7 データベース登録の周知

不活性ガス消火設備は、地球温暖化防止対策として、その設置状況を把握する必要から、法第17条の14の規定に基づく工事着工の届出の際に、「ガス系消火剤のデータベース登録に関する消防機関の対応について」（平成18年3月27日付け消防予第121号、消防危第87号）別添「データ登録ガイドブック」を活用し、特定非営利法人消防環境ネットワークのデータベースに登録する必要があることを届出者である消防設備士に対して周知すること。

8 総合操作盤

第5章第2屋内消火栓設備10を準用すること。

参考 管継手の等価管長

圧力配管用炭素鋼鋼管 (JIS G 3454)

Sch40 を使用する場合

(単位m)

種別		呼び径	15	20	25	32	40	50	65	80	90	100	125	150
ねじ込み式	45° エルブ		0.2	0.3	0.5	0.6	0.8	1.0	1.4	1.7	2.0	2.3	3.0	3.7
	90° エルブ		0.6	0.8	1.1	1.5	1.8	2.4	3.2	3.9	4.7	5.4	7.0	8.7
	ティー (直)		0.3	0.5	0.6	0.9	1.0	1.4	1.8	2.2	2.7	3.1	4.0	5.0
	ティー (分)		1.1	1.5	2.0	2.8	3.3	4.5	5.9	7.3	8.6	10.1	13.1	16.2
	ユニオン・フランジ		0.1	0.22	0.2	0.3	0.4	0.5	0.7	0.8	1.0	1.2	1.5	1.9
溶接式	45° エルブ		0.1	0.2	0.2	0.3	0.4	0.5	0.7	0.8	1.0	1.2	1.5	1.9
	90° エルブ		0.3	0.4	0.5	0.7	0.9	1.2	1.6	2.0	2.3	2.7	3.5	4.4
	ティー (直)		0.2	0.3	0.5	0.6	0.8	1.0	1.4	1.7	2.0	2.3	3.0	3.7
	ティー (分)		0.8	1.1	1.5	2.1	2.6	3.5	4.5	5.6	6.7	7.8	10.1	12.5
	ユニオン・フランジ		0.1	0.2	0.2	0.3	0.4	0.5	0.7	0.8	1.0	1.2	1.5	1.9

圧力配管用炭素鋼鋼管 (JIS G 3454)

Sch80 を使用する場合

(単位m)

種別		呼び径	15	20	25	32	40	50	65	80	90	100	125	150
ねじ込み式	45° エルブ		0.2	0.3	0.4	0.6	0.7	1.0	1.3	1.6	1.9	2.2	2.8	3.5
	90° エルブ		0.5	0.7	1.0	1.4	1.6	2.2	3.0	3.7	4.4	5.1	6.6	8.2
	ティー (直)		0.3	0.4	0.6	0.8	0.9	1.3	1.7	2.1	2.5	2.9	3.8	4.7
	ティー (分)		0.9	1.3	1.8	2.5	3.1	4.2	5.5	6.8	8.1	9.5	12.3	15.2
	ユニオン・フランジ		0.1	0.2	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	0.9	1.1	1.4	1.8
溶接式	45° エルブ		0.1	0.2	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	0.9	1.1	1.4	1.8
	90° エルブ		0.2	0.4	0.5	0.7	0.8	1.1	1.5	1.8	2.2	2.5	3.3	4.1
	ティー (直)		0.2	0.3	0.4	0.6	0.7	1.0	1.3	1.6	1.9	2.2	2.8	3.5
	ティー (分)		0.7	1.0	1.4	1.9	2.3	3.2	4.2	5.2	6.2	7.3	9.5	11.7
	ユニオン・フランジ		0.1	0.2	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	0.9	1.1	1.4	1.8

別紙

消防予第 22 号
消防危第 11 号
平成 4 年 2 月 5 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長
消防庁危険物規制課長

二酸化炭素消火設備の安全対策に係る制御盤等の技術基準について（通知）

改正 平成 13 年 3 月消防予第 103 号・消防危第 53 号、6 月消防予第 216 号

二酸化炭素消火設備は、ハロゲン化物消火設備に替わる消火設備として、今後、多数設置されることが予想されるが、過去に消火薬剤の誤放出事故が発生していることにかんがみ、「ハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について」（平成 3 年 8 月 16 日付け消防予第 161 号、消防危第 88 号）記第 3 において、その安全対策を定めご指導願っているところである。

今般、本安全対策に係る制御盤、操作箱及び閉止弁に係る構造、機能等の技術基準をそれぞれ別紙 1、2 及び 3 のとおり定めたので通知する。

また、貴職におかれては、その運用に遺憾のないように配慮されるとともに、管下市町村にもこの旨示達のうえ、よろしくご指導願いたい。

別紙 1 二酸化炭素消火設備の制御盤の基準〔廃止〕

別紙 2

二酸化炭素消火設備の操作箱の基準

第 1 趣旨

この基準は、「ハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について」（平成 3 年 8 月 16 日付け消防予第 161 号、消防危第 88 号）記第 3 に基づいて設置する二酸化炭素消防設備に用いる操作箱の構造、機能等について定めるものとする。

第 2 用語の意義

操作箱とは、手動起動装置のうち電気を使用するもので、音響警報装置の起動及び貯蔵容器の容器弁又は放出弁の開放のための操作部を収納するものをいう。

第 3 構造

操作箱の構造は、消防法施行規則第 19 条第 4 項第 15 号ホ、へ及びトの規定によるほか、次に定めるところによる。ただし、操作箱が制御盤に組込まれている場合は、外箱を兼用することができるものとする。

(1) 外箱の主たる材料は、次によること。

ア 不燃性又は難燃性の材料でつくること。

イ 腐食のおそれのある材料は、有効な防錆処理を施したものであること。

(2) 操作箱は、通常の衝撃に耐えるものであること。

(3) 操作箱の前面には、次に掲げるものを設けること。

ア 閉止弁閉止の旨の表示灯

イ 起動した旨を示す表示

(4) 局所放出方式専用のもを除き、消火剤の放出が停止できるスイッチ（以下「停止用スイッチ」という。）を設けること。

(5) 停止用スイッチは、放出起動用スイッチから独立したものであること。

(6) 放出起動用スイッチ及び停止用スイッチは、非ロック式のものであること。

(7) 音響警報起動用スイッチが設けられていること。

第 4 機能

操作箱の機能は、次によること。

(1) 扉の開放（防爆構造のものにあつては、音響警報起動用スイッチの操作）を行ったとき、音響警報起動信号が発せられること。

- (2) 放出起動用スイッチを操作したとき、放出起動信号が発せられ、起動した旨を示す表示をすること。
- (3) 停止用スイッチを操作したとき、放出停止信号が発せられ、起動した旨を示す表示が消えること。
- (4) 閉止弁閉止の信号を入力したとき、閉止弁閉止の旨の表示をすること。

なお、表示灯が点灯表示の場合は、警報音を発する機能を有すること。

第5 絶縁

充電部と金属製外箱等との間の絶縁抵抗は、直流 500V の絶縁抵抗計で測定した値が 3 メグオーム以上であること。

第6 耐電圧

充電部と金属製外箱等との間の絶縁耐力（耐電圧）は、50Hz 又は 60Hz の正弦波に近い下表の区分による試験電圧を 1 分間加えた場合、これに耐えること。

定格電圧の区分	試験電圧
60v 以下	500v
60v を超え 150v 以下	1,000v
150v を超えるもの	定格電圧 × 2 + 1,000v

第7 表示

操作箱には、次に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

- (1) 製造者名又は商標
- (2) 品名又は品番及び型式記号
- (3) 製造年
- (4) 取扱方法

別紙 3 二酸化炭素消火設備の閉止弁の基準〔廃止〕

別記 IG-541、IG-55及び窒素（IG-100）を消火剤とする不活性ガス消火設備の技術基準

1 適用範囲

この基準は、ガス系消火設備のうち、次に掲げるもの（全域放出方式に限る。）を設置するときに適用する。

- (1) IG-541消火設備
- (2) IG-55消火設備
- (3) 窒素（IG-100）消火設備

2 貯蔵容器の設置場所

貯蔵容器の設置場所は、政令第16条第6号及び省令第19条第5項第6号の規定によるほか、第5章第7不活性ガス消火設備1（2）によること。

3 貯蔵容器

貯蔵容器は、省令第19条第5項第6号の2の規定によるほか、高圧ガス保安法令に適合するものであること。◆

4 消火剤

貯蔵容器の貯蔵する消火剤は、政令第16条第5号及び省令第19条第4項第1号口の規定によるほか、次によること。

- (1) IG-541消火設備（消火剤にアの品質等の混合気体を用いるものをいう。以下同じ。）

ア 消火剤の品質等は次によること。

成 分	基 準	容 積 比
窒素	JIS K 1107 2級	52%±4%
アルゴン	JIS K 1105 2級	40%±4%
二酸化炭素	JIS K 1105 2種又は3種	8%±1%

イ 消火剤の量は、防護区画の体積（防護区画内の梁、柱等の機密構造物の体積を差し引いた体積）1 m²当たり0.472m³以上0.562m³以下を乗じた量とすること。◆

ウ 次の式により防護区画内の消火剤濃度を算出し、その値が37.6%以上43.0%以下の範囲であること。

$$C = \left\{ 1 - \exp\left(-\frac{W}{V}\right) \right\} \times 100$$

C: 防護区画内の消火剤濃度 (%)

W: 放出消火剤量 (m³)

V: 防護区画の空間体積 (m³)

(防護区画の体積から低減体積 (機密構造体) を差し引いた体積)

(2) IG-55消火設備 (消火剤にアの品質等の混合気体を用いるものをいう。以下同じ。)

ア 消火剤の品質等は次によること。

成 分	基 準	容 積 比
窒 素	JIS K 1107 2 級	50% ± 4 %
ア ル ゴ ン	JIS K 1105 2 級	50% ± 4 %

イ 消火剤の量は、防護区画の体積 (防護区画内の梁、柱等の機密構造物の体積を差し引いた体積) 1 m²当たり0.477m³以上0.562m³以下を乗じた量とすること。◆

ウ 次の式により防護区画内の消火剤濃度を算出し、その値が37.9%以上43.0%以下の範囲であること。

$$C = \left\{ 1 - \exp\left(-\frac{W}{V}\right) \right\} \times 100$$

C: 防護区画内の消火剤濃度 (%)

W: 放出消火剤量 (m³)

V: 防護区画の空間体積 (m³)

(防護区画の体積から低減体積 (機密構造体) を差し引いた体積)

(3) 窒素消火設備 (消火剤にアの品質等の混合気体を用いるものをいう。以下同じ。)

ア 消火剤の品質等は、JIS K 1107に規定する2級に適合するものであること。

イ 消火剤の量は、防護区画の体積 (防護区画内の梁、柱等の機密構造物の体積を差し引いた体積) 1 m²当たり0.516m³以上0.740m³以下を乗じた量とすること。◆

ウ 次の式により防護区画内の消火剤濃度を算出し、その値が40.3%以上52.3%以下の範囲であること。

$$C = \left\{ 1 - \exp\left(-\frac{W}{V}\right) \right\} \times 100$$

C: 防護区画内の消火剤濃度 (%)

W: 放出消火剤量 (m^3)

V: 防護区画の空間体積 (m^3)

(防護区画の体積から低減体積 (機密構造体) を差し引いた体積)

5 選択弁

選択弁は、省令第19条第5項第11号及び第12号の規定によるほか、第5章第7不活性ガス消火設備1(4)によること。

6 容器弁等

容器弁等は、第5章第7不活性ガス消火設備1(5)によること。

7 容器弁開放装置

容器弁開放装置は、第5章第7不活性ガス消火設備1(6)によること。

8 配管等

(1) 配管等は、省令第19条第5項第7号イの規定を準用するほか次によること。

配管は、次の圧力値に応じ第7—1表及び第7—2表に示す最高許容圧力値を満足するもの又は同等以上の強度を有し、かつ、適切な防食措置を施したものを使用すること。

ア 減圧装置を設けないものにあつては、40℃における貯蔵容器内圧力値

イ 減圧装置を設けるものにあつては、当該減圧装置の一次側は、40℃における貯蔵容器内圧力値とし、当該減圧装置の二次側は40℃における当該減圧装置の設定された圧力値又は計算された圧力値

ウ 容器弁と選択弁(系統選択弁及び区画選択弁を設けた場合は、区画選択弁を指す。)との間の配管部分に減圧装置としてオリフィスを設けるものにあつては、当該選択弁の一次側は40℃における貯蔵容器内圧力値とし、当該選択弁の二次側は40℃における当該オリフィス二次側での計算された圧力値

エ 選択弁(系統選択弁及び区画選択弁を設けた場合は、区画選択弁を指す。)の二次側の配管部分に減圧装置としてオリフィスを設けるものにあつては、当該オリフィスの一次側は40℃における貯蔵容器内圧力値とし、当該オリフィスの二次側は40℃における当該オリフィスの二次側での計算された圧力値

オ 貯蔵容器部分に減圧装置を設け、かつ、容器弁と選択弁(系統選択弁及

び区画選択弁を設けた場合は、区画選択弁を指す。)の間の配管部分にオリフィスを設けるものにあつては、当該選択弁の一次側は40℃における当該減圧装置の設定された圧力値とし、当該オリフィスの二次側での計算された圧力値

カ 貯蔵容器部分に減圧装置を設け、かつ、選択弁(系統選択弁及び区画選択弁を設けた場合は、区画選択弁を指す。)の二次側の配管部分にオリフィスを設けるものにあつては、当該オリフィスの一次側は40℃における当該減圧装置の設定された圧力値とし、当該オリフィスの二次側は40℃における当該オリフィスの二次側での計算された圧力値

キ 貯蔵容器部分に減圧装置を設けるものにあつては、当該減圧装置の一次側は40℃における貯蔵容器圧力値とし、当該減圧装置の二次側は40℃における減圧装置の設定された圧力値

ク 起動用ガス容器と貯蔵容器の間の配管には、誤作動防止のための逃し弁(リリーフバルブ)を設けること。

ケ 使用する配管の口径等は、圧力損失計算等により算定された配管の呼び径とすること。

第7—1表 継目無鋼管の最高許容圧力

接続方法	呼び径(A)	最高許容圧力(MPa)			接続方法	呼び径(A)	最高許容圧力(MPa)		
		Sch 40	Sch 80	Sch 160			Sch 40	Sch 80	Sch 160
溶接継続	15	16.3	25.4	36.2	ねじ継続	15	13.2	23.6	36.1
	20	13.6	21.4	35.0		20	10.8	19.5	34.7
	25	13.7	20.6	33.4		25	9.8	17.3	31.4
	32	11.7	18.1	25.8		32	8.4	15.2	23.5
	40	10.6	16.6	25.6		40	7.7	14.0	23.6
	50	9.1	14.5	26.0		50	6.6	12.2	24.3
	65	10.5	15.4	22.5		65	8.3	13.3	20.7
	80	9.6	14.4	22.9		80	7.6	12.5	21.3
	90	8.8	13.6	23.3		90	6.9	11.9	21.9
	100	8.3	12.9	22.0		100	6.6	11.3	20.7
	125	7.6	11.7	21.4		125	6.1	10.4	20.3
150	7.0	11.7	20.8	150	5.7	10.5	19.9		

Sch 40及びSch 80は、JIS G 3454圧力配管用炭素鋼鋼管(第7—2表において同じ)

Sch 160は、JIS G 3455高圧配管用炭素鋼鋼管

第7—2表 電気抵抗溶接鋼管の最高許容圧力

接続方法	呼び径 (A)	最高許容圧力 (MPa)			接続方法	呼び径 (A)	最高許容圧力 (MPa)		
		Sch 40	Sch 80	Sch 160			Sch 40	Sch 80	Sch 160
溶接接続	15	13.8	21.5	30.7	ねじ接続	15	11.2	20.0	30.6
	20	11.5	18.1	29.7		20	9.2	16.5	29.4
	25	11.6	17.5	28.3		25	8.3	14.6	26.6
	32	9.9	15.3	21.9		32	7.1	12.9	20.0
	40	9.0	14.1	21.7		40	6.5	11.8	20.0
	50	7.7	12.3	22.1		50	5.6	10.3	20.6
	65	8.9	13.0	19.0		65	7.0	11.3	17.5
	80	8.2	12.2	19.4		80	6.4	10.6	18.0
	100	7.0	10.9	18.0		100	5.6	9.6	17.5
	125	6.4	9.9	18.1		125	5.2	8.8	17.2
	150	5.9	9.9	17.7	150	4.9	8.9	16.9	

Sch 160は、JIS G 3456高圧配管用炭素鋼鋼管

9 噴射ヘッド

噴射ヘッドは、省令第19条第2項第2号口の規定によるほか、次によること。

(1) 機器

噴射ヘッドは、第5章第7不活性ガス消火設備1(8)によること。

(2) 放射時間◆

ア IG-541消火設備

4(1)イにより算出した消火剤の量の90%以上を1分以内に放射できること。

イ IG-55消火設備

4(2)イにより算出した消火剤の量の90%以上を1分以内に放射できること。

ウ 窒素 (IG-100) 消火設備

4(3)イにより算出した消火剤の量の90%以上を1分以内に放射できること。

10 防護区画の構造等

防護区画は、政令第16条第1号(ただし書を除く。)、省令第19条第5項第3号及び第4号口並びに第5章第6不活性ガス消火設備1(9)によること。

(1) 防護区画には、消火剤放出時の内圧上昇により破壊されないように、次の

式により算出した大きさ以上の避圧口を設けること。◆

ただし、防護区画の窓、内壁材等が、消火剤放出時の内圧上昇に充分耐える場合は、この限りでない。

ここで用いる消火剤流量は、消火剤噴射時の噴射ヘッドからの瞬間最大流量（計算式によっては毎分に換算して計算値とすること。）とすること。

ア IG-541消火設備

$$A = 134 \times \frac{Q}{\sqrt{P - \Delta P}}$$

A : 避圧口の必要開口面積 (c m²)
 Q : 消火剤流量 (m³/min)
 P : 許容区画内圧力 (P a)
 ΔP : 避圧用ダクトの損失 (P a)

イ IG-55消火設備

$$A = 134 \times \frac{Q}{\sqrt{P - \Delta P}}$$

A : 避圧口の必要開口面積 (c m²)
 Q : 消火剤流量 (m³/min)
 P : 許容区画内圧力 (P a)
 ΔP : 避圧用ダクトの損失 (P a)

ウ 窒素 (IG-100) 消火設備

$$A = 134 \times \frac{Q}{\sqrt{P - \Delta P}}$$

A : 避圧口の必要開口面積 (c m²)
 Q : 消火剤流量 (m³/min)
 P : 許容区画内圧力 (P a)
 ΔP : 避圧用ダクトの損失 (P a)

(2) (1) の避圧口に接続されるダクトは、避圧口以上の大きさを有するものとし、避圧に影響を及ぼす曲折部等を設けないこと。ただし、避圧の影響を考慮した避圧口を設置する場合には、曲折部等を設けることができる。

11 制御盤等

第5章第7不活性ガス消火設備1(11)(ア(イ)gを除く。)によること。

12 起動装置

起動装置は、省令第19条第5項第15号及び第16号の規定によるほか、次によること。

(1) 起動方式の区分単位

第5章第7不活性ガス消火設備1(12)アによること。

(2) 起動方式

ア 起動方式は、原則として自動式とすること。◆

ただし、常時人のいる場所で管理体制が確保されている場合は、手動式とすることができる。

イ 自動式の場合には、自動起動及び手動起動ができるものであること。◆

ウ 手動式の場合には、手動起動のみできるものであること。◆

(3) 機器

手動起動装置の操作箱は、第5章第6不活性ガス消火設備1(12)エを準用すること。

(4) 自動式の起動装置

第5章第7不活性ガス消火設備1(12)クによること。

(5) 起動用ガス容器は、省令第19条第5項第13号の規定によること。

13 音響警報装置

省令第19条第5項第17号の規定を準用するほか、第5章第7不活性ガス消火設備1(13)によること。

14 保安装置

省令第19条第5項第19号ロの規定によるほか、次によること。

(1) 放出表示灯

放出表示灯は、消火剤放出時に点灯又は点滅表示すること。

(2) 放出遅延装置

遅延時間を設ける場合は、極力短いものとする。

15 排出措置等

省令第19条第5項第18号の規定を準用するほか、第5章第7不活性ガス消火設備1(17)によること。

16 非常電源・配線等

非常電源・配線等は、政令第16条第7号並びに省令第19条第5項第20号及び第21号の規定によるほか、第5章第7不活性ガス消火設備1(18)によること。

17 消火剤放出時の圧力損失計算等

(1) IG-541消火設備

ア 適用範囲

この基準は、IG-541消火設備の消火剤放出時の圧力損失計算等を行う場合の方法について規定する。

イ 消火剤放出時の圧力損失計算の基準

圧力損失計算は、下記について（１）式を基本式として計算すること。

（ア）薬剤が配管を流れていくときに受ける摩擦

（イ）配管内を流れるときの薬剤の密度の変化によって流れの速度が変わるときに吸収する又は失うエネルギーに起因する圧力変化

$$2.73 \cdot Q^2 \cdot f \cdot L - 4.17 \cdot Q^2 \cdot d \cdot \int_{\rho_0}^{\rho_f} (1/\rho) d\rho + 105.7 d^5 \int_{P_0}^{P_f} 1.13 \rho \cdot 1 = 0$$

……………（１）式

Q : 流量 (kg/sec)	ρ_f : 配管部分の最後の密度 (kg/m ³)
L : 配管部分の等価管長 (m)	P : 配管部分の最初の密度 (kg/m ³)
f : 配管内部のムーディの摩擦損失係数 = 0.018 / d ^{0.25}	P ₀ : 配管部分の最初の圧力 (kg/cm ²)
ρ : 消火剤の密度 (kg/m ³)	P _f : 配管部分の最後の圧力 (kg/cm ²)
ρ_0 : 配管部分の最初の密度 (kg/m ³)	d : 配管内径 (cm)

ウ ノズル・オリフィスの直径は、（２）式により計算すること。

$$d' = 5.66 (Q/Y \cdot C \cdot \sqrt{\rho \cdot \Delta P})^{1/2}$$

……………（２）式

Q : 消火剤流量 (kg/sec)	ΔP : オリフィス前後の圧力差 (kg/cm ²)
d' : オリフィスの直径 (mm)	C : 放出の流量係数
ρ : 消火剤の密度 (kg/m ³)	Y : 膨張係数

エ ノズル・オリフィス等価噴口面積は、（３）式により計算すること。

$$A = Q_n - Q_a$$

……………（３）式

（２）IG-55消火設備

ア 適用範囲

この基準は、IG-55消火設備の消火剤放出時の圧力損失計算等を行う場合の方法について規定する（圧力損失、噴射ヘッドオリフィス径、減圧装置オリフィス径に係る計算式）。

イ 配管内圧力損失

配管内圧力損失は次の式から求めること。

$$\Delta P = \Delta P_D + \Delta P_S = \left(\lambda \cdot \bar{\rho} / 2 \cdot W^2 \cdot Z / D \right) + \left(\bar{\rho} \cdot g \cdot Z \cdot \sin \nu \right)$$

$$\Delta P_D = \lambda \cdot \bar{\rho} / 2 \cdot W^2 \cdot Z / D$$

$$\Delta P_s = \bar{\rho} \cdot g \cdot Z \cdot \sin \nu$$

ΔP : 区間の圧力損失 (Pa)	W : 流速 (m/sec)
ΔP_D : 動力 (Pa)	Z : 配管の長さ (m)
ΔP_s : 静力 (Pa)	D : 配管径 (m)
ρ : 平均密度 (kg/m ³)	g : 重力による加速度 (m/sec ²)
λ : 管摩擦係数	ν : 水平角

ウ 噴射ヘッドオリフィス径及び減圧装置オリフィス径
 噴射ヘッドオリフィス径及び減圧装置オリフィス径は次の式から求めること。

$$\Delta P_m = \lambda_m \cdot \bar{\rho} / 2 \cdot W_m^2$$

$$M = A_m \cdot \bar{\rho} \cdot W_m$$

$$\bar{\rho} = (\rho_0 + \rho_1) / 2$$

ΔP_m : オリフィス前後の差圧 (Pa)	ρ_1 : オリフィス下流側密度 (kg/m ³)
λ_m : 係数	W_m : オリフィス部流速 (m/sec)
ρ : 平均密度 (kg/m ³)	M : 全流量 (kg/sec)
ρ_0 : オリフィス上流側密度 (kg/m ³)	A_m : オリフィス面積 (m ²)

(3) 窒素 (IG-100) 消火設備

ア 適用範囲

この基準は、窒素消火設備の消火剤放出時の圧力損失計算等を行う場合の方法について規定する。

イ 消火剤放出時の圧力損失計算の基準

消火剤放出時の消火剤放出時の圧力損失計算は、次によるものすること。
 なお、消火剤放出時の圧力損失計算に用いる圧力は、すべて絶対圧力とすること。

(ア) 配管摩擦損失の計算は、次の式①によること。

$$\Delta P = P_s \left\{ 1 - \sqrt{1 - 1.119 \times 10^{-3} \lambda \frac{L}{D} \frac{T}{P_s^2} \frac{Q^2}{A^2}} \right\} \quad \dots\dots\dots \text{式①}$$

ΔP : 区間の配管損失 (MPa)	T : 温度 (K)
P_s : 計算しようとする区間の出発点における圧力 (MPa)	D : 管内径 (cm)
λ : 管摩擦係数 (-)	Q : 流量 (m ³ /min)
L : 等価管長 (m)	A : 管断面積 (cm ²)

(イ) 噴射ヘッドの流率は、次の式②によること。

$$Q_A = 5.148 \sqrt{k \left(\frac{2}{k+1} \right)^{\frac{k+1}{k-1}} \frac{P_N}{v_N}} \quad \dots\dots\dots \text{式②}$$

Q_A : 流率 ($\text{m}^3/\text{min} \cdot \text{cm}^2$)

P_N : ノズル入口圧力 (MPa)

k : 気体の比熱比 (-)

v_N : ノズル入口比容積 (m^3/kg)

(ウ) 等価噴口面積は、次の式③によること。

$$A = \frac{Q_N}{Q_A} \quad \dots\dots\dots \text{式③}$$

A : 等価噴口面積 (cm^2)

Q_N : ノズル 1 個当たりの流量 (m^3/min)

Q_A : 流率 ($\text{m}^3/\text{min} \cdot \text{cm}^2$)

18 総合操作盤

省令第 19 条第 5 項第 23 号の規定を準用するほか、第 5 章第 7 不活性ガス消火設備 8 によること。

第8 ハロゲン化物消火設備

1 ハロゲン化物消火設備の使用抑制等

ジブロモテトラフルオロエタン（以下「ハロン2402」という。）、ブロモクロロジフルオロメタンハロン（以下「ハロン1211」という。）及びブロモトリフルオロメタン（以下「ハロン1301」という。）を消火剤とするハロゲン化物消火設備は、地球環境の保護の観点から設置を抑制しており、その設置にあたっては、原則として「ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について（通知）」（平成13年5月16日付け消防予第155号、消防危第61号（平成26年11月13日付け消防予466号、消防危第261号にて一部改正））及び「特定非営利活動法人環境ネットワーク設立に伴うハロンバンク推進協議会の業務の移行について」（平成17年12月26日付け消防予第411号、消防危第312号）によること。

2 全域放出方式

ハロン2402、ハロン1211及びハロン1301を消火剤とする全域放出方式のハロゲン化物消火設備は、次によること。

なお、HFC-227ea（ヘプタフルオロプロパン）及びHFC-23（トリフルオロメタン）を消火剤とするハロゲン化物消火設備については、別記1「HFC-227ea及びHFC-23を消火剤とするハロゲン化物消火設備の技術基準」に、ドデカフルオロー2-メチルペンタン-3-オンを放射するハロゲン化物消火設備については、別記2「ドデカフルオロー2-メチルペンタン-3-オンを放射するハロゲン化物消火設備の技術基準」によること。

(1) 貯蔵容器等の設置場所

消火剤の貯蔵容器又は貯蔵タンク（以下第8において「貯蔵容器等」という。）の設置場所は、政令第17条第5号及び省令第20条第4項第4号の規定によるほか、第5章第7不活性ガス消火設備1（2）によること。

【政令第17条第5号】

ハロゲン化物消火剤容器及び加圧用容器は、点検に便利で、火災の際の延焼のおそれ及び衝撃による損傷のおそれが少なく、かつ、温度の変化が少ない箇所に設けること。ただし、保護のための有効な措置を講じたときは、この限りでない。

(2) 貯蔵容器等

貯蔵容器等は、省令第20条第4項第4号の規定によるほか、次によること。

ア 高圧ガス保安法令に適合するものであること。◆

イ 加圧式の貯蔵容器等に設ける省令第20条第4項第4号ロ及び第5項の放出弁は、「不活性ガス消火設備等の放出弁の基準」（平成7年消防庁告示第

1号)に適合すること。◆

なお、原則として認定品を使用すること。

(3) 選択弁

選択弁は、省令第20条第4項第10号の規定による選択弁は、第5章第7不活性ガス消火設備1(4)を準用すること。

(4) 容器弁等

省令第20条第4項第4号イ、第6号の2、第8号及び第11号に規定する容器弁、安全装置及び破壊板(以下第8において「容器弁等」という。)は、「不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準」(昭和51年消防庁告示第9号)に適合すること。◆

なお、原則として認定品を使用すること。

(5) 容器弁開放装置

第5章第7不活性ガス消火設備1(6)を準用すること。

(6) 配管等

配管は、省令第20条第4項第7号によるほか、起動の用に供する配管で起動容器と貯蔵容器の間には、誤作動防止のための逃し弁(リリーフバルブ)を設けること。

(7) 噴射ヘッド

省令第20条第1項第4号に規定する噴射ヘッドは、「不活性ガス消火設備等の噴射ヘッドの基準」(平成7年消防庁告示第7号)に適合すること。◆

なお、原則として認定品を使用すること。

(8) 防護区画の構造等

ア 第5章第7不活性ガス消火設備1(9)(キを除く。)を準用すること。

イ 指定可燃物のうち、ゴム類等を貯蔵し、又は取り扱うものの防護区画の開口部は、階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所に面して設けないこと。

(9) 制御盤等

第5章第7不活性ガス消火設備1(11)(ア(イ)gを除く。)を準用すること。

(10) 起動装置

第5章第7不活性ガス消火設備1(12)を準用すること。

(11) 音響警報装置

省令第20条第4項第13号の規定によるほか、第5章第7消火設備1(13)を準用すること。なお、「ハロン1301を放射するものにあつては、音声による警報装置としないことができる」とあるが、原則として音声による警報装置とすること。

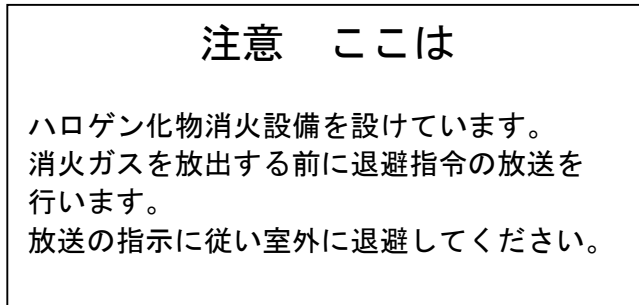
(12) 放出表示灯

第5章第7不活性ガス消火設備1(14)(イを除く。)を準用すること。

(13) 注意銘板

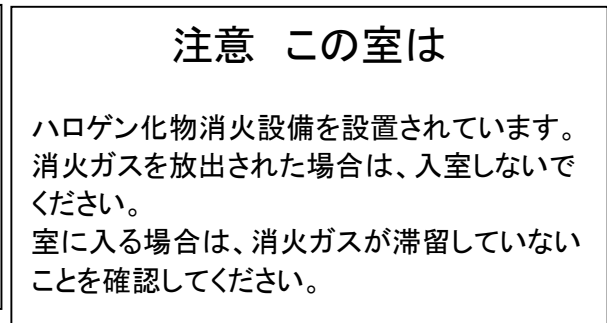
防護区画内の見やすい箇所及び放出表示灯を設けなければならない出入口の見やすい箇所には、保安上の注意事項を表示した注意銘板を次の図の例により設けること。

① 防護区画内に設置するもの



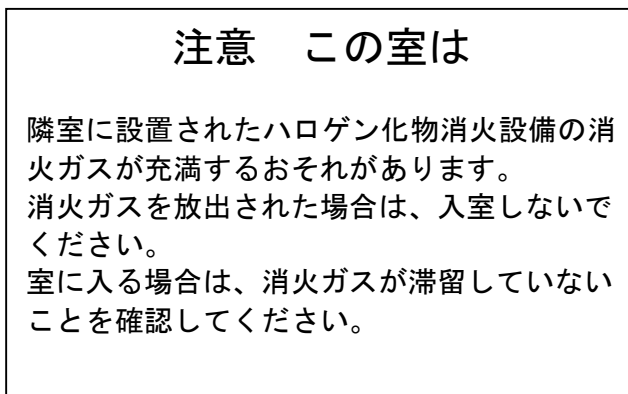
大きさ：縦 27 cm以上 横 48 cm以上
地 色：黄 文字色：黒

② 防護区画出入口に設置するもの



大きさ：縦 20 cm以上 横 30 cm以上
地 色：淡いグレー 文字色：緑

③ 防護区画に隣接する部分の出入口に設置するもの



大きさ：縦 20 cm以上 横 30 cm以上
地 色：淡いグレー 文字色：緑

(14) 排出措置

放出された消火剤を安全な場所に排出するための措置を第5章第7不活性ガス消火設備1(17)の例により講じること。ただし、同(17)ア(イ)に定める開口部の大きさは、当該床面積の1%以上とすることができる。

(15) 非常電源、配線

政令第17条第6号及び省令第20条第4項第15号の非常電源及び操作回路等の配線は、第5章第7不活性ガス消火設備1(18)を準用すること。

3 局所放出方式

ハロン2402、ハロン1211及びハロン1301を消火剤とする局所放出方式のハロゲン化

物消火設備は、次によること。

(1) 局所放出方式のハロゲン化物消火設備の設置場所

局所放出方式のハロゲン化物消火設備は、駐車のために供される部分、通信機器室、指定可燃物を貯蔵し又は取り扱う防火対象物又はその部分以外の部分で、第5章第7不活性ガス消火設備2(1)に定める部分に設置することができるものであること。

(2) 貯蔵容器の設置場所

2(1)によること。

(3) 貯蔵容器等

2(2)によること。

(4) 選択弁

2(3)によること。

(5) 容器弁等

2(4)によること。

(6) 容器弁開放装置

2(5)によること。

(7) 配管等

2(6)によること。

(8) 噴射ヘッド

2(7)によること。

(9) 制御盤等

2(9)によること。ただし、遅延装置は設けないことができる。

(10) 起動装置

2(10)によること。

(11) 音響警報装置

2(11)によること。

(12) 排出装置

2(14)によること。

(13) 非常電源・配線

2(15)によること。

4 移動式

ハロン2402、ハロン1211及びハロン1301を消火剤とする移動式のハロゲン化物消火設備は、第5章第7不活性ガス消火設備3を準用すること。

5 総合操作盤

(1) 総合操作盤

省令第20条第4項第17号の規定により設けること。◆

(2) 設置場所

総合操作盤は、第5章第2屋内消火栓設備10を準用すること。

別記 1 HFC-227ea及びHFC-23を消火剤とするハロゲン化物消火設備の技術基準

1 適用範囲

この基準は、ガス系消火設備のうち次に掲げるもの（全域放出方式に限る。）を設置するときに適用すること。

- (1) HFC-227ea消火設備
- (2) HFC-23消火設備

2 貯蔵容器の設置場所

貯蔵容器の設置場所は、政令第17条第5号及び省令第20条第4項第4号の規定によるほか、第5章第7不活性ガス消火設備1（2）によること。

3 貯蔵容器

貯蔵容器は、令第20条第4項第4号の規定によるほか、高圧ガス保安法令に適合するものであること。◆

4 消火薬剤

貯蔵容器に貯蔵する消火剤は、政令第17条第4号及び省令第20条第3項第1号の規定によるほか、次によること。

- (1) HFC-227ea消火設備（消火剤にヘプタフルオロプロパン（ $\text{CF}_3\text{CHF}_2\text{CF}_3$ ）を用いるものをいう。以下同じ。）
 - ア 消火剤のヘプタフルオロプロパン（ $\text{CF}_3\text{CHF}_2\text{CF}_3$ ）の品質等は次によること。
 - (ア) 消火剤の純度は、99.6%以上であること。
 - (イ) 消火剤を加圧するための窒素ガスは、JIS K 1107に規定する2級に適合するものであること。
 - イ 消火剤の量は、防護区画の体積（防護区画内の梁、柱等の機密構造物の体積を差し引いた体積）1 m^3 当たり0.55kg以上0.72kg以下を乗じた量とすること。◆
 - ウ 次の式により防護区画内の消火剤濃度を算出し、その値が7.0%以上9.0%以下の範囲であること。

$$C = \left\{ 1 - \exp \left(- \frac{0.138 \times W}{V} \right) \right\} \times 100$$

C: 防護区画内の消火剤濃度 (%)

W: 放出消火剤量 (kg)

V: 防護区画の空間体積 (m^3)

(防護区画の体積から低減体積 ((車両、機械等の気密構造体) を差し引いた体積)

(2) HFC-23消火設備 (消火剤にトリフルオロメタン (CHF_3) を用いるものをいう。以下同じ。)

ア 消火剤 (トリフルオロメタン (CHF_3)) の純度は、99.6%以上であること。

イ 消火剤の量は、防護区画の体積 (防護区画内の梁、柱等の機密構造物の体積を差し引いた体積) $1 m^2$ 当たり0.52kg以上0.80kg以下を乗じた量とすること。◆

ウ 次の式により防護区画内の消火剤濃度を算出し、その値が16.1%以上24.0%以下の範囲であること。

$$C = \left\{ 1 - \exp\left(-\frac{0.34 \times W}{V}\right) \right\} \times 100$$

C: 防護区画内の消火剤濃度 (%)

W: 放出消火剤量 (kg)

V: 防護区画の空間体積 (m^3)

(防護区画の体積から低減体積 (車両、機械等の気密構造体) を差し引いた体積)

5 選択弁

選択弁は、省令第20条第4項第11号及び第12号の規定によるほか、第5章第7不活性ガス消火設備1(4)によること。

6 容器弁等

容器弁等は、第5章第7不活性ガス消火設備1(5)によること。

7 容器弁開放装置

容器弁開放装置は、第5章第7不活性ガス消火設備1(6)によること。

8 配管等

配管等は、省令第20条第4項第7号の規定によるほか次によること。

(1) HFC-227ea消火設備

配管は、JIS G 3454スケジュール40以上又は同等以上の強度を有し、かつ、亜鉛メ

ッキ等による防食措置を講じたものを使用すること。◆

(2) HFC-23消火設備

配管は、JIS G 3454スケジュール80以上又は同等以上の強度を有し、かつ、亜鉛メッキ等による防食措置を講じたものを使用すること。◆

(3) (1) 又は (2) によるほか、次によること。

ア 起動用ガス容器と貯蔵容器の間の配管には、誤作動防止のための逃し弁（リリースバルブ）を設けること。

イ 使用する配管の口径等は、圧力損失計算等により算定された配管の呼び径とすること。

9 噴射ヘッド

噴射ヘッドは、省令第20条第1項第4号の規定によるほか、次によること。

(1) 機器

噴射ヘッドは、第5章第7不活性ガス消火設備1(8)によること。

(2) 放射時間◆

ア HFC-227ea消火設備

4(1)イにより算出した消火剤の量を10秒以内に放射できること。

イ HFC-23消火設備

4(2)イにより算出した消火剤の量を10秒以内に放射できること。

10 防護区画の構造等

防護区画は、政令第17条第1号で規定するところの政令第16条第1号（ただし書を除く。）、省令第19条第5項第3号及び第4号イの規定並びに第5章第7不活性ガス消火設備1(9)によること。

(1) 防護区画には、消火剤放出時の内圧上昇により破壊されないように、次の式により算出した大きさ以上の避圧口を設けること。◆

ただし、防護区画の窓、内壁材等が、消火剤放出時の内圧上昇に充分耐える場合は、この限りでない。

ここで用いる消火剤流量は、消火剤噴射時の噴射ヘッドからの瞬間最大流量（計算式によっては毎分に換算して計算値とすること。）とすること。

ア HFC-227ea消火設備

$$A = 1.12 \times 10^3 \times \frac{Q}{\sqrt{P - \Delta P}}$$

A : 避圧口の必要開口面積 (cm²)

Q : 消火剤流量 (kg/sec)

P : 許容区画内圧力 (Pa)

ΔP : 避圧用ダクトの損失 (Pa)

イ HFC-23消火設備

$$A = 2.73 \times 10^3 \times \frac{Q}{\sqrt{P - \Delta P}}$$

A : 避圧口の必要開口面積 (cm²)
 Q : 消火剤流量 (kg/sec)
 P : 許容区画内圧力 (Pa)
 ΔP : 避圧用ダクトの損失 (Pa)

(2) (1)の避圧口に接続されるダクトは、避圧口以上の大きさを有するものとし、避圧に影響を及ぼす曲折部等を設けないこと。ただし、避圧の影響を考慮した避圧口を設置する場合には、曲折部等を設けることができる。

11 制御盤等

第5章第7不活性ガス消火設備1(11)(ア(イ)gを除く。)を準用すること。

12 起動装置

起動装置は、省令第20条第4項第12号の2口の規定によるほか、次によること。

(1) 起動方式の区分単位

第5章第7不活性ガス消火設備1(12)アによること。

(2) 起動方式

ア 起動方式は、原則として自動式とすること。◆

ただし、常時人のいる場所で管理体制が確保されている場合は、手動式とすることができる。

イ 自動式の場合には、自動起動及び手動起動ができるものであること。◆

ウ 手動式の場合には、手動起動のみできるものであること。◆

(3) 機器

手動起動装置の操作箱は、第5章第7不活性ガス消火設備1(12)エを準用すること。

(4) 自動式の起動装置

第5章第7不活性ガス消火設備1(12)キによること。

(5) 起動用ガス容器は、省令第20条第4項第12号の規定によるほか、3によること。

13 音響警報装置

省令第20条第4項第13号の規定によるほか、第5章第7不活性ガス消火設備1(13)によること。

14 保安装置

省令第20条第4項第14号ロの規定によるほか、次によること。

(1) 放出表示灯

放出表示灯は、消火剤放出時に点灯又は点滅表示すること。

(2) 放出遅延装置

遅延時間を設ける場合は、極力短いものとする。

15 注意銘板

第5章第8ハロゲン化物消火設備2(13)を準用すること。

16 排出措置等

省令第19条第5項第18号の規定を準用するほか、第5章第7不活性ガス消火設備1(17)を準用すること。

17 非常電源・配線等

非常電源・配線等は、政令第17条第6号並びに省令第20条第4項第15号の規定によるほか、第5章第7不活性ガス消火設備1(18)を準用すること。

18 消火剤放出時の圧力損失計算等

省令第20条第4項第16号に規定する消防庁長官が定める基準が整備されるまでの間、次によること。

(1) HFC-227ea消火設備

(一社)日本消火装置工業会基準に定める計算方法により算出されたものであること。

(2) HFC-23消火設備

(一社)日本消火装置工業会基準に定める計算方法により算出されたものであること。

18 総合操作盤

省令第20条第4項第17号の規定によるほか、第5章第7不活性ガス消火設備8を準用すること。

19 耐震措置

省令第20条第4項第18号の規定によること。◆

別記2 ドデカフルオロ-2-メチルペンタン-3-オンを放射するハロゲン化物消火設備の技術基準

ドデカフルオロ-2-メチルペンタン-3-オンを放射するハロゲン化物消火設備（以下「FK-5-1-12消火設備」という。）については、次によるほか、第5章第8ハロゲン化物消火設備、別記1「HFC-227ea及びHFC-23を消火剤とするハロゲン化物消火設備の技術基準」を準用すること。

1 適用範囲

この基準は、次の設置対象に全域放出方式のFK-5-1-12消火設備を設置するときに適用すること。

2 設置対象

全域放出方式のFK-5-1-12消火設備の設置対象については、常時人のいない部分で、防護区画の面積が1,000㎡未満、かつ、防護区画の体積が3,000㎡未満のもので、次のいずれかに該当するものであること。

なお、当該設置対象の防護区画は、出入口が屋内に面し、常時閉鎖されており、直接外気に面する常時開放された開口部がないこと（常時0℃以上に温度管理されているものを除く。）。

- (1) 自動車の修理の用に供される部分◆
- (2) 駐車のために供される部分のうち、昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造であって、地階に存するもの（車両入出庫部分のみが地上階に存するものを含む。）
- (3) 発電機（ガスタービンを原動力とするものを除く。）が設置されている部分◆
- (4) 変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分◆
- (5) 通信機器室◆

3 消火剤

政令第17条第4号及び省令第20条第3項第1号の規定によるほか、消火剤の品質等については、次によること。

- (1) 消火剤の純度は、99.0%以上であること。
- (2) 消火剤を加圧するための窒素ガスは、JIS K 1107に規定する2級に適合するものであること。

4 配管等

配管等は、省令第20条第4項第7号の規定によるほか、次によること。

- (1) 起動用ガス容器と貯蔵容器の間の配管には、誤作動防止のための逃がし弁（リリーフバルブ）を設けること。
- (2) 配管等は、圧力損失計算等により算出された配管の呼び径とすること。

5 噴射ヘッド

省令第20条第1項第4号の規定によるほか、噴射ヘッドの周囲に霧状に放射することを妨げるものが設けられ、又は置かれていないこと。

6 防護区画の構造等

政令第17条第1号、省令第20条第4項及び第5章第7不活性ガス消火設備1（9）（キを除く。）によるほか、次によること。

- (1) 省令第20条第4項第16号の2に規定する防護区画の圧力上昇を防止するための措置については、次によること。

ア 次の式により算出した大きさ以上の避圧口を設けること。◆

ただし、防護区画の窓、内壁等が消火剤放出時の圧力上昇に十分耐えうる場合は、この限りでない。

なお、消火剤流量とは、消火剤放射時の噴射ヘッドからの瞬間最大流量とすること。

$$A = 580 \times \frac{Q}{P - \Delta P}$$

A : 避圧口の必要開口面積 (cm²)

Q : 消火剤流量 (kg/sec)

P : 許容区画内圧力 (Pa)

ΔP : 避圧用ダクトの損失 (Pa)

イ アの避圧口に接続されるダクトは、避圧口以上の大きさを有するものとし、避圧に影響を及ぼす曲折部等を設けないこと。ただし、避圧の影響を考慮した場合には、曲折部等を設けることができる。

- (2) 省令第20条第4項第16号の3に規定する過度の温度低下を防止するための措置については、次のいずれかによること。◆

ア 出入口が屋内に面し、常時閉鎖されており、直接外気に面する常時開放された開口部がないこと。

イ 次の(ア)及び(イ)により、常時0℃以上となるように温度管理されていること。

(ア) 温度管理装置等が設置され、常時0℃以上となるように温度管理されている

こと。

(イ) 温度異常が生じた場合には、その旨を常時人がいる防災センター等に表示及び警報できるよう措置されていること。

7 消火剤放射時の圧力損失計算等

(一社) 日本消火装置工業会基準に定める計算方法により算出されたものであること。

第9 粉末消火設備

1 共通事項

消火剤の成分及び性状は、「消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令」（昭和39年自治省令第28号）第7条に適合した検定品であること。◆

2 全域放出方式

(1) 貯蔵容器等（消火剤の貯蔵容器又は貯蔵タンクという。以下第9において同じ。）の設置場所

第5章第7不活性ガス消火設備1（1）を準用すること。

(2) 貯蔵容器

省令第21条第4項第3号の規定によるほか、次によること。

ア 高圧ガス保安法令に適合するものであること。◆

イ 加圧式の貯蔵容器等に設ける省令第21条第4項第3号ニ、第7号ホ（へ）及び第5項に規定する放出弁は「不活性ガス消火設備等の放出弁の基準」（平成7年消防庁告示第1号）に適合すること。◆

なお、原則として認定品とすること。

(3) 選択弁

省令第21条第4項第11号に規定する選択弁は、第5章第7不活性ガス消火設備1（4）を準用すること。

(4) 容器弁等

省令第21条第4項第3号ロ及びハ、第5号の2並びに第12号に規定する容器弁、安全装置及び破壊板（以下第9において「容器弁等」という。）は、「不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準」（昭和51年消防庁告示第9号）に適合すること。◆

なお、原則として認定品を使用すること。

(5) 配管等

配管等は、省令第21条第4項第7号によるほか、次によること。

ア 起動の用に供する配管で、起動用ガス容器と貯蔵容器間には、当該配管に誤作動防止のため逃がし弁（リリーフバルブ）を設けること。

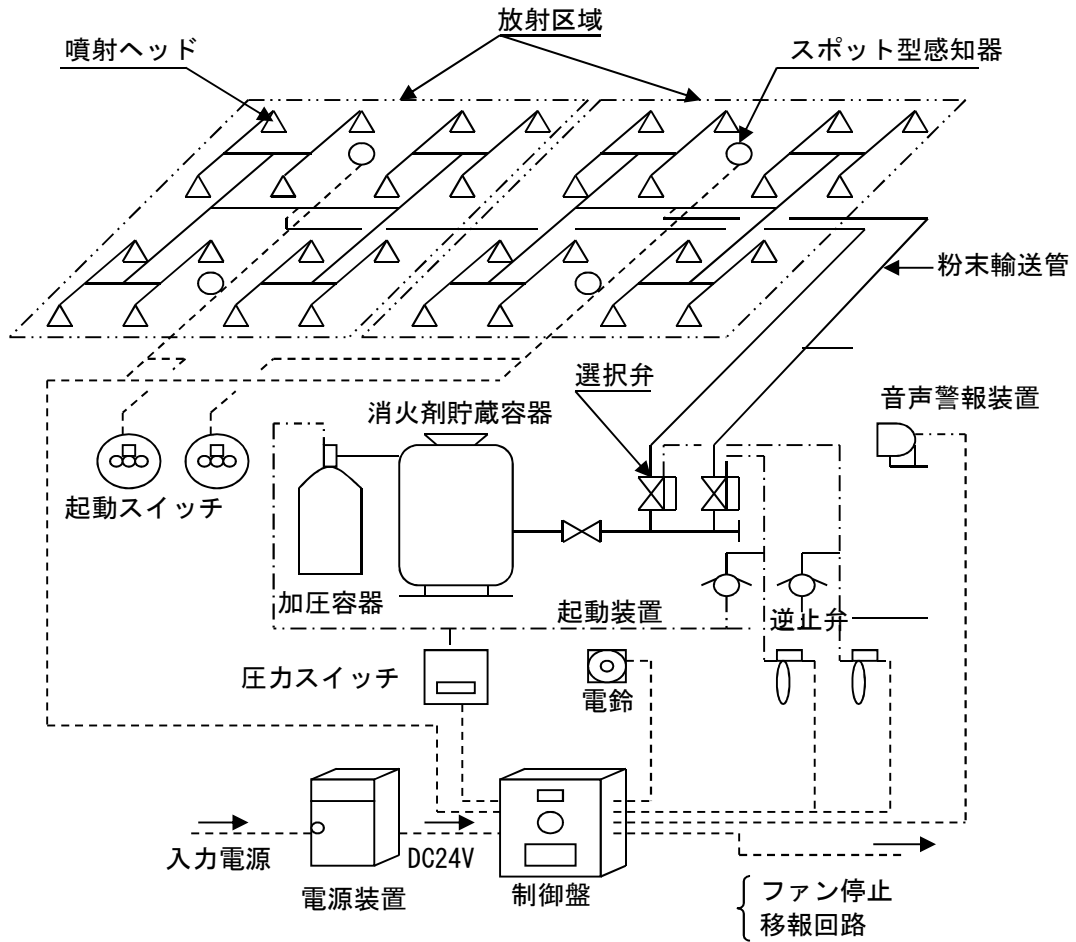
イ 主管からの分岐部分から各ヘッドに至るまでの配管は、原則として放射圧力が均一となるようすべてトーナメント形式とし、かつ、末端の取付ヘッド数を2個以内とすること（第9-1図）。

なお、有効な三方分岐管等を使用した場合は3個とすることができる。

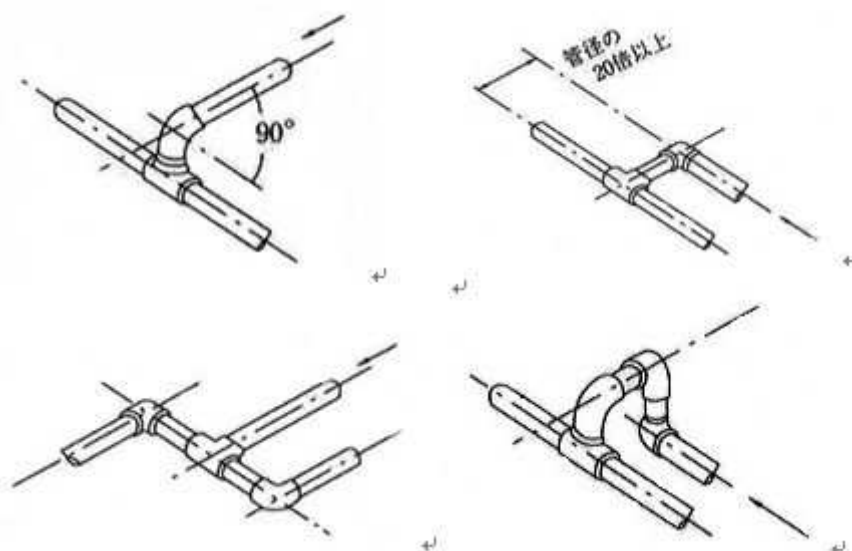
ウ 配管を分岐する場合は、粉末容器側にある屈曲部分から管径の20倍以上の距離をとること。ただし、粉末消火剤と加圧ガスの分離を防止できる配管方式（第9-2図）とした場合は、この限りでない。◆

エ 使用する配管の口径等は、省令第21条第4項第18号に規定する消火剤

放射時の圧力損失計算等により算出された配管の呼び径とすること。



第9-1図 粉末消火設備系統図



第9-2図 粉末消火剤と加圧ガスの分離を防止できる配管方式

- (6) 防護区画の構造等
 第5章第7不活性ガス消火設備1(9)を準用すること。
- (7) 制御盤等
 第5章第7不活性ガス消火設備1(11)(ア(ア)及び(イ)gを除く。)を準用すること。
- (8) 圧力調整器
 省令第21条第4項第8号に規定する圧力調整器は、次によること。
 ア 圧力調整器には、指示圧力が一次側にあつては24.5MPa以上、二次側にあつては調整圧力に見合った圧力計を取り付けること。
 イ 容器開放の際、二次圧力を、おおむね1.5MPaないし2.0MPaに減圧し、貯蔵容器等に導入すること。
 ウ 圧力調整器は、有効放出時間において、放射圧力の15%減まで維持できる流量性能を有するものであること。
- (9) 起動装置
 省令第21条第4項第14号に規定する起動装置は、第5章第7不活性ガス消火設備1(12)を準用すること。
- (10) 音響警報装置
 省令第21条第4項第15号に規定する音響警報装置は、第5章第7不活性ガス消火設備1(13)を準用すること。
- (11) 放出表示灯
 省令第21条第4項第16号に規定する放出表示灯は、第5章第7不活性ガス消火設備1(14)を準用すること。
- (12) 注意銘板
 第5章第8ハロゲン化物消火設備2(13)を準用すること。
- (13) 定圧作動装置
 省令第21条第4項第9号ハに規定する定圧作動装置は、「粉末消火設備の定圧差動装置の基準を定める件」(平成7年消防庁告示第4号)に適合すること。◆
 なお、原則として認定品とすること。
- (14) 噴射ヘッド
 省令第21条第1項第3号に規定する噴射ヘッドは、「不活性ガス消火設備の噴射ヘッドの基準」(平成7年消防庁告示第7号)に適合すること。◆
 なお、原則として認定品とすること。
- (15) 非常電源、配線等
 政令第18条第6号及び省令第21条第4項第17号に規定する非常電源、配線等は、第5章第2屋内消火栓設備5を準用すること。

3 局所放出方式

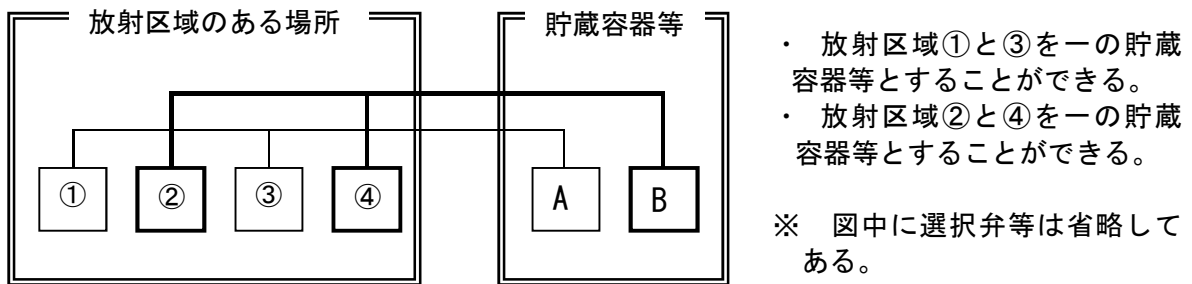
- (1) 局所放出方式の粉末消火設備の設置場所

局所放出方式は、次に定める場所に設置することができるものであること。
ただし、オーバーヘッド方式によるものにあつては、この限りでない。

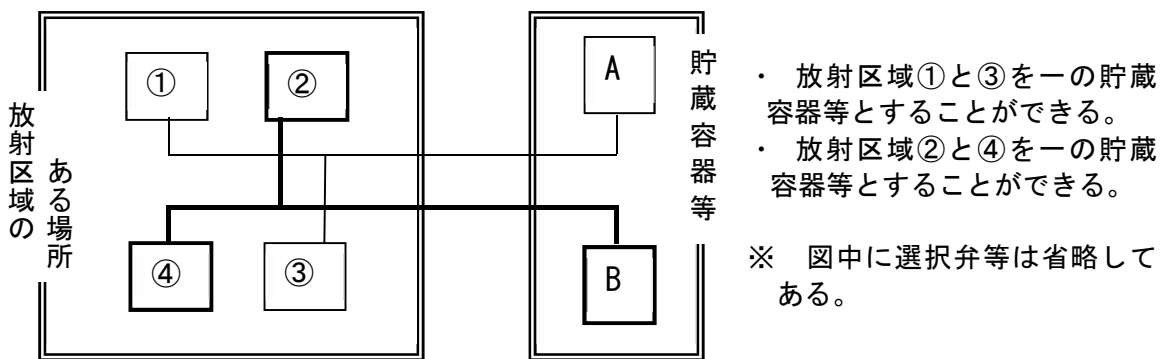
- ア 予想される出火箇所が特定の部分に限定される場所
- イ 全域放出方式又は移動式が不適當と認められる場所

(2) 貯蔵容器等の設置個数

- ア 放射区域(一の選択弁により消火剤が放射される区域をいう。以下同じ。)が相接して4以上ある場合は貯蔵容器等を2個以上設置するものとし、貯蔵容器が受け持つこととなる各放射区域の辺が相互に接することとならないように組み合わせること。この場合、各貯蔵容器等からの配管は別系統とし、放射区域が直列に並ぶ場合は1個おきの放射区域を、また、放射区域が並列に並ぶ場合は、対角線上の放射区域をそれぞれ受け持つように組み合わせること(第9-2図及び第9-3図)。



第9-2図 直列の放射区域ごとの貯蔵容器等の組み合わせ例



第9-3図 並列の放射区域ごとの貯蔵容器等の組み合わせ例

- イ 放射区域が相接して複数ある場合で隣接する3放射区域ごとに防火上有効な間仕切り等で区画されている場合は、貯蔵容器等を1個とすることができる。

(3) 消火剤の貯蔵量

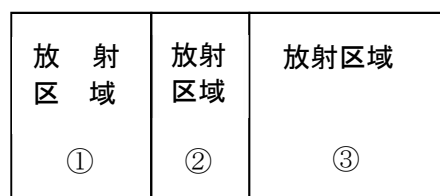
省令第21条第3項第2号及び第3号によるほか、次によること。

- ア (2) アにより貯蔵容器等を2個設置することとなる場合の貯蔵量は、それぞれの貯蔵容器等が受け持つ放射区域の量のうち、最大となる量以上

とすること。

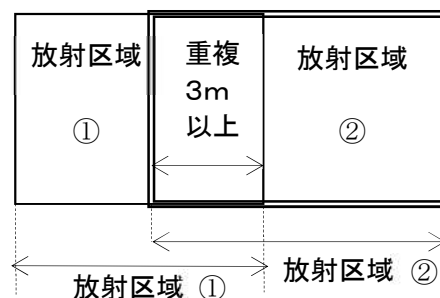
イ (2)イにより貯蔵容器等を1個設置することとなる場合は、それぞれ隣接する2放射区域の貯蔵量のうち、最大となる量以上の量とすること(第9-4図)。ただし、放射区域が隣接して2個のみの場合で、放射区域が相互に3m以上重複する場合にあっては、それぞれの放射区域の貯蔵量のうち、最大となる量以上の量とすることができる(第9-5図)。

ウ 駐車の用に供される場合にあっては、省令第21条第3項第2号及び第3号において防護対象物の表面1㎡当りの消火剤量の割合で計算した量とあるのは、放射区域の床面積1㎡当りの消火剤の量と読み替える。



隣接する放射区域のうち、①+②と②+③とを比較し、隣接する大なる方を消火剤の貯蔵量とすることができる。

第9-4図 3放射区域のうち隣接する2放射区域の消火剤の最大貯蔵量の例



放射区域の①と②が、相互に3m以上重複する場合は、大なる方を消火剤の貯蔵量とすることができる。

第9-5図 2放射区域のみで3m以上の重複がある場合の消火剤の最大貯蔵量の例

- (4) 貯蔵容器等の設置場所
2(1)によること。
- (5) 貯蔵容器等
2(2)によること。
- (6) 選択弁等
2(3)によること。
- (7) 容器弁等
2(4)によること。
- (8) 配管等
2(5)によること。
- (9) 制御盤等

- 2（7）によること。ただし、遅延装置は設けないことができる。
- (10) 圧力調整器
2（8）によること。
- (11) 起動装置
2（9）によること。
- (12) 音響警報装置
2（10）によること。
- (13) 定圧作動装置
2（13）によること。
- (14) 噴射ヘッド
省令第21条第2項第2号の噴射ヘッドは、「不活性ガス消火設備の噴射ヘッドの基準」（平成7年消防庁告示第7号）に適合すること。◆
なお、原則として認定品とすること。
- (15) 非常電源、配線等
2（15）によること。

4 移動式

第5章第7不活性ガス消火設備3を準用するほか、次によること。

- (1) 第2章第20「火災の時煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」の取扱いについてのほか、開放式の機械式駐車場（昇降機等の昇降装置により車両を収容させるものをいい、工作物に限る。以下4において同じ。）には、移動式粉末消火設備を次により設置することができる。
- なお、防火対象物の部分（内部）に機械式駐車場を設ける場合には、床面から上の部分は2段まで、床面から下のピットとなる部分は1段までのものに限る。
- ア 原則として、すべての車両の直近に容易に到達でき、政令第18条第2号に規定する距離により有効に放射できるよう、機械式駐車場の各段に消火足場を施設すること。この場合の消火足場は、消火活動上及び避難上支障ないよう次によること。
- なお、消火足場を各段に設置しなくても、すべての車両に直接有効に放射できる場合には、2段ごとに設置することができる。
- (ア) 消火足場は、消火活動上及び避難上支障のない強度を有すること。
- (イ) 消火足場の天井の高さはおおむね2 m以上で、消火足場及びこれに通じる階段の有効幅員はおおむね60 c m以上とし、柵を設ける等転倒防止措置を講じること。
- (ウ) 消火足場の各部分から異なる二方向以上の経路により地上に避難することができること。
- (エ) 地上から消火足場までの経路をはしごとする場合は、各段の昇降口が、直上段の昇降口と相互に同一垂直線上にないようにすること。
- イ 上下昇降式で、垂直の系統ごとに出し入れする方式のもの地下部分（地

下2段までのものに限る。)は、地上部分に設置した移動式粉末消火設備から有効に放射できるよう次により設置すること(建築物の内部に設けるものは、地下1段までのものに限る。)

(ア) 地下1段部分は、地上から放射できるようノズル放射口等を設置すること。

(イ) 地下2段部分は、地上から消火薬剤が有効に到達できるよう配管等を設置すること。

(ウ) 出火車両が容易に判別できる措置が講じられていること。

(2) 自走式駐車場に移動式粉末消火設備を設置する場合は、衝突等による破損防止のための措置をすること。

5 総合操作盤

(1) 総合操作盤

総合操作盤は、省令第21条第4項第19号により設けられていること。◆

(2) 設置場所

総合操作盤は、第5章第2屋内消火栓設備10(2)を準用すること。

第 10 屋外消火栓設備

1 屋外消火栓の設置位置

屋外消火栓の設置位置は、政令第19条第3項第1号及び第5号によるほか、次によること。

- (1) 屋外消火栓は、原則として、建築物の出入口付近に設けること。
- (2) 同一敷地内に複数棟がある場合及び政令第19条第2項により一の建築物とみなされた場合には、棟ごとに屋外消火栓を設けること。なお、政令第19条第3項第1号の規定による有効範囲内にある場合（消火栓ホースが建築物内に延長できる場合に限る。）には、この限りでない。
また、第2章第3消防用設備等の設置単位2（1）により、別棟となる場合で、当該渡り廊下が不燃材料の時は、政令第32条を適用し、屋外消火栓設備の設置を要しないものとする。
- (3) 政令第19条の規定により設置した場合において、当該建築物（政令第19条第4項の規定に該当する部分を除く。）の中央部等に未警戒部分が生じる場合は、当該未警戒部分に屋内消火栓（1号消火栓に限る。）を増設して防護すること。

2 加圧送水装置

(1) 種別

加圧送水装置は、省令第22条第10号によるほか、第5章第2屋内消火栓設備1（1）イ（（イ）を除く。）及び（2）イを準用すること。

(2) 設置場所

加圧送水装置の設置場所は、第5章第2屋内消火栓設備1（1）ア及び（2）アを準用すること。

(3) 全揚程等

加圧送水装置の全揚程は、省令第22条第10号イ、ロ及びハ（ロ）によるほか、配管の摩擦損失計算等は、第5章第2屋内消火栓設備8を準用すること。

なお、消防用ホースの摩擦損失水頭は、省令第12条第1項第7号チに基づく告示基準が示されるまでの間は第10-1表を参照すること。

第10-1表 ホースの摩擦損失水頭表

ホースの呼称	50	65
摩擦損失水頭（m）	20	6

（流量400 l /minの樹脂内張ホース：100m当り）

(4) ポンプの吐出量

ポンプを用いる加圧送水装置は、省令第22条第10号ハ（イ）の規定によるほか、次によること。

- ア 同一敷地内に複数棟ある場合には、ポンプを兼用又は併用することができる。なお、複数棟でポンプを兼用する場合は、第5章第2屋内消火栓設備1(1)ウ(ア)bを準用すること。
- イ 1(2)により同一敷地内の複数棟を一の建築物とみなし、ポンプを兼用又は併用する場合には、各棟に設けられた屋外消火栓の設置個数の合計が2を超える場合においても、ポンプの吐出量は800ℓ/min以上とすることができる。
- ウ 1(3)において、当該未警戒部分に屋内消火栓を増設できない場合は、第10-2表に定める面積に応じたポンプの吐出量とし、かつ、当該部分の直近の消火栓に必要なホースを増加しておくこと。

第10-2表 屋外消火栓ポンプ吐出量

未警戒となる部分の面積	ポンプの吐出量
500㎡未満	800ℓ/min
500㎡以上1,500㎡未満	1,200ℓ/min

(5) 放水圧力が規定圧力を超えないための措置

省令第22条第1項第10号ニに規定する放水圧力が0.6 MPaを超えないための措置は、第2屋内消火栓設備1(3)を準用すること。

3 水源

(1) 水源水量

水源水量は、政令第19条第3項第3号によるほか、次によること。

- ア 他の消防用設備等と併用する場合には、それぞれの規定水量を加算して得た量以上とすること。
- イ 1(2)により同一敷地内の複数棟を一の建築物とみなし、ポンプを兼用又は併用する場合には、各棟に設けられた屋外消火栓の設置個数の合計が2を超える場合においても、水源は14m³以上とすることができる。

(2) 水源の確保方法

第5章第2屋内消火栓設備2(3)を準用すること。

4 配管等

(1) 機器

第5章第2屋内消火栓設備3(1)を準用すること。

(2) 設置方法

ア 配管内の充水

(ア) 配管内の充水は、第5章第2屋内消火栓設備3(2)アを準用するこ

と。

なお、補助用高架水槽による場合は、補助用高架水槽から主管までの配管は呼び径50A以上とすること。

(イ) (ア) により設置する補助用高架水槽は、容量は、 0.5m^3 以上とすること。

イ 立ち上がり管

主管のうち、立ち上がり管は、呼び径65A以上のものとする。

ウ 配管の吊り及び支持

配管の吊り及び支持は、第5章第2屋内消火栓設備3(2)ウを準用すること。

エ 屋外等の露出配管

屋外等の露出配管は、第5章第2屋内消火栓設備3(2)エを準用すること。

オ 建物導入部の配管

建物導入部の配管は、第5章第2屋内消火栓設備3(2)オを準用すること。

カ 埋設配管

埋設配管は、第5章第2屋内消火栓設備3(2)カを準用すること。

5 起動装置

省令第22条第10号ホによるほか、第5章第2屋内消火栓設備4を準用すること。

なお、第5章第2屋内消火栓設備4(2)アに示す起動用水圧開閉装置の設定圧力は、「屋外消火栓設備の場合： $H1 + 0.3\text{MPa}$ 」とする。

6 非常電源・配線等

第5章第2屋内消火栓設備5を準用すること。

7 屋外消火栓の表示等

省令第22条第3号及び第4号によるほか、次によること。

- (1) 消火栓箱に表示する「消火栓」の文字の大きさは、1字につき 20cm^2 以上とすること。
- (2) 消火栓の位置を明示する赤色の灯火を消火栓箱の上部又は消火栓箱の上端に設けること。
- (3) 赤色の灯火の有効面積は、直径60mm以上又はこれに相当する面積以上とすること。

- (4) (2) の灯火が加圧送水装置の始動を点滅により表示できるものは、省令第22条第3号の表示灯と兼ねることができる。

8 屋外消火栓箱の構造

第5章第2屋内消火栓設備7(1)ア(ア)を準用すること。ただし、扉の表面積は 0.8m^2 以上とすること。

9 屋外消火栓の構造

(1) 型式

- ア 屋外消火栓は、地上式とすること。
- イ 放水口のホース接続口は、屋外消火栓箱に設けること。

(2) 消火栓開閉弁

- ア 材質及び構造は、第5章第2屋内消火栓設備7(1)ア(イ)を準用すること。
- イ 放水口のホース接続口は、「消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令」(平成4年自治省令第2号)に規定する呼称50又は65に適合する差し口とすること。

10 屋外消火栓箱に格納するホース、ノズル等

(1) ホース

- ア ホースは9(2)の放水口のホース接続口に結合できる呼称50又は65の長さ20m以上のものを設置すること。
- イ 設置する本数は、屋外消火栓箱の防護範囲の歩行距離を考慮し、2本以上とすること。

(2) ノズル等

- ノズル(スムーズノズルに限る。)及び管そうは、原則として認定品を使用し、口径は19mm以上とすること。

11 屋外消火栓の包含範囲等

防火対象物の増築、改築、模様替え等による面積の増加、あるいは、棚等に類似するものが階と解された場合、次に掲げる基準により取り扱うことができるものとする。

- (1) 屋外消火栓の包含する範囲は、ホースを1本増設し、その長さの2分の1をもって足りる包含範囲内とすること。
- (2) 消火活動に際し、死角を生じないものであること。

- (3) 粉末消火器（10型）1本を増設すること。

12 総合操作盤

- (1) 総合操作盤
総合操作盤は、省令第22条第11号の規定により設けること。◆
- (2) 設置場所
総合操作盤は、第5章第2屋内消火栓設備10を準用すること。

第 1 1 動力消防ポンプ設備

1 設置場所

- (1) 動力消防ポンプは、消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引若しくは搬送されるものにあつては、水源からの歩行距離が1,000m以内の場所に、その他のものにあつては、水源の直近の場所に常置すること。◆
- (2) 常置場所は、動力消防ポンプの使用に障害となる物件又は工作物等がなく、容易に使用できること。

2 性能

政令第 20 条第 3 項に規定する放水量は、「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令」(昭和 61 年 10 月自治省令第 24 号)の別表に規定する規格放水性能時における規格放水量以上とすること。(第 1 1 表) ◆

【政令第 20 条第 3 項】

動力消防ポンプ設備は、法第 21 条の 16 の 3 第 1 項の技術上の基準として定められた放水量(次項において「規格放水量」という。)が第 1 項第 1 号に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものにあつては $0.2\text{m}^3/\text{min}$ 以上、同項第 2 号に掲げる建築物に設置するものにあつては $0.4\text{m}^3/\text{min}$ 以上であるものとする。

第 1 1 表

ポンプの級別	放 水 性 能				効 率 (%)
	規格放水性能		高圧放水性能		
	規格放水圧 (MPa)	規格放水量 (m^3/min)	高圧放水圧力 (MPa)	高圧放水量 (m^3/min)	
A-1	0.85	2.8 以上	1.4 (直列並列切換え型のポンプは、1.7)	2.0 (直列並列切換え型のポンプは、1.4) 以上	消防ポンプ自動車にあつては 65%以上、可搬消防ポンプにあつては 55%以上
A-2	0.85	2.0 以上	1.4 (直列並列切換え型のポンプは、1.7)	1.4 (直列並列切換え型のポンプは、1.0) 以上	
B-1	0.85	1.5 以上	1.4	0.9 以上	
B-2	0.7	1.0 以上	1.0	0.6 以上	
B-3	0.55	0.5 以上	0.8	0.25 以上	
C-1	0.5	0.35 以上	0.7	0.18 以上	
C-2	0.4	0.25 以上	0.55	0.1 以上	
D-1	0.3	0.13 以上			25%以上
D-2	0.25	0.05 以上			

本表において、使用する用語の意義は、次のとおりである。

1 規格放水性能

ポンプの吸水口に標準吸管を接続し、吸水高さを3mの状態とした場合（以下「標準放水試験条件」という。）において、ノズル、オリフィス等の口径を調整し得られた放水静圧力（以下「放水静圧力」という。）が、表の中欄に掲げる規格放水性能の規格放水圧力（以下「規格放水圧力」という。）とした場合において、同表の中欄に掲げる規格放水性能の規格放水量を有するものでなければならない。

2 高圧放水性能

標準放水試験条件において、放水静圧力を表の右欄に掲げる高圧放水性能の高圧放水圧力（以下「高圧放水圧力」という。）とした場合において、同表の右欄に掲げる高圧放水性能の高圧放水量を有するものでなければならない。

3 放水静圧力

ポンプの放水口に整流筒を、ポンプの吸水口及び吸管にストレーナーをそれぞれ取り付け付けた状態（ポンプの級別がD-1級及びD-2級のポンプにあっては、吸管にストレーナーを取り付け付けた状態）で測定するものとする。

4 効率

次の式により算出される値をいう。

$$\eta = \frac{P_w}{P} \times 100$$

η は、効率（単位 %）

P_w は、規格放水性能に係る水動力（単位 kw）

P は、規格放水性能に係るポンプの軸動力（単位 kw）

3 水源

水源は、政令第20条第4項の規定によるほか、次によること。

(1) 有効水源水量

ア 地盤面下に設けられている水源の場合は、地盤面の高さから4.5m以内の水量を有効水量とすること。

イ 他の消防用設備等の水源と併用しないこと。

(2) 有効水源水量の確保

投入孔の直下には、集水ピット（釜場）を設けること。この場合、集水ピットの大きさは、原則として縦50cm以上、横100cm以上、深さ30cm以上とすること。

【政令第20条第4項】

前3項に規定するもののほか、動力消防ポンプ設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

- 1 動力消防ポンプ設備の水源は、防火対象物の各部分から一の水源地までの水平距離が、当該動力消防ポンプの規格放水量が0.5 m³/分以上のものにあっては100m以下、0.4 m³/min以上0.5 m³/minのものにあっては40m以下、0.4 m³/min未満のものにあっては25m以下となるように設けること。
- 2 水源は、その水量が当該動力消防ポンプ設備を使用した場合に規格放水量で20分間放水することができる量（その水量が20 m³以上となることとなる場合にあっては、20 m³）以上の量となるように設けること。
- 3 動力消防ポンプは、消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引されるものにあっては水源からの歩行距離が1,000m以内の場所に、その他のものにあっては水源の直近の場所に常置すること。

4 器具

- (1) 吸管は、3 (1) に定める水源を有効に使用できる長さのものを設けること。
- (2) ホースは、設置する動力消防ポンプごとに、当該ポンプの放水口に結合できるもので、水源に部署した動力消防ポンプから防火対象物の各部分まで容易に到達できる本数以上を設けること。

5 表示

- (1) 動力消防ポンプを通常収納する部分には、当該ポンプの置き場である旨の表示をすること。ただし、明らかに判断できる場合にあっては、この限りではない。
- (2) 水源には、動力消防ポンプ用の水源である旨の表示をすること。

6 動力消防ポンプの包含範囲

防火対象物の増築、改築、模様替え等による面積の増加、あるいは、棚等に類似するものが階と解された場合、次に掲げる基準により取り扱うことができるものとする。

- (1) 動力消防ポンプの包含する範囲は、ホースを1本増設し、その長さの2分の1をもって足りる範囲内とすること。
- (2) 消火活動に際し、死角を生じないものであること。
- (3) 粉末消火器（10型）1本を増設すること。

第 1 2 自動火災報知設備

1 用語の定義

- (1) 警戒区域とは、火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位をいう。
- (2) 感知区域とは、壁又は取付け面から0.4m（差動式分布型感知器又は煙感知器を設ける場合にあつては、0.6m）以上突き出したはり等によって区画された部分をいう。
- (3) 蓄積付加装置とは、受信機が検出した火災信号を蓄積することにより非火災報の防止を図ることができる機能を受信機に付加する装置をいう。
- (4) 移報用装置とは、自動火災報知設備の火災信号を他の防災機器に移報するための装置をいう。
- (5) アドレス感知器とは、固有の信号を発する感知器をいう。
- (6) アドレス中継器とは、感知器に固有の信号を付加するための中継器をいう。
- (7) 一系統とは、1 伝送線に接続される感知器又は中継器の受け持つ警戒範囲をいう。

2 受信機

受信機は、次に適合すること。

(1) 常用電源

ア 交流電源

- (ア) 電源の電圧及び容量が適正であること。◆
- (イ) 定格電圧が、60Vを超える受信機の金属製外箱は、接地工事を施すこと。◆
- (ウ) 電源は、専用回路とすること。ただし、他の消防用設備等の電源を自動火災報知設備の電源と共用する場合で、これにより自動火災報知設備に障害を及ぼすおそれのないときは共用することができる。◆
- (エ) 開閉器等の見やすい箇所に、自動火災報知設備専用である旨の赤色の表示を付しておくこと。また、開閉器を容易にしゃ断できない措置（ストッパー等）を講ずること。

イ 蓄電池設備

蓄電池設備を常用電源として使用する場合は、「蓄電池設備の基準」（昭和48年消防庁告示第2号）に適合するものを使用すること。

(2) 非常電源

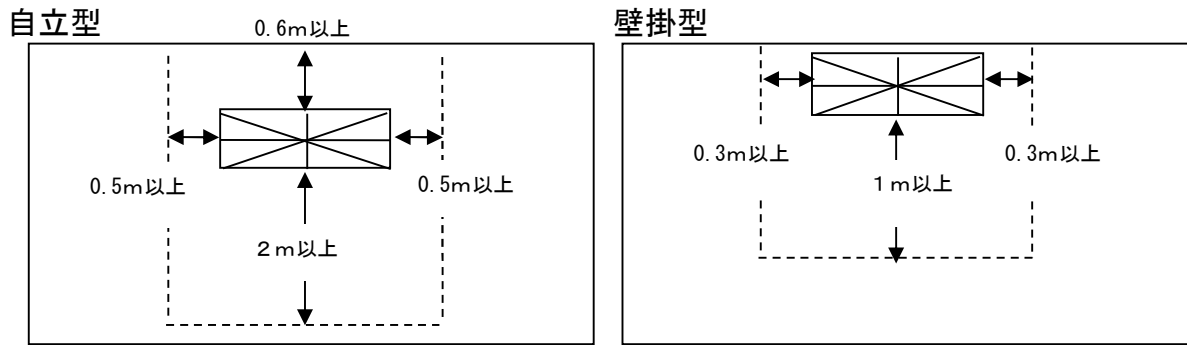
第5章第3 非常電源の例によるほか、受信機の子備電源が非常電源の容量を超える場合は、非常電源を省略することができる。

(3) 設置場所

ア 温度又は湿度が高く、衝撃、振動等が激しい等、受信機の機能に影響を与える場所には設けないこと。

イ 操作上、点検上障害とならないよう、有効な空間を確保すること。（第12-1 図）

なお、自立型の場合で背面に扉等のないものは、背面の空間を省略することができる。また、操作上、点検上支障にならない場合は、図中の数値以下とすることができる。



第12-1図 有効空間の例

ウ 地震等の振動による障害がないよう堅ろうに、かつ、傾きのないように設置すること。

エ 受信機の設置場所相互間に設ける同時に通話することができる設備（以下「同時通話装置」という。）は、次に掲げるものをいう。

- (ア) 発信機(P型1級、T型)
- (イ) 非常電話
- (ウ) インターホン
- (エ) 構内電話で緊急割込の機能を有するもの

オ 一の建築物は、当該建築物の設置される受信機で監視するものであること。ただし、同一敷地内に自動火災報知設備が設置される建築物が2棟以上ある場合で、次のすべてに該当する場合は各棟を監視する各受信機を同一敷地内の一箇所の火災受信場所に集中して設けることができる。

- (ア) 防災センター、守衛所等の集中的な管理ができる火災受信場所があること。
- (イ) 各建築物と火災受信場所との間に、同時通話装置が設けられていること。

カ 放送設備が該当する防火対象物にあっては、操作部と併設すること。

キ 防災センター等の常時人がいる場所が存しない場合にあっては、関係者若しくは消防隊等が容易に到達することのできる共用部分又は施錠されていない室（自動火災報知設備の火災信号を受信したと同時に解錠できる方式とした場合を含む。）に設置すること。この場合において、必要に応じていたずら防止等の措置を講ずること。

(4) 機器

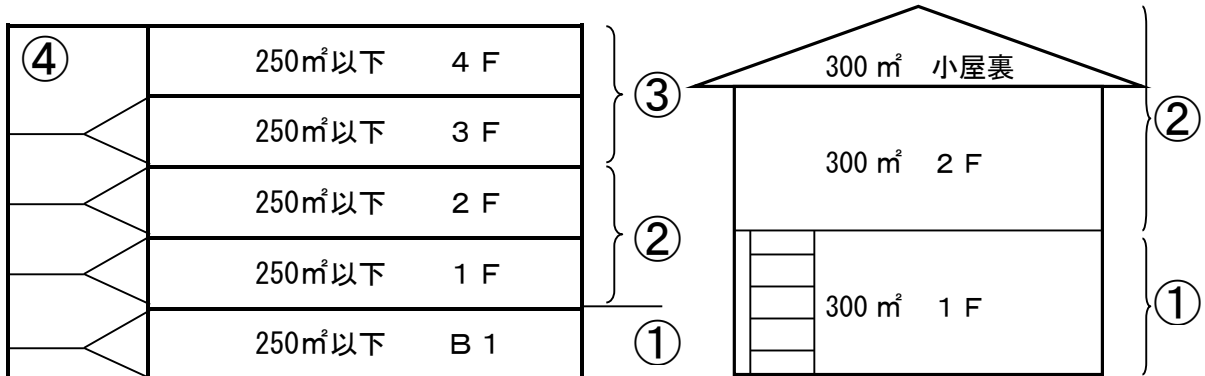
- ア 検定品であること。
- イ 一の表示窓で、2以上の警戒区域を表示しないこと。
- ウ 主電源は、原則として交流電源とすること。
- エ 増設工事等が予想される場合にあっては、受信機に余裕回線を残しておくこと。
- オ 感知器等を他の設備と兼用するものにあつては、火災信号を他の設備の制御回路等の中継しないで表示すること。ただし、火災信号の伝送に障害とならない方法で、兼用するものにあつては、この限りでない。

(5) 警戒区域

- ア 2以上の独立した建築物にまたがらないこと。
- イ 表示窓等には、警戒区域、名称等が適正に記入されているか、火災時に名称等が適正に表示されるものであること。
- ウ 階の制限に対する例外
次の場合は2の階にわたって1の警戒区域を設定することができる。
(ア) 2の階にわたる警戒区域の面積の合計が500㎡以下の場合。（警戒区域内いずれかの部分に階段が設けられていること。）

なお、1の階の床面積が250㎡を超える場合であっても、2の階にわたる警戒区域の面積の合計が500㎡以下であるときは2の階にわたって設定することができる。また、地階は原則として地上階とは別の警戒区域とすること。(第12-2図)

(イ) 小屋裏や天井裏は、階ではないため直下階と同一警戒区域とすることができる。ただし、警戒面積は合計で600㎡以下としなければならない。この場合、容易に感知器の作動状況を確認できる点検口があること。(第12-2図)



第12-2図

エ 階段、傾斜路等にあつては、高さ45m以下ごとに一の警戒区域とすること。

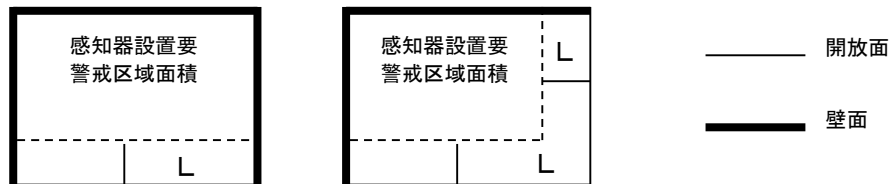
オ 地下2階以下にわたる階段、傾斜路は、別警戒区域とすること。

カ 階段、傾斜路、エレベーター昇降路、パイプダクトその他これらに類する場所が同一防火対象物に2以上ある場合は、それらの一から水平距離50mの範囲内にあるものにあつては、同一警戒区域とすることができる。ただし、頂部が3階層以上異なる場合には、別警戒区域とすること。

キ 階数が2以下の階段は、当該階の居室の警戒区域とすることができる。

ク 外気に面して常時開放された下屋（車庫、倉庫等）で省令第23条第4項第1号口に該当する場所の警戒区域は、当該部分を含めて設定するものであること。ただし、軒下等で感知器が設置されない場合は、警戒区域の面積に含めないことができる。

【省令第23条第4項第1号口】上屋その他外部の気流が流通する場所とは、一般的に外気に面するそれぞれの部分から5m未満（L）の範囲をいう。



ケ 各階の階段がそれぞれ5m未満の範囲内で異なった位置に設けられている場合は、直通階段とみなして同一の警戒区域を設定することができる。

コ 警戒区域は、防火対象物の防火区画又は避難区画等にまたがらないように設定されていること。

サ 当該防火対象物の主要な出入口からその内部を見通すことができる場合にあつては、その面積を1,000㎡以下とすることができる。◆

【政令第21条第2項第2号】主要な出入口からその内部を見通すことができる場合とは、主要な出入口にあつては、常時使用される室内外の出入口であつて、直接屋外又は廊下に直結している場合であり、代表的なものは、学校の講堂、屋内競技場、体育館等のフロア一部分、集会場、観覧場、劇場等の客席部分が該当する。しかし、倉庫、工場、間仕切のない事務所等は、平面図上では見通しがきくように考えられるが、実態上では、荷物の積み上げ、大型機械、ロッカー等が置かれて内部を見通すことができなくなるので、該当しない。

(6) 蓄積機能

5 蓄積機能によること。

(7) 地区音響装置の鳴動停止機能

地区音響装置と放送設備が併用される場合は、非常放送中に地区音響装置の鳴動を自動的に停止するように措置すること。

3 感知器

(1) 適応感知器及び設置場所

ア 感知器の選択方法

感知器は、省令第23条第4項から第8項までの規定によるほか、次により設置場所の環境状態に適応する感知器を設置すること。

(ア) 多信号感知器以外の感知器

多信号感知器以外の感知器を設置する場合は、次の各号に該当する場所に適応する感知器を**第12-1表**、**第12-2表**により決定すること。

a **第12-1表**の適用

省令第23条第4項第1号ニ(イ)から(ト)及び同号ホ(ハ)に掲げる場所。

b **第12-2表**の適用

(a) 省令第23条第5項各号に掲げる場所のうち、**第12-2表**の環境状態の項に掲げる場所で非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがある場合は、同表中の適応煙感知器を設置すること。

(b) 省令第23条第6項第2号及び第3号に掲げる場所のうち、**第12-2表**の環境状態の項に掲げる場所で非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがある場合は、同表中の適応煙感知器又は熱感知器を設置すること。

(c) (a) 又は (b) により煙感知器を設置した場合、非火災報が頻繁に発生するおそれ又は感知が著しく遅れるおそれのある場所に設置する場合にあっては、**第12-2表**中の適応熱感知器を設置すること。

(イ) 多信号感知器

多信号感知器を設置する場合は、当該感知器の有する性能(種類、感度種別、公称作動温度、蓄積・非蓄積型の別等)のすべてが(ア)の設置条件に適応する感知器を設置すること。

イ 感知器の設置方法

感知器をアにより設置する場合は、省令第23条第4項第3号から第9号の規定によるほか、次によること。

(ア) 省令第23条第4項第2号に規定する取付け面の高さに応じた感知器がないものにあつては、有効に感知できる部分に限り政令第32条の規定を適用し、**第12-1表**又は**第12-2表**に定める感知器を設置することができるものであること。

(イ) (ア) により廊下、通路等(幅員3m未満のものに限る。)に熱感知器を設置する場合は次によること。

a 廊下又は通路等の天井面から0.4m以上の突出したはり等がない場合は、建物構造と感知器種別に応じ、**第12-3表**に示す歩行距離以内ごとに1個以上の感知器を設置するものであること。

b 廊下又は通路等の天井面から0.4m以上1m未満の突出したはり等により小区画が連続する場合は、建物構造と感知器種別に応じ**第12-4表**に示す面積以内で隣接する感知区域を一の感知区域とすることができるものであること。

第12-1表 設置場所の環境状態と適応感知器

設置場所		適応感知器										備考
環境状態	具体例	差動式スポット型		差動式分布型		補償式スポット型		定温式		熱アナログ式スポット型	炎感知器	
		1種	2種	1種	2種	1種	2種	特種	1種			
規則第二十三条第四項第一号ニ(イ)から(ト)及び同号ホ(ハ)までに掲げる場所	じんあい、微量粉等が多量に滞留する場所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1 差動式分布型感知器を設ける場合は、検出部にじんあい、微粉等が侵入しない措置を講じたものであること。 2 差動式スポット型感知器又は補償式スポット型感知器を設ける場合は、じんあい、微粉等が侵入しない措置を講じたものであること。 3 定温式感知器を設ける場合は、特種が望ましいこと。 4 紡績・製材の加工場等火災拡大が急速になる恐れのある場所に設ける場合は、定温式感知器にあっては特殊で公称作動温度75℃以下のもの、又は熱アナログ式スポット型感知器にあっては火災表示に係る設定表示温度を80℃以下にしたものが望ましいこと。
	水蒸気が多量に滞留する場所	×※	×※	×	○	×	○	○	○	○	×	1 差動式分布型感知器又は補償式スポット型感知器は、急激な温度変化を伴わない場所に限り使用すること。 2 差動式分布型感知器を設ける場合は、検出部に水蒸気が侵入しない措置を講じたものであること。 3 補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、防水型を使用すること。
	腐食性ガスの発生する恐れのある場所	メッキ工場、バッテリー一室、汚水処理場、その他これらに類する場所	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×

厨房その他 正常時に おいて煙が 滞留する 場所	厨房室、調理室、仕込 場、溶接作業所、ゴミ 焼却室、霊安室、その 他これらに類する場 所	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	厨房、調理室等で、高湿度 となる恐れのある場所に設 ける感知器は、防水型を使用 すること。
著しく高温 となる場所	乾燥室、殺菌室、ボイ ラー室、鑄造場、鍛造 場、圧延場、映写室、 スタジオ、サウナ室及 び熱交換室、照明室、 貯湯そう室、その他こ れらに類する場所	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	
排気ガスが 多量に滞留 する場所	駐車場、車庫、車路、 自家発電室、トラック ヤード、荷物取扱所、 エンジンテスト室、自 動車修理工場、自動車 ターミナル、屋内自動 車教習所、艇庫、その 他これらに類する場 所	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	熱アナログ式スポット型感 知器を設ける場合は、火災表示 に係る設定表示温度は60℃以 下であること。
煙が多量に 流入するお それのある 場所	配膳室、厨房の前室、 厨房内にある食品 庫・ダムウエーター・ 事務室・休憩所及び控 室、飲食店の客室、厨 房周辺の廊下及び通 路、食堂、給食室その 他これらに類する場 所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	1 固形燃料等の可燃物が収 納される配膳室、厨房の前室 等に設ける定温式感知器は、 特種のものが望ましいこと。 2 厨房周辺の廊下及び通路、 食堂等については、定温式感 知器を使用しないこと。 3 2の場所に熱アナログ式 スポット型感知器を設ける 場合は、火災表示に係る設定 表示温度は60℃以下である こと。
結露が発生 する場所	スレート又は鉄板で 葺いた屋根の倉庫・工 場、パッケージ型冷却 機専用の収納室、密閉 された地下倉庫、冷凍 室の周辺、鮮魚加工 室、ポンプ室、水槽室、 その他これらに類す る室	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	1 補償式スポット型感知器、 定温式感知器又は熱アナロ グ式スポット型感知器を設 ける場合は、防水型を使用す ること。 2 補償式スポット型感知器 は、急激な温度変化を伴わ ない場所に限り使用すること。
火を使用す る設備で火 災が露出す るものが設 けられてい る場所	ガラス工場、キューポ ラのある場所、溶接作 業所、厨房、鑄造所、 鍛造所等	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	

- 注 1 ○印は当該場所に適応することを示し、×印は当該設置場所に適応しないことを示す。
 2 設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近（炎感知器にあっては公称監視距離の範囲）が「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。
 3 差動式スポット型、差動式分布型及び補償式スポット型の1種は感度が良いため、非火災報の発生については2種に比べて不利な条件にあることに留意すること。
 4 差動式分布型3種及び定温式2種は消火設備と連動する場合に限り使用できること。
 5 省令第23条第5項第6号の規定による地階、無窓階及び11階以上で、省令第23条第4項第1号ニ（イ）及び

- (ホ)に掲げる部分は、政令第32条を適用して規則第23条第6項第1号に規定する高感度の熱感知器を設けることができること。
- 6 多信号感知器にあっては、その有する種別、公称作動温度の別に応じそのいずれもが表により適応感知器とされたものであること。
 - 7 ※印の該当場所には、差動式スポット型感知器（防水型）の設置が可能であること。

第12-2表 設置場所の環境状態と適応感知器

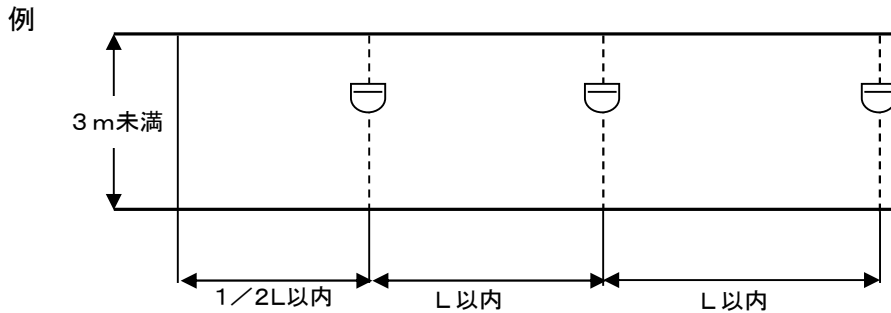
設置場所		適応熱感知器						適応煙感知器					炎感知器	備考
環境状態	具体例	差動式スポット型	差動式分布型	補償式スポット型	定温式	スポット型 熱アナログ式	スポット型 イオン化式	光電式スポット型	スポット型 イオン化アナログ式	スポット型 光電アナログ式	光電式分離型	光電式アナログ式 分離型		
喫煙による煙が滞留するような換気の悪い場所	会議室、応接室、休憩室、控室、楽屋、娯楽室、飲食室、待合室、キャバレー等の客室、集会場、宴会場、遊技場、喫煙所、更衣室、小規模な事務室（40㎡未満）ロッカー室、談話室、面会室、衣装室、その他これらに類する場所	○	○	○				◎		◎	○	○		
就寝施設として使用する場所	ホテルの客室、宿直室、仮眠室、寄宿舍、就寝施設のある管理人室、用務員室、休憩室及び警備室、病室、保健室、その他これらに類する場所						◎	◎	◎	◎	○	○		
煙以外の微粒子が浮遊している場所	地下街通路、ファンルーム、その他これらに類する場所						◎	◎	◎	◎	○	○	○	
風の影響を受けやすい場所	玄関、ロビー、ピロティ、社寺等の拝殿、礼拝堂、神殿、神楽殿、観覧場、ホワイエ、屋外音楽堂の舞台部、塔屋にある機械室、空調機械室、ゴルフ練習場、車両の待合室、その他これらに類する場所		○					◎		◎	○	○	○	
煙が長い距離を移動して感知器に到達する場所	廊下、階段、通路、傾斜路、エレベーター昇降路、パイプシャフト、厨房外のダムウェーター、その他これらに類する場所							○		○	○	○		光電式スポット型感知器又は光電アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、当該感知器回路に蓄積機能を有しないこと

設置場所		適応熱感知器					適応煙感知器					炎感知器	備考
環境状態	具体例	差動式スポット型	差動式分布型	補償式スポット型	定温式	熱アナログ式 スポット型	イオン化式 スポット型	光電式スポット型	スポット型 イオン化アナログ式	スポット型 光電アナログ式	光電式分離型		
燻焼火災となるおそれのある場所	電話機械室、通信機室、電算機室、機械制御室、ケーブルシャフト、密閉倉庫、書類・衣類等が大量に収納される場所							○		○	○	○	
大空間でかつ天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所	体育館、航空機の格納庫、高天井の倉庫・工場・機械室、観覧席上部で感知器取付け高さが8m以上の場所、公会堂、講堂、舞台部、室内競技場、議場、大展示場、大宴会場、ホール、プラネタリウム、その他これらに類する場所		○								○	○	○

- 注 1 ○印は当該設置場所に適応することを示す。
- 2 ◎印は当該場所に感知器を設ける場合、当該感知器回路に蓄積機能を有することを示す。
- 3 設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近（光電式分離型感知器にあっては、光軸）が、「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。
- 4 差動式スポット型、差動式分布型、補償式スポット型及び煙式（当該回路に蓄積機能を有しないもの）の1種は感度が良いため、非火災報の発生については2種に比べて不利な条件にあることに留意する。
- 5 差動式分布型3種及び定温式2種は消火設備と連動する場合に限り使用できること。
- 6 光電式分離型感知器は、正常時に煙等の発生がある場合でかつ、空間が狭い場所には適応しない。
- 7 大空間でかつ天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所については、天井の高さが15m未満の場合は差動式分布型又は光電式分離型感知器2種を、天井の高さ20m未満の場合は光電式分離型1種を設置するものであること。
- 8 多信号感知器にあっては、その有する種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれもが表により適応感知器とされたものであること。
- 9 発生する煙が黒い場合には、イオン化式又は光電式分離型を使用することが望ましい。

第12-3表

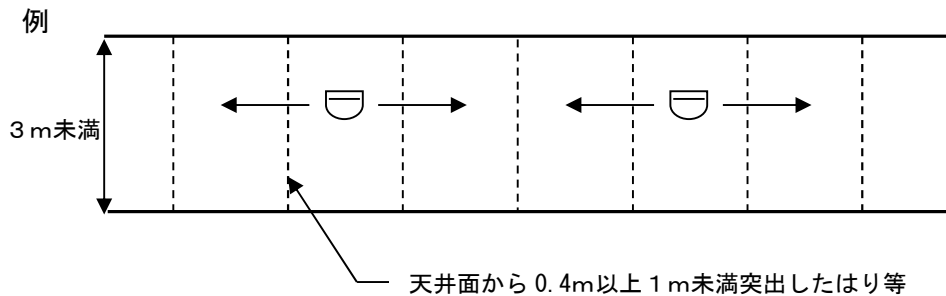
感知器種別 建物構造	差動式スポット型 補償式スポット型		定温式スポット型	
	1種	2種	特種	1種
耐火	15m	13m	13m	10m
非耐火	10m	8m	8m	6m



(注) Lは歩行距離とする。

第12-4表

感知器種別 建物構造	差動式スポット型 補償式スポット型		定温式スポット型	
	1種	2種	特種	1種
耐火	20㎡	15㎡	15㎡	13㎡
非耐火	15㎡	10㎡	10㎡	8㎡



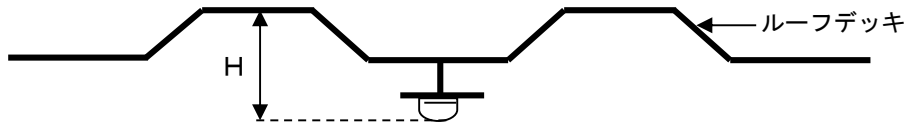
ウ 感知器選択上の留意事項

- (ア) 既に設置されている感知器で、当該設置場所が第12-1表に定める環境状態であるため非火災報が発生し、当該防火対象物の関係者から感知器の交換について申し出があった場合には、ア及びイにより関係者指導を行うこと。
- (イ) (ア) による感知器の交換（配線の設計変更を要する場合を除く。）は、法第17条の5に規定する自動火災報知設備の整備として取り扱うものであること。
- (ウ) ア及び(ア) により感知器を設置・交換する場合は、その内容を当該防火対象物の着工届出書の審査又は調査内容欄に記載するなどして把握しておくものであること。なお、感知器を、整備として取り扱い、交換した場合には、その内容を交換前の当該防火対象物の着工届出書の備考欄に記載するとともに、関係者に対しても、点検等の際し、その内容が把握できるようにしておくように指導すること。

エ 取付け面の高さは、次式により計算し、適応する感知器を設けること。ただし、周囲の状況から判断して出火が予想される収容物等が通常の状態において床面より高い位置で収納される倉庫、格納庫にあってはこの限りでない。

$$\text{取付け面の高さ} = \frac{(\text{取付け面の最頂部}) + (\text{取付け面の最低部})}{2}$$

オ 感知器の取付け面から下端までの距離は、天井面にルーフデッキ等を使用する場合、最頂部から感知器下端までとすること。(第12-3図)



第12-3図

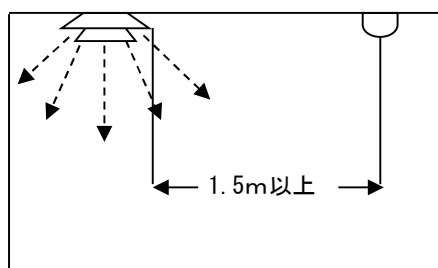
カ 取付け面の高さが8mを超え、かつ、差動式分布型及び煙感知器の設置が不相当と認められる場所で、定温式又は差動式スポット型の感知器により有効に火災を感知できる部分には、定温式又は差動式スポット型の感知器を設けることができる。

キ 換気口等の付近については（差動式分布型、光電式分離型及び炎感知器を除く。）、次により設けること。◆

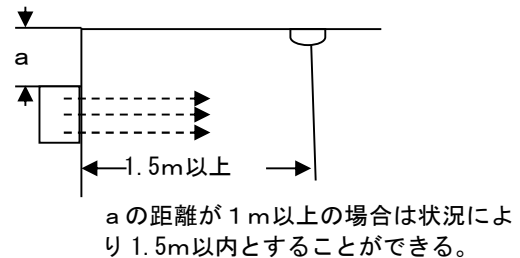
ただし、吹き出し方向が固定されている場合で、感知器に直接風圧等がかからないものは、この限りでない。

(ア) 換気口等の空気吹き出し口が、天井面に設けられている場合は、吹き出し口から1.5m以上離して感知器を設けること。(第12-4図)

(イ) 換気口等の空気吹き出し口が、天井面から1m以内の壁体に設けられている場合は、当該吹き出し口から1.5m以上離して感知器を取付けること。ただし、吹き出し口が天井面から1m以上離れた壁体に設けられている場合は1.5m以内とすることができる。(第12-5図)



第12-4図



第12-5図

(2) 感知器の設置を要しない場所

省令第23条第4項第1号イからハによるほか、次によること。

ア 機械設備等の振動が激しい場所又は腐食性ガスの発生する場所等で感知器の機能の保持が困難な場所

イ 温度の異常な上昇又は誘導障害等、非火災報を発生するおそれのある場所

ウ 便所、便所に付随した洗面所及び浴室の用途に供する場所

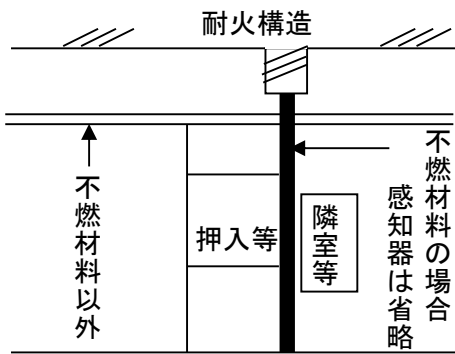
なお、次の場所は、当該場所と同等な場所として取り扱うことができるものであること。

(ア) 便所に、電気便座付便器又は自動洗浄乾燥式便器等ヒーターを内蔵した機器を設置した場合で、当該機器が電気用品安全法に基づき、安全性が確認され、かつ、機器個々のヒーターの出力が2kw以下の場合

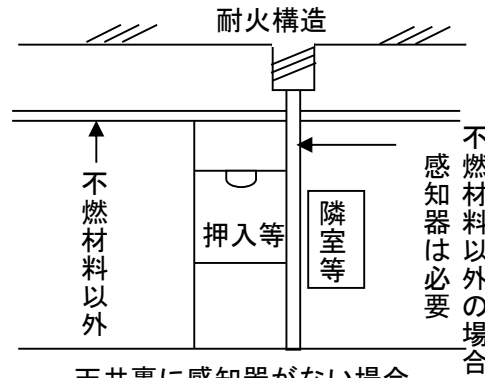
(イ) 便所に付随した洗面所に、電気温水器、ガラス曇り防止器等ヒーターを内蔵

- した機器を設置した場合で、当該機器が電気用品安全法に基づき、安全性が確認され、かつ、機器個々のヒーターの出力が2kw以下の場合
- (ウ) 浴室にバランス釜を設けた場合で、室内に面する仕上げが準不燃材料の場合
- (エ) ユニットタイプの浴室等で、洗面所部分を脱衣所として使用する場合
- (オ) 浴室内の天井に組込形の衣類乾燥及び浴室暖房等のための電気機器を設置した場合で、当該機器が（一社）日本電機工業会で定める自主試験基準に適合したもの又はこれと同等以上の安全性が確認された場合
- エ 主要構造部を耐火構造とし、床、壁及び天井が準不燃材料で造られ、可燃性の物品を集積し又は可燃性の装飾材料を使用しない洗面所、流し等の用途に供する場所
- オ 主要構造部を耐火構造とし、その開口部に特定防火設備又はこれと同等以上のものが設けられている金庫室に供する場所
- カ 恒温室、冷蔵室等で、当該場所における火災を早期に感知することができる自動温度調節装置が設けられ、かつ、防災センター等常時人のいる場所にその旨の移報がなされ、警報が発せられる場合
- キ 主要構造部を耐火構造とした建築物又は準耐火構造の建築物の天井裏、小屋裏で不燃材料の床、壁及び天井で区画されている部分
- ク パイプシャフト、押入、物入及び物置等で水平断面積が1㎡未満の部分
- ケ 耐火構造の壁で造られ、各階又は2の階以下ごとに水平区画が施され、かつ、その開口部に防火戸又はこれらと同等以上のものが設けられているパイプシャフト等。
- ただし、次のいずれかに該当するものは除くこと。
- (ア) 電気シャフト（水平断面積1㎡以上で高圧機器等がある場合に限る。）
 なお、高圧機器等とは直流750V、交流600Vを超えるものをいう。（配線・ケーブルが電気シャフトを貫通して接続部分がないものを除く。）
- (イ) 可燃性物品等の集積により出火危険がある部分
- (ウ) 水平区画に部分的な開口部があるもの（部分的な開口部の水平断面積の合計が1㎡未満のものも含む。）
- コ 開放式の階段、廊下に接続するエレベーター昇降路等の部分
- サ プールの上部、プールサイド上部（乾燥室、売店等の付属施設を除く。）及びアイススケートリンクの滑走路部分
- シ 不燃材料で造られている防火対象物又はその部分で、次に掲げるもの（当該部分の設備、物件が、原動機、電動機等で出火のおそれ著しく少なく、延焼拡大のおそれのないと認められる部分を含む。）
- (ア) 浄水場又は污水处理場等の用途に供する建築物で、水管、貯水池又は貯水槽を収容する部分
- (イ) サイダー、ビール、ジュース工場等で洗浄又は充填作業場等の部分
- (ウ) 不燃性の金属、石材等の加工工場で可燃性のものを収納又は取り扱わない部分
- ス 押入れ、3.3㎡以下の物置（以下「押入れ等」という。）で次のいずれかに該当するもの。なお、押入れとは収納内に中棚を設け布団を収納できる形態のものをいう。（第12-6図～第12-15図）
- (ア) その場所でも隣室等への延焼のおそれのない構造であること。
- (イ) その上部の天井裏に感知器を設けてあること。
- セ つくりつけ収納（内部に人が入って作業できる収納（ウォークインクローゼット

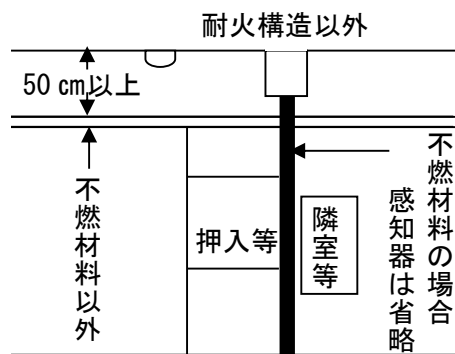
ト等)を除く。)。なお、収納内部に分電盤等がある場合にも感知器の設置を要しない。



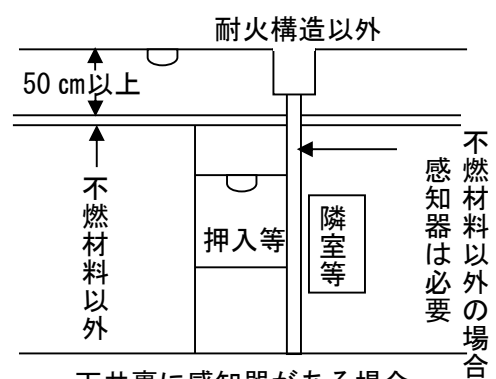
天井裏に感知器がない場合
第 12—6 図



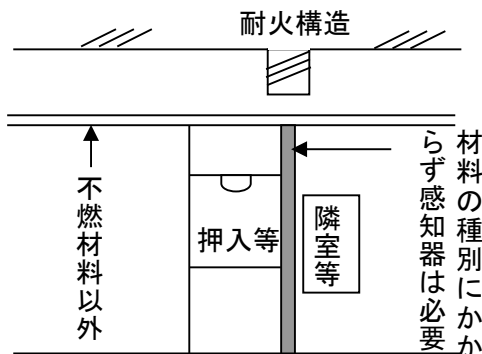
天井裏に感知器がない場合
第 12—7 図



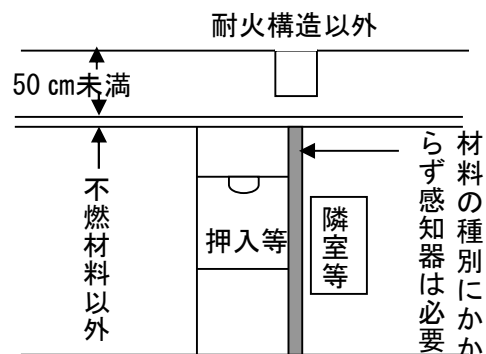
天井裏に感知器がある場合
第 12—8 図



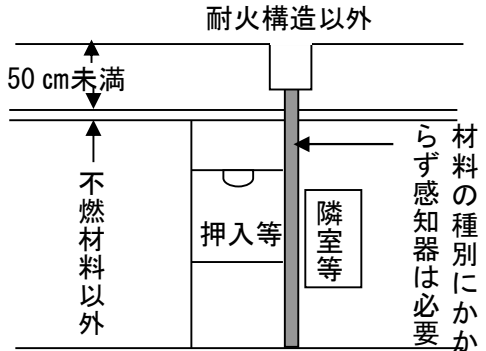
天井裏に感知器がある場合
第 12—9 図



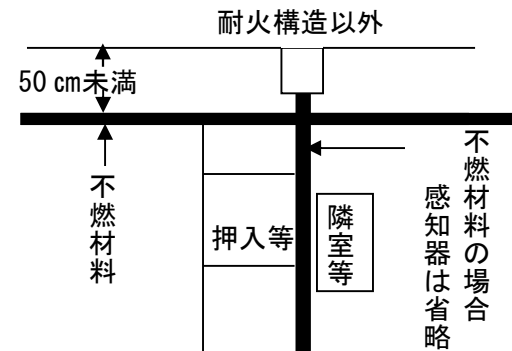
天井裏に感知器がない場合
第 12—10 図



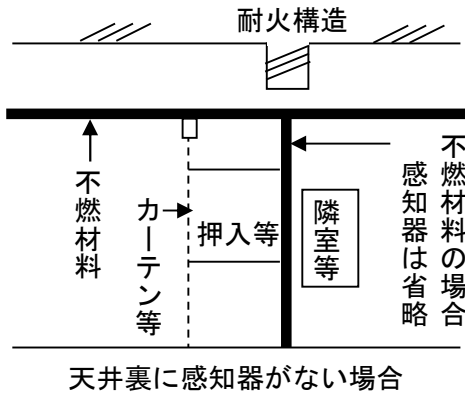
天井裏に感知器がない場合
第 12—11 図



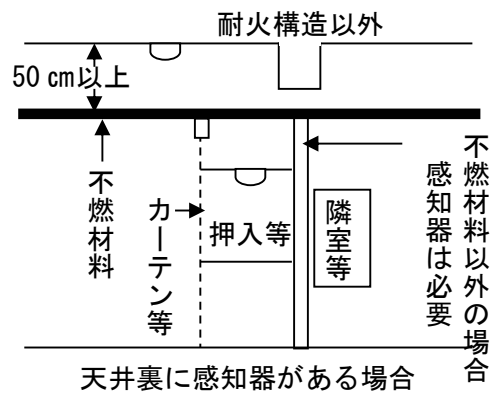
天井裏に感知器がない場合
第 12—12 図



天井裏に感知器がない場合
第 12—13 図



天井裏に感知器がない場合
第 12—14 図



天井裏に感知器がある場合
第 12—15 図

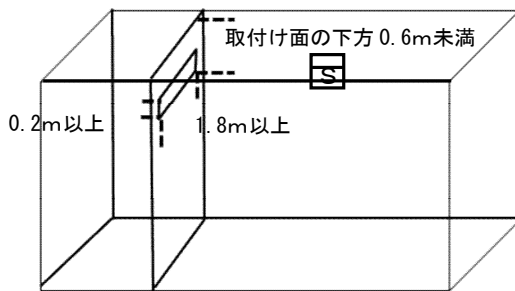
注 壁の構造は、隣室との境界となる側壁も含めるものであること。

ソ 可動式ブースについては、第 5 章第 4 スプリンクラー設備 1 (3) イ (イ) i に掲げる要件に該当する場合。

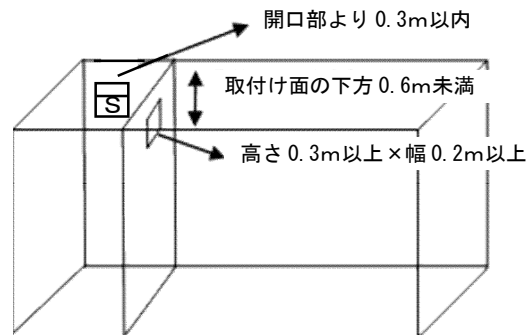
(3) 感知区域

ア 煙感知器の感知区域を構成する間仕切壁、はり等（以下「間仕切等」という。）の上方（取付け面の下方0.6m未満）の部分に空気の流通する有効な開口部（高さ0.2m以上×幅1.8m以上の間隙）を設けた場合は、隣接する 2 以上の感知区域を一の感知区域とすることができる。（第12—16図）

また、間仕切等の上部に開口部（高さ0.3m以上×幅0.2m以上）を設け、その開口部から0.3m以内の位置に感知器を設けた場合は、当該隣接する感知区域を一の感知区域とすることができる。（第12—17図）

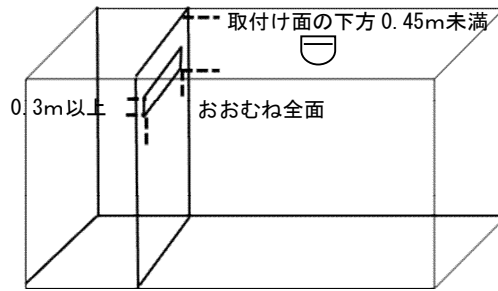


第12—16図



第12—17図

イ 熱感知器（差動式スポット型感知器 1 種及び 2 種に限る。）の感知区域を構成する間仕切壁等の上方（取付け面の下方0.45m未満）の部分に空気の流通する有効な開口部（取付け面の下方0.3m以上×長辺が間仕切壁等のおおむね全面）を設けた場合は、一の感知区域とすることができる。ただし、居室等の床面積が感知器の感知区域面積以下かつ、天井高が 4 m 未満であること。（第12—18図）



第12-18図

ウ 省令第23条第4項から第6項に定める感知器種別ごとに使用場所に適応した感知器を設けるほか、次によること。

(ア) 1 m未満のはり等により、小区画が連続する場合は、感知器の取付け面の高さに応じて、第12-5表で定める範囲の隣接する感知区域を一の感知区域とみなすことができる。

第12-5表

使用場所の構造	感知器の種類 取付け面の高さ	差動式分布型		差動式スポット型 補償式スポット型		定温式スポット型		煙感知器		
		1種	2種	1種	2種	特種	1種	1種	2種	3種
		耐火	4 m未満							
4 m～8 m未満	25㎡		20㎡	20㎡	15㎡	15㎡	13㎡	60㎡	60㎡	
8 m～15 m未満								40㎡	40㎡	
15 m～20 m未満										
非耐火	4 m未満									20㎡
	4 m～8 m未満	20㎡	20㎡	15㎡	10㎡	10㎡	8㎡	60㎡	60㎡	
	8 m～15 m未満							40㎡	40㎡	
	15 m～20 m未満							40㎡		

(イ) 細長い居室等の場合

短辺が3 m未満の細長い居室等の場合は、歩行距離が第12-6表で示す数値以内ごとに1個以上設置することができる。

第12-6表

感知器の種別 建物構造	差動式スポット型		定温式スポット型		煙感知器
	1種	2種	特種	1種	
耐火	15m	13m	13m	10m	廊下、通路に準じて設けること
非耐火	10m	8 m	8 m	6 m	

(ウ) 一の小区画が隣接している場合

はり等の深さが0.6m以上（差動式スポット型、定温式スポット型感知器にあつては0.4m以上）1 m未満で区画された5㎡以下（煙感知器にあつては10㎡以下）の小区画が1つ隣接している場合は、当該部分を含めて同一感知区域とすることができる。

エ 取付け面の下方0.6m以上1 m未満の部分に短辺が3 m以上で長辺が4.5m以上

の棚、はり出し等がある場合は、別の感知区域とすること。

オ 押入等の感知区域については次によること。

(ア) 押入等は、原則として居室と別感知区域とすること。

(イ) 感知器は、原則として押入等の上段部分に1個以上設けること。

カ 火災の感知を妨げる障害物がないこと。

キ スポット型の感知器は、一の感知区域で極端に偏在しないように設けること。

ただし、天井の高さ4m未満の水平面に取付ける場合で、取付け面のどの部分からも第12-7表の距離以内となる場合は、この限りでない。

第12-7表

建築物・構造物	感知器種別		定温式スポット型		
	差動式スポット型 補償式スポット型		特種	1種	2種
耐火	1種	2種	8m	7m	4m
非耐火	6m	6m	6m	5m	4m

(4) 機器

ア 検定品であること。

イ じんあい、可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける場合は、防爆型等適当な防護措置を施したものを設けること。

(5) 設置方法

ア 差動式スポット型及び補償式スポット型感知器

機能試験を行うのに困難な場所及び人的危険のある場所（電気室の高圧線の上部又は取付け面が高い場所等）に設けるものにあつては、感知器の試験器を設けること。この場合、感知器と試験器の間の空気管は、感知器に表示された指定長以内とすること。

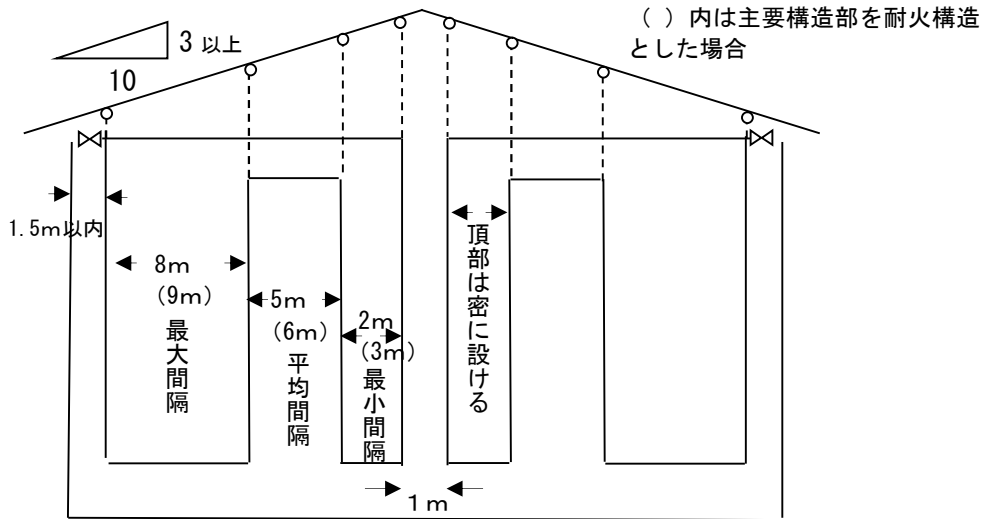
イ 差動式分布型（空気管式）感知器

(ア) 空気管を布設する場合で、メッセージワイヤーを使用する場合（空気管とメッセージワイヤーのより合わせ及びセルフサポートによる場合を含む。）は、ビニル被覆が施されたものを使用すること。

(イ) 10分の3以上の傾斜を持つ天井に布設する場合、その頂上部に空気管を取付け、かつ、当該天井面の上方にあつては2m（主要構造部を耐火構造とした建築物にあつては3m）、下方にあつては8m（主要構造部を耐火構造とした建築物にあつては9m）を超えない範囲で設け、平均設置間隔は5m（主要構造部を耐火構造とした建築物にあつては6m）以下とすること。この場合の平均設置間隔とは、空気管を平面天井に布設するときの間隔（一辺省略の例）である。（第12-19図）

なお、相対する天井面に設ける空気管は、左右対象となるように設けること。

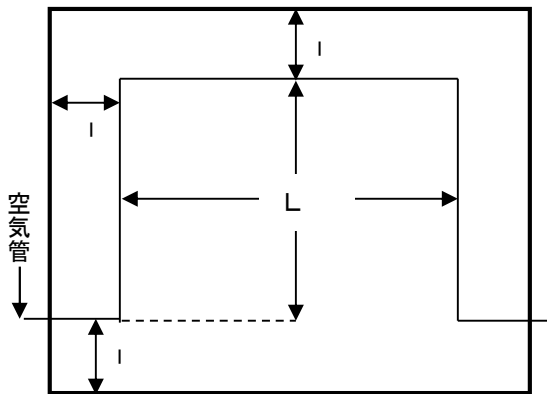
また、左右の天井面に設ける空気管の陰出部を異にする場合は、頂上部にそれぞれ異なる空気管を平行に設けること。



第 12-19 図

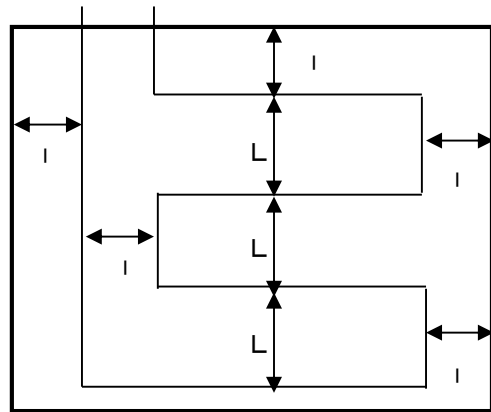
(ウ) 相対する感熱部の相互間隔は、6 m（主要構造部を耐火構造とした建築物にあっては9 m）以下とすること。

ただし、第12-20図から第12-24図に示すように設けた場合はこれによらないことができる。



I = 1.5m以下
L = 6 m以下（主要構造部を耐火構造とした建築物にあっては9 m以下）

第 12-20 図 1 辺省略の例



I = 1.5m以下
L = 5 m以下（主要構造部を耐火構造とした建築物にあっては6 m以下）

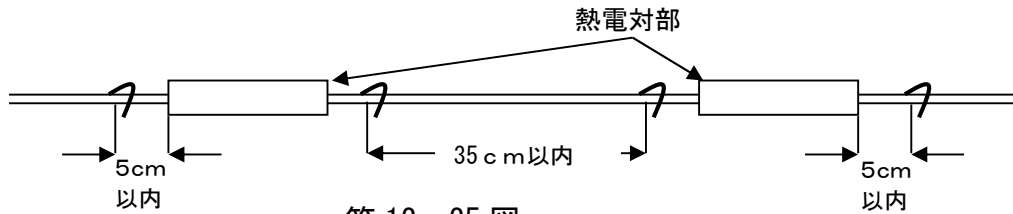
第 12-21 図 1 辺省略の例

十分得られるよう、天井面に露出して設けること。

ウ 差動式分布型（熱電対式）感知器

- (ア) 熱電対部の前後間隔と相互間隔の比率は1 : 4.5以内とすること。
- (イ) 熱電対部と接続電線との最大合成抵抗値は、一の検出部につき指定値以下とすること。
- (ウ) 熱電対部の個数は、一の感知区域ごとに4個以上とすること。
- (エ) 接続電線は、ステーブル等により、確実に止められていること。この場合、熱電対部には、ステーブル等がかからないようにすること。

(第12-25図)



第 12-25 図

(オ) 壁体等を貫通する部分には、保護管、ブッシング等を設けること。

エ 差動式分布型（熱半導体式）感知器

- (ア) 感知区域ごとに、火災を有効に感知するよう第12-8表で定める基準により設けること。

第12-8表

感知器種別 (㎡)		感知器種別	
		1 種	2 種
取付け面の高さ	8 m未満	耐火建築物 65㎡	その他の建築物 36㎡
	8 m以上15m未満	耐火建築物 50㎡	その他の建築物 36㎡
		その他の建築物 30㎡	その他の建築物 23㎡

- (イ) 感熱部と接続電線との最大合成抵抗は、一の検出部につき指定値以下とすること。

オ 定温式スポット型感知器

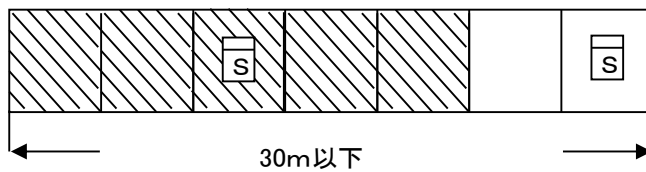
防火対象物の用途、内装、収容物等の状況により定温式2種の感知器を設けることによって火災を有効に感知できると認められる場合は、定温式2種の感知器を設けることができるものであること。

カ 定温式感知線型感知器

- (ア) 感知線の全長は、受信機の機能に支障ない長さ以下とすること。
- (イ) 1室に1個以上の端子板を設けること。
- (ウ) 感知線は、ステーブル等により確実に止められていること。

キ 煙感知器（スポット型）

- (ア) 廊下及び通路に設ける場合は、感知器相互間の歩行距離が30m以下（3種にあっては20m以下）とすること。この場合において、歩行距離が30mにつき垂直距離がおおむね5m以下となるような勾配の傾斜路は、通路に準じて設けること。なお、地階、無窓階及び11階以上の廊下、通路に1m以上の突き出したはり等がある場合は、第12-26図の例により設けること。



隣接する両側の感知区域までを限度として煙感知器の有効範囲内(斜線部分)とする。

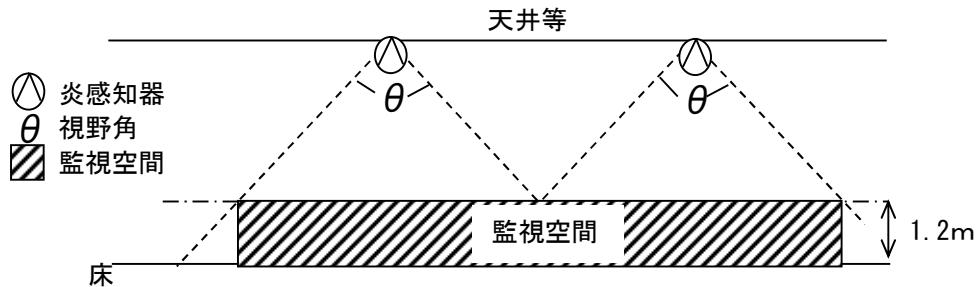
第12-26図

- (イ) 風速が5 m毎秒以上となるおそれのある場所に設ける場合は、感知器に直接風圧がかからないような遮へい板を設けること。
- (ウ) エスカレーター及び廻り階段等に感知器を設ける場合は、垂直距離15mにつき1個以上設けること。
- (エ) エレベーター昇降路、パイプダクトその他これらに類する場所（水平断面積1 m²以上のものに限る。）は、最上部に2種以上の感度の感知器を1個以上設けること。ただし、エレベーター昇降路上部に機械室があり、当該昇降路と機械室が完全に水平区画されていない場合は、当該機械室に設けることができる。
- (オ) 階段に接続していない10m以下の廊下、通路等又は階段に至る歩行距離が10 m以下の廊下、通路等には、感知器を設けないことができる。
- (カ) パイプシャフトその他これらに類する場所が2の階以下で完全に水平区画されている場合は、熱感知器とすることができる。
- (キ) 低い天井の居室(天井高が2.3m以下)又は狭い居室(おおむね40m²未満)に設ける場合は、出入口付近に設けること。◆
- (ク) 維持管理について著しく人命危険を伴う場所には、光電式分離型感知器又は試験機能を有する熱感知器を設置すること。
- ク 煙感知器（光電式分離型）
- (ア) 外光等の影響を受けないように設けること。◆
- (イ) 光軸が外れないよう措置をすること。
- (ウ) 隣接する光電式分離型感知器が相互に干渉する場合は、送光部、受光部を交互に設置する等、有効に火災を感知できるよう措置をすること。
- (エ) 感知器の公称監視距離を超える空間に感知器を設定する場合にあっては、未監視部分が生じないように光軸を連続して設定すること。ただし、感知器の維持・管理、点検等のために天井等の部分に通路等を設ける場合にあっては、隣接する感知器の水平離隔距離を1 m以内とすること。
- (オ) 非火災報防止のため、設置場所の高さ、環境、感知器種別等を考慮して設置すること。
- (カ) 設置後の有効な維持管理のために設置場所等を考慮すること。
- ケ 多信号感知器
- 多信号感知器を設置する場合は、その種別によって決まる取付け面の高さが異なる場合、自動火災報知設備の感知器として使用する種別の範囲において該当する取付け面の高さの一番低い高さに設置できるものとする。
- コ 炎感知器
- (ア) 設置要領
- 省令第23条第4項第7号の4に定めるほか、次により設置すること。
- a 室内に設けるものにあつては屋内型を、屋外に設けるものにあつては屋外

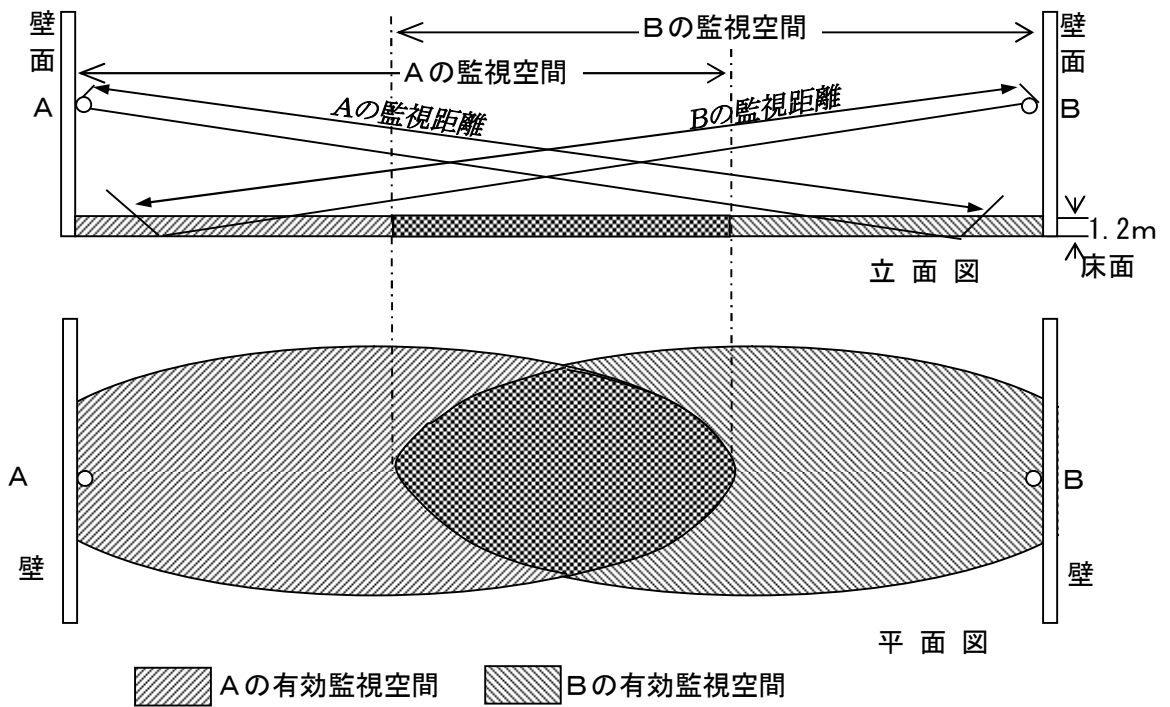
型を設置すること。ただし、軒下、上屋の下部等で雨水のかかるおそれがない場所に設置する場合は、屋内型を設けることができる。

- b 壁によって区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さ1.2mまでの空間（以下「監視空間」という。）の各部分から当該感知器までの距離が監視距離の範囲内となるように設けること。◆

（第12-27図及び第12-28図）



第12-27図

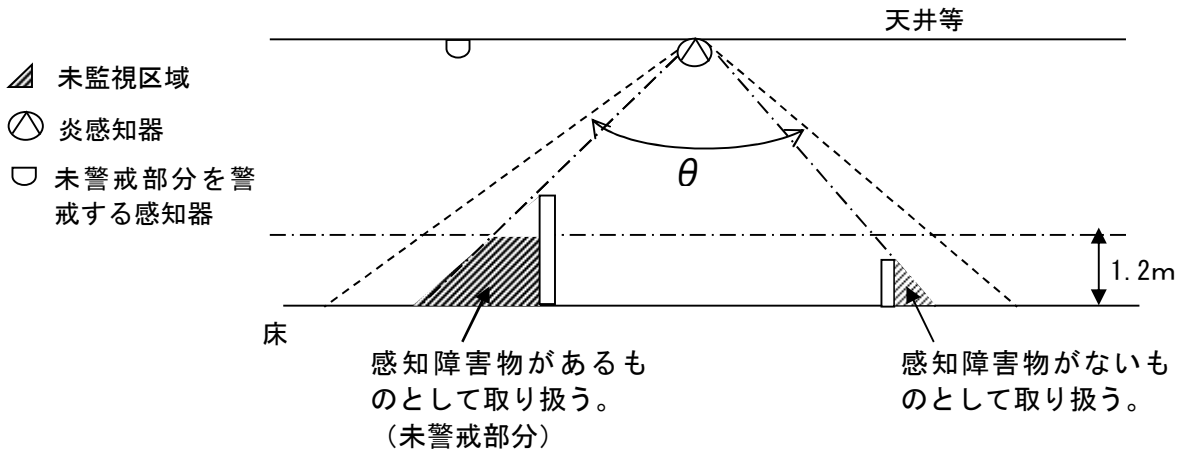


注1 監視距離とは、監視空間の各部から感知器までの距離をいう。

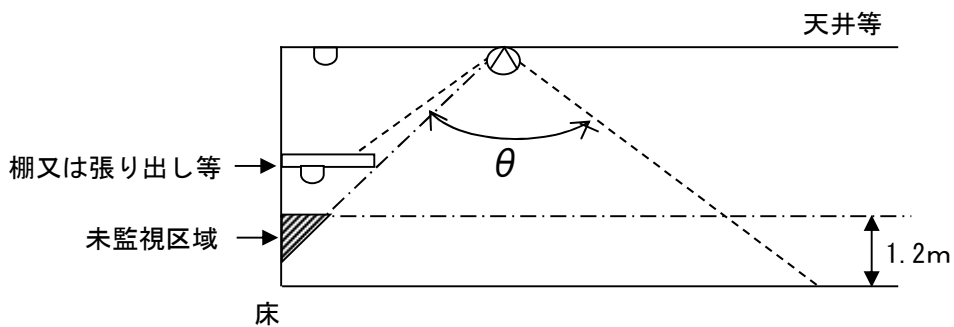
注2 監視範囲とは、1の感知器が監視することができる範囲をいう。

第12-28図

- c 監視空間内に1.2mを超える障害物等がある場合及び1.2mを超える位置に棚等がある場合は、当該部分を監視する感知器を別に設置すること。（第12-29図及び第12-30図）

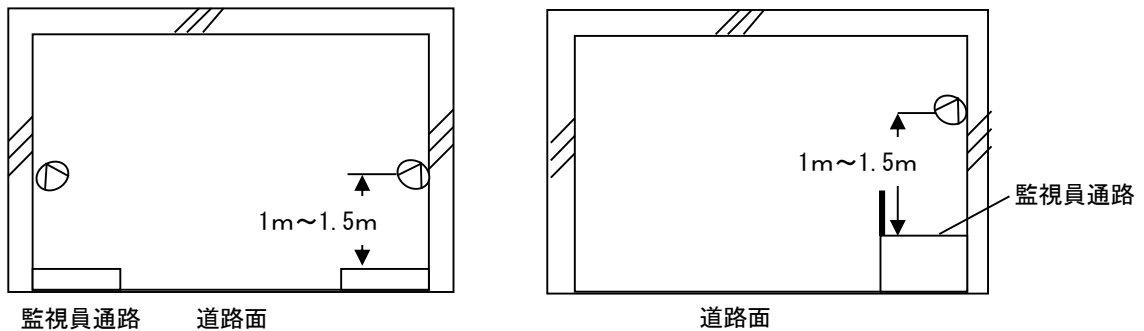


第 12-29 図



第 12-30 図

- d ライター等の炎による非火災報を防止するため、炎感知器から直近の監視空間までの距離が、当該感知器の監視することができる距離のおおむね2分の1以上となるように設置すること。
- (イ) 道路の用に供する部分に設ける場合は、次によること。
- a 道路型を設けること。
 - b 道路面（監視員通路が設けられている場合は、当該通路面）から高さが1.0m以上1.5m以下の部分に設けること。（第12-31図）◆



第 12-31 図

- (ウ) 省令第23条第4項第1号ホに掲げる場所のほか、次の場所は、感知器の種類により非火災報を発するおそれがあることから、感知器の種類を考慮し設置すること。
- a 紫外線式スポット型感知器、紫外線赤外線併用式スポット型感知器及び炎複合式スポット型感知器

- (a) ハロゲン灯、殺菌灯及び電撃殺虫灯等が設置されている場所
- (b) 屋外等で溶接の火花等の影響を受ける場所
- (c) 火花を発生する機器等が設置されている場所
- b 赤外線式スポット型感知器、紫外線赤外線併用式スポット型感知器及び炎複合式スポット型感知器
 - 赤外線を発生する機器が設けられ、当該機器により非火災報を発生させるおそれがある場所
- (エ) 省令第23条第5項第5号に定める場所で、炎感知器が障害物等により火災を有効に感知できない場合は、政令第32条を適用して、光電式分離型感知器又は煙感知器を設けることができる。
- (オ) 障害物等により炎感知器で火災を有効に感知できない場合は、当該場所に適応する熱感知器又は煙感知器を設置すること。ただし、当該場所が、省令第23条第4項第1号ロに掲げる部分の場合、感知器の設置を省略することができる。
- サ アナログ式感知器
 - キ及びクによるほか、次によること。
 - (ア) 熱アナログ式スポット型感知器は、定温式特殊として取り扱うものであること。
 - (イ) イオン化アナログ式スポット型感知器、光電アナログ式スポット型感知器及び光電アナログ式分離型感知器は、注意表示に係る設定表示濃度及び火災表示に係る設定表示濃度を変更することにより、感知器の種別が異なることから、設置場所の天井高さ、床面積を確認し、適合する種別の感知器を設置させること。

4 中継器

中継器の設置は、次によること。

- (1) 常用電源
 - ア 交流電源
 - (ア) 受信機から電源の供給を受ける中継器
 - 2(1)ア(ア)から(ウ)を準用すること。
 - (イ) 受信機から電源の供給を受けない中継器
 - 2(1)アを準用するほか次によること。
 - a 中継器の電源が停止した場合、直ちに受信機にその旨の信号を送る機能を有すること。
 - b 予備電源の良否を試験する機能を有すること。
 - イ 蓄電池設備
 - 2(1)イを準用すること。
- (2) 非常電源
 - 2(2)を準用すること。
- (3) 設置場所
 - ア アドレスを付加するために、感知器上部に取り付けられるものを除き、天井、壁及び床が準不燃材料で区画されており、かつ、開口部を防火戸とした場所の点検に便利な箇所に設けられていること。ただし、不燃性又は難燃性の外箱で覆う等防火上有効な措置を講じた場合はこの限りでない。
 - イ 裸火等を用いる火気使用設備から5m以内の位置に設けないこと。ただし、熱

による影響がなく維持管理ができる場合は、これによらないことができる。

ウ 振動が激しい場所又は腐食性ガスの発生する場所等機能障害の生ずるおそれのある場所に設けないこと。

エ 中継器を条例第3条第1項第20号に規定する場所（パイプシャフト内等の気体燃料の給湯設備、配管等が設けられ、かつ、隠蔽場所となるものに限る。）に設置する場合は、第3章第3非常電源2（1）ア（ア）（e）については、ただし書を適用。fを除く。）によること。

(4) 機器

検定品であること。

(5) 蓄積機能

5 蓄積機能によること。

5 蓄積機能

(1) 蓄積式受信機、蓄積式中継器、蓄積型感知器

ア 蓄積時間◆

蓄積式受信機及び蓄積式中継器に感知器を接続する場合にあっては、一の警戒区域ごとに次によること。

(ア) 蓄積型感知器を接続する場合にあっては、感知器の公称蓄積時間と中継器及び受信機に設定された蓄積時間の最大時間（接続される感知器の種類によって中継器等の蓄積時間が異なるものにあつては、その合計が最大となる蓄積時間をいう。以下同じ。）が60秒を超えないこと。

(イ) 煙感知器以外の感知器を接続する場合にあっては、中継器及び受信機に設定された蓄積時間の最大時間の合計時間が20秒を超えないこと。

イ 適応性

感知器、中継器及び受信機の接続は、指定された適正なものであること。

ウ 蓄積機能の解除

蓄積式中継器及び蓄積式受信機は、発信機を操作した場合、蓄積機能を自動的に解除できるものであること。

エ 蓄積式中継器の設置場所

蓄積式中継器は、受信機内部又は受信機直近の外部に設けることとし、外部に設ける場合は、不燃性又は難燃性の外箱で覆う等の措置を講じること。

(2) 蓄積付加装置

ア 蓄積時間

(1) アに準じたものであること。

イ 適応性

蓄積付加装置を接続することのできる受信機は、当該蓄積付加装置に表示されている適応受信機であること。

ウ 蓄積機能の解除

(1) ウに準じたものであること。

エ 設置場所

(1) エに準じたものであること。

オ 蓄積中の表示

蓄積中である旨の表示は、受信機又は蓄積付加装置の外箱の見やすい位置に設置した灯火又は警報音により行うこと。

6 発信機

発信機は、省令第24条第8号の2によるほか、次に適合すること。

(1) 設置位置

廊下、階段、出入口付近等多数の者の目にふれやすい場所で、かつ、操作の容易な場所に設けること。

(2) 設置方法

ア 次に掲げる場所に発信機を設ける場合は、適当な防護措置（防食、防爆、防水等）を施すこと。

（ア）腐食性ガス等の発生するおそれのある場所

（イ）可燃性ガス、粉じん等が滞留するおそれのある場所

（ウ）開放廊下等で雨水等が侵入するおそれのある場所（屋外型発信機を設ける場所を除く。）

イ 屋内消火栓箱等の扉の開閉に伴って可動する部分に設けるリード線は、可とう性のあるより線等を使用する。

(3) 機器

ア 検定品であること。

イ 消火設備、その他の警報設備等と共用させる場合にあっては、共用させることにより自動火災報知設備の機能に障害を与えないこと。

ウ 受信機に適合するものを設けること。

(4) 表示灯

表示灯は、常時点灯していること。

7 音響装置

音響装置は、次により設置すること。

(1) 設置位置

ア 音響効果を妨げるような障害物のある場所には設けないこと。

イ 外傷を受けるおそれのある場所には設けないこと。

(2) 設置方法

ア ベルの鳴動により、設備に振動を与えないように設けること。

イ 受信機の設置場所と宿直室等が異なる場合は、宿直室等には、音響装置及び副受信機等を設けること。

ウ 地区音響装置の音圧は、原則として、任意の場所で65dB（居室にあっては60 dB）以上の音圧が確保できるよう配慮すること。なお、事前に関係者の資料により騒音が把握できる場所にあつては、その騒音よりおおむね6 dB以上の音圧を確保するよう配慮すること。

(3) 機器

ア 地区音響装置の基準（平成9年消防庁告示第9号）に適合すること。◆

イ 音色は他の機器の騒音等と明らかに区別できること。

ウ じんあい、可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける場合は、防爆型等の適当な防護措置を施したものを設けること。

(4) 鳴動方法

ア 地区音響装置の鳴動方法は、次の場合を除き原則として全館一斉鳴動（以下「全

- 域鳴動」という。) とすること。◆
- イ 省令第24条第1項第5号ハに規定する防火対象物にあつては、次によること。
- ◆
- (ア) 第1報の感知器が作動した場合は、第12-9表に示す鳴動（以下「区分鳴動」という。）方式とすること。

第12-9表

n F						
3 F	○					
2 F	◎	○				
1 F		◎	○	△	△	
B1F		○	◎	○	○	G L
B2F		○	○	◎	○	
B3F		○	○	○	◎	

◎印は出火階を示す。
○印は同時鳴動階を示す。
△印は地階部分の鳴動と同時に鳴動させることができるように指導すること。

- (イ) 新たな火災信号として次の信号を受信した場合には、全域鳴動に切り替わるものであること。
- 第1報の感知器の警戒区域以外の警戒区域の感知器が作動した旨の信号
 - アナログ式自動火災報知設備等で、火災信号を個別、かつ、多段階に識別できる自動火災報知設備については、第1報の感知器以外の感知器からの火災表示すべき煙濃度又は温度に達した旨の信号
 - 発信機からの信号
- ウ 第1報の感知器が作動し、(ア)の方式による警報が鳴動してから、原則として4分経過した場合、(イ)の新たな火災信号の入力がない場合でも自動的に全域鳴動に切り替わること。
- なお、受信機の前面に「全域鳴動移行4分設定」と表示すること。
- エ 地区音響装置を非常放送設備のスピーカーの音声警報と連動させて鳴動させる場合は、次によること。
- (ア) 区分鳴動方式のもの
- 感知器発報放送から火災放送に移行する時間は、6分設定とし、その後全域鳴動に移行する時間は、4分設定とすること。
- なお、受信機の前面に「火災放送移行6分設定」及び「全域火災放送移行4分設定」と表示すること。
- (イ) 全域鳴動方式のもの
- 感知器発報放送から火災放送に移行する時間は、6分設定とする。
- なお、受信機の前面に「火災放送移行6分設定」と表示すること。
- オ 再鳴動時間設定（逐次鳴動）
- 原則として、2分設定とする。（地区音響装置として放送設備を設置した場合を除く。）なお、対象物の用途、規模、管理体制等を勘案し、消防機関と協議の上、最大6分設定とすることができる。
- なお、受信機の前面に「再鳴動時間2分設定」と表示すること。

カ 省令第25条の2の基準に基づき放送設備を設置した場合、地区音響装置を省略することができる。ただし、地区音響装置を省略する場合、自動火災報知設備の作動と連動し放送設備を起動させること。

キ 共同住宅等にあつては、努めて2階層毎にバルコニー側へ音響装置を増設すること。

8 付属品

付属品には、次のものを備えておくこと。

- (1) 予備電球
- (2) 予備ヒューズ
- (3) 取扱説明書
- (4) 受信機回路図
- (5) 予備品交換に必要な特殊な工具
- (6) 警戒区域一覧表
- (7) 表示温度等設定一覧図（アナログ式自動火災報知設備に限る。）

9 配線及び工事方法

(1) 電線

使用する電線（耐火又は耐熱保護を必要とするものを除く。）は、この工事の種類に応じ、**第12-10表**のいずれかに適合するもの又はこれと同等以上の防食性、絶縁性、導電率、引張り強さ等を有すること。

第12-10表

工事の種類	電線の種類			電線の太さ
	規格番号	名 称	記 号	
屋内配線	JIS C 3306	ビニルコード		断面積 0.75mm ² 以上
	JIS C 3307	600V ビニル絶縁電線	I V	導体直径 1.0mm以上
	JIS C 3342	600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル	V V	導体直径 1.0mm以上
	JIS C 3605	600Vポリエチレン絶縁耐熱性ポリエチレンスースケープル	600v EE/F (600v EEF/F)	導体直径 1.0mm以上
		600V架橋ポリエチレン絶縁耐熱性ポリエチレンスースケープル	600v OE/F (600v OEF/F)	導体直径 1.0mm以上
	JIS C 3612	600V耐熱生ポリエチレン絶縁電線	IE/F	導体直径 1.0mm以上
JCS 3417	600V耐熱生架橋ポリエチレン絶縁電線	EM IC/F	導体直径 1.0mm以上	
屋側又は 屋外配線	JIS C 3307	600V ビニル絶縁電線	I V	導体直径 1.0mm以上
	JIS C 3342	600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル	V V	導体直径 1.0mm以上
	JIS C 3605	600Vポリエチレン絶縁耐熱性ポリエチレンスースケープル	600v EE/F (600v EEF/F)	導体直径 1.0mm以上
		600V架橋ポリエチレン絶縁耐熱性ポリエチレンスースケープル	600v OE/F (600v OEF/F)	導体直径 1.0mm以上
	JIS C 3612	600V耐熱生ポリエチレン絶縁電線	IE/F	導体直径 1.0mm以上
	JCS 3417	600V耐熱生架橋ポリエチレン絶縁電線	EM IC/F	導体直径 1.0mm以上
架空配線	JIS C 3307	600V ビニル絶縁電線	I V	導体直径 2.0mm以上の硬銅線※
	JIS C 3340	屋外用ビニル絶縁電線	OW	導体直径 2.0mm以上
	JIS C 3342	600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル	V V	導体直径 1.0mm以上
	JIS C 3605	600Vポリエチレン絶縁耐熱性ポリエチレンスースケープル	600v EE/F (600v EEF/F)	導体直径 1.0mm以上
		600V架橋ポリエチレン絶縁耐熱性ポリエチレンスースケープル	600v OE/F (600v OEF/F)	導体直径 1.0mm以上
地中配線	JIS C 3342	600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル	V V	導体直径 1.0mm以上
	JIS C 3605	600Vポリエチレン絶縁耐熱性ポリエチレンスースケープル	600v EE/F (600v EEF/F)	導体直径 1.0mm以上
		600V架橋ポリエチレン絶縁耐熱性ポリエチレンスースケープル	600v OE/F (600v OEF/F)	導体直径 1.0mm以上
使用電圧60V以下の配線 ※※	JCS 4396	警報用ポリエチレン絶縁ケーブル (一般用)	AE EM-AE	導体直径 0.5mm以上
		警報用ポリエチレン絶縁ケーブル (屋内専用)	AE ㌦イ EM-AE ㌦イ	導体直径 0.5mm以上
	JCS 4504	警報用フラットケーブル	AFC	導体直径 0.5mm以上

備考 ※ は、径間が10m以下の場合、導体直径2.0mm以上の軟銅線とすることができる。

※※ は、使用電圧60V以下の配線に使用する電線については、本表の電線の種類欄に掲げるJCS4396以外の規格に適合する電線でそれぞれ電線の太さ欄に掲げる導体直径又は導体断面積を有するものも使用できるものとする。

(注) JCS：日本電線工業会規格

(2) 配線及び工事方法

配線及び工事方法は、次に適合すること。

ア 防護措置

落雷等による過電流、短絡又は断線及びその他の事故に対する措置として、配線に次の防護措置を施すこと。

(ア) アナログ式感知器の配線は、階ごとかつ3,000m²以下ごとに断路器を設け、

短絡や断線が発生した場合でも設備全体に波及しないようにすること。

(イ) 感知器配線は、努めて次のイの屋内配線の例により設けること。

イ 屋内配線

屋内配線工事は、次による金属管工事、合成樹脂管工事、ケーブル工事、金属ダクト工事、可とう電線管工事又はこれと同等以上の工事方法によること。

(ア) 金属管工事

- a 金属管内には、電線の接続点を設けないこと。
- b 金属管は、JIS C 8305（鋼製電線管）に適合するもの又はこれと同等以上の防食性及び引張り強さを有するものとし、コンクリートに埋め込むものにあつては、1.2mm以上、その他にあつては、1mm以上であること。
ただし、継手のない長さ4m以下の電線管を乾燥した露出場所に施設する場合は、0.5mm以上とすることができる。
- c 金属管の端口及び内面は、電線の被覆を損傷しないものであること。
- d 金属管の屈曲部の曲率半径は、管内径の6倍以上とすること。
- e 管路は、できる限り屈曲を少なくし、1箇所のためみ角度は90度以下とすること。
- f 屈曲部（直角又はこれに近い屈曲箇所をいう。）が3箇所を超える場合又は金属管のわたり長さが30m以上の場合は、電線の接続が容易に行えるような場所に、プルボックス又はジョイントボックスを設けること。
なお、ボックス内には、水が侵入しないように措置を講じること。
- g 金属管相互の接続は、カップリングを使用し、ねじ込み、突合わせ及び締付けを十分に行うこと。
- h メタルラス張り又は金属板張りの壁体等を貫通させる場合は、十分に絶縁させること。

(イ) 合成樹脂管工事

- a 合成樹脂管内には、電線の接続点を設けないこと。
- b 合成樹脂管は、JIS C 8430（硬質塩化ビニル電線管）に適合するもの又はこれと同等以上の耐電圧性、引張り強さ及び耐熱性を有すること。
- c 合成樹脂管相互及びボックスの接続は、管のさし込み深さを管の外径の1.2倍（接着剤を使用する場合は0.8倍）以上とし、堅ろうに行うこと。
- d 管の支持点間は、1.5m以下とし、管端、管のボックスの接続点又は管相互の接続点の支持間の距離は、0.3m以下とすること。
- e 温度又は湿度の高い場所に設ける場合は、適当な防護措置を講じること。
- f 重量物による圧力、著しい機械的衝撃を受けるおそれのある場所等にあつては、適当な防護措置を講じること。
- g 壁体等を貫通させる場合は、適当な防護措置を講じること。
- h その他、(ア)の金属管工事に準じて行うこと。

(ウ) ケーブル工事

- a ケーブルを造営材の面に沿って取付ける場合は、ケーブルの支持点間の距離を2m以下とし、かつ、ケーブルの被覆を損傷しないよう取付けること。
- b ケーブルは、水道管、ガス管、他の配線等と接触しないように設けること。
- c 重量物による圧力、著しい機械的衝撃を受けるおそれのある場所等にあつては、適当な防護措置を講じること。
- d 壁体等を貫通させる場合は、適当な防護措置を講じること。

(エ) 金属ダクト工事

- a 金属ダクト内には電線の接続点を設けないこと。ただし、電線の接続点が容易に点検できる場合は、この限りでない。
 - b 金属ダクトに収める電線の断面積（絶縁被覆を含む。）の総和は、ダクトの内断面積の50%以下とすること。
 - c 金属ダクトの内面は、電線の被覆を損傷しないものであること。
 - d 金属ダクト内の電線を外部に引出す部分に係る工事は、金属管工事、可とう電線管工事、合成樹脂管工事又はケーブル工事とすること。
 - e 金属ダクトは、幅が5 cmを超え、かつ、厚さ1.2mm以上の鉄板又はこれと同等以上の機械的強度を有すること。
 - f 金属ダクトの支持点間の距離は、3 m以下とすること。
 - g 金属ダクトには、さび止等の防食措置を講じること。
- (オ) 可とう電線管工事
- a 可とう電線管内には、電線の接続点を設けないこと。
 - b 可とう電線管の内面には、電線の被覆を損傷しないものであること。
 - c 重量物による圧力又は著しい機械的衝撃を受けるおそれのある場所は、適当な防護措置を講じること。
 - d 可とう電線管相互の接続は、カップリングで行い、可とう電線管とボックス又はキャビネットとの接続はコネクタで行うこと。
 - e 可とう電線管の支持点間の距離は、1 m以下とし、サドルなどで支持すること。
- ウ 地中配線
- (ア) 地中配線工事は、次により管路引入れ式、暗きょ式又は直接埋設式によること。
- (イ) 管路引入れ式、暗きょ式及び直接埋設式共通事項
- a 地中箱及び地中電線を収める管は、堅ろうで車両等の重圧に耐え、かつ、水が浸入しにくい構造とすること。
 - b 地中箱の底部には水抜きを設けること。
 - c 火災報知設備用ケーブルと電力ケーブルは、0.3m以上（特別高圧の電力ケーブルの場合は、0.6m以上）離すこと。ただし、電磁的に遮蔽を行い、かつ、耐火性能を有する隔壁を設けた場合はこの限りでない。
- (ウ) 直接式による場合の埋設の深さは、車両その他の重量物の圧力を受けるおそれのある場所にあつては、1.2m以上、その他の場所にあつては0.6m以上とすること。
- エ 架空配線
- (ア) 支持物は、木柱、コンクリート柱、鋼管柱又は鉄塔のいずれかによること。
- (イ) 木柱、コンクリート柱等の支持等は、根入れを支持物の全長の6分の1とし、かつ、埋設の深さは、0.3m以上とすること。
- (ウ) 支線及び支柱
- a 支線は、その素線を直径が3.2mm以上の亜鉛メッキ鉄線又はこれと同等以上の防食性及び引張り強さを有するものを用い、素線は3条以上のより合わせをしたものを使用すること。
 - b 支線と支持物は、堅固に取付けること。
- (エ) 火災報知設備の架空電線（以下「架空電線」という。）と他の架空電力線等が接近又は交差する場合は、次によること。（第12-11表）

第12-11表

架空電線別 他の架空電線別		電線別	離隔距離
低圧 架空電線	低圧絶縁電線又はケーブル	裸線	0.6m以上
		600V絶縁電線と同等以上又は通信用ケーブル	※ 0.3m以上
	高圧絶縁電線又はケーブル	裸線	※ 0.3m以上
		600V絶縁電線と同等以上又は通信用ケーブル	※ 0.15m以上
低空 圧電 架線	裸線	裸線	(垂直距離) 6m以上
		裸線	※ 1m以上
高空 圧電 架線	高圧絶縁電線	裸線	0.8m以上
	高圧ケーブル	裸線	6m以上
	裸線	裸線(垂直距離)	6m以上
		裸線	※ 1.2m以上
		裸線(水平距離)	1.2m以上

※印は、誘導障害がない場合にのみ

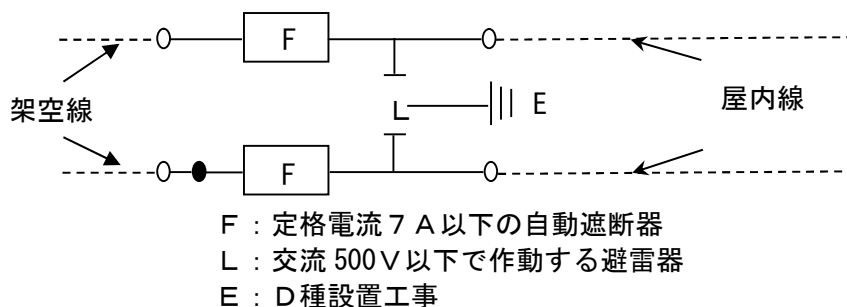
- a 架空電線と他の架空線路の支持物との距離は、低圧架空線路にあっては、0.3m以上、高圧架空線路にあっては、0.6m以上（電線がケーブルの場合は、0.3m以上）であること。
- b 架空電線と建築物との距離は、0.3m以上であること。
- c 架空電線は、低圧架空線の上に設けないこと。ただし、施工上やむを得ない場合で、架空電線と低圧架空線又は高圧架空線との間に保護網を設けた場合は、この限りでない。
- d 架空電線の低圧架空線又は高圧架空線と接近する場合で、架空電線を低圧架空線の上方に設ける場合にあつては、相互間の水平距離を架空電線の支持物の地表上の高さに対応する距離以上とすること。
- e 架空電線の高さは、次によること。
 - (a) 道路を横断する場合は、地表上6m以上とすること。
 - (b) 鉄道又は軌道を横断する場合は、軌道面上5.5m以上とすること。
 - (c) a及びb以外の場合は、地表上5m以上とすること。ただし、道路以外の箇所には設ける場合は、地表上4m以上とすることができる。
- f 架空電線と低圧架空線又は高圧架空線と共架する場合は、次に適合すること。
 - (a) 架空電線は、低圧架空線又は高圧架空線の下に設けること。
 - (b) 架空電線と、他の架空線の離隔距離は、架空線が低圧架空線にあっては、0.7m以上、高圧架空線にあっては、1.5m以上とすること。
 - (c) 架空電線は、他の架空線により誘導障害が生じないように設けること。
- g その他架空電線については、次によること。
 - (a) ちょう架用線は、亜鉛メッキ鋼線（より線に限る。）とし、その太さは、第12-12表によること。

第12-12表

ケーブルの種類	ちょう架用線の太さ(mm ²)
ケーブル0.65mm 10PC以下	断面積 22
ケーブル0.65mm 20PC以下	断面積 30
ケーブル0.65mm 50PC以下	断面積 45
ケーブル0.65mm 100PC以下	断面積 55

注 PC：線の対数

- (b) 架空電線は、がいし、メッセンジャーワイヤー等で堅ろうに支持し、かつ、外傷絶縁劣化等を生じないように設けること。
- (c) 架空電線の引込み口及び引出口には、がい管又は電線管を用いること。
- (d) 架空電線の架空部分の長さの合計が50mを超える場合は、**第12-32図**に掲げる保安装置を設けること。ただし、架空電線が、有効な避雷針の保護範囲内にある場合又は屋外線が、接地された架空ケーブル又は地中ケーブルのみの場合は、この限りでない。



第12-32図

エ 屋外配線

- (ア) 金属管、合成樹脂管、可とう電線管又はケーブルを造営材に沿って取付ける場合、その支持点間の距離は、2m以下とすること。
- (イ) メタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの造営材に設ける場合は、十分に絶縁すること。

オ 接地

- (ア) 接地線は、導体直径1.6mm以上のビニル電線又はこれと同等以上の絶縁性及び導電性を有する電線を用いること。
- (イ) 接地線には、ヒューズその他の遮断器を設けないこと。

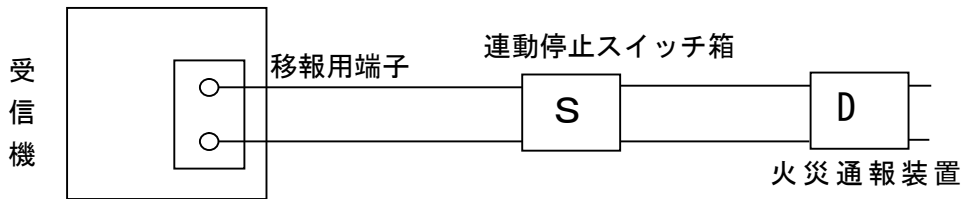
10 自動火災報知設備と火災通報装置等の接続

火災通報装置又は警備会社等の遠隔移報装置等と自動火災報知設備との接続方法は、次によること。

(1) 接続要領等

- ア 移報用装置は、受信機の直近で点検が容易な位置に設けること。
- イ 連動停止スイッチ箱は、受信機又は火災通報装置等の直近で、点検が容易な位置に設けること。

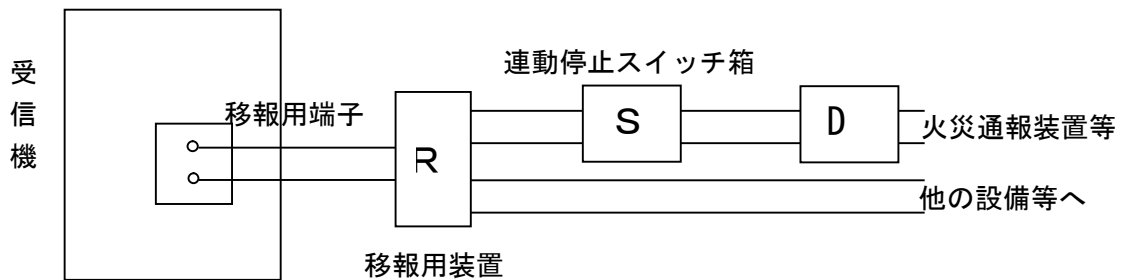
- ウ 移報用装置、連動停止スイッチ箱を接続することにより自動火災報知設備の機能に支障をきたさないこと。
 - エ 移報用装置、連動停止スイッチ箱の電源は、停電時出力できる端子から供給されるものであること。
 なお、当該電源の供給を受信機の停電時出力できる端子に接続する場合は、自動火災報知設備の作動に支障のない容量を有していること。
 - オ 受信機から移報用装置、連動停止スイッチ箱までの配線は、省令第31条の3第5項の規定に基づき、「消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件」（平成元年12月1日消防庁告示第4号）別添28配線の試験基準（1）外観試験に示す屋内配線に準じたものであること。
 - カ 受信機から移報用装置、連動停止スイッチ箱を接続する場合は、移報用端子の使用を確認したうえで接続すること。
 - キ 受信機に移報用端子又は移報用装置に移報を停止するスイッチ及び移報が停止中であることを明示する表示灯が設けられている場合は、連動停止スイッチ箱を設置しないことができる。
 - ク 即時通報及び移報用端子又は移報用装置等への接続は、受信機の移報用端子又は移報用装置から行うか若しくは連動停止スイッチ箱を介して行うこと。
- (2) 自動火災報知設備の受信機との接続方法
- ア 受信機に移報用端子が設けられていて、使用されていない場合



注 1 移報用端子には「火災通報装置」である旨表示する

第 12-33 図

- イ 受信機に移報用端子が設けられていて、すでに他の設備等に使用されている場合

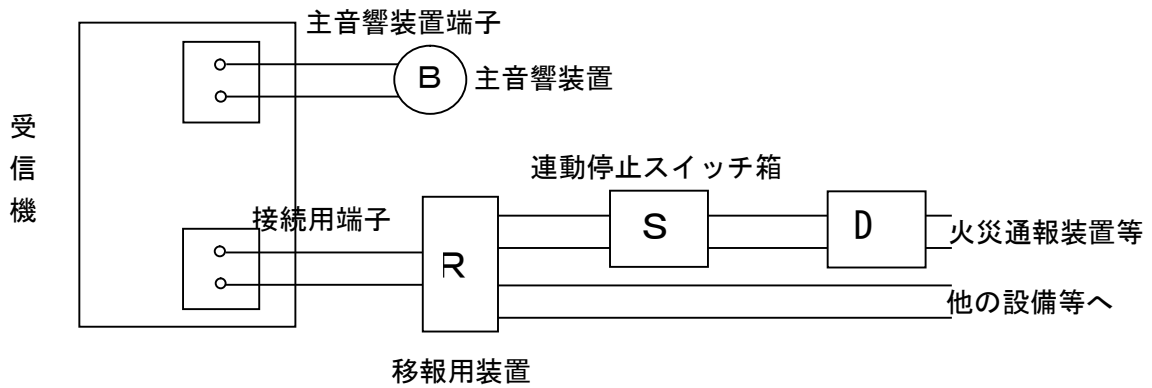


注 1 移報用装置は、多回路のものを使用し、受信機の移報用端子にすでに接続されていた設備等を接続替えること。

2 移報用装置の当該端子には「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。

第 12-34 図

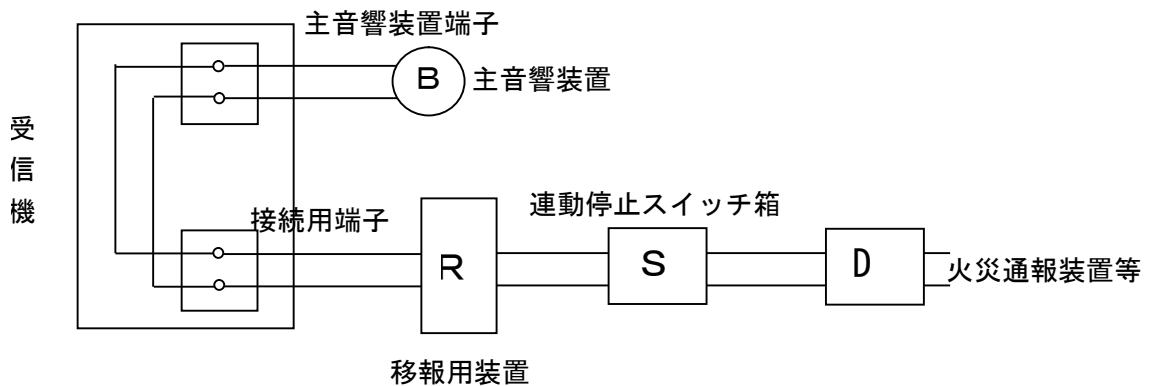
- ウ 受信機の主音響装置端子から接続用端子を介して移報用装置が接続されていて、すでに他の設備等に使用されている場合



第 12-35 図

- 注 1 移報用装置は、多回路のものを使用し、受信機の移報用端子にすでに接続されていた設備等を接続替えること。
 2 移報用装置の当該端子には「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。
 3 主音響装置停止スイッチには「移報連動用」である旨の表示をすること。
 4 接続用端子が設けられていない場合は、丸型圧着端子等により容易に配線が外れない措置を講じ、主音響装置に接続できるものとする。

エ 受信機に移報用端子が設けられていない場合



第 12-36 図

- 注 1 新たに接続端子を設け、当該接続用端子及び移報用装置には「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。
 2 主音響装置停止スイッチには「移報連動用」である旨の表示をすること。
 3 接続用端子が設けられていない場合は、丸型圧着端子等により容易に配線が外れない措置を講じ、主音響装置に接続できるものとする。

11 文化財建造物に対する運用

- (1) 建造物が次のいずれかに該当する場合は、政令第32条を適用し、自動火災報知設備の設置を要しない。
- ア 政令別表第1(17)項の防火対象物(以下「建造物」という。)を収容した建築物の主要構造部を耐火構造とし、かつ、当該建築物の内部及び周囲に火災発生の要因がないもの
 - イ 外部の気流が流通し、火災の発生を感知器により有効に感知できない開放式の構造のもの
 - ウ 一間社、茶室等延べ面積が7㎡以下の小規模な建築物であり、当該建造物が他の建築物等と独立して火災の発生のおそれが少なく、かつ、火災の際延焼のおそれが少ないと認められるもの
 - エ 建造物の敷地内に管理者が常駐していないため火災の発生を有効に覚知できず、かつ、その敷地の周囲に民家等がなく設置しても有効に維持できないと認められるもの
- (2) 感知器の設置については、次により政令第32条を適用し、一部設置を緩和して差し支えないものであること。
- ア 電気設備及び煙突を有する火気使用設備を設けていない建造物であり、かつ、当該建造物の周囲の建築物等に煙突を有する火気使用設備を設けていない場合は、当該建物の小屋裏又は神社内陣の部分には、感知器を設置しないことができる。
 - イ 三重塔、五重塔その他これらに類する塔の小屋裏及び観覧者を入れない城郭等の建造物の階段には、煙感知器を設置しないことができる。
 - ウ 一間社、茶室等の小規模な建造物に設ける差動式分布型感知器の空気の管の一の警戒区域の露出長は、10m以上20m未満とすることができる。
- (3) 常時人が居住せず、かつ、観覧者を入れない建造物は地区音響装置を要しない。

12 総合操作盤◆

- (1) 機器
「総合操作盤の基準を定める件」(平成16年消防庁告示第7号)に適合していること。
- (2) 設置場所等
防災センター等に設置すること。

13 その他

光警報装置の設置については、「光警報装置の設置に係るガイドラインの策定について(通知)」(平成28年9月6日付け消防予第264号)及び「光警報装置の設置に係るガイドラインの運用について(通知)」(平成29年8月24日付け消防予第268号)によること。

14 特定小規模施設用自動火災報知設備

- (1) 自動火災報知設備に代えて特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することができる防火対象物又はその部分は、「特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成20年総務省令第156号）第2条第1号に規定する特定小規模施設又はその部分とすること。◆
- (2) 警戒区域
第5章第12自動火災報知設備2（5）を準用すること。
- (3) 感知器
- ア 次に掲げる場所の天井又は壁（アに掲げる場所（床面積が30㎡以下のものに限る。）の壁に限る。）の屋内に面する部分（天井のない場合にあつては、屋根又は壁の屋内に面する部分）に、有効に火災の発生を感知することができるように設けること。◆
- （ア）居室及び床面積が2㎡以上の収納室
（イ）倉庫、機械室その他これらに類する室
（ウ）階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの（令別表第1（2）項ニ、（16）項イの防火対象物のうち、（2）項ニの用途に供される部分が存するもの及び（16）項イのうち延べ面積が300㎡以上500㎡未満のもので、（5）項イ及びロに掲げる用途以外の用途に供される部分が存しないもの（（5）項イに掲げる用途に供される部分の床面積が300㎡未満のものに限る。）の内部に設置されている場合に限る。）
- イ 感知器は、省令第23条第4項各号（第1号ハ、第4号から第5号まで、第7号ニ、第7号の2、第7号の3、第7号の5、第7号の6及び第9号を除く。）及び同条第5項から第7項、第24条第7号並びに第24条の2第2号の規定の例によるほか、次により設けること。
- （ア）差動式スポット型、定温式スポット型又は補償式スポット型その他の熱複合式スポット型感知器は、天井又は壁の屋内に面する部分の次のいずれかの位置に設けること。◆
- なお、定温式の感知器を壁面に設置する場合は、公称作動温度が65℃以下で特種のものを用いること。
- a 壁又ははりから0.4m以上離れた天井の屋内に面する部分
b 天井から下方0.15m以上0.5m以内の位置にある壁の屋内に面する部分
- （イ）煙感知器は、天井又は壁の屋内に面する部分の次のいずれかの位置に設けること。◆
- a 壁又ははりから0.6m以上離れた天井の屋内に面する部分
b 天井から下方0.15m以上0.5m以内の位置にある壁の屋内に面する部分
- （ウ）熱煙複合式スポット型感知器は、廊下、通路、階段及び傾斜路を除く感知区域（それぞれ壁又は取付面から0.4m（煙感知器を設ける場合にあつては、0.6m）以上突出したはり等によって区画された部分をいう。）ごとに、その有する種別及び取付け面の高さに応じて省令第23条第4項第3号ロ及び第7号ホの表で定める床面積のうち最も大きい床面積につき1個以上の個数を、火災を有効に感知するよう設け、かつ、天井又は壁の屋内に面する部分の次のいずれかの位置に設けること。◆

- a 壁又ははりから0.6m以上離れた天井の屋内に面する部分
 - b 天井から下方0.15m以上0.5m以内の位置にある壁の屋内に面する部分
- (エ) 特定小規模施設のうち(6)項口に存する台所は、第5章第12自動火災報知設備 3(1)第12-1表備考中の「厨房、調理室等で高湿度となるおそれのある場所に設ける感知器は、防水型を使用すること。」とある場所に、原則該当しないものとして取り扱うこと。
- (4) 中継器
第5章第12自動火災報知設備 4を準用すること。
- (5) 配線◆
第5章第12自動火災報知設備 9(2)を準用するほか、配線が感知器又は発信機からはずれ、又は断線した場合には、その旨を確認できるように、次のいずれかの措置がされていること。
ア 受信機において断線等が確認できること。
イ 連動型警報機能付感知器を用い、受信機を設けないものは連動型警報機能付感知器自体に断線等があった場合、電源灯の消灯等により断線等が確認できること。
ウ 送り配線の方式にし、容易に導通試験をすることができること。
- (6) 無線式自動火災報知設備
無線式自動火災報知設備を設ける場合は、「無線式自動火災報知設備及び特定小規模施設用自動火災報知設備の運用について」(平成21年3月23日付け消防予第119号)第1「無線式自動火災報知設備に関する事項」によること。
- (7) 受信機
第5章第12自動火災報知設備 2(3)(アを除く。)、5及び10を準用すること。
ただし、すべての感知器が連動型警報機能付感知器であって、警戒区域が一の場合には、受信機を設けないことができる。
- (8) 電源◆
電池以外から供給される電力を用いる場合にあっては、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとり、当該電力を用いない場合にあっては、電池を用いること。ただし、電池以外から供給される電力を用いる場合において、当該電力が正常に供給されていることを確認できるときは、当該電源は分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとることができる。
- (9) 非常電源◆
第5章第12自動火災報知設備 2(2)を準用すること。ただし、受信機を設けない場合で、次のいずれかに該当するときは、それぞれの電池を非常電源とすることができる。
ア 連動型警報機能付感知器の電源に電池を用いる場合
電池の電圧が連動型警報機能付感知器を有効に作動できる電圧の下限値となった旨を72時間以上点滅表示等により自動的に表示し、又は音響により伝達した後、1分間以上有効に作動することができるもの
イ 連動型警報機能付感知器の電源が電池以外から供給される電力を用いる場合
電源が停電した後、連動型警報機能付感知器を10分間以上有効に作動することができる容量の電池が設けられているもの(電源が停電した時、自動的に電源から非常電源に切り替えられ、かつ、電源が復旧した時、自動的に非常電源から電源に切り替えられるものに限る。)
- (10) 地区音響装置
地区音響装置を設ける場合は、第5章第12自動火災報知設備 7を準用すること。

(11) 発信機

発信機を設ける場合は、第5章第12自動火災報知設備6を準用すること。

15 複合型居住施設用自動火災報知設備◆

(1) 自動火災報知設備に代えて複合型居住施設用自動火災報知設備を設置することができる防火対象物又はその部分

設置基準 防火対象物の区分	複合型居住施設用自動火災報知設備 を設置することができる防火対象物
複合型居住施設	(16) 項イの防火対象物のうち、延面積が500㎡未満で、かつ、(5) 項ロ並びに(6) 項ロ及びハ((6) 項ロ及びハにあつては、有料老人ホーム、福祉ホーム、認知症高齢者グループホーム及び障害者ケアホーム・グループホームに限る。) の用途以外の用途に供される部分が存しないもの(特定1階段等防火対象物を除く。)

注 特定1階段等防火対象物とは、避難階以外の地階又は3階以上の階に特定用途部分があり、当該階から避難階又は地上に直通する階段が1(屋外階段等を除く。)のものをいう。

(2) 設置基準

第12自動火災報知設備の例によること。ただし、(6) 項ロ及びハの用途に供される部分(以下「福祉施設等」という。)の床面積の合計が300㎡未満の複合型居住施設にあつては、第5章第13特定小規模施設用自動火災報知設備の例によることができる。

(3) 感知器の免除

2の規定にかかわらず、第12-2表に適合する場合は、福祉施設等及び令第21条第1項第11号から第14号までに掲げる防火対象物の部分以外の部分について、感知器を設置しないことができる。ただし、受信機を設けない場合は、この限りでない。

対象部分	必 要 条 件
福祉施設等	ア 福祉施設等の居室を、準耐火構造の壁及び床（3階以上の階に存する場合にあっては、耐火構造の壁及び床）で区画したものであること。
	イ 福祉施設等の壁及び天井(天井のない場合にあっては、屋根)の室内に面する部分の仕上げは <ul style="list-style-type: none"> ・ 地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料 ・ 居室等にあっては難燃材料
	ウ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計8㎡以下で、かつ、一の開口部の面積4㎡以下であること。（外壁の窓は開口部の面積に算入されない）
	エ ウの開口部は <ul style="list-style-type: none"> ・ 防火戸（3階以上の階に存する場合にあっては、特定防火設備である防火戸）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。 ・ 鉄製網入りガラス入り戸（次のaからcに適合するもの） <ul style="list-style-type: none"> a 二方向避難のできる部分の出入口部分以外の開口部であること。 b 直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面すること。 c 面積の合計4㎡以内であること。 ・ 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路にあっては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分(幅75cm以上、高さ1.8m以上及び下端の床面からの高さ15cm以下の大きさ)を有すること。 <p>注 上記の防火戸で、廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあっては、防火シャッターを除く。</p>
	オ （6）項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。

第 1 3 ガス漏れ火災警報設備

1 用語の定義

- (1) 軽ガスとは、検知対象ガスの空気に対する比重が 1 未満のものをいう。
- (2) 重ガスとは、検知対象ガスの空気に対する比重が 1 を超えるものをいう。
- (3) 貫通部とは、政令第 21 条の 2 第 1 項に規定される防火対象物又はその部分に燃料ガスを供給する導管が当該防火対象物又はその部分の外壁を貫通する場所をいう。
- (4) 燃焼器等とは、ガス燃焼機器及び当該機器が接続される末端のガス栓（ホースコック又はネジコック等）をいう。
- (5) 検知区域とは、燃焼機器又は貫通部のある場所で 1 の検知器が有効にガス漏れを検知することができる区域をいう。
- (6) 警戒区域とは、ガス漏れの発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。
- (7) 声警報装置とは、音声によりガス漏れの発生を防火対象物の関係者及び利用者に警報する装置で、起動装置、表示灯、スピーカー、増幅器、操作部、遠隔操作器、電源及び配線で構成されるものをいう。
- (8) ガス漏れ表示灯とは、表示灯によりガス漏れの発生を通路にいる防火対象物の関係者に警報する装置をいう。
- (9) 検知区域警報装置とは、検知区域内におけるガス漏れを検知区域付近の防火対象物の関係者に警報する装置をいう。

2 受信機

受信機は、次に適合すること。

- (1) 常用電源
 - ア 交流電源
第 5 章第 12 自動火災報知設備 2 (1) アを準用すること。
 - イ 蓄電池設備
第 5 章第 12 自動火災報知設備 2 (1) イを準用すること。
- (2) 非常電源
第 5 章第 3 非常電源の例によるほか、受信機の予備電源が非常電源の容量を超える場合は、非常電源を省略することができる。
- (3) 設置場所
第 5 章第 12 自動火災報知設備 2 (3) アからオまでを準用するほか、受信機は、放送設備の操作部又は遠隔操作器と併設すること。
- (4) 機器
第 5 章第 12 自動火災報知設備 2 (4) を準用すること。
- (5) 警戒区域
第 5 章第 12 自動火災報知設備 2 (5) ア及びイを準用するほか、次によること。
 - ア 一の警戒区域は、その面積を 600 m²以下で、かつ、一辺の長さを 50m以下とし、検知区域のある室（天井裏及び床下の部分を含む。）の壁等（間仕切り及び天井から突き出したはりを含む。）の区画で境界線を設定すること。
 - イ アによるほか、天井裏又は床下の部分に設けるものを除き警戒区域の面積が 600 m²以下で、かつ、一辺の長さを 50m以下の部分（検知区域のない室等を含む。）

に2以上の検知区域が分散してある場合には、一の警戒区域として設定することができる。

ウ 警戒区域は、防火対象物の2以上の階にわたらないものとする。ただし、次による場合はこの限りでない。◆

(ア) 省令第23条第5項第3号に規定されるもの

(イ) 検知区域のある2の室が直接内階段等により接続され、かつ、警戒区域の面積が500㎡以下となる場合にあっては、2の階にわたることができる。

3 検知器

検知器（分離型検知器にあっては検知部という。）は、次に適合すること。

(1) 常用電源

ア 交流電源

(ア) 受信機及び中継器から電源の供給を受ける検知器

第5章第12自動火災報知設備2(1)アを準用すること。

(イ) 受信機及び中継器から電源の供給を受けない検知器

第5章第12自動火災報知設備2(1)ア((ウ)を除く。)を準用するほか次によること。

a 定格電圧が150Vを超える検知器の金属箱は接地工事を施すこと。◆

b 回路の分岐点から3m以下の箇所に、各極を同時に開閉できる開閉器及び最大負荷電源の1.5倍(3A未満の場合は3Aとする。)以上の電流で作動する過電流遮断器(定格遮断電流20A以下のものであること。)が設けてあること。

イ 蓄電池設備

第5章第12自動火災報知設備2(1)イを準用すること。

(2) 非常電源

第5章第3非常電源の例によるほか、受信機の予備電源が非常電源の容量を超える場合は、非常電源を省略することができる。

(3) 設置方法

ア 共通事項

省令第24条の2の3第1項第1号イ(イ)及びロ(イ)の水平距離の算定は、次に定める距離によること。

(ア) ガス燃焼機器は、バーナー部分の中心からの距離

(イ) ガス栓は、当該ガス栓の中心からの距離

(ウ) 貫通部は、外壁の室内に面するガス配管からの距離

イ 軽ガスに対する設置場所

(ア) 検知器の設置場所

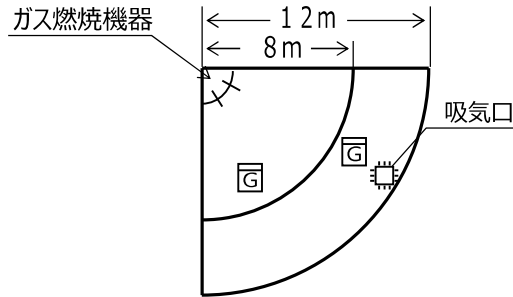
検知器は、省令第24条の2の3第1項第1号イ((ロ)を除く。)の規定によるほか、検知区域のある天井裏にも設けること。

(イ) 燃焼器等に係る検知器の設置方法

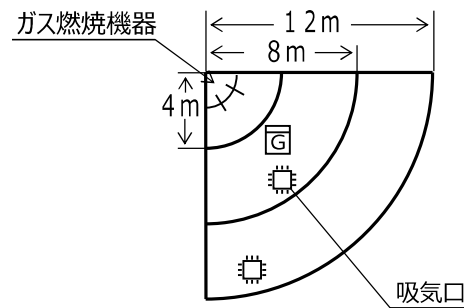
a 燃焼器等から水平距離が8m以内のガス漏れを最も有効に検知することができ、かつ、廃ガスの影響の少ない位置に検知器を設けること。◆

b 燃焼器等から水平距離12m以内(廃ガスの影響を受けやすい水平距離4m以内を除く。)で天井面から0.6m未満の位置に吸気口がある場合は、aにより検知器を設けるほか、燃焼器等から最も近い吸気口付近(吸気口からおお

むね 1.5m以内の場所) に検知器を設けること (第 13-1 図)。ただし、最も近い吸気口が燃焼器等から水平距離 4 m を超え 8 m 以内にあり当該吸気口付近に検知器を設けた場合は、a に設ける検知器を省略することができる (第 13-2 図)。



第 13-1 図



第 13-2 図

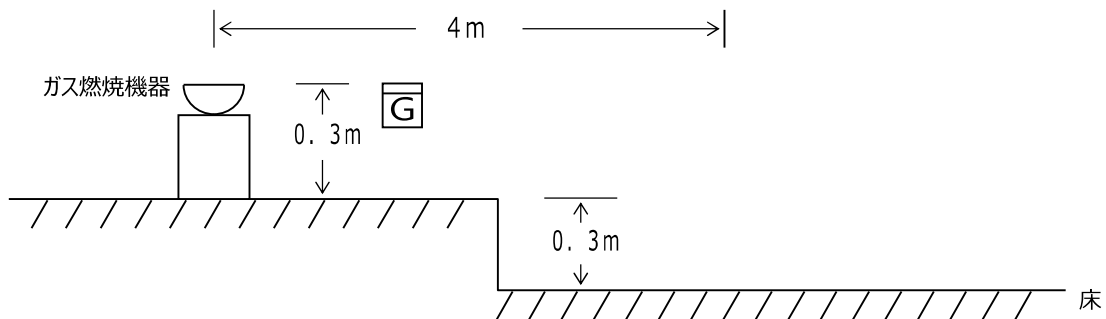
ウ 重ガスに対する設置方法

(ア) 検知器の設置場所

検知器は、省令第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号ロ ((ロ) を除く。) の規定によるほか、検知区域のある床下部分にも設けること。

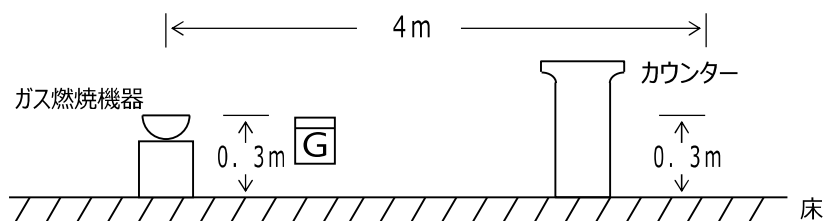
(イ) 検知器の設置方法

床面に段差がある場合、燃焼器等又は貫通部の設けられている側に検知器を設けること (第 13-3 図)。



第 13-3 図

(ウ) 燃焼器等又は貫通部から水平距離 4 m 以内に床面から 0.3m を超えるカウンター等がある場合、検知器は燃焼器等又は貫通部の側に設けること (第 13-4 図)。



第 13-4 図

(4) 検知器の設置を要しない場所

省令第24条の2の3第1項第1号の規定によるほか、次によること。

- ア 腐食性ガスの発生する場所等で検知器の機能保持が困難な場所
- イ 空気吸入口が屋外に面している密閉式バーナー（BF式及びFF式）を有するガス燃焼器機（当該機器が接続されるガス栓を含む。）のある場所
 - ※ 「BF」とは、Balanced Flue（自然給排気）、「FF」とは、Forced Draught Balanced Flue（強制吸排気）の略である。
- ウ カートリッジ式ガスボンベを内蔵するガス燃焼機器のある場所

(5) 機器

液化石油ガスを対象とする検知器は、高圧ガス保安協会の行う検定、その他のガスを対象とする検知器は（一財）日本ガス機器検査協会の行う検査に合格したものであること。

4 中継器

中継器は、次に適合すること。

(1) 常用電源

ア 交流電源

(ア) 受信機及び検知器から電源の供給を受ける中継器

第5章第12自動火災報知設備2（1）アを準用すること。

(イ) 受信機及び検知器から電源の供給を受けない中継器

第5章第12自動火災報知設備2（1）アを準用すること。

イ 蓄電池設備

第5章第12自動火災報知設備2（1）イを準用すること。

(2) 非常電源

第5章第3非常電源の例によるほか、受信機の予備電源が非常電源の容量を超える場合は非常電源を省略することができる。

(3) 設置方法

ア 腐食性ガスの発生する場所等機能障害の生ずるおそれのある場所に設けないこと。

イ 自動火災報知設備の中継器と兼用するものにあつては、第5章第12自動火災報知設備4（3）を準用すること。

(4) 機器

検定品であること。

5 警報装置

(1) 音声警報装置

第5章第16非常警報設備2を準用すること。

(2) ガス漏れ表示灯

ガス漏れ表示灯は、検知器の作動と連動するほか、次に適合すること。

ア 一の警戒区域が2以上の室からなる場合又は天井裏若しくは床下を警戒する場合、検知区域のある室ごとの主たる出入口付近（天井裏又は床下の部分にあつては、点検口付近）にガス漏れ表示灯を設けること。

イ 検知区域のある室が通路に面している場合には、当該通路に面する部分の主た

る出入口付近にガス漏れ表示灯を設けること。

ただし、1の警戒区域が1の室からなる場合はガス漏れ表示灯を設けないことができる。◆

ウ ガス漏れ表示灯の設置位置は、床面から4.5m以下とすること。

エ ガス漏れ表示灯の直近には、ガス漏れ表示灯である旨の標識を設けること。

(3) 検知区域警報装置

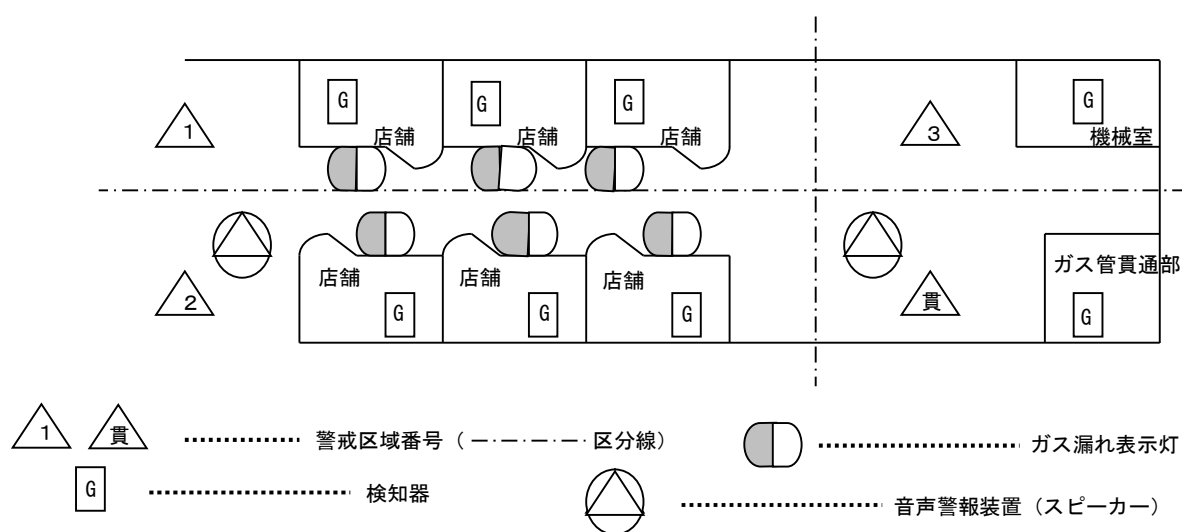
検知区域警報装置は、検知器の作動と連動するほか、次に適合すること。

ア 検知区域警報装置は、検知区域内に設けること。

イ 機械室その他常時人のいない場所で一の警戒区域が2以上の検知区域から構成される場合又は天井裏若しくは床下の部分の検知区域にあつては当該検知区域ごとに検知区域警報装置を設けること。

ウ 検知区域警報装置の直近には、検知区域警報装置である旨の標識を設けること。

エ 警報音は、第5章第12自動火災報知設備8(9)を準用すること。



第13-5図

6 配線及び工事方法

第5章第12自動火災報知設備10(1)及び(2)を準用するほか、検知器の電源の供給までは、次による場合を除きコンセントを使用しないものであること。

- (1) 検知器の電源の供給停止が受信機で確認できるものであること。
- (2) コンセントは、引掛け型コンセント等容易に離脱しない構造のものであること。
- (3) コンセントは、検知器専用のものであること。

7 総合操作盤

「総合操作盤の基準を定める件」(平成16年消防庁告示第7号)に適合していること。◆

8 温泉採取設備に設置するガス漏れ火災警報設備

(1) 用語の定義

- ア 可燃性天然ガスとは、温泉の採取にともない発生するメタン等のガスをいう。
- イ 温泉の採取のための設備とは、温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号。以下「温泉省令」という。）第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管（可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。）をいう（以下「温泉採取設備」という。）。このうちガス分離設備については、その名称にかかわらず、貯湯タンクなど一定量のガスを分離しているものも含まれる。
- ウ 検知区域とは、温泉採取設備のある場所で一の検知器が有効にガス漏れを検知することができる区域をいう。
- エ 警戒区域とは、ガス漏れの発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。
- オ 音声警報装置とは、音声によりガス漏れの発生を防火対象物の関係者及び利用者に警報する装置で、起動装置、表示灯、スピーカー、増幅器、操作部、遠隔操作器、電源及び配線で構成されるものをいう。
- カ ガス漏れ表示灯とは、表示灯によりガス漏れの発生を通路にいる防火対象物の関係者に警報する装置をいう。
- キ 検知区域警報装置とは、検知区域内におけるガス漏れを検知区域付近の防火対象物の関係者に警報する装置をいう。
- ク 拡散式検知器とは、温泉採取設備から漏洩し拡散した可燃性天然ガスを検知し、信号をガス濃度指示警報装置に発するものをいう。
- ケ 吸引式検知器とは、温泉採取設備から漏洩した可燃性天然ガスを捕集口からポンプなどで吸引して検知し、信号をガス濃度指示警報装置に発するものをいう。
- コ ガス濃度指示警報装置とは、警報ユニットと指示計ユニット又それらを一体化したもので構成されており、検知器から受信した信号からガス濃度の値（以下「ガス濃度指示値」という。）を表示し、ガス濃度指示値が予め設定したガス濃度の値（以下「ガス濃度設定値」という。）になったときに警報及び表示を行うものをいう。ガス濃度指示警報装置には一点監視方式と多点監視方式があり、一点監視方式は一の検知器が、多点監視方式は複数の検知器が接続できるものをいう。
- サ 二段階警報表示とは、一のガス濃度指示警報装置において、ガス濃度設定値が二段階に設定でき、それぞれのガス濃度設定値に応じて第一警報表示及び第二警報表示が行えるものをいう。
- シ 温泉の採取のための設備の周囲とは、温泉採取設備室内に設置してある温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管が設置してある設備群の周囲をいう。

(2) ガス濃度指示警報装置

ガス濃度指示警報装置は、次に適合すること。

- ア 常用電源
 - 省令第24条の2の3第1項第6号の規定によるほか、第5章第12自動火災報知設備2（1）を準用すること。
- イ 非常電源
 - 第5章第12自動火災報知設備2（2）を準用すること。
- ウ 設置場所

- (ア) 防災センター等に設けること。
- (イ) 温度又は湿度が高く、衝撃、震動等が激しい等、ガス濃度指示警報装置の機能に影響を与える場所に設けないこと。
- (ウ) 操作上、点検上障害とならないよう、有効な空間を確保すること。
- (エ) 地震等の震動による障害が発生しないよう設置すること。
- (オ) 一の建築物は、当該建築物の一箇所の場所に設置されるガス濃度指示警報装置で監視するものであること。ただし、同一敷地内にガス漏れ火災警報設備が設置される建築物が2棟以上ある場合で、次のすべてに該当する場合は各棟を監視する各ガス濃度指示警報装置を同一敷地内の一箇所の受信場所に設けることができる。
 - a 防災センター、守衛所等の集中的な管理ができる受信場所があること。
 - b 各建物と受信場所との間に、次に掲げる相互に同時に通話することができる設備のいずれかが設けられていること。
 - (a) 発信機（P型1級、T型）
 - (b) 非常電話
 - (c) インターホン
 - (d) 構内電話で緊急割込の機能を有するもの
- (カ) ガス濃度指示警報装置は、放送設備の操作部又は遠隔操作器と併設すること。

エ 構造及び機能

- (ア) 一点又は多点監視方式とすること。
- (イ) 二段階警報表示が行えるものを設置すること。ただし、温泉省令第6条の3及び同附則第5条によりガス濃度指示値が可燃性天然ガスの爆発下限界の25%以上の値となった場合に温泉の採取のための動力、温泉の自噴又は火気使用設備等を停止する必要がないものにあつてはこの限りでない。
- (ウ) 第一警報表示におけるガス濃度設定値は、可燃性天然ガスの爆発下限界の0.5%を超え、10%以下の値に設定すること。
- (エ) 第二警報表示におけるガス濃度設定値は、可燃性天然ガスの爆発下限界の25%以下の値に設定すること。
- (オ) ガス濃度が爆発下限界の10%以上及び25%以上の値となった場合に警報を発するものとし、かつ、ガス濃度が爆発下限界の25%以上の値となった場合に、温泉の採取のための動力、温泉の自噴又は火気使用設備等が自動的に停止（(イ)のただし書によるものは除く。）されること。
- (カ) 一の指示計ユニットには、一の検知器が接続できるものであること。
- (キ) 指示計の値が校正できるものであること。

オ 警戒区域

- (ア) 警戒区域は、防火対象物の2以上の階にわたらないものとする。
- (イ) 指示計ユニットには、警戒区域、名称等を適正に記入すること。
- (ウ) 一の警戒区域は、その面積を600㎡以下とし、かつ、一辺の長さを50m以下とすること。
- (エ) 警戒区域は、検知区域ごとに設定すること。
- (オ) 警戒区域一覧図を備え付けること。

(3) 検知器

検知器は、次に適合すること。

ア 常用電源

第5章第12自動火災報知設備2（1）を準用すること。

イ 非常電源

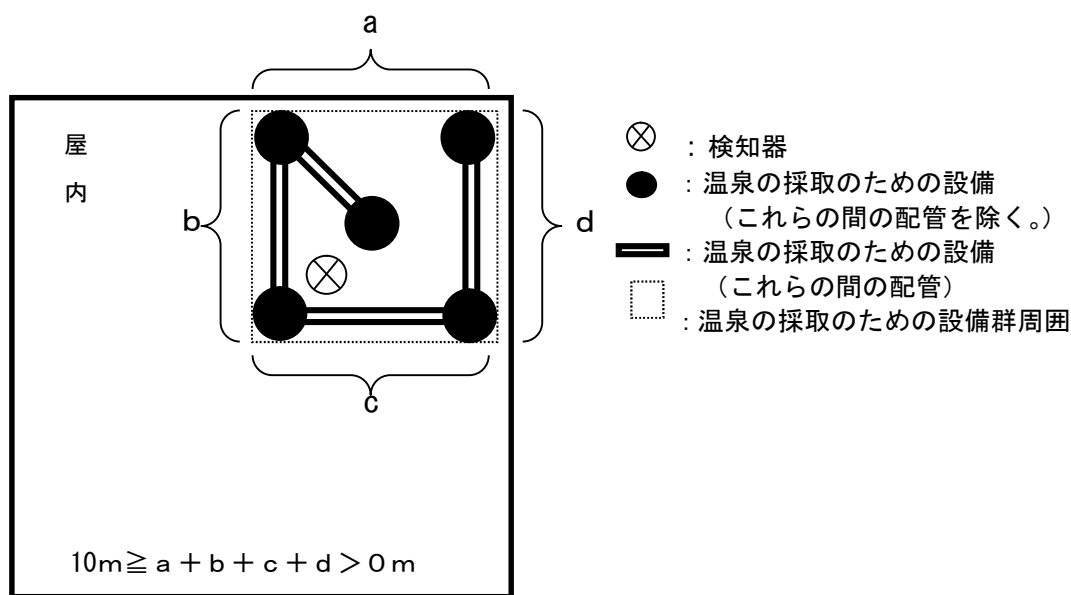
第5章第3非常電源の例によるほか、ガス濃度指示警報装置の予備電源が非常電源の容量を超える場合は、非常電源を省略することができる。

ウ 設置方法

(ア) 検知器は拡散式又は吸引式のものを設置すること。

なお、検知器の点検が容易に行えない場所については、吸引式の検知器を設置すること。

(イ) 検知器は、温泉の採取のための設備の周囲の長さ10mにつき1個以上を当該温泉採取設備の付近（ガス分離設備、ガス排出口等ガスが漏洩するおそれのある設備から約1m以内）でガスを有効に検知できる場所（天井面等が0.6m以上突出したはり等によって区画されている場合は、当該はり等より温泉採取設備側に限る。）に設けること（第13-6図）。



第13-6図

(ウ) 検知器は、温泉採取設備が使用される室の天井面等の付近に吸気口がある場合には、当該温泉採取設備との間の天井面等が0.6m以上突出したはり等によって区画されていない吸気口のうち、温泉採取設備から最も近いものの付近に設けること。

(エ) 検知器の下端は、天井面等の下方0.3m以内の位置に設けること。

なお、温泉採取設備室の広さ、構造等により有効に検知できない場合は、温泉採取設備のガスが漏洩しやすい箇所の上部にガス捕集板を設置し、さらにその上部に検知器を設置すること。

(オ) 温泉省令附則第5条により検知器を設置する場合は、火気使用設備等の付近に設置すること。

エ 構造及び性能◆

(ア) 防爆構造であること。

(イ) ガス濃度設定値以上の濃度のガスにさらされているときは、継続して作動すること。

(ウ) 信号を発する濃度のガスに断続的にさらされたとき、機能に異常を生じないこと。

- (エ) ガス濃度設定値以上の濃度のガスに接したとき、60 秒以内に信号（警報機能を有するものにあつては、信号及び警報）を発すること。
- (オ) ガス濃度指示警報装置に接続できるとともに、当該装置に指示された値の校正ができること。
- オ 検知器の設置を要しない場所
 - 温泉採取設備室が2面以上開放されており、可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所には検知器を設定しないことができる。
- (4) 警報装置
 - ア 音声警報装置
 - 音声警報装置は次に適合すること。
 - なお、省令第25条の2の規定に基づき放送設備を設置した場合は、当該設備の有効範囲内の部分について音声警報装置を設けないことができる。
 - (ア) 音声警報装置は、放送設備、インターホンその他音声警報装置により防火対象物の利用者等に有効に報知できるものであること。
 - (イ) 音圧及び音色は、他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができること。◆
 - (ウ) 地区音響装置の音圧は、原則として、任意の場所で65dB以上の音圧が確保できること。
 - なお、事前に関係者からの資料等により騒音が把握できる場所にあつては、その騒音よりおおむね6dB以上大きい音圧を確保すること。
 - (エ) スピーカーは、各階ごとに、その階の各部から一のスピーカーまでの水平距離が25m以下となるように設けること。◆
 - イ ガス漏れ表示灯
 - ガス漏れ表示灯は、検知器の作動と連動するほか、次に適合すること。
 - (ア) 一の警戒区域が2以上の室からなる場合又は天井裏若しくは床下を警戒する場合、検知区域のある室ごとの主たる出入口付近（天井裏又は床下の部分にあつては、点検口付近）にガス漏れ表示灯を設けること。
 - ただし、警戒区域が一の室からなる場合はガス漏れ表示灯を設けないことができる。
 - (イ) 検知区域のある室が通路に面している場合には、当該通路に面する部分の主たる出入口付近に設けること。◆
 - (ウ) ガス漏れ表示灯の設置位置は、床面から4.5m以下とすること。
 - (エ) 周囲に点灯の確認を妨げるものが設置されてないこと。
 - (オ) ガス漏れ表示灯の直近には、ガス漏れ表示灯である旨の標識を設けること。
 - ウ 検知区域警報装置
 - 検知区域警報装置は、検知器の作動と連動するほか、次に適合すること。
 - (ア) 検知区域警報装置は、検知区域内に有効に報知できるように設けること。
 - (イ) 検知区域警報装置から1m離れた位置で音圧が70dB以上となるものであること。ただし、機械室その他常時人がいない場所には、検知区域警報装置を設けないことができる。◆
 - (ウ) 腐食ガス等の影響を受ける場所に設ける場合は、防護措置が講じてあること。
 - (エ) 検知区域警報装置の直近には、検知区域警報装置である旨の標識を設けること。
- (5) 配線及び工事方法
 - ア 第5章第12自動火災報知設備9（1）を準用すること。

イ 漏洩ガスが滞留するおそれのある場所に施工する配線は、防爆性能を有するものを設置すること。

(6) 総合操作盤

「総合操作盤の基準を定める件」(平成16年消防庁告示第7号)に適合していること。◆

第 1 4 漏電火災警報器

1 用語の定義

- (1) 漏電火災警報器とは、電圧が 600V 以下の警戒電路の漏洩電流を検出し、防火対象物の関係者に報知する設備であって、変流器及び受信機で構成されたものをいう。
- (2) 変流器とは、警戒電路の漏洩電流を自動的に検出し、これを受信機に送信するものをいう。
- (3) 受信機とは、変流器から送信された信号を受信して、漏洩電流の発生を防火対象物の関係者に報知するもの（遮断機構を有するものを含む。）をいう。
- (4) 集合型受信機とは、2 以上の変流器を組み合わせて使用する受信機で、1 組の電源装置、音響装置等で構成されたものをいう。
- (5) 遮断機構とは、警戒電路に漏洩電流が流れた場合に、当該警戒電路を自動的に遮断する装置をいう。
- (6) 警戒電路の定格電流とは、当該防火対象物の警戒電路の最大使用電流をいう。
- (7) 契約種別とは、電気事業者が需要区分に応じて定額電灯、従量電灯、臨時電灯、業務用電力、低圧電力、高圧電力、臨時電力等に区分したものをいう。

2 契約電流容量の算定

政令第 22 条第 1 項第 7 号に定める契約電流容量は、次によること。

- (1) 防火対象物の関係者と電気事業者間でなされた契約電流（契約上使用できる最大電流（A）をいう。）、契約容量（契約上使用できる最大容量（kVA）をいう。）及び契約電力（契約上使用できる最大電力（kw）をいう。）とし、契約電流（アンペア契約）にあつてはその契約の電流値、契約容量又は契約電力にあつては、標準電圧を 100V 又は 200V、力率を 1.0 として第 14-1 式により求めた値とすること。

$$\text{契約電流容量 (A)} = \frac{(\text{契約容量 (kVA)} \text{ 又は } \text{契約電力 (kw)}) \times 1,000}{\text{標準電圧 (100V 又は 200V)} \times \text{力率 (1.0)}}$$

第 14-1 式

注1: 電気方式が三相3線式の場合にあつては、標準電圧に $\sqrt{3}$ を乗じること。

注2: 電気方式が単相3線式の場合にあつては、標準電圧を 200V とすること。

- (2) 同一敷地内に防火対象物が 2 以上ある場合で、契約種別が 1 である場合にあつては、当該防火対象物の契約電流容量を当該防火対象物の低圧屋内電路に接続されている負荷設備総容量（kVA 又は kw）から第 14-2 式によって求めた値とすること。

$$\text{契約電流容量 (A)} = \frac{\text{負荷設備総容量 (kVA 又は kw)} \times 1,000}{\text{標準電圧 (100V 又は 200V)} \times \text{力率 (1.0)}} \times \text{需要係数 (0.6)}$$

第 14-2 式

注1: 電気方式が三相3線式の場合にあつては、標準電圧に $\sqrt{3}$ を乗じること。

注2: 電気方式が単相3線式の場合にあつては、標準電圧を 200V とすること。

- (3) 高压又は特別高压の変電設備を有する防火対象物の契約電流容量は、低圧側において第14-2式により算出した値とすること。
- (4) 同一の防火対象物に、同一契約種別が2以上となる場合の契約電流容量は、その合計値とすること。

3 設置場所

- (1) 漏電火災警報器は、次に掲げる場所には設けないこと。ただし、当該漏電火災警報器に防爆、防食、防湿、防振、静電的遮蔽等の防護措置が講じられたもの又は防護措置を施した場所に設けるものにあつては、これによらないことができる。
- ア 可燃性蒸気、可燃性ガス、可燃性粉じん等が多量に滞留するおそれのある場所
 - イ 火薬類を製造し、貯蔵し、又は取り扱う場所
 - ウ 腐食性の蒸気、ガス等が多量に発生するおそれのある場所
 - エ 湿度が高い場所
 - オ 湿度変化が激しい場所
 - カ 振動が激しく、機械的損傷を受けるおそれのある場所
 - キ 大電流回路、高周波発生回路等からの影響を受けるおそれのある場所
- (2) 受信機は、屋内の点検が容易な箇所に設けること。
- (3) 音響装置は、常時人がいる場所（防災センター等が設けられている場合には、当該室）にその音圧及び音色が騒音等と区別して聞きとることができるように設けること。◆

4 設置方法

- 設置方法は、省令第24条の3の規定によるほか、次によること（別図14-1）。
- (1) 変流器は、警戒電路の定格電流以上のものを設置すること。ただし、契約電流容量の125%以上の電流値を有するものを設置した場合にあつては、警戒電路の定格電流以上のものを設置したものとみなすことができる。この場合、契約電流（アンペア契約）のもので、電気方式が単相3線式のものにあつては、中性線と各電圧側の電流値を算出し、そのいずれか大きい電流値以上のものとすることができる。
- ※ 変圧器の二次側低圧電路に接続された接地線に設けるもので、当該接地線に流れることが予想される電流値が不明な場合にあつては、当該接地抵抗値を5Ωとして算出した値とすること。◆
- (2) 変流器は、防火対象物の形態、引込線の施設方法等に応じ、屋外の引込線の第一支持点の負荷側又は変圧器の二次側低圧電路に接続された接地線の点検が容易な位置に設けること。ただし、引込線の形態又は防火対象物の構造上これによりがたい場合にあつては、引込口に近接した屋内に設けることができる。
- (3) 変流器を屋外の電路に設ける場合は、屋外型のものを設けること。ただし、防水上有効な措置を講じた場合にあつては、屋内型のものを設置することができる。
- (4) 受信機及び変流器が互換性型のものにあつては、受信機の銘板に表示された型式の変流器と組み合わせて設置すること。
- (5) 受信機及び変流器が非互換性型のものにあつては、同一製造番号のものと組み合わせて設置すること。
- (6) 音響装置を別置とする場合は、個別検定における構成部品と認められたもの又は

同等以上のものを使用すること。

- (7) 変流器又は受信機の定格電圧が 60V を超える変流器又は受信機の金属ケースには接地を施すこと。ただし、乾燥している場所等に設置する場合は、この限りでない。



- (8) 可燃性蒸気、可燃性粉じん等が滞留するおそれのある場所の電気回路には、当該部分の電気回路を遮断するための遮断機構を有する受信機を設けること。この場合、遮断機構の部分は、当該場所以外の安全な場所に設けること。◆

5 検出漏洩電流の設定値

検出漏洩電流設定値は、警戒電路の負荷、使用電線、電線こう長等を考慮し、警戒電路に設けるものにあつては、100mA から 400mA、変圧器の二次側低圧電路に接続された接地線に設けるものにあつては 400mA から 1,000mA の範囲内に設定すること。ただし、警戒電路の特質等により、これによりがたい場合又は電流設定値の切替装置のないものにあつては、これによらないことができる。

6 操作電源及び配線

操作電源及び配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、次によること。

- (1) 操作電源の分岐は、電流制限器（電流制限器を設けない場合にあつては主開閉器）の一次側から分岐する等他の遮断器によって遮断されないものとする（別図 14-1）。
- (2) 操作電源は、専用回路とし、開閉器及び定格 15A 以下の自動遮断器（配線用遮断器にあつては、20A 以下の両切りのもの）を設けること。
- (3) 操作電源の開閉器には、漏電火災警報器である旨の赤色の表示をすること。
- (4) 配線に用いる電線は、第 14-1 表の A 欄に掲げる電線の種類に応じ、それぞれ B 欄に掲げる規格に適合し、かつ、C 欄に掲げる導体直径若しくは導体の公称断面積を有するもの又はこれと同等以上の太さ、引張り強さ並びに絶縁効力等の性能を有するものであること。
- (5) 配線が壁体等を貫通する場合は、がい管等の防護措置を施すこと。

7 漏電火災警報器を設置しないことができる防火対象物

次のいずれかに該当する防火対象物には、政令第 32 条を適用し漏電火災警報器を設置しないことができる。

- (1) 政令第 22 条第 1 項に規定する鉄網入りの壁、床又は天井（以下「鉄網入りの壁等」という。）に現に電気配線がなされておらず、かつ、当該建築物における業態等から判断して、鉄網入りの壁等に電気配線がなされるおそれがないと認められるもの
- (2) 鉄網入りの壁等が建築物の一部分にしか存しない建築物で、地絡電流が流れるおそれがないと認められるもの
- (3) 建基法第 2 条第 1 項第 9 号の 3 ロに規定する準耐火建築物で、鉄網入りの壁等になされている電気配線が、金属管工事、金属線ぴ工事、可とう電線管工事、金属ダクト工事、バスダクト工事、フロアダクト工事、その他電気配線を被覆する金属体（以下「金属管等」という。）による工事のいずれかにより施工されており、当該

金属管等が第3種接地工事又は特別第3種接地工事により接地されているもの

第14-1表 漏電火災警報器に用いることのできる電線

A 欄		B 欄		C 欄	
操作電源の配線に使用する電線	JIS C 3307 (600V ビニル絶縁電線 (IV))			導体直径 1.6mm以上	
	JIS C 3342 (600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV))			導体直径 1.6mm以上	
	JCS 416 (600V 耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE))			導体直径 1.6mm以上	
	JCS 417 (600V 耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線 (EM-IC))			導体直径 1.6mm以上	
	JCS 418A (600V 耐燃性ポリエチレンシースケーブル (600V EM-EE、600V EM-CE、600V EM-EEF、600V EM-CEF))			導体直径 1.6mm以上	
変流器の二次側屋内配線に使用する電線	JIS C 3306 (ビニルコード)			断面積 0.75mm ² 以上	
	JIS C 3307 (600V ビニル絶縁電線 (IV))			導体直径 1.0mm以上	
	JIS C 3342 (600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV))			導体直径 1.0mm以上	
	JCS 416 (600V 耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE))			導体直径 1.0mm以上	
	JCS 417 (600V 耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線 (EM-IC))			導体直径 1.0mm以上	
	JCS 418A (600V 耐燃性ポリエチレンシースケーブル (600V EM-EE、600V EM-CE、600V EM-EEF、600V EM-CEF))			導体直径 1.0mm以上	
変流器の二次側屋内または屋外配線に使用する電線	JIS C 3307 (600V ビニル絶縁電線 (IV))			導体直径 1.0mm以上	
	JIS C 3340 (屋外用ビニル絶縁電線 (OW))			導体直径 2.0mm以上	
	JIS C 3342 (600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV))			導体直径 1.0mm以上	
	JCS 416 (600V 耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE))			導体直径 1.0mm以上	
	JCS 417 (600V 耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線 (EM-IC))			導体直径 1.0mm以上	
	JCS 418A (600V 耐燃性ポリエチレンシースケーブル (600V EM-EE、600V EM-CE、600V EM-EEF、600V EM-CEF))			導体直径 1.0mm以上	
	JCS 396A (警報用ポリエチレン絶縁ケーブル (一般用 (AE、EM-AE)、屋内専用 (オクナイ AE、オクナイ EM-AE)) ※1			導体直径 0.5mm以上	
変流器の二次側架空配線に使用する電線	JIS C 3307 (600V ビニル絶縁電線 (IV))			導体直径 2.0mm以上の硬銅線 ※2	
	JIS C 3340 (屋外用ビニル絶縁電線 (OW))			導体直径 2.0mm以上	
	JIS C 3342 (600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV))			導体直径 1.0mm以上	
	JCS 418A (600V 耐燃性ポリエチレンシースケーブル (600V EM-EE、600V EM-CE、600V EM-EEF、600V EM-CEF))			導体直径 1.0mm以上	
	JCS 396A (警報用ポリエチレン絶縁ケーブル (一般用 (AE、EM-AE)、屋内専用 (オクナイ AE、オクナイ EM-AE)) ※1			導体直径 0.5mm以上	
	JCS 396A (警報用ポリエチレン絶縁ケーブル (一般用 (AE、EM-AE)、屋内専用 (オクナイ AE、オクナイ EM-AE)) ※1			導体直径 0.5mm以上	
地中配線に使用する電線	JIS C 3342 (600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV))			導体直径 1.0mm以上	
	JCS 418A (600V 耐燃性ポリエチレンシースケーブル (600V EM-EE、600V EM-CE、600V EM-EEF、600V EM-CEF))			導体直径 1.0mm以上	
音響装置の配線に使用する電線	使用電圧が60Vを超えるもの	地中配線	JIS C 3342 (600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV))	導体直径 1.6mm以上	
			JCS 418A (600V 耐燃性ポリエチレンシースケーブル (600V EM-EE、600V EM-CE、600V EM-EEF、600V EM-CEF))	導体直径 1.6mm以上	
		架空配線	JIS C 3340 (屋外用ビニル絶縁電線 (OW))	導体直径 2.0mm以上	
			前記以外	JIS C 3307 (600V ビニル絶縁電線 (IV))	導体直径 1.6mm以上
				JCS 416 (600V 耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE))	導体直径 1.6mm以上
				JCS 417 (600V 耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線 (EM-IC))	導体直径 1.6mm以上
				JCS 418A (600V 耐燃性ポリエチレンシースケーブル (600V EM-EE、600V EM-CE、600V EM-EEF、600V EM-CEF))	導体直径 1.6mm以上
使用電圧が60V以下の配線に使用する電線 ※3	JCS 396A (警報用ポリエチレン絶縁ケーブル (一般用 (AE、EM-AE)、屋内専用 (オクナイ AE、オクナイ EM-AE)) ※1	導体直径 0.5mm以上			

備考 ※1：屋内型変流器の場合に限る。

※2：径間が10mm以下の場合は導体直径2.0mm以上の軟銅線とすることができる。

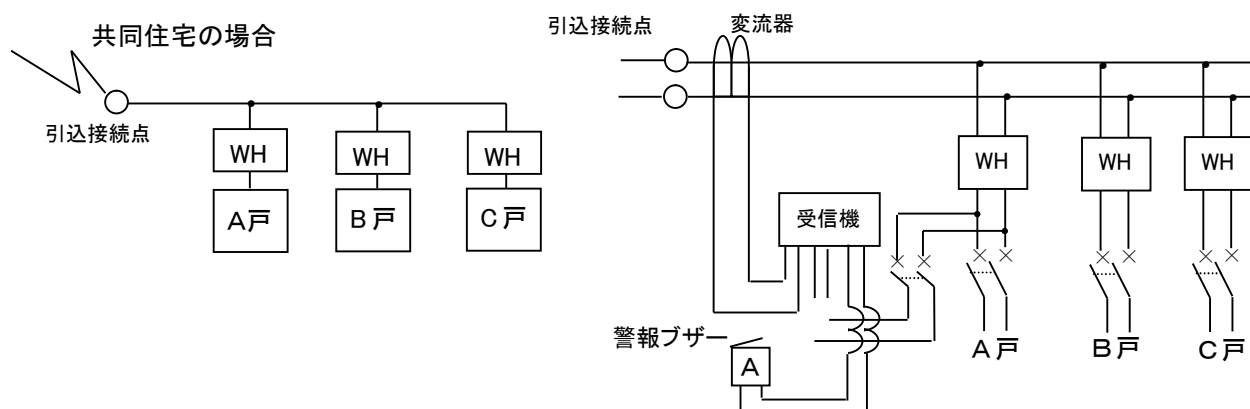
※3：使用電圧が60V以下の配線に使用する電線については、本表のB欄に掲げるJCS 396A以外の規格に適合する電線、それぞれC欄に掲げる導体直径または導体の断面積を有するものも使用できるものとする。

注 JIS：日本産業規格、JCS：日本電線工業会規格

別図 14-1 変流器の設置位置及び操作電源の分岐例

例 1 同一敷地内に設置対象物が 2 以上ある場合の設置例

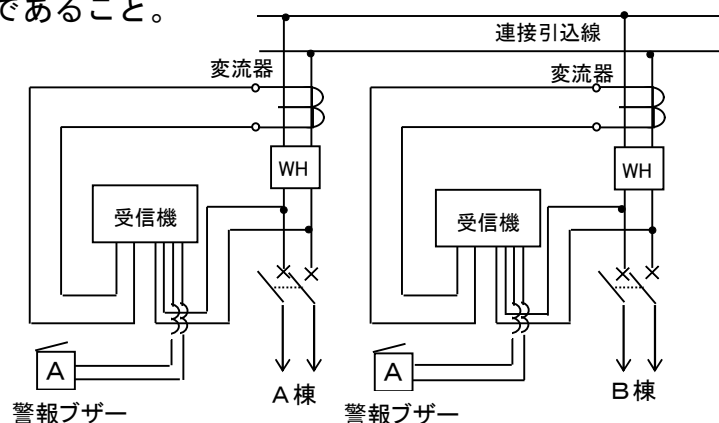
(1) 引込接続点以降の配線（引込口配線）が需要家の財産である場合



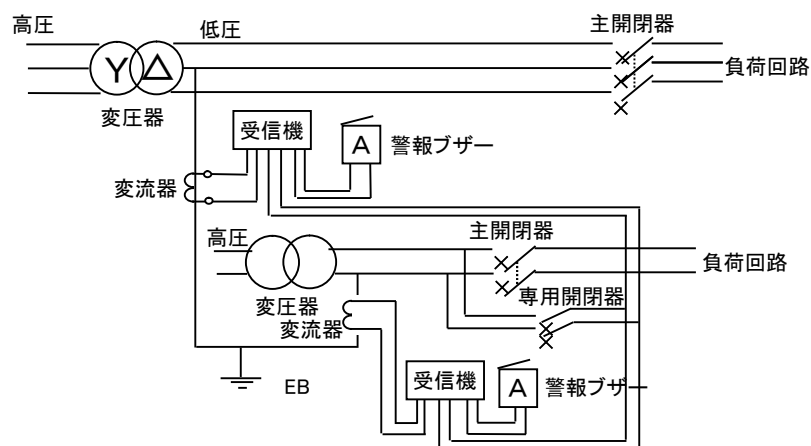
※ この場合、操作電源が使用場所の状況等により、共用負荷がなく各戸のいずれからも取れない場合は、当該地域の電気事業者と協議するものであること。

(2) 接続引込線が電気事業者の財産である場合

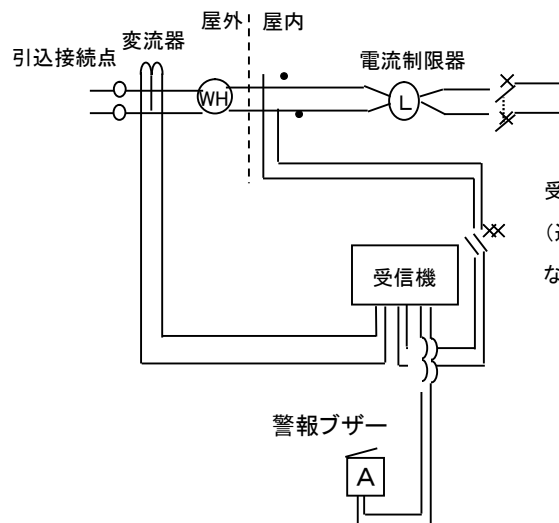
接続引込線を (1) の例により取り扱う場合は、当該地域の電気事業者と協議するものであること。



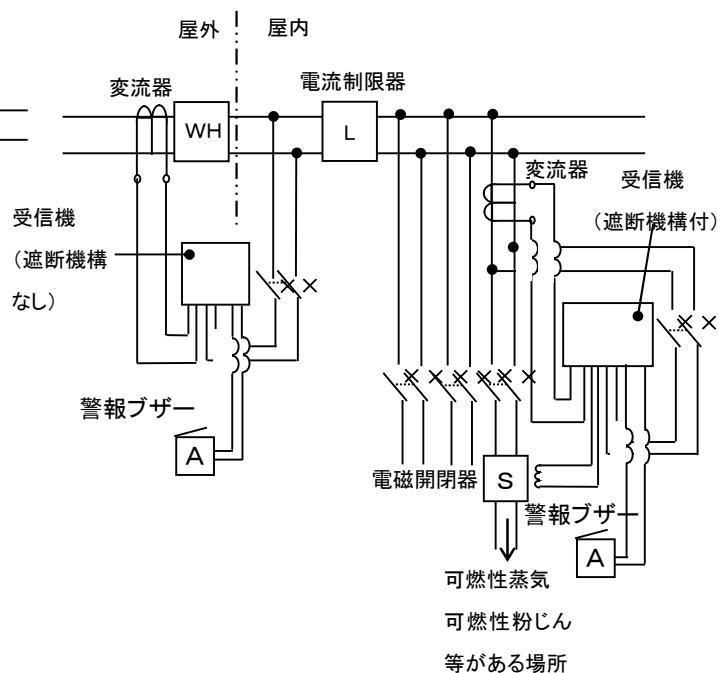
例 2 変圧器の二次側低圧電路に接続された接地線に変流器を設ける方式の場合



例3 低圧による引込方式の場合

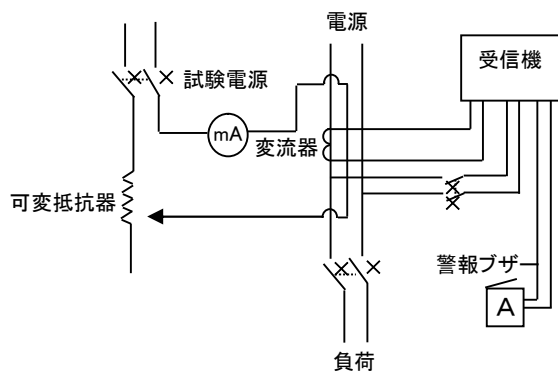


例4 可燃性蒸気、可燃性粉じん等が滞留するおそれのある場所の設置方法の例

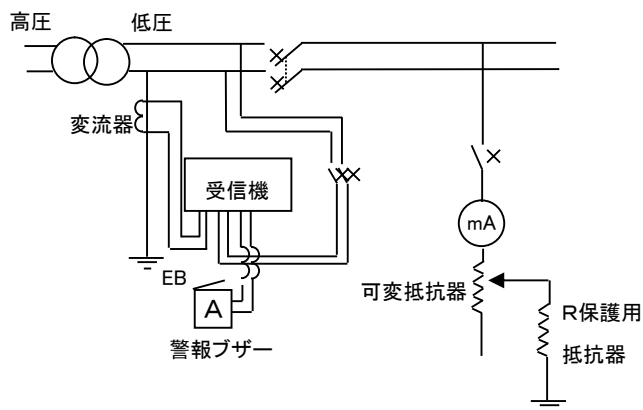


別図 第14-2 漏洩電流検出検査方法例

例1



例2



第15 消防機関へ通報する火災報知設備

1 用語の定義

この基準に用いる用語の定義は、次の定めるところによる。

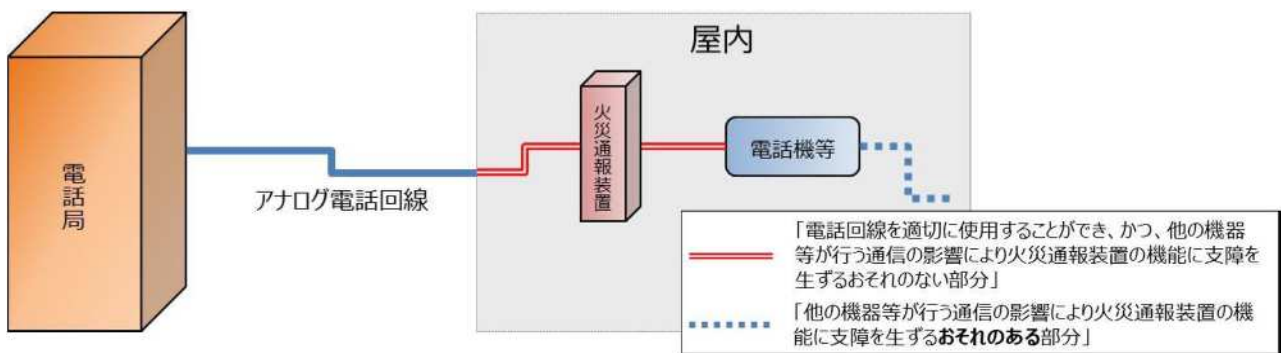
- (1) 火災通報装置とは、火災が発生した場合において、手動起動装置を操作することにより電話回線を使用して消防機関を呼び出し、蓄積音声情報により通報するとともに、通話を行なうことができる装置をいう。
- (2) 手動起動装置とは、火災通報専用である押しボタン、遠隔起動装置等をいう。
- (3) 蓄積音声情報とは、あらかじめ音声で記憶させている火災通報に関する情報をいう。
- (4) 通報信号音とは、火災通報装置からの通報であることを示す信号音をいう。
- (5) 試験装置とは、火災通報装置の試験を局線を捕捉しない状態で行うための、消防機関の119番受信装置に代わる模擬119番による試験を行う装置をいう。
- (6) NTTアナログ回線とは、NTT東日本のアナログ方式の電話回線をいう。
- (7) ISDN回線とは、NTT東日本のISDN回線をいう。なお、ISDN回線は、1回線に2以上の信号チャンネルを有し、同時に2以上の端末機器を使用することができる。
- (8) IP電話回線とは、IP（インターネットプロトコル）ネットワーク技術を利用して提供する音声電話サービス等に係る電話回線をいう。
- (9) 直収電話とは、NTT以外の電気通信事業者による固定電話（IP電話を除く。）をいう。
- (10) ダイヤル方式とは、端末機器から選択信号を送出する方式をいう。
- (11) ターミナルアダプター（以下「TA」という。）とは、アナログ端末機器をISDN回線に接続するための信号変換装置をいい、火災通報優先接続型TA以外のTAをいう。
- (12) 火災通報優先接続型TAとは、火災通報装置をISDN回線に接続する際に火災通報装置が発生する信号を他の端末機が発する信号に優先してISDN回線に接続し送出手機能を持ったものをいう。
- (13) TA等とは、TA又は火災通報優先接続型TAをいう。
- (14) DSUとは、ISDN回線等におけるデジタル通信に必要な速度変換、同期等の機能を持つ回線接続装置でデジタル回線の終端に接続するものをいう。
- (15) アナログ端末機器とは、火災通報装置、電話機、ファクシミリ等でアナログ信号を発する機器をいう。
- (16) デジタル端末機器とは、パソコン等でデジタル信号を発する機器をいう。
- (17) 回線終端装置等とは、回線終端装置その他のIP電話回線を使用するために必要な装置をいう。

2 一般事項

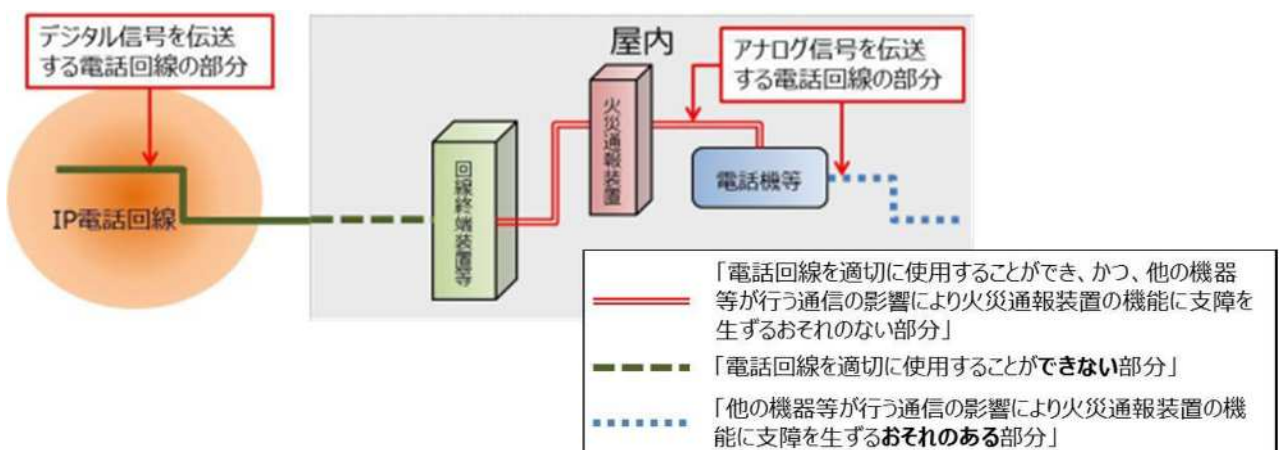
- (1) 政令第23条第3項に規定する「消防機関へ常時通報することができる電話」に携帯電話は含まれない。◆
- (2) 火災通報装置は、NTTのアナログ回線、NTTのISDN回線（適合するターミナルアダプターを介して接続される場合に限る。）又はIP電話回線以外の電話回線には接続できない。

- (3) 火災通報装置のダイヤル方式の設定と接続電話回線のダイヤル方式（ダイヤル回線10パルス、同20パルス、プッシュ回線）が適合していること。
- (4) 省令第25条第1項に規定する歩行距離は、防火対象物の出入口から、最寄りの消防機関の受付までの距離とすること。
- (5) 省令第25条第3項第2号に規定する「火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない電話回線」には、アナログ電話回線のほか、「050」から始まる番号を有するIP電話回線のうち消防機関において通報者の位置情報を取得できないもの以外のIP電話回線が該当するものであること。◆
- (6) 省令第25条第3項第3号は、火災通報装置の接続箇所について規定したものであり、電話回線を適切に使用することができる部分とは、電話回線のうち、火災通報装置が送出する信号を適切に消防機関に伝送できる部分を指すものであること。◆

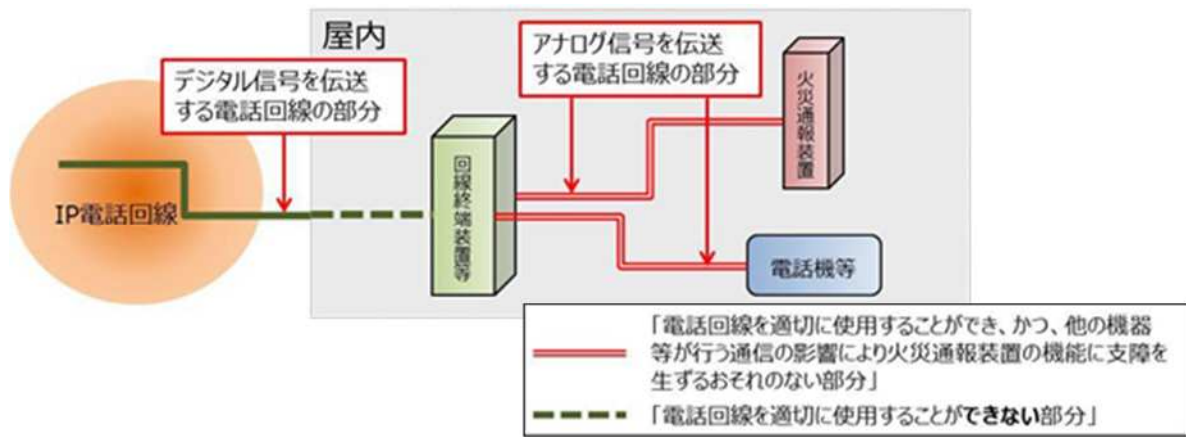
具体的には、アナログ電話回線を使用する場合は、屋内の電話回線のうち電話機等と電話局の間となる部分を指し、また、IP電話回線を使用する場合にあっては、デジタル信号を伝送する電話回線の部分とアナログ信号を伝送する電話回線の部分からなる屋内のIP電話回線のうち、回線終端装置等からアナログ信号を伝送する電話回線の部分を指すものであること（第15-1図～第15-3図）。



第15-1図 アナログ電話回線



第15-2図 IP電話回線



第15-3図 IP電話回線

- (7) 省令第25条第3項第3号に規定する「他の機器等が行う通信の影響により当該火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない部分」とは、電話回線のうち、当該火災通報装置が送出する信号が電話機、ファクシミリ等の通信機器を經由して消防機関に伝送されることとなる部分に火災通報装置を接続すると、当該通信機器が行う通信の影響により当該火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれがあることから、当該部分以外の部分を指すこと。◆

なお、回線終端装置等に複数のアナログ端末機器接続用の端子があり（無線を用いること等により端子は設けられていないが、複数の端子が設けられているのと同様の機能を有する場合を含む。）、火災通報装置が接続されている端子以外の端子に通信機器等を接続する場合があるが、当該通信機器等による通信は、火災通報装置による通報・通話に影響を及ぼすおそれはないものであること（第15-1図～第15-3図）。

- (8) 省令第25条第3項第4号イに規定する「配線の接続部が、振動又は衝撃により容易に緩まないように措置されている場合」とは、別記1に掲げる措置が講じられている場合等とすること。また、「配線の接続部」とは、常用電源が供給される配線（回線終端装置等にあつては、予備電源に係る配線を含む。）のコンセント部分を含む全ての脱着可能な接続部のことであること。◆

なお、「火災通報装置の基準」（平成8年消防庁告示第1号）第2第1号の2に規定する特定火災通報装置にコンセント抜け防止金具（別記1図4）が附属している場合は、当該金具を使用することができるものであること。

- (9) 省令第25条第3項第4号ロに規定する「表示」の方法については、ビニールテープに火災通報装置用のものである旨又は火災通報装置に係る回線終端装置等用のものである旨を記載し、接続部等に貼り付ける等の方法とすること。

なお、当該記載内容は、常時、明確に判読できる状態を維持すること。

3 設置場所等

- (1) 火災通報装置は、管理室等常時人のいる場所に設置すること。
この場合、努めて自動火災報知設備の受信機又は副受信機と併設すること。
- (2) 火災通報装置の操作部（手動起動装置、モニター部、発報表示及び非常用送受話器）が制御部と分離しているものの制御部は、維持管理のできる場所に設けることができる。
- (3) 遠隔起動装置を設ける場合は、(1)に準ずることとし、火災通報装置を設けた場所との間で通話ができる装置を備えること。

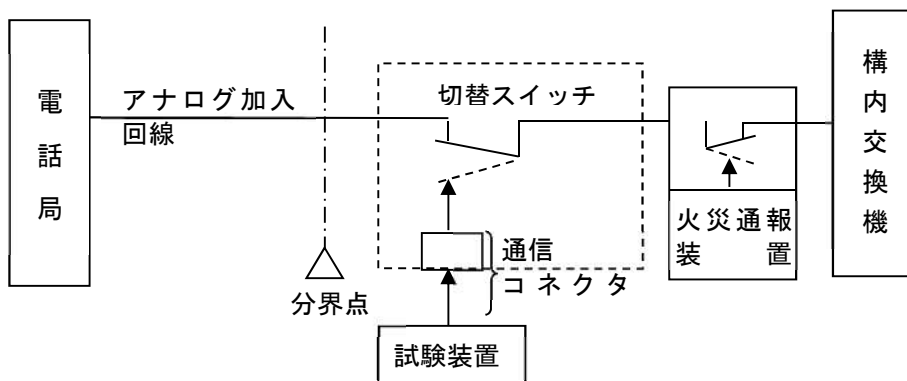
- (4) 火災通報装置の手動起動装置、非常用送受話器及び遠隔起動装置には、標識等により、その旨を明示しておくこと。なお、手動起動装置の押しボタンの設置高さは、床面から0.8m以上1.5m以下の部分に設けること。
- (5) 手動起動装置及び遠隔起動装置には、いたずら等により通報されることを防止するための措置を講じておくこと。
- (6) 火災通報装置の直近には、専用の送受話器を設置すること。
- (7) 一般用の電話機を非常用送受話器として使用するものは、専用のものとして火災通報装置の直近に設け、かつ、他の電話機等と明確に区別させること。
- (8) 火災通報装置を I S D N回線に接続するための T A等は、当該火災通報装置と同室に設けること。
- (9) T A等には、火災通報装置が接続されている旨の表示を見やすい位置に付すこと。
- (10) 火災通報装置、T A等は、湿気、埃のない場所に設置すること。
- (11) 地震等による転倒防止措置を講じること。

4 電話回線との接続

火災通報装置は、N T Tのアナログ回線、N T Tの I S D N回線（適合するターミナルアダプターを介して接続される場合に限る。）又は I P電話回線に接続すること。

なお、直取電話に接続した場合には火災通報装置が正常に機能しないことから接続しないこと。

- (1) 火災通報装置又は T A等と電話回線の接続は、プラグジャック方式又はアダプタ式ジャック方式により行うこと。
- (2) 火災通報装置のダイヤル方式設定を接続する電話回線のダイヤル方式と適合させること（自動でダイヤル方式を選択する火災通報装置の場合を除く。）。
- (3) N T Tアナログ回線との接続
 - ア 火災通報装置を N T Tアナログ回線に接続する場合は、使用頻度の最も少ない加入電話回線の構内交換機と分界点との間に**第15-4図**の例により接続し、構内交換機の内線側には接続しないこと。
 - イ 一の N T Tアナログ回線に2台以上の火災通報装置を接続しないこと。
 - ウ 火災通報装置を接続した N T Tアナログ回線には、自動で呼び出しに応答する機器（F A X、留守番機能付電話等をいう。）を接続しないこと。



第 15-4 図

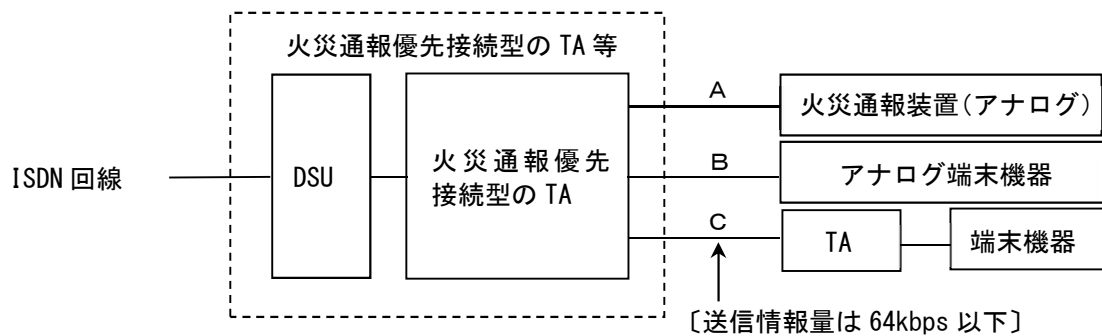
(4) ISDN回線との接続

火災通報装置は、次によりTA等を介してISDN回線へ接続すること。

ア 火災通報優先接続型TAを用いる場合 (第15-5図)

(ア) 火災通報装置は、優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子に接続すること。

(イ) 火災通報装置以外の端末機器として、パソコン等を当該TAのデジタル端末機器用端子に接続する場合、送信情報量は64kbpsまでとし、その旨を表示すること。



※1 火災通報装置は、A (優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子) に接続すること。

※2 火災通報優先接続型TA等を介して接続する場合は、B (アナログ端末機器用端子) 及びC (デジタル端末機器用端子) にそれぞれの端末機器を接続しても差し支えないこと。ただし、C (デジタル端末機器用端子) に接続するデジタル端末機器又はTAの送受信情報量を128kbpsとすると、火災通報装置が起動してから通報までに90秒程度要することがあるので、デジタルの端末機器又はTAを接続する場合は、その送信情報量は64kbps以下とすること。

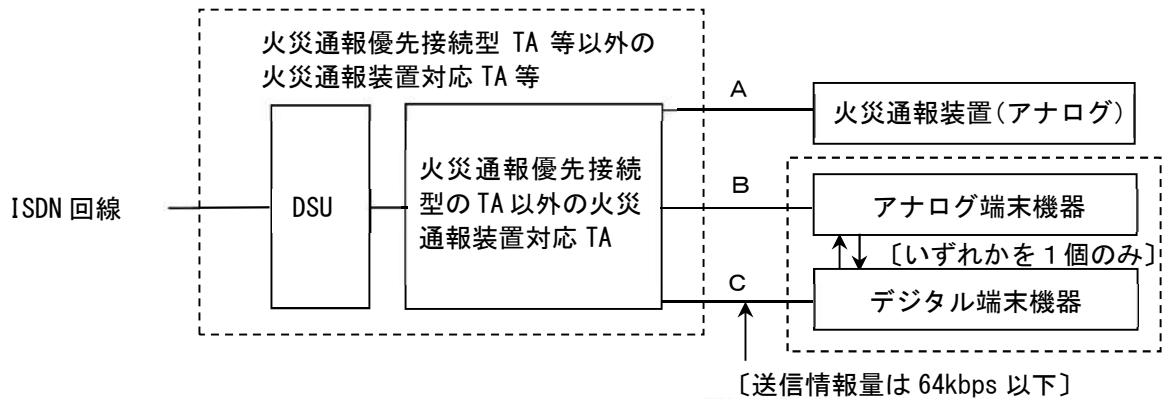
第15-5図 火災通報優先接続型TAを用いた接続例

イ TAを用いる場合 (第15-6図)

(ア) 火災通報装置は、アナログ端末機器用端子に接続すること。

(イ) ISDN回線に接続する端末機器は、火災通報装置とその他の端末機器一つまでとし、ISDN回線の一つの信号チャンネルを火災通報装置専用として確保すること。

(ウ) 火災通報装置以外の端末機器として、パソコン等を当該TAのデジタル端末機器用端子に接続する場合、送受信情報量は64kbpsまでとし、その旨を表示すること。



- ※1 火災通報装置は、A（アナログ端末機器用端子）に接続すること。
- ※2 火災通報装置以外の端末機器は、B（アナログ端末機器用端子）又はC（デジタル端末機器用端子）のいずれかに1個のみ接続すること。
- ※3 デジタル端末機器を接続する場合には、その送受信情報量を 64 kbps 以下とすること。
- ※4 C（デジタル端末機器用端子）には、他のTAを接続しないこと。

第 15-6 図 火災通報優先接続型 TA 以外の TA を用いた接続例

(5) IP 電話回線との接続

IP 電話回線を使用する場合は、予備電源が設けられた回線終端装置等を介すること。◆

5 自動火災報知設備との接続

自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する方式については、省令第 25 条第 3 項第 5 号の規定によるほか、政令別表第 1（5）項イ及び（6）項イ（3）についても、努めて自動火災報知設備の作動と連動して起動する方式とすること。

ただし、防災センター等により、常時人による監視等が行われており、確実な通報体制が確保されている場合は、この限りでない。

なお、火災通報装置と自動火災報知設備との接続は、第 5 章第 12 自動火災報知設備 10 によること。

6 通報メッセージ

蓄積音声情報の通報内容は、次によること。

- (1) 通報信号音
- (2) 火災である旨の固定されたメッセージ
- (3) 通報対象物の所在地
- (4) 通報対象物の名称
- (5) 通報対象物の代表電話番号：市外局番は地域の実情に応じて入力
- (6) 呼び返し案内メッセージ：あらかじめ録音されている内容でもよい。

(例) 手動起動の場合のメッセージ

ピッ、ピッ、ピッ、ピッ、ピッ、ピッ

火事です。火事です。

こちらは、南区相模大野 5 丁目 3 4 番 1 号 ○○ ビルです。

電話番号は、7 4 4 - 0 1 1 9 逆信願います。

(例) 自火報連動起動の場合のメッセージ

ピン、ポーン ピン、ポーン

自動火災報知設備が作動しました。

こちらは、南区相模大野5丁目34番1号 ○○ビルです。

電話番号は、744-0119 逆信願います。

- ※ 固定メッセージについては、あらかじめ録音されている内容でもよい。
- ※ 防火対象物の建物名称とし、事業所名称としないこと。

7 機器等の性能

(1) 火災通報装置

ア 「火災通報装置の基準」(平成8年消防庁告示第1号)に適合するものであること。◆

イ 認定品を使用すること。

(2) TA等

ア 火災通報装置の通報メッセージを正確にISDN回線に送出できるものであり、かつ、消防機関からの呼び返し等を的確に火災通報装置に伝達できることが確認されている機器を使用すること。

イ 火災通報優先接続型TAの機能は、次によること。

(ア) 火災通報優先接続型TAに接続される火災通報装置以外の端末機器を使用中に火災通報装置を起動した場合、火災通報装置の通報が優先されること。

(イ) 火災通報装置を起動した場合には、火災通報装置が起動中である旨の表示がなされていること。

8 電源等

(1) 火災通報装置の配線は、電気工作物に係る法令によるほか、次によること。

ア 遠隔起動装置から火災通報装置までの配線は、省令第12条第1項第5号の規定に準ずること。

イ 端子との接続は、ゆるみ、破損等がなく確実であること。

(2) 火災通報装置、TA等の電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。

ただし、火災通報装置とTA等の電源は、併用できる。

(3) 電源部分には、火災通報装置専用である旨の表示をすること。◆

(4) TA等には、予備電源を備えることとし、次によること。

ア 予備電源は、「火災通報装置の基準」(平成8年消防庁告示第1号)に定める火災通報装置の予備電源に準じた容量とすること。◆

イ 予備電源は、火災通報装置の予備電源と兼用できる。この場合、火災通報装置とTA等それぞれに必要な容量の合計の容量を確保すること。

ウ 予備電源は、密閉型蓄電池とすること。◆

エ 密閉型蓄電池に交流・直流変換装置を付加した無停電電源装置を設ける場合は、常用電源と予備電源を兼ねることができる。

(5) 基準告示第3第16号に規定する「予備電源」には、無停電電源装置(UPS)を使用すること。

(6) 共同住宅等においては配線方式等により、火災通報装置が設置された住戸等内

の回線終端装置等以外に、共用部分にも回線終端装置等が設けられることがあり、その場合、共用部分の回線終端装置等にも予備電源の設置が必要となること（別記2）。

9 特例基準

(1) 平成8年4月1日以降、政令第23条第1項の規定に基づき、新たに消防機関へ通報する火災報知設備を設置することとなる防火対象物のうちア及びイに掲げるものに該当するものにあつては、政令第32条の特例を適用し、当該設備を設置しないことを認めて差し支えないものとする。

ア 次のいずれかに該当する防火対象物又はこれらに類する利用形態若しくは規模の防火対象物であつて、消防機関へ常時通報することができる電話が常時人のいる場所に設置されており、かつ、当該電話付近に通報内容が明示されているもの
 (ア) 政令別表第1(5)項イのうち、宿泊室数が10以下であるもの
 (イ) 政令別表第1(6)項イ(4)であるもの
 (ウ) 政令別表第1(6)項ハのうち、通所施設であるもの

イ ア以外の防火対象物について政令別表第1(5)項イの防火対象物で、次のすべての要件に該当するもの

(ア) 消防機関へ通報することができる電話が、防災センター等常時人のいる場所（自動火災報知設備の受信機又は副受信機が設置されている場所において24時間勤務している場合とし、仮眠等は除く。）に設置されていること。
 (イ) 電話付近に通報内容が明示されていること。
 (ウ) 定期的に通報訓練が行われていること。
 (エ) 夜間においても火災初期対応を行うために、所要の人数の勤務員が確保されていること。

なお、所要の人数の勤務員は、最小人員を3名（スプリンクラー設備が設置されている場合は2名とする。）以上とする。また、防火対象物の規模により最小勤務人員は増員されるものとする。

ウ ア及びイの通報内容は次のとおりとする。

(ア) 火災である旨の内容
 (イ) 防火対象物の所在地
 (ウ) 建物名
 (エ) 電話番号

(2) 平成28年4月1日現在における、既存の有床診療所に適用した、改正前の特例基準の取扱いについては、次のとおりとする。

ア 改正後の6項イ(2)に該当するもののうち、平成28年4月22日付け予防課長通知1(3)により、1日平均入院患者数が1未満のため、6項イ(3)と見なされているものにあつては、平成28年4月22日以降において、1日平均入院患者数が1以上となるまでの間は、引き続き、その設置を免除するものとする。

イ 改正後の6項イ(3)に該当するものにあつては、当該用途区分に該当するまでの間は、引き続き、その設置を免除する。

※改正前の特例基準

令別表第1(6)項イのうち、病床数が19以下であるもの

(3) 政令別表第1(13)項イ及び(14)項の防火対象物で、次のすべての要件に該

当するものにあつては、政令第32条の特例を適用し、消防機関へ通報する火災報知設備を設置しないことを認めて差し支えないものとする。

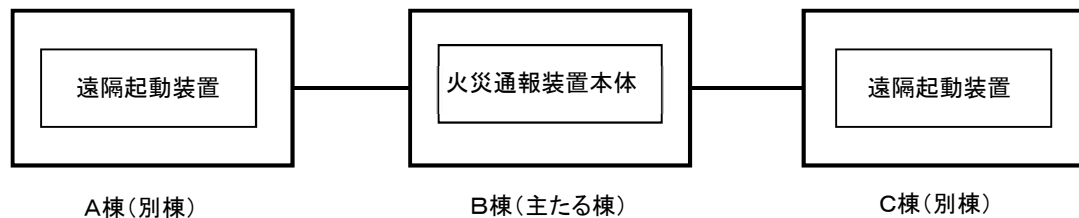
ア 当該対象物には、常時人がいないこと。

イ 常時人がいる場所が同一敷地内にあること。

ウ 当該対象物に設置された自動火災報知設備の火災信号が、イの常時人がいる場所に移報されており、火災信号の移報を受けた者が、固定電話により消防機関に通報することができること。

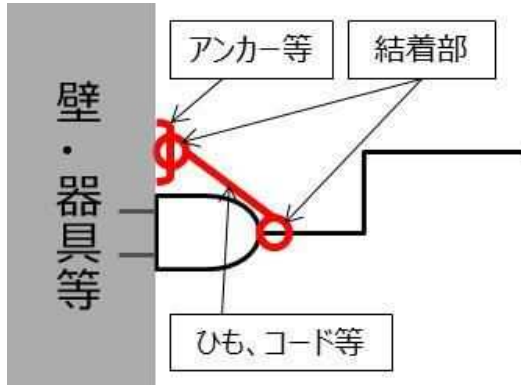
10 その他

同一敷地内に存する複数の防火対象物（いずれも消防機関へ通報する火災報知設備の設置義務あり）について、主たる棟に火災通報装置本体を設置し、かつ、主たる棟以外の棟（以下「別棟」という。）に当該火災通報装置の遠隔起動装置を設置する場合には、別棟について政令第32条の規定を適用し、消防機関へ通報する火災通報装置が設置されているものと同等として取り扱うものとする。（第15－7図）



第15－7図

別記1 配線の接続部が、振動又は衝撃により容易に緩まないような措置の例



電源（分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとられている場合に限る。）の配線接続部の直近の壁等にアンカーを固着させるとともに、当該アンカーと配線の接続部をひも、コード等で結着する。

図1 基本的な概念図

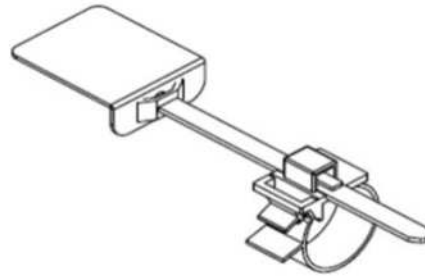
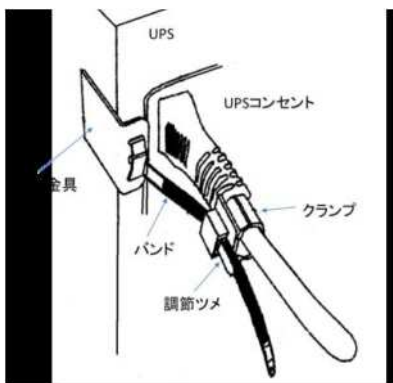


図2 市販の器具を活用した措置の例

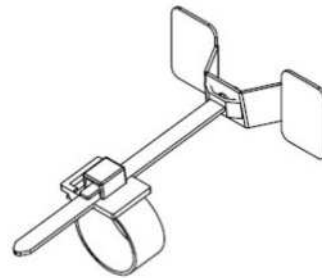
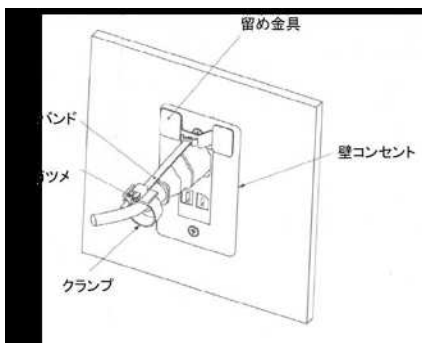


図3 市販の器具を活用した措置の例

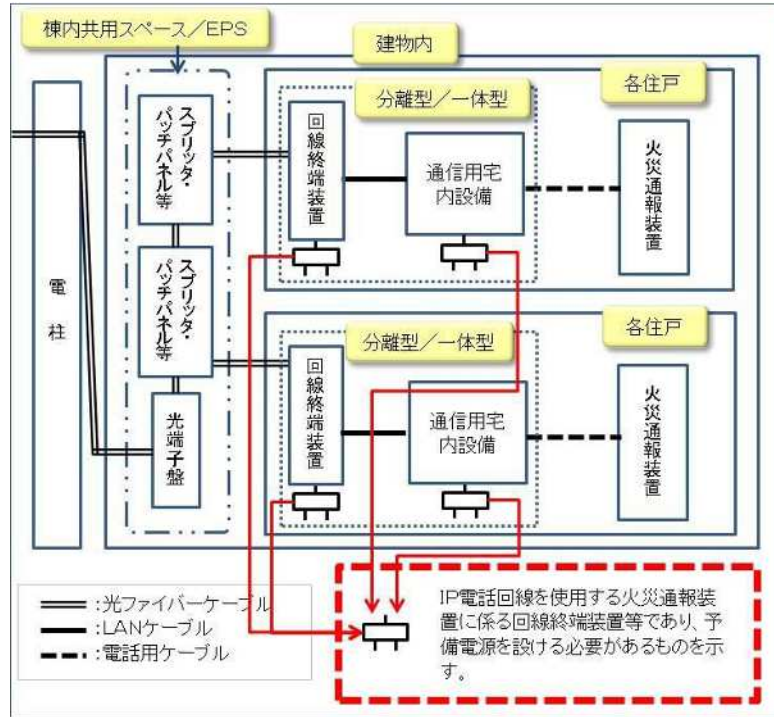


図4 特定火災通報装置に附属するコンセント抜け防止金具の例

別記2 火災通報装置をIP電話回線に接続する場合の回線終端装置等の例

1 光配線方式

光ファイバーケーブルを建物内に引き込み、共用部分にある光端子盤からスプリッタ等を経由し、各住戸内にある回線終端装置及び通信用宅内設備に接続する方法であり、各住戸の回線終端装置及び通信用宅内設備に予備電源を設ける必要がある。



図

図1 光配線方式

2 VDSL方式

光ファイバーケーブルを建物内に引き込み、共用部分にある光端子盤から集合型回線終端装置を経由し、VDSL集合装置から電話用ケーブルで各住戸内にある通信用宅内設備に接続する方法であり、各住戸のVDSL宅内装置一体型に加え、棟内共用スペース内の集合型回線終端装置及びVDSL集合装置にも予備電源を設ける必要がある。

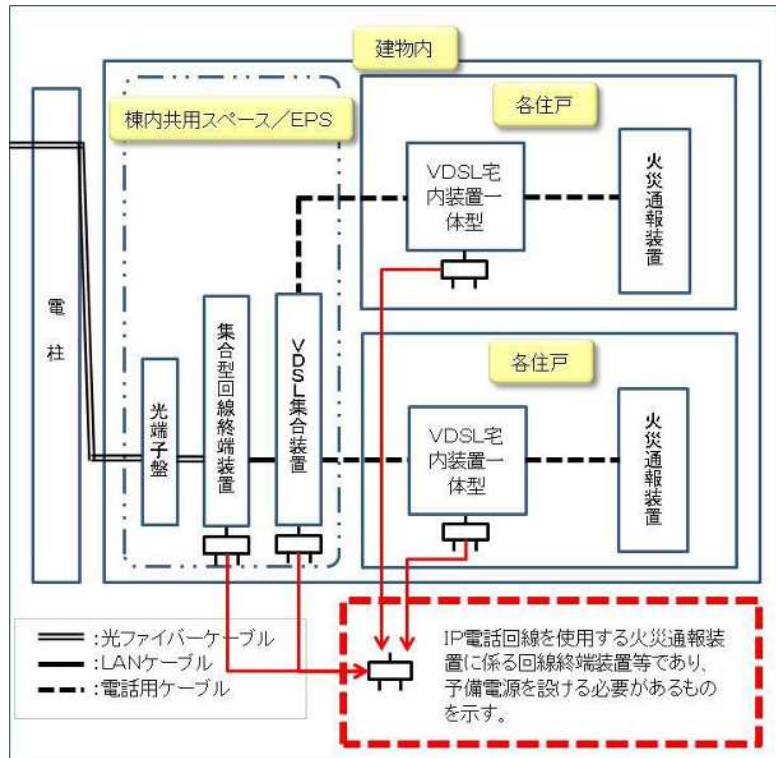


図2 VDSL方式

3 LAN配線方式

光ファイバーケーブルを建物内に引き込み、共用部分にある光端子盤から集合型回線終端装置を経由し、そこからLANケーブルで各住戸内の通信用宅内設備に接続する方法であり、各住戸内の通信用宅内設備に加え、棟内共用スペース内の集合型回線終端装置にも予備電源を設ける必要がある。

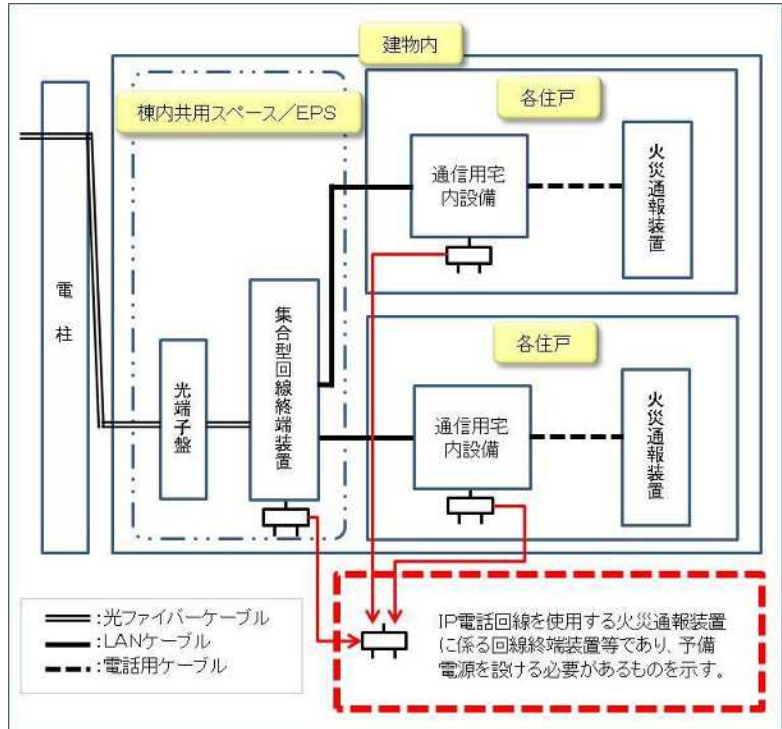


図3 LAN接続方式

【参考】戸建て等の場合

光ファイバーケーブルを建物内に引き込み、回線終端装置及び通信用宅内設備を介して接続する方法であり、回線終端装置及び通信用宅内設備に予備電源を設ける必要がある。

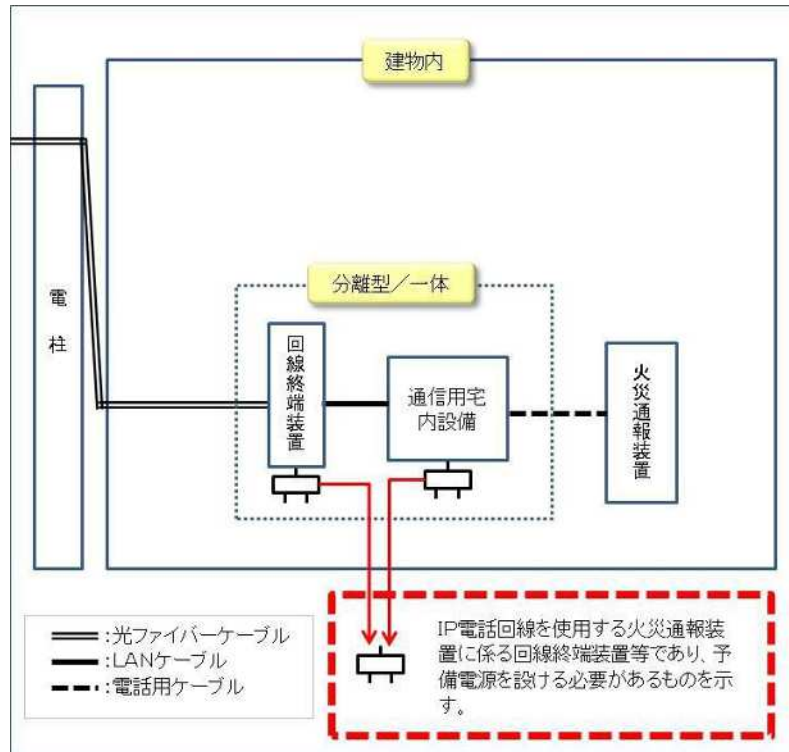


図4 戸建て等の場合

第 16 非常警報設備

1 用語の定義

(1) 共通事項

ア 報知区域とは、1回線における当該回路の音響装置の鳴動区域をいう。

イ 警報音とは、非常ベル又は自動式サイレンと同等以上の音響又は電氣的音信号（放送設備の音声警報における第一シグナル音及び第二シグナル音を含む。）をいう。

(2) 放送設備関係

ア 遠隔操作器とは、防火対象物の使用形態により、放送場所が複数となる場合に使用できる単独の操作部をいう。

イ 複数回線とは、一の報知区域を2以上のスピーカー回路により構成することをいう。

ウ スピーカー回路分割装置とは、一のスピーカー回路を2以上に分割する装置をいう。

エ 通話装置とは、省令第25条の2第2項第2号に規定される起動装置に附置する防災センター等と通話することができる装置をいう。

オ 複数回線化とは、一の報知区域において、スピーカー回路を複数とするか、回路分割装置を用いて当該スピーカー回路を2以上に分割することをいう。

カ 放送区域とは、防火対象物の2以上の階にわたらず、かつ、床、壁又は戸（障子、ふすま等遮音性の著しく低いものを除く。）で区画された部分をいう。

キ 音声警報とは、シグナル音及び女声又は男声メッセージで構成される警報をいう。

ク 感知器発報放送とは、音声警報のうち、第一シグナル音及び自動火災報知設備の感知器が作動した旨の女声メッセージにより構成されたものをいう。

ケ 火災放送とは、音声警報のうち、第一シグナル音、火災である旨の男声メッセージ及び第二シグナル音で構成されるものをいう。

コ 非火災報放送とは、音声警報のうち、第一シグナル音及び自動火災報知設備の感知器の作動は火災ではなかった旨の女声メッセージで構成されるものをいう。

サ マイクロホン放送とは、人がマイクロホンにより放送することをいう。

シ 階別信号とは、感知器発報放送を開始するための自動火災報知設備の感知器作動による階別の信号をいう。

ス 確認信号とは、火災放送を開始するための自動火災報知設備の発信機、非常電話等が起動された旨の信号をいう。

セ 性能規定とは、省令第25条の2第2項第3号ハの規定をいう。

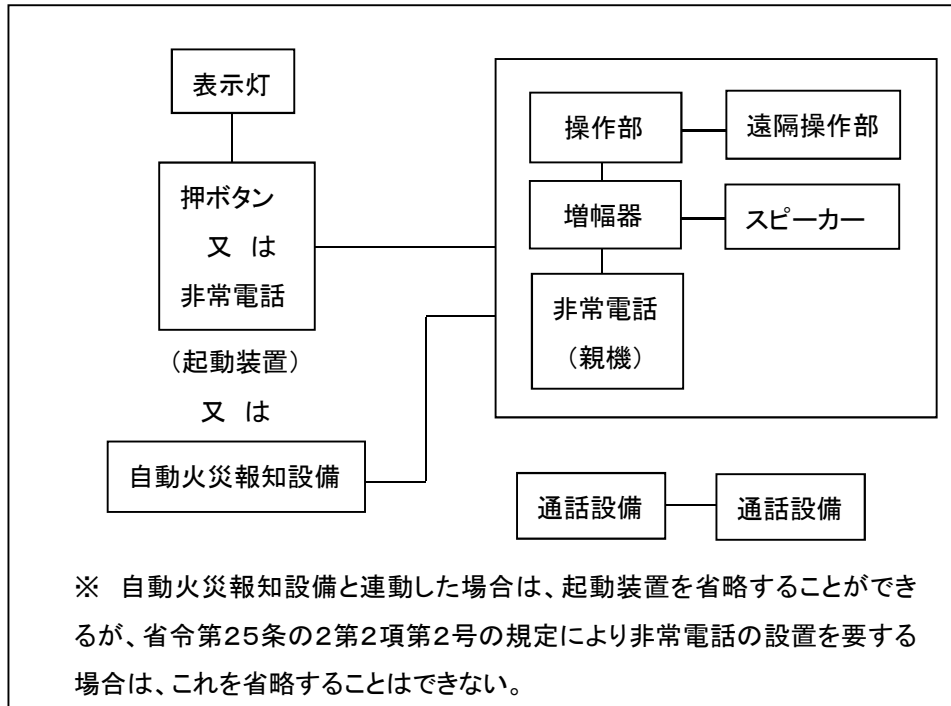
(3) 非常ベル、自動式サイレン関係

ア 1回線用とは、操作部等の部分に地区表示灯を有しないものをいい、一斉鳴動で対応できる一般に小規模防火対象物に設置されるものをいう。

イ 多回線用とは、操作部等の部分に回線ごとの地区表示灯等を有するものをいい、小規模防火対象物以外にも設置されるものをいう。

2 放送設備

放送設備とは、起動装置、表示灯、スピーカー、操作部（遠隔操作器を含む。）、増幅器、電源及び配線で構成されるもの（自動火災報知設備と連動するものは、起動装置及び表示灯を省略したものを含む。）をいう（第16-1図）。



第16-1図 放送設備の構成例

(1) 増幅器等

増幅器等とは、起動装置若しくは自動火災報知設備からの階別信号又は確認信号を受信し、スイッチ等を自動的に又は手動により操作して、音声警報による感知器発報放送、火災放送、非火災放送若しくはマイクロホン放送をスピーカーを通じて有効な音量で必要な階に行う増幅器、操作部及び遠隔操作器をいい、次に適合すること。

ア 常用電源（交流電源）

(ア) 電源電圧は、増幅器の所要入力電圧に適合していること。

(イ) 電源回路は、専用とすること。ただし、他の消防用設備等の電源を放送設備の電源と共用する場合で、これにより放送設備に障害を及ぼすおそれがないときは、共用することができる。

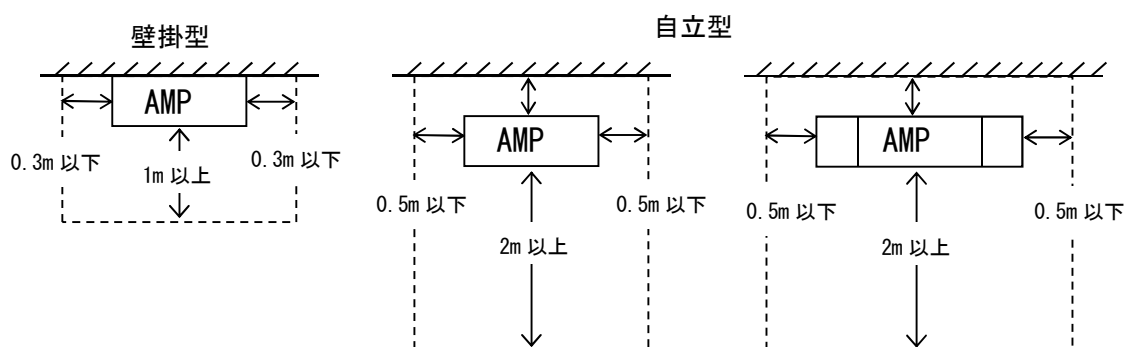
(ウ) 開閉器等の見やすい箇所に、非常警報設備専用である旨の赤色の表示を付しておくこと。◆

イ 非常電源

非常電源及び非常電源回路の配線は、第5章第3非常電源の例によること。

ウ 設置場所

- (ア) 一の防火対象物に2以上の操作部又は遠隔操作器を設ける場合であっても、一のものは、常時人のいる守衛室、防災センター又は中央監視室等に設けること。
- (イ) 自動火災報知設備の受信機又は副受信機と併設すること。
- (ウ) 避難階、その直上階又は直下階の避難上有効な出入口付近の場所に設けること。ただし、安全に避難でき、かつ、壁、床及び天井が不燃材料で造られており、開口部に防火戸を設けた場所に設置する場合は、この限りではない。
- (エ) 温度、湿度、衝撃、振動等の影響を受けるおそれのない場所に設置すること。
- (オ) 操作上又は点検上必要な空間を確保すること（第16-2図）。



第16-2図 点検及び操作上有効な空間例

- (カ) 地震等の振動による障害がないよう堅ろう、かつ、傾きのないように設置すること。

エ 機器

- (ア) 「非常警報設備の基準」(昭和48年消防庁告示第6号。以下第16において「告示基準」という。)に適合したものとし、認定品を使用すること。
- (イ) 増設工事等が予想される場合は、増幅器等に余裕回線を残しておくこと。
- (ウ) 自動火災報知設備等と連動する場合は、無電圧メーク接点により、相互の機能に異常を生じないものであること。
- (エ) 増幅器の出力とスピーカー等の合成インピーダンスは、次式aを満足し整合(インピーダンスマッチング)したものであること。ただし、増幅器の定格出力時の音声信号電圧が100Vに統一されたハイインピーダンス方式を用いたものは、次式bによることができる。

a 算定式

$$P(w) \geq \frac{E^2(V)}{Z(Q)}$$

P : 増幅器の定格出力

E : スピーカーの回路電圧

Z : スピーカー等の合成インピーダンス

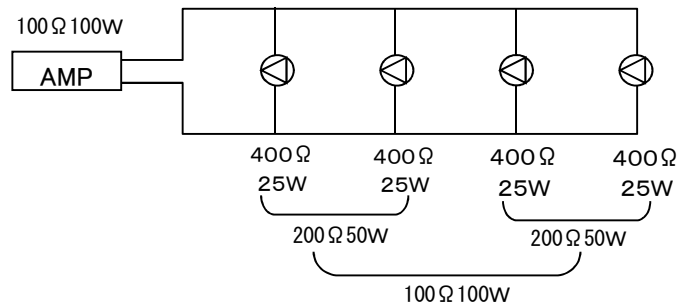
スピーカー等の合成インピーダンスを求める計算式

(a) 並列接続の場合 (第 16-3 図)

$$Z_0 = \frac{1}{\frac{1}{Z_1} + \frac{1}{Z_2} + \frac{1}{Z_3} + \dots + \frac{1}{Z_n}}$$

Z_0 : 合成インピーダンス

$Z_1 \sim Z_n$: スピーカーのインピーダンス



第 16-3 図

(b) 直列接続の場合

$$Z_0 = Z_1 + Z_2 + Z_3 + \dots + Z_n$$

b 算定式

$$P(w) \geq S(w)$$

S : スピーカーの定格入力合計

(オ) 起動は、次によること。

a 自動火災報知設備との連動により起動する場合

(a) 自動火災報知設備からの階別信号の受信により、自動的に感知器発報放送が行えるものであること。

(b) 確認信号の受信により、自動的に火災放送に移行するものであること。

b 起動装置 (押しボタン又は発信機) により起動する場合

自動的に感知器発報放送及び火災放送を行うものであること。

なお、感知器発報放送を省略して火災放送を行うこともできるものであること。

(カ) 放送設備を業務用の目的と共用するものにあつては、起動装置等による信号を受信し、非常放送として起動された場合、直ちに、かつ、自動的に非常放送以外の放送 (地震動予報等に係る放送 (緊急地震速報) であつて、これに要する時間が短時間であり、かつ、火災の発生を有効に報知することを妨げないものを除く。) を停止できること。◆

(キ) 一の防火対象物において、非常用の放送設備以外の業務を目的とした放送設備が独立して設けられている場合は、非常用の放送設備を操作した際、音声警報が有効に聞こえる措置を講じること。

(ク) 全区域に火災を報知することができる操作部又は遠隔操作器が一以上、常時人のいる場所に設けられている防火対象物で、次の場合は、省令第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ヲの規定にかかわらず、遠隔操作器等から報知できる区域を防火対象物の全区域としないことができる。

a 管理区分又は用途が異なる一の防火対象物で、操作部等から遠隔操作器等

が設けられた管理区分又は用途の部分全体に火災を報知することができるよう措置された場合

- b 防火対象物の構造、使用形態等から判断して、火災発生時の避難が防火対象物の部分ごとに独立して行われると考えられる場合であって、独立した部分に設けられた遠隔操作器等が独立した部分全体に火災を報知することができるように措置された場合
- c ナースステーション等に遠隔操作器等を設けて病室の入院患者等の避難誘導を行う等、防火対象物の一定の場所のみを避難誘導の対象とすることが適切と考えられる場合であって、避難誘導の対象場所全体に火災を報知することができるよう措置された場合

オ 表示等

(ア) 放送階選択スイッチの部分には、報知区域の名称等が適正に記入されていること。

(イ) 操作部又は遠隔操作器の付近に、報知区域一覧図を備えること。

(2) 報知区域及び鳴動方式

ア 報知区域は、原則として階別とする。

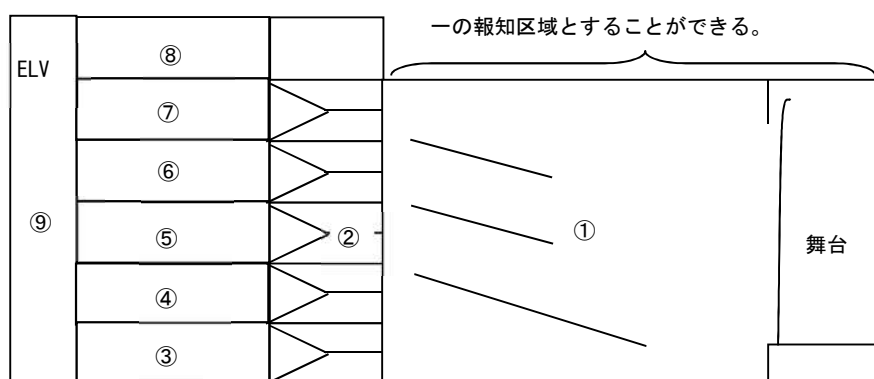
イ 特別避難階段等は、居室等の部分と別な報知区域に設定され、かつ、最下階を基準とし、垂直距離 45mごとに一報知区域とすること。

ウ エレベーター内の放送は、居室等の部分と別の報知区域として設定すること。

エ テレビスタジオ等の部分については、他の居室等の報知区域と別の報知区域に設定することができ、また、感知器等の作動と連動させないことができる。

オ 劇場等で階の一部が吹き抜けになっており、天井面等に取り付けたスピーカーにより有効な音量が得られる場合、当該部分は一の報知区域とすることができる。

(第 16-4 図)



第 16-4 図

カ 鳴動方法は、次による。

(ア) 省令第 25 条の 2 第 2 項第 3 号チによるものとし、必要に応じ全館一斉鳴動できるものであること。なお、第 16-1 表によるものとする。◆

a 第 1 報の感知器が作動した場合は、感知器発報放送を鳴動させる。

b 感知器発報放送から火災放送への移行は、火災であることが確実に判断で

きる次の確認信号を受信した場合とする。

- (a) 第1報の感知器の警戒区域以外の警戒区域の感知器からの火災信号
- (b) アナログ式自動火災報知設備等の火災信号を個別、かつ、多段階に識別できる自動火災報知設備については、第1報の感知器以外の感知器からの火災表示すべき煙濃度又は温度に達した旨の信号
- (c) 発信機、押しボタン、非常電話等からの信号

第16-1表

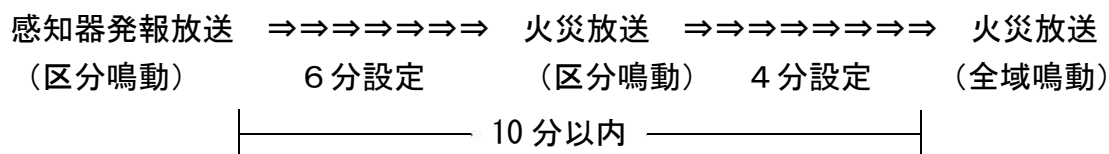
	(例1)	(例2)	(例3)	(例4)	(例5)
5 F					
4 F					
3 F	○				
2 F	◎	○			
1 F		◎	○	●	●
B1F		○	◎	○	○
B2F		○	○	◎	○
B3F		○	○	○	◎

(注) ◎印：出火階を示す（連動により自動的に鳴動する階）。

○印：同時放送階を示す（連動により自動的又は手動により鳴動する階）。

●印：地階部分の報知区域と同時に鳴動させることができるよう指導すること。

(イ) (ア) bの方式による火災信号の入力がない場合でも、第16-5図により感知器発報放送から全域火災放送への自動的に切り替わること。なお、防火対象物の用途、規模、管理体制等により、これによりがたい場合は、協議の上これと異なる設定とすることが出来る。ただし、この場合でも感知器発報放送から全域火災放送に至るまでの設定時間は10分を超えてはならない。



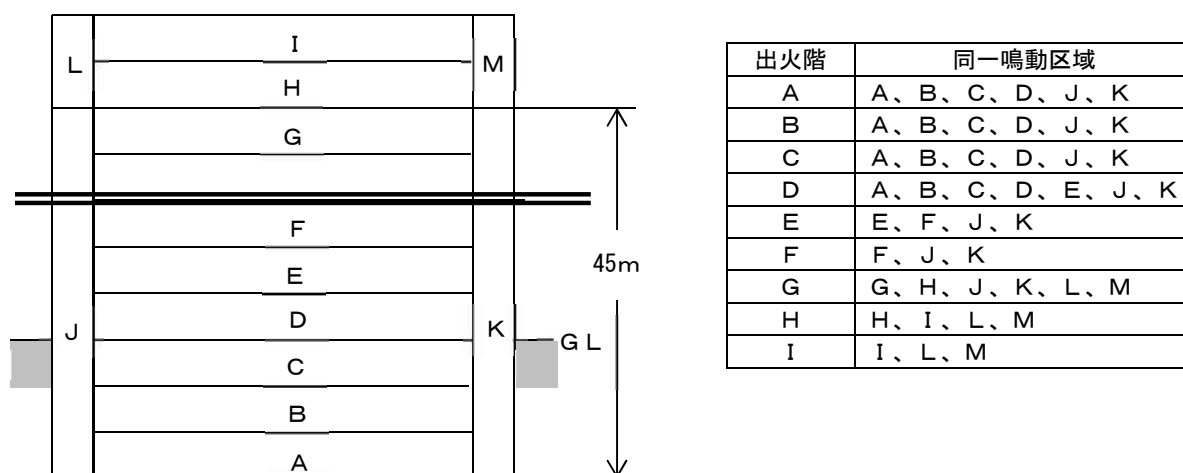
第16-5図

上記で設定した時間を増幅器の部分にそれぞれ「火災放送移行○分」「全域火災放送移行○分」と表示すること。

- (ウ) 感知器発報放送及び火災放送については、原則、繰り返し放送とすること。
- (エ) 階段、傾斜路、エレベーター昇降路、堅穴等に設置された感知器が作動した場合は、連動しないことができるものであること。ただし、エレベーター昇降路に設置された感知器が、エレベーター機械室の感知器と兼用されている場合は、当該機械室の存する階及びその直上階に放送できるものであること。

(オ) 特別避難階段以外の感知器の作動と連動して当該報知区域に接する特別避難階段等の報知区域及びその直上の報知区域を鳴動させること。(第16-6図)

ただし、階段内に放送した場合、避難上支障となるものについては連動しないことができる。



※J、K、L、Mは、特別避難階段等の報知区域

第16-6図 特別避難階段等の報知区域

(カ) 操作部の各スイッチの手動操作により行う場合。

- a 一斉作動スイッチを操作することにより全館に放送できること。
- b 放送階選択スイッチを操作することにより、当該スイッチに連動する任意な放送区域への放送ができること。

(キ) メッセージに外国語を使用する場合は、次に示す順とすること。

シグナル音 → 日本語メッセージ → 外国語メッセージ

(3) スピーカー

スピーカーとは、増幅器等の作動により、必要な階に有効な音量の音声警報による感知器発報放送、火災放送、非火災報放送又はマイクロホン放送を伝達するものをいい、次に適合すること。

ア 放送区域

(ア) 部屋の間仕切りについては、音の伝達に十分な開口部があるものを除き、固定式か移動式かにかかわらず、壁として取り扱うこと。

(イ) 省令第25条の2第2項第3号ロ(イ)かっこ書の障子、ふすま等遮音性の著しく低いものには、障子、ふすまのほか、カーテン、つい立て、すだれ、格子戸又はこれに類するものを含むものであるが、アコーディオンカーテンは含まないものであること。

なお、出入口の戸が障子、ふすま等であっても、出入口以外の部分が壁等で区画されている部屋は、原則として一放送区域とする。

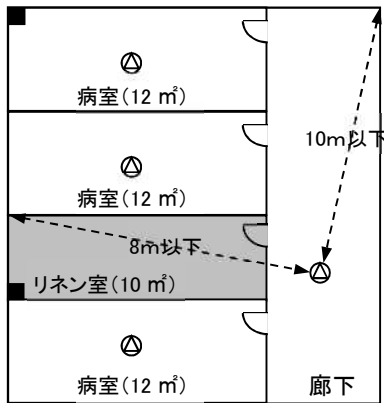
(ウ) 通常は、開放している移動式の壁又は戸であっても、閉鎖する可能性のあるものは、壁又は戸で区画されたものとして取り扱うこと。

(エ) 居室以外の部屋であっても、常時人のいる可能性の高い場所は、省令第25条の2第2項第3号ロ(ロ)ただし書にかかわらず、当該部分を一放送区域として

取り扱ってスピーカーを設置すること。

(オ) (5) 項口に定める防火対象物の住戸は、一の放送区域として取り扱うことができるものとし、当該部分の床面積に応じて、省令第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ロ (イ) によりスピーカーを設置すること。

(カ) 省令第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ロ (ロ) ただし書に定めるスピーカーの設置を免除できる放送区域及びスピーカーの設置場所については、第 16-7 図及び第 16-8 図の例によること。◆



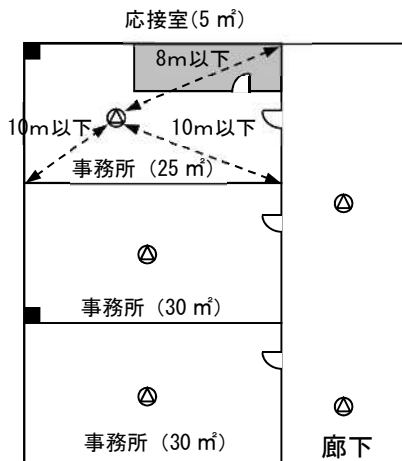
スピーカーの設置を要しない区域

- ・居室 (6 m²以下)
- ・居室から地上に通じる主たる廊下その他の通路 (6 m²以下)
- ・上記以外の放送区域 (機械室・倉庫等で 30 m²以下のもの)

■ :スピーカーの設置を免除できる部分 (30 m²以下)
 ⊙ :スピーカー

第 16-7 図

居室又は居室から地上に通ずる主たる廊下その他の通路以外の場所でスピーカーの設置を免除できる場所



スピーカーの設置を要しないものとして、居室及び居室から地上に通じる廊下その他の通路で 6 m²以下の放送区域をいう。

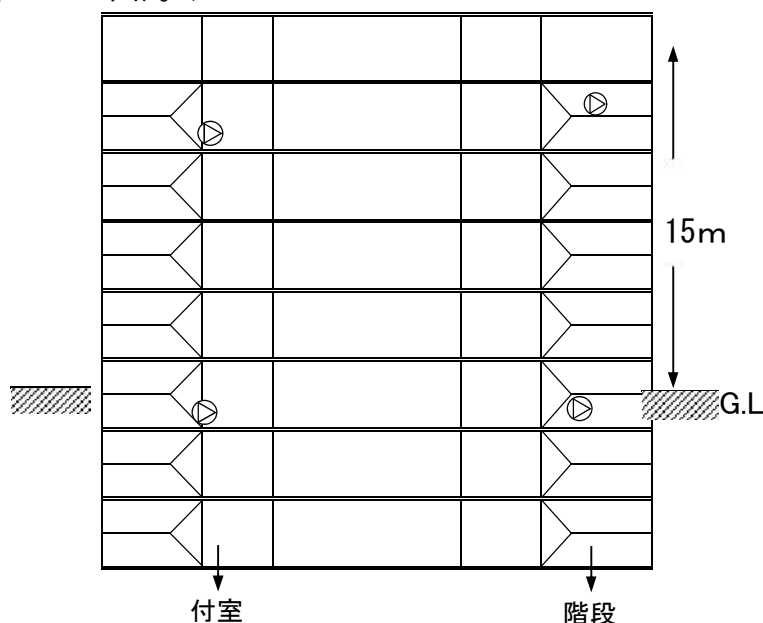
なお、スピーカーが設置されない放送区域は他の部分から隣接する他の放送区域のスピーカーまでの水平距離は 8 m以下とする。

■ :スピーカーの設置を免除できる部分 (6 m²以下)
 ⊙ :スピーカー

第 16-8 図

居室でスピーカーの設置を免除できる場合

- a 居室とは、居間、寝室、台所（住宅及び共同住宅は除く。）、食堂、書斎、応接間、売り場、会議室、作業室、病室、診療室、宿泊室、観覧席、調理室、客室、控室等をいう。
 - b 非居室は、玄関、廊下、階段室、便所、洗面室、浴室（公衆浴場及び共同浴場は除く。）、脱衣室、倉庫、納戸、無人機械室、更衣室、湯沸室、自動車車庫、リネン室等をいう。
- (キ) 防火対象物の屋上を、不特定多数の者が出入りする遊技場、ビヤガーデン等の目的で使用する場合は、当該部分にスピーカーを設けること。
- (ク) エレベーターの設置される防火対象物にあつては、エレベーター内にスピーカーを設けること。
- (ケ) 特別避難階段若しくは屋内避難階段又は直通階段（以下「特別避難階段等」という。）にあつては、垂直距離 15m以内にL級スピーカー 1 個以上を階段内に設けること(第 16-9 図)。◆



第 16-9 図

イ 設置位置等

- (ア) 音響効果を妨げる障害物がない場所に設けること。
- (イ) 高温多湿となることが予想される場所に設けるスピーカーは、設置場所に適したものを設けること。

ウ 性能規定

省令第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ハによりスピーカーを設置する場合は、次によること。

- (ア) 性能規定によるスピーカーの設置は、主として、残響時間の長くなる地下駐車場等の放送区域や天井に設置することにより維持管理が困難となるアトリウム等の高天井かつ大空間となる放送区域に指導すること。
- (イ) 省令第 25 条の 2 第 2 項第 3 号ハ (イ) 及び (ロ) の計算式の確認事項
 - a 音圧レベル P は、音声警報の火災放送第 2 シグナル音のうち第 3 音の音圧

レベルをいう。

- b 一般的に用いられているタイプのスピーカーの指向係数は、その指向特性区分に応じ、第16-2表に掲げる値とすることができる。

第16-2表

指向特性区分	該当するスピーカータイプ	指 向 係 数			
		0° 以上 15° 未満	15° 以上 30° 未満	30° 以上 60° 未満	60° 以上 90° 未満
W	コーン型スピーカー	5	5	3	0.8
M	ホーン型コーンスピーカー又は口径が200mm以下のホーンスピーカー	10	3	1	0.5
N	口径が200mmを超えるホーンスピーカー	20	4	0.5	0.3

- c 当該箇所からスピーカーまでの距離 r は、放送区域のうち任意な場所で、床面からの高さが1mの箇所からスピーカーまでの直線距離をいう。

- d 放送区域の平均吸音率は、次によること。

- (a) 2kHzにおける吸音率によること。

なお、残響時間の算定にあたっては、500Hzにおける吸音率による。

- (b) 通常の使用形態において開放されている開口部（自動火災報知設備と連動して閉鎖する防火戸等を含む。）の吸音率は、0.8とすること。

- (c) 吸音率が異なる複数の建築材料が用いられている場合の平均吸音率は、次式により算定する。

$$\alpha = \frac{\sum S_n \alpha_n}{\sum S_n}$$

α : 平均吸音率
 S_n : 建築材料の面積(単位 m²)
 α_n : 建築材料の吸音率

- e 放送区域の壁、床、天井又は屋根の面積とは、当該放送区域を区画する壁、床、天井又は屋根のほか、これらに存する開口部を含めた面積の合計をいう。

- f 残響時間

- (a) 残響時間とは、放送区域内の音圧レベルが定常状態にあるとき、音源停止後から60dB小さくなるまでの時間をいう。

- (b) 残響時間は、次式により計算する。

$$T = 0.161 \frac{V}{S \alpha}$$

T : 残響時間(単位 秒)
 V : 放送区域の体積(単位 m³)
 S : 放送区域の壁、床、天井又は屋根の合計の面積(単位 m²)
 α : 放送区域の平均吸音率

エ 機器

- (ア) 告示に適合するものであること。◆

- (イ) 認定品を使用すること。

オ 特例基準

スピーカーからの水平距離が8mを超える場所に可動式ブース（カラオケボックスその他これに類する遊興の用に供することを目的とするものを除く。）を設

ける場合、次に掲げる要件を満たすものについては、政令第 32 条を適用し当該ブース内にスピーカーの増設を要しないものとする。

(ア) 次の a 又は b の要件を満たすこと。

a 第 5 章第 4 スプリンクラー設備 1 (3) イ (イ) i (a) 並びに (c) I 及び III に掲げるものであること。

b 第 5 章第 4 スプリンクラー設備 1 (3) イ (イ) i (b) 並びに (c) I 及び (d) b から d までに掲げるものであること。

(イ) 次の a 又は b に掲げる要件を満たすこと。

a 当該可動式ブースの外に設置されたスピーカーによる放送について、当該可動式ブース内における音圧が 65dB 以上となることが確認できること。

b 次の (a) から (d) までに掲げる要件を満たすこと。

(a) スピーカーから第 1 シグナル (「非常警報設備の基準」(昭和 48 年消防庁告示第 6 号) 第 4 第 3 号 (2) ニに規定する第 1 シグナルをいう。以下同じ。) が鳴動した時点で、当該可動式ブース内にいる者に対し、放送設備による火災警報がなされた旨を警報音 (65dB 以上の音圧のものに限る。) 及び発光により直ちに報知できる機器等 (放送設備の起動や第 1 シグナルの鳴動等に連動して有効かつ確実に作動すること (65dB 以上の音圧による警報音の鳴動及び発光の起動の状態を 1 分間以上継続できることをいう。以下同じ。)) が実験等により確認されたものに限る。) が設置されていること。

(b) 当該可動式ブース内の見やすい箇所に、次に掲げる事項に係る表示が設けられていること。

I (a) の警報音及び発光は、可動式ブースの外における火災発生を知らせるものであること。

II (a) の警報音の鳴動及び発光の起動の際にとるべき行動 (可動式ブース外に出て、火災の発生や避難等の要否などを確認すること等)

(c) (a) の機器等の電源は、次に掲げる要件を満たすものであること。

I 「特定小規模施設用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準」(平成 20 年消防庁告示第 25 号) 第 2 第 6 号の規定の例により設けられていること。

II 電池以外から供給される電力を用いる場合にあつては、当該電源が停電した場合であっても、(a) の機器等を 10 分間以上有効かつ確実に作動することが可能な状態に維持することができる容量の電池が設けられていること。

(d) (a) の機器等は、点検が実施され、適切に維持管理されていること。

(4) 複数回線化

ア 適用範囲

(ア) (5) 項、(6) 項及び (16) 項 ((5) 項及び (6) 項の用途に供する部分に限る。) の用途に供するもの

(イ) (ア)以外の防火対象物又はその階で、スプリンクラー設備が設けられていないもの（省令第13条等によりスプリンクラーヘッドが緩和されている部分を含む。）

イ 複数回線化の方法

次のいずれかの方法によること。

(ア) あらかじめ2以上のスピーカー回路により構成する方法

(イ) 回路分割装置により一のスピーカー回路を2以上に分割する方法

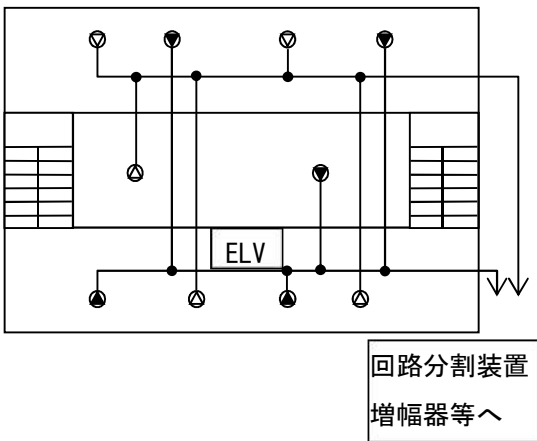
ウ 配線方法

次のいずれかの方法によること（第16-9図～第16-12図）。

(ア) 隣接するスピーカーを別回路とする方法

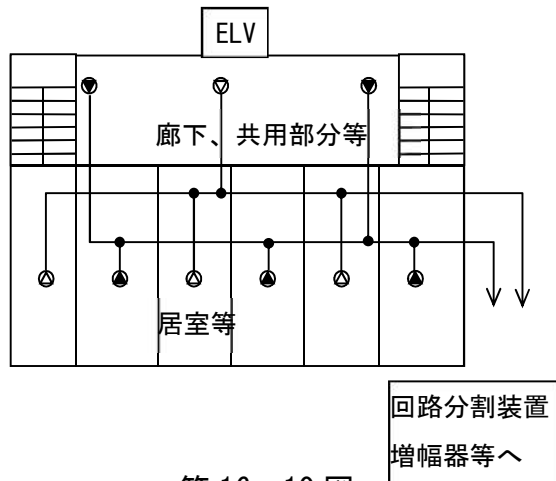
各回路に接続されるスピーカーは、おおむね同数となるように配置すること。

(イ) 居室部分と廊下等の共用部分を別回路とする方法



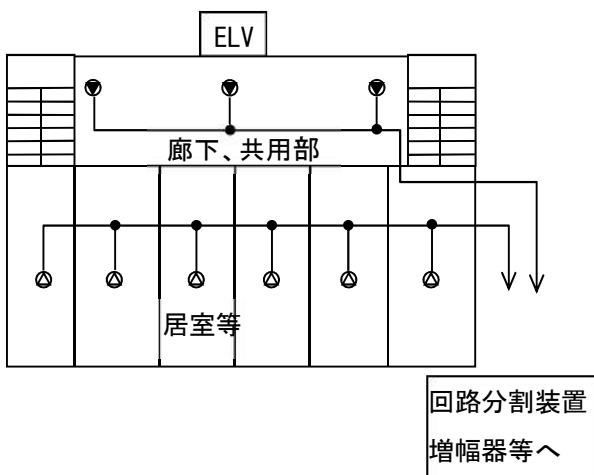
第16-9図

隣接するスピーカーを複数回線化した例



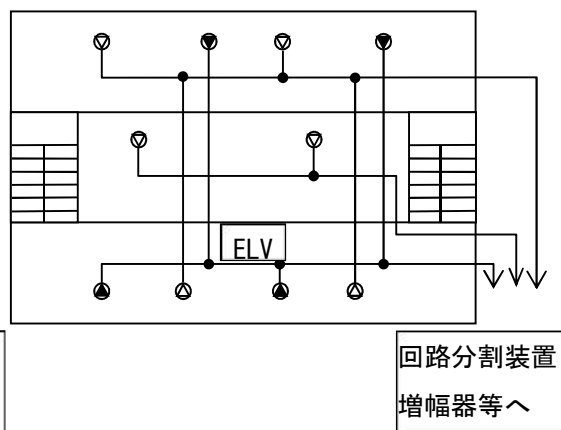
第16-10図

隣接するスピーカーを複数回線化した例



第16-11図

居室と共用部分を複数回線化した例



第16-12図

一報知区域を3分割した例

エ 回路分割装置

回路分割装置は、次に適合すること。

(ア) 機器

- a 各出力回路は、一の回路が短絡した際、他の回路に影響を及ぼさない措置が講じられていること。
- b 一の回路分割装置の出力回路の短絡表示が分割された個々の回路ごとに表示されること。
- c 当該放送設備の性能特性に適合するものであること。

(イ) 設置位置

- a 原則として階ごとに設置すること。
- b 防火上有効な場所に設置するか、又は不燃性のボックスに入れる等の措置を講ずること。

なお、回路分割装置の外箱が不燃性の素材で造られているものは、不燃性のボックスと同等として取り扱うことができる。

- c 点検に支障ない場所に設けること。

(ウ) 短絡表示

一の回路分割装置の分割された出力回路のすべてが短絡した場合、操作部でその旨が確認できるものであること。

(5) 起動装置

起動装置とは、火災が発生した際、手動操作により音響装置を鳴動し又は増幅器等に火災である旨の信号を送ることができる非常電話、非常用押しボタン（発信機を含む。）をいい、次に適合すること。

なお、放送設備が自動火災報知設備と連動している場合は、起動装置を省略することができる。ただし、省令第25条の2第2項第2号の規定により設置を要する通話装置（通話装置として使用する非常電話を含む。）は省略することができない。

ア 非常用押しボタン

(ア) 設置位置

- a 多数の者の目にふれやすく、かつ、操作の容易な場所に設けること。
- b 操作上支障となる障害物がない箇所に設けること。
- c 原則として階段への出入口付近に設けること。
- d その他、第5章第12自動火災報知設備6（2）によること。

(イ) 機器

- a 告示基準に適合したものとし、認定品を使用すること。
- b 手動により復旧しない限り正常に作動が継続できるものであること。

イ 非常電話

非常電話とは、起動装置として用いる電話をいい、操作部（親機）、非常電話機（子機）、表示灯、電源及び配線で構成される。

(ア) 設置位置

- a 操作部（親機）
 - (a) 防災センター等の常時人のいる場所に設けること。
 - (b) 増幅器等及び自動火災報知設備の受信機に併設して、それぞれ操作が有

効に行える位置に設けること。

(c) 制御部（電話交換機部分）と操作部が分割されているものは、原則として同一室内に設けること。

b 非常電話機（子機）

(a) ア（ア）に準じること。

(b) 廊下等で、自動火災報知設備の発信機、連結送水管の放水口、非常コンセント設備等に併設して設けること。

(イ) 機器

a 告示基準に適合するものとし、認定品を使用すること。

b 非常電話機は、送受話器を取り上げることにより、自動的に操作部への発信が行われるものであること。

c 業務用電話と兼用されるものは、非常電話として起動した場合、業務用電話の機能を遮断するものであること。

d 非常電話機は、放送機能を有しないこと。

e 操作部は、非常電話機の発信により放送設備を自動的に起動することもできるものであること。

f 操作部は、非常電話機の発信により火災信号音が鳴動するものとし、発信階を表示すること。

g 操作部は、非常電話機の発信を受信した場合、送受話器を取り上げる等簡単な操作で火災音信号を停止し、発信を行った非常電話機と相互に同時通話できること。

h 操作部は、2つの非常電話機との三者通話も可能であること。

i 非常電話機の回線が短絡又は断線しても、他の回線に障害が波及しないこと。

j 非常電話機の収納箱及び操作部の外箱は、厚さ 0.8 mm以上の鋼板又はこれと同等以上の強度及び難燃性を有すること。

k 放送設備を起動する場合、操作部と増幅器等との連動方式は、無電圧メーク接点により相互の機能に異常を生じないこと。

(ウ) 表示

a 操作部（親機）には、白地に赤文字で「非常電話盤」と表示すること。

b 非常電話機（子機）には、赤地に白文字で「非常電話」とし、放送設備の起動装置である旨を表示すること。

(6) 通話装置

通話装置とは、起動装置に附置する防災センター等と通話できる装置をいう。

ア 設置位置

(ア) 操作部（親機）

イ（ア）aに準ずること。

(イ) 通話装置（子機）

起動装置（非常用押しボタン）に併設して設けること。ただし、放送設備が自動

火災報知設備と連動し起動装置を省略している場合には、自動火災報知設備の発信機に併設して設けること。

イ 機器

(ア) 告示に定められる次の基準に適合するものであること。◆

- a 操作部との間の専用回路であること。
- b 周囲雑音を 60dB とした場合において有効に通話することができるものであること。
- c 二以上の通話装置が操作されても、操作部において任意に選択が可能であること。この場合遮断された通話装置には話中音が流れるものであること。
- d 通話装置と操作部は、相互に同時通話することができるものであること。
- e -10°C から 50°C までの周囲温度において機能に異常を生じないものであること。

(イ) 非常電話の認定品を使用すること。

ウ 表示

(ア) 非常電話の認定品を通話装置として設置する場合

- a 通話装置の操作部（親機）に、白地に赤文字で「非常電話盤」と表示すること。
- b 通話装置の電話機（子機）に、赤地に白文字で「非常電話」と表示すること。

(イ) 非常電話の認定品以外を通話装置として設置する場合

- a 操作部（親機）に、白地に赤文字で「非常通話盤」と表示すること。
- b 通話装置（子機）に、赤地に白文字で「非常通話装置」と表示すること。

(7) 表示灯

表示灯とは、起動装置の所在を明示するために設けられる赤色の灯火をいい、次に適合すること。

ア 設置位置

- (ア) 通行に支障のない場所で、かつ、多数の者の目にふれる位置に設けること。
- (イ) 天井面から 0.6m以上離れた位置に設けること。
- (ウ) 取り付け面と 15 度以上の角度となる方向に沿って 10m離れた場所から点灯していることが容易に識別できる位置に設けること。◆

イ 機器

(ア) 告示基準に適合したものとし、認定品を使用すること。

- (イ) 雨水、腐食性ガス等の影響の受けるおそれがある場所に設置する機器は、適切な防護措置を講じること。
- (ウ) 可燃性ガス、粉じん等が滞留するおそれがある場所に設置する機器は、防爆構造のものであること。

(8) 配線

第5章第3非常電源によるほか、次によること。

ア 増幅器と操作部をそれぞれ異なった場所に設置する場合、増幅器から操作部ま

での配線は、耐熱配線とすること。ただし、増幅器から操作部又は操作部から増幅器に非常電源を供給する場合には、耐火配線とすること。

イ 遠隔操作器のみが省令第 25 条の 2 第 2 項 3 号ルに定める場所に設置される場合で、増幅器又は操作部から非常電源が供給される場合の配線は、耐火配線とすること。

ウ 増幅器等からスピーカーまでの配線は、火災の際、一の報知区域の配線が短絡又は断線しても、他の報知区域への火災の報知に支障がないように設けること。

エ 放送設備のスピーカーを業務用の放送設備と兼用するもので、スピーカー回路を切り替える方式の制御配線は、当該回路に異常がある場合、スピーカーは非常用回路に接続される方式とすること。

オ 放送設備の起動により業務用の放送設備等を停止する場合の制御配線（増幅器等が設置される居室外の配線）は、当該回路に異常がある場合には、業務用の放送等が停止される方式とすること。

カ 電線の接続等は、はんだ付け、ネジ止め、圧着端子等で行われていること。

(9) 相互通話設備

相互通話設備とは、省令第 25 条の 2 第 2 項 3 号ヲにより、一の防火対象物に 2 以上の操作部又は遠隔操作器が設けられている場合、当該操作部相互間に設ける同時通話ができる機器をいい、次に適合すること。

ア 設置位置等

(ア) 操作部又は遠隔操作器の設けられている直近で、当該機器の操作に有効な位置であること。

(イ) 床面からの高さが 0.8m 以上 1.5m 以下の箇所に設けること。

(ウ) 相互通話設備として、次のいずれかの設備が設けられていること。

a インターホーン

b 非常電話

c 発信機（P 型 1 級）

d 構内電話で非常用の割り込み機能を有するもの

イ 機器

(ア) 一の送受話器を取り上げ又は選局スイッチを操作する等容易な方法により、自動的に一方の機器への発信が可能なものであること。

(イ) 一の送受話器の発信により、一方の機器への呼び出し音が鳴動するとともに、表示装置が設けられているものは、当該表示が有効に点灯すること。

ウ 常用電源

(1) ア（イ）を準用すること。

エ 表示

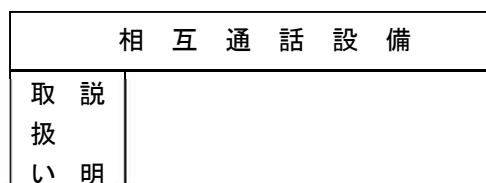
(ア) 非常電源の開閉器の見やすい箇所に赤色で相互通話装置である旨の表示をすること。

(イ) 通話設備の電話機又は直近には、第 16-13 図の表が貼付されていること。

電話（ダイヤル）方式の場合



選局スイッチの場合



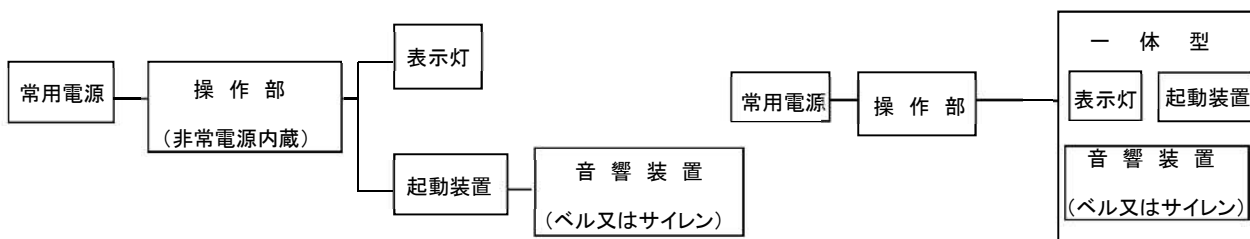
第 16-13 図

(10) 総合操作盤

第 5 章第 2 屋内消火栓設備を準用すること。

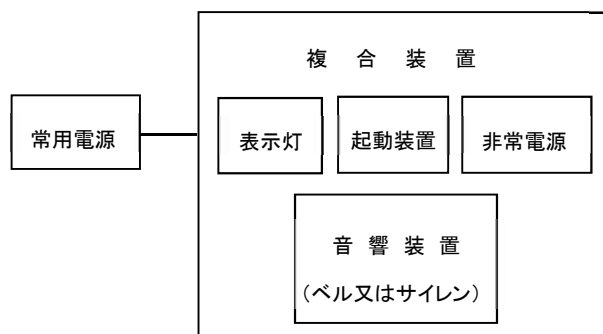
3 非常ベル、自動式サイレン

非常ベル、自動式サイレンは、人が火災を発見した場合、起動装置を手動で操作することにより、警報音を鳴動させるものであり、構成は第 16-14 図のとおりであり、機能等は次によること。



構成例 1 (単品組み合わせ)

構成例 2 (一体型)



構成例 3 (複合装置)

第 16-14 図 非常ベル又は自動式サイレンの構成例

(1) 操作部

操作部とは、起動装置から火災である旨の信号を受信し、火災である旨の警報を必要な階に自動的又は手動操作により報知できる装置をいい、次に適合すること。

ア 常用電源

2 (1) アを準用すること。

イ 非常電源及び非常電源回路の配線は、第5章第3非常電源を準用すること。

ウ 設置場所

(ア) 点検に便利な場所に設けること。

(イ) 温度、湿度、衝撃、振動等の影響を受けるおそれのない場所に設けること。

(ウ) 起動装置の設けられた操作部にあつては、操作の容易な場所に設けること。

(エ) 多回線用の操作部等にあつては、守衛室等常時人のいる場所に設けること。

エ 機器

(ア) 告示基準に適合するものとし、認定品を使用すること。

(イ) 1回線に接続できる表示灯又は音響装置の個数は、各15個以下であること。

(ウ) 自動火災報知設備と連動する場合は、無電圧メーク接点により、相互の機能に異常を生じないものであること。

オ 表示

多回線用の操作部又は地区表示灯を設けた複合装置には、報知区域の名称等が適正に記入されていること。

(2) 音響装置

音響装置とは、起動装置又は操作部の操作により鳴動するもので、火災である旨の警報ベル、サイレン又はこれと同等以上の音響を発する機器をいい、次に適合すること。

ア 設置位置

(ア) 音響効果を妨げる障害物のない場所に設けること。

(イ) 取り付け高さは、天井面から0.3m以上で床面から1.5m以上の位置に設けること。ただし、起動装置と一体になっているものは、起動装置の基準によること。

(ウ) 損傷を受けるおそれのない場所に設けること。

(エ) 屋上部分を遊技場、ビアガーデン等の目的で使用する防火対象物は、当該部分に音響装置を設けること。

(オ) 共同住宅等にあつては、努めて、2階層ごとのバルコニー側に音響装置を増設すること。この場合、音響装置の個数は、1回線につき15個以下とすること。

イ 機器

(ア) 告示基準に適合するものとし、認定品を使用すること。

(イ) 開放廊下等の雨水の影響を受ける場所及び腐食性ガス等の影響を受ける場所に設置する機器は、適切な防護措置を講じたものであること。

(ウ) 可燃性ガス、粉じん等が滞留するおそれがある場所に設置する機器は、防爆

構造のものであること。

ウ 報知区域

(ア) 地階を除く階数が5以上で延べ面積が3,000 m²を超える防火対象物にあっては、出火階、直上階等の区分鳴動、当該規模以外の防火対象物は一斉鳴動が有効であること。◆

(イ) 複合装置にあっては、任意の複合装置（起動装置）を操作した場合、音響装置が一斉鳴動するものであること。ただし、(ア)の規模の防火対象物にあっては区分鳴動が有効であること。◆

(ウ) (ア)及び(イ)で、鳴動方式を区分鳴動とした場合で、警報停止の操作がされないで一定の時間が経過した場合には、当該防火対象物の全域に報知できるものであること。なお、一定の時間は、4分とする。

(3) 起動装置

ア 設置位置

2 (5) ア (ア) を準用すること。

イ 機器

2 (5) ア (イ) を準用すること。

(4) 表示灯

2 (7) を準用すること。

(5) 複合装置

複合装置とは、起動装置、表示灯、音響装置をそれぞれ任意に組み合わせて一体として構成したものに非常電源を内蔵したものをいい、次に適合すること。

ただし、内蔵した非常電源により他に電力は供給しない。

ア 設置位置

(1) から (4) に掲げる基準に適合すること。

イ 機器

(ア) (1) から (4) に掲げる基準に適合すること。

(イ) 1回線に接続できる個数については、20以下であること。

(6) 一体型

一体型とは、起動装置、表示灯、音響装置を任意に組み合わせ一体として構成したものをいい、(1) から (4) に掲げる基準に適合すること。

(7) 配線

第5章第3非常電源によるほか、次によること。

ア 出火階直上階鳴動方式の場合には、一の報知区域の配線が短絡又は断線しても、他の報知区域への火災の報知に支障のないように設けること。

イ 複合装置の常用電源の配線と連動端子間（弱電回路）の配線を同一金属管に納める場合は、次によること。

(ア) 非常警報設備以外の配線は入れないこと。

(イ) 連動端子間の配線は、600V 2種ビニル絶縁電線等で強電用電線を使用すること。

- (ウ) 常用電源線と連動端子間の電線とは、色別すること。
- ウ 端子との接続は、ゆるみ、破損等がなく確実であること。
- エ 電線相互の接続は、はんだ付け、ネジ止め、圧着端子等で行われていること。

4 付属品

付属品として、次のものを備えておくこと。

- (1) 取扱い説明書
- (2) 予備品（ヒューズ、電球その他の消耗品）
- (3) 回路図
- (4) 工具（クロスバ方式の非常電話にあつては、調整用機器、その他のものにあつては、当該機器の部品の交換に必要な特殊な工具）

第 17 避難器具

1 用語の定義

- (1) 取付部とは、避難器具を取り付ける部分をいう。
- (2) 取付部の開口部の大きさとは、避難器具を取り付けた状態での取付部の開口部の有効寸法をいう。
ただし、救助袋にあっては、取付部の開口部の有効寸法をいう。
- (3) 操作面積とは、避難器具を使用できる状態にするための操作に必要な当該避難器具の取付部付近の床等の面積をいう。
- (4) 降下空間とは、避難器具を使用できる状態にした場合に、当該避難器具の設置階から地盤面その他の降着面（以下「降着面等」という。）までの当該避難器具の周囲に保有しなければならない避難上必要な空間をいう。
- (5) 避難空地とは、避難器具の降着面等付近に必要な避難上の空地をいう。避難空地には、当該避難空地の最大幅員（1 mを超えるものにあつては、1 mとすること。）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路が設けられていること。
- (6) 避難通路とは、避難空地から避難上安全な広場、道路等に通ずる避難上有効な通路をいい、避難上支障のない避難通路の幅員は 60cm 以上とする。
- (7) 取付け具とは、避難器具を固定部に取り付けるための器具をいう。
- (8) 避難器具用ハッチとは、金属製避難はしご、救助袋等の避難器具を常時使用できる状態で格納することができるハッチ式の取付け具をいう。
- (9) 避難器具専用室とは、避難はしご又は避難用タラップを地階に設置する場合の専用の室をいう。
- (10) 固定部とは、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分をいう。
- (11) 固定ベースとは、取付け具に作用する外力に対抗させる目的で取付け具に取り付けられたコンクリート等のおもりをいう。

2 設置位置等

各避難器具の設置位置、構造、取付部、操作面積、降下空間及び避難空地等は、**第 17-1 表**によるほか、次によること。

- (1) 避難はしご（避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごを除く。）◆
 - ア 壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合にあつては、ストッパー等を設け、窓及び扉等が避難はしごの使用中に閉鎖しない措置を講ずること。ただし、避難はしごの操作及び降下に支障を生じるおそれのないものにあつては、この限りでない。
 - イ つり下げ式（「ハッチ用つり下げはしご」を除く。）のものは、つり下げた状態において突子が有効かつ安全に防火対象物の壁面等に接することができる位置に設けること。ただし、使用の際、突子が壁面等に接しない場合であっても降下に支障を生じないものにあつては、この限りでない。
- ※ 揺れ止め措置が講じられているものは、ただし書の降下に支障を生じないものとして取り扱って支障な

い。

ウ 避難はしごを使用状態にした場合における最下部横棧（伸張した場合を含む。）から降着面等までの高さは、0.5m以下であること。

エ 降下空間と架空電線との間隔は1.2m以上とするとともに、避難はしごの上端と架空電線との間隔は2m以上とすること。

オ 避難はしごを地階に設ける場合は、固定式とし、ドライエリア（地階に相当する建築物の外壁に沿ったからぼりをいう。）の部分に設けること。ただし、4に定める避難器具専用室内に設置する場合にあっては、この限りでない。

(2) 避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしご

(1) イ及びウを準用するほか、次によること。

ア 避難はしごは、つり下げはしごであること。◆

イ 避難はしごは、避難器具用ハッチに常時使用できる状態で格納すること。◆

ウ 避難器具用ハッチは、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニー等外気に接する部分の床に設けること。ただし、4に定める避難器具専用室内に設置する場合にあっては、この限りでない。◆

エ 各階の避難器具用ハッチの降下口は、直下階の降下口と同一垂直線上にない位置であること。◆

オ 避難器具用ハッチの下ぶたの下端は、当該下ぶたが開いた場合に、避難空地の床面上1.8m以上の位置であること。◆

カ 共同住宅のバルコニーに避難器具用ハッチを設置する場合は、住戸間の隔板からおおむね60cm以上の距離を確保すること。

(3) 緩降機

(1) ア及びエを準用するほか、次によること。◆

ア 床から取付部の開口部下端までの高さが、0.5m以上の場合は、有効に避難できるように固定又は半固定のステップ等を設けること。

イ 緩降機のロープの長さは、取付け位置に器具を設置したとき、降着面等へ降ろした着用具の下端が降着面等から±0.5mの範囲となるように設定すること。

(4) 救助袋

ア 斜降式救助袋

(1) ア及びエを準用するほか、次によること。◆

(ア) 下部支持装置を結合するための固定環が設けられていること。

(イ) 袋本体の下部出口部の降着面等からの高さは、無荷重の状態において0.5m以下であること。

イ 垂直式救助袋

(1) ア及びエを準用するほか、次によること。◆

袋本体の下部出口部と降着面等との間隔は、無荷重の状態において0.5m以下であること。

ウ 避難器具用ハッチに格納した救助袋

(1) ウ及び(2)イからカを準用すること。

(5) 滑り台

(1) ア及びエを準用するほか、次によること。◆

滑り台の設置されている階の部分から当該滑り台に至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。

(6) 滑り棒

(1) ア及びエを準用するほか、次によること。◆

滑り棒は、取付部の開口部の下端から 1.5m以上の高さから降着面等までに設置すること。

(7) 避難ロープ

(1) ア、ウ及びエを準用すること。

(8) 避難橋

(1) エを準用するほか、次によること。

ア 避難橋の設置されている階の部分から当該避難橋に至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。◆

イ 避難空地に設ける避難通路は、有効な経路で広場、道路等に通じること。◆

ウ 公共用道路上空以外に設置する場合は、次によること。

(ア) 避難橋の幅は、60 cm以上とすること。

(イ) アルミニウム等高温により熔融しやすいもの又は熱により耐力を著しく減少する材料を用いる場合は、断熱性のある不燃材料で被覆すること。

ただし、避難橋の下方に開口部のない耐火構造の壁がある場合は、この限りでないこと。

(ウ) 避難橋は、避難上有効な場所に取り付けるとともに、出入口以外の開口部から 2 m以上離れた位置に設けること。

(エ) 避難橋を設置する建築物の部分については、構造耐力上安全を確認すること。

(オ) 避難橋の付近の適宜の場所（橋の両端等）には、懐中電灯、ロープ等を収容した箱等を設けておくこと。

エ 公共用道路上空に設置する場合は、ウを準用するほか、次によること。

(ア) 転倒式、伸長式、回転式等の移動式とすること。ただし、関係法令等による許可を得たものにあつては、この限りでない。

(イ) 移動式の避難橋は、その一端を、ブラケット、ヒンジ等で常時一方の建築物に緊結しておき、避難時容易に架設操作ができるようにしておくこと。

(ウ) (イ) の避難橋を架設する道路の幅員は、おおむね 5 m未満の道路とすること。

(9) 避難用タラップ

(1) エ、オ及び(2) オ、カを準用するほか、次によること。◆

避難用タラップの設置されている階の部分から当該避難用タラップに至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。

(10) 避難器具の設置にあたっては、取付部、避難空地相互の位置において降下中の安全が確認できる配慮がされていること。

3 固定部、取付け具の構造、強度等

(1) 設計荷重

避難器具を取り付ける固定部は、避難器具の種類に応じ、第 17-2 表のア欄及びイ欄を加えたものをウ欄に掲げる方向で加えた場合に、当該固定部に発生する応力に耐えるものでなければならない。◆

第17-2表

種類		ア 荷重 (KN)		イ 付加荷重 (KN)	ウ 荷重方向
避難はしご		有効長（最上部の横棧から最下部の横棧までの長さをいう）について2m又はその端数ごとに1.95を加えた値		自重 （取付け具の重量が固定部にかかるものにあつてはその重量を含む。以下同じ）	鉛直方向
緩降機		最大使用者数×3.9			
滑り棒		全長につき 3.9			
避難ロープ		全長につき 3.9			
救助袋	垂直式 （袋長：L）	10m ≥ L	6.6	入口金具重量	鉛直方向
		10m < L ≤ 20m	9.0		
救助袋	斜降式 （袋長：L）	20m < L ≤ 30m	10.35	入口金具重量 （上部のみ）	上部 俯角 70 度 下部 仰角 25 度
		30m < L	10.65		
		15m ≥ L	上部 3.75 下部 2.85		
		15m < L ≤ 30m	5.85		
		30m < L ≤ 40m	7.35	6.45	
		40m < L	8.70	7.50	
滑り台		踊場の床面積 1㎡当たり 3.3 + 滑り面 1㎡当たり 1.30		自重+風圧力、地震力のいずれかの大きな値+積雪荷重	合成力の方向
避難用タラップ		踊場の床面積 1㎡当り 3.3+踏板ごとに 0.65を加えた値			
避難橋		1㎡当たり 3.30			

注1 風圧力：1㎡当たりの風圧力は、次の式によること。

$$q = 60 k \sqrt{h}$$

q：風圧力 (KN/㎡)

k：風力係数（1とする）

h：地盤面からの高さ (m)

注2 積雪荷重：積雪量が1㎡当たり1cmにつき20N以上として計算すること

注3 地震力：建基政令第88条の規定によること。

(2) 取付け具の構造及び強度

避難器具を固定部に取り付けるための取付け具（避難器具用ハッチを除く。）の材料、構造及び強度は、次によること。◆

ア 取付け具の材料

(ア) JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）、JIS G 3444（一般構造用炭素鋼管）、JIS G 3466（一般構造用角形鋼管）若しくは、JIS G 3525（ワイヤロープ）に適合するもの又はこれらと同等以上の強度及び耐久性を有する材料（以下「鋼材等」という。）であること。

(イ) 耐食性を有しない材料にあつては、有効な耐食措置が講じられていること。

(ウ) 雨水等のかかる場所（直接外気に接する部分に限る。）に設けるものにあつては、JIS G 4303（ステンレス鋼棒）、JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）若しくは、JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に適合するもの又はこれらと同等以上の耐食性を有するものであること。ただし、格納箱が耐食性を有するものである場合は、この限りでない。

イ 鋼材等の許容応力度

(ア) 鋼材等の許容応力度は、第17-3表の左欄に掲げる種類及び品質に応じ、同表の右欄に掲げる値とする。

第 17-3 表

種類及び品質		許容応力度 (N/mm ²)			
		圧縮	引張	曲げ	せん断
一般構造用鋼材	SS400 STK400 STKR400	240	240	240	140
ボルト	黒皮		190		
	仕上		240		180

(イ) ワイヤロープの許容引張応力は、切断荷重の 3 分の 1 とすること。

(ウ) 鋼材等の溶接継目ののど断面に対する許容応力度は、第 17-4 表の左欄に掲げる種類、品質及び溶接方法に応じ、同表の右欄に掲げる値とすること。

第 17-4 表

種類、品質及び溶接方法			許容応力度 (N/mm ²)			
			圧縮	引張	曲げ	せん断
一般構造用鋼材	SS 400 STK400 STKR400	突合せ	210	210	210	120
		突合せ以外	120	120	120	120

ウ 取付け具の強度

取付け具の強度は、(1) で発生する応力に耐えられるものであること。

(3) 取付け具を建築物等に固定する方法

ア 建築物の主要構造部（柱、床、はり等構造耐力上、十分な強度を有する部分に限る。以下同じ。）に直接取り付ける場合◆

(ア) 鉄骨又は鉄筋にボルト等を溶接し又はフック掛け（先端にかぎ状に折り曲げたボルト等をコンクリートに埋設するものをいう。以下同じ。）する工法

(イ) 金属拡張アンカーによる工法（スリーブ打ち込み式に限る。以下同じ。）

イ 固定ベースに取り付ける場合◆

ウ 補強措置を講じた部分に取り付ける場合

(ア) 柱、はりを鋼材等により挟み込み、ボルト及びナットで締めつける工法◆

(イ) 柱、はり等の強度を低下させない工法◆

※木構造部への固定は、9 cm 角以上の構造材に強度を低下させない方法を講じて設けること。

(ウ) 建築物の柱、床、はり等の部分又は固定ベースの両面を鋼材等で補強し、ボルトを貫通する工法◆

エ その他アからウまでに掲げる工法と同等以上の強度を有する工法の場合◆

(4) (3) に掲げる各工法に共通する施工基準

ア 各工法に共通する施工基準◆

(ア) ボルト及びナット（避難器具用ハッチに用いるものを除く。）は、JIS G 3123（みがき棒鋼）又はこれと同等以上の強度及び耐久性を有する材料で作られていること。また、ネジ部は、JIS B 0205（メートル並目ねじ）に適合すること。

(イ) ボルトは、呼び径が M10 以上のものを使用すること。この場合において、固定部にかかる引張応力を引張り側のボルトの数で除した値が、第 17-5 表の左欄に掲げるボルトの呼び径に応じ、同表の右欄に掲げる数値以下とすること。

第17-5表

ボルトの呼び径	許容荷重 (KN/本)	
	引張荷重	せん断荷重
M10	14	10
M12	20	15
M16	38	28
M20	59	44

(ウ) 耐食性を有しないボルト及びナット等には、有効な耐食措置が講じられていること。

(エ) 雨水等がかかる場所に設けるボルト及びナット等にあつては、JIS G 4303 (ステンレス鋼棒) 又はこれと同等以上の耐食性を有するものを用いること。

(オ) ボルト及びナットには、スプリングワッシャ、割ピン等の緩み止めの措置が講じられていること。

(カ) ボルトは、途中に継ぎ目のないものであること。

(キ) ボルトは、増し締めができる余裕のあるねじが切られているものであること。

(ク) ボルト及びナット等の端部で、使用に際して、使用者及び器具等に損傷を与えるおそれのあるものには、当該部分をキャップ、カバー等で有効に防護すること。

イ 建築物の主要構造部に直接取り付ける場合の標準工法◆

(ア) 鉄骨又は鉄筋にボルト等を溶接し、又はフック掛けする工法

a 溶接し、又はフック掛けするボルト等(引張り力のかかるものに限る。)は、2本以上であり、かつ、溶接し又はフック掛けする鉄筋は、それぞれ別のものであること。

ただし、同一の鉄筋であってもボルト等の相互の間隔(隣接するボルト間の中心から中心までの長さをいう。以下同じ。)を0.2m以上として溶接し又はフック掛けする場合にあつては、この限りでない。

b ボルトを溶接し又はフック掛けする鉄筋は、径9mm以上、長さ0.9m以上のものとする。

c 鉄骨にあつては、鉄筋と同等以上の強度を有する部分であること。

d 鉄筋にボルトを溶接する場合にあつては、溶接部に当該鉄筋と同径で長さ0.3m以上の添筋が入れられていること。

e フック掛けするボルトは、かぎ状に十分折り曲げ、鉄筋又は鉄骨に針金等で緊結すること。

(イ) 金属拡張アンカーによる工法(軽量コンクリート及び気泡コンクリートで造られている部分を除く。)

a 埋込深さ等との間隔

(a) 埋込深さ(スリーブの長さをいう。以下同じ。)は、仕上げ部分(仕上げモルタル等の部分をいう。以下同じ。)の厚さを除き、第17-6表の左欄に掲げる金属拡張アンカーの呼び径に応じ、同表中欄に掲げる埋込深さに対し、同表の右欄に掲げる穿孔深さの下限の値となるように施工すること。

第 17-6 表

金属拡張アンカーの呼び径	埋込深さ (mm)	穿孔深さの下限 (mm)
M10	40	60
M12	50	70
M16	60	90
M20	80	110

(b) コンクリート厚さに対する穿孔深さの限度は、第 17-7 表によること。

第 17-7 表

コンクリート厚さ (mm)	穿孔深さの限度 (mm)
120	70 以下
150	100 以下
180	130 以下
200	150 以下

- b 金属拡張アンカーの相互の間隔は、金属拡張アンカーの埋込深さの 3.5 倍以上の長さとする事。
- c 金属拡張アンカーのへりあきの寸法は、金属拡張アンカーの埋込深さの 2 倍以上の長さとする事。
- d 金属拡張アンカーは、増し締めできるおねじ式とする事。
- e アンカーボルトを埋め込むためコンクリートにあける穴は、当該アンカー又は金属拡張アンカーの径にほぼ等しいものであり、くさびが開き始めた状態でボルトがガタつかないものであること。
- f コンクリート設計基準強度に応じた金属拡張アンカーの本数及び呼び径は、次式を満たすものであること。

$$\frac{F}{N} < P$$

F : 固定部に発生する応力 (kN)

P : 第 17-8 表に掲げる許容引抜荷重 (kN)
(コンクリート設計基準強度)

N : 引張力のかかるアンカーボルトの本数
ただし、 $N \geq 2$ であること

第 17-8 表

金属拡張アンカーの呼び径	コンクリート設計基準強度 (N/mm ²)		
	15 以上	18 以上	21 以上
M10	4.7 (kN)	5.7 (kN)	6.7 (kN)
M12	7.5	8.9	10.5
M16	10.9	13.0	15.0
M20	18.5	22.2	26.0

ウ 固定ベースに取り付ける場合の標準工法

(ア) 避難器具を容易に取り付けるためのフック (JIS B 2803 (フック)。離脱防止装置付きのものに限る。) 等に設けること。◆

(イ) 固定ベースの重量は、第 17-2 表に掲げる応力の 1.5 倍以上のものであること。◆

(ウ) 固定ベースは、鉄骨コンクリート又は鉄筋コンクリート構造とする事。

エ 補強措置を講じた部分取り付ける場合の標準工法◆

(ア) 柱、はりを鋼材等により挟み込み、ボルト及びナットで締めつける工法

- a 避難器具を容易に取り付けるためのフック（JIS B 2803（フック離脱防止装置付きのものに限る。）等に設けること。
 - b 鋼材等により挟み込み部分は、固定部の柱、はり上を移動しないように十分締め付けること。
- (イ) 主要構造部又は固定ベースの両面を鋼材等で補強し、ボルトを貫通する工法（気泡コンクリートを除く。）
- a 補強用の鋼材等は、厚さ 3.2mm 以上で 0.1m 角以上の平板又はこれと同等以上の強度を有する形鋼とすること。
 - b ボルトの間隔は、0.2m 以上とすること。
ただし、ボルト間に鉄筋がある場合は、0.15m 以上とすることができる。
 - c 貫通ボルト（引張り力のかかるもの）は、2 本以上とし、当該ボルトは締めつけ時に回転しない措置が講じられたものであること。
- (5) 避難器具用ハッチを設ける場合は、(1)、(3) 及び (4) ア (イ) から (エ) までの例によるほか、次によること。◆
- ア 避難器具用ハッチの構造は、次によること。
- (ア) 本体、上ぶた、下ぶた（避難器具用ハッチを屋外に設置する場合に限る。）及び取付金具（避難器具用ハッチに避難器具を取り付けるための部分をいう。）等により構成されるものであること。
- (イ) 本体は、次によること。
- a 板厚は、1.2mm 以上とすること。ただし、取付金具を固定する部分については、3mm 以上とすること。
 - b 上端は、床面から 1 cm 以上の高さとする。
- (ウ) 上ぶたは、次によること。
- a 蝶番等を用いて本体に固定し、かつ、容易に開けることができるものであること。
 - b おおむね 180 度開くことができるものを除き、次の (a) 又は (b) によること。
 - (a) おおむね 90 度の開放状態でふたを固定でき、かつ、何らかの操作をしなければ閉鎖しないものであること。
 - (b) 手掛けを設けること。
 - c 板厚は、2mm 以上とすること。ただし、2mm 以上の板厚と同等以上の強度及び耐久性を有するよう補強等の措置を講じる場合にあっては、板厚を 1.5mm 以上とすることができる。
- (エ) 下ぶたは、次によること。
- a 直径 6mm 以上の排水口を 4 個以上設け、又は、これと同等以上の面積の排水口を設けること。
 - b おおむね 90 度開くものであること。
 - c 板厚は、1.2mm 以上とすること。
- (オ) 足掛けを設ける場合は、次によること。
- a 本体に固定すること。
 - b 足掛けにすべり止めの措置が講じられていること。
- (カ) 手掛け及びアームは、丸棒を用いるものにあつては、直径 8mm 以上、板加工をするものにあつては、板厚 1.5mm 以上、平鋼を用いるものにあつては、板厚

3mm 以上とすること。

(キ) 取付金具は、次によること。

a 板厚は、1.5mm 以上とすること。

b 本体への取付けにボルトを用いるものにあつては、当該ボルトの直径は 10mm 以上とすること。

(ク) 避難器具が、确实、かつ、容易に取り付けられる構造であること。

(ケ) 避難上有効な開口部の大きさ（避難器具を展張した状態での取付部の開口部の有効寸法をいう。）は、直径 0.5m 以上の円が内接する大きさ以上であること。

(コ) 3 動作以内で确实かつ容易に避難器具を展張できるものであること。

イ 避難器具用ハッチに用いる部品は、第 17-9 表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる材料又はこれらと同等以上の強度、耐久性及び耐食性を有する不燃材料であること。

第 17-9 表

部 品	材 料
本 ふ フ ラ ン 体 た ジ	JIS G 4304 (熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯) JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)
取 手 足 ア 付 掛 ン カ 金 具 掛 一	JIS G 3446 (機械構造用ステンレス鋼鋼管) JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼鋼管) JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼鋼管) JIS G 4303 (ステンレス鋼棒) JIS G 4304 (熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯) JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯) JIS G 4308 (ステンレス鋼線材) JIS G 4315 (冷間圧造用ステンレス鋼線) JIS G 4317 (熱間圧延ステンレス鋼等辺山形鋼) JIS G 4320 (冷間圧延ステンレス鋼等辺山形鋼)
蝶 ピ ボ ナ ワ リ ル ッ シ ヤ ット ト ット	JIS G 3446 (機械構造用ステンレス鋼鋼管) JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼鋼管) JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼鋼管) JIS G 4303 (ステンレス鋼棒) JIS G 4304 (熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯) JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯) JIS G 4308 (ステンレス鋼線材) JIS G 4314 (ばね用ステンレス鋼線) JIS G 4315 (冷間圧造用ステンレス鋼線)
ワ イ ヤ ー ロ ー プ	JIS G 3535 (航空機用ワイヤーロープ) JIS G 3540 (操作用ワイヤーロープ)
(備考)	本体、ふた、蝶番、ピン、ボルト、ナット、ワッシャー及びリベットの材料は、右欄に掲げるもののうち、オーステナイト系であつて、SUS304 の記号で表される材料以上の孔食電位 (JIS G 0577 により計測される。) を有するものと、取付金具、手掛け、足掛け、アンカー及びワイヤーロープの材料は、右欄に掲げるもののうち、オーステナイト系の種類のものとする。

ウ 避難器具用ハッチの固定方法は、(4) イ (ア) によるほか、次によること。ただし、これらと同等以上の工法により設置する場合は、この限りでない。

(ア) 避難器具用ハッチを埋め込む場合の床又はバルコニー等は、鉄筋コンクリー

ト造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とするほか、避難器具用ハッチの固定用のボルト、ブラケット及びフック等（以下「ブラケット等」という。）の強度は、次の式を満たすものであること。

$$\frac{F}{N} < P$$

F : 固定部に発生する応力 (kN)
 S : 材料の許容せん断荷重 (kN)
 N : ブラケット等の数。ただし、 $N \geq 4$ であること。

(イ) 外側にフランジを設けた避難器具用ハッチをバルコニー等の開口部に落とし込む場合は、フランジの強度が、(1) で求められる固定部に発生する応力に耐えられるものであること。

(ウ) アンカーにより建物本体に取り付ける構造のものは、丸棒を用いるものにあつては、直径 9 mm 以上、板加工をするものにあつては、板厚 1.5 mm 以上とし、固定箇所を 4 ヶ所以上とすること。

(エ) フランジにより建物に取り付ける構造のものにあつては、フランジの幅又は板厚は、それぞれ次に掲げる数値以上とし、4 ヶ所以上をボルト等でハッチ本体又は建物本体に固定できるものであること。

a フランジの幅 5 cm

b フランジの板厚 1.2 mm

(オ) ボルト・ナットには、スプリングワッシャ、割ピン及びダブルナット等の緩み止めの措置が講じられていること。

(カ) ボルト・ナット等が使用者に損傷を与えるおそれのないよう設置されていること。

エ 雨水等のかかるおそれのあるバルコニー等に避難器具用ハッチを設ける場合にあつては、床面等に適当な傾斜を設けるとともに、排水設備を設けること。

オ 避難器具用ハッチには、次に定める事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

(ア) 避難器具用ハッチである旨の表示

(イ) 製造者名

(ウ) 製造年月

(エ) 使用方法

(オ) 取扱い上の留意事項

(6) 固定部材にアンカーボルト等を使用するものにあつては、当該アンカーボルト等の引き抜きに対する耐力を設計引抜荷重に相当する試験荷重を加えて確認すること。◆

この場合において試験荷重は、アンカーボルト等の引き抜き力を測定することのできる器具等を用いて、次の式により求められる締付トルクとすること。◆

$$T = 0.24DN$$

T : 締付トルク (kN・cm)
 D : ボルト径 (cm)
 N : 試験荷重 (設計引抜荷重) (kN)

(7) 斜降式の救助袋の下部支持装置を降着面等へ固定する器具（以下「固定具」という。）の構造、強度、降着面等への埋設方法は、(1) 及び (2) を準用するほか、次によること。◆

ア 固定具の構造及び強度

(ア) 固定具は、ふたを設けた箱の内部に、容易に下部支持装置を引っかけることができる大きさの環又は横棒（以下「固定環等」という。）を設けたものであること。

(イ) 固定環等は、次によること。

- a 直径 16 mm以上の JIS G 4303（ステンレス鋼棒）又はこれと同等以上の強度及び耐食措置が講じられていること。
- b 環にあつては、降着面等に対し第 17-10 表の引張荷に耐えられるよう十分埋め込まれ、かつ、引き抜け防止の措置が講じられた鋼材等に離脱しないよう取り付けられたものであること。
- c 横棒にあつては、下部支持装置のフックを容易に引っかけることのできる横幅を有し、その両端を 90 度鉛直方向に曲げ、降着面等に対し第 17-10 表の引張荷重に耐えられるよう十分埋め込まれ、かつ、引き抜け防止の措置が講じられたものであることとし、横棒を箱に固定する工法による場合は、箱に引き抜け防止の措置が講じられたものであること。

第 17-10 表

袋 長 (m)		荷重 (KN)	荷重方向 (下部支持装置の展張方向)
斜 降 式	袋長 15 以下のもの	2.85	仰角 25 度
	袋長 15 を超え 30 以下のもの	5.25	仰角 25 度
	袋長 30 を超え 40 下のもの	6.45	仰角 25 度
	袋長 40 を超えるもの	7.50	仰角 25 度

(ウ) ふた及び箱は、次によること。

- a 車両等の通行に伴う積載荷重に十分耐えられる強度を有し、JIS G 5501（ねずみ鋳鉄品）又はこれと同等以上の耐食性を有するものであること。
- b ふたは、使用に際し、容易に開放できる構造とし、紛失防止のため箱とチェーン等で接続されたものであり、かつ、ふたの表面に救助袋の設置階数が容易に消えない方法で表示されているものであること。
- c 箱の内部に雨水等が滞留しないような有効な水抜き措置が講じられていること。
- d 箱は、内部の清掃が容易にできる大きさであること。

イ 固定具の降着面等への埋設場所は、次によること。

(ア) 固定部から救助袋を緩みのないよう展張した場合、降着面等とおおむね 35 度となる位置とすること。

また、袋本体に片ゆるみを生じない位置で、避難空地内であること。

(イ) 土砂等により埋没するおそれのない場所とすること。

(ウ) 通行の支障とならないよう設けること。

4 避難器具専用室

避難器具専用室を設ける場合は次によること。◆

- (1) 不燃材料（建基法第 2 条第 9 号に規定する不燃材料をいい、ガラスを用いる場合は、網入板ガラス又はこれと同等以上の防火性能を有するものに限る。）で区画され

ていること。

ただし、建基政令第 112 条の規定による場合にあつては、当該規定によること。

- (2) 避難器具専用室は、避難に際し支障ない広さであること。
- (3) 避難器具専用室は、避難器具の使用方法の確認及び操作等が安全に、かつ、円滑に行うことができる明るさを確保するよう非常照明を設置すること。
- (4) 避難器具専用室の入口には、随時開けることができ、かつ、自動的に閉鎖することのできる高さ 1.8m 以上、幅 0.75m 以上の防火戸（建基法第 2 条第 9 号の 2 口に規定する防火設備であるものに限る。）を設けること。
- (5) 避難階に設ける上昇口は、直接建築物の外部に出られる部分に設けること。

ただし、建築物内部に設ける場合にあつては、避難器具専用室を設け、避難上安全な避難通路を外部に避難できる位置に設けること。

- (6) 上昇口の大きさ（器具を取り付けた状態での有効寸法をいう。）は、直径 0.5m 以上の円が内接することができる大きさ以上であること。
- (7) 上昇口には、金属製のふたを設けること。

ただし、上昇口の上部が避難器具専用室である場合は、この限りでない。

- (8) 上昇口の上部に避難を容易にするための手がかり等を床面から距離が 1.2m 以上になるように設けること。

ただし、直接建築物の外部に出られる場合はこの限りでない。

- (9) 上昇口のふたは、容易に開けることができるものとし、蝶番等を用いた片開き式のふたにあつては、おおむね 180 度開くものを除き、取付面と 90 度以上の角度でふたが固定でき、かつ、何らかの操作をしなければ閉鎖しないものであること。
- (10) 上昇口のふたの上部には、ふたの開放に支障となる物件が放置されることのないよう囲いを設ける等の措置を講ずること。

5 標識

- (1) 避難器具を設置している場所及び使用方法を表示する標識は、**第 17—11 表**によること。

第 17-11 表

種類	設置場所	大きさ	色	表示方法
設置位置を表示する標識	避難器具又は避難器具直近の見易い位置 ◆	縦 12 cm以上 横 36 cm以上 ◆	地色と文字の色は、相互に対比色となる配色とし、文字が明確に読み取れるものであること。 ◆ (例) 白地に黒文字	・「避難器具」又は「避難」若しくは、「救助」の文字を有する器具名を記載◆ ・文字の大きさ 5 cm以上
設置位置まで誘導する標識	避難器具の設置箇所に至る廊下、通路等 ◆			
使用方法を表示する標識	避難器具又は避難器具直近の見易い位置 ◆	縦 30 cm以上 横 60 cm以上 ただし、明確に読み取れる場合は、この大きさによらないことができる。	同 上	・図及び文字等を用いてわかり易く表示すること◆ ・文字の大きさは 1 cm以上
備 考				
1 設置位置を表示する標識及び設置位置まで誘導する標識については、避難器具の設置場所が容易にわかる場合にあつては、設置しないことができる。◆				
2 設置位置を表示する標識と使用方法を表示する標識は、兼用することができる。				
3 前 2 の兼用する場合の標識の大きさは、縦及び横の長さがそれぞれ 30cm 以上及び 60cm 以上とすること。				
4 使用方法を表示する標識は、使用方法が簡便な器具に限って、設置しないことができる。◆				

(2) 特定一階段等防火対象物に係わる避難器具の設置場所の表示に関する取扱い

避難器具を設置し、又は格納する場所（以下「避難器具設置等場所」という。）のある階における表示の取扱いについては、次によること。

ア 避難器具設置等場所の出入口における識別措置

避難器具設置等場所の出入口には、当該出入口の上部又はその直近に、避難器具設置等場所である旨が容易に識別できるような措置（以下「設置等場所出入口の識別措置」という。）を講じること。容易に認識できる大きさとし、破損や汚損がないような方法で「○○○設置場所」（○○○は避難器具名）等と表示すること。

◆

イ 避難器具設置等場所がある階のエレベーターホール又は階段室の出入口付近の標識

避難器具設置等場所がある階のエレベーターホール又は階段室（付室が設けられている場合にあつては、当該付室をいう。以下同じ。）の出入口付近の見やすい箇所に設置する避難器具設置等場所を明示した標識（以下「避難器具設置等場所配置図」という。）は次によること。◆

(ア) 避難器具設置等場所配置図には、平面図に避難器具設置等場所の他、避難施設（階段等）、避難器具設置等場所への出入口を明示すること。

(イ) 避難器具設置等場所配置図は、エレベーターホール又は階段室の出入口付近のいずれかのうち、日常よく使用される箇所に設けること。ただし、両方の箇所に設置することを妨げるものではないこと。

(ウ) 避難器具設置等場所配置図は、避難器具設置等場所及び避難施設が容易に認識できる大きさとし、破損や汚損がないような方法で表示すること。

ウ 設置等場所出入口の識別措置と避難器具設置等場所配置図が近接する場合にあっては、避難器具設置等場所配置図を設置することで足りるものであること。

6 設置場所の明るさの確保

避難器具は、使用方法の確認、避難器具の操作等が安全かつ円滑に行うことができる明るさが確保される場所に設置するものとする。◆

7 避難器具の格納◆

- (1) 避難器具（常時使用状態に取付けてあるものを除く。）の種類、設置場所等に応じて、保護するために格納箱等に収納すること。
- (2) 格納箱は、避難器具の操作に支障をきたさないものであること。
- (3) 避難器具の格納箱等は、避難器具（常時使用状態に取付けてあるものを除く。）の種類、設置場所等に応じて、耐候性、耐食性及び耐久性を有する材料を用いることとし、耐食性を有しない材料にあっては、耐食措置を施したものであること。
- (4) 屋外に設けるものにあつては、有効に雨水等を排水するための措置を講じること。

8 避難器具の特例基準

- (1) 耐火建築物又は準耐火建築物のうち、階段が前面道路に面して設けられており、両側面及び背面に他の建築物が近接していること等により避難器具を有効に設置することが困難であるもので、隣接建物のバルコニー、ベランダ、屋上若しくはアーケードの消火足場等へ容易に、かつ、安全に避難することができる階にあっては、避難器具を設置しないことができる。
- (2) 政令第 25 条第 1 項各号に掲げる防火対象物の階に建基政令第 120 条及び第 121 条の規定により必要とされる最低数を超えて設けられた直通階段（屋外に設けるもので、かつ、避難上有効なものに限る。）が設けられている場合には、当該階段を避難器具の代替として取り扱うことができる。

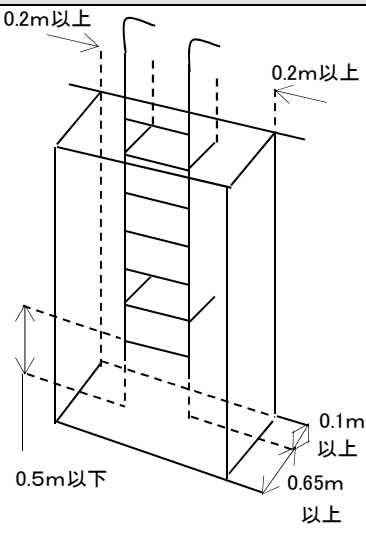
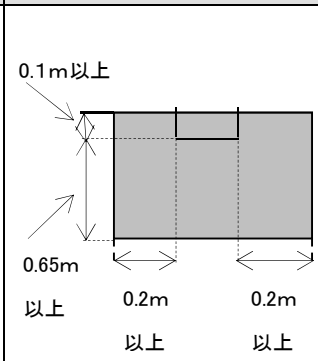
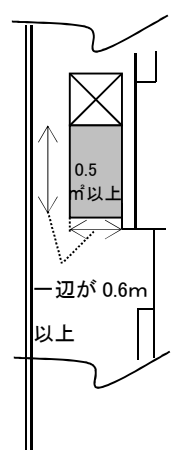
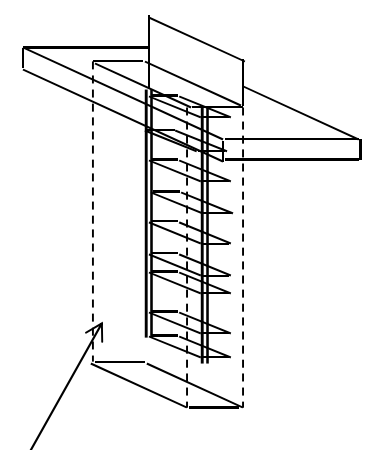
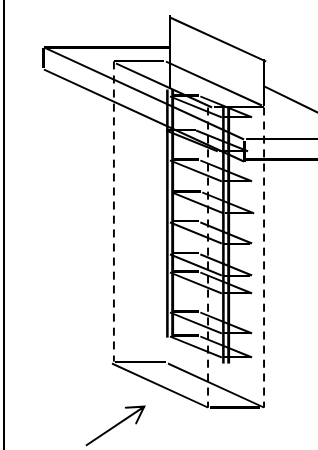
9 その他

- (1) 共同住宅等で二方向避難を確保するために設置する施設は、階段（建基政令第 27 条に規定する階段）若しくは避難ハッチ型の固定又は半固定式はしごを設置すること。ただし、安全に避難できる場合にはこの限りでない。
- (2) 避難ハッチ型の固定又は半固定式はしごは、避難者が外部を向いて降下できるよう設置すること。
- (3) 自主的に設置する避難ハッチについてもステンレス製とすること。
- (4) 表示については、次によること。

ア 避難経路となるバルコニーに設置される隔壁には、避難方法及び物を置かない旨の表示をすること。この場合、避難器具の有無は問わない。

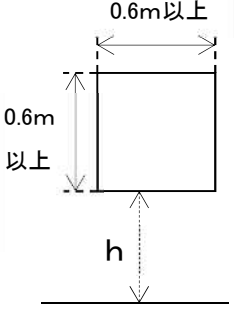
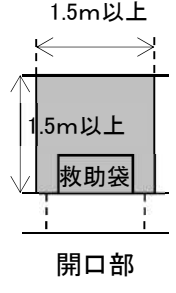
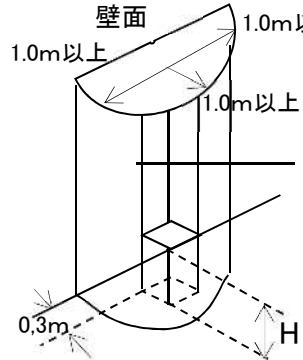
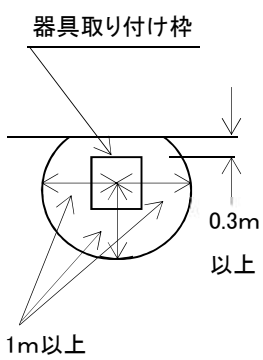
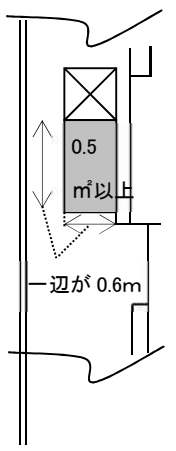
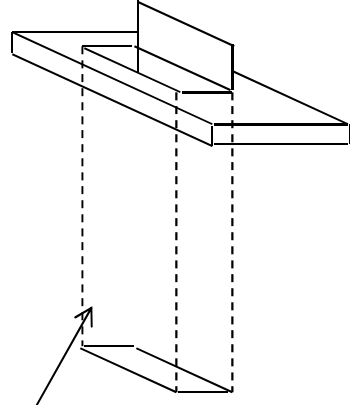
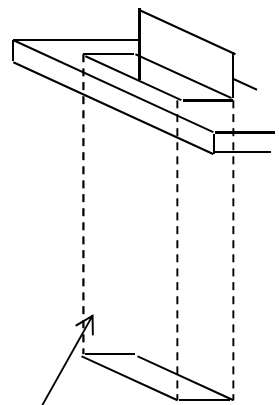
- イ 一室内に避難器具が設置される場合は、当該室内に避難器具が設置されている旨の表示をすること。
- (5) 避難器具の設置に関して、予想しない特殊な器具又は工法を用いることにより、この技術基準による場合と同等以上の効力があると認められるときにおいては、本基準を適用しない。

第17-1表◆

	設置位置			
	取付部		降下空間	
	開口部の大きさ	操作面積		
避難はしご	<p>高さ 0.8m以上</p> <p>幅 0.5m以上</p> <p>高さ 1.0m以上</p> <p>幅 0.45m以上</p> <p>h: 壁面に設ける開口部の下端は床面から 1.2m 以下とすること ただし、避難上支障ないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合はこの限りでない</p> <p>・床面に開口部を設ける場合は、直径 0.5m 以上の円が内接することができること</p>	<p>0.5 m²以上かつ</p> <p>一辺が 0.6m 以上</p> <p>・器具の水平投影面積は操作面積から除く</p> <p>・避難はしごの操作に支障ないこと</p>	 <p>0.2m以上</p> <p>0.2m以上</p> <p>0.1m以上</p> <p>0.65m以上</p> <p>0.5m以下</p> <p>・縦棒の中心からそれぞれ外方向に 0.2m 以上及び横棧の前面から奥行き 0.65m 以上の角柱形の範囲</p> <p>・縦棒の本数が1本のものは、横棧の端からそれぞれ横方向に 0.2m 以上とする</p>	 <p>0.1m以上</p> <p>0.65m以上</p> <p>0.2m以上</p> <p>0.2m以上</p> <p>降下空間の水平投影面積以上の面積とする</p>
避難器具用ハッチに収納した金属製避難はしご	<p>直径 0.5m 以上の円が内接する大きさ又はこれと同等の大きさとする</p> <p>・0.5 m²以上かつ</p> <p>一辺が 0.6m 以上</p> <p>・器具の水平投影面積は操作面積から除く</p> <p>・操作に支障ないこと</p>	 <p>0.5 m²以上</p> <p>一辺が 0.6m 以上</p>	 <p>避難器具用ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲</p>	 <p>降下空間の水平投影面積以上で、避難上の安全性が確保されたもの</p>

	設置位置		
	取付部	降下空間	避難空地
	開口部の大きさ		
緩降機（同時に複数人が降下する構造のものを除く）			
	0.5 m ² 以上かつ 一辺が0.6m以上 0.5 m ²	<ul style="list-style-type: none"> 器具の水平投影面積は操作面積から除く 緩降機の操作に支障ないこと 	
備考	1 0.1m以内で避難上支障のない場合若しくは0.1mを超える場合でもロープを損傷しない措置を講じた場合は、突起物を降下空間内に設けることができる 2 降下空間及び避難空地を共用して他の緩降機を設ける場合には、器具相互の中心を50cmまで接近させることができる 3 緩降機を吊り下げるフックの取り付け位置は、床面から1.5m以上1.8m以下の高さとする		

		設置位置			
		取付部		降下空間	避難空地
		開口部の大きさ	操作面積		
救助袋 (斜降式)		<p>0.6m以上 0.6m以上 h</p>	<p>1.5m以上 1.5m以上 救助袋 開口部</p>	<p>袋の中心 1.0m 1.0m 25° 35° 1.0m 1.0m 降下空間 25° 35° H(m) L = H × 0.2</p>	<p>避難空地 2.5m 1.0m 1.0m 以上 以上</p>
		<p>h: 開口部の下端は床面から1.2m以下とすること ただし、避難上支障ないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合はこの限りでない</p> <p>救助袋の設置部分を含み、奥行き1.5m以上とする なお、特に操作に支障のない範囲で、2.25㎡以上の面積で形状を変えることができる</p>	<p>展帳した袋本体の下端から前方2.5m及び当該救助袋の中心線から左右それぞれ1m以上の幅</p>		
備考	<p>1 開口部は、入口金具を容易に操作できる大きさであり、かつ、使用の際、袋の展張状態を設置位置近くの開口部等(設置開口部も含む)から確認できること</p> <p>2 防火対象物の側面に沿って降下する場合の降下空間は、救助袋と壁面との間隔(最上部を除く)は、0.3m(ひさし等の突起物のある場合は突起物の先端から0.5m(突起物が入口金具から下方3m以内の場合は、0.3m))以上とすることができる</p>				

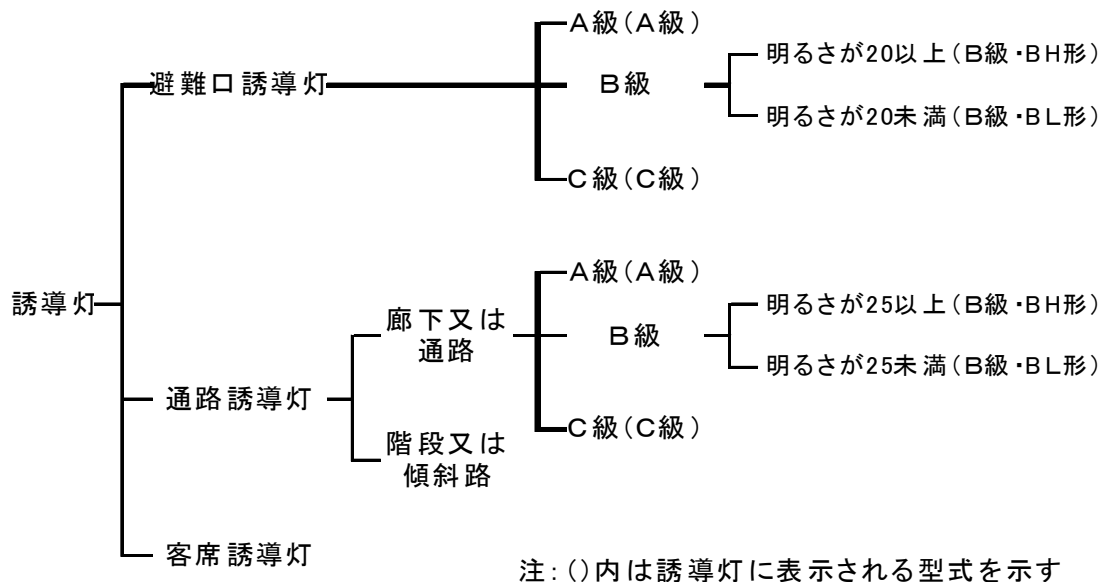
	設置位置			
	取付部		降下空間	避難空地
	開口部の大きさ	操作面積		
救助袋 (避難器具用ハッチに収納したものを除く) (垂直式)	 <p>0.6m以上 0.6m以上 h</p>	 <p>1.5m以上 1.5m以上 救助袋 開口部</p>	 <p>壁面 1.0m以上 1.0m以上 0.3m H</p>	 <p>器具取り付け枠 0.3m以上 1m以上</p>
	<p>h: 開口部の下端は床面から1.2m以下とすること ただし、避難上支障ないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合はこの限りでない</p> <p>救助袋の設置部分を含み、幅1.5m奥行き1.5m以上とする なお、特に操作に支障のない範囲で、2.25㎡以上の面積で形状を変えることができる</p>	<p>救助袋と外壁の間隔は0.3m以上 (外壁にひさし等の突起物がある場合は、当該突起物の先端との間隔は0.5m以上) ただし、突起物が入口金具から下方3m以内の場合は0.3m以上)</p>	<p>降下空間の水平投影面積以上の面積とする</p>	
備考	<p>1 降下空間、避難空地を共用して器具を設ける場合は、器具相互の外面を1mまで接近させることができる</p> <p>2 下部出口部と降着面等との間隔(H)は、0.5m以下であること</p>			
救助袋 (避難器具用ハッチに収納したもの)	<p>直径0.5m以上の円が内接する大きさ又はこれと同等の大きさとする</p> <p>・0.5㎡以上かつ一辺が0.6以上 ・器具の水平投影面積は操作面積から除く ・操作に支障ないこと</p>	 <p>0.5 0.5㎡以上 一辺が0.6m</p>	 <p>避難器具用ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲</p>	 <p>降下空間の水平投影面積以上で、避難上の安全性が確保されたもの</p>

	設置位置			
	取付部		降下空間	
	開口部の大きさ	操作面積		
すべり台	<p>高さ0.8m以上かつ幅はすべり台の滑り面の最大幅以上とする 開口部の下端床から1.2m以下とすること ただし、避難上支障ないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合はこの限りでない</p>	<p>すべり台の大きさ、形状に応じた操作に必要な面積</p>	<p>滑り面から上方1m以上、両端から外方向に0.2m以上</p>	<p>滑り面下部の先端から前方1.5m、すべり台の中心線から左右に0.5m以上</p>
備考	避難空地は、すべり台の手すり部分の外側にそれぞれ0.2m以上確保することが望ましい			
避難用ロープ	<p>高さ0.8以上 幅0.5以上 h 1.0m以上 0.45m以上</p> <p>h: 壁面に設ける開口部の下端は床面から1.2m以下とすること ただし、避難上支障ないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合はこの限りでない ・床面に開口部を設ける場合は、直径0.5m以上の円が内接することができること</p>	<p>0.5㎡以上かつ一辺が0.6m以上</p> <p>0.5㎡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・器具の水平投影面積は操作面積から除く ・避難器具の操作の支障ないこと 	<p>0.5m</p> <p>避難ロープを中心とした半径0.5m円柱形の範囲とする ただし、避難ロープで壁面に沿って降下する場合の壁面に対しては、この限りでない</p>	<p>避難上支障のない広さとすること</p>
避難用タラップ	<p>高さ1.8m以上 幅は当該器具の最大幅以上</p>	<p>当該器具を使用するのに必要な広さ</p>	<p>当該器具の踏面から高さ2m以上及び当該器具の最大幅以上</p>	<p>避難上支障のない広さとすること</p>

第 18 誘導灯及び誘導標識

1 用語の定義

- (1) 誘導灯とは、火災時、防火対象物内にいる者を屋外に避難させるため、避難口的位置や避難の方向を明示し、又は避難上有効な照度を与える照明器具をいい、避難口誘導灯、通路誘導灯及び客席誘導灯がある。



誘導灯の区分による種類

- (2) 誘導標識とは、火災時、防火対象物内にいる者を屋外に避難させるため、避難口的位置や避難の方向を明示した標識をいう。
- (3) 蓄光式誘導標識とは、燐光等により光を発する誘導標識をいう。JIS Z 8716 の常用光源蛍光ランプD65により、照度 200lx の外光を 20 分間照射し、その後 20 分経過した後における表示面が 24mcd (ミリカンデラ) /m²以上、100mcd/m²未満の平均照度を有するものを中輝度蓄光式誘導標識といい、100mcd/m²以上のものを高輝度蓄光式誘導標識という。
- (4) 点滅装置とは、自動火災報知設備からの火災信号により、自動的にキセノンランプ、白熱電球又は蛍光ランプを点滅する装置をいう。
- (5) 誘導音装置とは、自動火災報知設備からの火災信号により、自動的に避難口の所在を示すための警報音及び音声を発生する装置をいう。
- (6) 信号装置とは、自動火災報知設備からの火災信号、その他必要な動作信号又は手動信号を誘導灯に伝達する装置をいう。
- (7) 避難施設とは、避難階若しくは地上に通ずる直通階段 (傾斜路を含む。)、直通階段の階段室、その付室の出入口又は直接屋外に出られる出入口をいう。
- (8) 居室とは、建基法第 2 条第 4 号に定める執務、作業、集会、娯楽、その他これらに類する目的のため継続的に使用する室及び駐車場、車庫、機械室、ポンプ室等これらに相当する室をいう。
- (9) 廊下等とは、避難施設へ通ずる廊下又は通路をいう。
- (10) 避難口とは、省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号に定める出入口及び場所をいう。

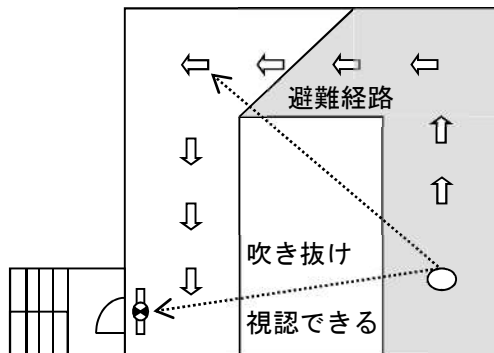
(11) 非常用の照明装置とは、建築基準法施行令第5章第4節に規定されるもので、配線方式、予備電源等を含め、当該建築基準法令の技術基準に適合しているものをいう。

(12) 容易に見とおすことができるとは、建築物の構造、什器等の設置による視認の障害がないことをいう。

なお、吹き抜け等がある場合は、避難経路を含めて視認できること(第18-1図)。

ただし、出入口や誘導灯が障害物により視認できない場合であっても、人がおおむね5m移動することにより出入口や誘導灯を視認できる場合は、容易に見とおすことができるものとみなす(第18-2図)。

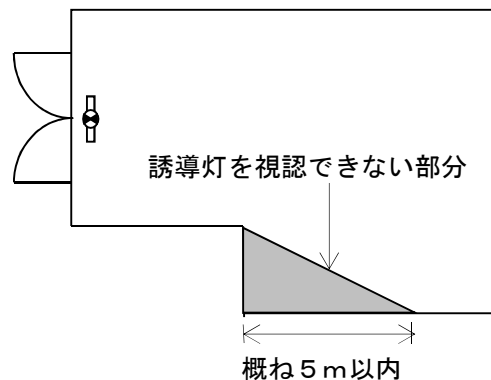
ア 吹き抜け等がある場合



第18-1図

吹き抜けがある場合の例

イ 死角がある場合



第18-2図

死角がある場合の例

(13) 容易に見とおし、かつ、識別できる出入口とは、居室内又は廊下等の各部分から容易に見とおし、かつ、避難口であることが分かるものをいう。

(14) 外光とは、自然光又は夜間恒久的に点灯される街路灯等(当該防火対象物の火災時に影響を受けにくい灯火に限る。)をいう。

2 構造及び性能

(1) 誘導灯の区分(省令第28条の3第1項)

避難口誘導灯及び通路誘導灯(階段又は傾斜路に設けるものを除く。)は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる表示面の縦寸法及び同表の右欄に掲げる表示面の明るさ(常用電源により点灯しているときの表示面の平均輝度と表示面の面積の積をいう。)を有するものとしなければならない。◆

区分		表示面の縦寸法	表示面の明るさ (cd)
避難口誘導灯	A級	0.4m以上	50以上
	B級	0.2m以上 0.4m未満	10以上
	C級	0.1m以上 0.2m未満	1.5以上
通路誘導灯	A級	0.4m以上	60以上
	B級	0.2m以上 0.4m未満	13以上
	C級	0.1m以上 0.2m未満	5以上

(2) 誘導灯の有効範囲に係る性能(省令第28条の3第2項) ◆

避難口誘導灯及び通路誘導灯(階段又は傾斜路に設けるものを除く。)の有効範囲は、当該誘導灯までの歩行距離がア又はイに定める距離のうち、いずれかの距離以下となる範囲とする(第18-3図)。

ただし、当該誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合にあつては、当該誘導灯までの歩行距離が 10m以下となる範囲とする。

(第 18-4 図)

ア 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる距離

区 分		距離 (m)	
避難口 誘導灯	A 級	避難の方向を示すシンボルのないもの	60
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	40
	B 級	避難の方向を示すシンボルのないもの	30
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	20
C 級		15	
通路 誘導灯	A 級		20
	B 級		15
	C 級		10

注：表示面の縦の寸法がA級は0.4m、B級は0.2m、C級は0.1mのものを基本とする。

イ 次の式に定めるところにより算出した距離

$$D = k h$$

Dは、歩行距離 (単位：m)

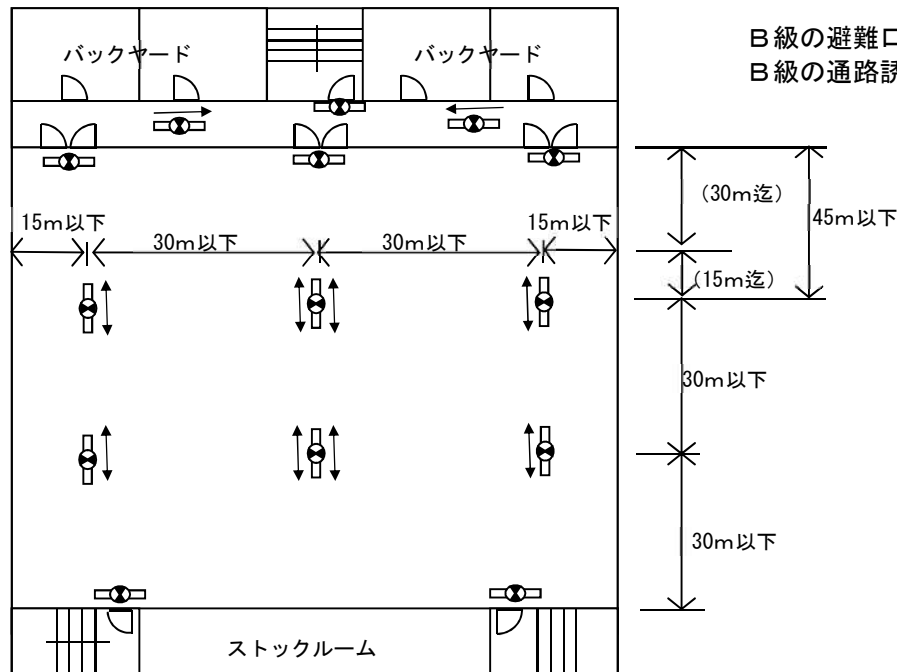
hは、避難口誘導灯又は通路誘導灯の表示面の縦寸法 (単位：m)

kは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる値

区 分		k の値
避難口 誘導灯	避難の方向を示すシンボルのないもの	150
	避難の方向を示すシンボルのあるもの	100
通路 誘 導 灯		50

注：この式を適用するものは、「A級」「B級」「C級」に適合するものであって、表示面の縦寸法が、A級は0.4m、B級は0.2m、C級は0.1m以外の場合とする。

例：避難口B級で縦寸法が0.3mのもの $D = k h = 150 \times 0.3 = 45m$

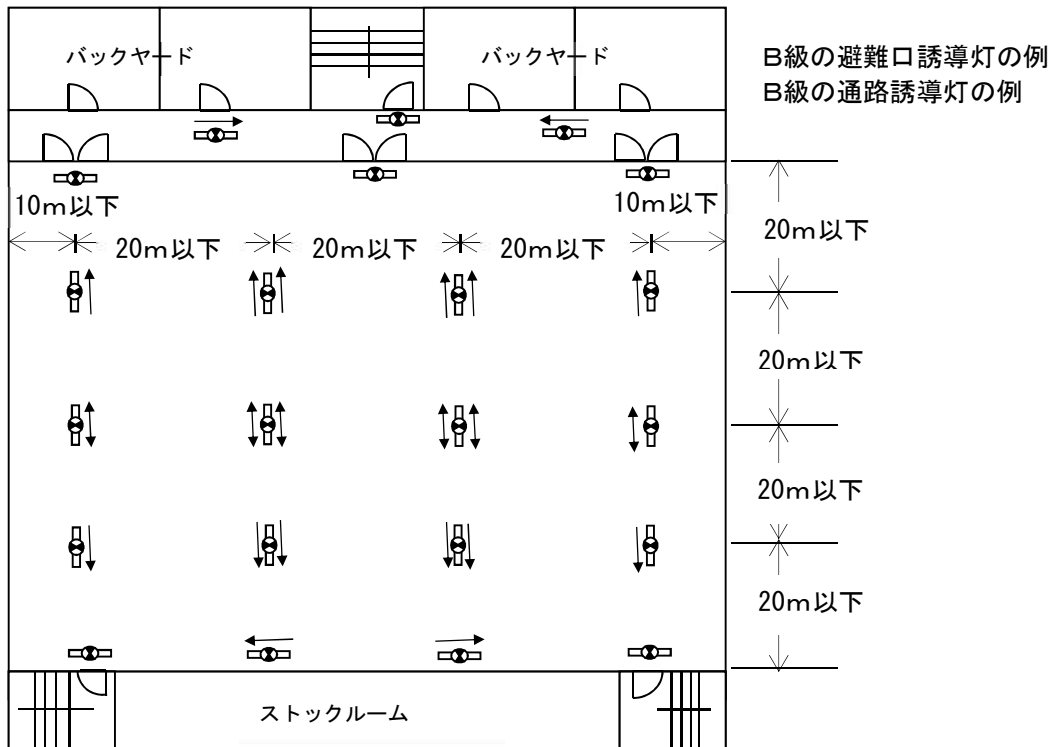


第 18-3 図 居室内の各部分から誘導灯を見通しできる場合の設置例

(3) 誘導灯及び誘導標識の構造及び性能は、省令第 28 条の 3 第 1 項、第 2 項、「誘導灯及び誘導標識の基準」(平成 11 年消防庁告示第 2 号)によること。◆

なお、誘導灯は原則として認定品(登録認定機関(一社)日本電気協会)を、蓄

光式誘導標識は原則として認定品（登録認定機関（一財）日本消防設備安全センター）を設置するよう指導すること。



第 18-4 図 居室内の各部分から誘導灯を見とおしできない場合の設置例

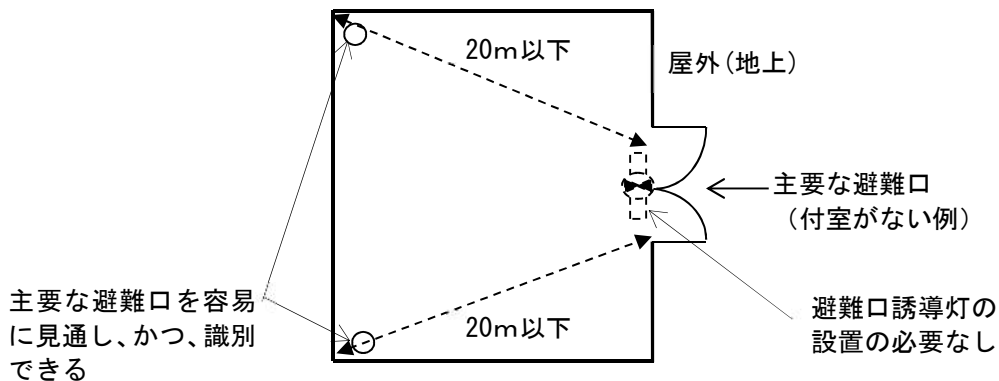
3 誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分

(1) 避難口誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分

ア 避難階（無窓階を除く。）の場合

政令別表第 1（1）項から（16）項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イに掲げる避難口）を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が 20m 以下であるものは、避難口誘導灯の設置を要しない（第 18-5 図）。◆

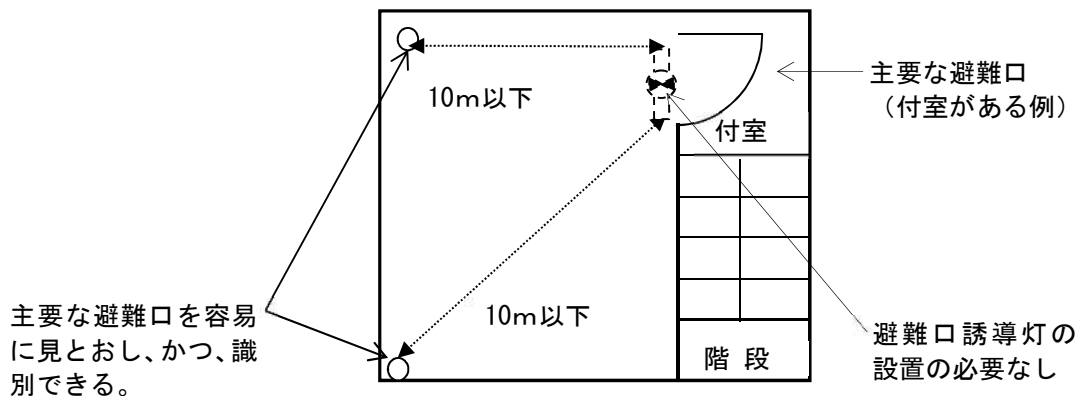
（注）地階であっても避難階の場合は該当する（以下同じ）



第 18-5 図 避難口誘導灯の設置緩和例

イ 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）の場合

政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口(省令第28条の3第3項第1号ロに掲げる避難口)を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が10m以下であるものは、避難口誘導灯の設置を要しない(第18-6図)。◆

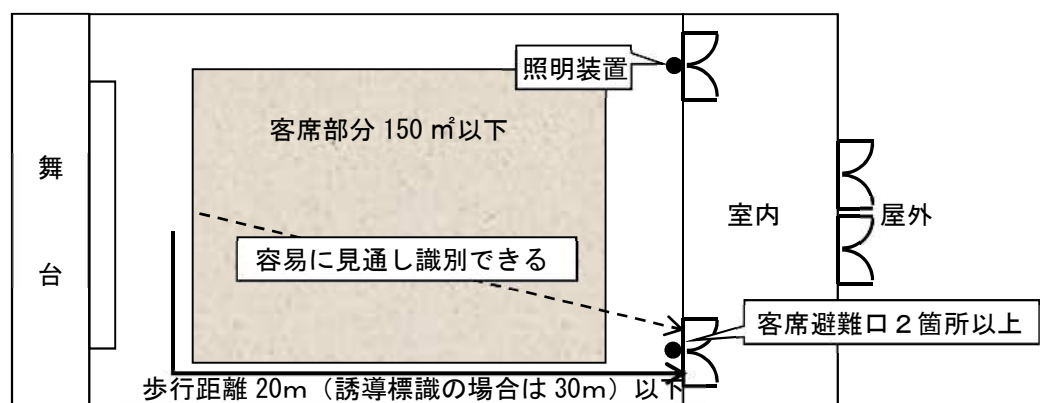


第18-6図 避難口誘導灯の設置緩和例

ウ 避難階に客席を有する劇場等の避難階の場合(通路誘導灯、客席誘導灯、誘導標識についても同じ。)

政令別表第1(1)項に掲げる防火対象物の避難階(床面積500㎡以下で、かつ、客席の床面積が150㎡以下のものに限る。)で(ア)から(ウ)に該当するものは、誘導灯、誘導標識の設置を要しない(第18-7図)。◆

- (ア) 客席避難口(客席に直接面する避難口をいう。)を2以上有すること。
- (イ) 客席の各部分から客席避難口を容易に見通し、かつ、識別ことができ、客席の各部分から当該客席避難口までの歩行距離が20m(誘導標識にあっては30m以下)であるもの
- (ウ) 全ての客席避難口に、火災時に当該客席避難口を識別することができるように照明装置(自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯し、かつ、手動により点灯することができるもので、非常電源が附置されているものに限る。)が設けられていること。



第18-7図 劇場等の誘導灯の設置緩和例

エ 避難が容易であると認められる居室の場合

政令別表第1(1)項から(16)項に掲げる防火対象物の避難階(地階及び無窓階を含む。)にある居室で(ア)から(カ)に該当するものは避難口誘導灯の設

置を要しない。(第18-8図及び第18-9図) ◆

(ア) 直接地上に通ずる避難口(主として当該居室に存する者が利用するものに限る。)を有していること。◆

※ 主として当該居室に存する者が利用するものとは、当該居室以外の部分に存する者が利用する避難経路を除くものであること。ただし、主として従業員のみが使用するバックヤード等は、当該居室以外の部分には含まれない。

(イ) 室内の各部分から、避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が30m以下であること。◆

(ウ) 避難口の上部又はその直近の箇所に、高輝度蓄光式誘導標識が設けられていること。◆

(エ) 高輝度蓄光式誘導標識の性能を保持するために必要な照度が、次のいずれかであること。◆なお、当該照度を確保するための照明は、常時の点灯を義務付けるものではない。

a 停電等により通常の照明が消灯してから20分間経過した後の高輝度蓄光式誘導標識の表示面において100mcd/m²以上の輝度となる照度であること。

b 設置場所における照明器具が蛍光灯である場合、高輝度蓄光式誘導標識(認定品に限る。)の設置箇所における照度は200lx以上であること。

(オ) (エ)によるほか、高輝度蓄光式誘導標識を設ける避難口から当該居室の最遠の箇所までの歩行距離が15m以上となる場合には、次によること。

a 次式により値を算出して、高輝度蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法の長さを確保すること。

$$D \leq 150 \times h$$

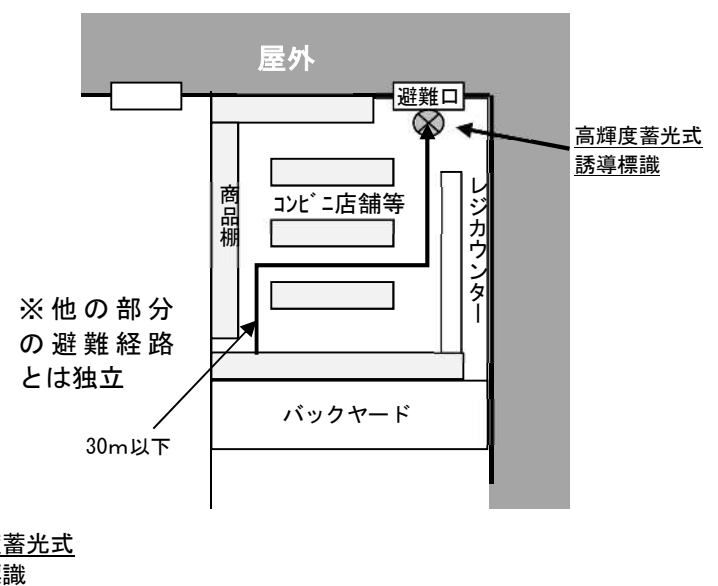
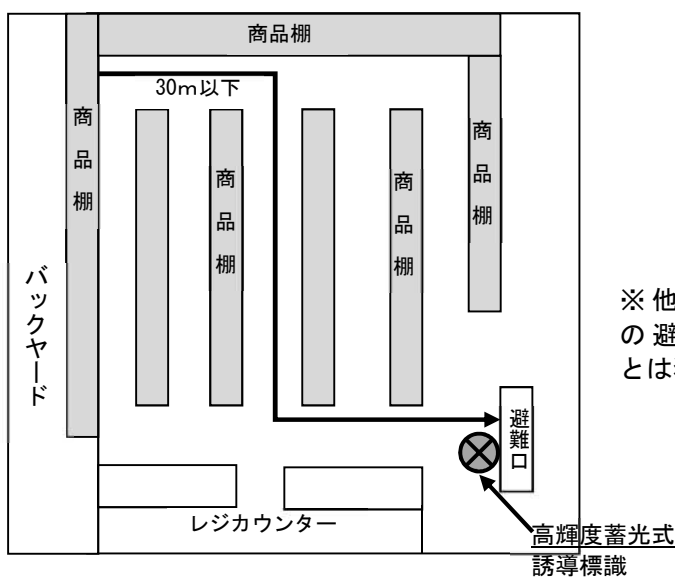
D : 避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離 (m)

h : 高輝度蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法 (m)

b 20分間経過した後の表示面が300mcd/m²以上の輝度となる照度を確保すること。◆

(カ) 高輝度蓄光式誘導標識の周囲には、高輝度蓄光式誘導標識と紛らわしい又は高輝度蓄光式誘導標識を遮る広告物、掲示物を設けないこと。◆

避難口誘導灯の設置緩和例



オ 階床面積が 50 m²未満の場合

政令別表第 1 (1) 項から (16) 項までに掲げる防火対象物のうち、階の床面積が 50 m²未満、かつ、居室の各部分から避難口（省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イ及びロに掲げる避難口）までの歩行距離が 7.5m 程度であるものは、政令第 32 条を適用して避難口誘導灯を設置しないことができる。

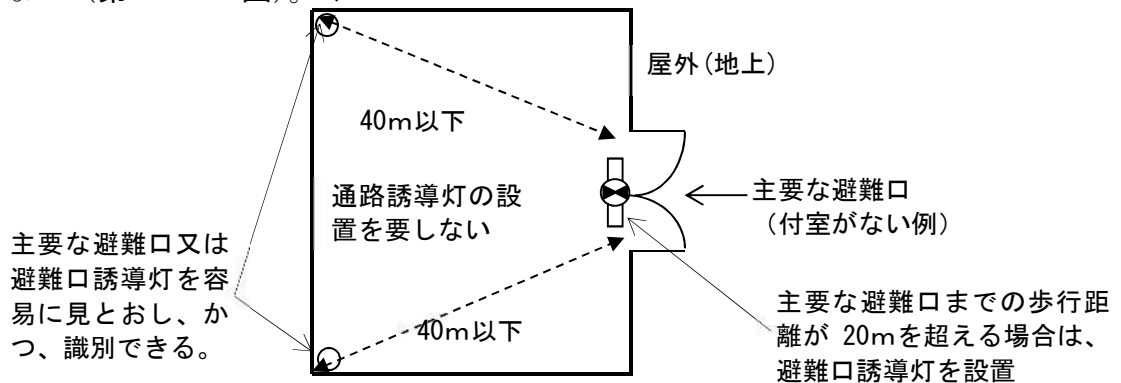
カ 小規模な倉庫の場合

政令別表第 1 (14) 項に掲げる防火対象物で 150 m²未満、かつ、各部分から避難口（省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イ及びロに掲げる避難口）まで歩行距離が 7.5m 程度であるものは、政令第 32 条を適用して避難口誘導灯を設置しないことができる。

(2) 通路誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分

ア 避難階（無窓階を除く。）の場合

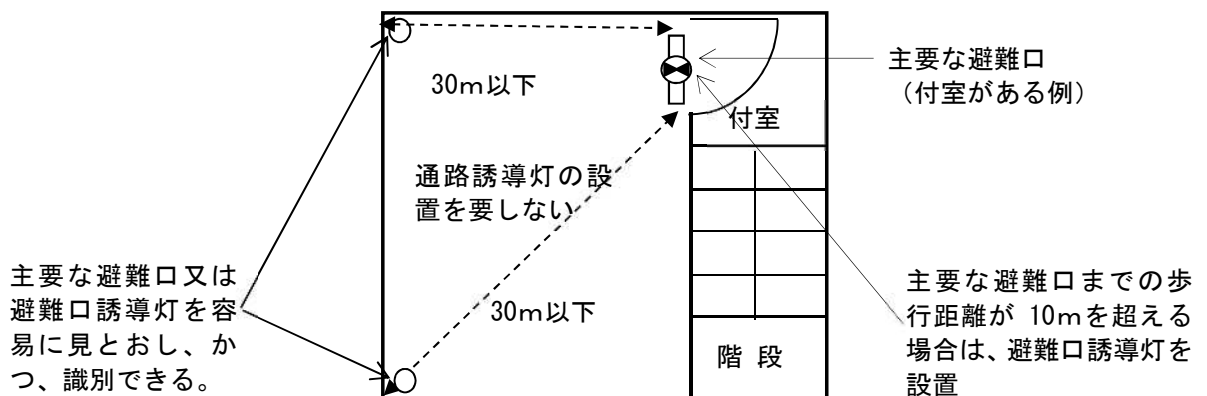
政令別表第 1 (1) 項から (16) 項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イに掲げる避難口）又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が 40m 以下であるものは、通路誘導灯の設置を要しない（第 18-10 図）。◆



第 18-10 図 通路誘導灯の設置緩和例

イ 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）の場合

政令別表第 1 (1) 項から (16) 項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口（省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号ロに掲げる避難口）又はこれに設ける避難口誘導灯を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離が 30m 以下であるものは、通路誘導灯の設置を要しない（第 18-11 図）。◆



第 18-11 図 通路誘導灯の設置緩和例

ウ 避難が容易であると認められる居室の場合

政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の避難階にある居室で(ア)及び(イ)に該当するものは通路誘導灯の設置を要しない。◆

(ア) 直接地上に通じる避難口(主として当該居室に存する者が利用するものに限る。)を有していること。

(イ) 室内の各部分から、避難口又はこれに設ける避難口誘導灯若しくは高輝度蓄光式誘導標識((1)エ(ウ)から(カ)による。)を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が30m以下であること。

エ 階段又は傾斜路に設けるもの

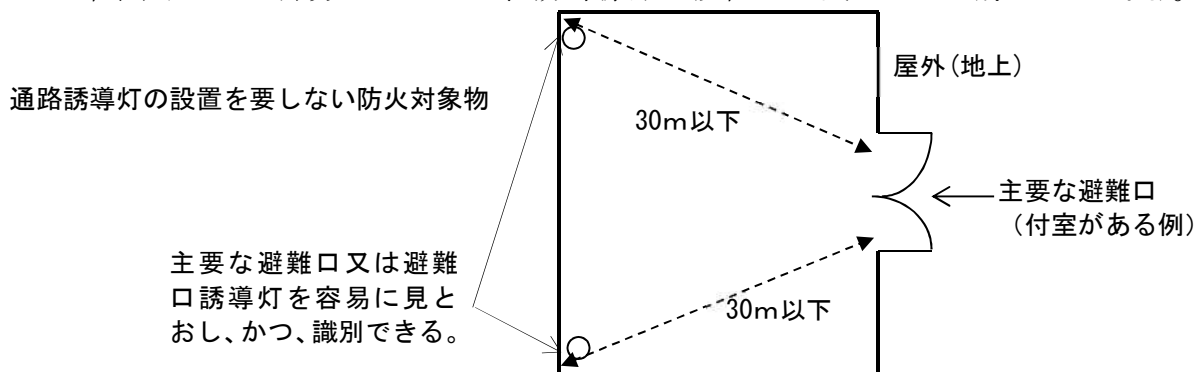
政令別表第1(1)項から(16の3)項までに掲げる防火対象物の階段又は傾斜路のうち、「非常用の照明装置」により、避難上必要な照度が確保されるとともに、避難の方向の確認(当該階の表示等)ができる場合には、通路誘導灯の設置を要しない。

(3) 誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分

ア 避難階(無窓階を除く)の場合

政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口(省令第28条の3第3項第1号イに掲げる避難口)を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離30m以下であるものは誘導標識の設置を要しない。◆

ただし、避難階にあっては、通路誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分であっても避難口に至る歩行距離が30mを超え、かつ、避難口誘導灯の有効範囲外となる部分については、誘導標識の設置が必要である(第18-12図)。◆



第18-12図 誘導標識の設置緩和例

イ 避難階以外の階の場合

政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の階のうち、居室の各部分から主要な避難口(省令第28条の3第3項第1号ロに掲げる避難口)を容易に見とおし、かつ、識別することができる階で、当該避難口に至る歩行距離30m以下であるものは誘導標識の設置を要しない。◆

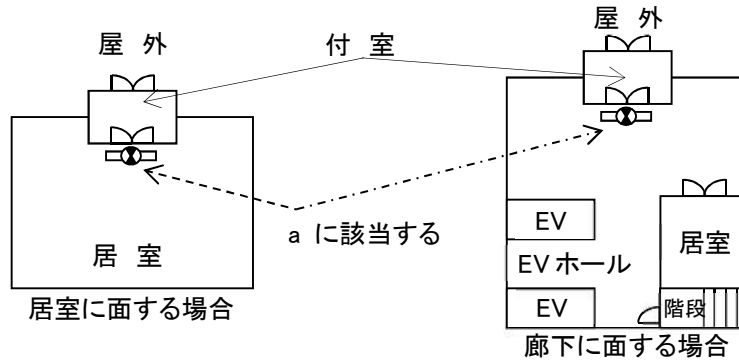
4 設置要領等

(1) 避難口誘導灯

ア 設置箇所

(ア) 避難口誘導灯は、次の位置に掲げる避難口に設置すること。

- a 屋内から直接地上へ通ずる出入口（付室が設けられている場合にあつては、当該付室の出入口）（第18-13図）◆

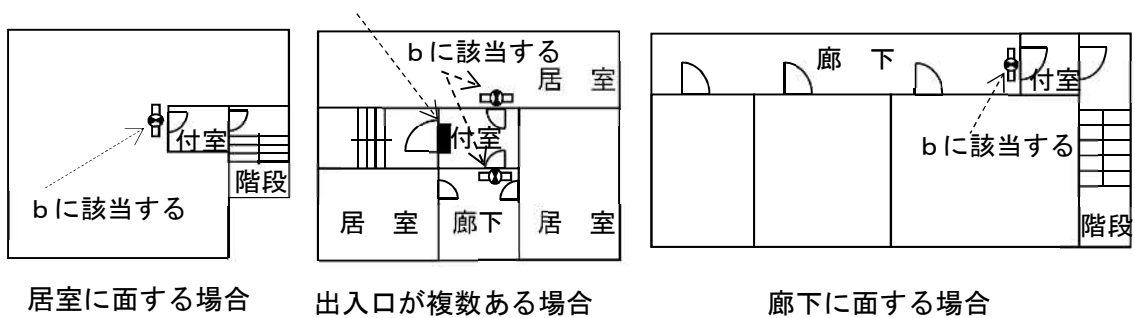


第18-13図 屋内から直接地上へ通ずる出入口の例

- b 直接階段の出入口（付室が設けられている場合にあつては、当該付室の出入口）。（第18-14図）◆

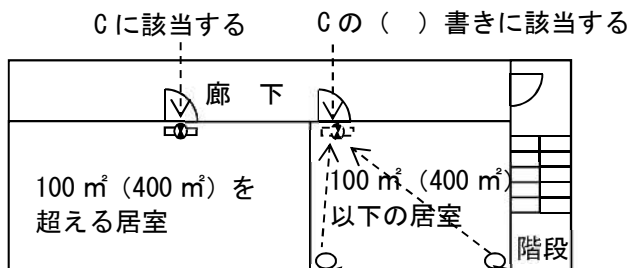
なお、付室内に複数の出入口があるため、階段への出入口が識別できない場合には、当該出入口に誘導標識の設置を指導すること。

誘導標識の設置を指導する



第18-14図 直通階段の出入口の例

- c a又はbに掲げる避難口に通ずる廊下等への出入口（室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、床面積が100㎡（主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあつては、400㎡）以下であるものを除く。）（第18-15図）◆



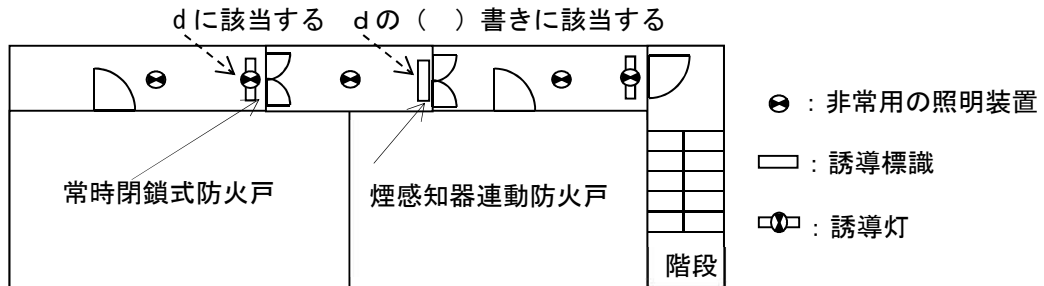
（400㎡）は、主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものに限る。

出入口を容易に見とおし、かつ、識別できる

第18-15図 居室から廊下への出入口の例

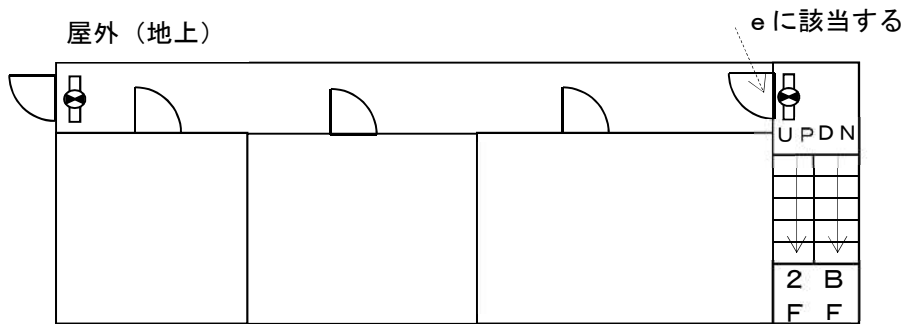
- d a又はbに掲げる避難口に通ずる廊下等に設ける防火戸で、直接手で開くことができるもの(くぐり戸付きの防火シャッターを含む。)がある場所(自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を認識できる照度が確保されるように非常用の照明装置が設けられている場合を除く。)(第18-16図)◆

なお、誘導標識から7.5m以内については通路誘導灯の設置を要しない。



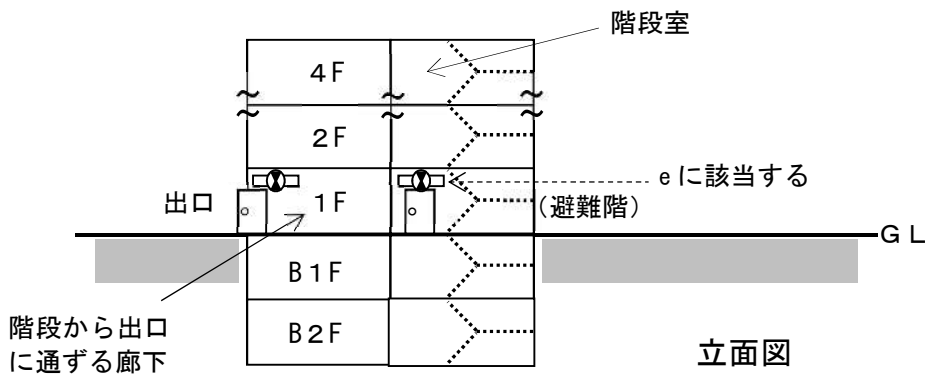
第18-16図 廊下の途中にある防火戸の例

- e 地階へ通じている直通階段の階段室から避難階の廊下等へ通ずる出入口(避難経路となるものに限る。)(第18-17A、B図)



避難階平面図

第18-17A図 直通階段の階段室から避難階の廊下等へ通ずる出入口の例

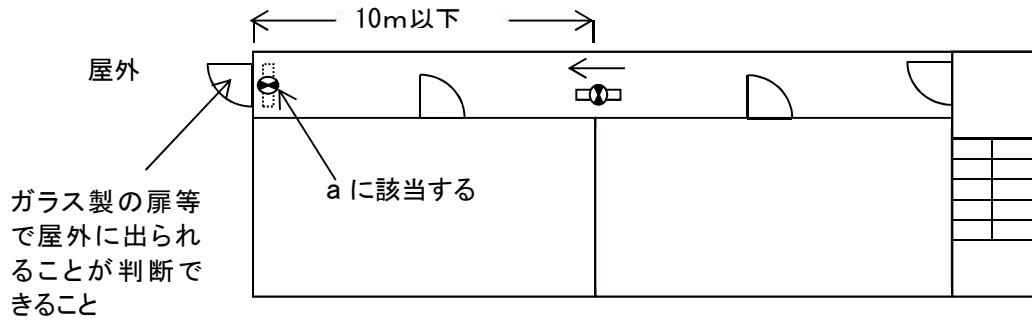


第18-17B図 直通階段の階段室から避難階の廊下等へ通ずる出入口の例

- f 不活性ガス消火設備の防護区画からの出口には、避難口誘導灯を設けること。ただし、非常用の照明装置が設置されているなど十分な照度が確保されている場合は、誘導標識とすることができる。

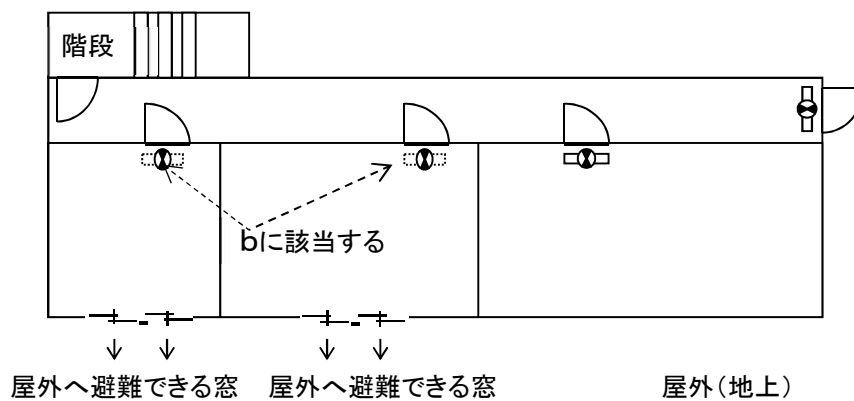
(イ) 防火対象物の構造等を考慮して、次のいずれかに該当する場合は、政令第32条を適用して避難口誘導灯の設置を省略することができる。

- a 容易に見とおし、かつ、識別できる出入口のうち、10m以内にある通路誘導灯の位置から、直接地上に出られることが容易に判断できる最終避難口。
ただし、次に掲げる防火対象物を除く（第18-18図）。
- (a) 政令別表第1（1）項及び（4）項で延べ面積が1,000㎡以上の防火対象物
- (b) 政令別表第1（16）項イの用途で、かつ、（1）項及び（4）項の用途に供する床面積の合計が1,000㎡以上の防火対象物



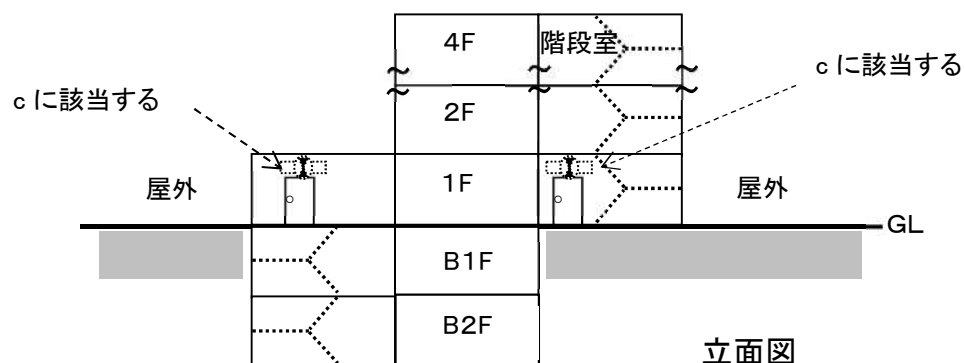
第18-18図 避難口誘導灯の設置緩和例

- b 防火対象物の避難階で居室の窓等から屋外の安全な場所へ容易に避難できる構造となっている当該居室の出入口（ただし、a（a）又は（b）に掲げる防火対象物を除く。）（第18-19図）



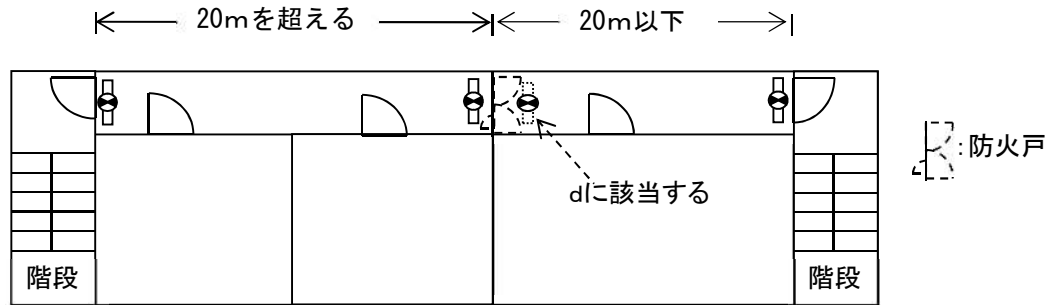
第18-19図 避難口誘導灯の設置緩和例

- c 直通階段等からの最終避難口で、直接地上に出られることが判断できる場合（第18-20図）



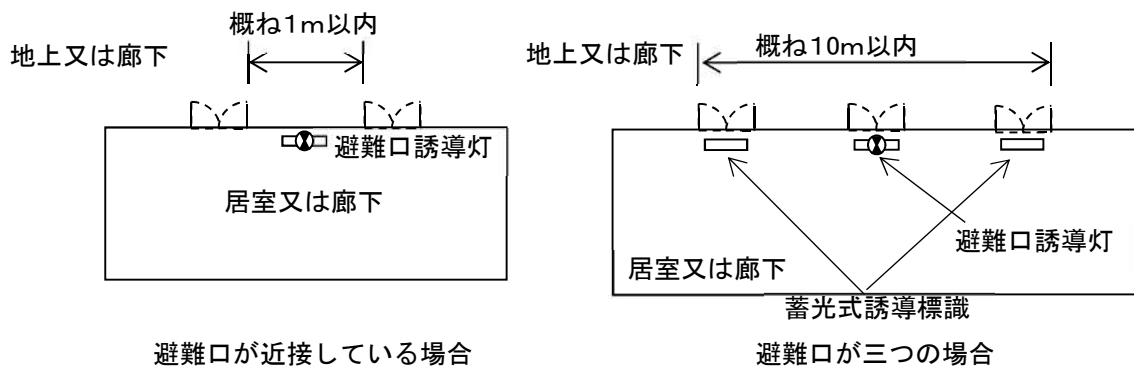
第18-20図 避難口誘導灯の設置緩和例

- d 省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号ニに定める場所のうち、避難施設に面する側で、当該場所から避難施設を容易に見とおし、かつ、識別することができるもので、その歩行距離が 20m 以下となる部分 (第 18-21 図)



第 18-21 図 避難口誘導灯の設置緩和例

- e 政令別表第 1 に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する部分
f 避難口が近接して 2 以上ある場合で、その一の避難口に設けた避難口誘導灯の灯火により容易に識別できる他の避難口 (他の避難口には蓄光式誘導標識又は高輝度蓄光式誘導標識を設置すること。) (第 18-22 図)



避難口が近接している場合

避難口が三つの場合

第 18-22 図 避難口誘導灯の設置緩和例

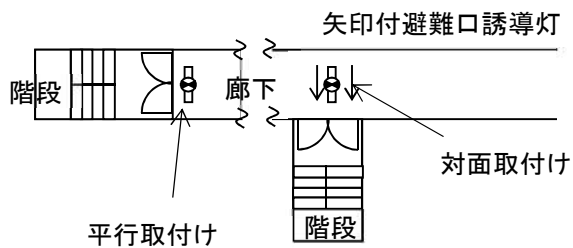
- g 政令別表第 1 (1) 項に掲げる防火対象物のうち、屋外観覧場で部分的に客席が設けられ、客席放送、避難誘導員等により避難誘導體制が確立されている場合における観覧席からの出口部分 (夜間使用する場合を除く。)
h (ア) a 又は b に掲げる避難口に通ずる廊下等への出入口 (室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができるものに限る。) で、次に掲げるもの
(a) 政令別表第 1 (3) 項、(4) 項、(9) 項イ及び (12) 項ロ (撮影室、録音室であって客席が設けられていないものに限る。) の用途に供する部分で、客の出入する居室の床面積が 200 m² 以下であるもの (外光により避難上有効な照度のとれない地階及び無窓階に該当しないものに限る。)
(b) 政令別表第 1 (6) 項から (8) 項及び (9) 項ロまでの用途に供する部分で、客の出入する居室の床面積が 400 m² (外光により避難上有効な照度のとれない地階及び無窓階に該当する場合は 200 m²) 以下であるもの
i 政令別表第 1 (5) 項ロに掲げる防火対象物及び (16) 項イ又は (16) 項ロに掲げる防火対象物のうち、(5) 項ロの用途に供される部分

イ 設置要領

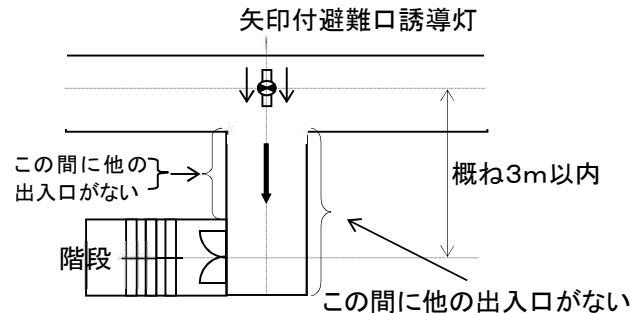
(ア) 避難口誘導灯は、避難口である旨を表示した緑色の灯火とし、防火対象物又はその部分の避難口に、避難上有効なものとなるように設けること。◆

a 表示面は多数の目にふれやすい位置に設置すること（第18-23図）。

b 廊下等から屈折して避難口に至る場合にあっては、矢印付のものを設置すること（第18-24図）。



第18-23図 避難口誘導灯の設置例

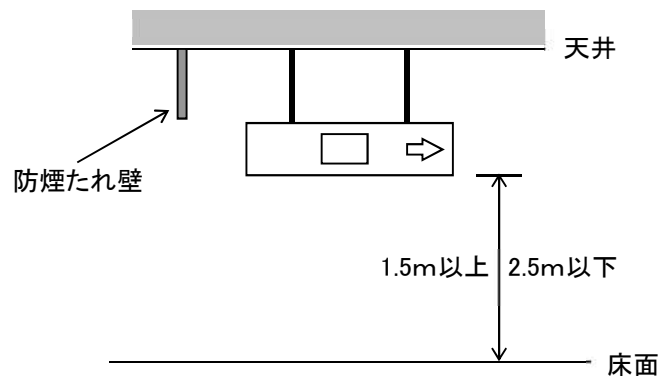


第18-24図 避難口誘導灯の設置例

(イ) 避難口誘導灯は、避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に設けること。

a ランプの交換等による維持管理や気付きやすさ等を考慮して、避難口の上部又はその直近で、床面から誘導灯下面までの高さが1.5m以上2.5m以下となるように設置すること。ただし、建築物の構造上この部分に設置できない場合又は位置を変更することにより容易に見とおすことができる場合にあっては、これによらないことができる（第18-25図）。

b 直近に防煙たれ壁等がある場合は、視認性を確保するため当該たれ壁等により下方に設けること（第18-25図）。



第18-25図 避難口誘導灯の設置高さの例

(ウ) 避難口誘導灯は、通行の障害とならないように設けること。◆

(エ) 避難口誘導灯を次のa又はbに掲げる防火対象物又はその部分に設置する場合は、当該誘導灯の区分がA級又はB級のもの（表示面の平均輝度（ cd/m^2 ） \times 表示面の面積（ m^2 ）が20以上のもの又は点滅機能を有するもの）とすること。

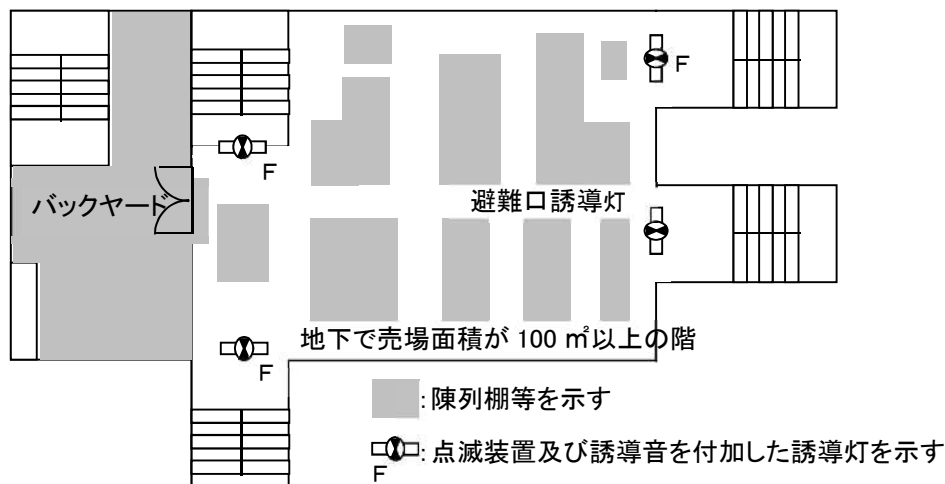
◆

ただし、当該防火対象物の関係者のみを使用する場所にあつては、政令第32条を適用してB級又はC級とすることができる。

a 政令別表第1（10）項、（16の2）項又は（16の3）項に掲げる防火対象物

- b 政令別表第1(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の階又は同表(16)項イに掲げる防火対象物の階のうち、同表(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、その床面積が1,000㎡以上のもの
- (オ) 雨水のかかるおそれのある場所又は湿気の滞留するおそれのある場所に設ける避難口誘導灯は、防水構造とすること。◆
- (カ) 避難口誘導灯の周囲には、誘導灯と紛らわしい又は誘導灯を遮る灯火、広告物、掲示物等を設けないこと。◆
- また、誘導灯の視認障害を発生させるディスコ等の特殊照明回路には、信号装置と連動した開閉器を設け、火災発生時には当該特殊照明を停止すること。
- (キ) 地震動等に耐えられるよう壁、天井等に堅固に固定すること。
- (2) 点滅機能及び音声誘導機能を付加した誘導灯
- 点滅機能を付加した誘導灯(以下「点滅形誘導灯」という。)、音声誘導機能を付加した誘導灯(以下「誘導音装置付誘導灯」という。)並びに点滅機能及び音声誘導機能を付加した誘導灯(以下「点滅形誘導音装置付誘導灯」という。)の設置箇所及び設置要領は、(1)の例によるほか次によること。
- ア 設置箇所
- (ア) 点滅形誘導灯、誘導音装置付誘導灯又は点滅形誘導音装置付誘導灯(以下「点滅形誘導灯等」という。)は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置すること。
- a 視力又は聴力の弱い者が出入りする防火対象物で、これらの避難経路となる部分
- b 政令別表第1(4)項に掲げる防火対象物の地階のうち、売場面積が1,000㎡以上の階で売場に面する主要な出入口
- c 不特定多数の者が出入りする防火対象物で、誘導灯を容易に識別しにくい部分
- (イ) 省令第28条の3第3項第1号イ又はロに掲げる避難口に設置する避難口誘導灯以外の誘導灯には設けてはならないこと。◆
- イ 設置要領
- (ア) 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動すること。◆
- なお、自動火災報知設備は、十分な非火災報対策が講じられていること。
- (イ) 点滅形誘導灯等は、(1)イによるほか、別記1連動式誘導灯設備の基準によること。
- (ウ) 省令第24条第1項第5号ハに規定する自動火災報知設備の地区音響装置の区分鳴動を行う防火対象物又はその部分に設置する場合にあっては、原則として地区音響装置の区分鳴動を行う階に設置される誘導灯についてのみ、点滅及び誘導音を発生させるもの(以下「区分動作方式」という。)であること。
- (エ) 非常警報設備として放送設備が設置されている防火対象物にあっては、誘導音装置付誘導灯の設置位置又は当該誘導音装置の音圧レベルを調整する等により、非常放送の内容の伝達が困難又は不十分とならないように措置すること。
- ただし、放送設備と連動して誘導音を停止する装置を設けた場合は、この限りでない。
- (オ) 避難口から避難する方向に設けられている自動火災報知設備等の感知器が作動したときは、当該避難口に設けられた誘導灯の点滅及び誘導音が停止すること。◆ただし、次に掲げる場所に設置するものにあつては、この限りでない。

- a 屋外階段の階段室及びその付室の出入口
 - b 開放階段（「消防法施行規則第4条の2の3並びに第26条第2項、第5項第3号ハ及び第6項第3号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件」（平成14年11月28日消防庁告示第7号）に規定する開口部を有する階段。以下同じ。）の階段室及びその付室の出入口
 - c 特別避難階段の階段室及びその付室の出入口
 - d 最終避難口及びその付室の出入口
- (カ) (オ) の場合において、当該階段室には、煙感知器を省令第23条第4項第7号の規定に準じて、次のいずれかにより設け、出火階が地上階の場合にあっては出火階の直上階以上、地下階の場合にあっては地階の点滅等を停止させるものであること。
- a 地上階にあっては、点滅形誘導灯等を設置した直下階に、地下階にあっては、地下1階に点滅等の停止専用の煙感知器（第2種蓄積型又は第3種蓄積型）を設けること（別記1及び別図1）。
なお、当該煙感知器には、その旨の表示を付すこと。
 - b 自動火災報知設備の煙感知器が、当該階段室の煙を感知することができるように設けられており、かつ、適切に警戒区域が設定されている場合にあつては、aにかかわらず当該煙感知器と連動させてもよいものであること。
※自動火災報知設備の煙感知器を用いて点滅等の停止をさせる場合は、出火階の火災信号と、階段室に設けられた煙感知器の動作信号とを演算処理できる信号装置を設ける必要がある。
- (キ) (カ) bにより点滅等を停止させる場合の受信機には、点滅等の停止を20分以上有効に動作させるための非常電源を付置すること。
- (ク) 誘導音の指向性を損なわないように設置すること。（第18-26図）



(注) 点滅装置及び誘導音装置を付加した誘導灯は、近接して設置しないこと。ほかに、室内通路誘導灯等の設置も必要となることがある。

第18-26図 点滅形誘導灯等の設置例

(3) 通路誘導灯

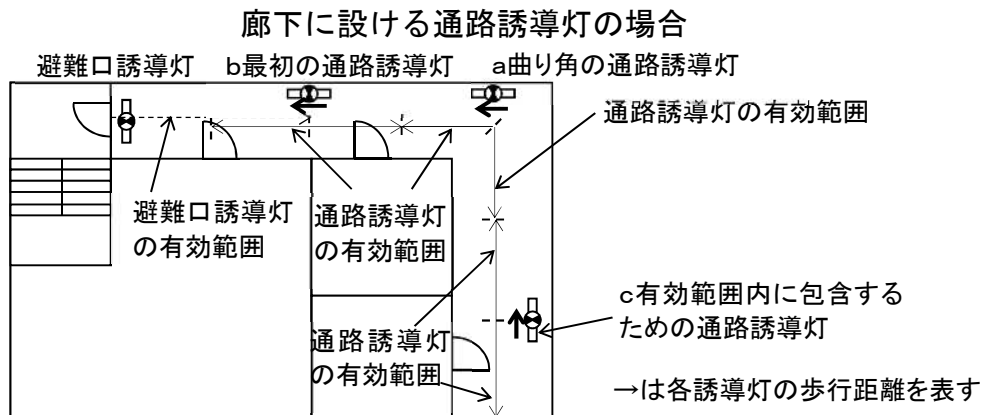
ア 設置箇所

(ア) 通路誘導灯は、次の位置に掲げる箇所に設けること（第18-27A図）。◆

- a 曲り角
- b 省令第28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる避難口に設置される避難

口誘導灯の有効範囲内の箇所（廊下又は通路の各部分が避難口誘導灯の有効範囲内の場合を除く。（第18-27B図））

- c a及びbのほか、廊下又は通路の各部分（避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。）を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所



第18-27A図 通路誘導灯の設



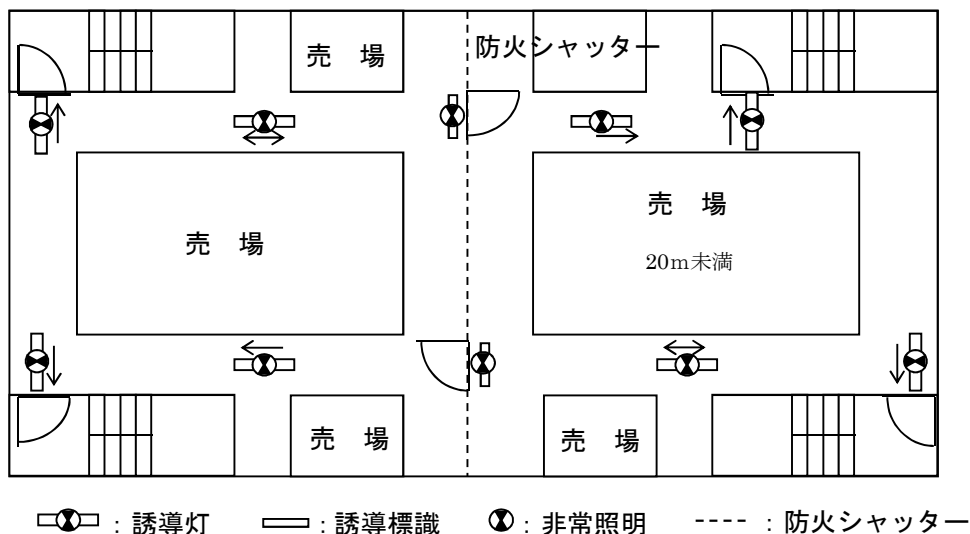
第18-27B図 廊下又は通路の各部分が避難口誘導灯の有効範囲に場合の例

(イ) 防火対象物の構造等を考慮して、次のいずれかに該当する場合は、政令第32条を適用し通路誘導灯の設置を省略することができる。

- a 窓等から屋外の安全な場所へ容易に避難できる構造となっている避難階の廊下等（ただし、(1)ア(イ)a(a)又は(b)の掲げる防火対象物を除く。）
- b 政令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物の廊下等及び(16)項イ又は(16)項ロに掲げる防火対象物のうち、(5)項ロの用途に供される部分の廊下等
- c 政令別表第1(6)項ニに掲げる防火対象物で、日の出から日没までの間のみ使用し、自然光により避難上有効な照度が得られる廊下等
- d 外光により避難上有効な照度が得られ、かつ、不特定多数の者の避難経路とならない開放廊下
- e 政令別表第1に掲げる防火対象物のうち、個人の住居に供する廊下等
- f 客室誘導灯を設けた居室内
- g 避難口誘導灯の設置を省略できる居室内
- h 関係者以外の者の出入りがない倉庫、機械室等

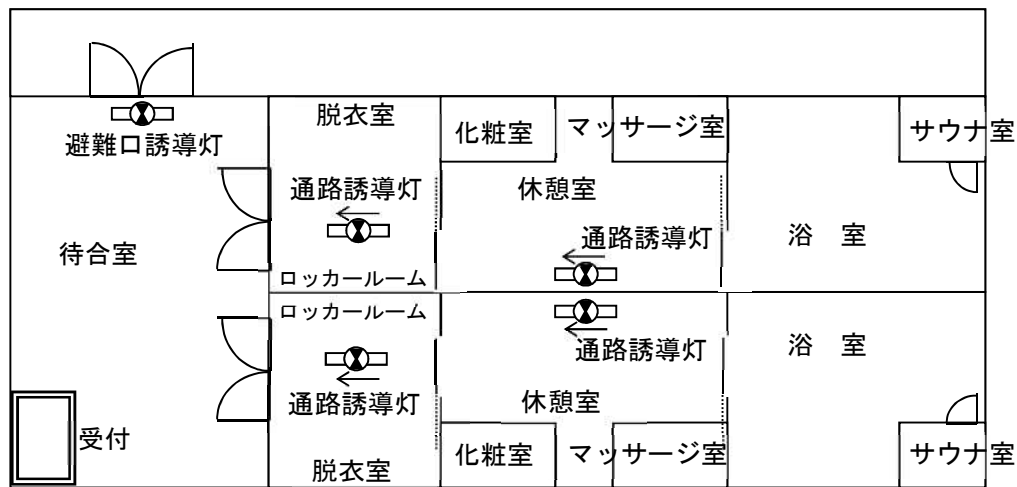
イ 設置要領

- (ア) 通路誘導灯は、通行の障害にならないように設けること。◆
- (イ) 通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）を次の a 又は b に掲げる防火対象物又はその部分に設置する場合には、当該誘導灯の区分が A 級又は B 級のもの（表示面の平均輝度（cd/m²）×表示面の面積（m²）が 25 以上のものに限る。）とすること。ただし、通路誘導灯を廊下に設置する場合にあって、当該誘導灯をその有効範囲内の各部分から容易に識別することができるときは、この限りでない。◆
- また、当該防火対象物の関係者のみが使用する場所にあっては、政令第 32 条を適用して B 級又は C 級とすることができる。
- a 政令別表第 1（10）項、（16 の 2）項又は（16 の 3）項に掲げる防火対象物
- b 政令別表第 1（1）項から（4）項まで若しくは（9）項イに掲げる防火対象物の階又は同表（16）項イに掲げる防火対象物の階のうち、同表（1）項から（4）項まで若しくは（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、その床面積が 1,000 m²以上のもの
- (ウ) 床面に埋め込む通路誘導灯は、荷重により破壊されない強度を有するものであること。◆
- (エ) 雨水のかかるおそれのある場所又は湿気のある場所に設ける誘導灯は、防水構造とすること。◆
- (オ) 誘導灯の周囲には、誘導灯と紛らわしい又は誘導灯を遮る灯火、広告物、掲示物等を設けないこと。◆
- (カ) 床面に埋め込む通路誘導灯は、器具面を床面以上とし、突き出し部分は 5 mm 以下とすること。
- (キ) 廊下等の直線部分に同じ区分の通路誘導灯を 2 以上設置する場合は、おおむね等間隔となるよう設置すること。
- (ク) 避難施設への出入口が 2 箇所以上ある場所で、当該出入口から 20m 以上となる部分に設置するものの表示は、原則として二方向避難を明示し、その他のものは一方向指示とすること（第 18—28 図）。
- (ケ) 居室内に防火戸（防火シャッターを含む。）がある場合は、隣接区画から避難してきた者が避難施設へ避難できる方向に指示すること（第 18—28 図）。



第 18—28 図 誘導灯の設置例

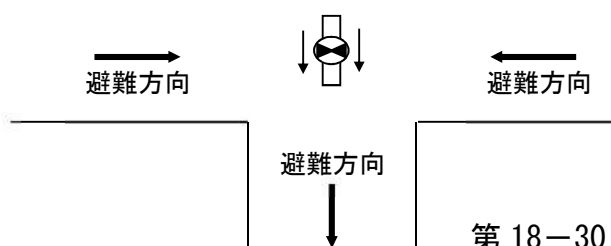
- (コ) 政令別表第1(9)項イ又は(16)項イに掲げる防火対象物のうち(9)項イの用途に供される部分で、脱衣所、浴室、マッサージ室等の居室が廊下等を経ないで通行できる場合は、この居室の連続を一の居室内通路とみなし、設置すること(第18-29図)。



連続居室の場合

第18-29図 誘導灯の設置例

- (サ) 政令別表第1(2)項ニの防火対象物及び(16)項イ、(16の2)項、(16の3)項の防火対象物の(2)項ニの用途に供する部分にあっては、床面から誘導灯下面までの高さが1m以下となるように設置すること。ただし、高輝度蓄光式誘導標識を床又は床面からの高さが1m以下となる部分に有効に設置した場合は、設置の高さを1m以下としないことができる。◆
- (シ) 直近に防煙たれ壁等がある場合は、当該防煙たれ壁等より下方の箇所に設けること。
- (ス) 表示面は多数の目にふれやすい位置に設置する。
- (セ) 地震動等に耐えられるよう壁、床等に堅固に固定すること。
- (ソ) 壁、床面等に埋め込む場合は、当該部分の強度及び耐火性能に支障をきたさないように措置すること。
- (タ) 扉若しくはロッカー等の移動するもの又は扉の開閉により見えにくくなる箇所には設置しないこと。
- (チ) 床又は天井等に有効に設置すること(第18-30図)。



第18-30図 通路誘導灯の設置例

(4) 階段通路誘導灯

ア 設置箇所

(ア) 設置場所

階段又は傾斜路には、階段通路誘導灯を設けること(3(2)エに定める部分を除く)。◆

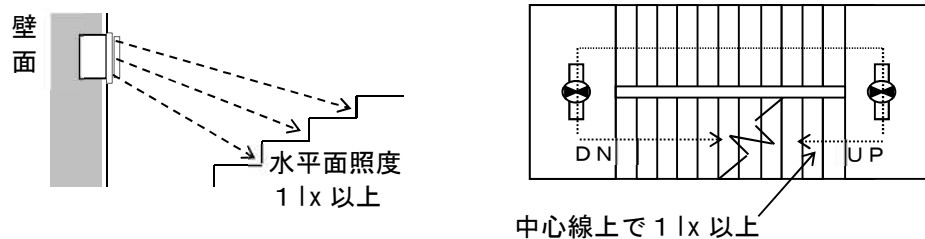
(イ) 設置緩和

次のいずれかに該当する場合は、政令第 32 条を適用し階段通路誘導灯の設置を要しない。

- a 外光により避難上有効な照度を得られる屋外階段（ただし、(1) ア (イ) a (a) 又は (b) に掲げる防火対象物を除く。）
- b 外光により避難上有効な照度を得られ、かつ、不特定多数の者の避難経路とならない開放階段
- c 政令別表第 1 (5) 項口に掲げる防火対象物の階段又は傾斜路及び (16) 項イ又は (16) 項ロに掲げる防火対象物のうち、(5) 項ロの用途に供される部分の階段又は傾斜路
- d 政令別表第 1 (6) 項ニに掲げる防火対象物で日の出から日没までの間のみ使用し、外光により避難上有効な照度を得られる階段
- e 政令別表第 1 に掲げる防火対象物のうち、個人の住居の用に供する階段

イ 設置要領

(ア) 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯にあっては、踏面又は表面及び踊場の中心線の照度が 1 lx 以上となるように設けること（第 18-31 図）。◆



第 18-31 図 階段通路誘導灯の設置例

(イ) 地震動等に耐えられるよう壁、床等に堅固に固定すること。

(5) 客席誘導灯

ア 設置箇所

(ア) 客席誘導灯は、政令別表第 1 (1) 項に掲げる防火対象物並びに同表 (16) 項イ及び (16 の 2) 項に掲げる防火対象物の部分で、同表 (1) 項に掲げる防火対象物の用途に供されるものの客席に設けること。◆

(イ) 次のいずれかに該当する場合は、政令第 32 条を適用し客席誘導灯の設置を要しない。

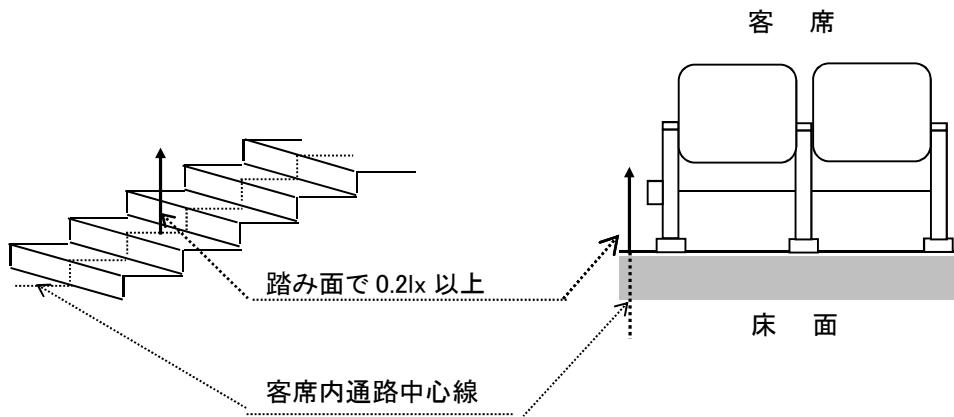
- a 外光により避難上有効な照度を得られる屋外観覧場等の客席部分
- b 避難口誘導灯により避難上有効な照度を得られる客席部分
- c 移動式の客席部分で、非常電源が確保された照明により避難上有効な照度を得られる部分

※自動火災報知設備の火災信号により、点灯するものにあつては、5 に準じて消灯することができる。

イ 設置要領

(ア) 客席誘導灯の客席における照度は、客席内の通路の床面における水平面で 0.2 lx 以上であること。◆

(イ) 客席内通路が階段状になっている部分にあっては、客席内通路の中心線上において、当該通路部分の全長にわたり照明できるものとし、かつ、その照度は、当該通路の中心線上で測定し、必要な照度を得られること。（第 18-32 図）



第 18-32 図 客席誘導灯の設置例

- (ウ) 客席を壁、床等に機械的に収容できる構造のものにあつては、当該客席の使用状態において避難上有効な照度を得られるよう設置すること。
- (エ) 原則として、床面から 0.5m 以下の高さに設けること。
- (オ) 客席誘導灯（電源配線も含む。）は、避難上障害とならないように設置すること。
- (カ) 地震動等に耐えられるよう壁、床等に堅固に固定すること。
- (6) 表示複合形誘導灯
表示複合形誘導灯の設置箇所及び設置要領は、(1)、(3) 及び (4) の例によるほか、その標識灯の表示内容は、避難誘導効果を阻害しないものであり、公共的なものであること。また、避難の方向性が相反しないものであること。
- (7) 灯火を内蔵した標識板（以下「標識灯」という。）と並列設置される誘導灯
標識灯と並列設置される誘導灯の設置箇所及び設置要領は、(1)、(3)、(4) 及び (6) の例によるほか次によること。
- ※ 並列設置とは、標識灯を誘導灯の短辺に接して設置することをいう。
- ア 標識灯に使用される色は、おおむね「緑色」又は「赤色」以外のものであること。
- ◆
- イ 標識灯の表示面の平均輝度は、誘導灯の表示面の平均輝度以下であること。◆
- ウ 標識灯の電源回路は、誘導灯の電源回路と別回路とすること。
- (8) 誘導標識
- ア 設置箇所
- (ア) 避難口に設ける誘導標識は、省令第 28 の 3 第 3 項第 1 号に掲げる避難口の上部に設けること。
- (イ) 廊下又は通路に設ける誘導標識は、廊下又は通路及びその曲り角の床又は壁に設けること。
- (ウ) 政令別表第 1 に掲げる防火対象物（(ア) 及び (イ) の部分を除く。）のうち、不特定多数の者の避難経路となる避難口、廊下等に設置すること。
- (エ) 階段室内には、階段を明示した標識又は照明器具を設けること。
- イ 設置要領
- (ア) 避難口又は階段に設けるものを除き、各階ごとに、その廊下及び通路の各部分から一の誘導標識までの歩行距離が 7.5m 以下となる箇所及び曲り角に設けること。◆
- (イ) 多数の者の目に触れやすく、かつ、採光が識別上十分である箇所に設けるこ

- と。◆
- (ウ) 誘導標識の周囲には、誘導標識と紛らわしい又は誘導標識を遮る広告物、掲示物等を設けないこと。◆
 - (エ) 誘導灯と併設する場合の誘導標識は、努めて蓄光式誘導標識又は高輝度蓄光式誘導標識を用い、誘導灯設置付近等の床面に設置すること。ただし、床埋込形の通路誘導灯を設置した箇所を除く。
 - (オ) 誘導標識は、容易にはがれないよう接着剤等で固定すること。
 - ※ 扉、床等に塗料を用い、誘導標識の基準に準じ表示したものにあっては、誘導標識として取り扱うことができる。
 - (カ) 設置環境及び設置場所（床面・壁面に設置するもの）を踏まえ、必要に応じて、耐水性、耐薬品性、耐磨耗性等を有するものを使用すること。
- (9) 特殊場所に対する基準の特例
- 冷凍庫又は冷蔵庫（以下「冷凍庫」という。）の用途に供される部分については、次の基準により政令第 32 条を適用し、誘導灯の設置を緩和することができる。
- ア 次のいずれかに適合する場合は、冷凍庫の出入口に設ける避難口誘導灯を設置しないことができる。
 - (ア) 冷凍庫内における各部分から最も近い出入口までの歩行距離が 30m 以下である場合
 - (イ) 出入口であることを明示することができる表示及び緑色の灯火が設けられ、かつ、冷凍庫内の作業に蓄電池で駆動する運搬車等に付置又は付属する照明により十分な照度が保持できる場合
 - (ウ) 通路部分の曲折点が 1 以下で、当該曲折点から出入口であることを明示する表示及び非常電源を付置した緑色の灯火を容易に確認できる場合
 - イ 冷凍庫内の通路が整然と確保され、かつ、避難上十分な照度を有している場合は、通路誘導灯を設置しないことができる。
- (10) 一般住宅を飲食店や宿泊施設等に活用する場合における特例基準
- 建物全体が一般住宅の用に供されていた戸建ての家屋で、政令別表第 1（1）項から（15）項までに掲げる防火対象物又は複合用途防火対象物に該当するもので、「一般住宅を宿泊施設や飲食店等に活用する場合における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について」（平成 29 年 3 月 23 日付け消防予第 71 号）の基準に適合する部分については、政令第 32 条を適用し誘導灯の設置を要しないものとする。

5 誘導灯の消灯

- (1) 誘導灯を消灯することができる防火対象物又はその部分は、次のとおりとする。
- ア 無人の防火対象物◆
 - (ア) 休日、夜間等定期的に無人の状態が繰り返される防火対象物（警備員、宿直者等によって管理を行っているものは無人とみなす。）
 - (イ) 無人倉庫等
 - イ 外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所◆
 - 外光により誘導灯を容易に識別できる（以下「有効外光状態」という。）部分
 - ウ 利用形態により特に暗さが必要である場所◆
 - (ア) 政令別表第 1（1）項及び（8）項に掲げる防火対象物、同表（16）項に掲げる防火対象物の（1）項及び（8）項の用途に供される部分並びにこれらに準

ずる部分のうち、通常の使用状態において特に暗さが要求され、かつ、誘導灯の点灯が当該防火対象物又はその部分の使用目的の障害になるおそれがある劇場、映画館、プラネタリウム等の用途に供される場所

- (イ) 舞台等の演出効果のため、一時的に（数分程度）に消灯する必要がある部分
- (ウ) 通常の使用状態において常時暗さが要求される遊園地のアトラクション等の用途に供される場所であって、誘導灯の点灯が、当該防火対象物又はその部分の使用目的の障害になるおそれがあり、かつ、政令別表第1(2)項（飲酒を伴うものに限る。）及び(3)項に掲げる用途に供される部分を除く場所（以下「常時暗さが必要とされる場所」という。）

エ 主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所◆

(ア) 政令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで及び(16)項ロに掲げる防火対象物にあつては、通常、当該防火対象物の関係者及びその従業員、使用人等以外の者が存しない部分

(イ) 政令別表第1(1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物にあつては、当該防火対象物の関係者及びその従業員、使用人等のみが使用し、かつ不特定多数の者の避難経路とならない部分

(ウ) 常時施錠されている電気室、機械室、倉庫等

オ 省令第28条の3第3項第1号ニに掲げる場所で通常開放されている部分

(2) 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯については、(1)ア及びイに掲げる場合に限る、常時点灯することを要しない。

(3) 消灯できる期間

ア (1)アに掲げる防火対象物又はその部分の消灯できる期間は、無人状態に限るものであること。

イ (1)イに掲げる防火対象物又はその部分の消灯できる期間は、有効外光状態に限るものであること。

ウ (1)ウに掲げる対象場所の消灯できる期間は、通常の使用状態において、特に暗さが要求され、かつ、誘導灯の点灯が当該部分の使用目的の障害となるおそれがある場合に限るものであること。

(ア) 常時暗さが必要とされる場所における消灯は、営業時間内であること。

なお、清掃、点検等のために人が存する場合には、消灯できない。

(イ) 一定時間継続して暗さが必要とされる場所における消灯は、映画館及び劇場における上演中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内であること。

(ウ) 一時的に（数分程度）に暗さが必要とされる場所における消灯は、催し物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内であること。

(4) 消灯及び点灯方法

ア 無人状態における消灯は、原則として信号装置を用い、手動で一括消灯し、自動火災報知設備の火災信号及び手動信号により点灯するものであること。

ただし、自動火災報知設備の設置がなく、かつ、警備員、宿直者等がいらない防火対象物では、信号装置に接続した施錠連動点滅器又は照明器具連動点滅器の操作と連動して点灯すること。

イ 有効外光状態における消灯は、原則として信号装置を用い、光電式自動点滅器による自動点滅とし、かつ、自動火災報知設備の火災信号及び手動信号により点

灯すること。

ウ 消灯は、(3)ウの期間において、その都度、手動で行う方式とし、消灯及び点灯する点滅器、開閉器等は、消灯対象場所を見とおせる場所又はその付近に設けること。ただし、消灯対象場所に使用されている一般の照明器具の消灯と連動して誘導灯が自動的に消灯するものにあつては、この限りでない。

点灯は、自動火災報知設備の作動と連動して誘導灯が自動的に点灯するもの（自動火災報知設備のない防火対象物を除く。）とし、かつ、次のいずれかに適合すること。

(ア) 消灯対象場所に使用されている一般の照明器具と連動して誘導灯を消灯する場合の点灯は、当該照明器具と連動して誘導灯が自動的に点灯するものであること。

(イ) (1)ウ(イ)に掲げる一時消灯については、自動復帰形点滅器を用い手動動作により行うことができる。

エ (1)エに掲げる防火対象物又はその部分の消灯は、原則として信号装置を用い、手動で消灯し、かつ、自動火災報知設備の火災信号により点灯すること。

ただし、(1)エ(ウ)に掲げる部分の消灯は、アただし書によることができるものとする。

オ (1)オに掲げる部分の消灯は、防火戸等の開閉に連動する自動点滅器等を用い、当該防火戸等の開放時のみ消灯できるものであること。

カ 階段又は傾斜路の誘導灯については自動点滅器又は手動点滅器等により消灯及び点灯することができること。

(5) 接続方法

接続方法等は、別記1連動式誘導灯設備の設置基準によること。

(6) 消灯時の留意事項

(3)ウの期間において、消灯を行う場合には、誘導灯が消灯されること、火災の際には誘導灯が点灯すること及び避難口の位置等避難の方法について掲示しておくか又はあらかじめ放送等により、在館者に説明すること。

6 電源及び配線

(1) 電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。◆

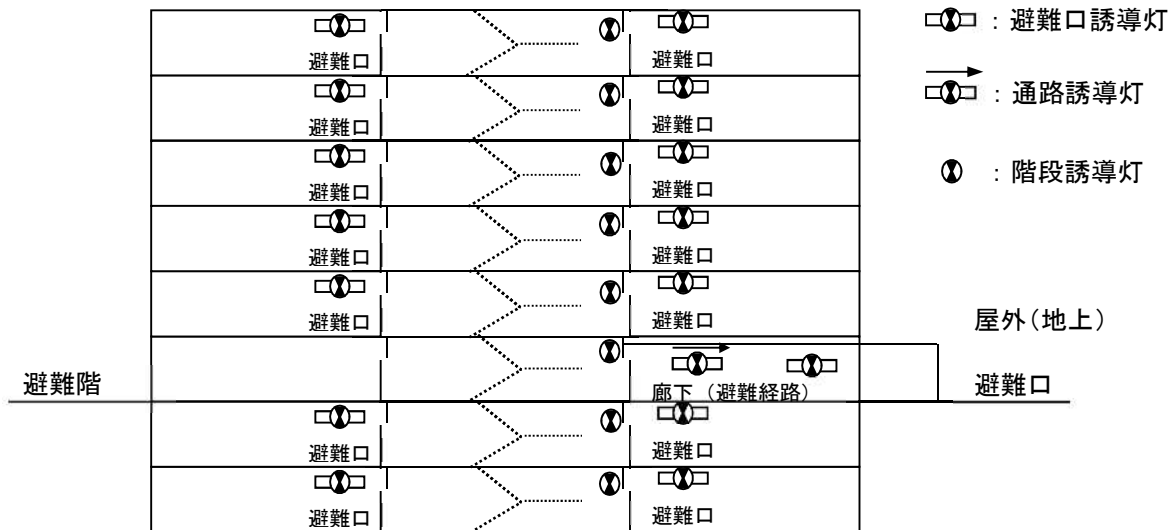
(2) 電源の開閉器には、誘導灯用のものである旨を表示すること。◆

(3) 誘導灯の非常電源（別置形のものに限る。）及びその配線は、第5章第3非常電源の例によること。

(4) 非常電源は、直交変換装置を有しない蓄電池設備によるものとし、誘導灯を有効に20分間作動できる容量以上とすること。◆

ただし、次に掲げる防火対象物の部分に設ける誘導灯にあつては、容量を60分間（20分間を超える時間における作動に係る容量にあつては、直交変換装置を有する蓄電池設備、自家発電設備又は燃料電池設備によるものを含む。）以上とすること（第18-33図）。◆

なお、配線や自家発電設備等の基準については、省令第12条第1項第4号イ(イ)から(ニ)まで及び(ヘ)ロ(ロ)から(ニ)まで、ハ(イ)から(ニ)まで、ニ(イ)及び(ロ)並びにホの規定の例により設けること。◆



第 18-33 図 非常電源が 60 分以上とする誘導灯の設置例

- ア (ア) から (ウ) に該当する防火対象物の省令第 28 条の 3 第 3 項第 1 号イ及び
ロに掲げる避難口、避難階の直通階段から同号イに掲げる避難口に通ずる廊下及
び通路並びに直通階段に設置する誘導灯（高輝度蓄光式誘導標識を床面から 1 m
以下に有効に設置した場合は、その部分の通路誘導灯を除く。イにおいて同じ。）
- (ア) 政令別表第 1 (1) 項から (16) 項までに掲げる防火対象物で延べ面積 50,000
㎡以上
- (イ) 政令別表第 1 (1) 項から (16) 項までに掲げる防火対象物で地階を除く階
数が 15 以上であり、かつ、延べ面積 30,000 ㎡以上
- (ウ) 消防法施行令別表第 1 (16 の 2) 項に掲げる防火対象物で、延べ面積 1,000
㎡以上であること。
- イ 政令別表第 1 (10) 項又は (16) 項イ ((10) 項に掲げる防火対象物の用途に供
される部分に限る。) の防火対象物で消防長が避難上必要であると認めて指定す
るものの地階にある乗降場、当該乗降場に通ずる階段、傾斜路、通路、省令第 28
条の 3 第 3 項第 1 号イ及びロに掲げる避難口、避難階の直通階段から同号イに掲
げる避難口に通ずる廊下及び通路並びに直通階段に設置する誘導灯（乗降客の避
難する部分に限る）
- (5) 非常電源を別置形の蓄電池設備又は自家発電設備とする誘導灯の常用（非常用）
電源回路には、一般の負荷設備の地絡（漏電）により電路を遮断する装置を設けな
いこと。
- (6) 常用電源からの専用回路は、2 以上の階（小規模の防火対象物を除く。）にわたら
ないこと。ただし、(4) のただし書に定める誘導灯及び階段の通路誘導灯にあって
は、階段系統ごとにする事ができる。
- (7) 非常電源と常用電源との切替装置及び常用電源の停電検出装置の取付け場所は、
原則として誘導灯回路を分岐している分電盤、配電盤又は誘導灯器具内とすること。
ただし、切替装置を内蔵する浮動充電方式の蓄電池設備を用いるものにおいては、
これによらないことができる。

7 操作盤、総合操作盤

(1) 総合操作盤

総合操作盤は、省令第28条の3第4項第12号により設けられていること。◆

(2) 設置場所

総合操作盤は、第2章第18防災センターの設置等の要件についてにより防災センター等に設けること。

8 旧基準により製造された誘導灯の取扱いについて

- (1) 旧基準により製造された誘導灯及び誘導標識（以下「旧基準適合品」という。）のうち、規則第28条の3第1項及び誘導灯告示第4に適合するもの（以下「新基準適合品」という。）については、新基準により設置・維持することができる。なお、この場合において、誘導灯については、誘導灯告示第5第3号の規定により新基準による種類を表示したものであること（(一社)日本照明器具工業会「従来型（3：1、5：1）誘導灯新区分対応表」参照）。

また、高輝度誘導灯にあつては、第18-1表により読み替えることができる。

第18-1表

高輝度誘導灯の表示	新基準への読替え
40形	A級
20A形	B級・BH形
20B形	B級・BL形
10形	C級

- (2) 新基準適合品の誘導灯については、第18-2表により旧基準適合品に読み替えることができる。

第18-2表

新基準適合品	旧基準適合品への読替え
A級	大形（40形）
B級・BH形	大形（20A形）
B級・BL形	中形（20B形）
C級	小形（10形）

※ 1 ()内は、高輝度誘導灯に係る読替え。

※ 2 上表により、旧基準適合品の新基準適合品への読替えはできない。
((1)によること。)

別記1 連動式誘導灯設備の設置基準

1 用語

- (1) 連動式誘導灯設備とは、点滅形誘導灯、誘導音装置付誘導灯、点滅形誘導音装置付誘導灯、消灯方式誘導灯及び付加装置により構成されるものをいう。
- (2) 受信機とは、自動火災報知設備の受信機をいう。
- (3) 移報用装置とは、受信機からの火災信号を信号装置に移報する装置をいう。
- (4) 連動開閉器とは、信号装置等からの信号により誘導灯を消灯するための電磁開閉器をいう。
- (5) 光電式自動点滅器とは、自然光の明暗により自動的に電気信号を出力するものをいう。
- (6) 施錠連動点滅器とは、出入口扉の施錠と連動して電気信号を出力するものをいう。
- (7) 照明器具連動点滅器とは、照明器具の点灯と連動して電気信号を出力するものをいう。
- (8) 連動装置とは総合操作盤と信号装置等を連動し、総合操作盤から誘導灯の各種操作及び誘導灯の各種状態を監視するのに必要な信号変換を行うものをいう。

2 種類

- (1) 連動式誘導灯設備は、次表の組合せにより構成されるものであること。

機 器 設 備		点滅形誘導灯	誘導音装置付誘導灯	点滅形誘導音装置付誘導灯	消灯方式誘導灯	受信機 (移報装置を含む)	信号装置	連動開閉器	自動点滅器 ※1	施錠連動点滅器又は 照明器具連動点滅器 ※2	煙感知器	連動装置
点滅形誘導灯設備		◎				◎	◎	○			○	○
誘導音装置付誘導灯設備			◎			◎	◎	○			○	○
点滅形誘導音装置付誘導灯設備				◎		◎	◎	○			○	○
消灯方式 誘導灯設備	居室・廊下等	○	○	○	◎	○	◎	◎	○	○		○
	屋外階段等				◎	○	○	○	◎			○
	遊園地・劇場・映画館・ 集会場等の対象場所				◎	◎	◎	◎		◎		○
	専ら関係者が存する場所等				◎	◎	◎	○				○

(注) ◎ : 設置を必要とするもの

○ : 必要に応じて設置するもの

※1: 屋外階段に設けるものは、光電式自動点滅器、省令第28条の3第3項第1号二の箇所に設けるものは、扉等の開閉に連動する点滅器とすること。

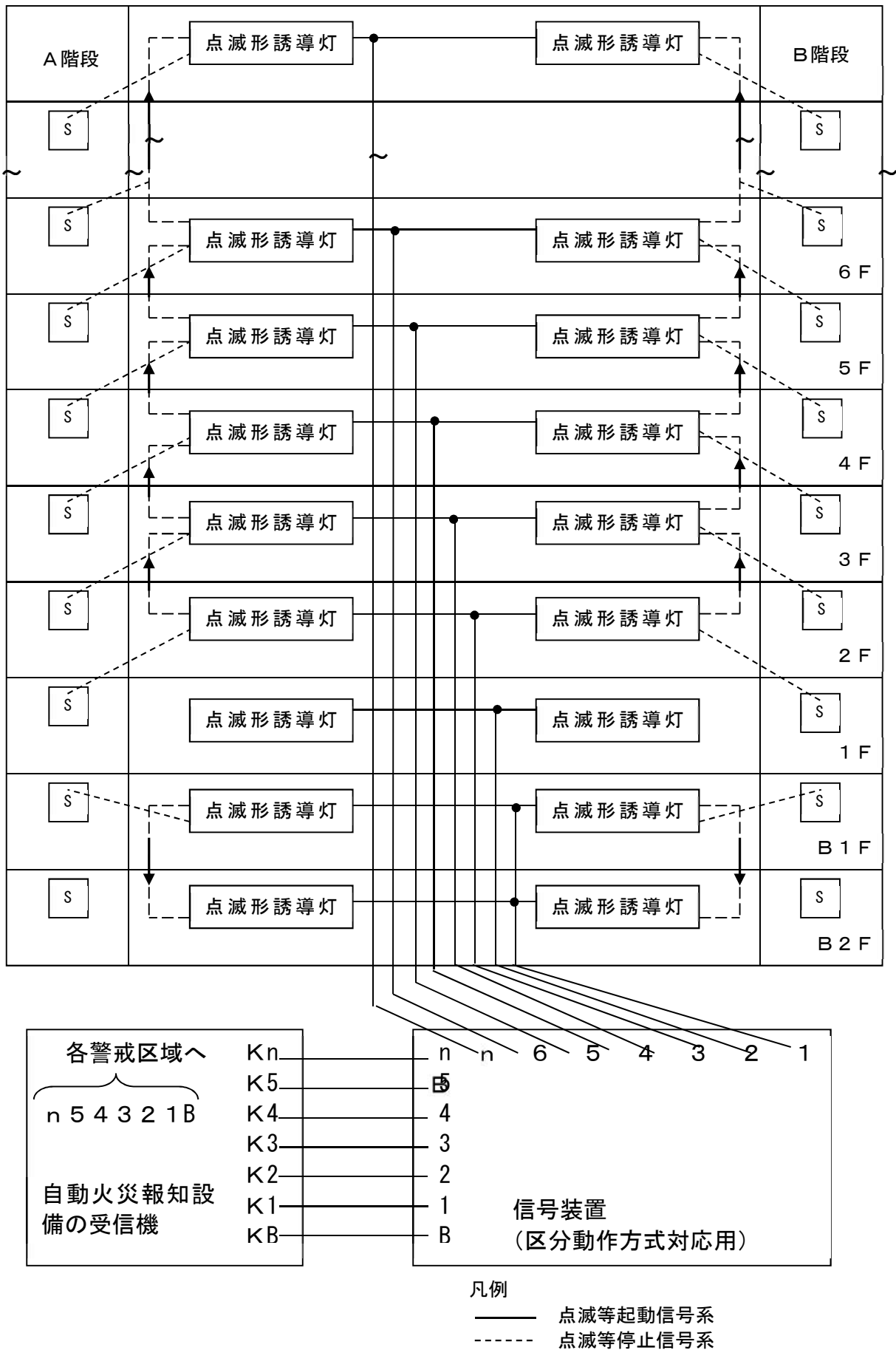
※2: 照明器具連動点滅器は、居室・廊下等又は劇場・映画館等用のいずれかに設けることができるものであること。

- (2) 点滅形誘導灯設備、誘導音装置付誘導灯設備又は点滅形誘導音装置付誘導灯設備は、それぞれ消灯方式誘導灯設備と併用することができる。

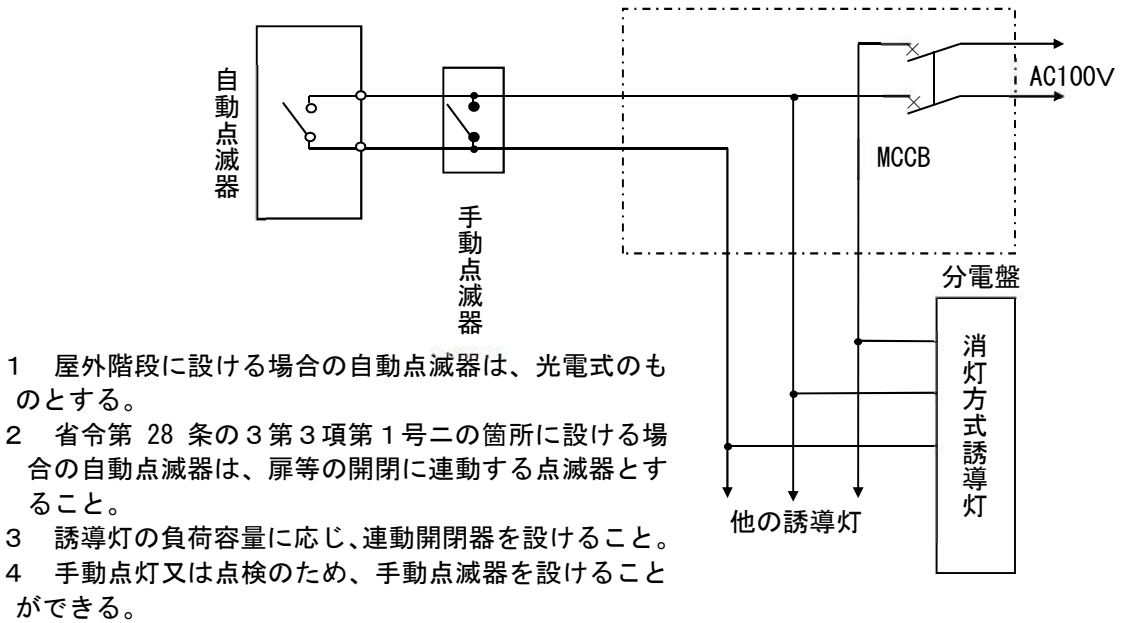
3 機器設置要領

- (1) 信号装置等（区分動作方式とする場合で、信号装置に替わる装置を用いる場合を含む。）を設置する場合は、次によること。
- ア 信号装置は、原則として受信機と同一の室に設けること。ただし、劇場、映画館等の対象場所専用設ける場合は、この限りでない。
 - イ 誘導灯を消灯する場合に使用する信号装置の設置箇所直近に、次の事項を表示すること。
 - (ア) 誘導灯信号装置である旨
 - (イ) 消灯条件
 - (ウ) 連動開閉器等の種別
 - (エ) 操作責任者又は管理者
 - ウ 点滅形誘導灯設備、誘導音装置付誘導灯設備及び点滅形誘導音装置付誘導灯設備の信号装置設置箇所直近に次の事項を表示すること。
 - (ア) 誘導灯用信号装置である旨
 - (イ) 点滅又は誘導音等の停止及び復旧操作要領
- (2) 移報用装置を設置する場合は、次によること。
- ア 移報用装置は、受信機に移報用端子がない場合又は受信機に移報用端子が設けられているが、すでに他の設備に接続されている場合に設けること。
 - イ 移報用装置は受信機の直近で点検の容易な場所に設けること。
 - ウ 受信機から移報を停止した場合、その状況から容易に判明できるように、受信機のスイッチ又は表示窓の部分に「停止中」である旨を表示すること。
 - エ 移報用端子を接続することにより、受信機の電源等に支障をきたさないこと。
 - オ 移報用装置には、「誘導灯用移報装置」である旨の表示をすること。
 - カ 受信機内の移報用端子には、誘導灯用である旨の表示をすること。
 - キ 信号装置を移報用装置に接続する場合は、別図4に示すC及びNC（ブレーク接点）端子に接続すること。
- (3) 外付け形の点滅装置又は誘導音装置にあつては、誘導灯から1 m以内に設けること。
- (4) 消灯方式誘導灯設備の連動開閉器は、次によること。
- ア 連動開閉器
 - (ア) 構造は、JIS等の規格に適合したもので開閉に十分耐える容量のものであること。
 - (イ) 誘導灯の専用電源回路を分岐した分電盤等に収納すること。
 - (ウ) 接点容量は負荷となる誘導灯に対して十分な容量を有するものであること。
 - (エ) 連動開閉器の二次側回路は、消灯信号時において開回路となるものであること。
 - (オ) 連動開閉器の直近には、誘導灯の消灯用連動開閉器である旨の表示をすること。
 - イ 光電式自動点滅器

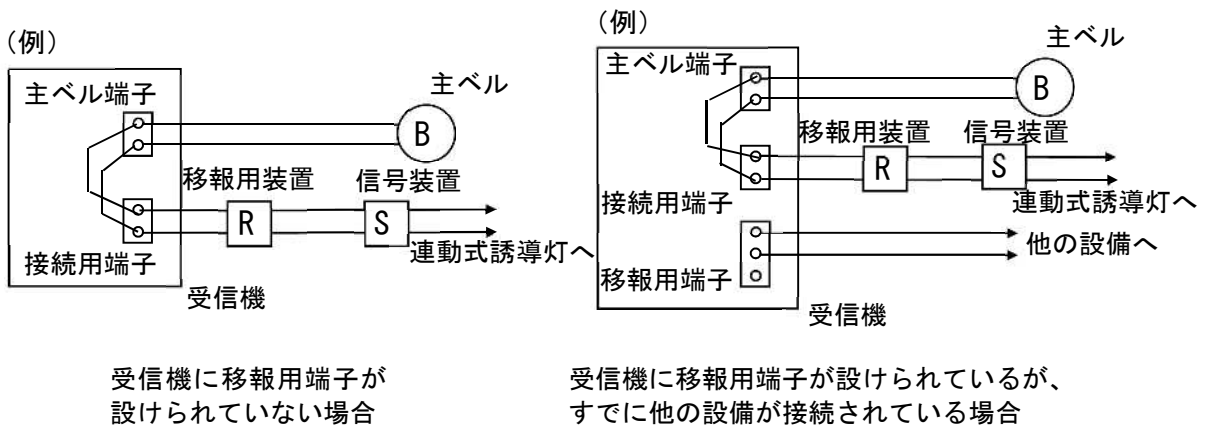
- (ア) 構造は、JIS C 8369（光電式自動点滅器）に適合するものであること。
 - (イ) 検出部が自然光以外の強い光を受けたり、樹木や建築物などの陰にならない場所に設けること。
 - (ウ) 光電式自動点滅器の直近には、ア（オ）の例により必要事項を表示すること。
- ウ 施錠連動点滅器
- (ア) 施錠時、施錠連動回路は、施錠時において閉回路となるものであること。
 - (イ) 複数の施錠連動点滅器を用いる場合は、それぞれ直列に接続すること。
 - (ウ) 施錠連動点滅器の直近には、ア（オ）の例により必要事項を表示すること。
- エ 照明器具連動点滅器
- (ア) 照明器具連動点滅器は、誘導灯を消灯する防火対象物又はその部分が使用される場合、必ず点灯される照明器具の点灯と連動するものであること。
 - (イ) 照明器具連動点滅器は、（ア）の照明器具消灯時、照明器具連動回路が閉回路となるものであること。
 - (ウ) 複数の照明器具連動点滅器を用いる場合は、それぞれの点滅器を直列に接続すること。
 - (エ) 照明器具連動点滅器の直近には、ア（オ）の例により必要事項を表示すること。
- (5) 連動装置は、次によること。
- 連動装置は、原則として操作盤等又は信号装置等と同一の室に設け、設置箇所直近に次の事項を表示すること。
- ア 誘導灯連動装置である旨
 - イ 連動装置の操作要領（操作の必要のないものを除く。）



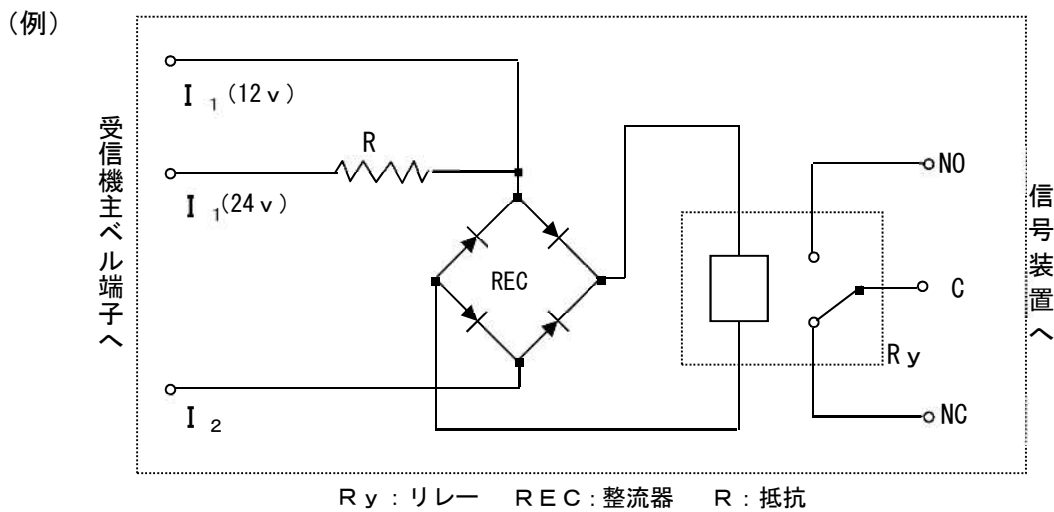
別図1 点滅等の停止専用煙感知器の設置例



別図 2 屋外階段等における消灯方式



別図 3 移報用を用いる場合の接続図



別図 4 移報用装置の回路図

第 19 消防用水

1 地盤面下 4.5m 以内の部分に設ける消防用水で吸管投入孔を設けるもの

(1) 吸管投入孔

ア 吸管投入孔の大きさ、個数は次によること。

(ア) 吸管投入孔の大きさは、長辺、短辺ともに 0.6m 以上の長方形又は正方形並びに直径 0.6m 以上の円形とする。

(イ) 所要水量が 80m^3 未満のものにあつては 1 個以上、 80m^3 以上のものにあつては 2 個以上設けること。

イ 吸管投入孔には、鉄蓋等を取り付けること。この場合、設置場所が車両の通行に供される場合にあつては、車両通行に耐える強度のものとする。

(2) 水源

ア 水源の原水

水源の原水は、第 5 章第 2 屋内消火栓設備 2 (1) を準用すること。

イ 水源水量

水源水量は、政令第 27 条第 3 項の規定に定める必要な水量以上とするほか、原則として、他の消火設備の水源とは使用方法が異なることから併用をしないこと。

ウ 有効水源水量の確保

投入孔の直下には、集水ピット(釜場)を設けること。この場合、集水ピットの大きさは、原則として、縦 50cm 以上、横 100cm 以上、深さ 30cm 以上とすること。

エ 水源水槽の構造

水源水槽の構造は、第 5 章第 2 屋内消火栓設備 2 (4) を準用すること。

2 地盤面下 4.5m 以内の部分に設ける消防用水で採水口を設けるもの

(1) 採水口

ア 採水口は、「消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」(平成 4 年自治省令第 3 号。以下第 19 において「結合金具の規格省令」という。)に規定される呼称 75 のめねじに適合する単口とし、設置個数は、第 19-1 表によること。

第 19-1 表

所要水量	40m^3 以内	40m^3 超～ 120m^3 未満	120m^3 以上
採水口の数	1 個	2 個	3 個

イ 採水口は、地盤面からの高さが 0.5m 以上 1 m 以下の位置に設けること。

ウ 採水口は、自主認定品を設けること。

(2) 配管

配管は、省令第 12 条第 1 項第 6 号二、ホ、ト及びチの規定並びに第 5 章第 2 屋内消火栓設備 3 (1) アからウまで及び (2) ウからオまでに準じて設けるほか、次によること。

ア 配管は、採水口 1 口ごとの単独配管とすること。

なお、全長及び屈折部は別記配管口径算定表により、算定した結果支障のない長さ及び個数とする。

イ 採水口に接続する配管は、呼び径 100A 以上とすること。

- ウ 埋設配管等は、第5章第2屋内消火栓設備3(2)カを準用すること。ただし、塩化ビニルライニング鋼管(継手を含む。)等を次により使用することができる。
- (ア) 鋼管及び管継手は、日本水道協会規格K116(水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管)、K132(水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管)又はK150(水道用硬化塩化ビニルライニング鋼管管端防食継手)と同等以上のものを使用すること。なお、K117(水道用樹脂コーティング管継手)を使用する場合は、管端の防食措置を確実に行わせるようにすること。
- (イ) 溶接加工等著しく熱の伴う加工は行わないこと。
- (ウ) 火災時の影響を受けるおそれが少ない場所に設置すること。
- (エ) 水槽内へ設置する配管の管端防食措置を確実に行わせること。
- (3) 水源
水源は、1(2)を準用すること。

3 地盤面下4.5mを超える部分に設ける消防用水

次のとおり、ポンプを用いる加圧送水装置(以下第19において「ポンプ」という。)及び採水口を設けた場合は、政令第27条第3項第1号の規定にかかわらず、政令第32条の規定を適用し、地盤面下4.5mを超える部分に設ける有効水量を消防用水とすることができる。

- (1) 採水口
ア 採水口は、結合金具の規格省令に規定される呼称65の差込式に適合する単口とすること。
イ 2(1)イ及びウを準用すること。
ウ 採水口の直近には、止水弁を設け、当該位置で止水弁の操作が容易にできるものとする。
- (2) ポンプの吐出量及び採水口の個数
ポンプの吐出量及び採水口の個数は、第19-2表によること。

第19-2表

所要水量	40m ³ 以内	40m ³ 超~120m ³ 未満	120m ³ 以上
加圧送水装置の吐出量	1,100ℓ/min	2,200ℓ/min	3,300ℓ/min
採水口の数	1個	2個	3個

- (3) ポンプ
ア ポンプの設置場所
第5章第2屋内消火栓設備1(1)アを準用すること。
イ 機器
第5章第2屋内消火栓設備1(1)イを準用すること。
ウ 設置方法
(ア) ポンプは専用とし、他のポンプと併用又は兼用しないこと。
(イ) ポンプの全揚程は(2)に定める吐出量時において、採水口までの実高及び配管摩擦損失水頭に15mを加えた数値以上とすること。
- (4) 水源
水源は、1(2)(ウを除く。)を準用するほか、有効水源水量の確保は、第5章第2屋内消火栓設備2(3)によること。

(5) 配管

採水口に接続する配管は、呼び径 65A 以上とし、第 5 章第 2 屋内消火栓設備 3 (1) 及び (2) エを準用すること。

(6) 起動装置等

ア 採水口の位置には、ポンプの遠隔起動装置を設けること。ただし、防災センター等からポンプを起動できる場合において、防災センター等と相互に通話できる連絡装置を設ける場合は、遠隔起動装置を設けないことができること。

イ 遠隔起動装置又は連絡装置の直近には、省令第 12 条第 1 項第 3 号口の規定に準じた赤色の灯火を設けること。

ウ 採水口の直近には、ポンプの始動を明示する赤色の起動表示灯を設けること。ただし、イにより設けた赤色の灯火を点滅させることにより、ポンプの始動を表示できる場合は表示灯を設けないことができること。

(7) 非常電源、配線等

非常電源、配線等は、第 5 章第 2 屋内消火栓設備 5 を準用するほか、非常電源の容量は、ポンプを有効に 60 分以上作動できる容量とすること。

(8) 貯水槽等の耐震措置

貯水槽等の耐震措置は、第 5 章第 2 屋内消火栓設備 6 を準用すること。

(9) 配管等の摩擦損失計算等

配管等の摩擦損失計算等は、第 5 章第 2 屋内消火栓設備 8 を準用すること。

(10) 表示及び警報

表示及び警報は、第 5 章第 2 屋内消火栓設備 9 を準用すること。

4 地盤面より高い部分に設ける消防用水

地盤面より高い部分に設ける消防用水は、次によること。

(1) 採水口からの吐出圧力が 0.15MPa 未満の場合

ア 採水口

(ア) 採水口は、(2) アを準用すること。

(イ) 採水口の付近には、止水弁を設け、当該位置で止水弁の操作が容易にできるものとする。

イ 貯水槽等

(ア) 貯水槽等の設置場所

設置場所は、第 5 章第 2 屋内消火栓設備 1 (2) アを準用すること。

(イ) 機器

機器は、第 5 章第 2 屋内消火栓設備 1 (2) イを準用すること。

ウ 水源

水源は、第 5 章第 2 屋内消火栓設備 2 を準用すること。

エ 配管

配管は、2 (2) を準用すること。

オ 貯水槽等の耐震措置

貯水槽等の耐震措置は、第 5 章第 2 屋内消火栓設備 6 を準用すること。

(2) 採水口からの吐出圧力が 0.15MPa 以上の場合

ア 採水口

採水口は、3 (1) を準用すること。

イ 貯水槽等からの吐出量及び採水口の個数

貯水槽等からの吐出量及び採水口の個数は、3 (2) を準用すること。

ウ 貯水槽等

(ア) 貯水槽等の設置場所

設置場所は、第5章第2屋内消火栓設備1(2)アを準用すること。

(イ) 機器

機器は、第5章第2屋内消火栓設備1(2)イを準用すること。

エ 水源

水源は、第5章第2屋内消火栓設備2を準用すること。

オ 配管

配管は、3(2)を準用すること。

カ 貯水槽等の耐震措置

貯水槽等の耐震措置は、第5章第2屋内消火栓設備6を準用すること。

キ 配管の摩擦損失等

配管の摩擦損失計算等は、第5章第2屋内消火栓設備8を準用すること。

ク 吐出圧力が1.6MPaを超えないための措置

採水口からの吐出圧力が1.6MPaを超えないための措置は、第5章第2屋内消火栓設備1(3)ア、エ及びオを準用すること。

5 空調用蓄熱槽との兼用

空調用蓄熱槽と兼用する場合は、「空調用蓄熱槽水を消防用水として使用する場合の取扱いについて」(平成9年3月6日付け消防予第42号)によること。

(1) 空調用蓄熱槽水の温度及び水質について

消防用水として使用される空調用蓄熱槽水の温度及び水質については、次によること。

ア 温度は、おおむね40℃以下であること。

イ 水質は、原水を上水道水とする等、消防活動上支障のないものであること。

(2) 空調用蓄熱槽水の水量について

消防用水は、消防活動中において同一箇所から採水できることが望ましいことから、消防用水として利用できる空調用蓄熱槽水の水量は、消防用水として必要とされる量以上であること。

また、連通管を設ける場合の消防用水の必要量の算定は、サクシオン管が設けられた槽に隣接する槽までがその対象となること。

(3) 空調用蓄熱槽の設備について

ア 地盤面下に設けられている空調用蓄熱槽のうち、その設けられている地盤面から深さ4.5mを超える部分の水を消防用水として使用するものについては、採水管(地盤面の高さまで空調用蓄熱槽水を採水するための配管をいう。以下同じ。)及び非常電源を附置した加圧送水装置を設けること。

イ 吸管投入孔及び採水管の取水部分は、空調用蓄熱槽の部分のうち水温の低い部分に設けること。

ウ 採水口(採水管端部の消防用ホースと結合するための口をいう。以下同じ。)は、消防ポンプ自動車が2m以内に接近することができる位置に設けること。

エ 吸管投入孔及び採水口の付近には、見やすい箇所に次の事項を掲示すること。

(ア) 消防用水である旨

(イ) 採水可能水量

(ウ) 注意事項

オ 空調用蓄熱槽からの採水又は採水後の充水により、当該空調用蓄熱槽に係る空調設備の機能に影響を及ぼさないようにするため、必要な措置が講じられていること。

6 消防用水の標識等

消防用水の標識等は、次によること。

- (1) 消防用水を設けた場所付近の見やすい位置に標識を設置することとし、「消防用水」及び当該消防用水の容量を示した標識を設置すること。
- (2) 採水口には、「採水口」又は「消防用採水口」と表示すること。
- (3) 法第 21 条第 1 項の規定により、消防水利に指定した場合は、法第 21 条第 2 項の規定により標識を設置し、補助標識等で消防用水兼用である旨の表示をすること。

7 総合操作盤

ポンプを設ける場合は、第 5 章第 2 屋内消火栓設備 10 を準用し設けること。

8 相模原市開発基準条例により設置された防火水槽との兼用

相模原市開発事業基準条例（平成 17 年相模原市条例第 59 号。以下「開発条例」という。）により設置された防火水槽と消防用水を兼用する場合の取扱いは次によること。

- (1) 水量は、政令第 27 条による消防用水の水量又は開発条例による防火水槽の水量のうち大なる水量をもって、政令第 27 条の消防用水は確保されたものとする。なお、消防用水兼用の場合は補助標識等で兼用である旨の表示をすること。
- (2) 政令第 27 条及び 1 から 3 までによるほか、相模原市開発事業基準条例施行規則（平成 18 年相模原市規則第 105 号）及び開発事業技術基準（平成 18 年発行）によるものとする。

別記

配管口径算定表（消防用水採水管）

1 換算管長を求める

配管

A

配管種類

$$\begin{aligned}
 & 90^\circ \text{ エルボ} && 45^\circ \text{ エルボ} && \text{逆止弁(フート弁)} && \text{仕切弁} \\
 & \text{使用個数} & \times & \text{A表の数値} & + & \text{使用個数} & \times & \text{A表の数値} & + & \text{使用個数} & \times & \text{A表の数値} & + & \text{使用個数} & \times & \text{A表の数値} \\
 & (\text{ }) & \times & (\text{ }) & + & (\text{ }) & \times & (\text{ }) & + & (\text{ }) & \times & (\text{ }) & + & (\text{ }) & \times & (\text{ }) \\
 & \text{(換算管長)} & & & & & & & & & & & & & & & \\
 & = & \text{ } & \text{m} & & & & & & & & & & & & &
 \end{aligned}$$

A表

種別	口径 (mm)	90° エルボ	45° エルボ	逆止弁	仕切弁	1000l/min
JISG3452	100.0	3.2	1.5	8.7	0.7	
	125.0	3.9	1.8	10.9	0.8	
JISG3448	100.0	2.4	1.2	12.3	0.9	
	125.0	2.9	1.5	15.3	1.2	
JISG3454 (Sch40)	100.0	3.1	1.4	8.5	0.7	
	125.0	3.8	1.8	10.5	0.8	

2 管長を求める

$$\begin{aligned}
 & \text{(実際の管長)} & + & \text{(1の換算管長)} & = & \text{(管長)} \\
 & \text{ } & + & \text{ } & = & \text{ } \\
 & \text{ } & \text{m} & & \text{m} & & \text{m}
 \end{aligned}$$

3 摩擦損失水頭を求める

$$\begin{aligned}
 & \text{(2の管長)} & \times & \text{(B表の数値)} & = & \text{(摩擦損失水頭)} \\
 & \text{ } & \times & \text{ } & = & \text{ } \\
 & \text{ } & \text{m} & & \text{m} & & \text{m}
 \end{aligned}$$

B表

種別	口径 (mm)	定数
JISG3452	100	0.0446
	125	0.0155
JISG3448	100	0.0267
	125	0.0097
JISG3454 (Sch40)	100	0.0514
	125	0.0182

4 損失水頭を求める

$$\begin{aligned}
 & \text{(3の摩擦損失水頭)} & + & \text{(採水口からの落差)} & = & \text{(損失水頭)} \\
 & \text{ } & + & \text{ } & = & \text{ } \\
 & \text{ } & \text{m} & & \text{m} & & \text{m}
 \end{aligned}$$

判定

6mの根拠

- ①給水高さH=真空圧力÷9.8より消防ポンプの真空性能の最低ライン※ (-84 kPa) 84÷9.8≒8.6m
 - ②1000 l /min給水時の吸管の摩擦損失圧力：約0.021MPa≒2.1m
 - ③1000 l /min給水時のストレーナー等による損失圧力：約0.002MPa≒0.2m
 - ④その他の要因：水温や密度により影響
- ①-(②+③) ≒6.3m

※①動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令に規定されるもの

6mならば給水可能

第20 排煙設備

1 用語の定義

- (1) 排煙設備とは、排煙機、給気機、排煙風道、給気風道及び付属設備をいい、換気設備又は排煙に利用できる空気調和設備（調和機を除く。）を兼ねているものを含むものとする。
- (2) 風道とは、排煙上又は給気上及び保安上必要な強度、容量及び気密性を有するもので、排煙機又は給気機に接続されているものをいう。
- (3) 防煙壁とは、間仕切壁、天井面から50cm（政令第28条第1項第1号に掲げる防火対象物にあっては、80cm）以上下方に突出した垂れ壁その他これらと同等以上の煙の流動を妨げる効力のあるもので、不燃材料（アルミニウム、ガラス（線入り、網入りガラスを除く。）等加熱により容易に変形又は破損するものを除く。）で造り、又は覆われたものをいう。
- (4) 防煙区画とは、防煙壁によって床面積500㎡（政令第28条第1項第1号に掲げる防火対象物にあっては、300㎡）以下に区画された部分をいう。
- (5) 給気口とは、防煙区画内における開口部で、排煙及び給気時、当該部分への空気流入に供される開口部をいう。
- (6) 空気流入口とは、消火活動拠点又は駐車場の防煙区画の開口部で、排煙時に当該防煙区画への空気流入に供される開口部をいう。
- (7) 排煙口とは、防煙区画内における排煙風道に設ける煙の吸入口及び直接外気への排出口をいう。
- (8) 排煙出口とは、排煙風道に設ける屋外への煙の排出口をいう。
- (9) 付属設備とは、非常電源、排煙切換えダンパー、給気口に設ける垂れ壁（可動式のものを含む。）その他の排煙のために設けられるすべての機器をいう。
- (10) 排煙方式とは、機械排煙方式、加圧防排煙方式、自然排煙方式等をいう。
- (11) 機械排煙方式とは、排煙機を作動させ、排煙しようとする部分の煙を引き出すことにより、外部に排煙する方式をいう。
- (12) 加圧防排煙方式とは、特別避難階段の附室、非常用エレベーターの乗降ロビー等に機械給気加圧を行い、外部からの煙の流入を防止する方式等で、加圧された部分以外には排煙上有効な措置を講じてあるものをいう。
- (13) 自然排煙方式とは、直接外気に接する排煙口から排煙する方式をいう。
- (14) 消火活動拠点とは、特別避難階段の附室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所で消防隊の消火活動の拠点となる防煙区画をいう。

2 排煙設備の設置を要しない防火対象物の部分

排煙設備の設置を要しない防火対象物の部分は次の各号に掲げる部分とする。

- (1) 次のア及びイの要件を満たす、常時、直接外気に開放されている部分◆
 - ア 次の（ア）から（ウ）による直接外気に接する開口部が設けられていること。
 - （ア）防煙区画された部分ごとに一以上を設けること。

ただし、給気口（給気用の風道に接続されているものに限る。）が設けられている防煙区画であって、当該給気口からの給気により煙を有効に排除できることができる場合には、この限りではない。
 - （イ）防煙区画の各部分から一の排煙口までの水平距離が30m以下となるように設けること。

(ウ) 天井又は壁（防煙壁の下端より上部であって、床面からの高さが天井の高さの2分の1以上の部分）に設けること。

イ 直接外気に接する開口部の面積の合計は次によること。

直接外気に接する排煙口から排煙する防煙区画にあっては、当該排煙口のア面積の合計は、第20-1表の左欄に掲げる防煙区画の区分に応じ、同表の右欄に掲げる面積以上であること。

第20-1表

防煙区画の区分	必要性能
消火活動拠点	2㎡（特別避難階段の附室と非常用エレベーターの乗降ロビーを兼用するものにあつては、3㎡）
消火活動拠点以外の部分	当該防煙区画の床面積の1/50となる面積

(2) 政令別表第1に掲げる防火対象物又はその部分（主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する部分等に限る。）のうち、政令第13条第1項の表の上欄に掲げる部分、室等の用途に応じ、当該下欄に掲げる消火設備（移動式のものを除く。）が設置されている部分◆

ただし、政令第13条の水噴霧消火設備等及び政令第28条の排煙設備がいずれも必要となる駐車の用に供する部分にあっては、消火設備は水噴霧消火設備又は泡消火設備とし、努めて排煙設備を設置すること。

※ 当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者とは、当該防火対象物で勤務している者に限る。

(3) 防火対象物又はその部分の位置、構造及び設備の状況並びに使用状況から判断して、煙の熱及び成分により消防隊の消火活動上支障を生ずるおそれが無いものとして消防庁長官が定める部分（消防庁長官が定める部分は、未制定）◆

3 一般の排煙設備

(1) 防煙区画

ア 防煙区画は、一の階で2以上に区分し、2以上の階にわたらないこと。

イ 防煙区画は、可能な限り単純な形状とすること。

ウ 防煙壁は、耐火構造又は不燃材料（アルミニウム、ガラス等加熱により容易に変形又は破損するものを除く。）によるものとする。

エ 防煙壁に開口部を設ける場合は、常時閉鎖式又は煙感知器の作動若しくは排煙機の起動と連動して閉鎖する特定防火設備を設けること。

(2) 排煙口◆

ア 防煙区画された部分ごとに一以上を設けること。

ただし、給気口（給気用の風道に接続されているものに限る。）が設けられている防煙区画であつて、当該給気口からの給気により煙を有効に排除できる場合には、この限りではない。

イ 防煙区画の各部分から一の排煙口までの水平距離が30m以下となるように設けること。

ウ 天井又は壁（防煙壁の下端より上部であつて、床面からの高さが天井の高さの2分の1以上の部分）に設けること。

エ 排煙用の風道に接続され、又は直接外気に接していること。

オ 排煙口の構造は、次によること。

- (ア) 当該排煙口から排煙している場合において、排煙に伴い生ずる気流により閉鎖するおそれのないものであること。
- (イ) 排煙用の風道に接続されているものにあつては、当該排煙口から排煙しているとき以外は閉鎖状態にあり、排煙上及び保安上必要な気密性を保持できるものであること。

(3) 風道

- ア 排煙上又は給気上及び保安上必要な強度、容量及び気密性を有するものであること。◆
- イ 排煙機又は給気機に接続されていること。◆
- ウ 風道内の煙の熱により、周囲の過熱、延焼等が発生するおそれのある場合にあつては、風道の断熱、可燃物との隔離等の措置を講ずること。◆
- エ 風道が防煙壁を貫通する場合にあつては、排煙上支障となる隙間を生じないようにすること。◆
- オ 防火区画を貫通しないようにすること。
やむを得ず耐火構造の壁又は床を貫通する場合、当該箇所、その他延焼の防止上必要な箇所に防火ダンパーを設ける場合にあつては、次によること。
 - (ア) 外部から容易に開閉することができること。
 - (イ) 防火上有効な構造を有するものであること。
 - (ウ) 火災により風道内部の温度が著しく上昇したとき以外は、閉鎖しないこと。
この場合において、自動閉鎖装置を設けた防火ダンパーの閉鎖する温度は、280℃以上とすること。

(4) 排煙機

- ア 点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。◆
- イ 排煙機の性能は次によること。◆
 - (ア) 排煙機により排煙する防煙区画にあつては、当該排煙機の性能は、**第20-2表**の左欄に掲げる防煙区画の区分に応じ、同表の右欄に掲げる性能以上であること。

第20-2表

防煙区画の区分	必要性能
政令第28条第1項第1号に掲げる防火対象物	300m ³ /min(1の排煙機が2以上の防煙区画に接続されている場合にあつては、600m ³ /min)の空気を排出する性能
政令第28条第1項第2号及び第3号に掲げる防火対象物	120m ³ /min又は当該防煙区画の床面積に1m ³ /min(1の排煙機が2以上の防煙区画に接続されている場合にあつては、2m ³ /min)を乗じて得た量のうちいずれか大なる量の空気を排出する性能

- (イ) 直接外気に接する排煙口から排煙する防煙区画にあつては、当該排煙口の面積の合計は、**第20-3表**の左欄に掲げる防煙区画の区分に応じ、同表の右欄に掲げる面積以上であること。

第20-3表

防煙区画の区分	必要性能
消火活動拠点以外の部分	当該防煙区画の床面積の1/50となる面積

- ウ 排煙出口は、次によること。
- (ア) 防火対象物の周囲の状況、気象条件等を考慮して、排出された煙が避難あるいは消火活動の妨げとならない位置に設けること。
- (イ) 排出された煙が、給気風道の外気取入口から流入しない位置に設けること。
- (5) 起動装置
- ア 手動起動装置は、次によること。◆
- (ア) 一の防煙区画ごとに設けること。
- (イ) 当該防煙区画内を見とおすことができ、かつ、火災のとき容易に接近することができる箇所に設けること。
- (ウ) 操作部は、壁に設けるものにあつては、床面からの高さが0.8m以上1.5m以下の箇所、天井から吊り下げて設けるものにあつては、床面からの高さがおおむね1.8mの箇所に設けること。
- イ 自動起動装置は、次によること。
- (ア) 自動火災報知設備の感知器の作動、閉鎖型スプリンクラーヘッドの開放又は火災感知用ヘッドの作動若しくは開放と連動して起動するものであること。◆
- (イ) 防災センター等に自動手動切替装置を設けること。この場合において、手動起動装置はアによること。◆
- (ウ) 防災センター等に設ける起動等の制御及び作動状態の監視ができる装置は、次によること。
- a 明瞭に判別でき、かつ、速やかに操作することができる位置に配置すること。
- b 当該防火対象物の階、作動状況等を系統別に表示できること。
- (エ) 防災センター等には、排煙口を明記した防煙区画図及び排煙設備操作説明書を掲出すること。
- (6) 常用電源は、省令第24条第3号の規定の例により設けること。◆
- (7) 非常電源は、省令第12条第1項第4号の規定の例により設けること。◆
- (8) 操作回路の配線は、省令第12条第1項第5号の規定の例により設けること。◆
- (9) 総合操作盤
- ア 総合操作盤
総合操作盤は、省令第30条第10号の規定により設けること。◆
- イ 設置場所
総合操作盤は、第5章第2屋内消火栓設備10(2)を準用すること。
- (10) 風道、排煙機、給気機及び非常電源には、省令第12条第1項第9号による耐震装置を講ずること。◆

4 消火活動拠点の排煙設備

- (1) 排煙方式は、努めて加圧防排煙方式とすること。
- (2) 加圧防排煙方式以外の排煙方式の場合は、3によるほか、次のように設置すること。◆
- ア 排煙機
- (ア) 排煙機により排煙する防煙区画にあつては、当該排煙機の性能は、**第20-4表**の左欄に掲げる防煙区画の区分に応じ、同表の右欄に掲げる性能以上であること。

第20-4表

防煙区画の区分	必要性能
消火活動拠点	240m ³ /min(特別避難階段の附室と非常用エレベーターの乗降ロビーを兼用するものにあつては360m ³ /min)の空気を排出する性能

(イ) 直接外気に接する排煙口から排煙する防煙区画にあつては、当該排煙口の面積の合計は、第20-5表の左欄に掲げる防煙区画の区分に応じ、同表の右欄に掲げる面積以上であること。

第20-5表

防煙区画の区分	性能
消火活動拠点	2 m ² (特別避難階段の附室と非常用エレベーターの乗降ロビーを兼用するものにあつては、3 m ²)

(ウ) 給気は次のいずれかによること。

- a 消火活動上必要な量の空気を供給することができる性能の給気機とすること。
- b 面積の合計が1 m² (特別避難階段の附室と非常用エレベーターの乗降ロビーを兼用するものにあつては、1.5 m²) 以上の直接外気に接する給気口により行うこと。

イ 給気口

(ア) 消火活動拠点ごとに、一以上を設けること。

(イ) 床又は壁(床面からの高さが天井の高さの2分の1未満の部分に限る。)に設けること。

(ウ) 給気用の風道に接続され、又は直接外気に接していること。

(エ) 給気口の構造は、次に定めるところによること。

- a 当該給気口から給気している場合において、給気に伴い生ずる気流により閉鎖するおそれのないものであること。
- b 給気用の風道に接続されているものにあつては、当該給気口から給気しているとき以外は閉鎖状態にあり、給気上及び保安上必要な気密性を保持できるものであること。

ウ 風道

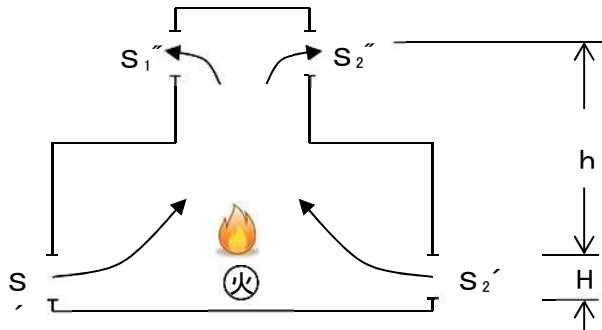
排煙口又は給気口に接続する風道には、自動閉鎖装置を設けたダンパーを設置しないこと。

5 舞台部の排煙設備

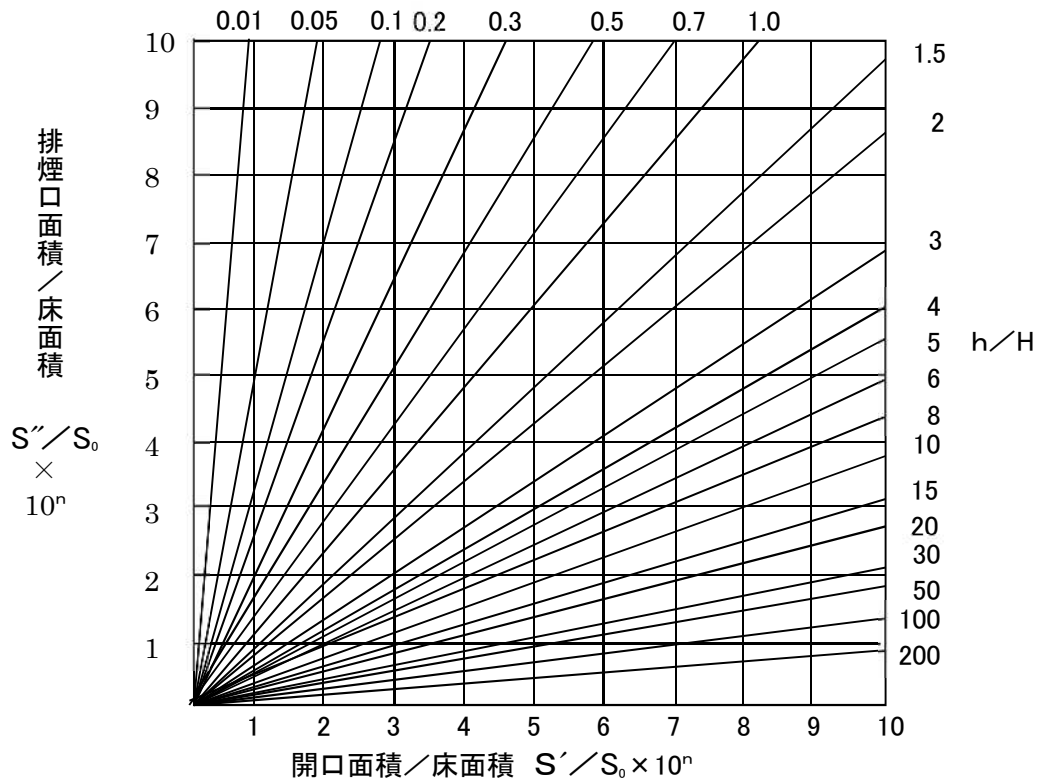
政令別表第1(1)項の劇場等の舞台部に設ける排煙設備は、3のほか、次によること。

- (1) プロセニウムシャッターを床面から1~2 m位まで降下させ舞台部上部から排煙する方式とすること。
- (2) 排煙機を用いるものにあつては、客席から舞台部への空気の流入速度がおおむね2 m/s以上となるようにすること。
- (3) 自然排煙とするものにあつては、排煙口の大きさは次式又は第20-1図により求めた数値以上であること。

$$\frac{S''}{S_0} = \frac{1.2 S'}{S_0 \sqrt{\frac{h}{H}}} = 1.2 \sqrt{\frac{H}{h}} \cdot \frac{S'}{S_0}$$



- h : 空気流入口上端から排煙口までの高さ(m)
- H : 空気流入口の高さ(m)
- S' : S₁' + S₂' (空気流入口合計面積(m²))
- S₀ : 舞台部の床面積(m²)
- S'' : S₁'' + S₂'' (排煙口合計面積(m²))
- 1.2 : 火災による上昇温度300℃、空気過剰率1、完全燃焼率0.4としたときの係数



第 20-1 図

※ 所要排煙口算出例

S₀=500m²、S' = 40m²、h = 20m、H = 2mのときの排煙口の必要な面積を求める。

① 計算による方法

$$\frac{S''}{S_0} = 1.2 \sqrt{\frac{2}{20}} \cdot \frac{40}{500} = 1.2 \times \frac{1}{3.16} \times \frac{4}{50} = \frac{4.8}{158} = 0.03$$

$$S'' = 0.03 \times 500 = 15(\text{m}^2)$$

② グラフによる方法

$\frac{S'}{S_0} = \frac{40}{500} = 0.08$ 、 $\frac{h}{H} = \frac{20}{2} = 10$ をグラフの横基準線と斜線に選ぶ。
($0.08 = 8 \times 10^{-2}$ として8を使う)

$\frac{S'}{S_0} = 8$ 、 $\frac{h}{H} = 10$ の交点を水平に左に移し、縦の基準線との交点

$\frac{S''}{S_0} \doteq 3.04$ を読む ($\frac{S'}{S_0} = 8 \times 10^{-2}$ としたので、 $\frac{S''}{S_0} \doteq 3 \times 10^{-2} = 0.03$)

$\frac{S''}{S_0} = 0.03$ であるから、 $S'' = 0.03 \times 500 = 15$ (m²)

6 地下鉄の排煙設備

- (1) 建築物として取り扱う部分は、3によること。
- (2) 政令別表第1(10)項の地下プラットホームに設ける排煙設備にあつては、上層階への伝播を防止するため、階段、エスカレーター部分等におおむね2 m/s以上の下降気流が生じる方式とすること。

7 特例基準

次のいずれかに該当する場所には、政令第32条を適用し、排煙口を設けないことができること。

- (1) 主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、次のすべてに適合している場所(政令第28条第1項(第2号を除く。))に掲げる防火対象物の地階で、駐車場に供する部分を除く。
 - ア 耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖式の防火設備で区画されていること。
 - イ 区画内の壁及び天井の室内に面する部分(廻り縁、窓台その他これらに類するものを除く。)の仕上げを準不燃材料としたものであること。
 - ウ 区画された部分の床面積が50m²以下のものであること。ただし、廊下にあつては15m²以下のものに限ること。
- (2) 浴室、便所その他これらに類する場所
- (3) 主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖式の防火設備で区画された部分で、エレベーターの機械室又は機械換気設備の機械室その他これらに類する室の用途に供されるものであること。
- (4) 階段の部分
- (5) エレベーターの昇降路、リネンシュート、配管スペース、ダクトスペース、風除室その他これらに類する部分
- (6) 不燃材料で造られた冷凍庫又は冷蔵庫は第5章第4スプリンクラー設備1(3)イ(イ)bを準用する。
- (7) 可動式ブースは、第5章第4スプリンクラー設備1(3)イ(イ)iを準用するものであること。

8 その他

- (1) 建築基準法では、一定の区画・内装制限を行った部分に係る排煙設備については、設置免除されているが、煙の滞留しやすい地階・無窓階において、盛期火災における安全・円滑な消火活動を確保するため、消防法では設置免除の対象外としている。
- (2) 建築基準法では、排煙機又は給気機と接続していない煙突状の風道も認められているが、消防法では、消火活動上必要な風量を確実に担保するため、風道は排煙機又は給気機と接続されている必要がある。
- (3) 消防法では、風道にダンパーを設ける場合について、排煙機能を確保するための要件を規定している。特に、消火活動拠点については、自動閉鎖装置を設けたダンパーの設置を禁止している。

第 2 1 連結散水設備

1 配管

(1) 配管の材質等

ア 配管は、専用とすること。◆

イ JIS G 3442、G 3448、G 3452、G 3454若しくはG 3459に適合する管又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管を使用すること。◆

ウ 管継手及びバルブ類の材質は、JIS G 5101若しくはG 5705（黒心可鍛鉄品に限る。）に適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。◆

エ 管は亜鉛メッキその他の耐食措置を講じたものであること。◆

オ 管の接続は、ねじ接続とすること。ただし、差込み溶接式の管継手又は耐熱措置を講じたフランジ継手を使用するものにあつては、この限りでない。◆

カ 配管は原則として埋設しないこと。やむを得ず埋設する場合には、第 5 章第 2 屋内消火栓設備 3（2）カの例により配管の防食措置を講じること。また、次に掲げる要件を満たすものにあつては、政令第 32 条の規定を適用し、合成樹脂製の配管を使用することができるものとする。

(ア)「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成 13 年消防庁告示第 19 号）第 3 第 1 号の表のうち屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備の配管に係る試験に合格していること。

(イ) 設計送水圧力を上回る耐圧性能（最高使用圧力）を有していること。

(2) 配管の口径等

配水管又は枝管の口径と散水ヘッド（以下「ヘッド」という。）の関係は、第 21-1 表及び第 21-2 表によるものであること。この場合、枝管（直接ヘッドが設けられている管）に取り付けるヘッド数は、配水管から一の枝管につき 5 個を限度とするものであること。

第 21-1 表 閉鎖型ヘッドの場合

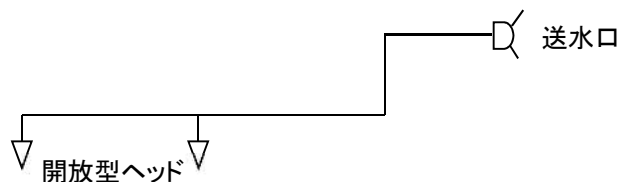
ヘッドの合計個数	2個以下	3個以下	5個以下	10個以下	11個以上
配管の呼び（A）	25以上	32以上	40以上	50以上	65以上

第 21-2 表 開放型ヘッドの場合

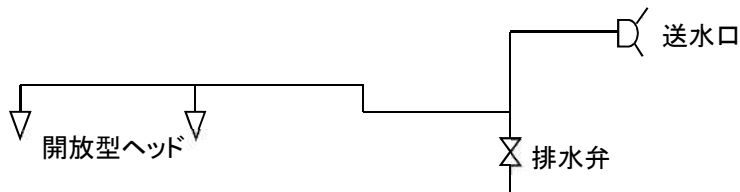
ヘッドの合計個数	1個以下	2個以下	3個以下	5個以下	10個以下
配管の呼び（A）	32以上	40以上	50以上	65以上	80以上

(3) 配管の吊り及び支持、屋外等の露出配管並びに建物導入部の配管にあつては、第 5 章第 2 屋内消火栓設備 3（2）ウからオを準用すること。

(4) 逆止弁及び排水弁を第 21-1 図から第 21-3 図の例により設けること。

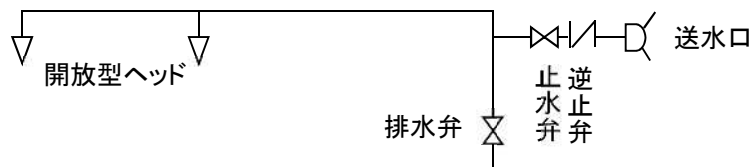


第 21-1 図 散水ヘッドよりも送水口の位置が高い場合



第 21-2 図

散水ヘッドよりも送水口の位置が高く、配管の一部が散水ヘッドよりも低い場合



第 21-3 図 散水ヘッドよりも送水口の位置が低い場合

(5) 配管の摩擦損失計算

配管の摩擦損失計算は、「配管の摩擦損失計算の基準」(平成20年消防庁告示第32号)によるほか、次のいずれかの方法により求めること。

ア 実高、配管等の摩擦損失水頭等の影響による放水圧力の増加に伴う放水量の増加を求め、摩擦損失計算を行う方法

イ 閉鎖型ヘッドを用いる場合にあつては、閉鎖型ヘッドの個数が5までの配管の摩擦損失水頭は、各ヘッドからの放水量を80ℓ/minとし、当該ヘッドの個数以後の配管の摩擦損失計算は、450ℓ/minを流水量として行う方法

この場合、配管又は枝管(直接閉鎖型ヘッドが設けられている管)の呼びと閉鎖型ヘッドの関係は、**第21-1表**によること。

ウ 開放型ヘッドを用いる場合にあつては、開放型ヘッドの個数が10までの配管の摩擦損失水頭は、各ヘッドからの放水量を205ℓ/minとし、当該ヘッドの個数以後の配管の摩擦損失計算は、設置する開放型ヘッドの個数に205ℓ/minを乗じて得た量を流水量として行う方法(別表21-1)。

この場合、配管又は枝管(直接開放型ヘッドが設けられている管)の呼びと開放型ヘッドの関係は、**第21-2表**によること。

(6) 設計送水圧力

送水口への設計送水圧力は、次によること。ただし、送水圧力の上限は、1.6MPaとすること。

ア 閉鎖型ヘッドを用いる場合

(ア) 送水口から最高位等の閉鎖型ヘッドが、放水圧力0.1MPa以上で80ℓ/min以上の放水ができる圧力とすること。

(イ) 設計送水圧力の値は、送水口から放水圧力が最も低くなると予想される最高位又は最遠部(以下「最高位等」という。)の閉鎖型ヘッドまでの配管における摩擦損失水頭等を閉鎖型ヘッドの同時開放個数は5として(5)の例により計算して求めた数値とする。

イ 開放型ヘッドを用いる場合

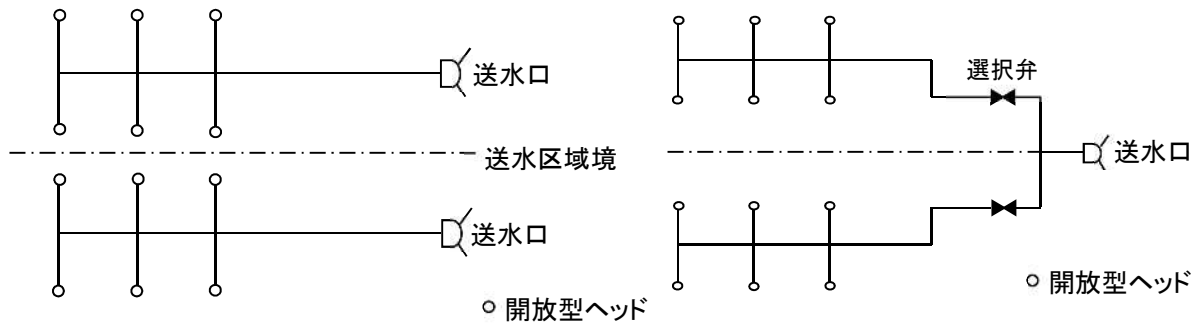
(ア) 送水口から最高位等の開放型ヘッドが、放水圧力0.5MPa以上で180ℓ/min以上の放水ができる圧力とし、かつ、送水口から送水した場合に各開放型ヘッドの放水圧力が、1.0MPaを超えないこと。

- (イ) 設計送水圧力の値は、最高位等の開放型ヘッドまで及び放水圧力が最も高くなると予想される最下位の開放型ヘッドの摩擦損失水頭を(5)の例により計算して求めた数値のいずれか大きいほうの値とする。

2 送水口等

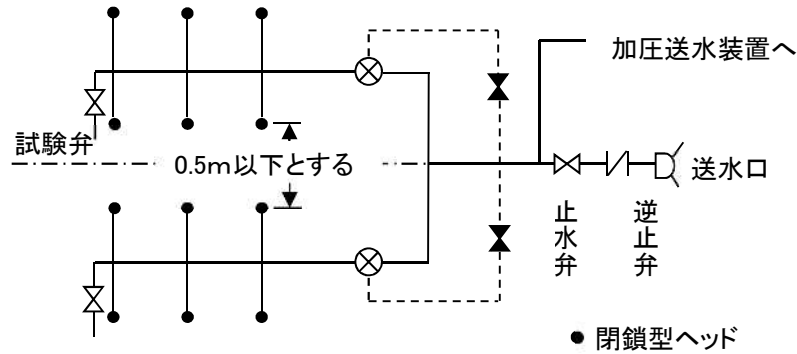
送水口等は、次に定めるところにより設けること。

- (1) 送水口のホース接続口は、双口形のものとする。ただし、一の送水区域に取り付ける散水ヘッドの数が4以下のものにあつては、この限りでない。◆
- (2) 送水口のホース接続口は、地盤面からの高さが0.5m以上1m以下の箇所又は地盤面からの深さが0.3m以内の箇所に設けること。◆
- (3) 送水口の結合金具は、差込式のものとし、「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」(平成25年総務省令第23号)に規定する呼称65の受け口に、適合するものであること。
- (4) 送水口は、「スプリンクラー設備等の送水口の基準」(平成13年消防庁告示第37号)により設置すること。◆
- (5) 送水口は、送水区域ごとに設けること(第21-4図)。ただし、任意の送水区域を選択できる選択弁を設け、次のいずれかに適合する場合は、この限りでない。
 - ア 各放水区域が耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、当該壁及び床の開口部に自動閉鎖式の防火設備(以下「防火区画」という。)が設けられている場合(第21-5図)
 - イ 各送水区域を防火区画しない場合、閉鎖型ヘッドを用いる湿式方式のもので、次の各号に適合する加圧送水装置が設けられ、加圧送水装置及び消防ポンプ自動車による送水時に選択弁を操作することにより一斉開放弁を開放させる場合(第21-6図)
 - (ア) 加圧送水装置は、専用若しくは他の給水設備のポンプと兼用又は高架水槽等とし、火災の際ただちに送水できること。
 - (イ) 加圧送水装置の吐出量及び水源水量は、ヘッドが5個開放したとき各開放ヘッドから800/min以上の放射量で、かつ、15分間以上放射できること。
 - (ウ) 加圧送水装置の揚程は、ヘッド圧力0.1MPaを基準とすること。
- (6) 送水口には、止水弁及び逆止弁を送水口の直近に設けること。
- (7) 送水口の設置位置は、当該建築物又は工作物が面する道路側で、かつ、消防ポンプ自動車が容易に接近して送水操作ができる位置とすること。



第 21-4 図

第 21-5 図

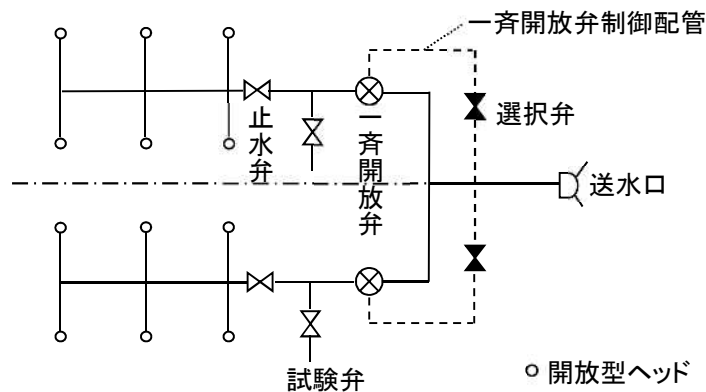


第 21-6 図

3 選択弁

2 (5) により設ける選択弁は、次により設けること。

- (1) 火災の際、延焼のおそれのない場所で、操作及び点検に容易な位置に設けること。
- (2) 一斉開放弁を制御する選択弁を用いる場合にあつては、送水区域に放水することなく、一斉開放弁の作動試験ができるものであること（閉鎖型ヘッドを用いる湿式方式のものを除く。）（第21-7図）。



第 21-7 図

- (3) (2) の一斉開放弁は、火災の際、延焼のおそれのない場所で、点検に容易な位置に設けること。
- (4) 選択弁の設置位置には、当該弁である旨の標識及び受け持つ送水区域を明示しておくこと。

4 ヘッド

- (1) 閉鎖型ヘッドは、「閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令」(昭和40年自治省令第2号)に定める標準型スプリンクラーヘッド(小区画型ヘッドを除く。)とし、感度種別は、2種のものを使用すること。
- (2) 開放型ヘッドは、「開放型散水ヘッドの基準」(昭和48年消防庁告示第7号)に適合するものであること。◆

5 ヘッドの設置位置等

ヘッドは、次に定めるところにより設けること。

- (1) 天井の室内に面する部分及び天井裏の部分に設けること。ただし、天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物若しくはその部分又は天井裏の高さ0.5m未満の防火対象物若しくはその部分にあっては、天井裏に設けないことができる。◆
- (2) ヘッドの取付間隔
 - ア 天井又は天井裏の各部分からそれぞれの部分に設ける一の散水ヘッドまでの水平距離が、開放型散水ヘッド及び閉鎖型散水ヘッドにあっては、3.7m以下となるように、閉鎖型スプリンクラーヘッドにあっては、政令第12条第2項第2号(標準型ヘッドのうち、高感度型ヘッド以外に係る部分に限る。)の規定の例により設けること。ただし、散水ヘッドの取付け面(散水ヘッドを取り付ける天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。)の高さが2.1m以下である部分にあっては、散水ヘッドの散水分布に応じた距離とすることができる。◆
 - イ 各送水区域が防火区画されていない場合で、閉鎖型ヘッドを用い送水口を兼用する場合にあっては、隣接する送水区域のヘッドを密に設けること(第21-6図参照)。
 - ウ 開放型ヘッドの配置間隔にあっては、第3スプリンクラー設備3(5)を準用するほか、別表21-2によること。
- (3) 一の送水区域に接続する散水ヘッドの数は、開放型散水ヘッド及び閉鎖型散水ヘッド10以下、閉鎖型スプリンクラーヘッドにあっては、20以下となるように設けること。◆
- (4) 散水ヘッドを傾斜した天井又は屋根の下面に設ける場合は、当該ヘッドの軸心が取付け面に対し直角となるように設けること。◆
- (5) 一の送水区域に接続する散水ヘッドは、開放型ヘッド、閉鎖型散水ヘッド又は閉鎖型スプリンクラーヘッドのいずれか一の種類のものとする。◆

6 標識等

- (1) 送水口又はその直近の見やすい箇所には、次の標識を設けること
 - ア 「連結散水設備送水口」及び散水ヘッドの種類を記入すること。
この場合、原則として、短辺10cm以上、長辺30cm以上とし、色は、地を赤色、文字を白色とすること(第21-8図)。

<p>連結散水設備送水口 (※) 設計送水圧力 ○ MPa</p>	<p>大きさ:30cm×10cm以上 文字:3cm²以上 色 :生地 赤色 文字 白色</p>
---	--

(※)には、開放型又は閉鎖型を記入

第21-8図

イ 送水区域、選択弁及び送水系統を明示した大きさ20cm×20cm以上の系統図を設けること。なお、送水区域、散水ヘッド、露出配管等は、区域ごとに色別を行うこと。

(2) 選択弁設置位置には、当該弁である旨及び受け持ち送水区域を明示した標識板を設けること。

7 散水ヘッドを設けないことができる部分

(1) 省令第30条の2に掲げる散水ヘッドの設置を要しない部分については、次により運用すること。◆また、自動閉鎖の防火戸については、第2章第8令8条区画及び共住区画等の取扱い6によること。

ア 省令第30条の2第2号の「その他これらに類する場所」は、第5章第4スプリンクラー設備1(3)イ(ア)aを準用する。

イ 省令第30条の2第3号の「その他これらに類する室」は、第5章第4スプリンクラー設備1(3)イ(ア)b及びcを準用する。

ウ 省令第30条の2第4号の「その他これらに類する電気設備」は、第5章第4スプリンクラー設備1(3)イ(ア)dを準用する。

エ 省令第30条の2第5号の「その他これらに類する部分」は、第5章第4スプリンクラー設備1(3)イ(ア)eを準用する。

(2) 次の部分は、政令第32条の規定を適用し、連結散水設備の散水ヘッドを設けないことができること。

ア 防火設備等で区画された階段

イ 開放性の廊下、通路、庇等の内、第5章第4スプリンクラー設備1(3)イ(ア)fの例による場所

ウ 他の部分と耐火構造の柱もしくは壁、床又は建基政令第112条第14項第1号に規定する構造の防火設備等で区画されている場合の次の部分

(ア) 無人の変電所等で可燃性の物品等が置かれていない機器搬入路、通路等(天井及び壁の仕上げが下地を含め不燃材料で造られ、かつ、電気室、機械室等への専用である場合に限る。)

(イ) 省令第13条第3項第7号又は第8号に規定されている室。この場合、「その他これらに類する室」として扱うことができるものは、第5章第4スプリンクラー設備1(3)イ(ア)g又はhを準用すること。

エ 第5章第4スプリンクラー設備1(3)イ(イ)aからeまでに定める部分

オ 閉鎖型ヘッドを使用している場合の第5章第4スプリンクラー設備1(3)イ

- (イ) f 又は g の例による部分
- カ 床面積がおおむね50㎡未満である高天井部分（当該部分以外の部分には、散水ヘッドが設けられている場合に限る。）
- キ 次の高天井部分で、適合要件（①から④）のすべてに適合する部分
- （ア）政令別表第1（5）項ロ、（7）項、（8）項、（9）項ロ、（10）項から（15）項まで、（16）項ロに掲げる対象物の階に存するロビー、会議場、通路その他これらに類する場所の高天井部分
- （イ）体育館、屋内射撃場等（主として競技を行うために使用するものに限る。）の高天井部分
- 《適合要件》
- ① 高天井部分の壁及び天井の仕上げが準不燃材であること。
- ② 高天井部分において、電気、ガス、燃料等を使用する火気使用設備の設置又は火気使用器具の持ち込み等による火気の使用がないこと。
- ③ 高天井部分には、火災時に延焼拡大の要因となり得る多量の可燃物が置かれ、又は持ち込まれないこと。
- ④ 高天井部分は、屋内消火栓又は補助散水栓により有効に警戒されていること。
- ク 可動式ブースを設けることにより、当該ブース内に散水ヘッドの設置が必要と認められる場合であっても、第5章第4スプリンクラー設備1（3）イ（イ）iを準用するものであること。

8 連結散水設備の設置を要しない防火対象物の部分

政令第28条の2第4項の規定により消火活動上支障がないものとして連結散水設備の設置を要しないことができる防火対象物の部分は、次による連結送水管及び排煙設備等が設置されている部分とする。

- (1) 連結送水管が第5章第22連結送水管の例により設置されている部分
- (2) 排煙設備等
- ア 第5章第20排煙設備（2を除く。）の例により設置されている部分
- イ 第5章第20排煙設備2に掲げる排煙設備の設置を要しない防火対象物の部分

9 総合操作盤

- ア 総合操作盤は、省令第30条の3第1項第5号の規定により設けること。◆
- イ 第5章第2屋内消火栓設備10を準用すること。

10 複合用途防火対象物の地階の取扱い

政令別表第1（16）項に掲げる防火対象物の地階で2以上の用途が存するものうち、地階の床面積の合計が700㎡以上になるものについては、すべて政令第28条の2第1項に含まれる。◆

別表21-1 開放型ヘッドを使用する場合の配管摩擦損失水頭表

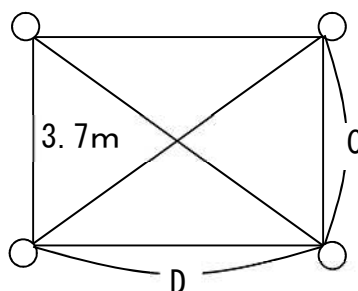
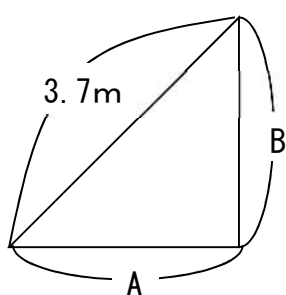
(100m当り)JIS G 3452

個数	流量 (ℓ/min)	32 A	40 A	50 A	65 A	80 A	100 A
1	205	46.178	21.925	6.803	2.017	0.870	0.238
2	410	—	79.040	24.525	7.272	3.136	0.858
3	615	—	—	51.924	15.396	6.639	1.817
4	820	—	—	—	26.214	11.305	3.094
5	1,025	—	—	—	39.611	17.982	4.675
6	1,230	—	—	—	—	23.935	6.551
7	1,435	—	—	—	—	31.833	8.712
8	1,640	—	—	—	—	40.754	11.154
9	1,845	—	—	—	—	50.676	13.869
10	2,050	—	—	—	—	61.582	16.854

[単位:m]

別表21-2 散水ヘッド最大設置間隔表

A	B	C	D
0.2	3.694	0.4	7.389
0.4	3.678	0.8	7.357
0.6	3.651	1.2	7.302
0.8	3.612	1.6	7.225
1.0	3.500	2.0	7.125
1.2	3.500	2.4	7.000
1.4	3.425	2.8	6.850
1.6	3.336	3.2	6.672
1.8	3.233	3.6	6.465
2.0	3.113	4.0	6.226
2.2	2.975	4.4	5.950
2.4	2.816	4.8	5.632
2.6	2.632	5.2	5.265
2.8	2.418	5.6	4.837
3.0	2.166	6.0	4.331
3.2	1.857	6.4	3.751
3.4	1.459	6.8	2.919
3.6	0.854	7.2	1.709



第 2 2 連結送水管

1 高層階以外の建築物に設ける連結送水管

地階を除く階数が11以上又は床面の高さが地盤面から31mを超える各階以外に設ける連結送水管は、次によること。

(1) 送水口

送水口は、政令第29条第2項第3号及び省令第31条第1号の規定によるほか、次によること。

ア 結合金具は、差込式のものとし、その構造は、「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」(平成25年総務省令第23号)に規定する呼称65の受け口に適合するものであること。

イ 送水口は、「スプリンクラー設備等の送水口の基準を定める件」(平成13年消防庁告示第37号)により設置すること。◆

(2) 配管等

管、管継手及びバルブ類(以下第22において「配管等」という。)は、政令第29条第2項第2号、省令第31条第5号及び第5章第2屋内消火栓設備3を準用するほか、次によること。

ア 配管内には、常時充水しておくこと。

イ 配管に充水する補助用高架水槽等は、第5章第2屋内消火栓設備3(2)ア(ア)を準用すること。

ウ 補助高架水槽から主管までの配管径は、50A以上とすること。

エ 配管は、テスト弁までを主管とし、配管径は、100A以上とする。

オ 屋内消火栓設備との配管の兼用

省令第31条第5号イに規定するただし書の取扱いは、第5章第2屋内消火栓設備3(2)イを準用すること。

カ 構造及び材質

(ア) 管継手は、設計送水圧力が1.0MPaを超える場合は、認定品又は消防防災用設備機器性能評定委員会の性能評定品(以下第22において「評定品」という。)のうち高压使用(16K、20K等)のものを設けること。この場合、認定証の申請の範囲内又は性能評定書の付帯条件の範囲内での使用とすること。

(イ) バルブ類を設ける場合の当該弁の最大使用圧力は、設計送水圧力時における当該場所の圧力値以上の仕様のもを設けること。

(ウ) 設計送水圧力が1.0MPaを超える場合に使用するバルブ類は、次のいずれかによること。

a JIS B 2071(鋳鋼フランジ形弁)の呼び圧力20Kのもの

b 認定品又は評定品(呼び圧力16K又は呼び圧力20Kのもの)

c JPI(石油学会規格)の呼び圧力300psiのもの(呼び圧力20K相当)

d その他公的機関等により呼び圧力16K以上の耐圧性が確認されるもので、その資料が添付されているもの

キ 止水弁、逆止弁及び排水弁の設置位置及び表示

(ア) 止水弁及び逆止弁は、送水口の直近の容易に点検できる場所に設け、かつ、当該弁である旨の表示を見やすい位置に設けること。

(イ) 止水弁にあっては、その開閉方向を、逆止弁にあっては、その流れ方向

を見やすい位置に表示すること。

(ウ) 配管の最低部には、排水弁を設けること。

ク 埋設配管

(ア) 配管の施工に当たっては、原則として土中埋設（共同溝等への敷設を除く。）しないこと。

(イ) 土中埋設する場合には、第5章第2屋内消火栓設備3（2）カによる防食措置を講ずること。

なお、合成樹脂製の管及び管継手を使用する場合は、第5章第21連結散水設備1（1）カを準用する。

(ウ) 土中埋設した接続配管には、埋設部の腐食を考慮し、それぞれの埋設部からの立ち上がり付近で、避難階に最も近い放水口からの送水が可能となる位置に止水弁を設置すること。

ケ 複数の立管の接続等

同一棟の連結送水管の立管を接続する場合は、それぞれの立管に、送水口を設け、かつ、バイパス配管により立管を相互に接続すること（以下「バイパス接続」という。）。

コ 凍結防止措置

第5章第2屋内消火栓設備3（2）エを準用する。

(3) 放水口

放水口は、政令第29条第2項第1号及び省令第31条第2号の規定によるほか、次によること。

ア 機器

(ア) 開閉弁は、「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準を定める件」（平成25年消防庁告示第2号）に適合すること。◆

なお、原則として認定品を使用し、当該開閉弁に加わる圧力に応じた耐圧性能を有するものとする。

(イ) ホース接続口は、省令第31条第3号に規定する呼称65の差込式のものとする。

イ 設置位置

(ア) 放水口は、階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所で、消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置（居室、倉庫等の室内を除く。）に設けること。

(イ) 階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所は、当該部分から5m以内の場所とすること。

ウ 格納箱

放水口を格納箱に収めておく場合は、次によること。

(ア) 開閉弁の支障のない構造のものであること。

(イ) 単独の格納箱に収めておく場合は、前面の大きさが短辺40cm以上、長辺50cm以上で、1.6mm以上の鋼製での格納箱とすること。

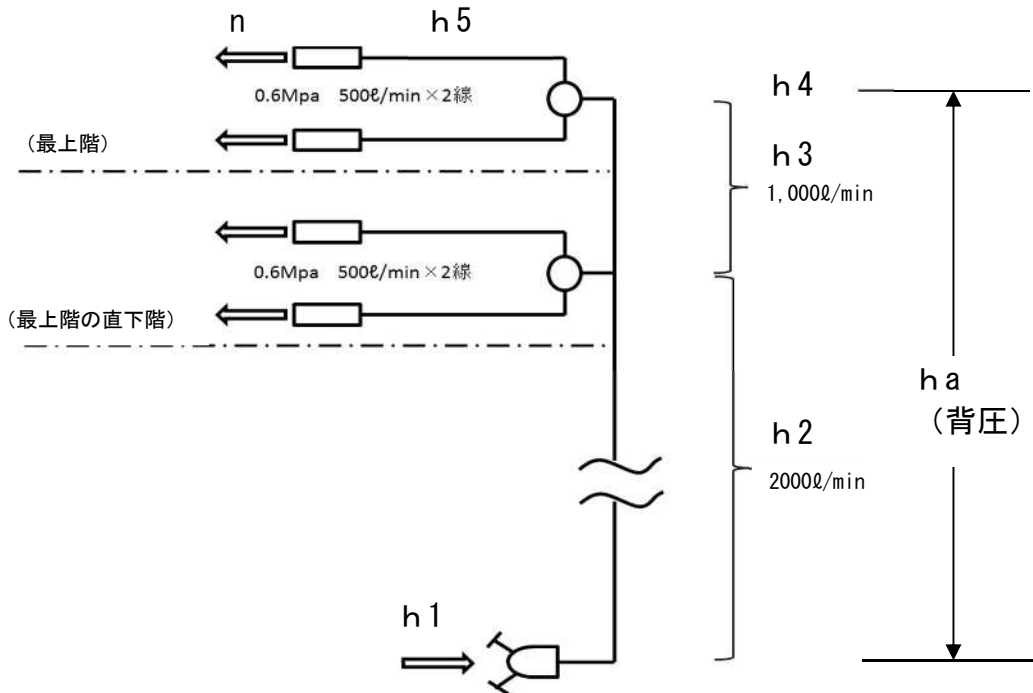
(ウ) 屋内消火栓と併設収納する格納箱の場合は、第5章第2屋内消火栓設備7（1）ア（ア）を準用すること。

エ 灯火及び表示

(ア) 放水口又はその格納箱には、次のいずれかを表示すること。

a 1字の文字の大きさを20cm²以上とする文字で「放水口」と表示するもの

- b 大きさを直径10cm以上とした「消防章」を貼付して表示するもの
 (イ) 放水口又はその格納箱の上部には、赤色の灯火を設けること。
 (ウ) 赤色の灯火の大きさは、第5章第2屋内消火栓設備7(1)ア(カ)cを準用すること。ただし、赤色の灯火は、放水口又は格納箱の直近にも設けられた他の消防用設備等の赤色の灯火をもって代えることができる。
- (4) 設計送水圧力
 設計送水圧力は、次によること。ただし、設計送水圧力は1.6MPa以下とすること。
 ア ノズルの先端における放水圧力は、0.6MPaで、放水量2,000ℓ/min以上とすること(第22-1図)。



第22-1図

【計算式】

1.6MPa ≥ 設計送水圧力 = 配管等の摩擦損失水頭換算圧 + 背圧 + 放水圧力
 $(h_1 + h_2 + h_3 + h_4 + h_5) + (h_a) + (n)$

※摩擦損失水頭長 (m) を摩擦損失水頭換算圧 (MPa) に換算する場合は、 $1.0\text{m} = 0.1\text{kg}/\text{c m}^2 \approx 0.0098\text{MPa}$ で換算することとする。

h_1 : 送水口の摩擦損失水頭換算圧

送水口の水量 (2000ℓ/min)

送水口の等価管長 (38.3m)

呼び径 100A の送水口の摩擦損失水頭長 (9.9m)

(0.6MPa: 摩擦損失水頭長は 60m)

h_2 : 4線分の流量時の主管及び管継手等の摩擦損失水頭換算圧

h_3 : 2線分の流量時の主管及び管継手等の摩擦損失水頭換算圧

h_4 : 放水口の摩擦損失水頭換算圧

放水口の流量 (500 ℓ/min)

h_5 : ホースの摩擦損失水頭換算圧

ホース (呼称 50) の流量 (500 ℓ/min)

摩擦損失水頭換算圧は 0.11MPa (摩擦損失水頭長は 11.2m (2本分))

h_a : 背圧 (送水口から最上階の放水口までの高さによる損失)

n : ノズル先端圧力 (MPa)

イ 消防用ホースの摩擦損失水頭は呼称50のものとし、第22-1表のとおりとする。

第22-1表

流量 (ℓ/min)	ホースの呼称 (mm)	50
500		28

単位 : m (100m当たり)

(注) メーカー、仕様等によりホースの摩擦損失水頭が定められている場合は、当該摩擦損失水頭として差し支えない。

ウ バイパス接続する防火対象物の各送水口の設計送水圧力は、それぞれの送水口から最遠となる放水口の設計送水圧力の値とすること。

2 高層階等に設ける連結送水管

地階を除く階数が11以上に設ける連結送水管は、1によるほか、次によること。

(1) 放水口

放水口は、第5章第10屋外消火栓設備の消火栓箱に準じた格納箱に収納しておくこと。なお、放水口は呼称65の差込式とすること。

(2) 放水用器具

放水用器具は、次によること。

ア 格納箱には、各階ごとに長さ20mの呼称50のホース2本以上及び筒先(直状放水、霧状放水に切替でき、かつ、放水を停止できる噴霧切替ノズルが接続されたもの。(以下第22において「噴霧切替ノズル」という。)消防用ホースに結合する部分は、「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」(平成25年総務省令第23号)に規定する呼称50に適合する差込式受け口とすること。)

1本(ベルト、取手付)を格納しておくこと。

イ 地階を除く階数が11以上の建築物は、省令第31条第6号口の規定にかかわらず、アによることができる。

ウ 噴霧切替ノズルの性能は、ノズル圧力0.35MPaにおける直状放水した場合に、400ℓ/min(有効射程10m以上)、ノズル圧力0.6MPaにおける霧状放水した場合、展開角度120度で600ℓ/min以上の量の放水量が得られるものであること。

エ ホースは呼称50とし、ホース又は放水口に媒介金具(呼称65の放水口が結合できる金具をいう。)を結合し、ホースを放水口に接合できるようにしておくこと。

(3) 格納箱

ア 双口形の放水口は、第5章第2屋内消火栓設備7(1)ア(ア)の消火栓箱に準じた箱に収納すること。

イ 放水口を収納箱に収納する場合で、非常コンセント、非常電話、発信機等を内蔵する型式のものは、当該非常コンセント等に水の飛まつを受けない構

造とすること。

(4) 配管等

配管等は、1 (2) ア、イ及びウを準用するほか、地階を除く階数が11以上かつ高さが70mを超える建築物には中間層タンクを設置すること。中間層タンクの容量は、おおむね3 m³の容量とすること。

(5) ブースターポンプの性能等

連結送水管に用いる加圧送水装置（以下第22において「ブースターポンプ」という。）は、省令第31条第6号イ及び第5章第2屋内消火栓設備1を準用するほか、次によること。

ア 設置位置

ブースターポンプは、送水口における設計送水圧力を極力低く設定して設けること。

イ 吐出量

ブースターポンプの吐出量は、省令第31条第6号イ(イ)の規定にかかわらず、2,000ℓ/min以上とすること。

ウ 全揚程等

ブースターポンプの全揚程は、省令第31条第6号イ(ロ)の規定によるほか、次によること。

(ア) 放水量が2,000ℓ/min時にノズル水頭60m以上を満足すること。

(イ) ブースターポンプの締切揚程に押込揚程を加えた値が170m以上となる場合にあっては、複数の加圧送水装置を設けて直列運転とすること。

エ 減圧措置

ポンプ運転時の放水時に1.3MPaを超える放水口には、放水時に1.3MPaを超えない措置を講じること。

オ 押込み圧力

ブースターポンプの押込み圧力は、設計送水圧力で送水した場合にブースターポンプに加わる押込み圧力以上の仕様のものでとすること。

カ 配管の構造等

(ア) ブースターポンプの吸水側配管と吐出側配管との間には、バイパス配管を設け、かつ、当該バイパス配管には、逆止弁を設けること。

(イ) ブースターポンプの周りの配管には、ブースターポンプによる送水が不能となった場合の措置として、可搬ポンプ等によって送水することができるよう一次側には放水口を、二次側には送水口を設置すること。

(ウ) ブースターポンプ一次側及び二次側の止水弁は、当該ブースターポンプと主管を分離できるように主管側に設置すること。

(エ) ブースターポンプの一次側の配管には、圧力調整弁及び止水弁を設置し、バイパス配管とすること。ただし、設計送水圧力を1.6MPaとして送水した時にブースターポンプの押込圧力が当該ブースターポンプの許容押込圧力範囲となる場合は、この限りでない。

(オ) ブースターポンプ二次側の配管は、立管部分を堅固に支持し、吐出側の逆止弁及び止水弁の重量がポンプにかからないようにすること。

キ 起動装置等

(ア) ブースターポンプの起動装置は、直接操作できるものであり、かつ、次の場所に設けられた操作部から遠隔起動できるものであること。

a 中央管理室（建基政令第20条の2第2号に規定する中央管理室をいう。）

b 防災センター、守衛室その他これらに類する場所（常時人がいる場所に限る。）

※ a 及び b に掲げる場所を、以下「防災センター等」という。

- (イ) ブースターポンプの起動装置を送水口の直近に設けた場合は、防災センター等で起動が確認できること。
- (ウ) ブースターポンプを設置した機械室又はその直近場所、送水口及び防災センター等には、当該3箇所相互に連絡できる装置（インターホン等）を設置すること。
- (エ) 送水口の直近には、ブースターポンプが起動している旨がわかる表示灯（点滅ランプ等）を設けること。
- (オ) 起動装置及び連絡装置は、箱内等に収納し、いたずら等により操作されない措置を講じること。

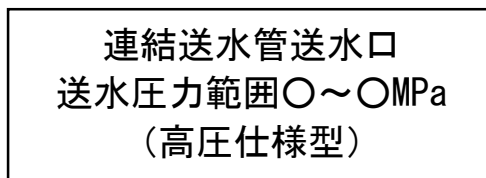
ケ 非常電源、配線等

非常電源、配線等は、省令第31条第7号の規定によるほか、第5章第2屋内消火栓設備5を準用すること。

3 標識、表示及び警報等

送水口、ブースターポンプの標識、表示、警報は、次によること。

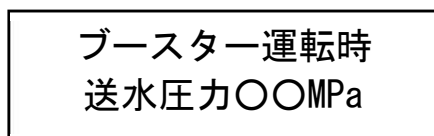
- (1) 送水口又はその直近には、「連結送水管送水口」及び「送水圧力範囲」を表示した標識を見やすい箇所に設けること。この場合、標識の大きさは、短辺10cm以上長辺30cm以上とし、色は地を赤、文字を白とすること（第22-2図）。
- (2) 設計送水圧力が1.0MPaを超える送水管には、(1)の標識に省令第31条第5号ロに規定された圧力配管等を使用している旨を表示すること（第22-2図）。



大きさ:30cm×10cm 以上
文字 :3 cm² 以上
色 :地 赤色 文字 白色

第22-2図 設計送水圧力が1.0MPaを超える場合の設置例

- (3) 屋内消火栓設備の配管を兼用する場合は、「屋内消火栓兼用配管」と表示すること。
- (4) ブースターポンプを設置する場合は、次によること。
ア 送水口又はその直近には、ポンプ運転時に最上階において必要なノズル先端圧力を得るための設計送水圧力を見やすい箇所に表示すること（第22-3図）。



大きさ:20cm×10cm 以上
文字 :3cm² 以上
色 :地 赤色 文字 白色

第22-3図

イ 防災センター等には、配管系統、止水弁等及びブースターポンプ設置位置

を明示した図面等を備えること。

ただし、防災センター等に防災監視盤等が画面表示できる方式のものは、配管系統、ブースターポンプの設置位置を当該画面に表示すること。

ウ ブースターポンプ設置室等の扉には、「連結送水管用ブースターポンプ」が設置してある旨を表示すること。

エ ブースターポンプの作動（ポンプ等の起動、停止等の運転状況）の状態表示は、防災センター等にできるものであること。

オ エのほか、次の表示及び警報は、努めて防災センター等に覚知できるようにすること。

(ア) ブースターポンプの電源断の表示及び警報

(イ) 中間水槽の減水状態の表示及び警報（中間水槽に設けた当該水槽の有効水量が2分の1に減水した際に、警報を発する減水警報装置によるもの）

4 総合操作盤

省令第31条第9号に該当する防火対象物で、加圧送水装置を設ける場合は、次により総合操作盤を設けること。

(1) 総合操作盤

総合操作盤は、省令第31条第9号の規定により設けること。◆

(2) 設置場所

総合操作盤の設置場所は、第5章第2屋内消火栓設備10(2)を準用すること。

第23 非常コンセント設備

1 設置位置等

設置位置等は、政令第29条の2によるほか次によること。

(1) 建築物の階数

政令第29条の2第1項第1号の非常コンセント設備を設けなければならない建築物の階数については、建基政令第2条第1項第8号の規定によるものであること。

(2) 非常コンセントの設置位置

非常コンセントの設置位置については、次によること。

ア 非常コンセントの設置階は、11階以上の階及び地下街（延べ面積が、1,000㎡以上のものに限る。）の各階とすること。◆

イ 非常コンセントは、階段室、非常用エレベータの乗降ロビー、階段室の付室内又は当該部分から5m以内の場所に設置すること。

ウ 特殊な階層（共同住宅等で、共用廊下部分又は住戸等の出入口が2階層又は3階層ごとに設けられているもの等）で、非常コンセントを各階ごとに設けることが適当でない認められるものにあつては、当該階の各部分から、イの部分に設ける非常コンセントまでの歩行距離が50m以下となるよう設けること。

2 電気の供給容量◆

非常コンセントの電気の供給容量（非常電源の容量算定にあつても同様とする。）については、単相交流100V、15A以上の容量とすること。

同一階に非常コンセント設備の保護箱を2個以上設置する場合は、2系統以上（同一階の保護箱の数だけの専用回路）とすること。

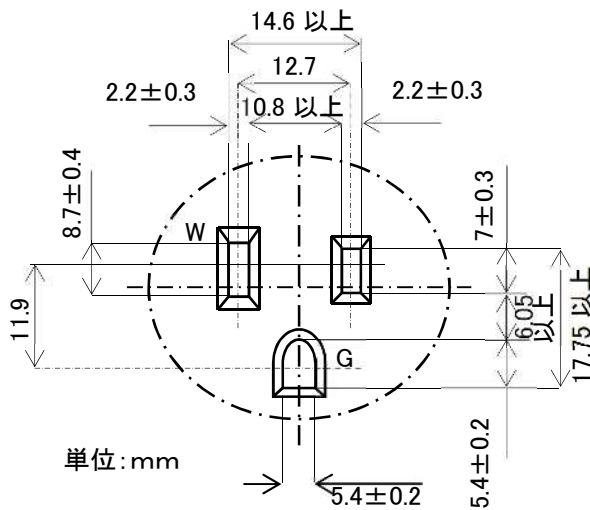
なお、1系統につき保護箱は、10個以内とすること。

3 非常コンセント

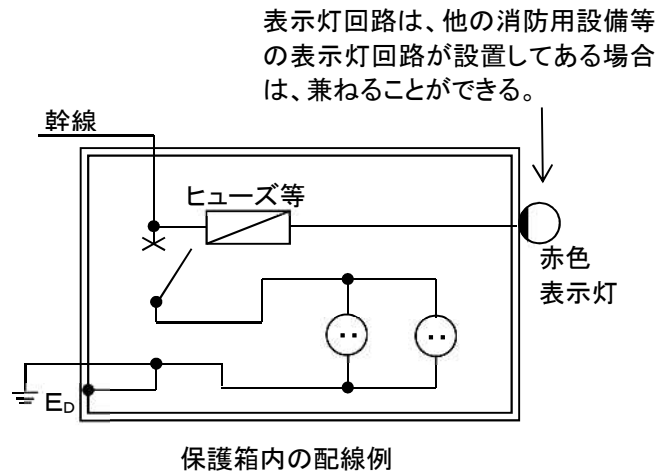
非常コンセントは、次によること。

(1) プラグ受けはJIS C 8303の接地形2極コンセント（JIS C 8303：2極接地極付差込接続器に限る。以下、第23において、同じ。）のうち定格が15A、125Vに適合するもので極数及び極配置は、**第23-1図**によること。◆

(2) 保護箱内には、(1)のプラグ受けを2個設けること。（**第23-2図**）



第23-1図



保護箱内の配線例

第23-2図

表示灯回路は、他の消防用設備等の表示灯回路が設置してある場合は、兼ねることができる。

4 接地

3のプラグ受けの接地極には、D種接地工事を施すこと。◆

5 保護箱

保護箱は、次によること。

- (1) 保護箱は、耐火構造の壁等に埋め込むか、又は「配電盤及び分電盤の基準」(昭和56年消防庁告示第10号)第3キャビネットの構造1(2)に準じたものを設けること。ただし、火災の影響を受けるおそれの少ない屋外階段等の場所にあつては、この限りでない。
- (2) 大きさは長辺25cm以上、短辺20cm以上とすること。
- (3) 保護箱に用いる材料は、防せい加工を施した厚さ1.6mm以上の鋼製のものとすること。
- (4) 保護箱には、容易に開閉できる扉を設けること。
- (5) 保護箱内には、差し込みプラグの離脱を防止するためのフック(L型又はC型)等を設けること。
- (6) 保護箱には、D種接地工事を施すこと。

6 電源及び配線

電源及び配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、次によること。

- (1) 電源からの回路は、主配電盤から専用回路とすること。◆
ただし、他の消防用設備等の回路を接続する場合で、当該回路による障害を受けるおそれがないものにあつては、この限りでない。
- (2) (1)の回路には、地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。
- (3) 電源の配線用遮断器には、非常コンセントである旨を赤色の文字で表示すること。
- (4) 専用回路の幹線から各階の非常コンセントに分岐する場合は、分岐用の配線用遮断器を保護箱内に設けること。
- (5) 非常コンセントのプラグ受けは、(4)の配線用遮断器の二次側から送り配線等で施工すること。

- (6) (4) の配線用遮断器は、100V、15A以上の容量とすること。
- (7) 受電用配電盤等に設けた各系統別引出し用の配線用遮断器と各階に設置する非常コンセント用の配線用遮断器とは、保護協調をとること。
- (8) 分岐する場合に用いるプルボックス等は、防せい加工を施した厚さ1.6mm以上の鋼製のものを用いること。
- (9) 保護箱内の配線及びプラグ受け等の充電部は、露出しないように設けること。

7 幹線容量

- (1) 幹線は、一の回路につき、各階に設ける非常コンセントに100V、15A以上の容量を有効に供給できる電線を用いること。
- (2) 幹線容量は低圧で電気の供給を受けている場合は、電圧降下を標準電圧の2%以下となるように選定すること。ただし、電気使用場所内に設けた変圧器から供給する場合は、3%以下とすることができる。

8 非常電源回路の配線

省令第31条の2第8号に定める非常電源回路の配線は、第5章第3非常電源の基準により設けること。

非常電源の配線用遮断器は、保護箱の配線用遮断器より先に遮断しないものとする。

9 標示

標示は、次によること。

- (1) 保護箱の表面に表示する「非常コンセント」の文字の大きさは、1文字につき各辺の長さが2cm以上の大きさとする。
- (2) 保護箱の上部に設ける赤色の灯火は、第5章第2屋内消火栓設備の基準の赤色の灯火に準ずること。
- (3) 灯火の回路の配線は、第5章第3非常電源の基準によるほか、6(4)配線用遮断器の電源側から分岐し、当該分岐回路には保護用のヒューズを設けること。

10 総合操作盤

(1) 総合操作盤

総合操作盤は、省令第31条の2第10号により設けられていること。◆

(2) 総合操作盤への移報

非常コンセント設備から総合操作盤及び中継装置等に送る信号に係る接続については次によること。

ア 電源断の状態については、主電源（回路が1回路の場合）又は幹線ごと（回路が2回路以上の場合）に監視できるよう、検出回路を設置すること。

イ 電源の状態を検出する検出回路には、計器用変圧器、ホトカプラ等を用い、主電源及び各幹線と検出回路の二次側、操作盤等、中継装置等へ移報するための回路とは電氣的に絶縁をとること。

ウ 検出回路及び移報回路には、保護用のヒューズ等適正な保護装置により電氣的に保護すること。

- エ 移報回路における電源の状態信号については、総合操作盤、中継装置等が必要とする信号を電源の状態に応じて適切に送信できる構造とすること。
- オ 検出回路等は耐火構造の壁等に埋め込んだ保護箱に収納するか、又は「配電盤及び分電盤の基準」(昭和56年消防庁告示第10号)第3キャビネットの構造1(2)に準じた構造の保護箱に収納すること。ただし、火災の影響を受けるおそれの少ない場合にあつては、この限りでない。
- カ 移報回路に係る配線については、第5章第3非常電源の基準より設けること。
- キ その他、総合操作盤の評価の際に必要なとされた信号が、容易に送信できるように施工すること。

11 消火栓箱等と保護箱との接続

非常コンセントの保護箱を消火栓等に接続する場合は、次によること。

- (1) 保護箱は、消火栓箱等の上部とすること。
- (2) 消火栓部分、放水口部分、弱電流電線等と非常コンセントは、不燃材料で区画すること。
- (3) 消火栓部分の扉及び保護箱の扉は、別開きができるようにすること。
- (4) 非常コンセント設備の赤色の灯火は、第5章第2屋内消火栓設備の基準に定める赤色の灯火と兼用することができる。

第 2 4 無線通信補助設備

1 用語の定義

- (1) 漏えい同軸ケーブルとは、内部導体、外部導体からなる同軸ケーブルで、かつ、ケーブル外の空間に電波を放射させるため、外部導体に使用周波数帯に応じた一定周期のスロットを設けた構造のものをいう。
- (2) 無線機とは、消防隊が使用する携帯用プレストーク方式の無線機で、同一周波数の送信及び受信ができるものであり、かつ、送信時の定格出力が 1 W 又は 5 W のものをいう。
- (3) 接続端子とは、無線機と無線通信補助設備の相互間を電氣的に接続するための器具であって、建築物又は工作物の壁等に固定されるものをいう。
- (4) 混合器とは、2 以上の入力を混合する装置で、入力端子相互間の結合は、無線機の機能を損なわない程度の減衰性能を有するものをいう。
- (5) 分配器とは、入力端子へ加えた信号を 2 以上に分配する装置で方向性のないものをいう。
- (6) 共用器とは、混合器、分波器等で構成され、2 以上の周波数を混合又は分波する装置で、感度抑圧、相互変調等による相互の妨害を生じさせないものをいう。

2 使用周波数帯

無線通信補助設備は、周波数 260MHz 帯及び 400MHz 帯を有効に伝送及び輻射できるものであること（平成 26 年相模原市消防局告示 2 号）。◆

3 設備方式及び機能

- (1) 無線通信補助設備の方式は、次のいずれかであること。
 - ア 漏えい同軸ケーブル方式
漏えい同軸ケーブル、同軸ケーブル、分配器、接続端子、その他これらに類する器具で構成されているもの
 - イ 漏えい同軸ケーブル及び空中線方式
漏えい同軸ケーブル、空中線、同軸ケーブル、分配器、接続端子、その他これらに類する器具で構成されているもの
 - ウ 空中線方式
空中線、同軸ケーブル、分配器、接続端子、その他これらに類する器具で構成されているもの
- (2) 無線通信補助設備は、電波を輻射する漏えい同軸ケーブル及び空中線を防火対象物の屋内の部分（地下）に設けることとするほか、次によること。
 - ア 当該防火対象物以外の部分への電波の漏えいは、できる限り少なくし、他の無線局の運用に支障を与えないものであること。
 - イ 放送受信設備に妨害を与えないものであること。
- (3) 無線通信補助設備に他の用途を共用する場合には、次の用途以外の接続端子を設けないこと。

- ア 警察用の無線通信
 - イ 防災管理用の無線通信
 - ウ 携帯電話等、ア及びイ以外の用途に使用するもので、電波法（昭和25年法律第131号）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）で認める無線通信又は有線通信
- (4) (3)の用途と共用する場合には、共用器を設けること。ただし、共用器を設けなくとも使用周波数から感度抑制、相互変調等による相互の妨害が生じないものにあつては、この限りでない。
- (5) 接続端子に無線機を接続し、防火対象物内を移動する無線機と通信を行った場合、全区域にわたり無線連絡ができること。ただし、次に掲げる部分については、この限りでない。
- ア 耐火構造及び特定防火戸で区画された床面積の合計が100㎡以下の倉庫、機械室、電気室、その他これらに類する部分
 - イ 室内の各部分から一の出入口までの歩行距離が20m以下の部屋で、各出入口のシャッター及び扉が閉じられた状態における当該室内の部分
 - ウ 柱、壁、金属物等のある場所のうち電波が著しく遮へいされる狭少な部分
 - エ 有効に通信が行なえる直通階段等の部分
- (6) 一の接続端子に無線機を接続した場合、他の接続端子に接続した無線機と通話ができること。

4 接続端子等（消防の用に供するものに限る。）

- (1) 接続端子は次によること。
- ア 地上で消防隊が指揮本部等として有効に活動できる場所及び常時人がいる場所（防災センター等が設けられている場合には、当該室）に設けること。◆
なお、地上に設ける接続端子は、次の点に留意すること。
(ア) 現場指揮所としてのスペースが確保できる場所であること。
(イ) ポンプ車、指揮車等の接近が容易な場所で、かつ、車載無線により基地局と通信ができること。
(ウ) 消防活動上の障害とならない場所であること。
 - イ アの地上に設ける接続端子の数は、一の出入口から他の出入口までの歩行距離が300m以上となる場合は、2箇所以上とすること。
 - ウ 設置の高さは、床面又は地盤面より0.8m以上、1.5m以下とすること。◆
 - エ JIS C 5411高周波同軸 C01形コネクタに適合するものであること。◆
ただし、コネクタ形状が接栓座、コンタクト形状がメスのものであること。
 - オ 端子の末端には、電氣的、機械的保護のためにキャップ（接続端子が一の場合に限る。）又は無反射終端抵抗器を設けること。ただし、(2)クに規定する接続用の同軸ケーブルを常時接続しているものについては、この限りでない。
 - カ 保護箱内に収容すること。◆
 - キ 地上に設ける接続端子は、3(3)の用途に供する接続端子から5m以上の距離を有すること。
- (2) 接続端子を収容する保護箱は、次によること。
- ア 保護箱の材質は、防せい加工を施した厚さ1.6mm以上の鋼板製又はこれと同等以上の強度を有するものであること。ただし、屋内に設けるものにあつては、厚

さ0.8mm以上とすることができる。

イ 保護箱は、容易に開閉できる扉を有し、かつ、操作が容易に行なえる大きさのものであること。

ウ 地上に設けるものは、施錠できる構造であること。

エ 地上に設ける保護箱の鍵穴及び扉部には、防滴及び防じん措置を講じること。

オ 保護箱内の見やすい箇所に最大許容入力電力、使用できる周波数帯域及び注意事項等を表示すること。

注意事項の記載例

注 意 事 項	
1 最大許容入力電力	5W
2 使用周波数帯域	260MHz 400MHz
3 増幅器の使用の有無	無し
4 共用使用の有無	有り（警察、管理、携帯電話等）
5 無線機を接続する場合は、	終端抵抗をはずして接続ケーブルを接続して下さい。
6 使用後は、	接続端子に終端抵抗などを完全に取り付けて下さい。
7 接続用同軸ケーブルは、	必ず保護箱内に収納して下さい。

カ 保護箱の前面には、「消防隊専用無線機接続端子」と表示すること。◆

キ 保護箱の表面は、赤色又は朱色とすること。◆

ただし、前面に直径10cm以上の消防章を設けたものについては、この限りでない。

ク 接続端子と無線機との接続用の同軸ケーブルは次によること。

(ア) 同軸ケーブルは可とう性のあるもので2m以上とし、保護箱扉の開閉に支障がなく、ケーブルに無理のかからないように保護箱に收容すること。

(イ) 同軸ケーブル両端には、JIS C 5411高周波同軸C01形及びJIS C 412高周波同軸C02形のコネクタ（コネクタ形状が接せん、コンタクト形状がオスのものに限る。）に適合するものを設けてあること。

5 分配器等

混合器、分配器、その他これに類する器具は、挿入損失の少ないものとし、次によること。

(1) ほこり、湿気等によって機能に異常を生じないこと。

(2) 腐食によって機能に異常をおよぼすおそれのある部分は、防食措置が講じられていること。

(3) 公称インピーダンスは、50Ωのものであること。◆

(4) 2の使用周波数において、電圧定在波比は1.5以下であること。ただし、共用器は除く。

(5) 接続部には、防水措置を講じること。◆

ただし、防水措置を講じた箱内に収納する場合は、この限りでない。

(6) 厚さ0.8mm以上の鋼板製又はこれと同等以上の強度を有する箱に收容すること。

- (7) 設置位置は、保守点検及び取扱いが容易にできる場所であるほか、次のいずれかであること。ただし、別記「耐熱形漏えい同軸ケーブルの基準」に適合する耐熱効果のある箱に収容されるものにあつては、次の場所によらないことができる。
- ア 防災センター、中央管理室、電気室等で壁、床、天井が不燃材料で造られており、かつ、開口部に防火戸を設けた室内
 - イ 不燃材料で区画された天井裏
 - ウ 耐火性能（建基政令第107条に規定する1時間の耐火性能をいう。以下同じ。）を有するパイプシャフト（ピット等を含む。）内
 - エ 建基政令第123条に規定する特別避難階段の構造に適合する階段室
 - オ その他これらに類する場所で延焼のおそれの少ない場所

6 漏えい同軸ケーブル等

漏えい同軸ケーブル、同軸ケーブル及び空中線（以下「漏えい同軸ケーブル等」という。）は、5（1）から（3）及び（5）を準用するほか、次によること。

- (1) 難燃性を有するものであること。◆
- (2) 接続部分には、接せんが用いられ、かつ、接せん相互間の接続には、可とう性のある同軸ケーブルを用い適度な余裕をもって接続すること。
- (3) 露出して設ける場合には、避難上及び通行上障害とならない位置とすること。
- (4) 漏えい同軸ケーブル等は、当該ケーブル等に石綿、けいそう土等を巻くか、又は不燃材料で区画された天井裏に布設する等これと同等以上の耐熱措置を講じること。ただし、別記「耐熱形漏えい同軸ケーブル等の基準」に適合するものにあつては、この限りでない。なお、耐熱形の同軸ケーブル及び漏えい同軸ケーブルについては、原則として認定品を設置するように指導すること。
- (5) 漏えい同軸ケーブルは、火災により当該ケーブルの外装が焼失した場合、ケーブル本体が落下しないように金属製又は磁器製等の支持具で5m以内ごとに壁、天井、柱等に堅固に固定すること。ただし、不燃材料で区画された天井裏に設ける場合は、この限りでない。
- (6) 漏えい同軸ケーブルの曲げ半径は、当該ケーブル外径の30倍以上とすること。
- (7) 漏えい同軸ケーブル及び空中線は、金属板等により電波の輻射特性が著しく低下しない位置に設けること。◆
- (8) 空中線は、壁、天井、柱等に金属又は不燃材料の支持具で堅固に固定すること。◆
- (9) 漏えい同軸ケーブル及び空中線は、特別高圧又は高圧の電路から1.5m以上離すこと。ただし、電磁誘導等による障害がない場合は、この限りでない。
- (10) 漏えい同軸ケーブルの終端部には、無反射終端抵抗器を堅固に取り付けること。

7 増幅器

増幅器を設ける場合には、5（1）及び（2）を準用するほか、次によること。

- (1) 増幅器の外箱は、厚さ0.8mm以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有するもので造られていること。
- (2) 5（7）に準じた場所に設けること。
- (3) 増幅器の内部に主電源回路を開閉できる開閉器及び過電流遮断器を設けること。

ただし、遠隔操作で自動的に電源が入るものにあつては、開閉器を設けないことができる。

- (4) 増幅器の前面には、主回路の電源が正常であるかどうかを表示する灯火又は電圧計を設けること。
- (5) 増幅器は、双方向性を有するもので送信及び受信に支障のないものであること。
- (6) 増幅器の電源電圧が定格電圧の90%から110%までの範囲内で変動した場合、機能に異常を生じないものであること。
- (7) 常用電源及び非常電源（内蔵型を除く。）回路の配線並びに操作回路の配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、第5章第3非常電源の基準によること。

8 総合操作盤

(1) 総合操作盤

総合操作盤は、省令第31条の2の2第9号により設けられていること。◆

(2) 総合操作盤への移報

増幅器を設ける場合は、増幅器から総合操作盤、中継装置等に送る信号に係る接続については次によること。

ア 増幅器に係る電源の状態を検出する検出回路は、増幅器内部に設置された電源回路へ電気が供給されている状態が確認できる位置に設置すること。

イ 増幅器の電源回路の状態を検出する検出回路には、計器用変成器、ホトカプラ等を用い増幅器の回路と検出回路の二次側及び総合操作盤並びに中継装置等へ移報するための回路とは電氣的に絶縁をとること。

ウ 検出回路及び移報回路には、保護用のヒューズ等適正な保護装置により電氣的に保護すること。

エ 移報回路における電源の状態信号については、総合操作盤並びに中継装置等が必要とする信号を電源の状態に応じて適切に送信できる構造とすること。

オ 検出回路は5（7）に準じた場所に設けること。

カ 移報回路に係る配線については、第5章第3非常電源の基準により設けること。

キ その他、総合操作盤の評価の際に必要なとされた信号が、容易に送信できるように施工すること。

9 既設の防火対象物の運用

既に設置されている無線通信補助設備については、次に定めるものを除き、1から7までに適合していること。

- (1) 3（5）の無線連絡の範囲については、最低必要と思われる部分において、通話試験を行い、その結果、無線連絡が可能なものについては改修を要しない。
- (2) 4（2）の接続端子については、4（1）ア、ウ及びエに適合することで足りる。
- (3) 4（2）の保護箱については、4（2）ア、イ、カ及びキに適合することで足りる。
- (4) 6（1）の漏えい同軸ケーブル等の難燃性については、当該ケーブル等の外装に防火塗料を塗布する等の延焼防止の措置を講じることで足りる。
- (5) 7の増幅器については、7（2）及び（7）を除き機能に支障のないものは改修を要しない。

別記 耐熱形漏えい同軸ケーブル等の基準

1 趣旨

この基準は、漏えい同軸ケーブル、同軸ケーブル及び空中線（以下「漏えい同軸ケーブル等」という。）並びに分配器等を収納する耐熱効果のある箱（以下「耐熱箱」という。）の耐熱性等について定めるものとする。

2 性能及び材質

(1) 漏えい同軸ケーブル及び同軸ケーブルの性能及び材質は、次の表に定めるところによる。

項 目		基 準
引張り強さ及び伸び	漏えい同軸ケーブル及び同軸ケーブルのシース（以下「シース」という。）	JIS C 3342（600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル）又は、日本電線工業会規格（以下「JCS」という。）第5287号A（市内対ポリエチレン絶縁ポリエチレンケーブル）のシースと同等以上であること。
導電性、引張り強さ及び純度	中心導体及び外部導体	JIS C 3101 電気用硬銅線 JIS C 3102 電気用軟銅線 JIS C 3108 電気用硬アルミニウム線 JIS C 3151 すずめっき硬銅線 JIS C 3152 すずめっき軟銅線 JIS H 2102 アルミニウム地金 JIS H 3300 銅及び銅合金継目無管 JIS H 4000 アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条 JIS H 4080 アルミニウム及びアルミニウム合金の継目無管 JIS H 4090 アルミニウム及びアルミニウム合金溶接管 JCS 1205 電気用半硬銅線と同等以上であること。
燃 焼 性	シ ー ス	難燃性能を有すること。
耐 電 圧	内部導体と外部導体間	交流電圧1,000Vを連続して1分間加えた場合これに耐えること。
特性インピーダンス	内部導体と外部導体間	50±5Ωであること。
電圧定在波比	内部導体と外部導体間	使用周波数帯域において1.5以下であること。

(2) 空中線の性能及び材質は次のよること。

- ア 不燃材料又は難燃性の材質のものを使用したものであること。
- イ 利得は、標準ダイポールに比して、－1 dB以上であること。
- ウ 垂直偏波で水平面無指向性であること。
- エ 形状は平板形あるいは棒状とし、消防隊の活動上支障のない大きさのものであること。
- オ 入力端子はJIS C 5411高周波同軸C01形コネクタ（コンタクト形状がメスのものに限る。）に適合するものであること。
- カ 腐食によって機能に異常をおよぼすおそれのある部分は、防食措置がなされていること。

(3) 耐熱箱の性能及び材質は次によること。

- ア 外箱は、防せい加工を施した鋼板とし、その板厚は0.8mm以上であること。
- イ 外箱の内部は、防火塗料等を施したけい酸カルシウム板（板厚が15mm以上のもの

のに限る。)又はこれと同等以上の耐燃性及び断熱性を有する材料で内張りしたものとし、熱又は振動により容易にはく離しないものであること。

ウ 外箱は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続でき、かつ、当該部分に断熱措置を容易に講ずることができるものであること。

3 絶縁抵抗試験及び耐熱試験

(1) 漏えい同軸ケーブル及び同軸ケーブル

次により絶縁抵抗試験及び耐熱試験を行い、そのいずれの試験にも合格するものであること。

ア 試験体は、亘長1.3mの供試漏えい同軸ケーブル又は同軸ケーブルを別図1に示すように太さ1.6mmの金属線(以下「固定線」という。)を用いて、けい酸カルシウム板又はこれと同等以上の耐熱性を有するもので作られた縦300mm、横300mm、厚さ10mmの板(以下「けい酸カルシウム板等」という。)に取り付け、供試漏えい同軸ケーブル又は同軸ケーブルの2倍の重さの荷重を当該供試漏えい同軸ケーブル又は同軸ケーブルの中央に取り付けたものであること。

イ 絶縁抵抗試験は、内部導体と外部導体との相互間の絶縁抵抗を直流500Vの絶縁抵抗計で測定した値が100MΩ以上であること。

ウ 耐熱試験は次によること。

(ア) 加熱炉は次に適合するものを用いること。

a 加熱炉の構造は、旧JIS A 1305(鉛直式小型加熱炉及び調整方法)に定める都市ガス加熱炉又はプロパンガス加熱炉に準じた構造であること。

b 加熱炉は、試験体を挿入しないで加熱した場合、420℃±10%の温度を30分間以上保つことができるものであること。

(イ) 耐熱試験の加熱方法は、試験体を別図2に示す位置に挿入し、JIS A 1304(建築構造部分の耐火試験方法)に定める火災温度曲線の1/2に相当する火災温度曲線に準じて30分間加熱すること。

(ウ) 炉内の温度は、JIS C 1602(熱電対)に規定する0.75級以上の性能を有する素線の線径0.65mm以上、1.0mm以下のC-A熱電対及び自動記録計を用いて別図3に示す位置(A点又はB点)において測定すること。

(エ) 加熱中、前イに掲げる箇所に50Hz又は60Hzの交流電圧600Vを加えた場合、短絡しないものであること。

(オ) 加熱終了直後、直流500Vの絶縁抵抗計でイに掲げる箇所を測定した場合、その値が、0.4MΩ以上であること。

(カ) 加熱により、炉の内壁から突き出た供試漏えい同軸ケーブル又は同軸ケーブルのシース部分が150mm以上燃焼しないこと。

(キ) 加熱試験後の電圧定在波比は、5.0以下であること。

(2) 空中線は次により耐熱試験を行い、その試験に合格するものであること。

ア 試験体は別図4に示すようにけい酸カルシウム板等に取り付けること。

イ 加熱試験は、次によること。

(ア) 加熱炉は、(1)ウ(ア)によること。

(イ) 耐熱試験の加熱方法は、(1)ウ(イ)によること。

(ウ) 加熱炉内の温度測定は、(1)ウ(ウ)に準ずること。

(エ) 加熱試験後の電圧定在波比は使用周波数において5.0以下であること。

4 表示

(1) 耐熱性を有する漏えい同軸ケーブル等には、次に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

なお、漏えい同軸ケーブル又は同軸ケーブルの表示は、おおむね50mごとに1箇所以上とすること。

ア 製造者名又は商標

イ 型式

ウ 耐熱形漏えい同軸ケーブル等である旨の表示

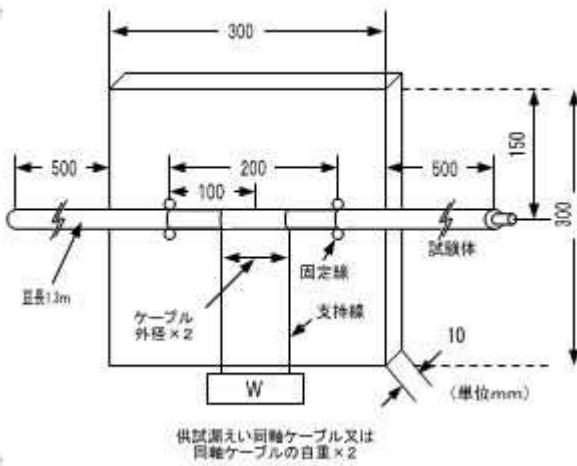
(2) 耐熱箱には、次に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

ア 製造者名又は商標

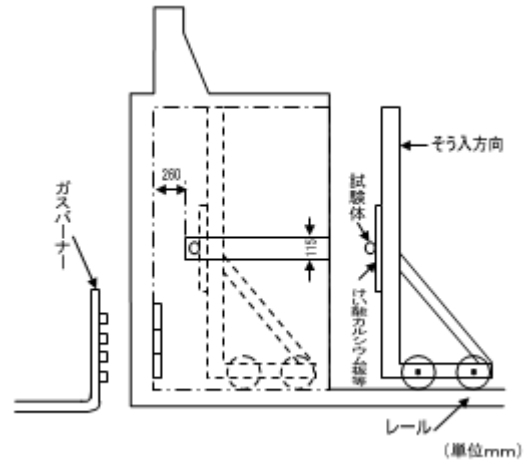
イ 型式

ウ 耐熱箱である旨の表示

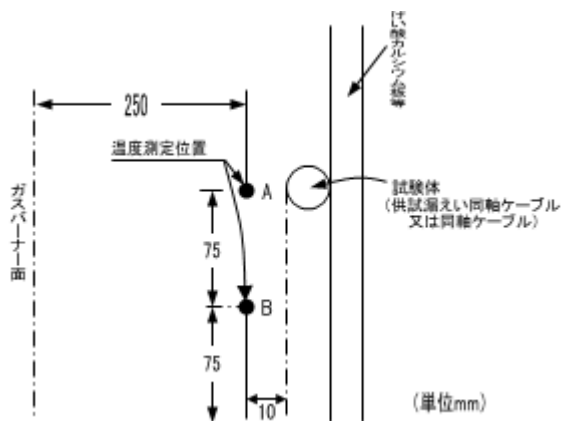
別図 1



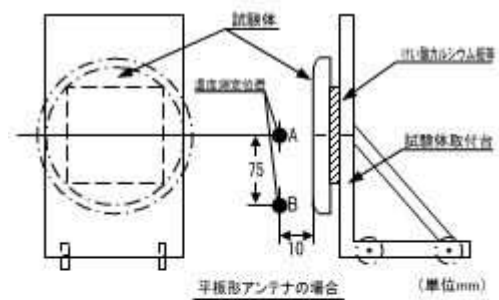
別図 2



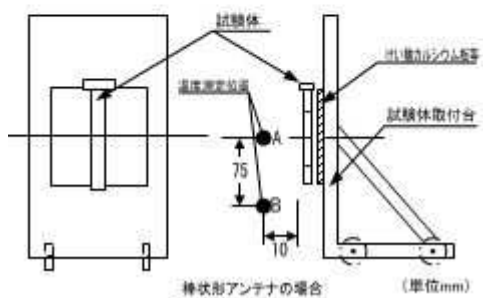
別図 3



別図 4



別図 5



第 2 5 フード等用簡易自動消火装置

1 用語の定義

(1) フード等用簡易自動消火装置

フード等用簡易自動消火装置とは、フード・ダクト用簡易自動消火装置、レンジ用簡易自動消火装置、フライヤー用簡易自動消火装置、フード・レンジ用簡易自動消火装置、フード・フライヤー用簡易自動消火装置、ダクト用簡易自動消火装置及び下引ダクト用簡易自動消火装置をいう。

(2) 防護対象物

防護対象物とは、フード等用簡易自動消火装置によって消火すべき対象物をいう。

(3) フード・ダクト用簡易自動消火装置

フード・ダクト用簡易自動消火装置とは、フード部分及び排気ダクト内部を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し、消火するものをいう（以下「フード・ダクト用」という。）。

(4) レンジ用簡易自動消火装置

レンジ用簡易自動消火装置とは、レンジ部分を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し、消火するものをいう（以下「レンジ用」という。）。

(5) フライヤー用簡易自動消火装置

フライヤー用簡易自動消火装置とは、フライヤー部分を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し、消火するものをいう（以下「フライヤー用」という。）。

(6) フード・レンジ用簡易自動消火装置

フード・レンジ用簡易自動消火装置とは、フード部分及びレンジ部分を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し、消火するものをいう（以下「フード・レンジ用」という。）。

(7) フード・フライヤー用簡易自動消火装置

フード・フライヤー用簡易自動消火装置とは、フード部分及びフライヤー部分を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し、消火するものをいう（以下「フード・フライヤー用」という。）。

(8) ダクト用簡易自動消火装置

ダクト用簡易自動消火装置とは、排気ダクト内部を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し、消火するもので、複数の排気ダクトが存在する場合に、フード・ダクト用、フード・レンジ用及びフード・フライヤー用と組み合わせて使用するものをいう（以下「ダクト用」という。）。

(9) 下引ダクト用簡易自動消火装置

下引ダクト用簡易自動消火装置とは、無煙ロースター等燃焼排気ガスを強制的に床下等の下方に引き排気するガス機器内部及びこれに接続する排気ダクト内部の火災を自動的に感知し、消火するものをいう（以下「下引ダクト用」という。）。

(10) 公称防護面積

公称防護面積とは、一のフード等簡易自動消火装置で警戒することができる範囲の面積をいい、「短辺 (m) × 長辺 (m)」で表されたものをいう。

(11) ダクト公称防護断面積

ダクト公称防護断面積とは、一のフード・ダクト用又はダクト用で警戒すること

ができる範囲のダクトの面積をいい、「短辺 (m) ×長辺 (m)」で表されたものをいう。

(12) ダクト公称防護長さ

ダクト公称防護長さとは、一のフード・ダクト用又はダクト用で警戒することができる長さで、ダクトの水平部分 5 mをいう。

(13) 公称防護面積等

公称防護面積等とは、公称防護面積、ダクト公称防護面積及びダクト公称防護長さをいう。

(14) 被防護面積

被防護面積とは、一のフード等用簡易自動消火装置で警戒を要する範囲の面積をいう。

(15) ダクト被防護断面積

ダクト被防護断面積とは、一のフード・ダクト用又はダクト用で警戒を要する断面積をいう。

(16) ダクト被警戒長さ

ダクト被警戒長さとは、一のフード・ダクト用又はダクト用で警戒を要するダクトの長さをいう。

(17) 被防護面積等

被防護面積等とは、被防護面積、ダクト被防護断面積及びダクト被警戒長さをいう。

2 フード等用簡易自動消火装置の構造及び性能の基準等

(1) フード等用簡易自動消火装置の構造及び性能の基準

フード等用簡易自動消火装置の構造及び性能の基準は、「フード等用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準について」(平成 5 年 12 月 10 日付け消防予第 331 号消防庁予防課長通知) 別添のフード等用簡易自動消火装置の技術基準(以下「技術基準」という。)によるものとする。

(2) 機器

フード等用簡易自動消火装置は、(一財) 日本消防設備安全センターの性能評定品を使用すること。

3 設置基準

(1) フード・ダクト用の基準

フード・ダクト用を設ける場合は、次によること。

ア 排気用ダクトのダクト被防護面積、ダクト被警戒長さ、風速等に応じて、十分な消火薬剤量を確保するとともに、有効に消火できるように感知部及び放出口を設置すること。

イ 排気用ダクト内部の風速が 5 m/s を超える場合には、技術基準の消火能力を確保するため、ダクト被警戒長さの範囲外のダクト部分に、起動装置と連動して閉鎖するダンパーを設置すること。

ただし、自動的に排気ファンが停止する等により、当該ダンパーが設置されていなくても有効に消火できるものにあつては、この限りではない。

ウ イ以外で、消火時にダクト内に設けたダンパーを閉鎖することにより、所要の

消火性能を確保する方式のものにあつては、当該ダンパーを前イに準じて設置すること。

エ 一の排気用ダクトに複数の放出口を設置する場合には、すべての放出口から一斉に消火薬剤を放出できるように設置すること。

オ 放出口は、消火薬剤の放出によって可燃物が飛び散らない箇所に設けること。

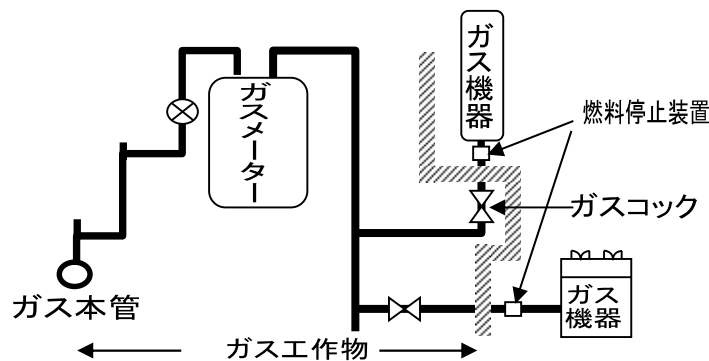
カ 消火薬剤の貯蔵容器及び加圧ガス容器は、40℃以下で温度変化が少なく、かつ、点検の容易な場所に設けること。

キ フード・ダクト用の作動と連動して、放出された消火薬剤の影響を受けるおそれのある機器にあつては、燃料ガスの供給停止又は機器への電源遮断ができるものであること。

なお、ガス機器への燃料停止装置（電磁弁等）の設置位置等については、次によること（ガス事業者の設置する業務用の自動ガス遮断装置を除く。）。

(ア) 燃料停止装置の設置位置

a 燃料停止装置は、原則としてガス工作物以外の範囲（ガスコック以降の配管からガス機器までの部分をいう。）に設けること（第25-1図）。



第25-1図

b 水及び熱的影響及び機械的衝撃等を受けない位置に設けること。

(イ) 電磁弁の性能等

a 電磁弁は、原則として当該電磁弁を直接操作によってのみ復旧するものとする。

b 電気配線は、「電気設備に関する技術基準を定める省令」の規定に定めるところによること。

ク 手動起動装置は、火災のとき容易に接近することができ、かつ、床面からの高さが0.8m以上1.5m以下の箇所に設けること。

ケ 電源の供給方式は、次による場合を除き、コンセントを使用しないものであること。

(ア) コンセントは、引掛け型コンセント等容易に離脱しない構造のものであること。

(イ) コンセントは、フード・ダクト用専用のものとする。

コ フード・ダクト用の作動した旨を音響及び表示により確認できる装置（以下「表示装置」という。）を常時人のいる防災センター、中央監視室、守衛室等（以下「防災センター等」という。）に設けること。

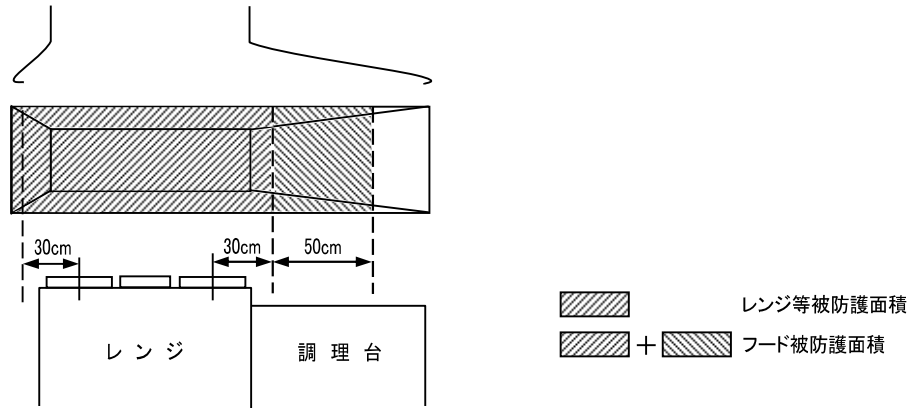
この場合、表示は、厨房室単位で一の表示とすることができるものであること。

サ コにより設置される表示装置の付近に警戒区域一覧図を備えること。

シ フードの被防護面積の算定は、次によること。

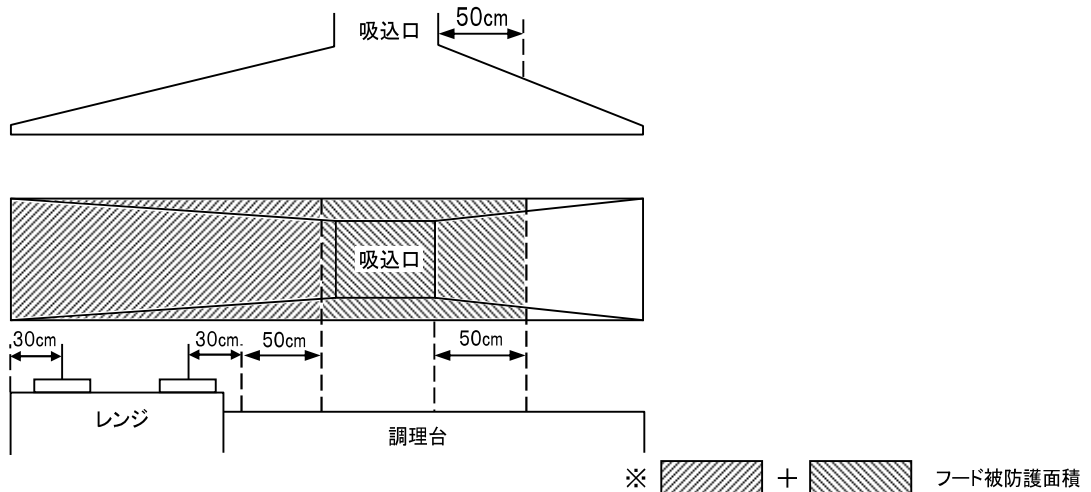
フードの被防護面積は、当該フードの水平投影面積とする。ただし、次の（ア）及び（イ）に掲げる場合にあっては、これによらないことができる。

（ア）レンジ又はフライヤーが調理台と接続されていて、調理台等を包含するフードが設置されている場合にあっては、レンジ又はフライヤーの被防護面積から周囲 50 cm の水平投影部分に含まれる範囲をフードの被防護面積とする（第 25-2 図）。



第 25-2 図 レンジ又はフライヤーの被防護面積よりフードが大きい場合のフードの被防護面積（例）

（イ）（ア）のフードの被防護面積外にダクトの吸込口がある場合は、その吸込口の周囲 50 cm の部分を含めた面積をフードの被防護面積とする（第 25-3 図）。



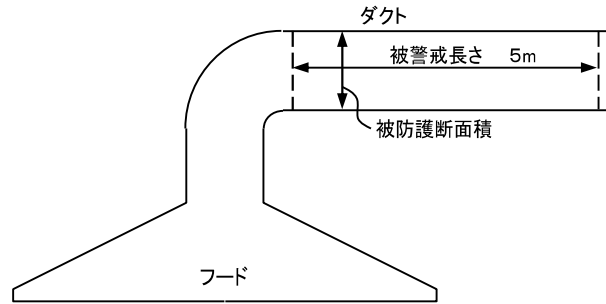
第 25-3 図 ダクト吸込口がレンジの直上部以外の位置にある場合のフードの被防護面積（例）

ス ダクト被警戒長さ及びダクト被防護断面積の算定は、次によること。

（ア）ダクト被警戒長さは、当該ダクトの水平部分 5 m とすること（第 25-4 図）。

（イ）ダクト被防護断面積は、当該ダクトのダクト被警戒長さの範囲内における最

大の断面積とすること（第 25-4 図）。

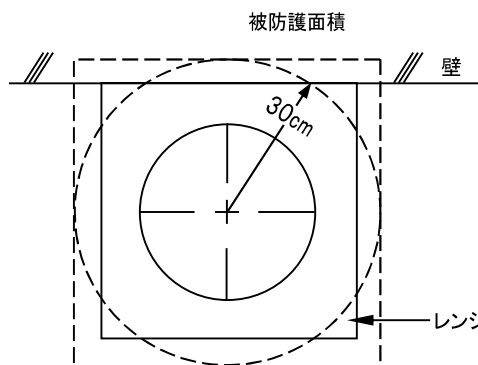


第 25-4 図 ダクトの警戒長さ及び被防護断面積

- (2) レンジ用、フライヤー用、フード・レンジ用又はフード・フライヤー用の基準レンジ用、フライヤー用、フード・レンジ用又はフード・フライヤー用を設ける場合は、(1) エからシまでの規定の例によるほか、次により設置すること。
- ア フード、レンジ又はフライヤーの大きさ及び形状に応じて、十分な消火薬剤量及び公称防護面積を有するものを設置すること。
- イ 消火薬剤に二酸化炭素又はハロゲン化物消火薬剤を使用するものにあつては、原則として設置しないこと。
- ウ レンジ又はフライヤーの被防護面積の算定は、次によること。

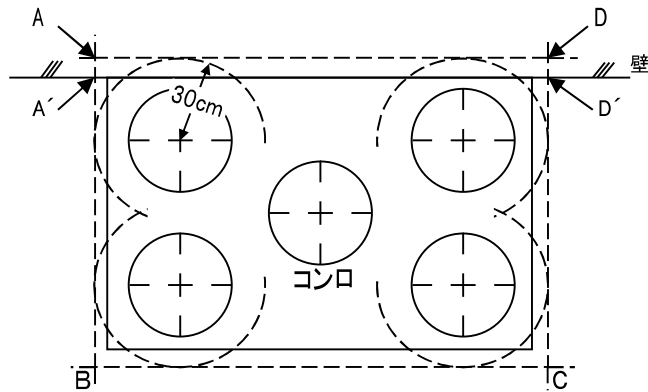
(ア) レンジの場合

- a 一のレンジでコンロが 1 口の場合は、コンロの中心から半径 30 c m の円を描き、その円を包含する長方形の面積（この範囲内に壁が設けられている場合は壁までの面積とする。以下同じ。）を被防護面積とする（第 25-5 図）。



第 25-5 図 レンジの被防護面積（コンロが 1 口の場合の例）

- b 一のレンジでコンロが複数ある場合は、それぞれのコンロから a と同様の円を描き、そのすべての円を包含する長方形の面積を被防護面積とする（第 25-6 図）。

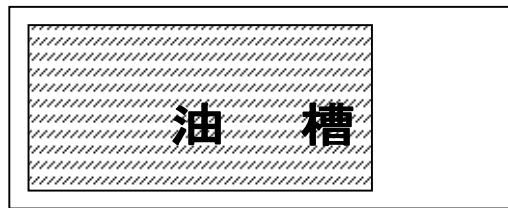


- ※ レンジが不燃材料等の壁に接して設置されている場合の被防護面積は、A' . B. C. D' 点を結んで得られる長方形の面積とする。
- ※ レンジが壁に接していない場合の被防護面積は、A. B. C. D点を結んで得られる長方形の面積とする。

第 25-6 図 レンジの被防護面積（コンロが複数の場合の例）

(イ) フライヤーの場合

フライヤーの被防護面積は、当該フライヤーの油槽の水平投影面積とする（第 25-7 図）。



※ 斜線部分を被防護面積とする。

第 25-7 図 フライヤーの被防護面積（例）

エ 回転釜、グリラー等の被防護面積は、当該厨房設備の水平投影面積とする。

(3) ダクト用の基準

ダクト用を設ける場合は、フード部分に関する事項を除き、(1) の規定の例によること。

(4) 下引ダクト用の基準

下引ダクト用を設ける場合は、(1) ス (ア) の規定の例によるほか、次によること。

ア 感知部及び放出口は、ガス機器の構造に応じて製造者が指定する位置に有効に消火ができるように設置すること。

イ 一の下引ダクト用に複数の放出口を設置する場合には、すべての放出口から一斉に消火薬剤を放出できるように設置すること。

ウ 下引ダクト用は、ガス機器ごとに設置すること。

エ 下引ダクト用の手動起動装置は、火災のとき容易に操作できる位置に設けること。

オ 下引ダクト用の作動した旨を音響及び表示により、確認できる装置を防災セン

ター等に設けること。

なお、この場合、階単位で一の表示とすることができる。

4 設置要領

(1) 設置区分

フード等用簡易自動消火装置は、防護対象物の種類に応じ、次により設置すること。

ア フード部分と排気ダクト内部は、同時に消火薬剤を放出するものであること。

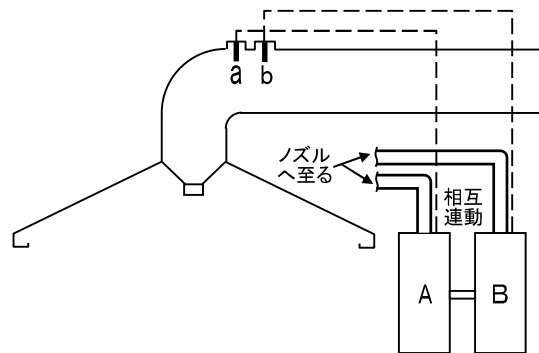
イ フード等用簡易自動消火装置の設置は、3の種類に応じ、それぞれの防護対象物の被防護面積等を警戒できる公称防護面積等を有するものを設置すること。

なお、フライヤー用及びフード・フライヤー用のうち、レンジ部分を有効に消火できるものについては、レンジ部分を防護対象物に含めて差し支えないこと。

(2) フード等用簡易自動消火装置を組み合わせて設置する場合

フード等用簡易自動消火装置を設置する場合、一の認定品で3(1)シ及びス並びに(2)ウにより算出した被防護面積等を警戒できる公称防護面積等を有するものを設置することを原則とするが、次に掲げる場合にあつては、認定品を組み合わせて設置することができる。

なお、認定品を組合せにより設置する場合の機器は、同一型式のものを使用するほか、相互に連動させること。この場合、認定試験時の放出口の数及び消火薬剤量は省略することはできないが、感知部が同一箇所に設置される場合にあつては、一の感知部で連動起動することができる(第25-8図)。

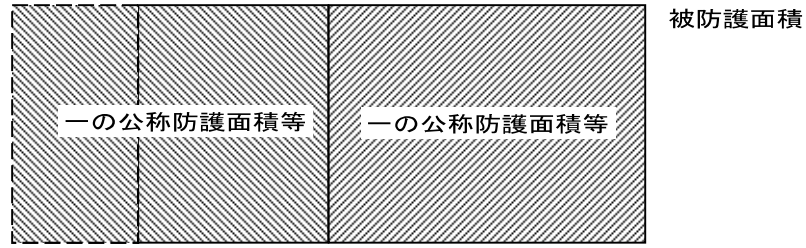


※ 感知部は a 又は b のいずれかを設置すればよい

第25-8図

ア 同一フードに複数のダクトの立ち上がりがある場合(この場合、ダクトの立ち上がりの数と同数の認定品を組み合わせて設置すること。)

イ 各防護対象物が大きく、一の認定品で警戒することができない場合(第25-9図)

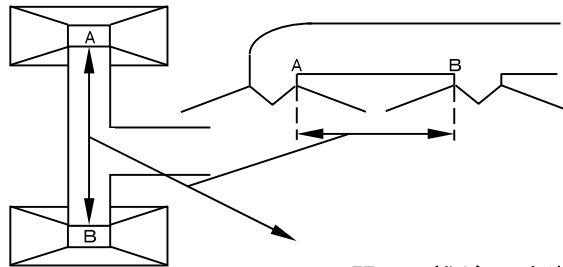


※同一型式の消火装置を被防護面積等が警戒できるように設け、相互に連動させる

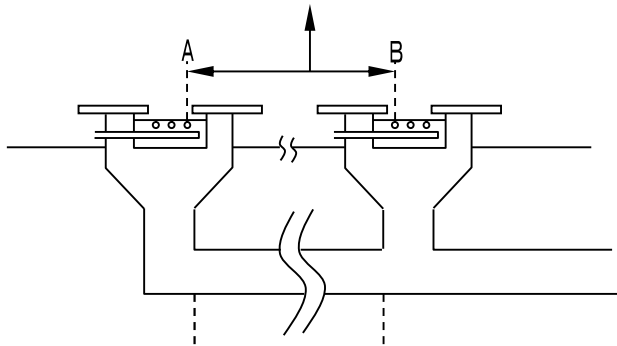
第 25-9 図 防護対象物が大きく一の装置で警戒できない場合

(3) 二以上のフード等が同一のダクトに接続されている場合

二以上のフード等が同一のダクトに接続されている場合で、ダクトの分岐点を経由して、それぞれのフード間の距離が 5 m 未満の場合にあっては、それぞれのフードに設置されるフード等用簡易自動消火装置相互を連動させること(第 25-10 図)。



※ A、B間の距離が5m未満の場合、A、B双方のフード等用簡易自動消火装置を相互に連動させる。

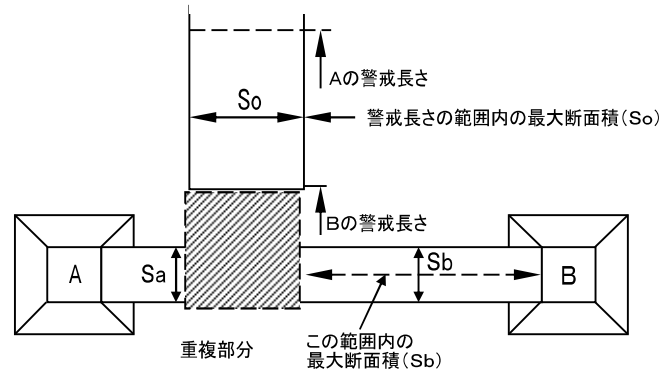


下引ダクトの場合

第 25-10 図

なお、この場合のダクト被防護断面積は、3 (1) スによるほか、次によることができるものであること。

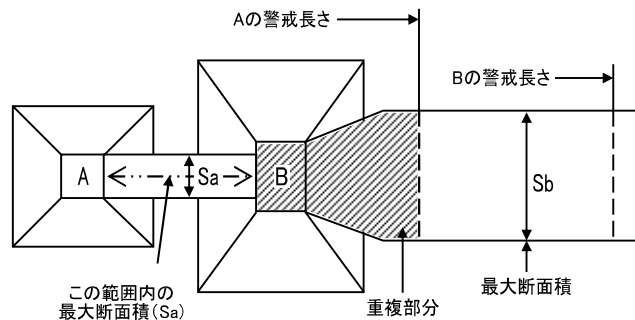
ア 二以上のフードが同一ダクトに接続され、かつ、二以上のフード等用簡易自動消火装置が連動される場合にあっては、ダクト部分をそれぞれのフード・ダクト用で重複して警戒する必要はないものであること(第 25-11 図)。



※ Aに設置するフード・ダクト用は、ダクトの公称防護断面積が S_o 以上のものでなければならないが、Bに設置するフード・ダクト用はダクトの公称防護断面積が S_b 以上のものとすることができる。

第 25-11 図

イ 二以上のフードが同一ダクトに接続され、かつ、二以上のフード等用簡易自動消火装置が連動される場合、一のフード・ダクト用のダクト被警戒長さの範囲内に他のフード・ダクト用が設置される場合のダクト被防護断面積は、他の装置に至るまでのダクトの最大断面積とすることができるものであること（第 25-12 図）。

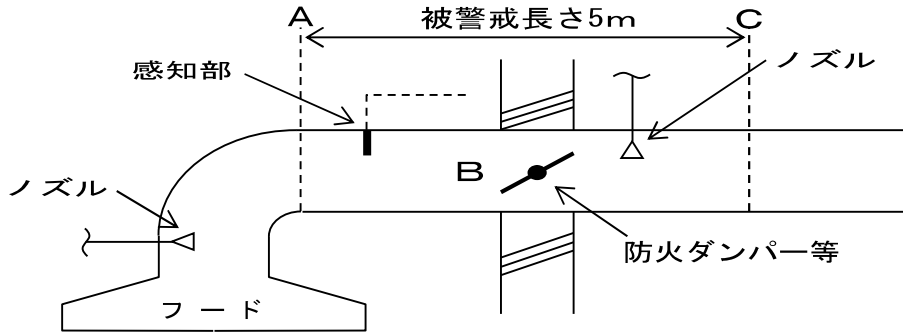


※ Bに設置するフード・ダクト用は、ダクトの公称防護断面積が S_b 以上のものでなければならないが、Aに設置するフード・ダクト用はダクトの公称防護断面積が S_a 以上のものとすることができる。

第 25-12 図

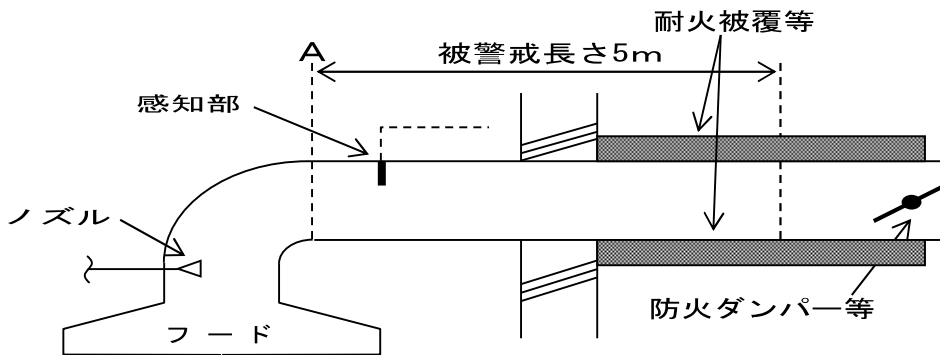
(4) 他の防火ダンパー等との関連

排気用ダクト部分で、ダクト被警戒長さの範囲内に防火区画等の防火ダンパーが設置されている場合には、当該防火ダンパーが閉鎖することにより、所要の消火性能を確保できるものであること。（第 25-13 図及び第 25-14 図）



※ 被警戒長さ5mの途中で防火区画等のための防火ダンパー等が設置された場合において、防火ダンパー以降の排気側（BからCの間）にも、認定品のダクト用を組み合わせ設置し警戒する例

第 25-13 図



※ 防火ダンパーの設置位置をAから5m以上として、耐火被覆等により要求される防火区画等を形成し、被警戒長さ5mを確保する例

第 25-14 図

5 基準の特例等

厨房設備（液体燃料を使用するものを除く。）が設置されている部分に、政令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例によりスプリンクラー設備を設置し、かつ、次のすべてに適合するフード等用簡易自動消火装置等を設けた場合にあっては、政令第32条の規定を適用し、政令第13条第1項第7欄に規定する消火設備を設置しないことができるものであること。

この場合、特例基準適用条件として設置したフード等用簡易自動消火装置の機能確保のため、適正な維持管理を行わせること。

- (1) 油脂を含む蒸気を発生するおそれのある厨房設備には、フード等用簡易自動消火装置が、3及び4の基準に基づき設置されていること。この場合、固体燃料を用いる厨房設備（排気ダクトに接続されるものに限る。）には、油脂を含む蒸気が排気ダクト内に入らない装置（（一社）日本厨房工業会の認定ラベルが貼付された油除去装置に限る。）が設けられていること。
- (2) 気体燃料を用いる厨房設備にあっては、フード等用簡易自動消火装置の起動及び当該厨房設備が設けられている部分のスプリンクラー設備の作動と連動して当該厨

房設備の気体燃料の供給を停止できること。

第26 パッケージ型消火設備

パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する基準は、「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成16年消防庁告示第12号。以下「12号告示」という。）に定めるほか、次によること。

1 設置することができる防火対象物の要件の取扱いについて

12号告示に規定される「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所については、次によるものであること。◆

- (1) 使用形態が、自動車の修理場、駐車場、発電室、変電室、ボイラー室、乾燥室、通信機械室及び指定可燃物貯蔵・取扱所その他これらに類するものではないこと。
- (2) 火災の際、煙が有効に排除でき安全に初期消火を行うことができるとともに、避難時には、主要な避難口を容易に見通すことができ、又は当該開口部から避難できる場所であること。

2 設置方法

- (1) 地震等により倒れないように堅固に設置すること。
- (2) 周囲には、障害物等がなく円滑な操作等が行えること。

3 表示等

- (1) 格納箱には、操作手順を示す絵表示等が貼付されていること。◆
- (2) 格納箱に設ける赤色の灯火にあっては、取付け面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れたところから容易に識別できること。
- (3) 赤色の灯火の電源は、配電盤又は分電盤からの専用回路とすること。

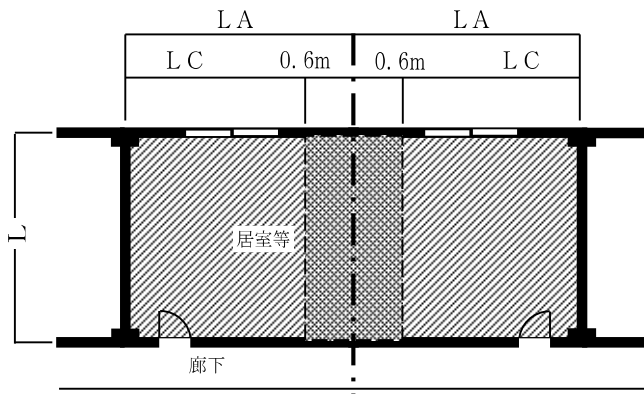
第27 パッケージ型自動消火設備

パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する基準は、平成16年消防庁告示第13号（以下「13号告示」という。）に定めるほか、次によること。

1 パッケージ型自動消火設備（I型）について

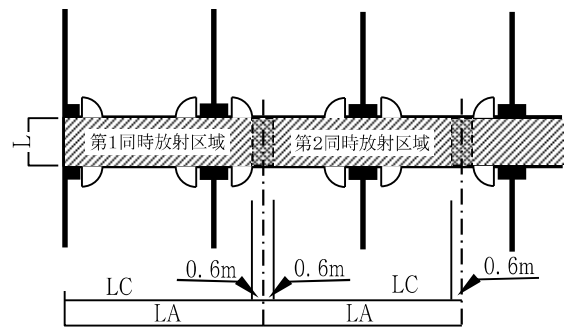
(1) 同時放射区域が隣接する場合の防護面積

13号告示第4第3号の規定において、同時放射区域が隣接する場合における防護面積は、隣接する部分（壁、戸等によりに区画されない部分をいう。）に限り、0.6m長くすることができるものであること（第27-1図）。



1の居室等を2の同時放射区域とする場合

同時放射区域 $L \times LA = L \times (LC + 0.6)$
 この場合において、自動消火設備の防護面積は $A = L \times (LC + 0.6)$ とすることができる。



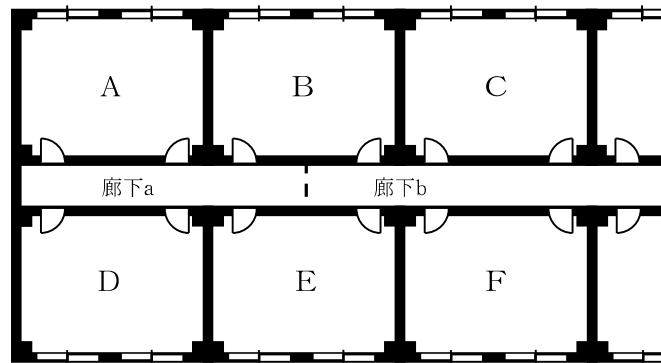
廊下、通路等を2以上の同時放射区域とする場合

第1同時放射区域 $L \times LA = L \times (LC + 0.6)$
 第2同時放射区域 $L \times LB = L \times (0.6 + LC + 0.6)$
 この場合において、自動消火設備の面積はそれぞれ $A = L \times ((LC + 0.6) \text{ 又は } (0.6 + LC + 0.6))$ とすることができる。

第27-1図

(2) 隣接する同時放射区域の考え方

ア 13号告示第4第6号（1）に規定する、隣接する同時放射区域は、火災が発生した場合において延焼するおそれのあると考えられる当該同時放射区域に接している区域等を全部含むものであること（第27-2図及び第27-1表）。◆



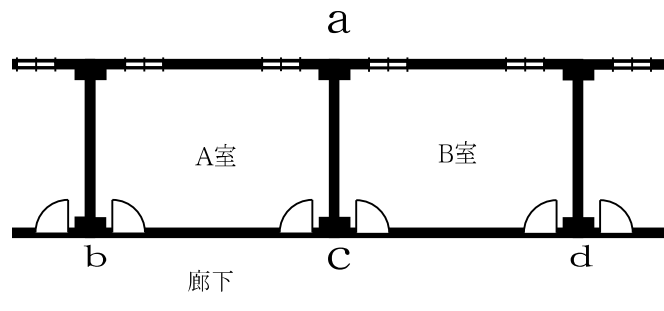
隣接する同時放射区域
 第27-2図

第27-1表

	A	B	C	D	E	F	廊下 a	廊下 b
A	—	○					○	
B	○	—	○				○	○
C		○	—					○
D				—	○		○	
E				○	—	○	○	○
F					○	—		○
廊下 a	○	○		○	○		—	○
廊下 b		○	○		○	○	○	—

- 注 1 ○印は、隣接するものを示す。
 2 廊下 a 及び廊下 b は、同時放射区域 (13 m²) で区分した場合とする。
 3 各室は、一の同時放射区域となっている。

イ 13号告示第4第6号(1)イに規定する、隣接する同時放射区域において、パッケージ型自動消火設備を共用する場合の取扱いは次によること(第27-3図及び第27-2表)。◆



隣接する同時放射区域において自動消火設備を共用する場合の取扱い

第27-3図

第 27-2 表

1	A室とB室間において共用できる場合 (a-c間が右の事項を満たす場合)	① 耐火構造若しくは、準耐火構造又はこれらと同等以上の防火性能を有する壁、間仕切壁等で区画されている。 ② A室とB室間に開口部がない。 ③ A室とB室間に開口部があるときは建基法第2条9号の2口に規定する防火設備である防火戸が設けられている。
2	A室とB室間において共用ができない場合 (a-c間が右の事項のいずれかに該当する場合)	① 上記①～③以外である。 ② ふすま、障子その他これらに類するもので区画されている。
3	A室又はB室と廊下において共用できる場合 (b-c間又はc-d間が右の事項を満たす場合)	① 耐火構造若しくは準耐火構造又はこれらと同等以上の防火性能を有する壁、間仕切壁等で区画されている。 ② A室又はB室間の開口部には、建基法第2条9号の2口に規定する防火設備である防火戸が設けられている。

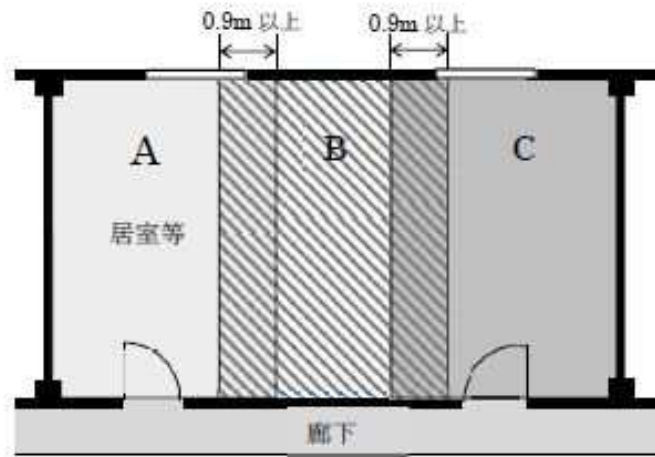
ウ 13号告示第4第6号(1)ハに規定する「火災が発生した同時放射区域以外の同時放射区域に対応する防護区域に設ける放出口から消火薬剤が放射されないように設置する場合」とは、一の同時放射区域が隣接する同時放射区域と壁、床、天井、戸(ふすま、障子その他これらに類するものを除く。以下同じ。)等で区画されている場合のほか、次のいずれかにより火災が発生した同時放射区域以外には消火薬剤を放射させない措置をした場合とする。◆

(ア) 一の同時放射区域に対し消火薬剤を放射した後、他の同時放射区域から異なる2以上の火災信号を受信しても当該他の同時放射区域に係る選択弁等が作動しないように受信装置が制御されたもの

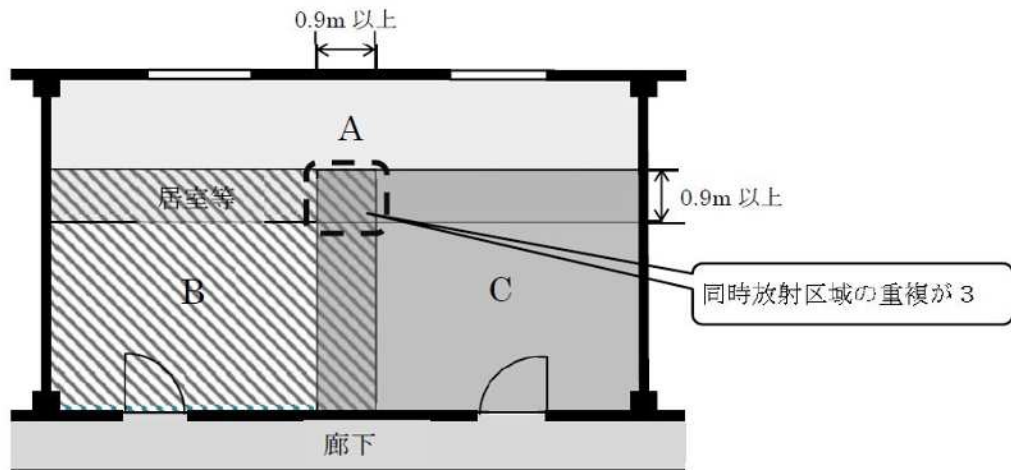
(イ) 火災信号の受信を遮断する機能等を用いることにより、受信装置が一の同時放射区域において異なる2以上の火災信号を受信した後に、他の同時放射区域から火災信号を受信しないように措置されたもの

(ウ) エにより同時放射区域を重複させる部分の中央付近に天井面から35cm以上下方に突出した難燃性のたれ壁が設置されたもの

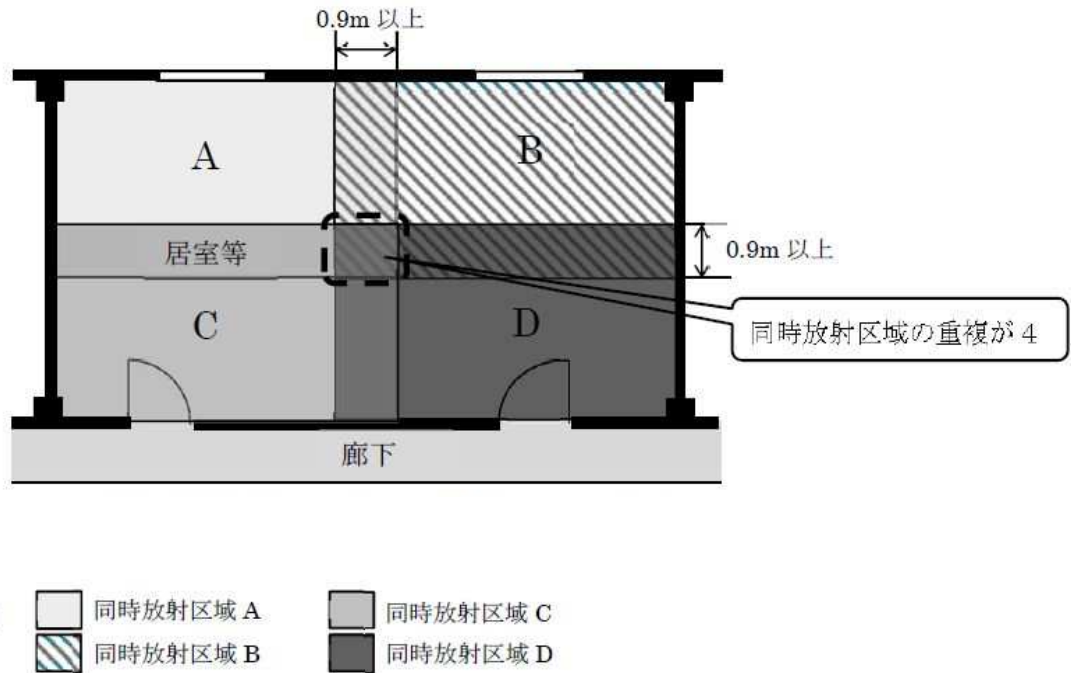
エ 13号告示第4第6号(1)ハの規定により、隣接する同時放射区域間で設備を共用する場合におけるそれぞれの同時放射区域は、隣接する同時放射区域と壁、床、天井、戸等で区画されている場合を除き、境界部分を0.9m以上重複させて設定すること(第27-4図)。また、ウ(ウ)の場合にあつては同時放射区域の重複が2を超えないこと(第27-5図及び第27-6図)。



第 27-4 図 隣接する同時放射区域の設置方法



第 27-5 図 ウ (ウ) の場合において設定できない例①



第 27-6 図 ウ (ウ) の場合において設定できない例②

オ ウ (ア) の措置を可能とするため、13 号告示第 11 第 3 号において一の作動装置等に起動信号を発信した後は、他の作動装置等に起動信号を発信しなくてもよいが、同告示第 4 第 6 号 (1) イ、ロ及びハに掲げる場合以外の場合には、隣接する同時放射区域間で受信装置の共用が認められていないことから、隣接する同時放射区域において、各受信装置が異なる 2 以上の火災信号を受信したときには、それぞれ対応する同時放射区域に係る選択弁等に起動信号を発信する必要があることに留意すること。

(3) 放出導管及び消火薬剤貯蔵容器等

13 号告示第 8 及び第 9 によるほか、「スプリンクラー設備等の耐震措置に関するガイドライン」及び「スプリンクラー設備及びパッケージ型自動消火設備 I 型の耐震措置マニュアル」に基づき施工すること。

2 パッケージ型自動消火設備 (II 型) について◆

(1) 可燃性の可燃物が存し消火が困難と認められるものについて

ア 13 号告示第 3 第 2 号に規定する「可燃性の可燃物が存し消火が困難と認められるもの」とは、表面が合成皮革製のソファ等で特に燃焼速度が速いものとして次のいずれにも該当するものが設置されている防火対象物又はその部分とする。

(ア) 座面 (正面幅がおおむね 800mm 以上あるもの) 及び背面からなるもの。

(イ) 表面が合成皮革、クッション材が主にポリウレタンで構成されているもの。

イ 布団又はベッドが設置されている防火対象物又はその部分 (アに該当するものを除く。) は、「可燃性の可燃物が存し消火が困難と認められるもの」に該当しない。

(2) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げについて

13 号告示第 4 第 8 号に規定する「通常の火災による火熱が加えられた場合に、加

熱開始後一定の時間建基施令第 108 条の 2 各号に掲げる要件を満たす性能を有する材料」(以下「不燃性材料」という。)とは、建築基準法令に規定する不燃材料、準不燃材料又は難燃材料等とする。

また、不燃性材料で仕上げをした試験室のみで消火性能を判定したⅡ型については、試験室の仕上げに用いた材料と同等以上の性能を有する材料で仕上げをした部分にのみ放出口を設置することができるが、この場合に防火対象物全体に仕上げを行う必要はなく、13 号告示第 4 第 7 号に規定する放出口の設置が必要な部分にのみ仕上げを行えば足りる。

(3) 床面から放出口の取付け面までの高さについて

13 号告示第 5 第 4 号 (二) の規定により、床面から放出口の取付け面までの高さを 2.5m 以下としているが、同告示第 17 第 2 号の消火試験において 2.5m を超える高さで消火性能が確認できたものにあつては、当該高さ以下とすることができる。

(4) 既に設置されている自動消火設備のうち、住宅用下方放出型自動消火装置等でパッケージ型自動消火設備 (Ⅱ型) と同等の性能を有することが確認されたものについては、パッケージ型自動消火設備 (Ⅱ型) として取り扱うことができる。

第6章 特定共同住宅等

第1 特定共同住宅等の取扱いについて（平成19年3月15日付け消防長通知抜粋）

- 1 特定共同住宅等の取扱いについては、「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成17年総務省令第40号。以下「省令第40号」という。）及び関係告示等に基づき運用するものとする。
- 2 省令第40号において必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等以外の設備（消防法第17条第1項の消防用設備等）を設置する場合は、第5章消防用設備等の技術上の運用基準に基づき指導すること。

* 連結送水管の例（第5章第22連結送水管の2「高層建築物等に設ける連結送水管は、地階を除く階数が11以上又は床面の高さが地盤面から31mを超える各階には、次により放水口、放水器具を設置すること」の規定については、これを適用すること。）

消防用設備等	消防法施行規則の規定	現行の行政指導指針
連結送水管	・ 11階以上の階に3階層以内ごとに放水用器具格納箱（筒先2、ホース4）を設置	・ 11階以上の各階に放水用器具格納箱（筒先1、ホース2）を設置

※今後も引き続き下線のとおり運用

- 3 適用期日
この取扱いは平成19年4月1日から適用する。

第2 省令第40号（特定共同住宅等）事前チェック表

省令第40号に基づく特定共同住宅等として取り扱う防火対象物については、消防同意時等に、建築主又は代理者に「省令第40号（特定共同住宅等）事前チェック表」を提出させるものとする。

第3 共同住宅用自動火災報知設備の鳴動設定時間について

共同住宅用自動火災報知設備の鳴動設定時間については、次のとおりとする。

- (1) 火災が発生した旨の警報は、感知器発報後「2分」に設定すること。
- (2) 逐次鳴動機能（再鳴動機能）を有する住棟受信機を設置するものにあつては、第

5章第12自動火災報知設備7(4)オを準用する。

- (3) 全域鳴動設定時間の時間設定は不要とする。ただし、住棟受信機の機種により設定する必要がある場合は、8分設定とする。

第4 特例について

- 1 省令第40号により、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備が設置されている特定共同住宅等（省令第40号第2条第1号に規定する特定共同住宅等をいう。以下同じ。）において、省令第40号第2条第3号に規定する共用室の中又は同省令第2条第4号に規定する共用部分（以下「共用部分等」という。）に可動式ブースを設けることにより、当該可動式ブース内にスプリンクラーヘッド及び感知器の設置が必要と認められる場合であっても、第5章第4スプリンクラー設備1(3)イ(イ)iを準用することにより、政令第32条の規定を適用し、これらの設置を要しないこととして、差し支えないものであることとする。
- 2 省令第40号により、共同住宅用自動火災報知設備が設置されている特定共同住宅等において、共用部分等に可動式ブースを設けることにより、当該可動式ブース内に音声警報装置の設置が必要と認められる場合であっても、第5章第16非常警報設備2(3)オを準用することにより、政令第32条の規定を適用し、その設置を要しないこととして、差し支えないものであることとする。
- 3 特定共同住宅等において、省令第40号第2条第4号に規定する共用部分に可動式ブースを設けることにより、当該防火対象物が「特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件」（平成17年消防庁告示第2号）又は「特定共同住宅等の構造類型を定める件」（平成17年消防庁告示第3号）に定める基準に適合しなくなる場合であっても、第5章第4スプリンクラー設備1(3)イ(イ)iを準用することにより、政令第32条の規定を適用し、引き続き、省令第40号に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置を認めることとして、差し支えないものであることとする。

第5 その他

「消防法の一部改正に伴う共同住宅の取扱いについて」（昭和36年8月1日付け自消乙予発第118号）、「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」（昭和50年5月1日付け消防安第49号）、「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」（昭和61年12月5日付け消防予第170号）、「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の細則について」（昭和50年12月13日付け消防安第190号）及び「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」（平成7年10月5日付け消防予第220号）の通知が適用されている既存の共同住宅等であって、それぞれの通知による基準に適合しているものについては、引き

続き通知に基づく消防用設備等の特例を認めて差し支えないものであることとする。また、第4の特例についても、準用して取り扱うものとする。

<省令第40号(特定共同住宅等) 事前チェック表>
氏名

防火対象物の概要	名称	所在地 相模原市 区
	用途	令8区画 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無 ※該当の場合、区画形成の分かる図面を添付すること。
	階数 (/)・建築面積 (m ²)・延べ面積 (m ²)	
特定共同住宅等の 類型	<input type="checkbox"/> 二方向避難型特定共同住宅等 (地階を除く階数が <input type="checkbox"/> 5以下・ <input type="checkbox"/> 10以下・ <input type="checkbox"/> 11以上)	
	<input type="checkbox"/> 開放型特定共同住宅等 (地階を除く階数が <input type="checkbox"/> 5以下・ <input type="checkbox"/> 10以下・ <input type="checkbox"/> 11以上)	
	<input type="checkbox"/> 二方向避難・開放型特定共同住宅等 (地階を除く階数が <input type="checkbox"/> 10以下・ <input type="checkbox"/> 11以上)	
	<input type="checkbox"/> その他の特定共同住宅等 (地階を除く階数が <input type="checkbox"/> 10以下・ <input type="checkbox"/> 11以上)	
必要とされる防火 安全性能を有する 消防の用に供する 設備等	<input type="checkbox"/> 住宅用消火器及び消火器具	<input type="checkbox"/> 共同住宅用非常警報設備
	<input type="checkbox"/> 共同住宅用スプリンクラー設備	<input type="checkbox"/> 共同住宅用連結送水管
	<input type="checkbox"/> 共同住宅用自動火災報知設備	<input type="checkbox"/> 共同住宅用非常コンセント設備
	<input type="checkbox"/> 住戸用自動火災報知設備	

※本チェックリストにおいて、相模原市の運用基準については、該当箇所に◆を明記する。

<確認事項等>

- 1 告示第2号に定める位置、構造及び設備について、要件を満たしているか確認すること。
- 2 告示第3号に定める構造類型について、適用しようとする類型について要件を満たしているか確認すること。
- 3 省令第40号に定める防火安全性能を有する設備等について、基準を満たしているか確認すること。
- 4 非該当の項目にあつては斜線を引くこと。
- 5 防火安全性能の客観的検証を行った部分については、計算書等を添付すること。
- 6 乾式壁の使用がある場合は、別添施工仕様書を添付すること。
- 7 平成22年2月5日付け消防予第59号、平成27年2月27日付け消防予第82号及び平成30年6月1日付け消防予第369号による、省令第40号の改正部分に注意すること。
- 8 詳細にあつては、以下の通知文等を参照すること。

<通知文等>

- 1 平成7年7月28日 消防予第166号(令8区画及び共重区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取り扱いに係る執務資料について)
- 2 平成17年3月25日 消防予第66号(省令等公布通知)(総務省令第40号、告示第2号～第4号の公布について)
- 3 平成17年8月12日 消防予第188号(運用通知)
- 4 平成18年5月30日 消防予第211号(関係告示公布通知)(告示第17号～第20号の公布について)
- 5 平成18年11月30日 消防予第500号(質疑応答)
- 6 平成19年1月30日 事務連絡(188号運用通知に示す検証法についての計算プログラム関係)
- 7 平成19年3月27日 消防予第114号(総務省令第40号等に係る執務資料の送付について)
- 8 平成19年9月3日 消防予第317号(消防用設備等に係る執務資料の送付について)
- 9 平成19年10月5日 消防予第344号(令8区画及び共住区画を貫通する配管等に関する運用について)
- 10 平成22年2月5日 消防予第59号(複合型居住施設に係る省令等の公布について)
- 11 平成27年2月27日 消防予第82号(消防法施行規則及び特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令の公布について)
- 12 平成30年6月1日 消防予第369号(消防法施行規則等の一部を改正する省令の公布について)

※ 昭和50年4月15日付け消防予第41号通知(平成27年2月27日消防予第81号により改正)中「独立した用途に供される部分」(90%、300㎡未満)については、住戸とみなして省令適用は可能。但し、150㎡ごとの防火区画が必要 188号運用通知

※ 各用語の定義（省令第40号第2条抜粋）

- ・住戸利用施設…特定共同住宅等の部分であって、令別表第一(5)項イ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供されるもの
- ・特定住戸利用施設…住戸利用施設のうち、次に掲げる部分で、消防法施行規則第12条の2第1項又は第3項に規定する構造を有するもの以外のもの
 - イ 令別表第一(6)項ロ(1)に掲げる防火対象物の用途に供される部分
 - ロ 令別表第一(6)項ロ(5)に掲げる防火対象物の用途に供される部分（規則第12条の3に規定する者を主として入所させるもの以外のものにあつては、床面積が275㎡以上のものに限る。）
- ・住戸等…住戸（下宿の宿泊室、寄宿舎の寝室及び各独立部分で令別表第一(5)項イ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供されるものを含む。以下同じ。）、共用室、管理人室、倉庫、機械室その他これらに類する室※
 - ※ 電気室、受水槽室、ポンプ室、トランクルーム（共用部分の4㎡未満の独立した住戸専用部分を除く 500号質疑）
- ・共用室…居住者が集会、談話等の用に供する室
 - （キッズルーム、来客用宿泊室、カラオケルーム、シアタールームは共用室に該当する 500号質疑）
 - （エントランスホール内に設ける談話スペース等は室の形態を有しない場合は、共用部分とする 500号質疑）
- ・共用部分…廊下、階段、エレベーターホール、エントランスホール、駐車場、共用トイレ◆、駐輪場◆、ゴミ集積場（室の形態でないもの）◆ その他これらに類する部分であつて、住戸等以外の部分

消防庁告示第2号関係（位置、構造及び設備を定める件）

特定共同住宅等の位置、構造及び設備の基準		(告示第2号第3)(第1「趣旨」第2「用語の意義」は省略)	図面 番号
1	主要構造部が、耐火構造であること。		□
2	共用部分の壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根。以下同じ。)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下同じ。)の仕上げを準不燃材料でしたものであること。 →外気に開放された廊下及び階段室等も内装制限の対象となる 500号質疑		□
3	特定共同住宅等の住戸等は、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画してあること。ただし、特定共同住宅等の住戸等の床又は壁(以下単に「床又は壁」という。)並びに当該床又は壁を貫通する配管又は電気配線その他これらに類するもの(以下単に「配管等」という。)及びそれらの貫通部が次に定める基準に適合する場合は、この限りではない。 →下線部について、「堅牢かつ容易に変更できない構造を有することが必要」 188号運用通知 ※乾式壁の使用について(□有・□施工仕様書の添付、□無) 使用の場合は、当該乾式壁に求められる施工方法により施工するものとする。 500号質疑		□
(1)	床又は壁は、耐火構造である。		□
(2)	住戸等の外壁に面する開口部は、当該住戸等に接する他の住戸等の開口部との間に設けられる外壁面から0.5m以上突出した耐火構造のひさし、床、そで壁その他これらに類するもの(以下「ひさし等」という。)で防火上有効に遮られている。ただし、当該住戸等に接する他の住戸等の外壁に面する開口部(直径が0.15m以下の換気口等(防火設備が設けられたものに限る。)及び面積が0.01㎡以下(例)直径0.012m以下)の換気口等を除く。)相互間の距離が、0.9m以上であり、かつ、次に定める基準のいずれかに適合する場合は、この限りでない。 →開口部の前面及び側方から0.5m以内に雨どい等が貫通していないか確認(貫通する場合は鋼管または不燃材とすること) →開口部から0.5m以内に避難ハッチを設けた場合でも告示の基準に適合するものであれば可 500号質疑		□
ア	上下に設けられた開口部(直径0.15m以下の換気口等及び相互間の距離が3.6m以上である開口部を除く。)に防火設備である防火戸が設けられている。		□
イ	住戸等で発生した火災により、当該住戸等から当該住戸等及びそれに接する他の住戸等の外壁に面する開口部を介して他の住戸等へ延焼しないよう措置されたものである。 客観的検証法		□
(3)	住戸等と共用部分を区画する壁は、次に定めるところによる。		□
ア	開口部((ア)から(ウ)までに掲げる換気口等を除く。)には、防火設備(主たる出入口に設けられるものにあつては、随時開くことができる自動閉鎖装置付のものに限る。)である防火戸が設けられている。		□
(ア)	直径0.15m未満の換気口等(開放性のある共用部分に面するものに限る。)		□
(イ)	直径0.15m以上の換気口等であつて、かつ、防火設備が設けられているもの		□
(ウ)	(ア)及び(イ)に掲げるもののほか、開放性のある共用部分以外の共用部分に面し、かつ、防火設備が設けられている換気口等		□
イ	開放型特定共同住宅等及び二方向避難・開放型特定共同住宅等以外の特定共同住宅等の住戸等(共同住宅用スプリンクラー設備が設置されているものを除く。)にあつては、開口部の面積の合計が一の住戸等につき4㎡(共用室にあつては、8㎡)以下である。		□
ウ	イの規定による一の開口部の面積は2㎡以下である。		□
(4)	床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部は、次に定めるところによる。		□
ア	配管の用途は、給排水管、空調用冷温水管、ガス管、冷媒管、配電管その他これらに類するものである。		□
イ	配管等の呼び径は、200mm以下である。		□
ウ	配管等を貫通させるために設ける開口部は、内部の断面積が直径300mmの円の面積以下である。		□
エ	配管等を貫通させるために設ける開口部を床又は壁(住戸等と共用部分を区画する床又は壁を除く。)に二以上設ける場合にあつては、配管等を貫通させるために設ける開口部相互間の距離は、当該開口部の最大直径(当該直径が200mm以下の場合にあつては、200mm)以上である。		□
オ	床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部は、次の(ア)又は(イ)に定めるところによるものである。		□
(ア)	配管は 建築基準法施行令第129条の2の4第1項第7号イ又はロ に適合するものとし、かつ、当該配管と当該配管を貫通させるために設ける開口部とのすき間を不燃材料で埋める。 (下線部抜粋)イ 給水管、配電管その他の管の貫通する部分からそれぞれ両側に1m以内の距離にある部分を不燃材料で造ること。(→半径1mとする) ロ 給水管、配電管その他の管の外径が当該管の用途、材質その他の事項に応じて国土交通大臣が定める数値未満であること。 平成12年建設省告示第1422号		□
(イ)	別に告示で定めるところにより、床又は壁を貫通する配管等及びそれらの貫通部が一体として耐火性能を有しているものとして認められたものである。 告示第4号		□

	カ	配管等には、その表面に可燃物が接触しないような措置を講じる。ただし、当該配管等に可燃物が接触しても発火するおそれがないと認められる場合は、この限りでない。→断熱材による被覆等 500号質疑 及び 消防予344号通知	<input type="checkbox"/>	
特定光庭の基準				
光庭の 有口 無口				
特定光庭に該当 <input type="checkbox"/>				
1	特定光庭は、次の各号に掲げる基準に適合しない光庭をいうものとする。			
(1)	光庭に面する一の住戸等で火災が発生した場合において、当該火災が発生した住戸等（以下「火災住戸等」という。）のすべての開口部から噴出する火炎等の輻射熱により、当該火災住戸等以外の住戸等の光庭に面する開口部が受ける熱量が10kw/m ² 未満である。 客観的検証法			<input type="checkbox"/>
(2)	光庭が避難光庭に該当する場合においては、当該避難光庭は、次に定めるところによるものである。			
ア	火災住戸等（避難光庭に面するものに限る。以下同じ。）のすべての開口部から噴出する火炎等の輻射熱により当該避難光庭に面する廊下及び階段室等を経由して避難する者が受ける熱量が3kw/m ² 未満である。 客観的検証法			<input type="checkbox"/>
イ	避難光庭にあっては次に定めるところによる。			
(7)	避難光庭の高さを当該避難光庭の幅で除した値が2.5未満である。			<input type="checkbox"/>
(イ)	(7)により求めた値が2.5以上の場合にあっては、火災住戸等のすべての開口部から噴出する煙層の温度が4K（ケルビン）以上上昇しない。 客観的検証法			<input type="checkbox"/>
2	特定共同住宅等に特定光庭が存する場合にあっては、当該光庭に面する開口部及び当該光庭に面する特定共同住宅等の住戸等に設ける給湯湯沸設備等（対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）第3条第10号に規定する給湯湯沸設備及び同条第2号に規定するふろがまをいう。以下同じ。）は、次に定める基準に適合するものである。			
(1)	廊下又は階段室等が特定光庭に面して設けられている場合において、当該特定光庭に面して設ける開口部は、次に定めるところによる。			
ア	特定光庭に面する一の開口部の面積が2㎡以下であり、かつ、一の住戸等の開口部の面積の合計が4㎡以下である。ただし、当該開口部が設けられている住戸等に共同住宅用スプリンクラー設備が設けられている場合にあっては、この限りでない。			<input type="checkbox"/>
イ	特定光庭の下端に設けられた開口部が、常時外気に開放され、かつ、当該開口部の有効断面積の合計が、特定光庭の水平投影面積の1/50以上である。			<input type="checkbox"/>
(2)	特定光庭（(1)に定めるものを除く。）に面する開口部にあっては、次に定めるところによる。			
ア	開口部には、防火設備であるはめごろし戸が設けられている。ただし、次に定める特定光庭に面する住戸等の開口部（(イ)の特定光庭に面するものにあっては、4階以下の階に存するものに限る。）に防火設備である防火戸を設ける場合にあっては、この限りでない。			<input type="checkbox"/>
(7)	特定光庭に面して階段（平成14年消防庁告示第7号に適合する屋内避難階段等の部分に限る。）が設けられている当該特定光庭			<input type="checkbox"/>
(イ)	その下端に常時外気に開放された開口部（当該開口部の有効断面積が1㎡以上のものに限る。）が存する特定光庭			<input type="checkbox"/>
イ	異なる住戸等の開口部の相互間の水平距離は、次に定めるところによる。ただし、住戸等の開口部の上端から上方に垂直距離1.5m（当該開口部に防火設備であるはめごろし戸が設けられている場合にあっては、0.9m）以上の範囲にある他の住戸等の開口部については、この限りでない。			<input type="checkbox"/>
(7)	同一の壁面に設けられるもの（当該開口部相互間の壁面に0.5m以上突出したひさし等で防火上有効に遮られている場合を除く。）にあっては、0.9m以上			<input type="checkbox"/>
(イ)	異なる壁面に設けるものにあっては、2.4m（当該開口部に防火設備であるはめごろし戸が設けられている場合にあっては、2m）以上			<input type="checkbox"/>
ウ	異なる住戸等の開口部の相互間の垂直距離は、1.5m（当該開口部に防火設備であるはめごろし戸が設けられている場合は、0.9m）以上（同一壁面上の当該開口部相互間の壁面に0.5m以上突出したひさし等で防火上有効に遮られている場合を除く。）である。ただし、同一の壁面に設けられる場合にあっては、当該開口部の側端から水平方向に0.9m、異なる壁面に設けられる場合にあっては、当該開口部の側端から2.4m（当該開口部に防火設備であるはめごろし戸が設けられている場合にあっては、2m）以上の範囲にある他の住戸等の開口部については、この限りでない。			<input type="checkbox"/>
エ	一の開口部の面積が1㎡以下であり、かつ、一の住戸等の一の階の開口部の面積の合計が2㎡以下である。			<input type="checkbox"/>
(3)	特定光庭に面して給湯湯沸設備等を設ける場合は、次に定めるところによる。			
ア	平成14年消防庁告示第7号に適合する屋内避難階段等の部分が存する特定光庭に限り、設置することができる。			<input type="checkbox"/>

	イ 防火上有効な措置が講じられたものである。	□
--	------------------------	---

消防庁告示第3号関係（構造類型を定める件）

特定共同住宅等の構造類型の基準		図面番号
1	趣旨 この告示は、特定共同住宅等の構造類型を定めるものとする。	
2	用語の意義 (1～3号及び6号省略) 4号 階段室型特定共同住宅等…すべての住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口が階段室等に面する特定共同住宅 5号 廊下型特定共同住宅等…すべての住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口が階段室等以外の廊下等の通路に面する特定共同住宅	
3	二方向避難型特定共同住宅等は、特定共同住宅等の住戸等（住戸、共用室及び管理人室に限る。以下第3及び第4において同じ。）において火災が発生した場合に、当該住戸等が存する階の住戸等に存する者が、当該階の住戸等から、少なくとも1以上の避難経路を利用して階段室等（当該住戸等が避難階に存する場合にあっては地上。以下第3において同じ。）まで安全に避難できるようにするため、次号に定めるところにより、2以上の異なる避難経路（避難上有効なバルコニーを含む。以下同じ。）を確保していると認められるものとする。 →避難階に存し、就寝を伴わず浴室が組み込まれていない共用室又は管理人室は除く 500号質疑	
二方向避難型特定共同住宅等は、次に定めるところによる。		
(1)	廊下型特定共同住宅等の階段室等は廊下の端部又は廊下の端部に接する住戸等の主たる出入口に面している。 →「廊下の端部に接する住戸等」について 188号運用通知	□
(2)	住戸等の外気に面する部分に、バルコニーその他これに類するもの（以下「バルコニー等」という。）が避難上有効に設けられている。 →避難上有効なバルコニーとは、 188号運用通知 ①直接外気に開放されていること。 ②避難上支障のない幅員 (60cm以上。車椅子を使用しての避難が想定される場合は80cm以上が望ましい) 500号質疑 及び転落防止上有効な高さの手すり等を有していること。 ③他の住戸等の避難上有効なバルコニー又は階段室等に接続していること。	□
(3)	バルコニー等に面する住戸等の外壁に、消防法施行規則第4条の2の2に規定する避難上有効な開口部が設けられている。	□
(4)	隣接するバルコニー等が隔板等によって隔てられている場合にあっては、当該隔板等が容易に開放し、除去し、又は破壊することができ、かつ、当該隔板等に次に掲げる事項が表示されている。 →隔て板の材質については難燃材料。高さ80cm以上とし、容易に破壊できるもの 500号質疑	□
ア	当該バルコニー等が避難経路として使用される旨	□
イ	当該隔板等を開放し、除去し、又は破壊する方法	□
ウ	当該隔板等の近傍に避難上支障となる物品を置くことを禁ずる旨	□
(5)	住戸等において火災が発生した場合に、当該住戸等が存する階の住戸等に存する者が、当該階の住戸等から、少なくとも1以上の避難経路を利用して階段室等まで安全に避難することができる。ただし、バルコニー等に設けられた避難器具（避難器具用ハッチに格納された金属製避難はしご、救助袋等の避難器具に限る。）により当該階の住戸等から避難階まで避難することができる場合は、この限りではない。 →避難経路として利用できない部分について 188号運用通知 →二方向避難を確保するための避難器具が、消防法令に基づき設置が義務づけられたものには該当しない場合もあるが、この場合、法令による消防用設備等に準じて取り扱われたい 188号運用通知	□
4	開放型特定共同住宅等は、特定共同住宅等の住戸等において火災が発生した場合に、当該住戸等が存する階及びその上階の廊下及び階段室等（階段室型特定共同住宅等における階段室等に限る。以下4において同じ。）における消火、避難その他の消防の活動に支障を生じないものとして、次号に定めるところにより、廊下及び階段室等が開放性を有すると認められるものとする。 →避難階に存し、就寝を伴わず浴室が組み込まれていない共用室又は管理人室は除く 500号質疑	
開放型特定共同住宅等は、次に定めるところによる。		

(1)	<p>すべての階の廊下及び階段室等が隣地境界線から1m又は他の建築物等の外壁との中心線から1m以上離れている。</p> <p>→廊下又は階段室等の一部が1m以上離れていないが、「1m未満の位置にないもの」として取り扱って差し支えない場合は次のとおり。 [188号運用通知]</p> <p>① 1m未満である部分が、廊下端部を含む場合 当該部分が告示第3号第4第2号(4)ロ(本表4(4)イ)の「外気に面しない部分」(長さ6m以下かつ幅員の4倍以下)を満たすとき</p> <p>② 1m未満である部分が、廊下端部を含まない場合 当該部分を告示第3号第4第2号(4)イ(イ)d(本表4(4)ア(ア)d)の「風雨等を遮るために設ける壁」とみなす、 又は、廊下全体を同号(4)イ(ロ)(本表4(4)ア(イ))の方法により客観的検証にて確認したとき [客観的検証法]</p> <p>→他の建築物のうち、次に掲げる構造のものは、1m以上離れていないが、「1m未満の位置にないもの」として取り扱って差し支えないものであること。◆</p> <p>①多段式の機械式駐車場、カーポート、サイクルポート(廊下及び階段室等に面して壁が設けられていないものに限る。) ◆</p> <p>②不燃材料で作られたメッシュフェンス、ネットフェンス等◆</p> <p>③廊下の手すり等の高さに満たない塀、擁壁、植栽等◆</p>	□		
(2)	<p>すべての階の廊下及び階段室等が特定光庭に面していない。</p>	□		
(3)	<p>直接外気に開放されていないエントランスホール等(以下単に「エントランスホール等」という。)が避難階に存する場合にあっては、当該エントランスホール等が次に定める基準に適合する。</p>	□	□	
	<p>ア 避難階以外の階及びエントランスホール等に面する住戸等から当該エントランスホール等を経由しないで避難することができる経路がある。</p> <p>イ エントランスホール等は、避難階以外の階にわたらないものとする。ただし、当該エントランスホール等が耐火構造の床又は壁で当該避難階以外の階と区画されている場合(当該エントランスホール等と特定共同住宅等の部分を区画する床又は壁に開口部を設ける場合にあっては、防火設備であるはめごろし戸が設けられているものに限る。)にあっては、この限りでない。</p>	□		
(4)	<p>廊下は、次に定めるところによるものである。</p>	□	□	
ア	<p>すべての階の廊下は、次の(ア)又は(イ)に定めるところによる。</p>	□	□	
	(7)	<p>すべての階の廊下は、次のaからdまでに定めるところによる。</p>	□	□
	a	<p>各階の外気に面する部分の面積(廊下の端部に接する垂直面の面積を除く。)は、当該階の見付面積の1/3を超えている。→見付面積の算定について [500号質疑]</p> <p>→「廊下の端部に接する垂直面の面積」とは、廊下の両端部の外気に面する部分の面積をいうもの [188号運用通知]</p> <p>→外気に面する部分に風雨等を遮るための防風スクリーン等を設けた場合は、当該部分は開放部分とみなすことはできない。◆</p>	□	
	b	<p>外気に面する部分の上部に垂れ壁等を設ける場合は、当該垂れ壁等の下端から天井までの高さは、30cm以下である。</p>	□	
	c	<p>手すり等の上端から垂れ壁等の下端までの高さは、1m以上である。</p> <p>→「手すり等」には、さく、金網等の開放性のあるものは含まれない [188号運用通知]</p>	□	
	d	<p>外気に面する部分に風雨等を遮るために壁等を設ける場合にあっては、当該壁等の幅を2m以下とし、かつ、当該壁等相互間の距離を1m以上とする。</p> <p>→廊下の一部に外気に面しない部分が存する場合は、この規定と同様に扱う。◆</p>	□	
(イ)	<p>特定共同住宅等の住戸等で火災が発生した場合に、当該住戸等の開口部から噴出する煙により、すべての階の廊下において、消火、避難その他の消防の活動に支障になる高さ(床面からの高さ1.8mをいう。)まで煙が降下しない。 [客観的検証法]</p>	□		
イ	<p>外気に面しない部分が存する場合にあっては、当該外気に面しない部分の長さは、6m以下であり、かつ、当該外気に面しない部分の幅員の4倍以下である。</p> <p>→廊下の中心線の距離とする [188号運用通知]</p> <p>→直接外気に開放されていない廊下又は階段室について [188号運用通知]</p> <p>① 廊下型特定共同住宅等 住戸又は共用室の主たる出入口が面する廊下の一部又は全部に周囲の4面が壁等により囲まれている部分が存する特定共同住宅等は、開放型特定共同住宅等には該当しないもの。</p>	□		
	<p>② 階段室型特定共同住宅等 住戸又は共用室の主たる出入口が面する階段室の一部又は全部に周囲の4面が壁等により囲まれている部分が存する特定共同住宅等は、開放型特定共同住宅等には該当しないもの。</p> <p>→特定共同住宅等の同一の階に存する廊下又は階段室等の一部が、隣地境界線又は他の建築物等の外壁との中心線から1m以下の位置にあるもの他の例示 [188号運用通知]</p>	□		

	(5)	階段室等は、次のア又はイに定めるところによるものである。			
	ア	平成14年消防庁告示第7号に適合する開口部を有する。		<input type="checkbox"/>	
	イ	特定共同住宅等の住戸等で火災が発生した場合に、当該住戸等の開口部から噴出する煙により、階段室等において、消火、避難その他の消防の活動に支障になる高さ（床面からの高さ1.8mをいう。）まで煙が降下しない。 客観的検証法		<input type="checkbox"/>	

省令第40号関係

必要とされる初期拡大抑制性能及び避難安全支援性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準					図面番号
1	住宅用消火器及び消火器具は、次の（1）及び（2）に定めるところによる。				
	(1)	住宅用消火器は、住戸、共用室又は管理人室ごとに設置する。 一規則第6条に従い当該住戸、共用室及び管理人室の各部分からの歩行距離が20m以下となるよう共用部分に消火器を設置した場合は、住宅用消火器の設置を免除して差し支えない 500号質疑		<input type="checkbox"/>	
	(2)	消火器具は、共用部分及び倉庫、機械室等（以下「共用部分等」という。）に、各階ごとに当該共用部分等の各部分から、それぞれ一の消火器具に至る歩行距離が20m以下となるように、令第10条第2項並びに規則第6条から第9条まで（第6条第6項を除く。）及び第11条に定める技術上の基準の例により設置してある。ただし、特定共同住宅等の廊下、階段室等のうち、住宅用消火器が設置された住戸、共用室又は管理人室に面する部分にあつては、消火器具を設置しないことができる。		<input type="checkbox"/>	
2	共同住宅用スプリンクラー設備は、次の（1）から（8）までに定めるところによる。				
	(1)	次のアからウに掲げる階又は部分に設置すること。			
	ア	特定共同住宅等の11階以上の階及び特定住戸利用施設（10階以下の階に存するものに限る。）		<input type="checkbox"/>	
	イ	特定共同住宅等で、住戸利用施設の床面積の合計が3,000㎡以上のものの階のうち、当該部分が存する階（アに掲げる階及び部分を除く。）			
	ウ	特定共同住宅等で、住戸利用施設の床面積の合計が3,000㎡未満のもの階のうち、当該部分が存する階で、当該部分の床面積が、地階又は無窓階にあつては1,000㎡以上、4階以上10階以下の階にあつては1,500㎡以上のもの（アに掲げる階及び部分を除く。）			
	(2)	スプリンクラーヘッドは、住戸、共用室及び管理人室の居室（建築基準法第2条第4号に規定するものをいう。以下同じ。）及び収納室（室の面積が4㎡以上のものをいう。以下同じ。）の天井の室内に面する部分に設ける。		<input type="checkbox"/>	
	(3)	スプリンクラーヘッドは、規則第13条の2第4項第1号（イただし書、ホ及びトを除く。）及び第14条第1項第7号の規定の例により設ける。		<input type="checkbox"/>	
	(4)	水源の水量は、4㎡以上となるように設ける。		<input type="checkbox"/>	
	(5)	共同住宅用スプリンクラー設備は、4個のスプリンクラーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれの先端において、放水圧力が0.1MPa以上で、かつ、放水量が50ℓ/min以上で放水することができる性能のものとする。		<input type="checkbox"/>	
	(6)	非常電源は、規則第14条第1項第6号の2の規定の例により設ける。		<input type="checkbox"/>	
(7)	送水口は、規則第14条第1項第6号の規定の例によるほか、消防ポンプ自動車容易に接近することができる位置に単口形又は双口形の送水口を設ける。		<input type="checkbox"/>		
(8)	（1）から（7）までに規定するもののほか、共同住宅用スプリンクラー設備は、消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合するものである。		<input type="checkbox"/>		
3	共同住宅用自動火災報知設備は、次の（1）から（7）までに定めるところによる。				
	(1)	共同住宅用自動火災報知設備の警戒区域（火災が発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域をいう。以下この号において同じ。）は、防火対象物の二以上の階にわたらないものとする。ただし、当該警戒区域が二以上の階にわたつたとしても防火安全上支障がないものとして消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合する場合は、この限りでない。		<input type="checkbox"/>	
	(2)	一の警戒区域の面積は、1,500㎡以下とし、その一辺の長さは、50m以下とする。ただし、住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口が階段室等以外の廊下等の通路に面する特定共同住宅等に共同住宅用自動火災報知設備を設置する場合に限り、一の警戒区域の一辺の長さを100m以下とすることができる。		<input type="checkbox"/>	
	(3)	共同住宅用自動火災報知設備の感知器は、規則第23条第4項各号（第1号ハ、第7号ヘ及び第7号の5を除く。）及び同条第7項並びに第24条の2第2号及び第5号の規定の例により設ける。		<input type="checkbox"/>	
	(4)	共同住宅用自動火災報知設備の感知器は、次のアからウまでに掲げる部分の天井又は壁（アの部分の壁に限る。）の屋内に面する部分（天井のない場合にあつては、屋根又は壁の屋内に面する部分）に、有効に火災の発生を感知することができるように設ける。			
	ア	住戸、共用室及び管理人室の居室及び収納室		<input type="checkbox"/>	
	イ	倉庫（室の面積が4㎡以上のものをいう。以下同じ。）、機械室その他これらに類する室		<input type="checkbox"/>	
ウ	直接外気に開放されていない共用部分		<input type="checkbox"/>		

	(5)	非常電源は、規則第24条第4号の規定の例により設ける。	<input type="checkbox"/>
	(6)	住戸利用施設に設ける共同住宅用自動火災報知設備にあっては、住戸利用施設で発生した火災を、当該住戸利用施設の関係者（所有者又は管理者をいう。）又は当該関係者に雇用されている者（当該住戸利用施設で勤務している者に限る。）（以下「関係者等」という。）に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けること。	<input type="checkbox"/>
	(7)	(1) から (6) までに規定するもののほか、共同住宅用自動火災報知設備は、消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合するものである。	<input type="checkbox"/>
4	住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備は、次の(1) から (6) までに定めるところによる。		
	(1)	住戸用自動火災報知設備は、住戸等及び共用部分に設置する。	<input type="checkbox"/>
	(2)	住戸用自動火災報知設備の警戒区域は、3(1) 及び(2) の規定の例による。	<input type="checkbox"/>
	(3)	住戸用自動火災報知設備の感知器は、3(3) 及び(4) の規定の例による。	<input type="checkbox"/>
	(4)	住戸利用施設に設ける住戸用自動火災報知設備にあっては、住戸利用施設で発生した火災を、当該住戸利用施設の関係者等に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置を設けること。	<input type="checkbox"/>
	(5)	共同住宅用非常警報設備は、直接外気に開放されていない共用部分以外の共用部分に設置することができること。	<input type="checkbox"/>
	(6)	(1) から (5) までに規定するもののほか、住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備は、消防庁長官が定める設置及び維持に関する技術上の基準に適合するものである。	<input type="checkbox"/>
次の1及び2掲げるときに限り、1及び2に掲げる特定共同住宅等における必要とされる初期拡大抑制性能を主として有する消防の用に供する設備等を設置しないことができる。			
1	◇設置しないことができる設備 共同住宅用スプリンクラー設備		
	(1)	二方向避難・開放型特定共同住宅等(2(1)アに掲げる部分に限り、特定住戸利用施設を除く。)又は開放型特定共同住宅等(2(1)アに掲げる部分のうち、14階以下のものに限り、特定住戸利用施設を除く。)において、住戸、共用室及び管理人室の壁並びに天井(天井がない場合にあっては、上階の床又は屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台等を除く。)の仕上げを準不燃材料とし、かつ、共用室と共用室以外の特定共同住宅等の部分(開放型廊下又は開放型階段に面する部分を除く。)を区画する壁に設けられる開口部(規則第13条第2項第1号口の基準に適合するものに限る。)に、特定防火設備である防火戸(規則第13条第2項第1号ハの基準に適合するものに限る。)が設けられているとき。 →便所、浴室及び4㎡未満の収納室、廊下等については、内装制限の対象外 500号質疑	<input type="checkbox"/>
	(2)	10階以下の階に存する特定住戸利用施設を令第12条第1項第1号に掲げる防火対象物とみなして同条第2項第3号の2の規定を適用した場合に設置することができる同号に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備を当該特定住戸利用施設に同項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき(当該特定住戸利用施設に限る。)	
2	◇設置しないことができる設備 共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備 住戸、共用室及び管理人室(住戸利用施設にあるものを除く。)に共同住宅用スプリンクラー設備を前7頁2に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により、設置したとき(当該設備の有効範囲内の部分に限る。)		<input type="checkbox"/>
必要とされる消防活動支援性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準 (住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口等が階段室等に面する特定共同住宅に限る。)			
1	共同住宅用連結送水管は、次の(1) から (3) までに定めるところによる。		
	(1)	放水口は、階段室等又は非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所ごとに、消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置に設ける。	<input type="checkbox"/>
	(2)	放水口は、3階及び当該階から上方に数えた階数3以内ごとに、かつ、特定共同住宅等の各部分から一の放水口に至る歩行距離が50m以下となるように、設ける。	<input type="checkbox"/>
	(3)	(1) 及び(2) に規定するもののほか、共同住宅用連結送水管は、令第29条第2項第2号から第4号まで並びに規則第30条の4及び第31条の規定の例により設置する。	<input type="checkbox"/>
2	共同住宅用非常コンセント設備は、次の(1) から (3) までに定めるところによる。		
	(1)	非常コンセントは、階段室等又は非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所ごとに、消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置に設ける。	<input type="checkbox"/>
	(2)	非常コンセントは、11階及び当該階から上方に数えた階数3以内ごとに、かつ、特定共同住宅等の各部分から一の非常コンセントに至る歩行距離が50m以下となるように、設ける。	<input type="checkbox"/>
	(3)	(1) 及び(2) に規定するもののほか、共同住宅用非常コンセント設備は、令第29条の2第2項第2号及び第3号並びに規則第31条の2の規定の例により設置する。	<input type="checkbox"/>

計画建物におけるその他の消防用設備等

1	消火器具	<input type="checkbox"/>	
2	屋内消火栓設備	<input type="checkbox"/>	
3	水噴霧消火設備	固定式・移動式	<input type="checkbox"/>
		消火薬剤種別（水噴霧 ・ 泡 ・ 不活性ガス ・ ハロゲン ・ 粉末）	<input type="checkbox"/>
4	消防機関へ通報する火災報知設備（加入電話で可）	<input type="checkbox"/>	
5	避難器具	避難ハッチに格納された金属製はしご	<input type="checkbox"/>
		避難ハッチに格納された救助袋	<input type="checkbox"/>
		その他（ ）	<input type="checkbox"/>
6	誘導灯・誘導標識	<input type="checkbox"/>	
7	消防用水	<input type="checkbox"/>	
8	連結散水設備	<input type="checkbox"/>	
9	連結送水管（地階を除く階数が11以上又は床面の高さが地盤面から31mを超える各階に設置する放水用器具の格納箱には、噴霧切替ノズル1本（ベルト、取手付）、媒介金具及び長さ20mの50mmホース2本以上を格納する。）	<input type="checkbox"/>	
10	非常コンセント設備	<input type="checkbox"/>	
11	総合操作盤	<input type="checkbox"/>	
12	その他の消防用設備等（ ）	<input type="checkbox"/>	

